DS 897 S5S5
Shigeyama, Teisuke
Shimonoseki nisennen shi

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/shimonosekinisen00shig

子爵 毛利元雄閣下題字
文部大臣 法學博士 高田早苗閣下題字
文學博士 瀨川秀雄先生序文
文學博士 吉田東伍先生序文
下關市長 法學博士 青木良雄君序文
重山禎介 編

# 下關二千年史 全

關門史談會發行

DS
897
S555

LIBRARY
JUN 9 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

古蹟

可徵

一元雄

臨海館前潮水白
蓬萊宮闕瑞雲生

周南先生遺句

東山峯學人題

下 關 全 景 古 圖 百) 年

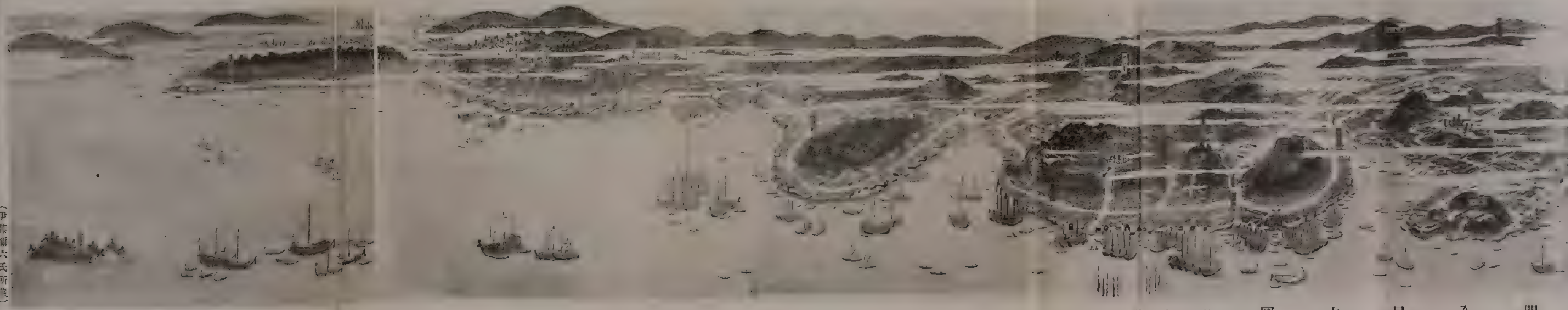

關全景古圖（百年前か）

（伊藤彌六氏所藏）

(豐浦圖書館所藏)

下關地形古圖 (慶應元年)

# 下關地形古圖

本圖は關門海峽古圖の一部にして全圖には左の如き文句あり

御城山邊より馬關彦島沖廣狹尤彦島內諸所道程共測量圖面一分二十間積りに而作之

于時慶應元乙丑歲十一月

石川房太郎
遠藤園八
狩野勝海
林定吉
渡邊駒槌
水川滋三

（下關新市街圖）

下關現地圖

安鎮曼陀羅圖（國寶）

（國分寺所藏）

# 安鎭曼陀羅圖

千餘年前（王朝時代）のものゝ由繪畫として此の時代の作品は全國を通じてその類尠なし

不動明王木像（國寶）

（國分寺所藏）

藥師如來木像（國寶）

（專念寺所藏）

不動明王立像

藥師如來立像

共に千年前の弘仁式のものに屬す弘仁式美術の特色は唐の模倣にして一面同化的萠芽の發現に存す

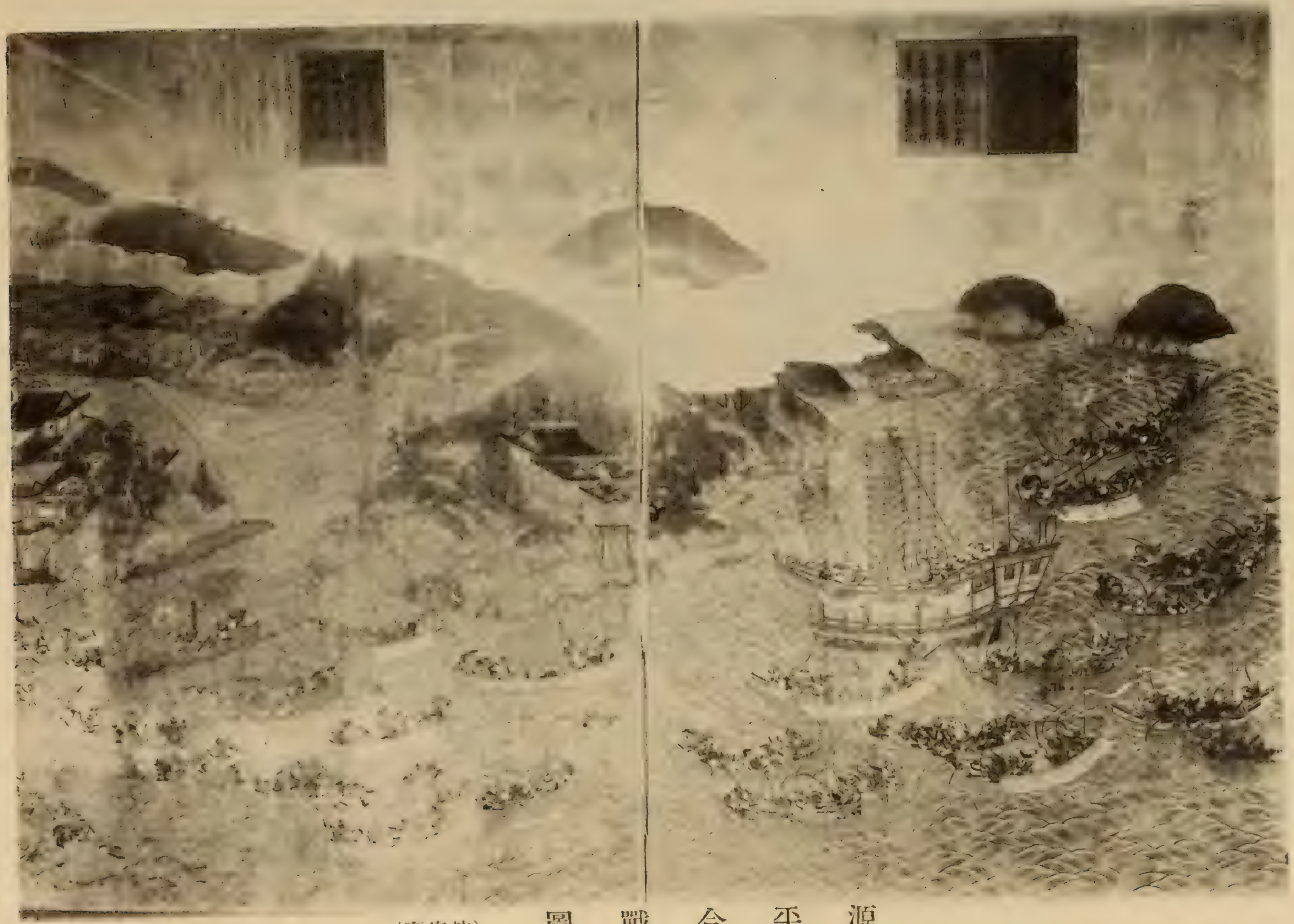

(赤間宮所藏)

源平合戰圖 (禁複寫)

# 壇浦海戰圖

赤間宮所藏安德天皇一代事蹟圖の一部にして狩野元信(四百年前)の作と稱せらる圖より後人の想像圖に過ぎざれども船艦の形式は源平の當時と左迄の相違あらざりしなるべく又龜山が島、東南部が海となり龜山と南部との間に橋のかゝれる以て作圖時代の當地々形を知るの一助とならん

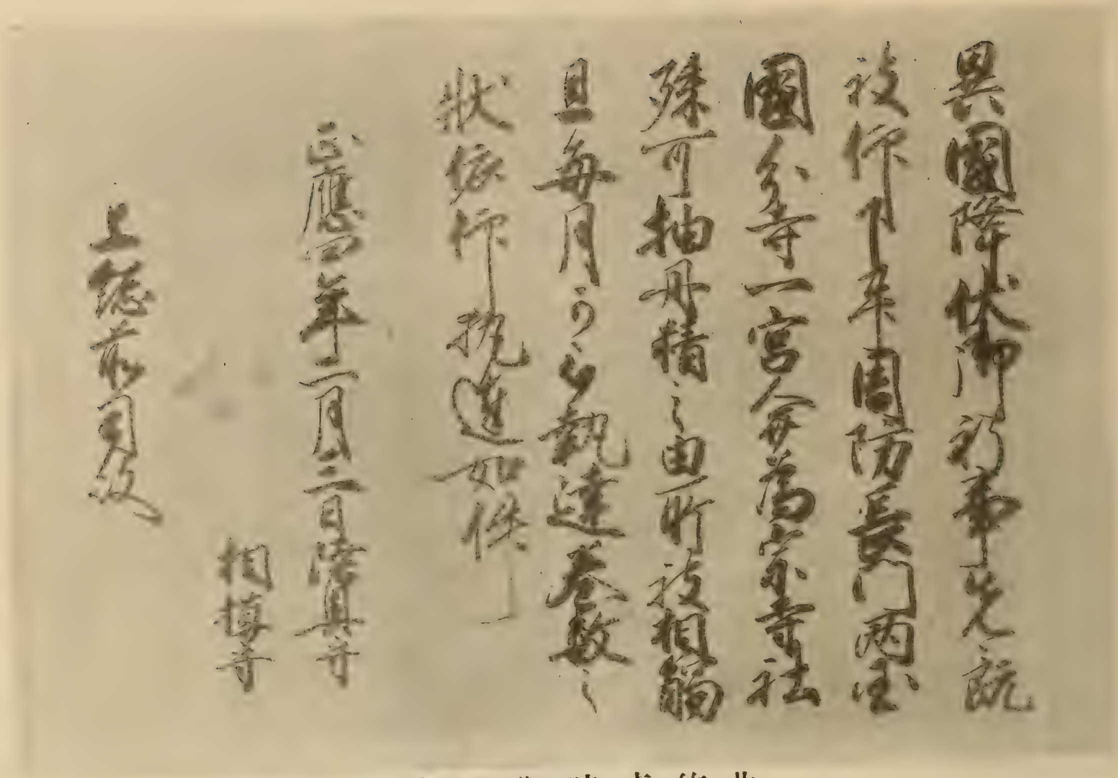

（國分寺所藏）

北條貞時御教書

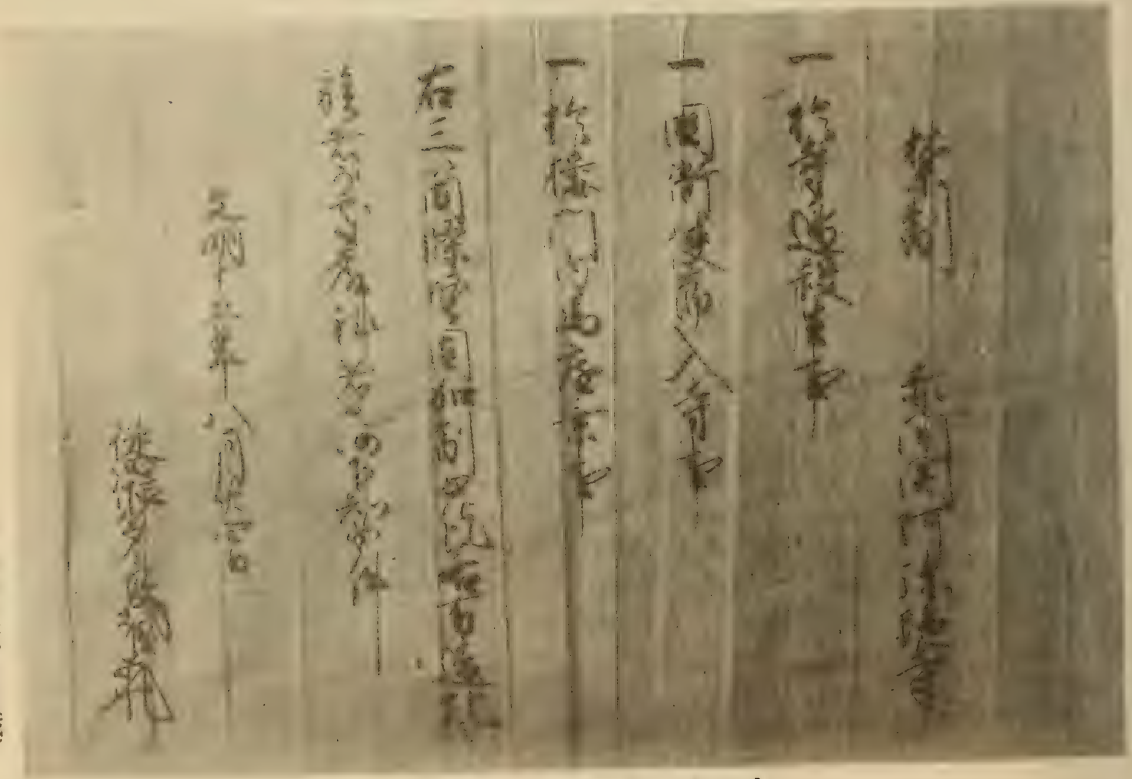

（伊藤房次郎氏所藏）

大內義興判物

# 北條貞時御敎書

鎌倉執權第七代の同氏(陸奥守)が連署宣時(相摸守)さ共に出したる公文書中に異國降伏御祈事云々さ記せるは元に對するもの蓋し文永、弘安の元寇以來公武に於て全國有名の社寺に命じて降伏の祈禱を行はしめられたる一端さ見るべく正應四年は弘安四年を距るこさ七年なり

後宇多院院宣

（國分寺所藏）

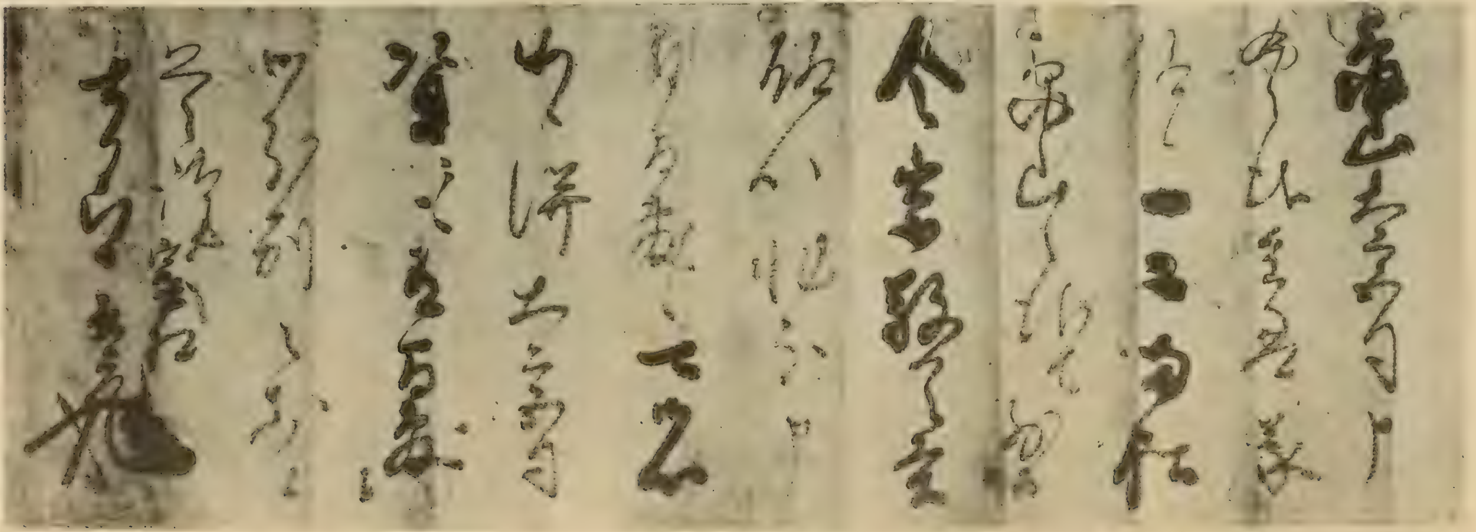

毛利元秀判物

（龜山八幡宮所藏）

## 毛利秀元判物

一、二兩社龜山八幡宮と記せる以て龜山社の長門國に於ける地位を知るべし(本文八三四頁參照)

## 後宇多院々宣

後宇多上皇の旨を受けて院中より出したる文書長門國社寺の中院宣の存するは當國分寺のみなり(八六一頁參照)

豐臣秀吉朱印狀

（伊藤彌六氏所藏）

# 豐臣秀吉朱印狀

豐太閤が朝鮮征伐に際し肥前名護屋に滯陣中同所より赤間關奉行に宛てたる茶壺の送狀（本文三九一頁參照）

（伊藤彌六氏所藏）

宗一鶴書狀

（伊藤房次郎氏所藏）

網預り狀

## 宗一鶴書狀

對馬藩主の當地伊藤氏に宛てし書翰文中に賊船云々とある以て當時玄海灘に海賊の出沒せしを知るべく又伊藤氏の當地に於ける政治的勢力を窺ふべし

## 網預り請狀

文中にあみ座とあるに注意すべし座は中世商工業者等の團體にして獨占的意義を有し座以外のものは同業を營むを得ざる規定なりき今當地近世の文書たる本文に其名稱を見る又興味ありと云ふべし

(鎮守八幡宮所藏)

正親町天皇綸旨

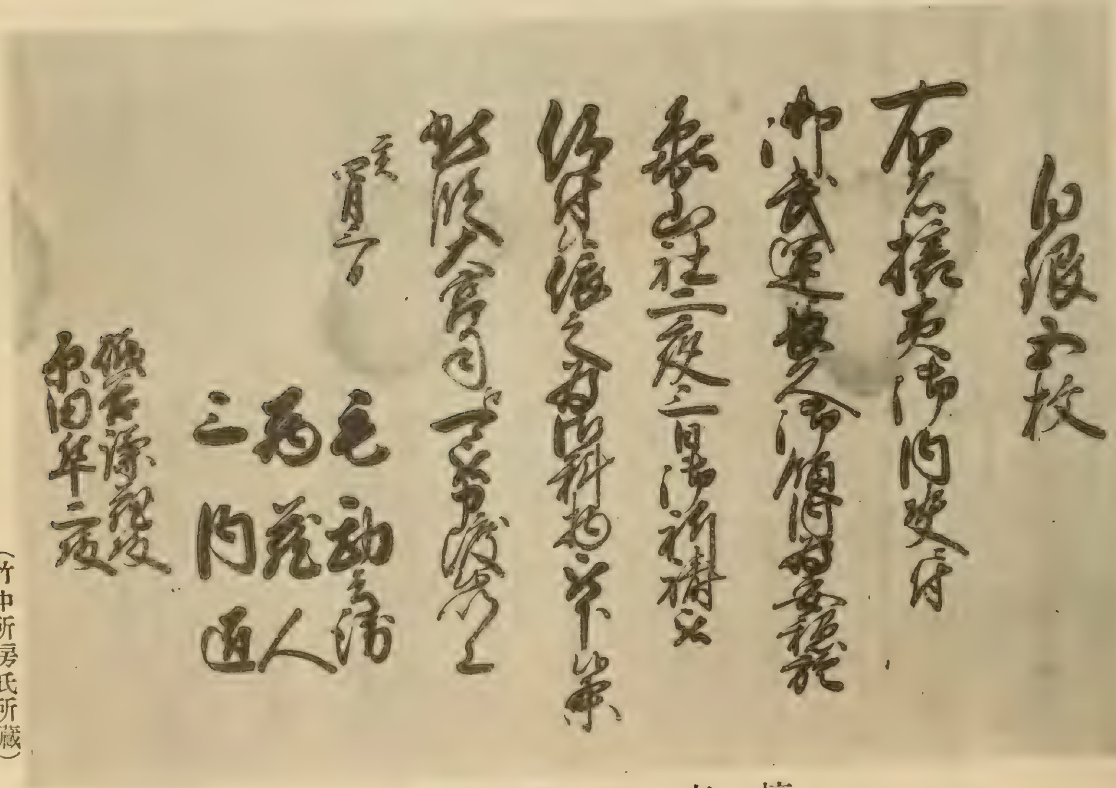
(竹中所房氏所藏)

攘夷祈禱狀

## 正親町天皇綸旨

鎭守、龜山兩八幡宮の祭禮が古くより共同的に行はれたるを見るべし

## 攘夷祈禱狀

長府藩の龜山社に依賴せしもの時に文久三年四月三日(五月十日)の第一回攘夷に先つこと二十餘日なり

(豐浦圖書館所藏)

文久三年外艦砲撃圖

# 文久三年外艦砲擊圖

文久三年八月外艦砲擊圖及び四國聯合艦隊砲擊圖等は當時戰爭に參加せし英人の撮影したるもの尤も後者の内第三圖は繪書を撮影したるなり尚同圖は前田上陸の光景、第四圖は前田砲臺占領の光景なるべし

四國聯合艦隊砲擊圖（其一）

（豐浦圖書館所藏）

同　上（其二）

四國聯合艦隊砲擊圖（其三）

（豐浦圖書館所藏）

同　上（其四）

（同館所藏）

# 英佛米蘭聯合艦隊襲來之圖

五十年前 元治元年

（馬關鹿兒島砲擊始末所載）

小倉戰爭圖 （其一） 門司田

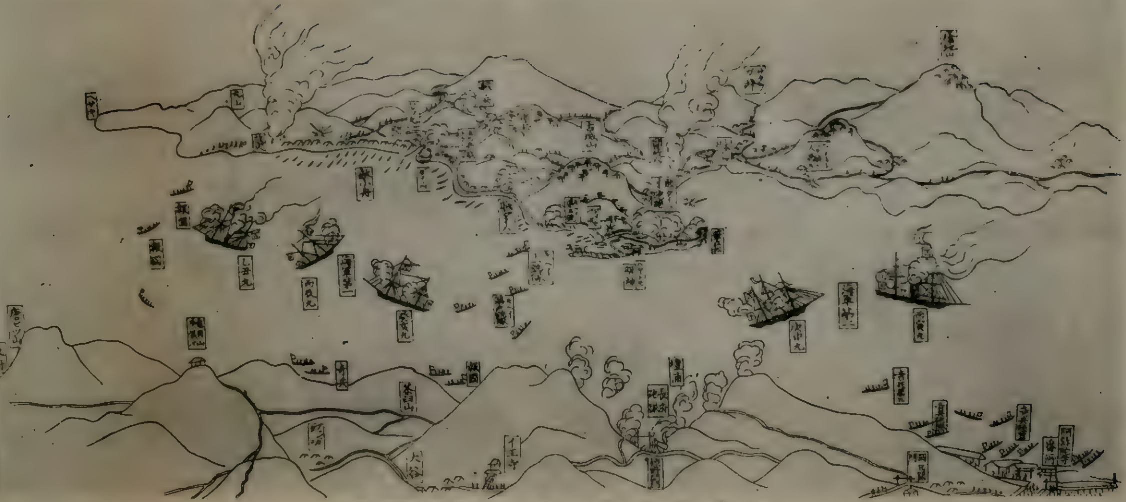

（懷舊記事所載）

小倉戰爭圖　（其一）　門司田浦占領

本圖及び前圖は當時奇兵隊士大石雄太郎氏の實寫したるもの

（懷舊記事所收）

小倉戰爭地圖（大里占領）

與次兵衛塔

(內務省土木出張所)

三輪東阜墓碑

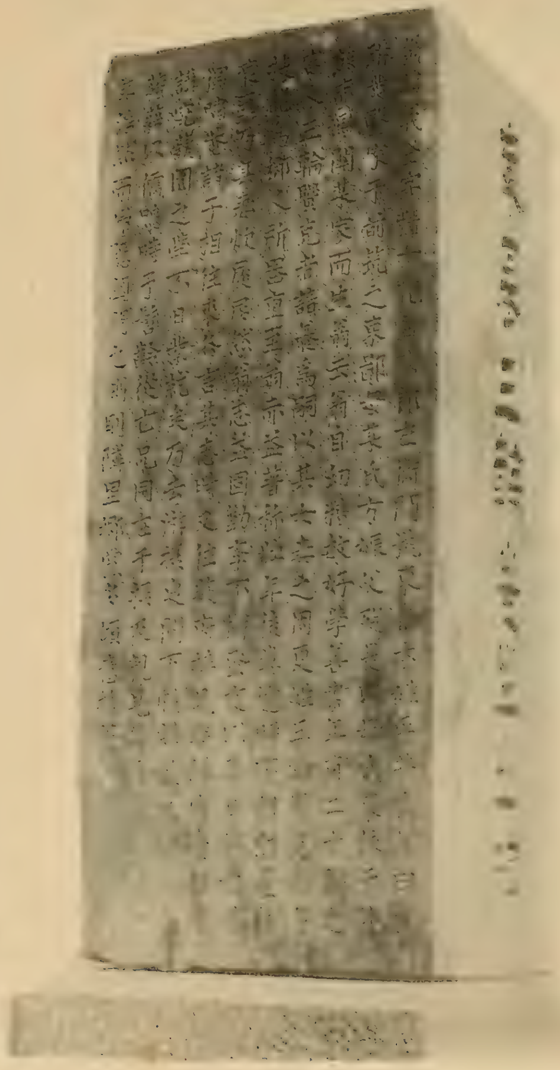

(東部共同墓地)

## 與次兵衛塔

もと後人が與次兵衛の最後を憐み瀨上に建てし塚以前は海上に望むを得しが維新後瀨標に覆はれて一般より忘却さるゝことゝなる昨年の海峽整理の結果今は移されて現場所にあり

## 三輪東皐墓碑

東皐は當地過去教育界の一大恩人(寬政七年歿)碑は門人の建設にかゝり銘は豐浦藩儒小田亨叔の作もと廣巖寺にあり

永富獨嘯庵遺墨

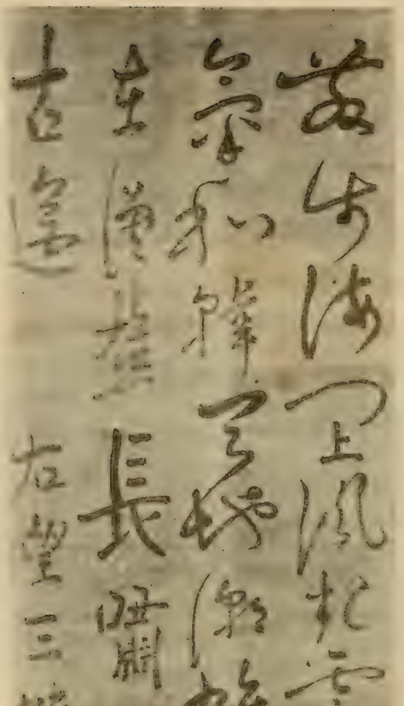

（松岡茂樹氏所藏）

廣江殿峯畫幅

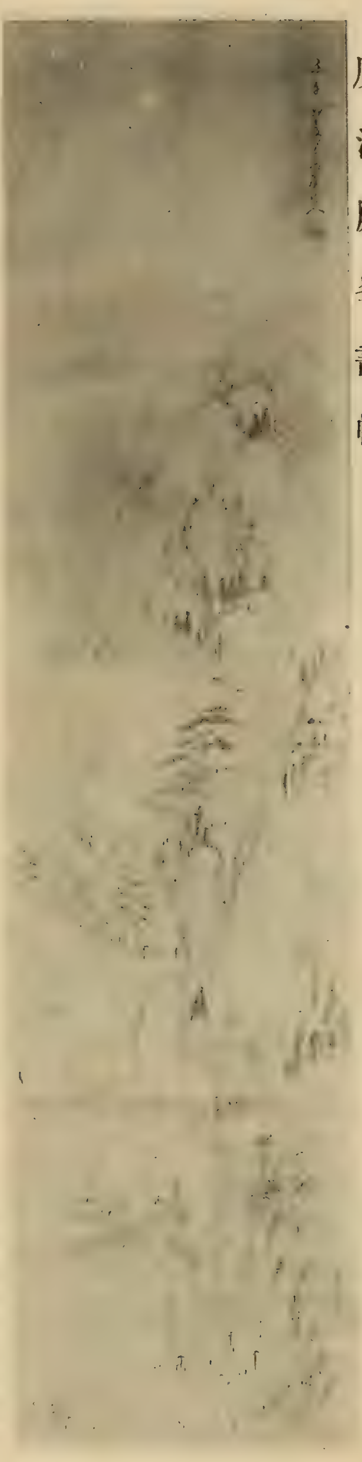

（山名松次郎氏所藏）

## 廣江殿峰畫幅

廣江殿峰は竹崎の人天下の文人と交はり山陽もその一人たり篆刻及び畫をよくす（文政五年歿）

## 永富獨嘯菴遺墨

獨嘯菴は豐浦郡宇部に生れ當地王司町永富氏の養子となり後中央に遊び醫術及び經世に志し天下の學者となる（明和三年歿）

# 廣江殿峯碑銘

（賴山陽撰幷書）

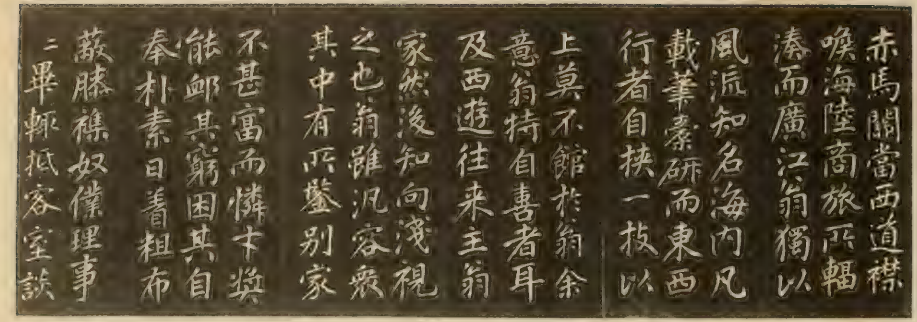

赤馬關當西道襟
喉海陸商旅所輻
湊而廣江翁獨以
風流知名海内凡
載筆橐硏而東西
行者自挾一技以
上莫不館於翁余
意翁特自喜者耳
及西遊往来主翁
家然後知向淺視
之也翁雖汎容衆
其中有所鑒别家
不甚富而憐才奬
能卹其窮困其自
奉朴素日着粗布
蔽膝襍奴僕理事
二畢輙抵客室談

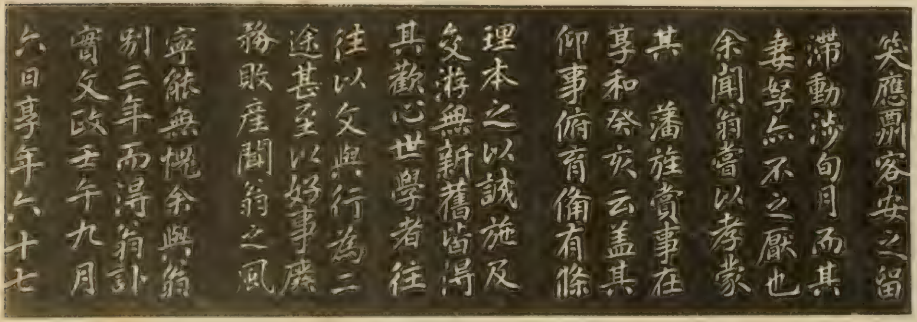

笑應酬客安之留
滯動涉旬月而其
妻孥亦不之厭也
余聞翁嘗以孝蒙
其　藩旌賞事在
享和癸亥云蓋其
仰事俯育備有條
理本之以誠施及
交游無新舊皆得
其歡心世學者往
往以文與行爲二
途甚至以好事廢
務敗産觀翁之風
寧能無愧余與翁
别三年而得翁訃
實文政壬午九月
六日享年六十七

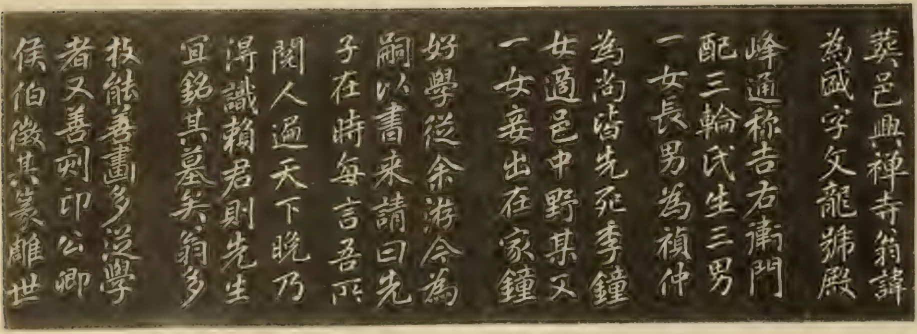

葬邑興禪寺翁諱
爲盛字文龍號殿
峯通称吉右衛門
配三輪氏生三男
一女長男爲禎仲
爲尚皆先死季鍾
女適邑中野某又
一女妾出在家鍾
好學從余游今爲
嗣以書来請曰先
子在時每言吾所
閲人遍天下晩乃
得識賴君則先生
宜銘其墓矣翁多
技能善畫多從學
者又善刻印公卿
侯伯徵其篆雕世

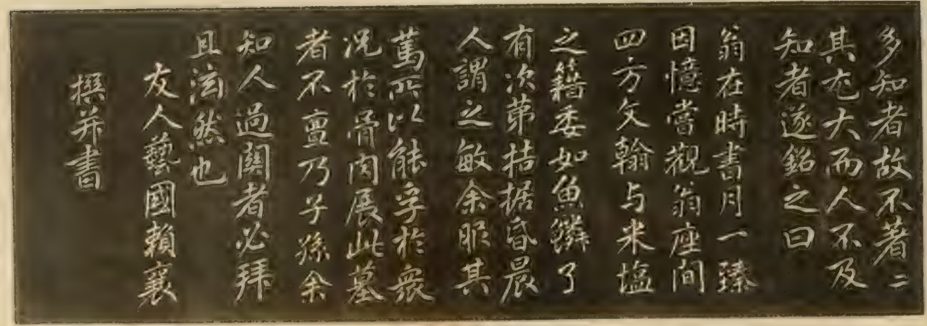

多知者故不著二
其充大而人不及
知者遂銘之曰
翁在時書月一臻
因憶嘗覩翁座間
四方文翰与来塩
之籍委如魚鱗了
有次第拮据昏晨
人謂之敏余服其
篤所以能字於衆
況於骨肉展此墓
者不啻乃子孫余
知人過閲者必拜
且泫然也
友人藝國賴襄
撰幷書

（山名松次郎氏所藏）

# 廣江殿峰碑銘

殿峰の子秋水の囑により山陽の書きたるものの尤も本銘とす山陽遺稿に載するものとは文辭に多少の差異あるは如何にや墓碑は未だ興禪寺に建てられ居らず

小田海僊畫幅

（伊藤房次郎氏所藏）

## 小田海僊畫幅

小田海僊は當地新地の人京師に出で文人畫家の錚々たるものとなる最も臨摸に巧なり頼山陽と親交あり（安政三年歿）

富岳圖

（和蘭甲比丹ドーフ賛
同醫ファイルク畫）

（伊藤彌六氏所藏）

# 富岳圖

文化十一年長崎ホランダ商館長ヘンドリック・ドーフ等が江戸參禮に際し當地滯在中伊藤家の求めに應じて書きしもの日蘭交通史上の珍材料なり賛の意味は山さ谷さは相互關係せざれど人は之れさ異なれり

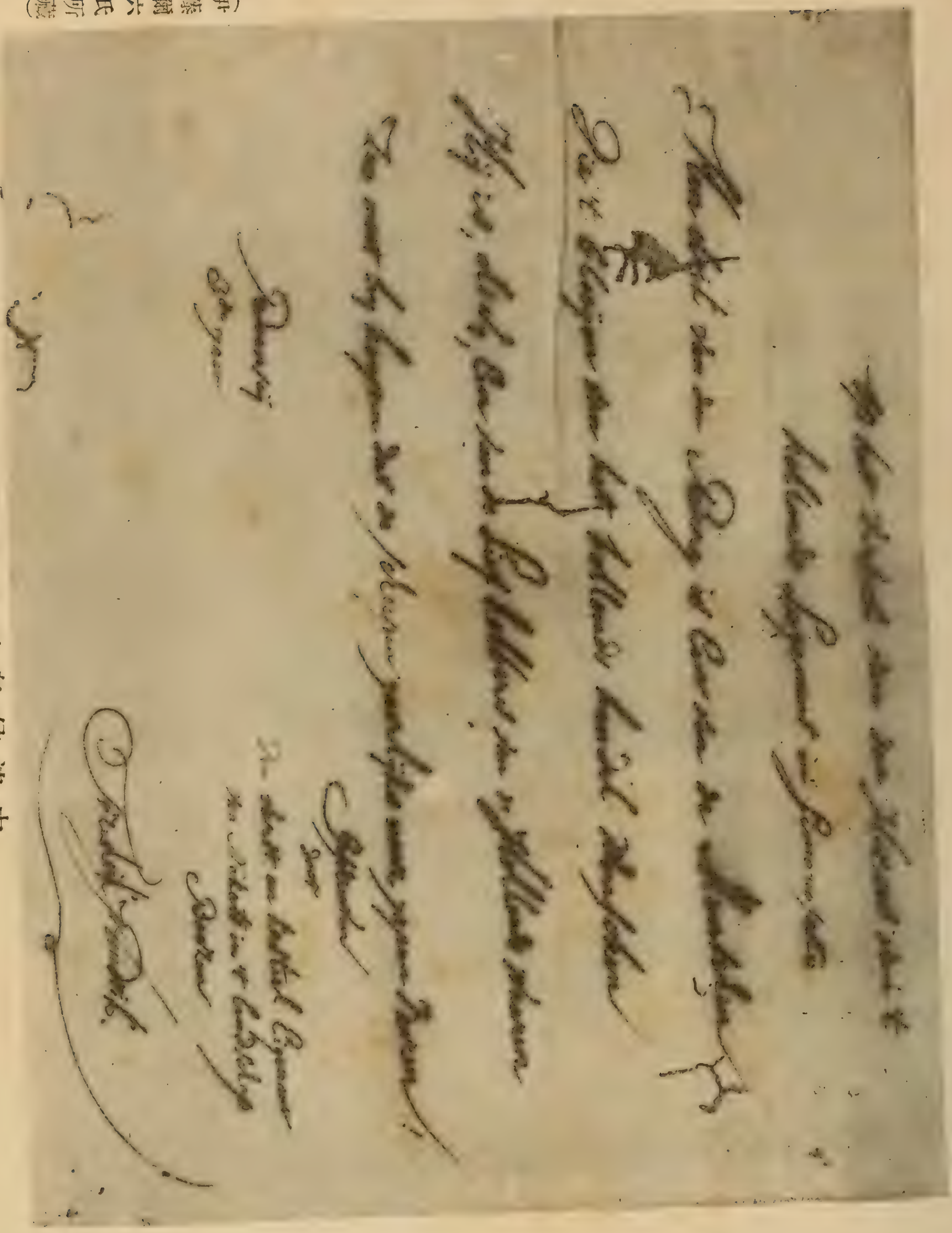

中津侯奥平昌高蘭詩

（伊藤彌六氏所藏）

## 中津侯奥平昌高蘭詩

文政三年中津侯奥平昌高が參勤交替に際し伊藤家に滯在して書きし蘭詩宿主ファン・デン・ベルグ(伊藤杏之亟)は和蘭貿易の隆昌を希望する一人なることを認めたるもの侯はフレデリック・ヘンドリックとハイカラ的の名前を附けたり蓋し本文書は侯の蘭文に巧なりしを語るもの本邦洋學史の一新史料なり(本文四四六頁參照)

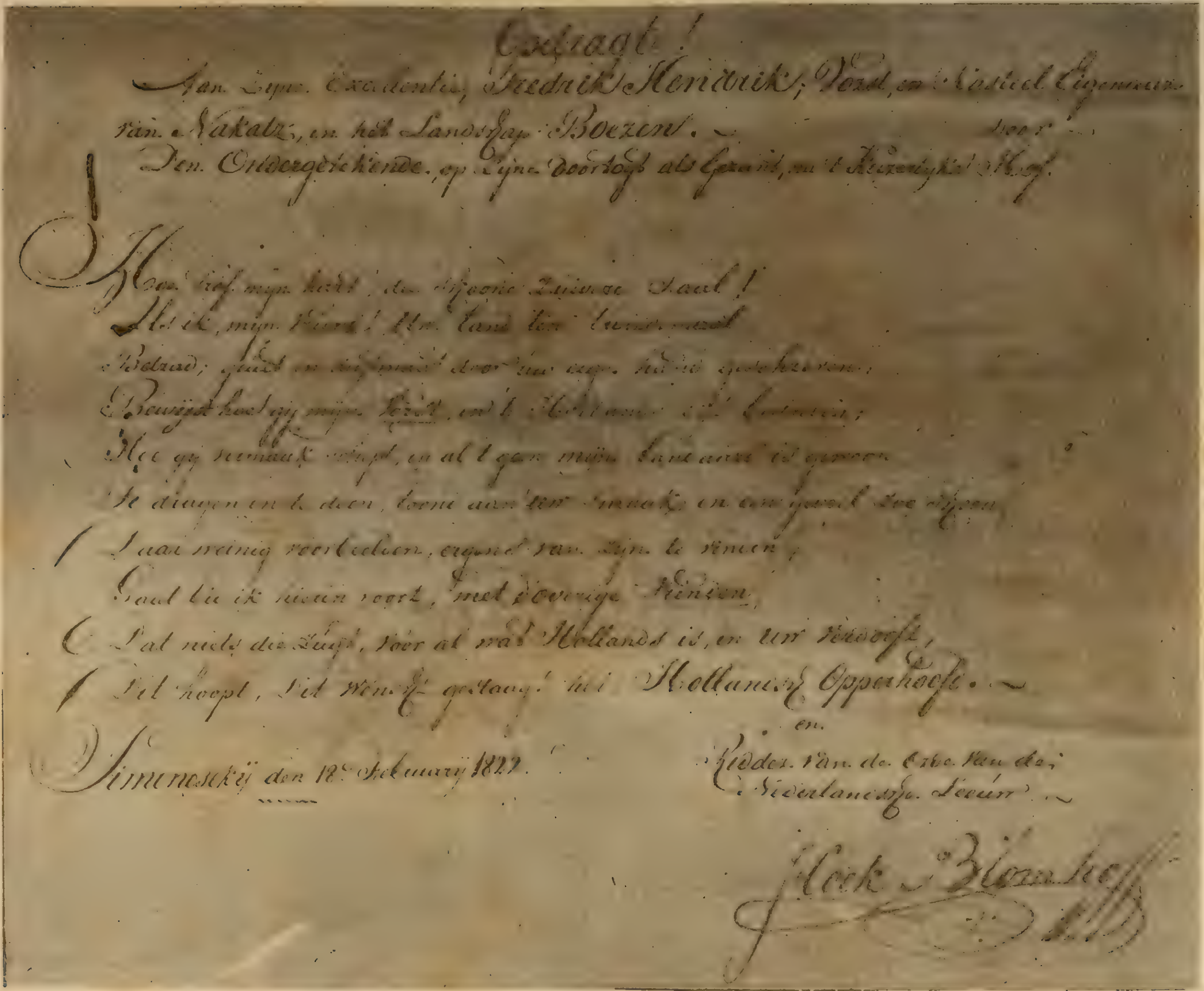
Gedragt!
Aan Zyne Excellentie, Fredrik Hendrik; Vorst, en Kasteel Eigenaar van Nakats, en het Landschap Boezen. — door Den Ondergeteekende, op Zyne doortogt als Gezant, na 't Keizerlyke Hof.

[illegible]

Dat niets die Zugt, voor al wat Hollands is, en uw verwoest,
Dit hoopt, Dit wenscht gestadig! uw Hollandsch Opperhoofd. —
en
Ridder van de Orde van den Nederlandschen Leeuw. —
Simonoseki den 18e February 1822.
Blomhoff

（伊藤彌六氏所藏）

和蘭甲比丹ブロンホフ返翰

# 和蘭甲比丹ブロンホフ答詩

文政五年長崎オランダ商館長ヤン・コック・ブロンホフが江戸參禮の際當地伊藤家に滯在し二年前に書き置かれたる奧平侯の蘭詩を見て筆を取りたるもの又詩體なりと云ふ文意は同侯の蘭文に巧みなるを稱讃したるもの詳細は本文四四六頁に讓る

# 下關二千年史の序引

ことしの夏、朝鮮の京城で催された或會合の爲に、講演者の一人として出發の途中、下關の山陽ホテルに一泊した。獨客のさびしさに、又窓外には涼みの男女の徘徊、夜行の旅客の往來、夜を通して絶ゆる無き騷々しさ、短き宵をばいつ睡ることも無しに、曉の夢を駭しました。しかしその時「昔の臨海館の遺址はいづこ、臨門驛はいづこにあたるや、よしそれを詳にするを得ざるも、大正の驛館は正しく此に在り。されば山陽ホテルと云はむよりも、臨海館と命名すべきに」など、例の癖も浮んだが、忽又それと悟つて自笑ひました。或は申叔舟の海東諸國記に見ゆる文司浦大將と、赤間關太守及び鎭守の關係の不明なる、或は慶長元年の通信使日記に、秀吉が光秀を此赤間關で打亡し、遂に關伯と爲つたとしてある記事の滑稽の

甚しきなど、すべて朝鮮關係の心やりで夢で結んだも、いかにも當然の場合で有りました。

〔海東諸國記〕周防州、大内殿多々良氏、世居州大内縣山口。管周防長門豐前筑前四州之地、兵最强、日本人稱、百濟王温祚之後、入日本、初泊周防州之多多良浦、因以爲氏、至今八百餘年。至持世、二十三代、持世以姪敎弘爲嗣、敎弘死、子政弘嗣。大内兵强、九州以下無敢違其令、以係出百濟、最親於我。自山名與細川爲敵、政弘領兵往助山名、今六年未還、小二乘間、復取博多宰府等舊地。光久、丁亥年、遣使來朝、書稱長門州文司浦大將軍源光久。

忠秀、丁亥年、遣使來賀、書稱長門州赤間關鎭守高石藤原忠秀、辛卯年又遣使、來報我漂流人事。忠重、丁亥年、遣使來賀、書稱赤間關太守矢田藤原朝臣忠重。

海東諸國記の著者申叔舟は、彼の世宗二十五年(明正統八年、我嘉吉三年癸亥)に日本に來り、世祖にも仕へ、成宗の成化七年に本書を造れり。即、我の文明三年にして、細川山名大亂の時とす。書中に丁亥年とあるは應仁元年にして、文司は門司、文字と同く、其地は本來豐前州なれど、長門關の係屬故に、大内殿の管國の時も、それの被官

にて之を鎮守し、大將と稱したるがごとし。其地位は謂はゆる海賊大將軍の類なりとするも、卽土豪なり、卽警固なり、卽船手なり。赤間關の鎮守高石忠秀、太守矢田忠重と共に、其證跡を大內氏の史冊中に求め得て、發明を擧げたきものとす。又、申氏の保閑集なる阿彌陀寺の板額の七律は、昔年の通信使高得宗の韵に次すとあり、高得宗は我永享十二年の通信使なり。思ふに遠客の此地を經由し、且詠懷したるものは、往時より數々之ありしや必せりと雖、其の章句の能く後に傳ふるものは、實に保閑齋を以て最古とすべし。

赤間關阿彌陀寺板上、次昔年通信使高得宗詩。

殿宇崢嶸絕世蹤、登臨俯瞰水仙宮、繞闌白屋人居密、並海靑山限界通、獨有歸心千里月、誰將供我半帆風、凭欄嘿々多幽思、更問前程尙指東。

白雲西北望神京、雨後晴光麥隴平、物外禪僧猶厚意、坐中遊子可無情、駭看古態泥爲像、試訪遺踪壁作城、寂寞芳魂何處弔、晚風吹送海濤聲〔保閑集〕

〔萬曆丙申通信使日記〕正使黃愼、副使朴弘長云々。閏八月七日、到赤間關々有海路、咽喉之地、各處往來舡、皆經由此處、形勢極阻險、民居亦稠盛、海畔兩山相對峙、中爲廣野、

前日平秀吉與明智對陣於此、大戰得勝、遂□明智自立、爲關伯公。
九月二十六日、到赤間關、仍留。　十月三日、移泊于三里許、倭稱伊沙是浦、四日早發船、昏到藍島。

この慶長元年の黄秋浦日記に、山崎合戰と壇浦合戰、頼朝と秀吉を混淆して、關白を關伯と聞き僻め、關門の侯伯の義と爲してあるは、謂はゆる間違に出でたりと雖、又注目すべし。　即、朝鮮にて日本の武家棟梁たる幕府を關伯ともいふことは、此日記の頃より起り、江戸三百年、往々德川殿を指して關伯といへる也。　伊沙是は伊崎か。

漢陽城中の七夜の講演も終りまして、其の返りには又、赤間で舊友の齋藤君を尋ねて、舊跡めぐりでも試みむものとも思案してありましたが、豫定の旅行日程が切迫した爲に、臨海館もすげ無く通りすごして歸京しました。　然るに數日の後には、齋藤君の紹介て重山氏より下關二千年史の新著を送られて、其の序文を書けとのお頼みがある。　かの日本と朝鮮を結びつくる所の下關は、小生日來

の感想の集中點で、日韓の比較史話にも多く關係がある「小生關せず焉」と之を拒絶することは出來ぬから、まづお引受を致しました。しかし、序文といふものは、文章に長けたる方ならば特別だが、不文の小生では何とも書け無い。又、重山氏の新著を閲讀するに、千頁の大册、二千年の古今に亘つて、其の記載の上にも論斷の上にも頗博綜の力と公平の眼を具へて、有らゆる方面に遺す所無きの鉅作である。朝鮮通信使の滯在といふ一節さへ設けられてある位で、日韓の交渉上に於ける歴世の大事件も、それ〴〵に點綴せられて、誠に結構その体を得て居る。それに、形の如き序文といふものは書けぬにしても、口上で申す如き諺文で以てやると云ふ心組であるが、紙に臨んでは中々口上も出て來ません。そこで、座右にある朝鮮典籍の中より、下關の記載若干の抜き書きを致して、重山氏の

成書に蛇足を加へるこ云ふ心得になりました。李朝の古人の観察に成れる記載も、亦文獻の一資料たるに相違は無からうこ思ふからです。

丁酉冬月、大船横截海、至對馬島壹岐島、又渡一海、得長山大關市也、卽長州之下關也。又渡一海、泊伊豫州、全船登陸、至大津城、留置。州守藤堂佐渡之父、白雲家、有玄鶴、感懷題四韵一首。　姜沆

仙鶴下人間、芝田幾日還、千年華表柱、數載赤間關、未拂塵中累、常懷海上山、那時換毛骨、琪樹得重攀。

金禹鼎言、全羅左兵營虞侯李曄、被擄於清正、送之於秀吉。秀吉待之極厚、帳御飮食、皆如伊所居。曄散盡錦綺交結被擄人、買船西出、行至赤間關、追者已至、曄引劍自殺墮海中。賊勾出其屍、掛於街上。余聞之、不覺額有泚。

將軍氣概與天長、何者翻論此去忙、義骨樂沈東海底、淸風遙接首山陽、竿頭好受秋霖洗、埋土寧敎塞艸荒、萬卷書生無面目、兩年窮髮牧羝羊。〔姜睡隱看羊錄〕

赤關海夜泊　　僧惟政

碧琉璃界泛瓊樓、汗漫無涯浩不收、萬里壯遊心眼大、百年超忽蟪螻差、月明半夜鯨鵬戲、雲盡三淸宿耀浮、北極朝廷音信斷、吳鈎獨向赤關洲。

赤關海見安皇遺像

安皇遺迹赤關傍、路斷滄波草樹荒、只有中天一片月、年々依舊照空堂。〔松雲大師四溟集〕

鶴峰集に據ると、天正十八年庚寅の秋、通信使の一行は赤關を經由したが、別に記事が無い、文字も赤關と三所まで見ゆるが、赤間の間を關と訛つた者か、又は間を中略したもの歟、松雲も赤關と云うて居る。　睡陰は丁酉、慶長二年の捕虜中で最も文に長けた好漢である。　松雲は殊に朝鮮で傑出した、大和尚である。　安皇遺迹の題詠は、松雲以後の信使の每度の例として唱和された故、その卷軸は今日も保存されべき筈であるが、享保以後はその開帳を禁じた爲に、中絕したかとも思はれる。　さて、此松雲の來朝を德川幕政の第一番として、慶長九年十二月の事である。　次には慶長十二年丁未、元

和三年丁巳、寛永元年甲子、寛永十三年丙子、寛永二十年癸未、明暦元年、天和二年、いづれもその紀行がある。　正徳元年、辛卯の一行のものゝ見に無いのは遺憾であるが、その外の分で下關の記事を抄出すれば、

〔慶七松海槎錄〕萬曆丁未三月二十二日、船過博多前洋、到泊於藍島、居人僅數十戶、館舍皆新造。　二十三日、風勢便高、舟行如箭、未及赤間關三十里許、海邊南岸、地名小倉、設五層門樓、城堞周遭、閭閻撲地、卽豐前州關防之處也。　又行十里、倚岸停棹、候諸船齊到、整飾而行六七里餘、進泊於赤間關、卽長門州所屬也。　與豐前州隔海相接、水濶僅十餘里、閭閻繁盛、市廛連甍、神宮佛宇、翬飛於岸上、商船賈舶、簇立於海邊、頗有江湖形勝之概。越南岸、有山城、危險無比、砲樓粉堞、縹緲半空之外、地名文支關也。　此州乃森輝元食邑而、割與其子秀元云、代官木工來供、新構館舍於彌陀寺、器具供帳、亦極精侈。　二十四日留赤間關。　連渡三洋、上下疲困、不得發船。　午後、與上使從事、上海岸神宮、地形奇絕、而樓閣擁塞、且爲頹毀、又無登眺觀臨之勝、暫憩而還。　昨日到泊之時、望見千層石橋、數仞樓臺、以爲形勝、及往見之、則其中未必有如是焉。　館後有神宇、爲安德天皇設也。　安德

時、有平清盛者、專政。有源賴朝者、起兵犯京。天皇西奔、到此方窮、其祖母負天皇投海、宮嬪皆隨之。天皇時年八歲、闔人憐之、排土像、令僧輩守之、香火至今不絕。二十六日、適天皇溺死之日也、僧輩設饌誦經、終夕供之。源平兩姓相爭奪、始於此云。

萬曆丁巳八月、到赤間關　吳允謙

文字城頭霽日明、赤間關外晚潮生、東來已是三千里、更擬催船月下行。〔吳楸灘東槎上日錄〕

〔李右門扶桑錄〕萬曆四十五年丁巳、八月初四日、到赤間關。三使臣同寓一等、名乃阿彌陀寺也。南岸有文字山城、秀忠爲關白之後、下令各州各保一城、使不得別設城子、毀撤云。

〔姜任甫東槎錄〕天啓甲子、十一月二日、藍島乘船開洋、對馬一行船及諸倭商船、百餘隻一時張帆蔽海、望之眞壯觀也、到泊赤間關、下館阿彌陀寺、三日長門守代官西以節、藤江太郎右衛門請見、十里許北邊有盛村、在山後、屋角粉墻微露於小峴、卽長門守廣元所居之地云。

〔金東溟海槎錄〕崇禎丙子十月二十九日、夕到赤間關、自此始爲日本陸地。十一月初一日、潮退水急、船不得發、晚潮至初發。經文字城、岸上有廟、繞以松林。浦名硯水、後峰

斗起百餘仞、上有壘壁、爭戰處、正與赤間關相對。 北望陸地、諸山連亘不絕。 南望九州、及至向島、則山盡而大海茫々矣。 倭船前引者、每使船各數隻、左右設綵幕。 自藍島以後、始用大船、皆是各州戰船云。 傍岸而行、如我國西南海、少有風濤、則船路之艱、甚於涉洋、黃秋浦日記所錄、信不虛也。

〔任參判日本日記〕崇禎丙子、十月二十九日、到赤間關、人家甚盛、幾至千餘戶、自大海轉入兩山之間、過十餘里、又爲大海。 兩項津口、水勢甚急、必待潮水而出入、故謂之關。

赤間關阻風〈崇禎癸未〉　趙　絅

維舟三日赤間關、多事東風吹不閑、未慣夷音長塞耳、竟非吾土厭看山、小倉樓櫓層陰峻、硯海黿鼉怒頰頑、賴有芝蘭同一室、琢磨詩句慰蒼顏。〔趙龍洲東槎錄〕

〔南壺谷扶桑錄〕孝宗乙未〈我明曆元年〉八月初四日、西風、次赤間關。 此日風力漸緊、波濤大洶、舟行雖疾、出沒靡定、其危可知。 而楫物頗完、故不至顚沛、行役稍慣、故不爲水疾。 港口湍急、不卽下碇、轉走數里許、亦一危境。 使數百倭人牽纜、下陸館於阿彌陀寺。 呈兩使進退格。

間關來到赤間關、秋宿禪房夜色寒、析木以東天與海、岐南之北地皆山、風波此日驚心

最、塵世何人立脚安、說盡艱危方一笑、相看減却少年顏。　南龍翼

安德寺、次僧軸韵。　原韵則松雲師先唱、而前後使臣皆有和。

栢黃三尺昔遺艱、卉翟同淪碧海間、遺躅不隨流水盡、壁間留得舊容顏。

愁雲不散古祠傍、落日傷魂哭大荒、擊鼓賽神迎且送、魂來魂去月蒼茫。

盈々水月恨難窮、水自西流月自東、地下寃魂誰共語、應隨楚帝會江中。

文字城、在相望之地、爲海路之門戶。

蒼頡之前字未成、此城當日有何名、徐生脫得秦家火、疑是全經在此城。

十二月二十九日、次赤間關、　丙申正月初一日、船上行望賀禮、對馬島主等問安、仍言今日卽貴國元日、明日卽我國元日、風勢雖好不可行、請下陸安歇於阿彌陀寺云、蓋日本曆書則臘月大故也。　或稱下關、遍岸人家、四五百戶。　自此海水或濶或狹、中多島嶼、兩山相對、灘水悍急、必待潮而行。

〔洪譯士東槎錄〕肅宗壬戌（我天和二年）七月十日、朝自藍島發、向赤間關。　日勢已暮十里之許、燈火羅列、以視其遙望之意、問是小倉云。　俄而數十燈船、飛走救曳、或傳柴水。　夜半僅到浦口、大小船爭迎曳纜、到泊滄頭、仍宿船上、落後之船追到。　十一日、下接阿彌陀寺、

預候引接、朝受夕供。〔同時金澤士東槎錄〕

十一日、一行進寓於阿彌陀寺、閭閻稠密、寺刹相雜、觀光男女駢面累肩、不知其數。 寺之前後、古栢蒼松冬青脩竹、綠陰婆娑、蟬聲聒耳、正堂之左、有安德天皇祠。 十二日、守僧開其祠而觀之。 正堂有一塑像、以純金作日月星辰諸般寶物之形、貫以紅糸、左右前後流蘇垂之、晝夜明燈。 夾室畫安德與賴朝相戰之事。 而金彩燦爛、宛如臨場目擊然。

小倉と門司と赤間長府を連ねての光景を寫し出して、往時の事物を徴證するの一端にも供せらるべき材料であります。 多少の訛傳、約略の筆、誇張の文もあれど、識者の眼底には必之に由りて生動するものが有るであらう。

〔申青川海游錄〕肅宗四十四年己亥〔我享保四年〕八月十八日、船去赤間關百餘里云、我船櫓人及鮮倭之曳者、並力用社、歷藻連三白大小毛諸島、人家杳々可辨。 藻連形甚奇、如水上金盤削成平野。 南望海門、有奇城出波面、云是小倉。 過之十餘里、赤關迎護船、蔽海而來、官人之乘大舸、在前者、彫檻疊屋、圍以錦繡帳、上有大標旗、狀如魚笥、外圍內空、風入

如貫、名曰吹貫。 此則一岐以後、到頭皆然、而赤關尤侈。 日向西、山光水色漸益奇、如入鏡湖通塘裡、種々雲物、若見蛟涎氣。 暮着前灣、々堤甚壯、以連抱數十百株、列插水中、鋪板其上、縱橫各十餘間、與岸平直。 板上敷淨席、至使館。 館宇新創、差狹而精妙、金屏繡帷、緣紗蚊帳。 楹外鋪紅氈、鎭以銅筴、其侈如此。 夾岸居民數千戶、男女服色亦華艷。通衢貨肆爛然盈眼、亦海門一都會也。 凡日本之西海、赤間當其喉舌、若置舟師以偵利害、善修備禦、可使其國隱然有天塹之固、此設倉廋糗糧蒙衝鬪船火砲諸具、俾緩急相應。關外五里所、有石磴、突兀立海中、潮滿則沒、退則出。 萬曆壬辰秀吉乘船過此、觸石幾碎、即盡斬篙工與導行者、立碑其上、作後人觀戒、今猶石碑無恙。 其西曲岸、帖土爲墳、名曰白馬塚、俗傳新羅王遣將攻倭、倭人請成、刑白馬而盟、因瘞塚、以標其地。 又東不十里、望一村森秀、人家撲々松篁裡、俗呼文字城。 是多奇石、青赤瑩潤、采之爲研、遍國中、城之得名以此。 西山之脚有待變亭、亭舍敞豁、有帶劍郎十數人到坐、以大砲數十、置架上、砲門盡向海、貯藥丸、夾以火繩、若將應敵發者。 亭下水涯處、有戰船三隻甚大、覆以油蓋、片々如甲衣、左右撑櫓、又若乘機赴急者、其陳兵俟變、日夜無休如此。

津城欲曙海潮來、船上雲帆品字開（倭船皆有標紋、赤間舟帆一品字）兩岸秋光浮鏡面、

橘林高處盡樓臺。　　申維翰

自赤間以後、所經無非山、山根處夾以白沙青松、彎環四幕歷、作畫中景、令人眼熱。乘潮而行、對馬諸船、長門護行官、支供官、一時擧帆、蔽海數十里。

享保と明和の分も其の書があれど、寛延元年戊辰の紀行を未だ見附けぬ、海行總載にも洩れて居る。雨念齋の詩集の中から戊辰の赤間關唱和の一首を引いて、そこを塞ぎます。

赤間關席上次韻　　李鳳煥

彩雲東指沉寥天、蕭鼓聲中使者船、孔雀屛開移枕處、蟠桃花落駐帆邊、鮫綃百幅題詩滿、鸚語三春出谷翩、映座明珠光箇々、扶桑文献足方賢。〔雨念齋集〕

赤間關　　成大中

控海群巒似列營、雄關最說赤間城、新羅武略差強意、刑馬臺前舊耀兵。五夜疎燈明客帆、半洋陰雨過春陽、睡翁記裡餘孤憤、方信寒儒足熱腸。〔青城集〕

青城の刑馬云々の故事は、申青門の白馬塚の俗傳から出て居るが、此の俗傳の出ごころはいかゞであらふ、重山氏の搜索を願ひたい。

青城は趙濟谷の屬官で、寶暦十三年の來朝者です。さて、此の故事が更に地名に附會せらるれば、謂はゆる馬關は白馬關にもなる。朝鮮人は本來、對馬を馬島と云うてゐるから、下關を赤關（もしくは赤關）と云ひわけて、決して馬關とは云はなんだ。然るに周南先生以來の詩人は、多くは赤馬關と書いて居ます。元祿以後の詩文はセキバクワンとうたうて居るにしても、單に馬關（バクワン）と云ふことは、尚後世の事である。それは、重山氏が說かるゝ如くに、文久前後と考へるのが當然であらう。

〔趙濟谷海槎日記〕英宗癸未（我寶暦十三）十二月二十七日、次赤間關。初雖風逆、潮勢方急、曳船數十出迎、不數時刻、到泊。船倉下、憩于館所。浦口四五里之間、以至館所、左邊海岸民戶相連、四方商船並皆都會、殆若我國龍山麻浦。而屋宇之奢麗、花卉之成林過之、足可謂好江山也。館宇新創、宏豁軒暢。安德寺左其傍、前後信使、或有觀望而詠詩者、近以其國禁、使不得開門云。此地硯石有名、或稱硯水浦、或稱硯池海。而今見置案、未知

其必爲極品也。二十九日、三使齊會于大廳、々在海上岸阜、而眼界通豁、前臨廣湖、々廣十餘里。水外前山、羅列屏障、便成一大方塘、景數殊多可觀、宜其以勝景著聞於日域也。甲申（我明和元年）正月初一日、平明行望賀禮。二日發船、次室隅。五月二十一日、午初到下關、纜泊船倉、潮勢方逆、不得前進、三使上于館所大廳。對馬人朝託水逆、晩稱風逆、逼留不發、蓋以下關素號小江戸、繁華殷盛、水路之最也。二十四日、平明發船、海霧頗暗、對馬島主引入南泊、各船隨泊、良可悶也。

さて、江戸時代の朝鮮信使の下關經由も、明和元年を最後としてある故、蛇足もこれで終らざるを得無い。序文の依頼に對し、こんな長いものを綴りまして濟まぬわけでもあるが、卷頭の裝飾にあらず、内容の補足として蛇足もその一理あることゝして、これを容れられんことを請求いたすのです。

大正四年九月二十日　樂浪逸民　東伍

（編者云ふ　右は文學博士吉田東伍先生の序文なり）

# 序

國史の研究日に新なるに從ひ地方誌に關する良著の公刊せらるるは學界の爲に慶賀に堪へざる所なり重山禎介君の編成せられたる本書の如きも亦其一なるべし著者は嘗て早稻田大學高等師範部歷史地理科在學中不幸にして病痾の犯す所となり鄕里下關に靜養するの已む無きに至れり爾來恢復するに及び其宿志たる下關市史の編成に着手し刻苦硏鑽稿を改むること數次にして遂に本書を大成せられたりと云ふ昨夏余毛利公爵家の依囑を受け山口町に至り元就卿の事蹟を講演するや著者は稿本を携へ余が寓に來りて序文を徵せり試に其內容を一覽するに全編を三部に分ち槪說の部に於て政治經濟軍事敎育宗敎風俗交通地形等の變遷を略說し通史の部に於て古代中世近世及幕末時代に關する各

般の事項を群籍の記事中より摺摭し風土誌の部に於て神社佛閣舊跡故老等に關するものを輯錄せり其史料の選擇編纂の體裁記事の內容等に對し首肯し能はさる所なきにしもあらずこ雖も少くこも下關市の沿革若くは其附近の史蹟を討究する者には必要缺く可からざる良參考書たるこごは余の信じて疑はざるごころなり余は著者が本書を編成せられたる苦心ご其熱誠ごに感し玆に一言を述へて以て本書を讀む者に諗く

大正四年二月

文學博士　瀨川秀雄

# 序

重山積介君下關二千年史を編し予に序を求む夫れ序は古人之を辨髦に比せり而て本書の如き既に瀨川吉田二博士の序文ありこ聞く何そ予の淺學を以て更に辨髦を加ふるを要せんや抑方今史實探究の盛なる未た曾て其比を見す乃ち一地方史と雖も往々篇帙浩瀚のものなしとせす且地に滄桑の變稱呼の異同あり歲月の推移に從ふて傳聞の訛誤を加ふ博覽較訂洽搜考證其勞苦の大なる洵して一地方史たるの故を以て之を輕視すへからさるなり而も地方史の成る單に國史の一班たるに止まらす以て地方隆替の因て來る所を察し將來の施設を討究するの一助たらすんはあらす則ち下關二千年史の成る洵に喜ふへきなり蓋し關門の地夙に西海の咽喉として船貨輻輳商賈連擔其殷盛を誇りたるもの今や

我國力の日に西方に振張せらるゝに際し更に通商上の策源地として活躍せんとす必す其往を推して其將來に應する所以を窮めさるへからさるなり予未た重山君の平生を知らす而も其獨力此編あるを見て其篤學力行の人たるや知るへし予客歲より職を下關に奉し君の此編を成すに會ふ仍て玆に一言を序す

大正四年九月

下關市長 法學士 青木良雄

# 自序

市史研究の必要は種々なる方面より見ることが出來る。人類の活動する所、凡て歴史が存在する。世界とか民族とか國家とか地方とか鄕土とか家族とか個人とかの大小種々の區別はあるが、是等のものゝ經歷は、他の要求なしにそれ自身に於て既に攻究に値すべき性質を持つて居る。此の點に於て鄕土史の一たる我が市史の研究は、根本的に有意義のものと謂はなければならぬ。次には一般國史並に地方史研究に寄與する點に存する。一般國史並に地方史の影響が如何に鄕土に及ぶべるか、將た反對に鄕土的史實の國史、地方史に感應せる何ものかなきか、兩者交涉の程度の基礎的研究は、鄕土史によつて始めて明らかとなるべきものである。更に云へば周到なる國史、地方史の研究は、鄕土史の解明を土臺と

して立つべきものである。又教育的に見れば、郷土的觀念養成の立場よりその必要が喚起せられる。郷土を愛するは、やがて國土を愛するのである。國家的觀念の基礎は、愛鄕心に存する。かくて吾人は一般國史の概念を辨ふると共に、鄕土史の智識に通ずるを要する。それから同じ應用的方面より見れば、溫故知新とか、既往に考みて將來を推すとか云ふ陳腐なる語も、市史に適用さるべきものであらう。それもの丶變遷發達には、順序があり次第があり、種々なる特殊的事理がある。隨つて將來に對する豫測、覺悟、方針等は是等過去の歷史的關係を考慮に入れて、始めて全うさるべきものであらうと思ふ。若し夫れ當地が帝國の關門である、世界的に著名なる都市であると云ふことは、益々之れが必要を感ぜしむる所以である。都市の體面上史實を整理し、將た之れを內外人

に紹介するは、寧ろ當然の義務なるを思ふものである。さて當地の歴史を論ずるもの、多くは幕末維新の際を以て主眼として居る。而して殆んど他を顧みざるもの丶如くである。吾人の所見は之れと異なつて居る。幕末維新の際の事蹟、固より市史の領域内に入るべきである。併し全部ではないと思ふ。且其際の事たるもと當地市民の主動的行爲ではない。實は防長士民全體の事業である。否大なる國民運動の一である。その事蹟は勿論特筆大書すべきであるが、之れを以て當市民のみの誇りとすることは出來ぬと思ふ。下關の郷土史としてはそれ以外更にあるものがなくてはならぬ。卽ち郷土そのもの丶生成發展の由來是れである。就中經濟的變遷の如き、最も注意すべきであらう。市民として知悉すべき史的智識の第一は是等のものであらねばな

らぬと信ずる。又單に外來的史實について考へて見ても、地理的の天惠は種々なる材料を齎らして居る。軍事、外交、交通、その他の方面に於て興味ある多くの事實を包含して居る。以上を總括して云へば、下關は二千年來の悠久にして豐富なる歷史を有して居ると云ふも不可ない。然るにこの寶庫が一般に閑却せられ、今に闡明されずにあるのは、一大恨事ではなからうか。不肖の淺學を顧みずして、本書を編成したる所以茲に存する。無論之れを以て如上の要求を充すものとは思はない。唯その一助たるを得ば幸甚である。大成に至りては、自らその人あるを信ずるものである。

大正四年九月

編者識

# 凡例

一、本書は太初より幕末時代に至る下關の沿革を記したるものである。

一、本書は概説、通史、風土誌の三編に分ち、概説は解説的のものであり、通史、風土誌は史料を排列したるものである。

一、概説は簡單を旨とし、又成る丈け客觀的態度を採るに力めたが、間々愚見を交へた所もある。

一、通史、風土誌の史料は、確實性のもののみにあらず、價値の如何はきしものも多少加へた。蓋し俗說の出典をも明らかにするは、全然無意味ではないと信ずるからである。

一、史料の排列は必ずしも年代順によらず、場合々々の便宜に從ふた。

一、紙面の都合で材料を省略することと尠少でなかつた。通史中の幕末及び風土誌の部に於て殊に甚しかつた。

一、史料の內漢文、萬葉體、日記體及び洋文は概して國譯して掲載し、末文に(譯)の字を附した。

一、引用書には作者名及び著作年代を附したが、之は材料蒐集後に氣が附きし爲め唯國書解題によりてなしたに過ぎない、故に同書に載らざるものは之を缺いで居る。

一、印刷後に於て發見したる記述及び史料の誤謬、脫漏の甚しきものは卷末に辯じ置くことゝした。(舊事本紀を奈良朝頃のものとせしは誤りにて實は時代不明に付訂正す)

一、口繪の順序は本文とは多少異なつて居り、都合上無關係のものを同頁に入れたるもある。

一、本書編纂及び出版に關しては、大家、先輩諸友の力に負ふ所多く、又官衙、圖書館、學校、社寺、舊家、其の他諸有志の材料提供に吝ならざりしを謝す。

一、口繪中壇浦海戰圖は、赤間宮が特に編者の爲めに復寫を許されしもの、茲にその好意を謝す。

大正四年九月

編　者　識

# 引用書目

古事記
日本書紀
萬葉集
舊事本紀
續日本紀
日本後記
續日本後記
文德實錄
三代實錄
大同類聚方
延喜式
類聚三代格
和名類聚鈔
本朝無題詩

東鑑
玉葉
醍醐雜事記
百錬鈔
愚管抄
源平盛衰記
平家物語
長門本平家物語
帝王編年記
梅松論
太平記
道ゆきぶり
戊子入門記
筑紫道記

名所方角抄
允澎入唐記
大内家壁書
市在太閤記
豐鑑
九州道記
九州道之記
九州下向記
豐薩軍記
高橋紹運記
本朝地理志略
日本紀略
萬葉集代匠記
參考源平盛衰記

藩翰譜
奥羽海運記
秀元記
和漢三才圖會
扶桑記勝
續諸州めぐり
黒田家譜
大和本草
爾雅
八幡宮本記
海東諸國記
續善隣國寶記
諸社根元記
二十二社注式
神社啓蒙
本朝諸社一覧

徂徠集
武藝小傳
後太平記
陰德太平記
嬉遊笑覽
好色一代男
博多小女郎波枕
鹽尻
塵塚物語
歴代鎭西要略
重編應仁記
應仁記
應仁別記
洞房語園
傾城色三味線
二天記

瓦礫雜考
有方錄
武家名目抄
日本書紀通證
古事記傳
藻鹽草
古史傳
赤縣太古傳
萬葉集略解
諸國遊里好色由來揃
隼人祠略記
折々草
秋里隨筆
西遊雜記
眞書太閤記
閑田耕筆

骨董集
諸國里人談
柳庵随筆
西遊記
北窓瑣談續編
大和本草批正
日本行脚文集
長崎行役日記
夫木和歌抄
吉原雜話
山陽遺稿
山陽詩鈔
新居帖
遠思樓詩
續遠思樓詩
筑紫紀行

萬金產業袋
日本王代一覽
星巖集
梅墩詩鈔
甲子夜話
甲子夜話續編
近代世事談
小春紀行
諸國修行金草鞋
遊囊賸記
北禪文草
西遊日記
屁臎餘賞
諸國圖會年中行事大成
式外神名考
神祇寶典

肥陽軍記
好古小錄
島津國史
南山巡狩錄
通航一覽
征西大將軍宮譜
壽山續外集
篠舍漫筆
守貞漫稿
太宰管內志
豐前志
先哲叢談
近世叢語
續近世叢語
萬葉集古義
扶桑名畫傳

扶桑畫人傳
日本書記通釋
伏敵編
日本地理志料
三條內大臣繪詞稿
寧實文編
古事類苑
大日本地名辭書
日本古代史の裏面
日本敎育史資料
瀨戶內海論
漢學起源
近世繪畫史
黑川眞賴全集
賴山陽
大日本農功傳

日本近世敎育史
日本儒學史
日本宋學史
日本帝國海上權力史講義
勤王烈士傳
古美術行脚
府縣神社志料
日本古代史
安土桃山時代史
國史論纂
考古學研究法
朝鮮號
維新史
義經傳
維新史八講
國史眼

倒叙日本史
國史の研究
大日本名所圖錄
日本歌謠類聚
豐府志略
長防風土記(風土注進案)
長門記
周南先生文集
周南先生行狀
鶴臺先生遺稿
鶴臺先生行狀
長門名所雜記
兩國本草
獨嘯囊語
技癢錄
虛實見聞錄

他所問答
長門國志
長門國守護職次第
陶弘護肖像賛
長州記事
渡邊年表
新撰防長名所方角抄
大內氏實錄
國史所見防長事考
懷舊記事
山口縣史略
藤公實歷
維新風雲錄
防長回天史
山口縣風土誌
防長古文書誌

防長人物誌
防長古城墟誌
防長金石文誌
追懷錄
長門長府史料
木戶松菊
高杉晋作
忠正公勤王事蹟
忠正公略傳
忠愛公略傳
長府藩記事
毛利十一代史
關港繁榮錄
ハウス氏下關事件
馬關土產
壇浦史蹟

赤間關聽書
赤間關商業慣例取調書
諸勤錄
赤間關米商會所沿革
北國問屋中願寫
問屋一件御觸出寫
御在番御交代之節控
難船破船之取捌定法寫
鎮守八幡宮略緣起
同所藏文書
赤間宮由緒記
同寶物文書記錄帳
同所藏文書
龜山八幡宮由緒記
同所藏文書
嚴島神社記錄帳

極樂寺記
本行寺緣起
法福寺緣起
寺院財產目錄
國分寺緣起
同所藏文書
專念寺緣起
永福寺肝要記錄
中山寺緣起
東光寺緣起
海晏寺緣起
同所藏文書
伊藤氏所藏文書
佐甲氏所藏文書
竹中氏所藏文書
龜屋由緒書

龜屋大系圖寫
同所藏文書
大森家譜
同覺
同所藏文書
桐山氏手控
奈良屋庄兵衛控
下關古圖
史學雜誌
歷史地理
史學界
水交社記事
國民經濟雜誌
太陽
防長史談會雜誌
大八洲雜誌

馬關每日新聞
門司新報
フイツシエル氏日本國識篇
ヒルドレス氏日本古今記
五十崎氏所藏文書
取引所投機取引論

# 口　繪

○下關全景古圖（百年前か）
○下關地形古圖（慶應元年）
○下關現地圖
○安鎭曼陀羅圖
○不動明王立像
○壇浦海戰圖
○北條貞時御教書
○後宇多院々宣
○豐臣秀吉朱印狀
○宗一鶴（對馬守）書狀
○正親町天皇綸旨
○文久三年八月外艦砲擊圖
○藥師如來立像
○大內義興判物
○毛利秀元判物
○網預り請狀
○攘夷祈禱狀

○四國聯合艦隊砲擊圖（其一）　○同　上（其二）
○同　上（其三）　○同　上（其四）
○四國聯合艦隊地圖
○小倉戰爭地圖（其一）（門司田の浦占領）
○同　上（其二）（大里占領）
○奥次兵衛塔　○三輪東皐墓碑
○永富獨嘯庵遺墨　○廣江殿峰畫幅
○廣江殿峰碑銘（賴山陽撰并書）
○小田海僊畫幅
○富岳圖（和蘭甲比丹ドーフ賛）（同醫ファイルケ畫）
○中津侯奥平昌高蘭詩
○和蘭甲比丹ブロンホフ返詩

# 目次

## 第一編　概説


緒　言……一
市史研究の困難＝自動的史實と他動的史實＝市史の特質＝史料の比較的豐富なること＝史料の多方面に渉れること＝歷史の悠久にして而も比較的に連續的なること＝單なる鄕土史にあらざること＝市史攻究の對照＝時代別

第一章　市史の概觀……八
古代＝中世＝近世＝幕末

第二章　政治の變遷……一四
政治上には重きをなさず＝古代の政治＝赤間物部、伊都々比古、穴戶神＝國造時代＝國郡制時代＝赤間稻置＝中世の政治＝大內時代＝代官所＝

當地に關する最初の法令＝赤間關鎭守＝近世の政治＝長府領＝細川領＝淸末領＝萩領＝政務及び方針＝舊族

第三章　經濟の變遷……三〇
經濟の變遷は市史中の眼目＝下關都市の起原＝四五百年前の狀態＝地方的商港＝近世下關の發展は本邦經濟事情の一大變轉に基づく＝一、經濟組織の地方經濟より國民經濟の初步に進みたること＝二、全國海運業の發達したること＝都市の發達＝戶口＝市街の繁華＝港內の狀況＝經濟的都市＝商業の隆盛＝米商會所＝營業株＝問屋

第四章　軍事の變遷……四五
對外的よりも內國的＝軍事的施設＝長門城＝長門警固所＝中世の城塞＝壇浦海戰＝北條時直と下關＝大內、厚東合戰＝小貳、大內合戰＝大內道頓の擧兵＝大內義與と下關＝勝山合戰と下關＝門司合戰と下關＝豐太閤の九州征伐と下關＝唐船打拂

第五章　交通の變遷……五九

交通の變遷は史實豐富＝交通制度＝臨海館＝長門關＝臨門驛＝中世に關ありしや＝關船＝大内氏の渡海制度＝河村瑞軒の海運制度＝燈籠堂＝舟番所＝關門＝史的意義ある個人及び團體の通過＝伊弉諾尊神武帝と速水名門＝古代に於ける推測＝足利尊氏の滯關＝豐太閤の通過＝朝鮮陣と下關＝與次兵衛事件＝朝鮮信使の滯在＝和蘭人と下關＝文人と下關＝參勤交替と下關

第六章　學問敎育の變遷……………………………………八二

學問敎育の歴史は近代の事實＝伊藤好義齋＝三輪東皐＝永富獨嘯庵＝永富龜山＝廣江殿峰＝中村德美＝小田海僊＝敎育機關

第七章　宗敎の變遷……………………………………九一

序言＝神社＝赤間宮(阿彌陀寺)＝龜山八幡宮＝鎭守八幡宮＝嚴島神社＝櫻山招魂社＝寺院＝國分寺＝專念寺＝永福寺

第八章　風俗の變遷……………………………………一〇五

風俗と名物＝遊廓の起原に關する傳說＝遊廓の狀況＝市＝尻たゝき＝

源平擬戰＝先帝會＝五穀祭＝龜山本祭（氏神祭）＝大綱引＝時の報知＝言語＝赤間硯＝平家蟹＝鰒＝素麵＝筋濱碁石
第九章　地形の變遷…………一一三
限りなき地形の變化＝穴門傳說＝早鞆海峽堀割說＝田中海灣說＝龜山島嶼說＝東南部の埋立＝紫川＝永福寺前＝細江＝新地の埋立＝赤間關由來聽書に見ゆる地形說
第十章　地名の變遷…………一二〇
地名研究の困難＝赤間＝赤間關（赤馬關）＝下關＝馬關＝關＝關戶＝赤目關＝赤關＝長門浦＝壇浦＝首塚＝火の山＝御裳濯川＝阿彌陀寺町＝梅坊＝外濱＝神宮司＝龜山＝龜首＝銘の濱＝稻荷町＝西端＝南部＝城山＝城腰＝觀音崎＝竹崎＝伊崎（平氏遺跡）＝硯の海＝早鞆瀨戶（附和布刈神事）＝船島（宮本武藏と佐々木小次郞との仕合）＝現在の地名は多く前時代より存す
第十一章　明治維新と下關…………一三七

外艦の渡來と國論の沸騰＝英船繫泊事件＝第一回外艦砲擊＝第二回外艦砲擊＝第三回外艦砲擊＝世子公の來關＝第四回外艦砲擊＝第五回外艦砲擊＝奇兵隊の編成＝田の浦事件＝先鋒隊の編成＝敕使の巡視＝朝陽丸事件と世子公の再來＝先鋒、奇兵兩隊の私鬪＝薩州船の擊沈＝六卿の巡見（附錦小路卿薨去）＝四國聯合艦隊砲擊＝高杉、西鄉の會見＝新地會所襲擊＝報國隊の編成＝馬關開港說＝馬關管轄統一論＝桂、坂本の會見＝小倉戰爭と下關＝高杉晋作の終焉＝白石正一郎＝白石廉作

# 第二編　通　史

## 第一章　古代の下關

第一節　名稱由來……一七三
第二節　穴　門……一七九
第三節　速水名門……一九七
第四節　赤間物部……二〇七

第五節　伊都々比古……二〇九
第六節　穴戸神……二一一
第七節　臨海館……二一五
第八節　長門關……二一九
第九節　長門城……二二五
第十節　臨門驛……二二九
第十一節　赤間稻置……二三二

第二章　中世の下關

第一節　壇浦海戰……二三四
第二節　長門警固所……三二三
第三節　北條時直と下關……三二六
第四節　足利尊氏の滯關……三二九
第五節　大内、厚東合戰……三三二
第六節　關　船……三三五

第七節　赤間關鎭守……三四一
第八節　小貳、大內合戰……三四三
第九節　大內道頓の擧兵……三四四
第十節　大內氏の制令……三四九
第十一節　大內義與と下關……三五三
第十二節　勝山合戰と下關……三五四
第十三節　門司合戰と下關……三五六
第十四節　豐太閤の九州征伐と下關……三六四
第十五節　與次兵衛事件……三七四
第十六節　朝鮮陣と下關……三九〇

第三章　近世の下關

第一節　船島事件……三九二
第二節　朝鮮信使の滯在……四〇四
第三節　唐船打拂……四二一

第四節　文人と下關……四三三
第五節　洋人と下關……四四二
第六節　行政(其の一、長府領)……四四九
第七節　行政(其の二、淸末領)……四九五
第八節　行政(其の三、萩領)……五〇一
第九節　本邦經濟事情の變化と下關……五一五
第十節　市街の繁華……五二二
第十一節　商　業……五二八
第十二節　米商會所……五五三
第十三節　問　屋……五七二
第十四節　敎　育……六〇二
第十五節　遊　廓……六〇四
第十六節　年中行事(萩領)……六一八
第十七節　名　物……六二五

## 第四章　幕末の下關

第一節　英船繫泊事件……六三七
第二節　第一回外艦砲擊……六三九
第三節　第二回外艦砲擊……六四三
第四節　第三回外艦砲擊……六四八
第五節　世子公の來關……六五三
第六節　第四回外艦砲擊……六五四
第七節　第五回外艦砲擊……六六一
第八節　奇兵隊の編成……六七〇
第九節　田の浦事件……六七四
第十節　先鋒隊の編成……六七六
第十一節　敕使の巡視……六七八
第十二節　朝陽丸事件と世子公の再來……六八一
第十三節　先鋒、奇兵兩隊の私闘……六八五

第十四節　薩州船の擊沈……六八八
第十五節　六卿の巡見（附錦小路卿薨去）……六九一
第十六節　四國聯合艦隊砲擊……六九七
第十七節　高杉、西鄉の會見……七三四
第十八節　新地會所襲擊……七三八
第十九節　報國隊の編成……七四二
第二十節　馬關開港說……七四五
第二十一節　馬關管轄統一論……七四七
第二十二節　桂、坂本の會見……七四九
第二十三節　小倉戰爭と下關……七五二
第二十四節　高杉晉作の終焉……七七七

## 第三編　風土誌

### 第一章　神社

第一節　鎭守八幡宮……七八三
第二節　赤間宮(阿彌陀寺)……七八九
第三節　龜山八幡宮……八二五
第四節　大國神社……八三四
第五節　惠美須神社……八三五
第六節　菅原神社……八三六
第七節　嚴島神社……八三六
第八節　櫻山招魂社……八三九
第九節　嚴島神社……八四三
第二章　寺　院
第一節　極樂寺……八四五
第二節　引接寺……八四六
第三節　勝應寺……八四八
第四節　教法寺……八四九

第五節　本行寺……八四九
第六節　法福寺……八五〇
第七節　國分寺……八五一
第八節　西谷寺……八六五
第九節　專念寺……八六六
第十節　永福寺……八七一
第十一節　中山寺……八七八
第十二節　光明寺……八八〇
第十三節　東光寺……八八〇
第十四節　勝安寺……八八一
第十五節　海晏寺……八八一
第十六節　三蓮寺……八八二
第三章　舊　跡
第一節　長門浦……八八三

第二節　壇浦……八八五
第三節　御裳濯川……八九二
第四節　火の山……八九四
第五節　甲山……八九六
第六節　首塚……八九六
第七節　燈籠堂……八九八
第八節　關渡……八九八
第九節　南部……九〇一
第十節　城山……九〇四
第十一節　新地……九〇五
第十二節　伊崎……九〇八
第十三節　硯の海……九一〇
第十四節　早鞆瀨戶(附和布刈神事)……九一四

## 第四章　人物

第一節　伊藤好義齋……九二三
第二節　三輪東皐……九二五
第三節　永富獨嘯庵……九二八
第四節　永富龜山……九三七
第五節　廣江殿峰……九三八
第六節　小田海僊……九三九
第七節　白石正一郎……九四二
第八節　白石廉作……九四七
以　上
補　訂……九五二

# 下關二千年史

重山禎介編

## 第一編　概說

### 緒言

市史研究の困難＝自動的史實と他動的史實＝市史の特質＝史料の比較的豐富なること＝史料の多方面に渉れること＝歷史の悠久にして而も比較的に連續的なること＝單なる鄉土史にあらざること＝市史攷究の對象＝時代別

市史研究の困難

下關市は如何なる經歷を有して居るであらうか。如何なる變遷發達を經て、現今の狀態に進んだであらうか。是れ市民として、考慮すべき主要なる問題の一であらう。而も其の事實の判明に至つては、頗る困難なるものがある。有體に云へば、當地が過去の經歷の充分なる穿鑿は、到底不可能なりと云はねば

ならぬ。史的價値の存在は、連續的關係の闡明にある。之を外にして、個々別々の連鎖なき、史實の羅列の如きは、決してその本義にかなふた所以ではない。然れども哀むべし、市史の現狀に於ては、統一的發達の究明を、可能の範圍に入れることは出來ぬ。のみならず、その單位たる、個々別々の史實につきて見るも、傳奇的、不合理的な言辭を以て蔽はれ、精細的確の點を缺ぐ場合が少なくない。さはれ吾人は絶對に、我が史的價値の存在を、否認するものではない。吾人は尙おぼろげながらも、當地の過去の經歷について、瞥見することを許されて居る。幾多の貧弱なる記錄と、不注意なる傳說とは、無論系統的の經歷を、窺知することは出來ないとしても、そこに多少の意義を見出し得るのは、せめてもの幸であらう。

自動的史實と他動的史實

一般に鄕土史の材料は、之を分ちて、自動的史實と、他動的史實との二種とすることが出來る。自動的史實とは、その地特有の出來事、及び狀態に關するものを云ひ、他動的史實とは、史的現象の中心點が他に存し、その地は受動的地位にある場合のものを指す。而して鄕土史としては、兩者を併せ有することが、上

乘なるものであり、その一を缺ぐことが、次なること云ふ迄もない。今我が市史の場合につきて見るに、又この兩者はある程度迄、具備せられあるを見る。自動的史實もあれば、他動的史實もある。唯一の遺憾とすべきは、その不統一なることである。前者が後者に比して、頗る見劣りのせらるゝことである。他動的史實の多き、固より光榮とすべきも、之と反して、自動的史實の寧ろ貧弱なるを覺ゆるは、鄕土史そのものが、原則として、特種的のものである丈、その遺憾はより大ならざるを得ぬ。茲に注意すべきは之れが爲めに實際上に於て、自動的史實が僅少なりしと云ふのではない。既に市民の一集團が存する以上、そこにそれ自身特有の、靜動兩方面の變遷あるは、自明の事實である。唯その事歷が湮滅して、充分なる研究が今日に於て、不可能なりと斷ずるのみである。

以上は餘程なる、學術的意義のもとに、市史の性質を批判したのであるが、この方面より見れば、理想的境域を距ること、頗る遠しと云はなければならぬ。然れども、翻つて之を實際問題として取扱ふときは、必ずしも悲觀すべき理由を

史料の比較的豐富なること

史料の多方面に渉れること

有しない、否寧ろ雜糅に、値するものがある。元來鄕土史の研究に、多くを要求するは、無理な話である。その出來事及び狀態の變遷の、完全なる解明は、出來得べきことではない。何となれば、不用意なる昔の時代に於て、鄕土に關する學者、乃至事務家の記錄を要求するのが、困難なことであると共に、自然的並に人爲的故障に遇ふて、史料の紛失消滅したる場合、又少なからぬからである。三都の歷史は、最も價値的のものであるが、それさへ充分に闡明し得らるゝとは云ひ難い、その他は推して知るべく、史蹟の殆んど殘存せざる地方も、少なくはない。この比較の見地に立てば、我が市史の內容は、さまで貧弱なりと云ふことは出來ない、鄕土史としては割合に多くの史實を包含して居るのである。市史の特質として、第二に數ふべきは、史料の多方面に涉つて居ることである。政治、經濟、軍事、交通、敎育、宗敎、風俗等、殆んど凡ての社會現象に關して、豐富なる材料を有して居ることである。無論何處の土地も、これ等の社會現象に關する、經歷を有せないものはなからう。然れどもその多くは、之に觸れたりと云ふ迄にして、特に注意すべきは、何れか二三の方面に過ぎまい。而して或は史

歷史の悠久にして連續的なること

料の堙滅の爲めに、或は他の特種的事情の爲めに、今日窺ひ得べき範圍に於ては、益々單純なる經歷を、語るに止まるものが多い。この點に於て、當地の歷史は、優に濶步に値するものがある。比較的に多種多樣なること、否むべからざる事實である。

更に注意すべきは、その歷史の悠久にして而も比較的に連續的なることである。上下茫々三千歲、實に當地は一般國史の序幕と、殆んど時を同ふして、生れて居るのである。而して今日に至る迄、比較的連續的に、史的意義を發揮して居る。古代にありて中世になく、近世にありて最近世になきの類ではない。地方として、かく悠久且連續的なる歷史を有するものが、全國中幾何あるか。或は單に、悠久なるものはあらう、或は連續的なるものはあらう、然れども、この兩者を併せ存するものに至りては、吾人多くの例證を擧ぐるに、苦しむのである。神武帝時代の、史蹟にして、爾後永く絕えざる、史的發展をなせるもの、今何處に求め得るや。將た東京、名古屋、橫濱、その他多くの都會に至りては、連續的性質を帶ぶるの妙味はあらんも、皆これ中世若しくは近世以後のものたるに

單なる郷土史にあらざること

過ぎないのである。かく觀じ來れば、悠久且連續的なる點に於て、當地は本邦屈指と云ふも、溢美ではあるまい。

市史は又、單なる郷土史ではない。本來の性質上、市史が郷土史たること、云ふ迄もないが、然れども、絶對にそれのみを以て、律し去ることは、穩當なる論斷ではない。實はもつと、大なる意義を有して居るのである。乃ち市史は、更に防長史の重要部分を占め、又國史上の一部面たるの光榮を有して居る。されば市史を研究することは、一面に於て、當地それ自身の經歷を知り得ると共に、他面に於て、防長史なり、一般國史なりの、一局面を解釋する所以である。隨つて市史は、單に眼界を當地それ自身に置いて、凡てを考察することは許されない。更に防長史若しくは一般國史の立場よりして、之を究明するにあらざれば、眞諦に觸るゝ能はざる場合が、少なくない。是れ又郷土史として優秀なる所以である。

以上述ぶる所の、市史の特質は、種々なる原因に基づくこと勿論であるが、就中海陸交通の衝に當れる、天惠的位置は、その最も與つて、力あるものゝ一である

と思ふ。

それから市史が、攻究の對象について云へば、吾人は、市民の集團に關する一般の沿革的事實、並に鄉土に存する史蹟の闡明、乃ち是れであると思ふ。而して一般に、前者は通史と稱せられ、後者は風土誌と稱せられるものである。一般國史に於ては、その硏究主として、通史に限られ、風土誌はその範圍外に、置かれてある。然れども、鄉土史としては、この兩者を併せ考ふるに於て、初めて使命が滿たされることであると信ずる。是れ鄉土史が、硏究の範圍に於て、一般國史と趣きを異にする點である。由つて吾人は本書に於ても、通史、風土誌の兩方面に涉りて、說明することゝしたのである。

## 時代別

最後に、時代別について、一言しなければならぬ。元來時代別は便宜的のもので、人により又歷史の性質により、その標準が異なり、劃一的のものではない。然れども、之れあればとて、吾人は敢て奇を好み、特に新作する必要もあるまい。故に玆には、大體一般國史に流用せらるゝ、普通の例を基礎とし、全時代を古代、中世、近世、幕末の四期に、分つことゝしたのである。而して古代は太初より藤

原時代迄、中世は源平時代より豐臣時代迄、近世は德川時代をさし、幕末は讀んで字の如くである。

# 第一章　市史の概觀

古代＝中世＝近世＝幕末

## 古　代

是れから市史の、概括的考察を試みよう。先づ古代について見るに、この時期に於て、下關なる都市が、既に存在して居たかどうかと云ふことは、疑問である。少なくとも、二千年乃至一千年の昔に於ては、之に關する事實は、文献上更に求むるに由がない。若しも、吾人の臆測を許すならば、所謂都市としての下關は、未だ存在せなかつたことかと思ふ。然れども、地が本州の西端に位して、内外交通の衝に當つて居るから、市街と云ふ市街はないとしても、之に關する史的事實は、早くより存するのである。而して一部史家の立論をして可能ならしめば、その歴史は優に二千年以上の昔に遡り、恐れ多くも我が皇室の創業史の、一頁たるの光榮を有して居る。遠水名門に關する傳說は乃ち是れで、伊弉諾

尊と關係あり、後又神武天皇の御通過遊ばされた該海峽は、今の早鞆瀨戸であると云ふのである。その他赤目傳說、赤間物部等の事歷も、その眞否は兎に角、當地に關する最も古き傳說の一である。概して云へば、我が古代史は、對外的の事柄、及び豪族に關する事實を以て、みたされて居る。當時に於て、當地が經濟上、幾何の價値を有して居たかは、不明である。臨門驛が設けられた點より觀察すれば、多少港としての存在を認められて居たかの如くであるが、その實際的價値は分らない。殘存せる史實は、唯對外關係の方面に於て、重きをなして居たのを、示すのみである。豪族のこの附近に跋扈せしこと、又太古未開の世に於ては、有り得べきことであらう。長門關が置かれ、長門城が築かれて、朝鮮支那に供へられしこと、臨海館が蕃客來朝の際の客館たりしこと等は、對外的事實の好例であり、饒速日命に隨つて、天降りしと稱する赤間物部、崇神天皇の御時、任那王子を抑留せりと稱へらるゝ伊都々比古、日本武尊の征伐にあへりと傳へらるゝ穴戸神、平城天皇頃に生存せりと思はるゝ赤間稻置等の記事は、豪族跋扈の事證である。さはれ下關の古代史に於て、最も人口に膾炙せら

るゝものは、寧ろ是等にあらずして、穴門の傳說であらう。下關と門司とは、もと地續きであつたが、神功皇后の三韓征伐に赴かれんとして、この地を御通過の際、地分れて海(早鞆海峽)となつたと云ふのが是れで、頗る古くより、行はれて居る傳說である。

次に中世の下關について考ふるに、この時代に入りて、初めて都市としての體形を、供へて來たことかと思ふ。併しその低級なものであつたこと、勿論である。而して之に伴ひ、經濟上の地位も、上進して來たことであらう。旣に當地が地方的商港として、物質の集散に任じて居たことの徵證は、多少之を文獻に求むることが出來る。然れども、此の時代に於ても、史的事實として重きをなすものは、尙他の方面のことである。軍事上に關するもの乃ち是れ。總じて中世の時期は、日本全體から考へて見ても、武力主義の最も發現した時代で、この影響は當地にも及んだのである。劈頭の壇浦海戰は、茲に贅言する必要もあるまい、蒙古襲來に際しては、此地附近に警固所を置かれて、之れが防衛に任せしめられて居る。南北朝に當りて、足利尊氏が西下の際、艨艟數百艘を率ひ

て、此地に立寄つたのも、軍事的行動の一であり、大内、厚東、小貳、毛利、大友の諸豪は、暫々こゝを戰爭場裡に、卷き込ましめて居る。吾人は更に、豐太閤が九州征伐に際して當地を通過し、且關門の要害たるを認めて、特別の注意を拂ふたことを忘れてはならぬ。かの與次兵衞が、豐太閤の御座船を、坐礁せしめたと云ふ事件は、朝鮮征伐の副産物たるに過ぎないが、世間に流布せる傳説には、大分誇張の跡が見える。

降つて近世の下關は、誠に面目を一新して居る。所謂下關の運命は、この期に至りて初めて、開拓されたものと云ふも不可ない。以前に比して、誠に光彩陸離たるものがある。政治、經濟、敎育等、狀態の方面に於て、見るべきものがあり、就中經濟上の發展は、その最たるものであつた。是れは畢竟、日本全體の社會狀態が、一變したのに基づく。蓋し德川幕府勃興の結果は、一方戰亂時代を變じて、平和的時代となし、他方政治、經濟、學問、その他一般文化の方面に於て、從來の割據的部分的傾向は排せられて、比較的に統一的、國民的傾向を生じ、二千年來の長年月によつて練磨されたる時代自然の進化と相俟つて、この時代の人

文は隆々として、進運に向ふたのである。下關の發達も、この一般的傾向に伴ひたる、必然的結果で、就中その良好なる天與の地形は、經濟的發展に於て、最も資する所があつたのである。政治上の方面を簡單に述ぶれば、中世の中頃は大內氏の管轄に屬し、後毛利氏の領となり、近世に至りては概して、その支藩長府侯の配下であつた(一部は萩及び淸末領)。當時の市政は、上に長府藩より派遣せる、關在番があつて之を總攬し、その下に市民中より選ばれたる、世襲的の大年寄及び小年寄があり、前者は一般の政務に携はり、後者は個々の町政を司つて居たのである。經濟上について見れば、前代迄はその卵に過ぎざりし都市は發達して、立派に內容形式を具備して來た。商業貿易は頗る繁昌して、大阪に次ぐの有樣となり、山陽の小浪華と稱せられた位である。問屋は實際上の取引に任じ、米商會所は物貨の調節機關として存し、港內には帆檣林立で、出船千艘入船千艘の言葉が殘つて居る。下關が帝國の商業地として、一般に認識さるゝに至つたのは、この時代からである。敎育上では塾及び寺小屋が數多出來、多少の學者藝術家も輩出して居る。遊廓の繁昌も特筆すべきことで、

當地の繁榮を助けたこと少なからず、その名は天下に響いて居た。以上は當時の狀態の說明であるが、更に出來事として此の時代に注意すべきは、宮本武藏と佐々木小次郎とが、船島に於て仕合をしたこと、朝鮮信使及びオランダ人が、江戶參禮に際して滯在したこと、享保及び寬政にかけて數回唐船を打拂ふたこと等であらう。

幕末の下關は又特筆大書するに足るべきものがある。而もそは靜的方面にあらずして、動的方面に屬する。前者に於ては、性質上近世の一部分をなすに過ぎないが、後者を見るに及んでは、確に一時期を劃するの必要がある。云ふ迄もなく、當時天下の大問題たりし尊王攘夷の激流は、當地をしてその渦中に投ぜしめ、活動の舞臺たらしめたのである。乃ち四方の志士は、盛にこの地に蝟集し、往來して、尊王討幕の議を廻らし、鎖港攘夷の實行を期し、眞にその一策源地たるの觀があつた。是れ蓋し、長州藩はその有力なる主唱者にして、而して當地の位置は、之を行ふに適して居たのに基づく。尊王討幕の具體的にあらはれた顯著なる例は、高杉、西鄕の會見(?)桂、坂本の會合、小倉戰爭等であり、鎖

攘夷の方面に於ては、六国の外船砲撃が行はれて居る。而して前者の活動に於ては、他に類例も少なからぬが、後者のそれに於ては、全然獨步である。尚是等の主張及び實現の爲めに、奇兵、先鋒、報國の諸隊は生れ、六卿の巡視は行はれたのであるが、之と共に奇兵、先鋒兩隊の衝突、薩州船砲撃、新地會所襲撃等の犧牲も拂はれて居る。茲に注意すべきは、奇兵隊がその編成後、凡ての活動の中心的勢力となつたことであつて、隊長高杉晉作の功績は、永く吾人の忘るべからざるものである。かくの如く叙し來れば、當地と明治維新の出現とは頗る密接な關係を有して居ると斷ずるも不可あるまい。要するに幕末の下關は、動的方面に於ては、實に國家的で、前代嘗て見ざるの偉績と云はねばならぬ。

## 第二章　政治の變遷

政治上には重きをなさず＝古代の政治＝赤間物部、伊都々比古、穴戸神＝國造時代＝國郡制時代＝赤間稲置＝中世の政治＝大内時代＝代官所＝當地に關する最初の法令＝赤間關鎮守＝近世の政治＝長府領＝細川領＝淸末領＝萩領＝政務及び方針＝舊族

政治上には重きをなさず

下關は政治上動的方面に於ては、尊王攘夷の一策源地として活躍し、大に面目を施したのであるが、これは別に項目を設けて述ぶることゝし、こゝには唯、靜的の方面について考察しよう。忌憚なく云へば、靜的方面は之を前者に比して、頗る振らざるものあるを感ぜざるを得ない。確かなる文獻の示す範圍に於ては、當地は未だ嘗て、地方に於ける政治的中心地としての存在を、認められたことあるを知らぬ。唯一集團としてそれ自身の行政が行はれた迄で、之れ以外何等の、語るべきものがないのである。この點は長府、山口、萩等に比して、遜色のある次第である。

さて古代の政治如何と見るに、初めは專制主義の酋長政治が、行はれたのではなからうか。蓋し我が國の草創時代に於ては、未だ統一的の國家が成立せず、各地に專制的の酋長があつて、之を領有し支配して居た如くである。故に恐らくば當地も、同じ狀態にあつたのであらうと思ふ。尤もこの地特有の土豪が、存在して之を統轄せしか、若しくは單に大地主の下に、その一領土として支配を受けしに、過ぎざりしかは不明である。

赤間物部、伊都々比古、宍戸神

さるにても赤間物部、伊都々比古、宍戸神等の傳説は、是等と如何なる關係を有するか。赤間物部は饒速日命に隨ふて、天降せる二十五人の一人であると、舊事本紀に出でゝ居る。而してこれは當地に在住したのであるとの説があり、今を去ること二千五百年前のことである。伊都々比古は崇神天皇頃の人である。當時任那王子(朝鮮)都怒我阿羅斯等が、我が國を慕ふて歸化せんとし、先づ穴門に至りしに、伊都々比古こゝにありて之を止め、我が乃ち天皇であると云ふた。然れども王子はその虚僞なるを悟り、去つて敦賀に赴き、次で帝都に入つたと傳へられて居る(日本書紀)。從來この穴門は關門海峽なりとせられ、隨つて伊都々比古は、この邊の豪族であらうと云はれて居る。宍戸神の事は古事記に出で、日本武尊が九州征伐の歸途、之を征服せられたと記してあるが、本居翁は之を以て矢張、當海峽に於ける出來事なりと斷じて居られる。以上を事實として承認すれば、昔この地若しくはその附近には、赤間物部、伊都々比古、宍戸神等の豪族が存在して、專制政治をして居たとも考へられる。併し是等傳説の史的解釋については、更に異論のあることを辨へねばならぬ。赤間

物部の傳說は所載の舊事本紀が信用薄き書である上に、饒速日命云々とはうけがはれぬ話である。吾人の見る所によれば、當時かゝる豪族が存在したのではなく、同書の著者が赤間なる名稱に結びつけたる、一種の作り話ではないかと思ふ。尤も赤間の當地なることは、更に赤間物部を列記し、それが豐前企救を意味する如く、考へらるゝ點に見ても、推知せらるゝ事實で、隨つてこの傳說は兩地が相對して、帝國の要害をなすより、生み出だされたものであらう。それとも著者の生存時代たる奈良朝頃に、かゝる豪族の存在したるものか。伊都々比古につきては、筑前國伊都の豪族で、それが關門海峽を越へて、長門國を勢力範圍に入れて居たのであると云ふ說もあれば、更に一歩を進めて人物のみならず、土地も筑前のそれであらうと唱ふる學者もある。穴戸神に關しては、書紀にある吉備の穴濟を引きて、之に擬するものも少なくない。要するに是等赤間物部、伊都々比古の傳說を、當時の當地に結びつくるには、尙研究の餘地ありと謂はねばならぬ。

國造本紀其の他によれば、景行天皇頃には今の長門國の南部は穴門(後には全

部)と稱せられ、この穴門には國造が存在して居たらしく思はれる。國造は朝廷の配下に屬せる地方長官である。隨つてこの頃に至りては、既に長門は王化に浴して居たものと見なければならぬ。然れども事實に於ては、國造は矢張り領有權と支配權とを併有せる、世襲的土豪であつたのである。爾後國造制度は永續し、而して彼等は長府附近を、根據地として居た如くである。然らば當年の下關は、無論その領土の一部として、支配されしものであらう。

紀元一千三百年代の大化改新の際、全國に亘りて土地人民の私有は禁せられ、悉く朝廷の直轄に屬し(實際上はともかく)國郡の布置を見るに至つた。この結果として國造制度は壞廢に歸し、之に代りたるものは、支配權のみを有する國司、郡司であつたのである。穴門はこの頃既に長門と稱せられ、南部に豐浦郡を置き(延喜式、和名鈔、拾芥抄)こゝに長門國司、豐浦郡司の任命を見るに至つたことゝ思ふ。而して今の長府は國府として、國司(守、介、椽、目)の駐在する所であつたが、恐らくば豐浦郡司も、同じくこゝに居たことであらう。かくて當地の政治的關係も一變して、國、郡司の支配を受くることゝなつたのである。平

赤間稻置

城天皇頃に赤間稻置なるものが當地に居て、赤間藥を製して居たこと、大同類聚方に見ゆ。この赤間稻置は如何なる性質の人であつたらうか。稻置とは格式であるが、これは單に舊族として、名譽を誇つて居たのであるか。若しくは國、郡司の命を受けて、當地の政治を司つて居たものであるか。日本地理志料に赤間物部の後裔なるべしと、云へるは如何あらん。

中世の政治

中世の初めに至り、源賴朝の鎌倉幕府を創立するや、諸國に守護を置きし結果、國、郡司の勢力は次第に、之に侵蝕せられて來た。長門の守護は國府に居りしこと、國司の場合の如くである。而して豐浦郡は此の頃、豐東郡と改稱せられたらしい(東鑑)。北條時代の末には、厚東氏守護を務め、次で大內氏之に代つた。

大內時代の政治

大內氏は世々山口をその中心地として、數國を支配したのであるが、この時代に於ける當地の政治狀態は、多少窺ふことが出來る。大內家壁書に關、小倉、門司、赤坂の渡りちんの事を制定した條に、關の町太郞右衞門、次郞三郞、阿彌陀寺領、次郞右衞門兼ねての定法をやぶる者、少なからざるを言上せしにつき、更めて令するのである。若しこの法にそむくものあるときは、その舟かたを關、小

倉の代官の所へ引渡すべく、代官所より山口へ注進致し、仔細をきはめて、切らせらるべき也とある。又右御定法につき赤間關地下人押書案文として、太郎左衛門外二名の連帶で、御定法に違ふ者あらば、聞立て候とも、則ち申上ぐべく、無沙汰の節は罪科に處せられても差支ない、と云ふ意味の誓書を載せて居る。之によりて之を見るときは、當時當地に代官所の設けがあつて、山口政府の指揮の下に、市政を司つて居たことが分る。而して町には、總代の如きものがあつて、自治に任じて居たものと思ふ。又允澎入唐記に、その船が赤間關に歸航したら、關吏がかく／＼云ふたとあるが、これも代官所の役人をさすのではなからうか。代官所はその所在地が何處にして、如何なる人が頭目なるやは今決し難きも、往昔藥屋氏が城山の城主として、居館をその山下に据え、軍事、民政宗教凡ての沙汰をして居たとの口碑は、注意に値する。或は當時に於ても之と同じ樣な事實が、あつたのではなからうかと思ふ。乃ち城山の城守が、一方武備を司ると共に、他方民政をも總攬したのであらうか。而して普通城主の居館の山下に置かれ、日常こゝにあるは、當時一般に行はれた風習であり、又毛

當地に關する最初の法令

利時代關在番が、城山の下警察署の位置にありしは、一面從來の歷史的關係をひきたるものとも考へらる。

こゝに注意すべきは、大內家壁書のことである。壁書とは法令諚等の張紙を云ひ、人々の常に見て遺忘せざらん爲めに、壁上に張り置きし故に、かく名づけられたのである。隨つて大內家壁書は同家の法令を記したるものであるが、これに當地に關する制法がのつて居る。その一つは兵船渡海役事御定法として、九州御對治の爲め(義興)在關の時、渡海御勢の事、赤馬關役たり、仕舟を立つべく、今月當關に於て御評定を經させらる。先例に任せ御定法せらる、自今以後この分たるべき由議定し訖んぬ(文明十五年)と記して居る。要するに九州へ軍勢渡海の際は、何時でも赤間關が、その乘船の負擔をなすべし、と云ふことである。次ぎはさきの渡りちんの事であるが、之れは交通の變遷に讓る。今一つかう云ふ條文がある、御動座(大內)につき、赤間關に御座船の事仰せ付けらるゝ處、浦役錢を以て進調致すの由、地下の仁申請ふの間、懇望に任した。然るに人民中或は寺僕と稱し、或は武家の被官と號し、出錢を難ずるものがある。

かゝる者は爾後追放すべきにより、よく承知して置けと云ふ意味の事である。是等は當地に關する、法令の最も古きもので、當時の政治を叙するものゝ、見遁すべからざる事實であると思ふ。

赤間關鎭守

それから之れは別な話であるが、同じ大內時代頃に、長門州赤間關鎭守高石忠秀と書して、朝鮮に使を遣はし、觀音現像を賀し、又漂流人の事を報じたこと、彼國人申叔舟の海東諸國記に見ゆ。尙同書に赤間關太守矢田藤原朝臣忠重の名を以て、使を遣はし、舍利分身を賀したこともものせて居る。この高石忠秀、矢田忠重とは、果して何者であるか、他に之を證明すべき材料がない。渡邊世祐氏は當海峽を根據とせし、海賊大將であらうと云はれて居る。それは兎も角鎭守と云ひ太守と云ふは、その假冐なること明らかで、擅罰の著者天野信景は大に、之を憤慨して居る。

近世の政治

大內氏滅びて毛利氏之に代り、隨つて當地も領主に變更を來し、かくて近世の域に入つたのであるが、この時代の市の政治狀態は、大分興味ある事實を含んで居る。近世乃ち江戸時代は、德川幕府が天下の政權を握り、その下に三百の

諸侯が存在して、多少の制限的事情の下に、各土地人民を領有支配して居た。毛利氏も無論諸侯の一で、防長兩國を有し、本藩は萩、支藩は岩國、長府、德山、淸末を城下としたのである。而して下關の政治的關係は、單一ではなかつた。大半は長府藩に屬せしも、同家老細川氏の領分もあれば、淸末、萩兩藩の所領もある。尙この頃豐東、豐西、豐田の三郡を合併して、舊名豐浦郡を復し(其後內證にて豐田郡を豐浦郡、豐東郡を東豐浦郡、豐西郡を西豐浦郡と唱へし由)隨つて當地も豐浦郡赤間關と云ふことになつた。尤も長門國志に、豐浦郡百四十四箇村の內へ赤間關竹崎、長崎、伊崎の四を入れたる蓋し赤間關は長府領、竹崎は淸末領、長崎は細川領、伊崎は萩領を便宜的に總稱したるものか。

弘治三年(二二一七)毛利元就が大內義長を滅して之れに代りたる後、しばらくは未だ分家のことあらざりしが、慶長四年(二二五九)毛利秀元に長門一圓及び周防、安藝、備中の一部を分與し、山口をその中心地とせしむることゝなつた。然るに翌五年關ケ原の役あり、その結果毛利氏は防長兩國に減封せられたから、秀元も豐西、豐東、豐田の三郡を支配し、長府を城下とするの已むなきに至つ

た(秀元記、御家御略記)。故に下關が秀元の配下に屬せしは、慶長四年を以て最初とし、而して長府領の一となりしは、その翌年からの事である。初め當地全體が同領であつたのであるが、後清末、萩兩藩に分け取られ、東半部を有するのみとなつた。この以後の行政區別を云へば、もと阿彌陀寺、外濱、中の町、赤間、西端、南部、細江の七町に分れ、後には南部、細江が東西の區別を生じて九町となつた。その變更の何時行はれしかは不明なるも、豐府志略に南部、細江とあり、下關古圖、長門國志に東西を區別せるを見れば、何れ二百年前から百年前迄の間に、行はれしものであらう。而して之を支配する爲めに、御用所及び目代所の二つの役所が設けられてある。御用所は東南部町(警察署の位置)にあり、その長官を關在番或は赤間關町奉行と云ひ、政務を總攬し、その下に町方ありて之を補佐し、玄關ありて秘書を務めたものである。これ等は皆長府藩よりの派遣にかゝはる。目代所は西端町(今の商業會議所の位置)にあり、大年寄出勤し關在番の命を受けて、市政を司つた。これは土地の名族より選ばれたる、世襲的の名譽職で、その家柄として有名なるは、伊藤、佐甲、中野の三氏で、一月交替で

出勤し、之を月番と稱した。又町々には小年寄がありて町政に携はり、必要に應じて目代所に出入したものである。蓋し一般の政務は、小年寄より大年寄に、大年寄より闕在番に上申して、事を決すると云ふ始末であつた。小年寄の內、阿彌陀寺のは特種的で、下に庄屋を置き、同町政の外、長府領全體の浦に關する事務をも司つて居たのである（壇浦は阿彌陀寺小年寄の支配を受け、同じく庄屋あり）。尙口錢銀割方役と云ふのがあつて、各町問屋より一名乃至四名を選んで任命し、問屋の運上乃ち口錢銀の取立、その他の取締に任じて居た。それから別に職掌はないが、大年寄格、御在番直支配等の名目があつた。是れは金錢で購ひ得たる格式である。以上は闕在番の支配に屬するものであるが、同じ長府領でありながら、田中、奧小路、園田等は管轄を異にした。乃ち長府駐在の郡代の配下に屬し、庄屋ありて年貢の取立及び取締をした。細川領は長府藩家老細川宮內の領地であるが、それが何時時代からの事であるかは分らない。長崎村、豐前田、今浦の三箇所が同領で、細川屋敷茶山にありて、同家役人出張し各所に庄屋が居る。

## 清末領

清末領は竹崎浦及び伊崎浦の二箇所である。清末藩主毛利元知が長府から分家したのは承應二年(二三一三)の事なれば(防長人物誌)當所が同領となりしもこの時からであらう。清末屋敷竹崎にあり、在番役駐在して之を支配し、各浦には大年寄及び庄屋があつたのである。

## 萩領

萩領は新地及び伊崎浦の一部分で、新地會所(招魂社の下の空地)の設けがあつた。同所には在番、打方物頭、拔買改方、大筒役、足輕等が居り、寶曆七年の調べによれば、その數百餘人に及んだのである。寬永以降我が國は鎖國の世となり、支那及び和蘭の兩國人に限り、その貿易を許されたのであるが、併しそは唯長崎に於てのみ行ふを要し、密貿易は嚴に禁じてあつた。然るに實際上に於ては、支那船の海上で拔賣買を、なすもの少なく、而してそれ等の當地附近に、漂流することも暫々であつた。如上の職制は、畢竟之れが打拂の必要上、萩藩が幕府の命を奉じて、設けたものに外ならぬ。果して然らば、會所存在の意味、他と大に趣を異にすと、云はなければならぬ。げに萩藩が享保年中、この一小天地を長府細川氏より讓り受けたのも(風土注進案)その主因こゝに存するのである。

そは渡邊年表享保三年四月唐船打拂の條に、「其後此御方よりも御日付一人、物頭一人、彼關在番被仰付云々」と記し、毛利十一代史に引ける寛政五年の文書に、赤間關は「先年拔商賣之唐船度々漂流仕打拂被仰付候場所にて、城下より二十里程隔り候付右之人數等常々定居申付候」とあるによりて明らかであらう。かくて新地會所は單に新地及び伊崎の一部によつて居たのみならず、引島、竹子島、六連島等に遠見番所並に番所を設け、焔硝藏を置いて非常に供へたのである。尙同領の出來年代については風土注進案には唯享保年中とのみあれども、さきの渡邊年表の文に見ればその三年(二三七八)なること疑なし。而して是れは長府領が出來てから百二十年ばかり、淸末領が出來てから六十年ばかり後のことゝなる。町には大庄屋が居て支配をした。

一般政務の中注意すべきは租稅の取立、犯人の取締、宗門改の實行、儉約令の施行等であらう。租稅には地料銀、運上金、網代銀、年貢等の區別があつた。地料銀は戶別に課せられ、運上金は株札を持せる商人の負擔する所で、問屋のは口錢銀と云ふ名がついて居た。網代銀は漁人に割り當てられ、年貢米は百姓の

租である、年貢米の倉庫として、阿彌陀寺町に大藏(今の場所)が建てられてあつた。犯人の取締は園屋、目あかしなどがありて、市街を徘徊し、その任に當つたのである。獄舍は長府領では、勝負口、海門の二箇所にあつた。宗門改は各人の宗旨を檢査し、切支丹(キリスト教)にあらざるを、誓はしむる制である。光明寺、海晏寺等の寺で、行はれたこともあれば、單に誓書を奉らしむるに、止めたこともあるらしい。蓋し切支丹は、德川幕府の禁制であつたからである。儉約令の施行も、幕府の政策に從ふたもので、一般に絹布を着ること、金銀の飾りを用ふることを禁ぜられた。併し實際に於ては、行はれがちであつた。而して一般に布達は高札を以てせられ、長府領に於ては外濱町にその立所があつた。尙五人組制度は、當地には重きをなさず、唯形式的に止まつたらしい。當時の政治方針は、全國一般に行はれた如く、武斷的、專制的、干涉的で所謂民をしてよらしむべし、知らしむべからずであつたこと云ふ迄もない。以上述ぶる所の近世の政治は、主として故老に聞きて、記したものであるが、著者の研究の不充分なる、幾多の誤謬と、手落があることゝ信ずる、殊に細川、淸末、萩領の事に至つ

て、益々然りであらう。切に讀者の批正を乞ふ次第である。

長府領大年寄を務めし伊藤、佐甲、中野の三者の內、中野氏を除くの外は、今尙家系存續して居る。伊藤氏(阿彌陀寺町)は、嘉吉三年(四百五十年前)藤原盛貞、宜任兵庫助との宣旨を受け、文祿二年には、秀吉より赤間關奉行宛にて、送り狀を頂けるを見れば、その舊族なることが分る。(因に明治五年先帝御臨幸の際、同氏の邸に宿泊し給ふ。尤もその場所は、今家とけて百花園となつて居る)。佐甲氏(西南部町)の事、今家に記錄を存せざるも、中山寺緣起に、天正十六年佐甲佐渡守五代の孫隼人忠爲とあれば、是れも舊族なるべく思はる。正德元年朝鮮信使饗宴の際の、萩公の御宿は同家であつたのである。(渡邊年表)。中野氏の宅は元東南部町にありしも、今は血統斷絕して居る。隨つてその來歷知るに由なきも、傳へによれば同氏の大年寄の家柄となりしは、比較的新しき時代の事なる如くである。尤も寛政十年(百餘年前)の記錄には佐甲東助、伊藤幸之亟、中野善右衛門として、既にその名見えて居る。

# 第三章　經濟の變遷

經濟の變遷は市史中の眼目＝下關都市の起原＝四五百年前の狀態＝地方的商港＝近世下關の發展は本邦經濟事情の一大變轉に基づく＝一、經濟組織の地方經濟より國民經濟の初步に進みたること＝二、全國海運業の發達したること＝都市の發達＝人口＝市街の繁華＝港內の狀況＝經濟的都市＝商業の隆盛＝米商會所＝營業株＝問屋

經濟の變遷は市史中の眼目

經濟の變遷は市史中の眼目である。然れどもその詳細なる沿革に至りては、さきの政治の變遷と同じく、今知るに由がない。無論海陸交通の衝に當れる好位置と、天然的に港灣をなせる良地形と相俟つて、古來より少なからざる經濟的意義を、發揮して來たことゝは信ずるが、それが時代々々によつて、幾何の價値を示せしかの具體的事實に至りては、頗る明らかでない。隨つて吾人は又々、簡單不充分なる敍述に、甘んぜざるを得ぬ。

下關都市の起原

先づ都市の起原に筆を起さう。凡そ交通至便の良港には、早くより人民の聚集するのが通則で、當地も恐らくば、この例に漏れないことであらう。乃ち古代に於て既に當地には、多少の民戸が存在して居たことゝ思ふ。併しながら

之を以て當時早くも都市の形體を具へたりと、妄斷することは許されまい。又赤間の名稱は、千年以前のものに見えて居る、併しこれとても別に徵證のなき以上、地名の存在乃ち都市の存在たりとの論理は立つまい。要するに下關の都市成形の起原(低級なる意味にて)が、何時なりしかと云ふことは、更に文獻の徵すべきものがないのである。唯その起原地については、長門國志には下の如く記して居る。「古へ赤間と稱ふる地は、北は波夜登毛の浦より西端町と云市街まで、二十町許の間の名なりしと見えたり。然るに今の赤間町と云所に、始て民戸聚居りける故、其邑を赤間と稱へし也。今其名殘りて赤間町と云街名となれり云々」とて、赤間町說を主張して居る。吾人は國志の論ずる如く、廣義の赤間が狹義の赤間を生じたのか、若しくは之と反對にヤマトの名稱の如く、狹義の赤間却つて廣義のそれを生みしのか、その邊の斷定には苦しむも、赤間町が當地の起原地たりとの說は、注意に値すると思ふ。次に示す吾人が推定たる四五百年前の當地市街の狀態に鑑みるも、なる程と首肯さるゝのである。

四五百年前の狀態

吾人が文獻に於て辿り得べき、當地市街の狀態の最初のものは、四五百年前のことに過ぎぬ。今川貞世の道ゆきぶり(五百年前)に、「長門の國府を出て、赤馬關にうつりつきぬ。ひの山とかやいふふもとの、荒いそをつたひて、はやともの浦に行くほどに云々」と記し、又「赤まの關のにしのはしによりて、なべの崎とやらんいふめる村は云々」と記せるを見れば、當時の下關は、東は壇浦より西は西端町あたり迄の區域であつて、南部は未だ市外であつたことが分る。さてそのかみの當地は、全體が連續したる市街をなして居たかどうか。吾人は之れが否定を、主張するものである。卽ち赤馬の關と云ふのは、唯土地の總稱であつて、市街として見るべきは、その一部分ではなかつたかと思ふ。大內家壁書に、「關の町太郎右衛門、次郞三郞、阿彌陀寺領、次郞右衛門云々」とあるを考ふれば、この地には關の町と阿彌陀寺領との區別があつた如くである。阿彌陀寺領は今の阿彌陀寺町のことで、この邊が阿彌陀寺の領地なりしことは、口碑も之を傳へて居る。(阿彌陀寺領は之れが全體にあらず、各所に散在せしは同寺文書之を證明すれども、こゝに關の町と並べ稱せる同領はこの阿彌陀寺町邊をさすものと見るも差支なからう)然れば關の町とあるは、外濱附近(大體を云ふ)より西端迄

の地域をさすことになる。　而して管見によれば、所謂關の町は連續したる市街をなし、之に反して阿彌陀寺領は、未だ寥々たる漁村の域を脱しなかつたのではなからうかと思ふ。　關の町が小市街をなして居たことは、その名稱から推測が出來よう。　又道ゆきぶりに、龜山の附近に人家の繁きことを記し、宗祇法師の筑前道記(四百年前)にも、龜山より眺むればあまたの家が海づらに連なり、大小の客船が山陰に浮んで居ると云へるは、當年の唐戸灣及びその沿岸の光景を示したもので、沿岸とは正しく關の町を指すのであらう。　尤もこの市街をなせる人家が、瓦葺であつたか茅葺であつたかは、記錄の徵すべきものがない(恐らくば他と同じく藁屋なりしならん、尙云ふ關の町とは市街全體をさしたる便宜的呼稱で、固有名詞ではなからう)。　之に反して阿彌陀寺領が漁村に過ぎざりしことは、阿彌陀寺古圖、源平合戰圖に藁屋が點々として散在し、二百年前の豐府志略に、先大君毛利綱元公の御時、阿彌陀寺町の漁家を壇浦に移さる、とあるによりても想像がつく。　又壇浦につきては、豐府志略に「昔は壇の浦と云は名許にして、民家とてもなかりしに云々」と記して居る。　要するに當

時の下關は、誠に小規模の都市に過ぎなかつたと云ふてよい。それから南部は市外で、源平合戰圖によれば、今の東南部町あたりは海であり、西南部町あたりには茅屋が立並んで居る。東南部が陸となり、人家の出來たのは、比較的近代のことで、隨つて元は南部の名あるのみであつた。南部以西の狀態は、一向分らない。赤間關聽書に、今浦、田中、豐前田に湛みち入り、細江、入江は砂濱であつたと記して居るのは、何時頃の事であらうか(因に源平合戰圖には龜山は島となり、南部との間に橋がかゝつて居る)。

それから此の時代には、既に當地は地方的商港として、物貨の集散に任じて居たらしいのである。さきの筑紫道記に、大小の客船が山蔭に浮んで居ると云ひ、戊子入明記に「兵庫より赤間關に到る荷物の事は、國持丸之を下す。」(譯)とあり、鎮守八幡宮緣起に、當津上下の船積一所の荷物、鳥目一百の內三錢を關役と爲し云々」と載せたる、之を證據立てるものであらう(鎮守八幡宮緣起は弘安五年の作とあれども、吾人は後世のものと認む。而してこの當津云々の事實を眞なりとすれば、こは戰國時代に行はれたるものであらうと思ふ。その考證

近世下関の發展は本邦經濟事情の一大變轉に基づく

經濟組織が地方經濟より國民經濟の初步に進みたること

は宗教の變遷の部に示す。因に在來の書物に、當地は古代に於て赤目津と稱して、浪速津(大阪)と並び稱せられたとあるが、是れは根據のなき說である。古代に關する經濟的史料は、殆んど搜索に苦しむのである。臨門驛の所在を當地とするも、その唯水陸交通の要衝たるを示すのみ(臨門驛の事は交通の變遷の條にかゝぐ)。

以上は中世迄の狀態であるが、當地が眞に經濟的意義を發揮し得るに至つたのは、近世乃ち德川時代のことに屬する。而して吾人はその原因を、帝國經濟事情の一大變轉に歸するものである。帝國經濟事情の一大變轉とは何であるか。曰く一、經濟組織が地方經濟より國民經濟の初步に進んだこと、二、全國海運業の發達したること是れである。云ふ迄もなく經濟組織は、普通自給經濟より地方經濟に進み、更に國民經濟の域に達するものとせられて居る。而して近世乃ち江戶時代は、大分國民經濟の色彩を帶びて來たのである。前代迄は地方經濟の世の中であつた。各地方々々で經濟が獨立して居た(大體に於て)。所が江戶時代になると、政治上の統一主義に伴ひ、經濟上に於ても、國民

的、共通的となつたのである。勿論絕對に封建的事情が、除去された譯ではなく、隨つて現今の如き、普遍的關係は保たれないとしても、確にその初期には、進み得たのである。乃ち大阪が全國商業上の中心地となり、各地の物產は一度こゝに集り、更に四方に分散されると云ふ有樣となつた。この大なる經濟的變革は、當地にも影響し、當地が經濟的地位は頗る上進して來た。今迄は唯單に地方的の商業地に過ぎなかつたのであるが、この變革の爲めに、一躍して帝國の商業地となり、西部に於て大阪と最も密接なる關係を有するに至つたのである。

二帝國海運業の發達したること

又帝國海運業の發達は、益々此の傾向を助成した。もと奧羽より產物を江戶に送るには、東部は東海岸よりし、西部は敦賀より陸運によつたのである。併しこの陸運は費用多きを以て海路に變じ、山陰、山陽を迂回して江戶に達した。貝原益軒の續諸州めぐりには、二、三十年來の事として居れば餘り古いことではあるまい。然るに東、西兩海路共險惡にして、風波暗礁の爲めに破損覆沒の厄に、過ふもの少なくなかつたのである。由つて寬文十年(四代家綱)德川幕府

は、河村瑞軒に命じて、海運上の改革を行はしめた。彼は諸州を巡視して、その利害を詳にし、堅船を雇ひ、載量を定め、運夫を選擇し、嚮導船及び烽火の制を始め、東路に漕務場四所、西路に十四所を置き、以てその危險より免れしむることとしたのである。之れが爲めに、江戸漕運船の利益したるは、云ふ迄もなけれど、延いては一般の船舶も、大に航路の安全を得しことゝ思ふ。かくて我が海運界は、勃然として隆興の域に進んだことであらう。而して下關の如き、その最も恩澤を受けたるものゝ一であらう。何となれば瀬戸内海の、航運の自由になりしのみならず、北國航路の安泰となりしと信ずるが爲めである。恐らくば爾後東より北より、續々當地に來航したことであらう。當地北米問屋の鼻祖茶屋六左衛門が、二百餘年前に死したること、墓碑によりて明らかなるの事實は、確に之を證明するものである。かくて北國の諸侯は皆(加州侯のみは大阪に藏屋敷を有す)其領米を當地に賣るを常とし、内海運航船之を大阪に運び、我が地の商勢をして頗る活潑ならしめた。要するに一、經濟組織の地方經濟より國民經濟の初歩に進みたること、二、全國海運業の發達したること、この

結果として從來地方的商港として、甘んじたりし下關は、その天與の地形を利用し、一躍して國家的の商港となり、その發展實に由々しきものがあつた。

この變化以後の下關の、經濟狀態について觀察して見るに、先づ都市の發達は、非常なものであつた、この時代に至りては、東は壇浦より西は伊崎に至る迄一里餘の間、民戶櫛比する次第となつた、當時の戶數、人口については實地に調査したものがないから、精確なことは分らない。　長崎行役日記などでは人家數千軒と云ひ、西遊雜記及び廣瀨淡窓の詩などでは一萬軒として居り、天祿時代蘭舘醫として渡來した、有名なる獨逸人ケンペルの紀行には、戶口四、五百とある。　これ等は皆當年旅行家の推算に過ぎぬが、多少の參考にはならう。　一萬軒と云ふのは現狀から推しても、虛構であることが分り、又之と反對に四、五百戶と云ふのは、餘りに極端な見積方で、何かの間違ではないかと思ふ。　或は數千軒と云ふのが、事實に近いのかも知れぬ。　假りに之を事實として、人口總數を計算すれば、一家四人の平均と見て約二萬人となる。　尤も江戶時代と云ふも、二百五、六十年もあることなれば、その初期と後期とはその數に差異あるは

免れないが、是れは先づ後期の分と見れば差支あるまい(ケンペルを除くの外、以上の旅行記は皆後期のものに屬す)。 尙口碑によるも、百年以前は人口二萬ありしと傳ふれば、この推定は左迄の誤謬を含めりとは見難い。

**市街の繁華**

それから市街について記せば、舊壇浦乃ち今の火山砲臺の下に、藁屋が二、三十軒ありて、漁業に從事して居り、又こゝより今の阿彌陀寺町の大藏迄は、人家は殆んどないが(八軒あるのみ、故に八軒屋と云ふ)。 それより以西伊崎浦迄は、大抵瓦葺藏造りなどで、問屋、商屋甍をならべて、一筋に立ちつゞいて居る。 併し所々に裏町もあり、海邊を築いて町家を建てたるもある(下關古圖筑紫紀行)。蜀山人が小春紀行には下の關は赤間ケ關にして問屋多し、市中もまた賑へり、からうす十挺あり、又からうす五挺ありなど、札に書て出せり。 其外笠岡くり綿入船など、すべて入船々々と書ける札多きは、湊故なるべし、嬉野茶鹿子尾茶あり、かしてんま有、菓子昆布あり、平家蟹あり、などかける張札もみゆ」と記してある。

**港内の現況**

次に港には、數多の船舶が出入して居る。 出船千艘入船千艘とはよく人の云

ふ所であり、古人も亦かく記して居るのであるが、それは多少棒大に形容したものとしても、兎に角數多の船舶が碇泊、若しくは出帆して居たことは事實である。通航一覽に、海岸深く四尋より八尋まで、大小廻船二百艘餘繋つて居る。併し城越より南部の間、東南風の節船繋惡敷、三百目屋鋪の鼻と申處は、觀音崎吹かはす故泊りよし、こゝも船繋惡しきときは、一里下の伊崎と云ふ所があるが、その地は何風でも船繫りよし、大小廻船百五十艘程繋いで居ると云ふて居るのは、比較的信憑に値する事實であらう。

要するに當地は近世に至り、初めて都市としての實際的資格を有して來たと云ふて不可ない。中世迄は唯都市の萠に過ぎなかつたが、此の期に入り、漸くその花を開いたものと見るべきである。而してそれが全然、經濟上の理由に基づいて居るのは、注意すべきである。當時本邦に於て、かくの如く全然、經濟上の理由で發達した都市は少ない。多くは城下たる關係よりして、發達したものである。總じて日本の多くの都市は、その起原を戰國時代に發し、諸侯の政治的中心地として、發達したのである。然るに當地がさふ云ふ風な、封建的

都市として勃興せず、全然商業地として發展したのは寧ろ異數と云はなければならぬ。

當時の商業について云へば、貿易は大阪より中國、四國、九州、北國を相手として行はれた。商品の重なるものは、正米、鰹節、疊表、綿、鹽等で、就中正米はその主位を占め、北國及び九州より廻されたのである。之に從事する問屋の數が四百軒ありしに見るも、その盛況が想見されよう。併し當地は生產地若しくは消費地を、後方に控えて居る譯けではないから、現今と同じくその性質は中繼的であつたのである。誠に西國第一の商港として、その繁盛大阪に次ぎ、詩人は山陽の小浪華と稱するに至つた(交通の變遷の中文人と下關の條を見よ)。



それから商業上の機關としては、米商會所がある。米商會所は初め文政年中藩主(長府)の特許を得、米會所の名を以て、神宮司町に設けられて居る。後文久元年に至り、之を廢して物產會所の名を以て、西南部町に創められた。次で同年藩の直轄となり、諸荷物會所として今の場所東南部町に移され、更に慶應三年には田中町に繰綿會所を建て、晝夜交替で賣買の立會をなした。やがて明

治に至り兩者を合して、正米會所と改稱されたのである。取引法は初め大阪の制に倣ひ、帳合米相場とて、一種の空米相場を行ふて來たものである。然るに文久三年に至り、この帳合米相場を改めて、正米受引の方法とした。これは當所の創始で、維新後に至り大阪その他全國の取引所の範となつて居る。蓋し帳合米相場は投機取引の性質を有すれども、正米受引は純然たる賣買取引で、賭博的のものではない。尙當所の名目は、前述の如く種々變化して居るけれども實際に於て取引せしは、正米のみであつた。思ふに米商會所は本邦經濟史上の一大事實で、既に舊幕時代に於て、西洋の取引所とは何等の關係なしに發達したものである。而して全國を通じて、大阪、東京その他數箇所あつた。然るにその一が當地に存し、而も前述の如く斯界に新機軸を出したに至つては、市民たるものは大に名譽としてよからう。

### 營業株

ある種の營業は當時全國一般に行はれたる如く、藩主の保護干渉を受け、獨占的性質のものであつたのである。乃ち問屋、松魚仲買店、揚酒屋、酒造屋、質屋、材木商、仲使、呉服屋、瀬戸物屋、生魚糶賣問屋、搾油屋、持上り問屋、唐物店、藥種屋、日限

り船屋の十五種は各株札の制限ありて、その定員以外には、同業を營むこと能はざる規定であつた。而して冥加金として、年々定額の金員を上納したものである。因に注意すべきは伊藤(龜屋)桐山(魚屋)三宅(原屋)の三氏のことで、伊藤は三百年以前より藥種商を、桐山は二百年以前より質屋を、三宅は百年以前より瀨戶物問屋を世襲的に營んで居る。而も今尙繼續中なるは珍とすべきではないか。

營業の中最も注意すべきは、問屋業である。日本の經濟史に於て、問屋は初め邸屋問丸など〻稱して居た。その萠芽は王朝時代に求むることが出來るが、漸く盛なるに至りしは足利時代のことで、當時は旅宿、倉庫、運送、委托販賣等を兼ねたる業務であつた。然るに德川時代に至り問屋と稱し、その性質一變して特殊物品の卸賣業、又は大規模の委托販賣業となつたのである。當地に於ける問屋業の發達も、この一般的傾向と關係のあること〻は思ふが、その具體的研究は全然不可能である。源平時代既に斯業者ありと傳へらる〻一種の口碑は、俄かに信ずべきの限りではない。それは兎も角近世に於て、問屋は當

地商業の中堅であつた。所謂下關の貿易は、彼等が委托販賣の下になりたつたのである。その株札は初め三百六十二枚なりしが、寛政十年以後四百枚に增し、別に僞造のもの八枚を混じて居た。問屋は總稱して萬問屋と呼ばれたが、大問屋、小問屋の別が存し、北米問屋は大問屋として第一流のもので、その數十六軒あつた。問屋は凡て藩政府より下せる、布達に服從するを要し、例へば妄りに荷主の變更をなすことを得ず、又口錢の定ありて、それ以上を貪りたるときは、營業を禁ぜらるゝ場合もあつたのである。年々運上金(口錢銀)として三十六貫(五百六拾圓餘)を、十一月中旬迄に納付する規定であつた。問屋取締の爲めに、口錢銀割方役と云ふものが、設けられてあつたが、これは彼等仲間より選ばれたる名譽職で、その數二十餘人、運上金の割當、徵收、紛議の仲裁、その他の事に任じたのである。尙問屋は長府領に限り存したもので、淸末領、萩領にはなかつた。而して一時淸末領で問屋組立の風聞あるや、長府領に於ては彼領人民に對し、非賣買同盟を結ばんとの、觸れ出しをしたのであつた。

# 第四章　軍事の變遷

對外的よりも內國的＝軍事的施設＝長門城＝長門警固所＝中世の城塞＝戰爭＝壇浦海戰＝北條時直と下關＝大內厚東合戰＝小貳大內合戰＝大內道頓の擧兵＝大內義興と下關＝勝山合戰と下關＝門司合戰と下關＝豐太閤の九州征伐と下關＝唐船打拂

當地が現今に於て、軍事上の要地である如く、過去に於ても亦然りしのであつた。唯現今は國家が統一的なると、世界的接觸の時代なるとの二の理由に基づき、それは全然對外的、國防的であるが、之に反し過去は槪して分權的國家なりしと、對外的交涉の寡少なりしとにより、多くは內國的性質のものであつた。云ひ換ゆれば國內各領主間の對抗關係に、利用せられしものである。然れども絕對に對外的意義のものが、無かつたのではない。本州の西邊たるの事實は、尙外警の出現每に當地をして、識者の注意する所たらしめて居る。今その變遷を軍事的施設、及び戰爭の兩方面に分けて說明しよう。

先づ軍事的施設の方面より述ぶれば、古代に注意すべきは、長門城及び長門關

### 長門城

の二者であらう。長門城は天智天皇の御時築かれたもので、之れは當時唐が新羅及び百濟を滅したから、その非常に備ふる爲めであつて、筑紫の諸城と共に工を起されたのである。その技師は百濟人らしく、隨つて形式も大陸式であらうとの事である。大陸式とは支那人の築城を云ひ、概して一郭で二重、三重の風はない如くである(考古學研究法)。所在地については、中村德美は前田の茶臼山なりと云ひ、近藤淸石翁は長府の大小唐櫃山なりと論ぜられて居る。前者は同所より出づる古瓦を以て唯一の理由とし、後者はカラウト乃ちカラヒト(韓人)の轉訛にて、カラヒトとはこの城が韓人の手になりし故に、名けられたのであるとの理由に基づく。次に長門關の事は交通の變遷で述べることにする。

### 長門警固所

中世になりては、鎌倉幕府は蒙古襲來に備ふる爲めに、この地附近に長門警固所を置き、以て博多のそれと相呼應せしめて居る。その守備の爲めに、諸國に兵を催促したる文書は、今に殘存して居る。長官を探題と云ひ、北條氏の子弟之に任じた、元弘以後廢絶に歸したらしい。位置については當地說と長府說

とある。

**中世の城塞**

中世の時期は前にも述べた如く、戰爭時代であつたからして、その必要上一般に城塞が數多築かれたのであるが、當地もその趨勢に漏れなかつた。乃ち今の城山、火の山、甲山には當地皆城塞の設けがあつて、武士が立籠つて居たのである。而して厚東氏に屬して居たこともあれば、大内氏に隷して居たこともある。降つては毛利氏の配下となつた。併し近世になりては德川幕府の令で、一國一城の制となつたから、是等は皆壞廢に歸したのである。近世に於ける軍事的施設は、新地會所の唐船打拂の爲めの戍兵制度であるが、是は既に政治の變遷の條下に述べて置いたから再言せぬ。

**戰爭**

**壇浦海戰**

次に戰爭の方面について述ぶれば、第一に念頭に浮ぶは壇浦海戰である。壇浦海戰は云ふ迄もなく、源平最後の合戰である。平氏の專橫に對して源氏の對抗となり、その結果平氏の勢日に惡しくなり、次第に落ち行きて遂に最後の雌雄を、この海上に爭ふたのである。元曆元年二月屋島の戰に敗れて、平氏は引島(彥島)に來りて、こゝを根據地とした。一方源氏は戰鬪準備に一箇月を費

し、三月二十日頃周防に入り、二十二日壇浦に向ひ奥津邊津(干滿兩島)に陣したのである。然るに平軍は攻勢に出で、引島を發して東に進み、田の浦に兵船をならべて源軍を擊破せんと企てた。かくて戰鬪は三月二十四日に開かれたのである。その時刻については、東鑑その他の多くは未明より正午迄とし、玉海には正午より四時頃迄として居る。而して兩軍の兵力については、東鑑には源氏が八百四十艘、平氏が五百艘とし、源平盛衰記には七百艘、五百艘とし、平家物語には三千艘、千艘とし、長門本平家物語には三千艘、五百艘と記す。先づ平氏の五百艘は大體に於て動かぬと見て、源氏の兵船は東鑑、盛衰記の七、八百艘が、事實に近いのではなからうか。然らばその總人員は如何と見るに、當時の船は小形であるから、さまでの多數には上らざりしなるべく、盛衰記などに十餘萬とあるのは、例の軍記一流の誇張に過ぎまい。源軍の總大將の義經にして、平軍の總指揮官の友盛なること云ふ迄もない。愈々戰爭となるや、相隔つること三町餘の近きに及び、激烈なる矢戰が行はれたのである。平家等の軍記によれば、平氏は壯大雄麗なる唐船を交へ、之に雜兵を乘せ、却つて普通の

兵船に天皇、女院等を乘せ參らせて、敵を欺いたらしい。併しこの計畫は、後田口民部の裏切によつて無効に歸した。初め平氏の勢が優勢で源軍を壓したらしく、後に至り形勢一變して攻守所をかへ、平氏次第に退きて遂に敗北を見るに至つたのである。かくて二位尼は八歳の安德天皇を抱きて入水し(東鑑には按察使局とある)建禮門院(國母)も同じく海に投じられたが、これはやがて源兵の救ひ參らする事となつた。その他平家一門にても、友盛、敎經以下或は入水し、或は討死し、唯宗盛及びその子の清宗が死得ずして生捕に遇ふたに過ぎない。黑板勝美博士はこの勝敗の原因を、主として潮流の利用如何に歸し、下の如く述べられて居る。「玉葉には義經が後白河院に言上した注進狀を引いて、立派に正午十二時合戰を始めたと書いてある。正午十二時は落潮の最も激しく流るゝ、午前十一時十分の後五十分時である、そして午後三時までだん〳〵緩流となり、最も戰ふに都合よき時刻である。潮流の方向は、源氏には最初こそ不利なれ、午後三時頃まで支へ得さへすれば、潮流の方向こゝに一變し、流れはます〳〵激しくなつて、平軍を西に壓するには追潮である。義經の

策戰計畫は實にこの追潮を利用せんとするのであつた。今若し朝六時に開戰したとすれば、形勢は全く反對となり源平盛衰記などの戰況と一致せぬ。しかも盛衰記などに時刻を誤つたのは、恐らくこの壇浦附近の潮流が、特殊なものであることを氣付なかつた爲めであらう（中略）。潮流も平家に取つて追潮なり平軍は漸く源氏の軍を壓して、中央水道を過ぎ北水道に迫つた。平軍決死の働きと、潮流の不利とに源軍次第に退き、一時は形勢頗る振はなかつた（中略）。敵も味方も紅旗白旗入り亂れての接戰、想ふに時は午後三時頃、落潮將に漲潮たらんとして、潮流全く止みし壇浦の此方、平軍は北水道より少しく北に進んだであらうが、やがて次第にたぎり落つる潮、平家の船は心ならず潮に向つて押し落され、源氏の船は自ら潮に追ひて出で來る。沖は潮いよ／＼迅くして、船は岸へ／＼と附いて行く云々（義經傳）と記してある。之に反し戰鬪午前説をとれる、大森金五郎氏は潮流に關し「此時潮流はどうであつたかと云ふに、朝は下げ潮で內海の方から海峽の方へと押し流して來るのである。戰爭は何時始まつたかと云ふに、大體卯刻（六時）頃から始まつて正午に濟んだも

のと察せられる。されば源氏が長府の沖(奥津の邊)から田の浦へ向つて進むには、潮流に乘じて進むわけである。之に反して平家が田の浦から源氏の陣所へ進むには、潮流に逆らつて進むのである。正午頃になれば穩になるが、一時は餘程の激流である。此時の有樣を平家物語には、門司、赤間壇浦は漲て落る潮なれば、平家の船は心ならず潮に向て押し落さる。源氏の船は自ら潮に追てぞ出來る云々とある。また長門本平家物語には同じことを、平家の船は潮に追て出來けり、源氏の船は潮に向て押し落され云々とありて、源氏と平氏との船の工合が兩書反對に書いてある。然し潮流の工合から察すれば、初めの記事の方が正しいのであらう(日本海上史論)と述べて居る。倘安德天皇はこの時入水せられず、他に御遷幸あらせられたと云ふ説があり、到る處その遺蹟が傳へられて居る。玉海に「舊主御事分明せず云々」と記し、醍醐雜事記に「行方を知らざるの人先帝云々」と記したるを見れば、多少疑問の起らぬこともあるまいが、同じ玉海に建久二年安德帝の御菩提の爲めに、長門國に一堂を建つべき事とありて、之れが阿彌陀寺(赤間宮の前身)の起源をなすを思へば非認し

た形にもなる。随つて同書に分明せず云々と云へるは、最初の飛報に過ぎざるべくも考へらる。按ずるにこの戰爭が世間の注視を引く所以のものは、一、源平最後の衝突なりしこと、二、平氏の滅亡が詩的感興を起さしむること、三、安德天皇の幼弱の御身を以て、海底の藻屑と消え失せ給ひしこと、四、平家盛衰記等の軍記が、艶麗なる文章を以て小說的に記したること等であらう。併しその史的見地よりして、最も重大なる理由は、更にこの戰爭が日本の歷史に類少なき海戰の嚆矢にして、而も雄大であつたことであらう。

北條時直と下關

元弘元年(一九九一)後醍醐天皇北條氏を滅さんとしてその陰謀泄れ、次で隱岐に流され給ふたが、やがて勤王の諸將四方に起り、同三年には帝は隱岐を脫して、伯耆に渡り給ふ運びに進み、一方足利尊氏は京都の六波羅探題を襲ひ、新田義貞は鎌倉を討たんとした。この時長門の探題北條時直は京都の合戰、難澁の由を聞きて六波羅に力を戮せんと、大船百餘艘を率ひ海上を上つたが、阿波鳴門で京、鎌倉共に滅びぬと聞いた。故に更に九州探題と一所にならんと引き返して赤間關に立ち寄つたのである。こゝで九州の樣を伺へば、筑紫の探

題英時(北條)も昨日小貳、大友の爲めに亡されたことが知れた。是に於てその兵多く離散して五十餘人となり、柳浦の沖に漂泊したのである。次で小貳、島津に使を遣はして降を乞ふた。

南北朝の騷亂はその影響當地にも及び、大內、厚東兩軍の衝突が行はれた。さきに厚東氏が大內氏に滅されたが、厚東武直吉野にありて之を聞き、次で復讐戰を試むべく正平七年(二〇一〇)長門へ歸つたのである。やがて當地につゐたがこゝには大內方の黑川貞信が部將として、南部甲山の城を守つて居る。而して黑川方より戰を挑んだのである。かくて兩軍奮戰に及んだが、一時厚東勢危く武直は小倉に逃げた。併しその部下秋根忠澄が踏止つて力戰した結果、遂に頹勢を挽回し、黑川勢は長府をさして敗北したのである。依つて忠澄は武直を迎へて南部の城(城山)に入れ、自らは甲山へ籠つた。然るに一方黑川貞信は敗戰の趣きを、山口の大內弘世に注進したものであるから、かなたより援兵をさしむくることゝなり、第二回の戰鬪が開かれたのである。貞信は長府を發して當地に來り厚東氏を襲ふた。武直等之に對抗して激戰が行は

小貳、大内合戰

大内道頓の擧兵

れたが、今度は打敗られて主從八騎、播生の濱より舟に乘りて、北國に逃ぐるの已むなきに至つた。是に於て當地の城塞は、再び大内の手に落ちたのである。永享二年(二〇九〇)筑前國秋月種春大内氏に逆きて、豐前の香春城を攻め落し、やがて下關に渡りて南部火の山の城を攻む。是に於て大内盛見兵を派して之を救ひ、援軍長府櫛崎の城に入りて評定す。然る處筑紫勢敗勢に見えしが、小貳嘉賴の後援至りて更に勢づく。遂に各城塞を陷落して、長府に進んだのである。尤もやがて大内勢に攻め敗られて本國に引返した。

山名宗全、細川勝元の兩雄が、確執を生じて應仁の亂を惹起し、天下の豪族は二派に分れて、中央地方で爭ふたのであるが、この時當地にも兵を起したものがある。當時大内政弘は山名に與して東上京師にあつたが、その叔父道頓(南榮)は仁保盛安に誘はれ、政弘に取つて代らんと企てた。是に於て反對側の勝元に與し、文明元年(二一二九)兵を赤間關にあげたのである。事陶弘護肖像賛によりて明らかである。而して後太平記には火の山として居る。道頓は後周防で陶弘護と戰ふて敗れた。翌年正月また兵を聚めて挑戰した。後太平記

又之を當地火の山にあて、大內氏實錄も赤間關ならんと記して居る。久しからずして兵多く離散し、さつて豐前の馬岳に自殺す。

大內義興と下關

歷代鎭西要略には、大內義興と當地との關係について述べて居る。明應六年(二一五七)正月義興大軍を催して大宰小貳を征した。この時赤間關を以て公方(足利十代將軍義材)の御本陣として居る。同九年には義興、大友政親の兵船を當海峽に打取り、主從數百人皆海に沒した。之れは政親豐後より筑前立花に至らんとしてこゝを航行中、この厄難にかゝつたのである。

勝山合戰と下關

義興の子義隆の代に至り、陶晴賢の爲めに斃され、晴賢は大友義長を豐後より迎へて、大內氏を繼がしめた。然るに毛利元就立ちて晴賢を嚴島に討ち、次で義長を山口に攻む。義長支ふる能はず、走つて豐浦郡勝山城に立て籠つた。是に於て毛利の將福原貞俊等來攻し、又敗られて長府長福院(今の功山寺)に赴き自刄したのである。時に弘治三年四月(二二一七)この勝山合戰に際して、當地は又頗る關係ある地位に立つて居る。乃ち毛利氏は渡邊左衛門等を當地に置きて、大友勢に備へたのである。蓋し大友家は義長の親元であるからである。

戰爭終るや又内藤隆春をこゝにとめ置かる。後太平記、歴代鎭西要略に義長勝山を落ちて赤間關に至り、各船に乘らんとする所に、小倉の城主等が心替りしたと聞き、更に長府長福寺に引き返したとあるは如何あらん。吾人は勝山より直ちに長福院に赴きたりとする、長門記、陰德記の記事に信を置くものである。近藤清石翁、渡邊世祐氏等又同じ意見である。

大内義長の歿後門司の城(今の古城山)には、大友家より奴留湯主水(ぬるゆもんど)を入れ置かれしを、後毛利氏之を攻めて占領し、仁保就定を城主とせられた。是に於て大友義鎭は回復の擧に出で、永祿四年九月より十一月の間(二二二一)に、兩者の交戰が行はれたのである。而して結局毛利氏の大勝を以て終つたが、この戰爭に對岸の當地が毛利後援軍の根據地として、重要な地點であつたことは想像にかたからぬ。後太平記には小早川隆景等は甲山に、浮田氏等は南部山(城山)に、宍戸隆家等は火の山に陣取り、沿岸に浮べる艨艟數百艘と共に、門司城を援助したと記して居る。又陰德太平記には戰後仁保就定を、下關の固めとして置いたとある。

門司合戰と下關

豐太閤の九州征伐(島津)は、天正十五年(二二四七)に行はれたのであるが、この戰爭に於て、當地が如何なる軍略的地位にあつたかは、黑田家譜その他によりて分る。家譜には秀吉から黑田孝高に與へた書狀を、數多載せてあるが、之によれば彼は暫々關門の軍事的地位の著大なるを述べて居る。彼は關門海峽を敵に扼取せらるれば、本州と九州とを中斷され、作戰上非常なる不利に陷ゐるを知つて居る。故に門司と下關の要害を固め、無數の兵船を海峽に浮べ、その連絡の絕えざることに注意した。毛利氏はこの旨を受けて城塞四、五を修築し、增田長盛は下關の城(城山に居りしならん)を守備し、舟奉行には毛利勘八、毛利兵橘が任命されて居る(黑田家譜、甫庵太閤記、豐薩軍記)。而して更に注意すべきは、當地を以て兵站部の中心としたことである。そは家譜に「一、兵粮儀小西彌九郎申付、關戸迄可遣候間兵粮置所之事」とあるによつて明らかであらう。若し夫れ秀吉の往還に際して、こゝに立寄りたるの事蹟に至りては、之を交通の變遷の條下に記すことゝする。

船打拂

唐船打拂は享保及び寬政にかけて、三、四回行はれて居る。政治の變遷の條下

に述べし如く、唐船の密賣買は德川幕府の制禁であつたが、事實に於ては隨分行はれたもので、その當地附近に漂流することも暫々であつた。而してこの場合には、長州藩は筑前、小倉兩藩と共に之を打拂ふべく、幕府より命令したものである。尤も彼船にして抵抗せず、逃散するに於ては此の限りでなかつた。初め萩藩はその都度兵船を城下より派遣し、以て長府藩と力を合せたのであるが、後には新地會所を當地に設けて戍兵を置きて之に當らしめ、城下よりは唯援兵を送るに過ぎなかつたのである。寬政五年萩藩より幕府への通告に、異國船漂流の節手當覺として戍兵百七十八人、舸子二百六十八人、總計四百四十六人、船數三十二艘と記せる(毛利十一代史)以てその性質の如何なりしかは想像されよう。享保二年五月(二三七八)唐船先づ當地沖(外洋)に來る。依つて諸藩共同して之を追ひ拂ふ。同年末又來る、次でこの事知れ渡りし結果、翌年二月諸船唐船に近づき鐵砲を放つた。而して彼は早速出帆に及んだのである。同四月又々來る。今度は唐船八艘數十間の內に忍び入り、相圖にて打出し八艘殘らず炮中り、別けて二、三艘唐人の手負少々あり、辛うじて退帆した。

降つて寛政五年十一月(二四五三)の彼船漂流の時は、新地會所よりの兵船は天氣相等にて右體の船見當らず、その内逃げ去つたので引き返した。

## 第五章　交通の變遷

交通の變遷は史實豐富＝交通制度＝臨海館＝長門關＝臨門驛＝中世に關ありしや＝關船＝大内氏の渡海制度＝河村瑞軒の海運制度＝燈籠堂＝舟番所＝關門＝史的意義ある個人及び團體の通過＝伊弉諾尊神武帝と速水名門＝古代に於ける推測＝足利尊氏の滯關＝豐太閤の通過＝朝鮮陣と下關＝與次兵衛事件＝朝鮮信使の滯在＝和蘭人と下關＝文人と下關＝參勤交代と下關

交通の變遷は史實豐富

位置が位置である丈けに、交通の變遷はさすがに誇るべきものがある。内外兩方面に於て中央並に地方の爲政者の注目を引くこと頗る厚く、隨つて之に關する種々の制度がしかれて居る。而して之と共に史的意義ある個人、若しくは團體のこの地を過ぎたる事蹟も、少なからぬのである。

交通制度

臨海館

先づ交通制度より述ぶれば、古代に於ては臨海館、長門關、臨門驛等の設けがあつた。臨海館はもと穴門館と稱し、蕃客應接の客館である。その起原につい

ては確證はないが、何れ神功皇后の三韓征伐を去ること遠くはあるまい。二十九代欽明天皇の時には既にその事史上に現はれ、攝津難波(今の大阪)の客館と共に重きをなして居る。王朝時代になりても京都、難波、敦賀、博多等の鴻臚館に比して、左迄の遜色を見なかつたらうと思ふ。而してその館は普通の民屋と異なり、莊嚴を極めし如くである。藤原信西の詩に臨海館云々の句があるのを見れば、源平頃迄は存したものであらうか。併しその遺蹟は今日認めることは出來ない。隨つて想像說が幾らも起る。當地說を唱ふるものゝ外に、長府外浦說、前田說、豐浦郡室津說等もある。近藤清石翁は「通證に穴門館倭名鈔室津といへるは非なり、室津は豐浦郡の西邊にて穴門にあらず、穴門は既に上に云へるが如く豐浦郡の南邊の名なりき(中略)壇浦のちかきわたりなることはいちじるし。されど舊趾詳ならず、長門國志に此驛館の國府松碕に在りしといふはいかゞあらん、をのれは驛館は赤間關なるべくをもへり」と論じて居られる。

前田茶臼山には、舊幕時代長府侯の茶亭ありしが、この山より布目入の古瓦

出づるを見れば、長門城趾か、臨海舘趾か、何れ古代の遺蹟であらう。長門國志にも「其山より古瓦出で、大さ一尺五寸餘厚二寸餘、大抵奥州多賀城瓦及び太宰府都督城瓦に類せり」とある(口繪參照)。

次に長門關の設置について考ふるに、關とは警固の意味である、不審なものは通行を許さゞるべく取り調ぶる所である。而して性質上陸關と海關とに分たれ、當關は云ふ迄もなく海關である。乃ち船舶の通行を檢査するの關である。王朝時代京師を守護する爲めに逢阪關、及び不破愛發、鈴鹿の三關を置き、その他全國の要所々々に關所を置かれたのであるが、當關もその一で而も同じ海關攝津關(須磨)と共に、三關につぐの要關であつたのである。唯その設置年代の精確は知ることを得ぬが、既に大寶令に見えて居る。凡そ關を通過するには過所乃ち通行免狀を、中央政府に貰ひ受けなければならぬ、之を有たないものは通行を許さない制である。若し強ひて通過すれば罰則に處せられる。而して長門關のは比較的重罪を課せられたのである。延喜式にこゝに五千人の健兒(こんでい)即ち戍兵を置いたとあれば、當關は主として對外的國防的意義

を含みたるものなることを明らかである。長門國志には長門關は門司關のことで、門司關は關門司關の略で、當地と門司と兩所で一つをなした、それが後に當地側には門司關の名がすたりて赤間關となり、門司側には當時の稱呼その儘が保存されたのである。尤も當地のは初め前田村にありしを、後阿彌陀寺に移したるなるべしと云ふて居る。又吉田東伍博士は長門城を以て關の起りとし之に戍兵を置き、而して門司には檢閲所を置いて過所の調べをしたのであらうと斷じて居られる。吾人を以て見るに、衞禁律に「凡そ私かに關を度る者徒一年三關を謂ふ也。攝津長門一等を減ず云々」(譯)とあり、又逸史に「豐前門司を經ず云々」(譯)の文句あるを見れば、相對して關の設けありしは事實であらう。然れども凡て長門關の名ありて、門司關の名見えざるに考ふれば、これ等は總稱して長門關と唱へられたのではなからうか。後の東鑑に門司を長門國と記せるも、こゝらの事情に基づいたのではないかと思はれる。而してその總稱によるも兩關が聯係して、一關をなせるは間違なからう。吾人は長門國志の如く、この關の別名を門司關と稱したるにてはなく、又別々に赤間關、

門司關とも唱へたのでもないと思ふ。何となれば長門關を門司關と稱したることの證明は、之を當時の文獻に求むることを得ず、又別々に赤間關と云ひ門司關と云ふは、東鑑を以て初見とするに考ふれば、長門關の設けありし故に後在來の地名に關の字を附するに至りしに過ぎぬと、信ずるからである。唯門司は關門司の略なりとの國志の說は傾聽に値し、吾人もこの名稱は長門關設置以來のものと考へる。尙當地側のが何處にありしやは明らかならざるも、赤間關の地名より推測すれば、當地にあつたのではなからうか。

臨門驛のことは延喜式に見え、馬二十匹置くとある。尤も令義解に水陸を兼ぬるものは、船馬共に置くとあれば、この驛には船の備へもあつたのであらう。大當驛は水路は船にて豐前杜崎に傳ひ、陸路は長門宅賀驛へ傳ふのである。

賓令廐牧令に曰く「凡そ諸道に驛を置くべくば、三十里(六丁一里)毎に一驛を置け。若し地勢阻險及び水草無からん處は、便に隨つて安置せよ、里數を限らざれ。其の乘具及び蓑笠等は、各置く所の馬數に准じて、之を備へしめよ(譯)」とあるによれば、この頃既にその設置を見たのであらう。蓋し驛には馬を置き(海

中世に關ありしや

驛には舟をも(專ら官人の公務を以て、內國に旅行する便に供したるもので、初位以上及び勳位ある者は、私用の旅行にも亦その便に由ることを許された。

さて臨門は臨海門の略で、臨海館と關係を有すると云ふ一說は、事實であらうと思ふ。即ち臨門驛に臨海館がありしなるべく、日本後記の長門國驛館云々の言は、之を證據立つるものであらう。而してこの驛が水陸交通の要所たるを見れば、その當地若しくは附近なることは想像がつく。近藤清石翁が臨海館と同じく當地說を取り、之に反して長門國志が長府說を主張するのは、論理上當然の結果である。尙又臨海館趾が果して、前田茶臼山なりとすれば、この驛もその邊に存したることゝなる。或は臨門は軀門乃ち加羅度の誤寫で、加羅度は下關龜山の西にありと云ひ、又今の同地海門乃ち臨海門の略なるべしと云ひ、若しくはクモンキユウ是れ軀門卿の遺稱かと唱へるもある。

中世に入りて、當地に關所が新設されしや否やは、研究を要する問題である。蓋しこの時代にあたりては、全國各地方の豪族寺社等、各所に私關を設けて、警固と徵税とを目的としたらしい。この傾向は南北朝より足利時代にかけて、

益々甚しくなつた。而して當地に於ても同じく關所の設けがあつたと云ふ說がある。その理由とする所、主として當地が下の關の名を以て、上の關、中の關と並び稱せらるゝことに存する。久米博士は又、當時瀨戸內海には海賊が跋扈せし故に、それを防ぐ爲めに、上、中の關と共に關が置かれたとして居られる。然れども吾人を以て見れば、實在の事頗る疑はしと云はなければならぬ。中世當地に關所ありたるの事實は、記錄に於て之を認むる能はざるは如何。若しこの事ありしとすれば、少なくとも大內氏の法制たる大內家壁書などには、多少の暗示があるべき筈である。のみならず下の關の名稱さへ、中世の文獻には見えないのである。又上の關、中の關に同じ時代、關所の設けありしことも、見當らざることである。上の關はもと竈門關と稱し、加茂神社壽永二年文書にその名あれば、その關は上古のものなるべく、中の關は本名を田島と云ひ、上古既にその名見えて舟泊たるを示すも(本朝無題詩)こゝを田島關と稱して關所のありし事實は、古來甞てあらざる所である。而もかく上の關、中の關、下の關の名を生じたるは、竈門關、赤間關てふ地名を、位置の上より便宜上、上、下

と分けたるにて、田島を中の關と云ふは、中間の海泊たるによるならんも、實は無意味である。近藤淸石翁の山口縣風土誌にも「さて上關は竈關、下關は長門關なりと云へど、中關は關あるに非らず、杜撰の名なり」と云ふて居る。百年前頃の長門國志に、上、下の關ありて中の關の名なきは、もと上、下の區別ありしのみなるを證し、而して四百年前の戊子入明記、名所方角抄に、竈門を上の關と記すも、當地は赤間關として下の關とせず、下の關の名あるは陰德記を以て、初見とするを見れば、最初上の關の名が出來、後之に倣ひて下の關の名稱を、生ずるに至りしものであらう。久米博士は當地及び上、中の關には、關船ありて海賊防禦に當つたと云はれたれど、別に確かなる根據あるにはあらず。從來關船に關しては、當地にありし軍艦で、平常は九州渡海の用をなせしものであると、云ふことになつて居る。因に關船は櫓數、三十五挺より七十五挺までのものであり、後には全國一般に使用せられて居る。

## 大内氏の渡海制度

それから大内氏の渡海制度、これは大内家壁書に記してある。兵船渡海役御定法と赤間關、小倉、門司、赤坂のわたりちんの事の二つである。兵船渡海役御

定法の事は、政治の變遷に述べて置いた通り、大内氏の九州渡海の船役は、赤間關で務むべしと云ふことである。次にわたりちんの事は、

一せきと小倉との間　參文
一せきともじとの間　壹文
一せきと赤坂との間　貳文
一よろいからひつ　拾五文
一からひつ　拾五文
一こし一ちやう　拾五文
一馬一疋　拾五文
一犬一疋　拾文

と制定して居る。而して渡守にして之にそむく時は、死刑に處すべき旨を記して居る。要するに當地より九州への渡海には、門司、赤坂、小倉の三航路があつて、而も一定の法規の存して居たことが分る。

近世では吾人は先づ河村瑞軒の海運制度について、述べなければならぬ。河

村瑞軒が四代將軍家綱の時、全國海運界の一大發展に努力したことは、經濟の變遷の條下に於て大體記して置いたが、その際特に當地には漕務場及び嚮導船を置いたらしい。漕務場の設置は明記はしてはないが、新井白石の奥羽海運記に當地を記したる中に、務場人役の語あるを見れば推測が出來よう。何となれば務場人役とは、漕務場の役人を意味するからである。蓋し漕務場は北國より瀨戶內海にかけて、十四所置かれしものにて、その一が當地にありしこと又理の當然であらう。漕務場は文字の示す如く、船舶の保護、水難の救濟等、一切海務に關することを司りしものであらう。次に嚮導船は水先案內船のことである。同じ奥羽海運記によれば瑞軒は當地海中には石礁あり、海船之に觸るれば便ち敗毀するを見、務場人役に委ねて嚮導小舟を備へ運船を指引し、以て危礁を廻避せしむることゝしたのである。

### 燈籠堂

豐府志略に將軍家以來、壇浦に燈籠堂を設けて每夜火をともし、以て海路の安全を圖つたとある。然れば是れは今の燈明臺の用をしたものと云ふべきである。その位置は今の壇浦山手燈臺のあたりなること、下關古圖の示す通り

舟番所

史的意義ある個人及び團體の通過

伊弉諾尊神武帝と速水名門

である。

この時代又長府藩では舟番所を設け、九州渡海の船舶乘客を檢査し、手形なきものは之を許さなかつた。番所の所在地は今の外濱町舍密會社の所である。筑紫紀行に「小倉に渡らんとて、表屋形の舟一艘を九百文にて借やとひ、巳刻過ぐる頃赤間關の宿を立出づ。海岸に舟番所ありて、船中の人數手形を合せ見調て舟出を許す。」とあるもの之れである。それでこの附近が渡場になつて居たが、こゝを今外濱と云ふは渡濱の轉訛であらう（長門國志）。尙市内には關門とて棚門が二十箇所ありて、日沒後は之を閉ぢたものであると云ふ。

次に史的意義ある個人及び團體の、當地通過について述べよう。日本紀に伊弉諾冊尊粟門及び速水名門を見給ふ、然れどもこの二門は潮太だ急なり、故に還りて橘の小門に向ひてみそぎすとあり、又神武天皇日向を發して東征の途につき給ひし時、舟師速吸の門に至る、珍彥（うづ）迎へて嚮導し奉るとある、この速水名門若しくは速吸の門に關し、西田直養、平田篤胤、中村德美、渡邊重春等の學者は、當早鞆海峽說を主張して居る。果して然りとすれば、是れ市史最初の事實

として大に光榮とすべきであるが、之に反して本居宣長、飯田武鄕等は早吸海峽說を、久米邦武博士は明石海峽說を唱へて居られるから未だ以て定說とする譯には行かぬ。

古代に於ける推測

それはそれとして神武天皇が、廬屋港へ往行に際し、當海峽を過ぎり給ひしは事實であらう。降つて神功皇后が三韓征伐の爲め、齊明天皇が西征の爲め、同じくこの海峽を經給ひしも又推知されよう。朝鮮使節が臨海館に渴を醫したこと、遣唐使が詩趣をこの海峽に養ふたことも云ふ迄もない。唯古代に於けるこの方面の事蹟が、具體的に殘存して居ないのを、遺憾とするのである。

足利尊氏の滯關

元弘三年二月足利尊氏が京畿の合戰に敗れ、兵庫を發して九州へ西下の際、當地に立寄りたるの事蹟は、梅松論其の他の記錄によりて知ることが出來る。尊氏が大友、大內、厚東等の軍船二百餘艘に護られて、當地に着きしは同二月二十日のことであつた。而して二十五日には太宰小貳筑後入道妙惠が、嫡子賴尙兄弟一族等五百餘騎にて御迎の爲めに參りて、尊氏及び弟直義へ錦の直垂を調進して居る。その他九州の諸豪族の同じく御迎に、馳せ參じたもの多々

あつたのである。「何れより名を顯さん薄墨の、松漏る月の文字の夕暮。」これは尊氏が阿彌陀寺(赤間宮の前身)に參詣して、詠じたものと傳へられて居る。併しこは後人の揑造であらう。吾人の見る所によれば、薄墨松と云ふ名稱は文字が門司にちなみて作られた當然の結果として、硯の海筆立山と共に生れ來りしもので、それを後人が尊氏に假托したものであると思ふ。さはれ尊氏が滯關中、阿彌陀寺に參詣したのは事實であらう。否或は同寺が、その宿泊所であつたかも知れぬ。それは近世の例に見るも、同寺が當地の大寺として、貴顯紳士の宿に當てられて居たからである。かくて尊氏は同二十九日、當地を出發して筑前蘆屋に赴いた。要するに彼が滯在は九日間となる。

若し夫れ豐臣秀吉と當地との關係に至つては、頗る深きものがある。曰く九州征伐と下關。曰く朝鮮陣と下關。曰く與次兵衛事件。これ等のものは皆豐公を待つて、始めて解釋が出來るのである。天正十五年豐臣秀吉が、島津征伐の爲めに下向し、その當地に到着したのは、三月のことであつた。併し日附については、諸書記する所一でない。甫庵太閤記には二十五日とのせ、高橋紹

運記には二十六日と記し、豐薩軍記には十五日とあり、黑田家譜には二十八日と云ふ。さて當地の宿所は何處なりしやと見るに、豐薩軍記には「是處に毛利輝元より構へ置たる假屋あり、是に御移り御座して輝元を召され、當國の事ども委しく御尋ありて云々」とあり、高橋紹運記には阿彌陀寺に籠るとある。それは兎も角滯在中阿彌陀寺に、安德帝及び平家の亡靈を弔ふたことは、諸書の一致する所である。

波の花散りにし跡をことゝへば昔ながらに濡るゝ袖かな　秀吉

彼が當地出發に關しては、黑田家譜には二十九日とし、高橋紹運記には二十八日として居る。之によりて滯在日數を計算すれば、家譜では二日の滯在となり、紹運記では三日の逗留となる。かくて秀吉は小倉に渡つて目的地へと志した。彼が當地に對してなせる軍事的注意は、前項軍事の變遷に述べた故にこゝには略する。やがて島津氏を屈服し、歸途についたのであるが、七月三日大和大納言秀長、大友宗麟、毛利輝元等の迎船に護られて、再び當地に立寄つて居る。此時秀吉は輝元に甲及び忠光の刀を賜ひ、輝元は秀吉に千鳥の太刀を

朝鮮陣と下關

與次兵衛事件

進上し、御感有て御腰に召されたと云ふ。又大友宗麟は珍奇の瓢簞、茶壺を獻上して居る。四日當地を出船ありしが、海路荒れしにつき、陸を經て二十日市に赴かれた。

その後四年目の文祿元年に、朝鮮征伐のことあるや、秀吉は肥前の名護屋に赴かんとして又此地を過ぎた。豐鑑に「赤間が關に着す、その先渡らせ給ふとて暫くやすらひ給ふ。阿彌陀寺とて寺有、安德天皇のみえいを寫し置て、廻りの壁には平家の一門、ことごとく繪に書きうつせり、ふりにし跡なれども、みる心地して哀さたれ〳〵も涙をさへあへり、古よりみし人々の、やまと歌からうたなどもつらね置しとなん、法師出て物語する」とあるはこの時のことである。尙朝鮮陣の結果として、當地に之と關係ある文書及び口碑が殘つて居る。文書は朝鮮陣軍令、加藤清正軍令、秀吉の御茶壺送り狀の三通であり、口碑としては龜山八幡宮内の蘇鐵樹は、豐太閤の寄附であるとの傳へがある。

同じ文祿元年の秋、秀吉の母大政所病にかゝり、容體日にあしかりしにつき、秀吉は名護屋の陣を發して、一先づ歸洛の途についた。而して當地附近に通り

かゝるや、こゝに與次兵衛事件は突發したのである。與次兵衛事件は古來頗る人口に膾炙したものであるが、それ丈異説謬傳も少なからぬ。與次兵衛事件とは外でもない。丁度御座船が大瀬戸の所に來ると、船頭明石與次兵衛が誤つて、之を瀬に乘り上げたことである。此の時毛利秀元は直に船を馳せて、秀吉をその船に移して事なきを得、大裡の濱に上らして居る。秀元は未だ幼少であつたが、甫庵太閤記には御見舞の爲め名護屋へ下り、秀吉に同伴して上りしと云ひ、毛利家記には小倉より同道したと記してある。秀吉は秀元の振舞を喜び、直に宰相に任じ聟にすべき由、約束されたそうである。而して一方明石を召して、其の不屆を詰問した所、彼は毛利殿の謀反と聞き、向ふ地を傳ふて御舟を上せ申さうとする内に、かくの如き失態を生じたと謝した。是に於て秀吉は彼を大裡の濱で斬罪に處したのである。やがて下關に渡り南部の城に入らせられた(毛利家記)。眞書太閤記などはこの事件を、名護屋往赴の際の事とし、座礁の源因を兄の復讐に歸し、又瀬の上で直に首を刎られたと云ひ、それを演劇的に述べて居るけれども、信ずるに足らない。近頃久米邦武博士

は、之に關して一新說を發表された。曰く小倉の隣村に明石の子孫が殘つて居るが、その家に保存せる豐公の御朱印を見れば、宿怨のある所ではない、豐公より御高恩を受けたと云ふ海賊流の軍法家で、海賊船の船頭與次兵衛何某といふ人で、後まで知行地をもち、立派な系圖を傳へて居る、船頭與次兵衛はさう云ふ海賊流軍學故實の船乘にて、豐公に選ばれた者が彼處の水先を誤つて破船させたので、豐公に別段責罰も無かつたけれども、自分が相濟まぬと責を引て、直に彼處で切腹して自殺したのである云々。爾後その瀨は與次兵衛の瀨と稱せられ、塔も出來て居たが、昨年海峽整理の爲め、全く破碎されて今は痕跡もない。尙佐甲家にこの時の功名の賞として、豐公より下賜されたと稱する、金の枕屛風及び膳椀が殘つて居る。

近世乃ち德川時代に入りて、先づ注意すべきは朝鮮信使の滯在である。蓋し德川幕府は前代の政策に反して、朝鮮と和交の方針を採り、かくて朝鮮征伐によりて抱かせたる惡感は取り除かれ、慶長十年以來朝鮮信使の來朝を見るに至つた。爾後將軍の交代每には、必ず來聘して江戶に至り、將軍に見ゆるの常

例を開いたのである。来朝期節に入るや、幕府は沿道の諸侯に命じ、その應接準備をなさしめたのであるが、當地は應接場所として、重要なる位置を占めて居た。文化八年以後は對馬にて、その禮を受くることゝなつたが、こゝに至る迄來朝十一回に達して居る。併しその當地滯在數の記錄によりて知り得べきは、左の八回である(渡邊年表、通航一覽、毛利十一代史)。

一、寛永元年度　(二二八四)
一、寛永十三年度　(二二九六)
一、明曆元年度　(二三一五)
一、天和二年度　(二三四二)
一、正德元年度　(二三七一)
一、享保四年度　(二三七九)
一、寛延元年度　(二四〇八)
一、寶曆十三年度　(二四二三)

信使は常に三人に定まり、正使、副使、從事官と云ひ、之に從ひ來る者三百人乃至

和蘭人と下關

五百人に及んだのである。故にその來聘に當るや、當地及び上の關の應接役たる本藩毛利氏の奔走は非常なもので、來朝時日の都合では、參勤交代の日を變更して貰ひ、三百艘の出迎船に加へて、沿海に數百艘の舟を置く準備をしたものである。當地に於ける正使の饗宴は、阿彌陀寺に於て行はれ、滯在日數二、三日乃至十日近くに及んだ(長きは風波の爲め)。而してこの間儒者を派遣して、信使と詩文の交換をなさしめたのである。正德の山縣周南、寶暦の瀧鶴臺などの事は、今尚耳朶に響いて居る。正德元年度の饗宴は八回の中、最も特筆すべきことで、大阪、京都、名古屋、駿府、牛窓(備前)と共に沿道中、最も盛大なりしと稱せられ、萩公自ら出關して應接の勞をとつて居られる。

和蘭人と下關とは、又興味ある事實を齎らして居る。寛永鎖國以後に於て、西洋人の我國に通商を許されしはオランダのみで、彼等は長崎出島にオランダ商館を置き、その長を甲比丹と云ひ以下七、八人在留するのが常であつた。而して甲比丹等は年々交代し、隨つてその都度新甲比丹が江戸に參禮し、將軍に獻上物をしたものである。尤も寛政二年以後は四年毎に一回の參禮をなし、

嘉永三年をその最後として居る。大抵一月十五日長崎を發し、三月朔日登營して將軍に拜謁したのである。一行は甲比丹、書記、醫者の三名よりなり、人夫等をよすれば百人内外となる。江戸參禮の事實は當地をして、その途中滯在地の一に加へしめざるを得なかつた。然り參府毎に當地には、必ず宿泊したらしく、大年寄伊藤、佐甲の兩家は交代で、之を引受けたと云ふ傳へが殘つて居る。而して今尙その實蹟の一、二を拾ひ得るのは、聊か賴もしい感じがする。元祿四年參府の際醫者として登つた、エンゲルベルト、ケンペルは元來獨逸人で、日本研究に志し歸國後日本史を大成したのであるが、この人は當地の市街及び商況について記し、且阿彌陀寺に壽永の昔を偲んで居る。降つて日蘭對譯辭書を初めて完成した恩人、甲比丹ヘンドリック、ドーフは、文化三年及び同十一年の兩度參府せしが、彼が二度目の旅行に於て、當地滯在中留め置きたる紀念すべき珍品は、今尙伊藤家(阿彌陀寺町)の秘藏となつて居る。それは幅物で日本畫の富嶽圖と蘭文の賛が載つて居る(口繪參照)。畫はドーフに從ひ來りし醫者ファイルケが畫きしもので、賛はドーフ自身が認めしもの、その賛の

意味は「山と谷とは相互關係せざれど、人は之と異なり」(齋藤阿具氏譯)。而して之を收めたる箱には文化十一年一月十五日着とあり、ドーフ、ファイルケ及び書記ボゲッテの名を記す。次で文政五年來りし甲比丹、アルコック、ブロンホフが、書きし扇面圖も同家に殘つて居り、その書記フイッセルは日本見學篇に於て、下關の宿主にして又町長たるファン、デン、ベルグは和蘭品を蒐集し、又和蘭服を着せる由を載せて居る。ファン、デン、ベルグとは誰であらう。之れは伊藤家の當時の主人杢之允氏なるべく、ハイカラ的な名前は、彼等蘭人より附して貰ふたのであらう。之を證明すべき材料は他に存する。それは中津侯奥平昌高が、フレデリック、ヘンドリックの名を以て、下關の阿蘭陀宿主の需によりてと題して、和蘭貿易の隆盛を祈りたる蘭詩が同家にあるが、之にもヘンドリック、ファン、デン、ベルグとあるからである。尚この詩に答へたるブロンホフの文書が存して居て、奥平侯の蘭文に巧妙なのを嘆賞せるを見る。同じ大年寄の佐甲家にも、フランス文入りのコップ、鉢、ラシャ等が現存して、矢張り當年の事歷を語るのである。

次に文人の當地に遊べるものについて述べようと思ふが、之れは便宜上古代より初めることゝする。千二百年の昔に於て、帥大伴卿は遙かに吉野離宮を憶ふと題して、集人乃湍門（はやひとのせと）の歌を詠じて居り（異說はあるも）七百年前後の昔には釋蓮禪、藤原信西、源俊賴、僧慈鎭等の壇浦若しくは赤間と題して、詩歌をものして居る。足利時代の初世（五百年前）今川貞世は、阿彌陀寺及び龜山八幡宮に詩情を吐露した。彼は武人にしてその行も九州探題赴任中のことなれども、一面に於て文人の面影を偲ばせる。同じ時代の遺明僧が題詠は、赤間宮所藏の懷古詩歌帖によつて伺ふことが出來、中に或る一派から日本一の詩人と稱せられる、絶海のも見えて居る。文明年中（四百年前）には有名なる連歌師宗祇法師、又當地に遊んで居る。當時彼は大內氏に聘せられて山口にあり、九州に赴かんとして立寄つたのである。豐太閤の九州征伐に際して、細川幽齋、木下勝俊等が伴ふてこゝに來り、各感慨を述べて居るのも有名な話である。

風物眼前朝暮愁。寒潮頻拍赤城頭。恠巖奇石雲中寺。新月斜陽海上舟。
十万義軍空寂々。三千劍客去悠々。英雄骨朽干戈地。相憶倚欄看白鷗。（絶海）

近世に入れば全國交通の頻繁になりし結果、その衝點に當れる當地は、殆んど文人墨客の送迎に暇がなかつたのである。就中注意すべきは儒者の山縣周南、瀧鶴臺、廣瀨淡窓、賴山陽、廣瀨旭莊、梁川星巖、國文の太田蜀山人、畫家の池大雅、田能村竹田等であらう。而して彼等は詩文に繪畫に、當地の風物をものし、その特異の妙技を振ふて居る。周南、鶴臺の阿彌陀寺に於ける韓人應接に、その非凡の技能を發揮したこと、淡窓が西端町河野家及び阿彌陀寺町桐山家と關係のあつかつたこと、山陽が竹崎町廣江殿蜂と親交があつて、その邸に滯在したこと、蜀山人が外濱町紙屋儀兵衛の宅に宿つたこと、竹田が西南部町の伊勢萬に優遇せられたことは、之を當時の文獻に求むることが出來る。

粉壁紅欄一萬家。管絃聲隔荻蘆花。千帆繞去千帆至。此是山陽小浪華。

廣瀨淡窓

長街如レ帶蘸ニ波光一。面々青山護ニ萬檣一。莫レ輕潮頭駛於レ箭。厓門一出是玄洋。

文字關頭澹夕暉。阿彌陀寺畔雨霏々。水濱欲レ問前朝事。唯有ニ輕鷗一背レ我飛。

賴山陽

参勤交替と下關

最後に參勤交替と下關について一言しよう。參勤交替は云ふ迄もなく、德川幕府制法の一である。乃ち全國諸侯に命じて、一年交替に江戶に參勤せしむるもので、その交替期は外樣は四月、譜代は六月であつた。かくて當地は九州諸侯往還の際の、宿泊地の一となつたのである。僅か一泊のことに過ぎずとするも、諸大名が各百人乃至三百人の從者をつれての大行列なれば、之れが爲めの當地人民の煩勞は頗る大であつたであらう。諸侯は大抵伊藤、佐甲の二大年寄家の何れかを定宿とせしが、唯久留米侯(有馬)は稻荷山に肥前屋敷を、柳河侯(立花)は入江町に柳河屋敷を建て、之によつたものである。尙その行列が西南部町より東するには、王司町を廻りて長通りに出でしと云ふ。是れもと東南部が海なりし故で、後埋立てられて町の出來し後も、やはり舊例を守りて、かゝる道筋を通りしなりとぞ。

# 第六章　學問教育の變遷

學問教育の歷史は近代の事實＝伊藤好義齋＝三輪東皐＝永富獨嘯庵＝永富龜山＝廣江殿峰＝中村德美＝小田海僊＝教育機關

學問教育の變遷と云ふも、その全體の歴史を述べるのではなく、唯學問上には如何なる人物が輩出して居るかを見ると共に、教育上には如何なる設備が存在して居たかを窺ふに過ぎない。一體本邦で學問教育の發達し普及し始めたのは、江戸時代のことである。それ以前は唯中央のある階級に、獨占された形になつて居た。江戸時代の初め文藝復興（ルネツサンス）の事あり、こゝに漢學を中心として、國學、繪畫等の隆昌を來し、漸く地方にも波及するに至つたのである。されば當地の學問教育史も、餘り長き生命は持つて居らぬ。こゝ三百年來のことである。然らばそれ以後の斯界は大に見るべきものがあるかと云ふに、さうでもない。當地は云ふ迄もなく元來が商業地で、別に政治的、文化的には重きをなさないから、是等の方面は、實は顧みられずにあつたのである。のみならず史料の缺乏は、益々之をして貧弱ならしめて居る。さはれその中から伊藤好義齋、三輪東皐、永富獨嘯庵、同龜山、廣江殿峰、中村德美、小田海僊等の學者、藝術家を出し、殊に好義齋、獨嘯庵、海僊の三者が、天下に盛名を馳せて居るのは、聊か人意を强うするに足りやう。

伊藤好義齋
三輪東皐

伊藤好義齋、名は儀、字は邦達と云ひ、幼より穎悟、十五六歲の時兄を助けて家政を整理し、宗族の賞讃する所となつた。好みて書を讀みしも、僻地の師とすべきなきを嘆じ、年三十にして京師に往き、諸儒の門に遊んだのである。伊藤仁齋に隨ひて、古學を學ぶこと數年であつたが、やがてその說を疑ひ程朱に歸した。併し詞章の末に走らずして、實踐を旨としたのである。故に室鳩巢も彼を稱して、獨行の君子と云つて居る。元祿年間に父が歿するや、下關の籍を移して江戶の人となり、こゝで帷を下したのである。而して學ぶ者には、孝悌忠信を說くを常として居た。後諸侯の招聘にあひ、松平大和侯、土佐但馬侯に歷仕し、常に師儒の待遇を受け、名教の下には直言を憚らなかつたのである。やがて退隱して白金別邸に住し、倚稟米を給せられて居た。後類燒にあひ松平周防侯より迎へられて、鐵砲洲の別邸に移つたが、侯はその養子澹齋に月俸を與へて、彼を養はしめて居る。享保十三年七十一歲で歿した。二子ありしが皆夭折せし故、姪澹齋を以て嗣とした、門人彼を尊崇して恭節先生と云ふ。

三輪東皐、諱は義全、字は精花、名は次郎左衛門、東皐はその號である。本姓は平

井氏、父を玄琳と云ひ、筑前の醫者であつたが、彼未だ胎內にあるに當り病歿せしを以て、母は當地の親族に來りて、彼を生んだのである。東皐幼より學を好み、書をよくし、二十歲の時富豪三輪賢克の養子となり、姓を三輪と改めた。壯年の後家產衰頹に赴いたが、彼は毫も之に屈せずして益々勤學し、永富獨嘯庵等と相往來して居た。又萩に往きて山根華陽瀧鶴臺に接見して、古文辭學を攻究して居る。次で攝津和泉の間に遊び、塾を開いて生徒を教授し、その名四方に聞ゆ。後下關に歸り鄕黨の推服固く、門生三百餘人に及ぶ。爲めに故家を復興するに至つた。寬政七年七十一歲で歿し廣巖寺(田中町にあり近年廢寺となる)に葬らる。彼は人となり沈深にして、事を幹するの才があつた。而してその學常師なかりしも、潛心古文辭學を修め、經史諸子百家の書に涉り、詩文又往々見るに足るべきものがあつたのである。東皐の傳はその碑文によつたのであるが、一體碑文などでは眞價以上に賞揚するのが常である。併しこれは長府藩の儒者として有名な小田亨叔(永富獨嘯庵の弟)が、後學として記し、伊藤恭節父子以後百年にして、始めて當地にこの人を見ると云へるを見れ

ば、一角の學者であつたことは事實であらう。而して吾人の特に彼に偉とすべきは、その當地敎育界の一大恩人であることである。單に學者として見るときは、伊藤好義齋、永富獨嘯庵等に一籌を輸して居たかも知れぬ。然れども當地敎育界と密接な關係を有して、その功績の著大なることは、他の諸子の遠く及ぶ所ではない。市民を敎育する、實に三百餘人の多きに及んで居るのである。而して門生は彼を德として墓碑を建てゝ居る。因にこの碑は廣嚴寺にあつたのであるが、今は園田の共同墓地に据えられて居る。然るに今やその後裔は絕え、一般の市民には忘れられ、香花を捧ぐるもの一人もなき有樣である。これは頗る遺憾とすべきことで、吾人は一日も早く、この隱れたる當地敎育界の一大恩人に、酬ゆるの道を講じたいと思ふ。

永富獨嘯庵

永富獨嘯庵、名は鳳、字は朝陽、初め昌安、後鳳介と改め獨嘯庵はその號である。豐浦郡宇部村に生れ、松岡治左衛門と云ふものゝ二男で、小田享叔の兄である。幼にして下關の親戚なる醫師永富友庵の嗣となり、因て其の姓を冒した。十三歲で萩に遊び、井上某に從ふて醫を學び、又經術を山縣周南に受け、明年去つ

て江戸に至り普ねく名醫を訪ねた。十七歳の時下關に歸り、又周南の門に遊んで居る。既にして京師の山脇東洋盛に古醫方を唱ふと聞き、更に赴いてその教を受け、居ること一年にして歸國した。後大阪に醫を開いたが、吉益東洞と並び稱せられ、東洞も吾死せば、永富氏正に海內醫流の覇たるべしと云ふて居る。而して諸侯禮を厚ふして、之を招せども敢て應せなかつた。嘗て長崎に遊び兄と共に製糖の法を學び、後兄弟相分れて之を豐浦及び尾張に傳へた。然るにその製糖支那製に讓らなかつたから、幕府或は密輸入にあらざるやを疑ひ、兄及び彼を囚禁した。併しその製法を聞くに及び、却て巧妙なるに感じ、放釋して賞したとの事である。さて彼は醫者として天下に鳴つて居たけれども、敢て之を以てその本色とは思はなかつた。その期する所は、別に經世の志にあつたのである。唯醫を業としたのは、生活問題の爲めであつた。故に平生心を潛めて、經史、百家、天文、曆數より孫呉の術老佛の敎に至る迄、その經世に關するものは之を究めざるなく、又全國を周遊して各藩の政刑を、實際的に研究することを務めて居る。明和三年三月五日大阪に死した。享年三十五。

著はす所囊語、漫遊雜記、吐方考、葆光秘錄、黴瘡口訣等の書あれども、死に臨み多くは燒かしめしを以て、今殘れるは囊語及び漫遊雜記のみである。囊語は彼が經世的見地を窺ふべき唯一の材料である。因に獨嘯庵の住宅は今の王司町國分寺附近にあつた。

**永富龜山**

永富龜山、名は友、字は充國、龜山はその號、數馬と稱す。獨嘯庵の長子で、父の歿せる時年九歲であつた。筑前の龜井道載に學び、才學父に類して居る。後五島侯に仕へ、更に致仕して江戶に講說した。享和元年六月十五日四十五歲で歿す。

**廣江殿峰**

廣江殿峰、諱は爲盛、字は文龍、通稱喜右衛門、殿峰はその號である。竹崎町の人で商を以て業とするも、書をよくし彫刻に巧みである。而して文人との交際を最も喜び、そのこの地を過ぐるものは、必ず之を止めて優遇するを常として居た。就中賴山陽との關係は、有名なものである。山陽がまだ廣島の父の家に不遇を感じて居た時、既に彼が才名を慕ふて、自刻の銅印を贈つて居り、又季子の秋水を彼に托したこともあり、文政元年には山陽、九州に遊ばんとして當

地に來り、殿峰の家に滯在して居る。彼は又頗る人格的な人で居常朴素を守り、酒を飮まず、孝行を以て藩に賞せられたこともあれば、家の富裕ならざるを以てして、困窮者を救ふたことも少なくない。文政五年九月六日六十七歳で歿した。豐前田町興禪寺に葬る。その子秋水山陽に乞ふて、亡父の碑文を書いて貰ふて居るが、それは別に石碑を建てゝ刻された形跡もなく、興禪寺には秋水廣江君之墓と云ふのがあるのみである。

中村德美

中村德美の傳記は詳でない。生死の年月日でさへ知られて居らぬ。然れども彼が文化、文政頃の人で三百目に居り、醫業の傍ら國學を修め、而も後者に於て造詣の深かりしこと丈けは分つて居る。彼が遺著として存するは長門國志二十卷である。これは德美が學殖を窺ふに足るべき唯一の資料で、中々卓見に富んで居る。この著述の爲めに、長府侯より扶持を給せられたと云ふことである。後大阪に移つたらしい。

小田海僊

小田海僊、名は瀛、字は巨海、百谷と號し、後海僊と改む。當地新地の人である。年二十二の時京都に至つて松村月溪の門に入り、畫を學び四條派中の錚々た

るものとなつた。海僊賴山陽と親しみがあつたが、ある時その畫を山陽に示した。然るに山陽寫生の妙はあるも、識見と氣韻の乏しきを誡めたそうである。之に感ずる所あり、轉じて元明名家の遺蹟を臨模して、その技をみがいた。而して更に長崎に遊んで、益々その蘊奥を極めることにした。蓋し長崎は元明の古畫の舶載せらるゝ所であるからである。長崎に於ける研究の終るや、尙九州諸國を漫遊して山水を探り、古畫を臨模し、鹿兒島に滯在中には山陽も來り會して、互に旅情を慰めたのであつた。研鑽七年九州を去つて、京都に歸つたのである。是に於て海僊の技愈々熟し、名聲大に揚つた。文久二年閏八月二十四日七十八歲でこの世を辭す。その畫を刻せるものに海僊畫譜、離騷九歌圖等がある。門人に中西耕石あり。海僊の畫風については扶桑畫人傳には畫く處山水、人物、花鳥、獸魚ともに設色に工なり、又水墨を以て大に風韻奇骨あり、世に稱賞す、終に一大家となる、殊に臨模に巧なり」と云ひ、故藤岡作太郎博士(近世繪畫史)は「海僊はもと四條派より入りて、文人畫に移れるもの、故にその筆練熟してまた遒頸なりといへども、蘊蓄の妙味なし」と評して居る。

教育機關

教育機關たる私塾、及び寺子屋が當地に於て、何時から始まりしかは、未だ詳かでない。唯敎育史資料によりて、維新前に於けるそれを見るに、私塾が二所、寺子屋が十餘箇所ある。前者は漢學を敎へ、後者は習字、讀書、算盤の初歩を授けたものである。師匠には士族、神官、僧侶、平民の各階級のものがあつた。修學年限は別に定めず、學ぶ者の自由に任せたのである。

# 第七章　宗敎の變遷

序言＝神社＝赤間宮（阿彌陀寺）＝龜山八幡宮＝鎭守八幡宮＝嚴島神社＝櫻山招魂社＝寺院＝國分寺＝專念寺＝永福寺

序　言

便宜上神社、佛閣の沿革を總稱して、宗敎の變遷としたのである。無論嚴密な意義に於て云ふのではない。大抵社寺には由緒書、若しくは緣起がある。然れども是等は事實以上に誇張された形跡少なからざるにつき、必ずしも之に據らざることゝしたのである。是れ蓋し學問研究の立場上、已むを得ざる結果である。而も吾人は之れが爲めに、神、佛そのものゝ宗敎的權威は、毫も低落

神社

赤間宮（阿彌陀寺）

するものにあらざるを信ずるのである。この邊は切に各社寺の御寛容を乞いたい。終りに社寺の內史的意義多きもの丶みを撰んで、說明するに止めたことも、豫め斷り置くべき箇條の一である。

赤間宮（阿彌陀寺町）の前身阿彌陀寺が、安德天皇の御菩提所たりしことは云ふ迄もないが、その草創起原に關しては、諸記錄する所一ではない。就中吾人は玉海の記事に、最も信用を置くものである。乃ち同寺は後鳥羽帝の命により、建久二年（一八五一）勅願寺として、建立されたものと思ふ。蓋し玉海（玉葉）は當時朝廷に於て、實權を握りし月輪關白藤原兼實の日記で、日々の出來事をありの儘に、記したものであるからである。尤も東鑑壇浦海戰の條に「前參議經盛戰場を出て丶陸地に至り、出家して立ち還り、又波底に沈む」（譯）とあるを見れば、當時既に當地に寺院ありし如くも考へらる。而して之を阿彌陀寺とすれば、玉海の記事は、その再興の如くにも推測せられる。唯その創立を國分寺時代、若しくは淸和帝貞觀元年（一五一九）とする由緒記の說に至りては、首肯し得べき限りではない。是れ云ふ迄もなく、後世の加筆に過ぎぬのである（龜山、鎭守

兩社の部參照)。 道ゆきぶりに知盛の卿女の少將の尼、こゝにとゞまりて帝及び平家の跡弔ひけるを、後御菩提所になされたと云へど、源氏の威を振へる當時に於て、堂々たる敎願寺に、平氏關係の賤女をして住職たらしむることは、理に於て然るべからざるものがある。 さて當寺は爾後永く敎願寺として、朝廷及び武家の尊崇厚く、綸旨判物類の現存せるもの少なくない。 中世西山派の淨土宗で、四宗兼學の道場なりしが、近世になりては眞言宗となつて居る。 戰國時代の同寺文書に前者とし、貝原益軒の扶桑記勝に後者とせるを見れば、その變化は戰國末、若しくは德川初世に行はれしものであらう。 戊子入明記(四百年前)に赤間關道場と記せるは、當寺のことなるべく、又近世には一般に大寺と稱せられ、當地の寺院中で一頭角を顯はして居た。 さればこそ、朝鮮信使の饗宴も、こゝに行はれたのである。 小春紀行に「左に門あり、聖衆山の額をかく、右の山に八幡宮あり、左の門を入りて、堂あり、秘密場といふ額あり、左にならびたてる堂に入りて、安德天皇の御木像を拜す。 左右の障子に廊の方大納言典侍、帥の典侍、治部卿の局信基、知盛、敎盛、資盛、經盛、敎經の像あり、次の間右の方に

は、天皇御誕生より御入水にいたるまで、平家の盛衰、源平合戰のありさまを繪がき、繪の上に繪ときの文あり、側の僧の手に竹とりて、一口に繪ときの事をのぶる聲あはれなり。」とあるは當年の狀態を示して餘りがある。又安德天皇の菩提所たるの事實は、天下の旅行家をして當地をよぎるものは、必ず足をこゝに止めしめて居る。五百年の昔、今川貞世は道ゆきぶりに、その參詣の有樣を述べて居り、その後百年宗祇法師は筑紫道記に於て、同じく御廟所に涙をそゝいで居る。豐臣秀吉が此の寺に立ち寄つたことは、頗る有名な話であり、降つて近世に至りては、之に關する旅行記は、枚擧に遑がない程多くある。「何れより名を顯さん薄墨の、松漏る月の文字の夕ぐれ」此歌は足利尊氏の作と云ひ傳へられて居るが、それは後世の假作としても(交通の變遷尊氏の滯關參照尊氏も亦之を弔ひたる一人であることは、梅松論その他の記錄でも想像が出來る。寶物で注意すべきは、長門本平家物語及び懷古詩歌帖の二者で、今は共に國寶となつて居る。長門本二十册は、こゝのが原本で、長門本と稱し阿彌陀寺本と稱せられるのも、これに基づく。流布本の平家物語と、多少異なれること

云ふ迄もない。寛政年中松平樂翁公は、その謄寫を命じて、取り寄せたこともある（毛利十一代史）。懷古詩歌帖は當寺に參詣して、詠じたる人々の眞筆の詩歌を、集めたものである。阿彌陀寺は明治維新後廢せられて、御影堂を天皇社と改稱し、次で明治八年、地名により赤間宮と稱し、官幣中社に列せられた。併し御陵墓の決定は明治二十二年のことで、是れは同帝終焉地について、種々說があり、爲めに永びいたのである。

龜山八幡宮（神宮司町）は應仁天皇、仲哀天皇、神功皇后、仁德天皇を合祀し、神體は彩飾肖像なりと云ふ。併し八幡宮と云ふ以上、應仁天皇が主祭神なること勿論である（根本の祭神には異說ありとするも）。同社由緒記によれば、五十六代清和天皇の貞觀元年（一五一九）何氏に命じ、宇佐八幡宮を山城男山に、勸請せらるゝに當り、神靈こゝに留まり給ひしを機とし、いつきまつたとある。何氏とは行敎和尙をさすこと、明らかであるが、これ果して事實であらうか。上世敕使若しくは官吏が、地方に出張するには、驛傳の設けありて、陸路によりたることと云ふ迄もなく、又類聚符宣抄に宇佐使に關して「仍て須らく路次の國、潔齋の

人を設け、祗候遞送し、疎略以て雜穢を致すを得しめざるべし(譯)と見ゆれば、行敎も宇佐行に際して、陸路をとり、隨つて當地にもよりたることは、相違なからう。　然れどもその後五十年にして、編纂せられたる延喜式神名帳に、その名の載せられざるは如何。　無論長門一國に見るも、鹿集神、福賀神、磨能峰神、壬生神其の他の如き、當時存在せりと覺しき神名にして(六國史に見ゆ)之にあらざるの類はあるも、少なくとも國府に近き、當地の神社の如きは、住吉、忌宮、杜屋、黑井村)の三神社と共に、その撰に入るべきものと思ふ。　又祭神の宇佐、男山と異なることも、否定の一理由とならう。　宇佐及び男山では、共に應仁天皇、同皇后、神功皇后の三神を祀つて居るのであるが、當社は前述の如く、應仁、仲哀、神功、仁德の四神である。　假りに仁德を豐府志略の説の如く、後人の勸請とするも、尙三神に相異がある。　若しこの時の勸請としたならば、男山と祭神が同一でなければならぬ。　一體に貞觀元年行敎説をとりて、男山八幡宮に因みあらしむるは、西國八幡宮の常例にして、當社のみならず鎭守社の如き、門司の甲宗、周防の朝倉の如き、皆之れである。　さはれ八幡宮の信仰は、男山勸請の後、朝廷の厚き

崇敬を受けた結果、比較的早く地方にも波及したれば、當社の創立も左迄の遲れをとらざりしなるべく、また當地の產土神なるより見るも、しか想像されるのである。同社は永正三年頃(二一六六)大內義興によつて、再建せられた如くである。それは續善隣國寶記に、同年義興が朝鮮國王に呈したる書を、載せて居るが、これに龜山八幡宮が、此年の多故に朽廢して居るから、陛下の御助力を受けて再興したいと、歎願して居るによりて明らかであらう。同社由緒記に、永錄庚申大內義隆の再建と記せるも、永錄庚申は同三年に當り、而も同時代は毛利元就の世で、義隆はその十年前の天文十九年に死んで居る。或は義隆の再建は、義興のを誤り傳へたのではあるまいか。それは兎も角、當社は大內氏、及び毛利氏の尊崇を受けたもので、一、二兩社龜山八幡宮と、書き並べられたのである(古文書)。古くより比較的世間に知られ、足利時代の遣明船は出發に際して、太刀を奉納して居り(戊子入明記)。三才圖會八幡宮本紀を初め數多の書物に、その來歷が載つて居る。旅行家の見聞記も少なくなく、當地に往來するものは、阿彌陀寺と共に當社に參詣したものである。是れ畢竟形勝の地位に、存

鎭守八幡宮

するからであらう。　寶暦十四年(二四二四)瀧鶴臺、當地に於ける朝鮮信使應接の際、彼等に向つて曰く「龜山に登覽すれば、以て少しく羇愁を慰するに足る也(中略)。　龜山より覽る所、東北は本州地にして、陶、元山、巴巫、干滿珠島あり、東岸は則ち豐前州にして、文司關、隼人祠、新羅碕、百濟野場、柳浦、大里皆一矚に在り」(譯)と云ふて、大に龜山の眺望絶佳なるを、彼等に紹介して居る。　境内にある蘇鐵樹は、朝鮮征伐の際豐太閤の寄附にかゝると云ふ傳へがある。　尙龜山の名義については、後章地名の變遷の部を參照せられたい。　明治七年鄕社に列し、三十四年縣社に昇格した。

鎭守八幡宮(阿彌陀寺町)は村社で、社格は低いけれども、中々由緒深き宮である。祭神は應仁、仲哀、神功の三所。　同社緣起にはその創建を、淸和帝貞觀元年行敎和尙に托して居れど、その恐らく事實にあらざることは、龜山社と同じであらう。　吾々は當社は、阿彌陀寺の鎭守として、建てられたものと思ふ。　本地乘跡說乃ち神、佛混合說は、舊日本の流行もので、その結果としてあらはれたと見るのは、强ち僻論でもあるまい。　而も建仁三年(一八六三)の廳宣が、今尙存するよ

り見れば、その古き宮たることは分る。　長門國志に、この宮もと前田にありしこと、同地の古老傳へ云ふと記せども、四百年前の筑紫道記には、明らかに現位置を記して居れば誤りであらう。　阿彌陀寺境内にあることゝて、比較的世間の注目を引き、記録にも紀行にも、その名が見えて居る。　天文の頃龜山八幡宮の末社であると云ふ說が起り、延ひて兩社の紛議を招き、遂に京都卜部家より「阿彌陀寺八幡宮は龜山八幡宮の末社にあらず、兩社たるの段證文一見し訖んぬ。　次に神幸次第兩社混亂の段未曾有也、去々年既に先證を以て裁判の上は、永く相違あるべからず、今度兩社家共に同心たるを以て、然れば向後變易あるべからざる者也云々」との文書を頂戴して居る。　二十二社注式、諸社根元記などに、阿彌陀寺八幡宮は朝家の式なし、之に仍て年紀勘ふるを得ず、近代の勸請か、又龜山の末社也とあるは、かゝる事情に基づいたものであらう。　江戸時代に入りても、この爭は頻りに繰り返へされたこと、龜山社に存する記録によるも、明らかである。　それは兎も角當社と龜山とが、古くより祭禮を共にし、神幸を同うしたることは、さきの文書その他で分り、江戸期には龜山より當社へ、七

度半の使を立てゝ行を共にすべく、神輿を迎へたものである(七度半とは七度使を立て八度目は途中迄立てるを云ふ)。因に同社縁起は弘安五年の作とあれど、その近世のものたることは、前年に當る蒙古襲來を、今上の時とせずして後宇多帝の時となし、又戰國時代の風習たる、青銅九十七錢を以て一百と定むと云ふ樣なことを(山下筆記追考)この期に當てたるにて推知せらるゝ。

嚴島神社(新地畔)は鄉社であつて、市杵島姫神、田心姫神、湍津姫神の三女神を祭る。この神々は神輿に見ゆる方々で、初め宗像神社(筑前)に祭られたのである。その後更に安藝の宮島に勸請せられた。緣起によれば源平時代に、この嚴島の分靈を奉じ、平家の守護神として船中に崇め奉りしもの、壇浦敗戰の時磯邊に置きありしを、文治元年(一八四五)社殿を建立して、祀つたのであると。又風土注進案には「此御神は源平大亂に平家沒落して後、富田、富成、刀禰、中島の家共伊崎浦に住祈念有之、鎭守と定められし四社の一つなりと、申傳へ候事」とある。按ずるに嚴島神は平家の守護神である。平清盛以來その崇敬頗る厚かつた。平家の落人が、後々迄も之を信仰することゝ、無論故がある。何れ後年その後裔

と稱する人々によりて、建立せられたものであらう。

**櫻山招魂社**

櫻山招魂社(新地畔)は、奇兵隊並に報國隊の戰死者を祀る。元治元年正月奇兵隊の發議で、翌年八月に竣功したのである。由つて初めは內戰及び前田戰爭で戰歿した隊士を祀つたが、爾後小倉戰爭、戊辰戰爭等に戰死したものをも併せ祀つて居る。四境の役終るや、盛大なる祭典を擧行し、高杉晉作以下諸有志の題詠があつた。報國隊士の英靈は、別に旭陵(赤岸)に祀つてあつたが、後こゝに合祀せられた。祭神の內目につくは、吉田松陰及び高杉晉作の兩者である。松陰は別に戰死者ではないけれども、長州勤王の卒先者であり、又晉作も同じく戰死はしなかつたが、奇兵隊の隊長として偉勳があつた故、特に祀られたのである、前者は碑に二十一回猛士(號)とあり、後者は谷潛藏(後の名)とある。每年春秋二季祭典が行はれる。

**寺院**

**國分寺**

次に寺院の特長あるものについて考ふるに、國分寺(王司町)は元來長府にあつたもので、明治に至り當地に移されたのであるが、その說明は必ずしも不要ではあるまい。聖武天皇の天平十三年、諸國に敕して國分寺及び同尼寺を創設

し、重ねて丈六の佛像、及び七重塔を造立せしめ給ふた。而して前者には二十僧、後者には十僧を置き、その經濟は皆官の負ふ所であつた。歷代天皇の之に關する詔勅は、六國史の至る所に出て居り、以て如何にその崇信を受けたかゞ分る。而して當寺もその一であること云ふ迄もない。乃ち當寺は長門の國分寺として、國府たる長府に建立せられ、星霜一千二百年を閲して居る。この寺が本來の性質上、普通の寺と異なる所は、官寺且祈禱寺であることであつた。普通の多くの寺は、皆私に建てられたもので、而して後世を弔ふ爲めの菩提寺である。然るに國分寺は之に反し、朝廷より建てられた官寺であつて、更に現世の幸福を祈る爲めの祈禱寺であつたのである。王朝時代に於ける朝廷の尊崇は勿論、武家時代になりても、衰へた譯けではなく、數多の綸旨院宣は今尚殘つて居る。而して一方幕府も之を尊び、大內、毛利の諸侯もこゝに祈願し、御教書、御判物の類も、數十通殘存して居る。尙住職は畏くも、天顏に咫するを許されて居たとの事である。場所は長府逢阪にあつたのであるが、明治に至り荒廢し、同二十三年之を當所に移すの已むなきに至つた。寶物の中不動明

王立像（木彫、弘仁時代）安鎭曼陀羅圖の二者は國寶となつて居る。

專念寺（西南部町）は緣起に推古天皇の御時（一三〇〇年代）百濟國琳聖太子日本に歸化して、之を建立せられたとあるは、無論虛構なりとするも、而も尙當地最初の舊刹たるは、藥師如來（國寶）の美術上弘仁時代（一五〇〇年代）のものなるによりて分る（國分寺は別）。初めは福生寺と稱し、天臺宗なりしが、鎌倉時代に入り時宗となり、專念寺と改稱せし如くである。當寺は又尊觀法親王の、入寂の場所であるとの傳說がある。尊觀法親王は後村上天皇の猶子で、時宗に入りて遊行上人となられた御方である。此の御方が諸國巡敎の途次、當山に於て遷化あらせられたと云ふ。時に應永七年、御歲三十九。享保七年（二三八二）本山藤澤の淸淨光寺より「御醍醐天皇の尊影は、藤澤山の重寶たりと雖も、專念寺は尊觀法親王遺跡の間、寄附せしむる者也」（譯）との文書を頂藏して居る。同親王の廟所、木像、靈牌、畫像が殘つて居り、當寺が菊桐の御紋を許されしも之に基づく由。唯吾人は之に關する、根本史料の殘存せぬのを遺憾とするものである。

永福寺(西南部町)は禪宗であつて嘉暦年中(二〇五〇)平田均禪師の開基にかゝる、而して其本堂(今の觀音堂)は今に存續して、五百年以上の星霜を閲みして居る。縁起に飛騨の工匠の作とし、一千餘年のものとせるは誤りである。實に下關最古の建物(現存の中)で、特別保護建築物に指定されて居る。この寺には嘗て桂庵禪師と云ふ有名な僧侶が、座主となつたことがある。桂庵は足利時代山口の産であるが、日本儒學史上最も注意すべき人である。儒學殊に朱子學が德川時代に於て勃興せし、その基を作つたのが彼である。彼は明に赴き、歸りて薩摩鹿兒島に住んで居るが、その明への渡航前に、當寺に居たのである。即ちその遣明僧採用試驗には、こゝから京都の南禪寺に受けにゆき、而して及第したのである(漢學紀原)是れは當寺の爲めに、大に誇るべきことであらうと思ふ。又允澎入唐記には「十二月十一日(寶德三年)長門國赤間關に至り永福寺に居る、寺前海を隔つる一里、乃ち豐前文字關也」(譯)とある。是れは遣明使の途中のことで、矢張り足利時代に屬する。それから近世乃ち德川時代には、幕府の巡見使の宿となつたこともある。尤も是れは當寺のみにあらず、引接寺、專

風俗と名物

遊廓の起原に關する傳説

念寺と共に、その任務を仰せ付つたのである。概して寺社方は、旅人の宿をも務めしと見え「當關は廻津の儀に候へば、寺社方共御領内の者は申すに及ばず、他國遠近の旅人宿、僧俗共往來手形無きものは、留め置き申間敷、尤も宿仕らせ候共、不審者は勿論左なく候共、一宿仕らせ候はゞ源右衛門迄早々申出づべく候」との關在番より下せる、面白き記錄が殘つて居る。

# 第八章　風俗の變遷

風俗と名物＝遊廓の起原に關する傳說＝遊廓の狀況＝市＝尻たゝき＝源平擬戰＝先帝會＝五穀祭＝龜山本祭（氏神祭）＝大綱引＝時の報知＝言語＝赤間硯＝平家蟹＝鰒＝素麵＝筋濱碁石

本章に於ては、近世の風俗と名物とについて、述べる積りである。風俗上のことはよく分らぬから、唯遊廓の模樣と、年中行事の重なるものについて、記すより外はない。名物では赤間硯、平家蟹、鰒、筋濱碁石等が、有名なものであつた。

當地稻荷町の遊廓は、古來世に有名なものである。その起原については、一種

の傳說がある。壇浦の戰で平氏滅亡するや、建禮門院の官女達は、當地苫商の家へ寄食し、草花を手折つて船舶に鬻いで居たが、漸々その舟人に通じ、遂に遊女となるに至つた。而して苫商は屋號を苫屋と稱せしを、後鞆屋と改め、稻荷町に遊廓を開くことゝなつたのである。併し官女等は尙故君に事ふるの敬意を存し、時々御影前に詣で、香花を手向けしより、その流を汲むもの之に倣ふ。故に今に至るも猶其の客より受くる金をば、花代と唱へ、身は女郞と呼びて、官女に擬せりと云ふのである。併し是れは單に一片の傳說として止めたい。史的事實として取扱ふには、充分の考慮を要するのである。古くより海船輻輳の地に遊君あるは、大江匡房の遊女記に見るも、不思議はないが、こゝのが官女達に起因して居ると云ふのは、疑へば疑はれぬこともない。何となれば傳說の趣向は、餘りに小說的であり、又鞆屋は最近まで存したのであるが、それが七百年の間、世襲的に同業を營んだと云ふのは、不合理であるからである。況んや正確なる史料の、殘存せぬに於てをや。

それは兎も角、稻荷町が遊廓として、整然たるものとなつたのは、他と同じく近

世のことであらう。殊にその隆盛が一般の經濟事情に伴ひ、當地が國家的商港となりし以來のことなるは、云ふ迄もない。同時代全國に官許の遊女町が、二十五箇所ありしが、當廓は實にその錚々たるものであつた。娼家凡て十餘軒、娼妓にはさきの傳說に基づき、特殊の慣習が行はれた。乃ち一般に娼妓は、襪を穿つことを禁ぜられたのであるが、こゝのはそれが許されて居る。又客に侍するもその上席に座し、藝妓を見ること從者の如く、隨つて春秋の更衣も之に先つの制である。それから長崎紀行によれば、歌舞妓をする茶店が三軒あり、大阪屋、堺屋、岩見屋が是れで、銀三百目あたふれば、俄に舞ふと云ふ。就中大阪屋の芝居は、舞臺江戸の湯島芝居よりも廣く、棧敷は三百人を入るに足り、橋がかゝり中道などあり、菓子賣、番附賣等立ちめぐる。岩見屋のは二階に設けられてあつた。然るに享和元年(二四六一)筑紫紀行の著者が、當地に來たときには、大分當廓の樣子が變つて居たと見え、稻荷町といふ遊女町あり、遊女屋三、四軒あり、五年ばかり前迄は、裏町といふにも、揚屋町のありし由なれど今は絕て、節ちかの遊女屋にて遊宴をすと云ふ。藝子なども御制禁ありて、あらは

市

尻たゝき

には置事をゆるされざれば、稽古屋と稱して眉を落し、粗服を着て出來るといふ。先年は所の人折々戯劇を興行して、卽ち遊女を役者にて狂言をさせ、一夜の價金五両にてありしを、近年は儉約して止まりしとぞ」と記して居る。尙此の外竹崎、伊崎にも遊廓あり、伊崎のは比較的有名で、全國の番附などにも出でゝ居る。總稼の事案内記に讓りて記さず。百年前頃のものと思はれる下關古圖に、田中に芝居固屋を畫いて居る。

もと外濱町札の辻(高札の立ちし所)に、戎神社あり、こゝに市立ちし由云ひ傳へる。東南部の大國市はその起原をつまびらかにせざれど、例年十二月十三日より十七日迄行はれた。西南部の戎市は、戎神社の鎭座時代なる、安政四年以後のことなるべく、十二月朔日より三日迄、市店を開き諸品大安賣があつた。

年中行事で先づ面白きは、正月の尻たゝきの風俗である。同十三日晝後より十五日朝迄、祝木と云ふて七厘き男が蒿苞に橙を包み、凡そ十歳より二十歳頃迄の眉のある女の尻を打、眉毛を拂ふのである。是はかくすれば、よき子を持つことが出來ると云ふ迷信に基づく。萩領では最近までこの風俗ありしこ

源平擬戰

と、天保の風土注進案によつて分る。併しこは當地特有のものではなく、全國各所で行はれたもので、その起原は頗る古く、枕草紙などにも出でゝ居る。三月三日の雛祭には、新地の男兒どもは、源平兩軍に分れ、赤、白の旗を拵へ、筋濱に於て擬戰をしたのである。ダンチクを以て之を行ひ、危きときは大人出でゝ、之を助け又は勵ますもある。負けたる方の旗を取り、その日の勝利とす。この事伊崎より傳はりたりと云ふ。蓋し伊崎は平家の落人の住みし所とせられ、漁人の間にこの戲ありしのである。

先帝會

三月二十三日より二十五日にかけて行はれたる、阿彌陀寺(赤間宮)の先帝會は、天下に響いたものであつた。先帝とは安德帝を次帝後鳥羽より擬したる名にて、會とは法會の義である。二十四日のはさきの傳説に基づき、稻荷町の女郎が參拜し、遠近のもの群集して、之を見たものである。この事諸國圖會年中行事大成にも出でゝ居り、長崎行役日記では、西國の大市は六月十七日の嚴島大祭禮、三月二十四日の阿彌陀寺法會、八月十五日の豐後濱の市の三者であると云ふて居る。同寺記錄に之を載せざるを見れば、何れ德川中世以後の催し

であらうか。　阿彌陀寺が明治に至り廢せられて、赤間宮となりし結果、先帝會が先帝祭と改められしことと云ふ迄もない。

### 五穀祭

五穀祭は八月朔日より三日の間行はれ、武運長久、五穀豐熟を祈つたもので、市中の總祭である。　老幼男女きらを盡し、或はかづきものし、二〇加、なりもの、シャギリ等、思ひ〳〵に晝夜の別ちなく賑ふたものである。

### 龜山本祭（氏神祭）

九月十四日より十六日迄の龜山本祭は、長府領丈けの祭である、十四日未明より町々の額を先とし、踊山囃子、山々は種々の造りものを高く擧げ、美を粧ひ爭ふて、氏神へ献供し、その後市中を巡行した。　十五日晩より市の額を宮本に列し、神遷しの神樂有つて、九基の神輿東の石壇を下りて神幸あり、額之に供奉す。終つて西の石壇より還御、やがて神事能はじまる。　十六日、十四日に同じ。　この祭は鎭守八幡宮も預り、兩者の神輿並んで神幸あつたのである、　その事の既に戰國時代に存したることは、阿彌陀寺及び鎭守社文書之を證し、近世には龜山より七度半の使を立てたること、前に記す如くである。

### 大綱引

文化十三年（二四七六）の大綱引を、記せる木版刷りがある。　之によれば同年正

月二十二日、市中(長府領か)及び近村船方ども、東西に分れて大綱引をし、東方の勝となつた。併し東方總人數一萬三千人とし、大綱二百本、繼綱長さ八百間とせるは、餘りに誇大的である。事實ありしとするも、そは之れより小規模のものであつたらう。山口に大綱引の風俗ありし由なるが、之に倣へるにあらざるか。文中に南部の再勝を祝してと記せるを見れば、それより以前にも行はれし如くも思はる。暫らく記して後考を待つ。

時の報知

時の報知は、城山に太鼓ありて、九つ時(正午)に鳴らし、寺院には釣鐘ありて、明六つ(午前六時)暮六つ(午後六時)を報じたものである。

言語

當地の言語、よそ人にはをかしく聞えしと見え、筑紫紀行には、下の如く記して居る。「此地の人の詞のさま、音聲になまはなけれど、言葉は聞なれず、をかしき事多し。一つ二つを擧ぐれば、お內儀殿といふ事を、おごうさん、是は此所に限らず、防長の二州すべての事なり。お出なされをきなあれ、小ごといふをくじくる、御ざりませぬをごいせん、物喰を遣されます、其外も多けれど省きぬ。」

赤間硯

次に名物について記せば、赤間硯は國の名物として、船木の櫛と共に珍重がら

れたのみならず(無盡集)更にその名は天下に嘖々たるものであつた。既に二百數十年前のものにも見え、旅行家も必らず一瞥を試みて居る。原料は厚狹及び豐前の大積山(田の浦)より取り寄せ、紫色を尊び靑色はその次である。硯工中大森家はその元祖で(今の王司町玉池軒)三百年來長府侯の御前硯屋として扶持を頂き、兼ねて萩侯の御用をも務めたものである。

壇浦に產する平家蟹も、吾人が想像するよりも世間に知られて居た。その形狀の鬼面を帶ぶるを以て、古來平氏怨靈の化する所と稱せられて居るのは云ふ迄もない。塵塚物語及び後太平記に、足利義滿が阿彌陀寺に參詣し、平家蟹を弔ふの文を作つたと載せてある。是れは全くの揑造で、無論義滿は周防三田尻附近以西には來ては居ないが(鹿苑院嚴島詣記)併し是等の作者の生存せる近世に於て、如何にその名の高かりしかの、一證にはならう。さはれ事實を云へば、平家蟹は當地特有の產ではない。攝津にもあれば支那にもある。攝津では島村蟹、武文蟹と云ひ、支那では鬼面蟹と云ふた。而して攝津のにも、平家蟹同樣の牽强な傳說が附き纏ふて居る(通史名物の部を見よ)。鰒も名產の

一で、三才圖會に出でゝ居り、新居帖にある山陽の戯作は、有名なものである。

**素麵**

素麵又名ありて、筑紫紀行には「此地硯の外に素麵を名物とするなど、きのふ聞のこせる事共なり」と記してある。 神宮司の瓜生家はその製造元で、長府侯の御用を務めて居た。

**筋濱碁石**

これは當地の産ではないが、筋濱の碁石は又天下に聞え、貝原益軒の大和本草には、天然の碁子で、五色なるあり、人工にあらずと云ふて居り、古川古松軒の西遊雜記には、五色の小石しきまきぬの如くに、筋立ちてある故、頗る風致あり、好事家拾ひとりて盆山に蒔石とし、甚だ愛する石である、と書いて居る。 日本行脚文集には「西の山なき筋濱に、名石を拾ひ云々」と記してある。

## 第九章　地形の變遷

限りなき地形の變化＝穴門傳説＝早鞆海峽堀割説＝田中海灣説＝龜山島嶼説＝東南部の埋立＝紫川＝永福寺前＝細江＝新地の埋立＝赤間關由來聽書に見ゆる地形説

**限りなき地形の變化**

地形は時と共に變化する。 茫々幾千歳この下關の地形も、自然的將た人工的

に、限りなき變遷をしたことであらう。單に有史以後について見るも、恐らくば意表に出づるものがあらう。併しながらこれ等の事情は、今日判明さるべき性質のものではない。吾人は貧弱なる記錄と傳說とをたどりて、僅かにその一端を窺ふに、過ぎないのである。

先づ注意すべきは、穴門の傳說である。早鞆明神(豐前)と壇浦との間は、元地續きで海峽の出現したのは、有史以後のことであると、云ふのが是れで、普ねく知れ渡つた事實である。然れども此の傳說には、種々議論もあるから、次々に述べて行かう。穴門傳說の記錄に上れる最初のものは、今川貞世の道ゆきぶりに、見ゆるものである。その大意をつまめば、今の赤間關と門司のあひだはひとつ山で、その下に僅かに穴が通じて潮が流れ、穴戶と云ふた。是を以て神功皇后が三韓征伐の爲め、こゝを御通過の際、御舟頗る難澁に見えたのである。然るに一夜のほどに、この穴門の山引分れて、今のはやとものわたりになり、山は西の海中によりて、引島(彥島)となつたと云ふのである(平田篤胤の古史傳には岩流島とある)。この傳說は貞世が、當地にて土民に聞きて記したのである

から(五百年前)實際に於てはそれより古く、云ひ傳へられたものであらう。要するに、貞世の說は、初め穴隙的地峽たりしものが、有史以後自然的地變によつて、海峽と化したと云ふことになる。この傳說は爾後頗る勢力を占め、宗祇法師、貝原益軒、內山眞龍、本居宣長、平田篤胤等の如き學者でさへ、しか信じて居る。併しながら、是れは果して事實であらうか。吾人を以て見れば否と斷ずるものである。畢竟穴門と云ふ地名より生みいだされたる一個の說話に過ぎないと思ふ。吉田東伍博士が「今按ずるに、穴戶穴門は其名義海門の義にあらず、穴海てふ語あるにあらずや。是は文字の如く洞穴の形したる門戶の心にして、其あなどをながとゝも呼ぶは、洞穴の穴を古言なども云へば也。本居氏の說、精しからずと思はる。又昔は赤間と門司の間に橋梁狀の山あり、其下を潮汐通へりと云ふは、穴門と云ふ文字の上に、想ひ合せたる臆說にて、信用すべからず。又穴門と云ふ地名は、此のみにあらず、筑前の那珂郡にも、備後の安那郡にも、此名はありけり。然れども橋梁狀の山あるにあらで、環狀の江灣あるに因るのみ。」と論ぜられたるは、吾人の意を得たるものである。

早鞆海峽堀割說

又貞世說を基礎として、更に一歩を進め、早鞆海峽堀割論を唱ふるものがある。長門名所雜記に、此穴門を切開かれて、今のごとく潮流れとをるなりとあれば、これも古くより行はれし說なるべく(德川時代)近くは西川權氏が、頗る大膽なる言說を發表されて居る。乃ち西川氏は、關門間はもと貞世說の如く、空隙的地峽にあらずして、絕對的地峽なりとし、それが仲哀天皇の西下の際、對韓政策の必要上、六年の歲月を費して、開鑿されたもの、今の早鞆水道なりと云ふのである。氏はその論據を、文獻上及び地形上に求め、縷々數萬言を費して居られる。併し吾人は不幸にして、その何れにも信服することが出來ぬ。之を一々紹介し、批評することは、紙面が許さぬから、唯當時國民の土木的技能が、しかき大工事を遂行し得る程度に、達し居らざりしこと丈けを、簡單に論じて置かう。仲哀天皇と云へば、一千數百年の昔で、未だ外國とも交際せぬ時代(多少はありしとするも)その文化は原始的であつたと云ふも不可ない。而して當時の土木事業として見るべきは、池溝の開鑿、古墳、及び神籠石(山のまはりに石をつらね長さは一里に及ぶ是は靈域と云ふ人もあれば城廓と云ふ人もある)の築造位のことである。是等を早鞆海峽堀割事業に比較

すれば、その難易の度、到底御話にならぬ。エヂプトでは三千年の昔に於て、スエズ運河が開鑿され、支那では一千三百年の昔に於て、隋陽帝の運河が堀割られて居るが、併しながら、是等の國では當時一般の文化が頗る進歩して居り、土木事業に於ても、他に之と匹敵すべきものが多々ある。然るに我に於ては、一般の文化は低く、土木工事として海峽堀割事業に比すべき大工事は、更に見當らぬのである。而もかく一般の文化と離れ、他の土木工事と背馳したる、絶大の工事の出現を、同時代に於て容認することが出來るであらうか。吾人は少なくとも、文化は平行的(比較的)のものと思ふのである。更に我國に於ける開鑿事業の歷史を瞥見せんか、當時をさる數百年後の奈良朝時代の末に、和氣清麿が河内川の水路變更工事をやつて居るが、失敗して居る。降つて平清盛が安藝の音戸瀬戸を、開鑿したと云ふ說があるが、それは僅かに五十間の幅である。而もそれでさへ疑問とせられて居る。かくて吾人は確實なる開鑿工事の開始は、德川初期前後に求めなければならぬ。角倉了以の大堰川、富士川の疎通工事、野中兼山の土佐浦戸灣の築港、稍後れて河村瑞軒の安治川開鑿、是等

がその重なるものである。而して是等は文化發達したる同時代に於ても、尙鬼神の仕業として、歎稱されたのであつた。而も之を當海峽堀割事業と比すれば、相距ること頗る遠いのである。かく叙し來りて文化未だ開けざる仲哀天皇時代に於ける、國民の土木的技能を窺はんか、その頗る初歩の程度なりしことが、想像せられるではないか。さきに本州中部横斷の運河開鑿の必要が、識者の間に認められ、佛人ムーゼン氏はその設計迄試みて居る。而も未だ、そのに緒について居ないのである。明治、大正の今日、尙かくの如し。所謂穴門地峽開鑿論者たるもの、又宜しく思ひを、玆に致して可なりであらう。要するに吾人は空隙的地峽説にも、絕對的地峽説にも全然反對で、隨つてその結果たる自然的地變説にも、人工的開鑿説にも不賛成である。吾人は早鞆海峽は、古き地質時代に土地の自然的陷落によつて、成生せしものであつて、斷じて有史以後迄、地峽として存したものではないと信ずる。

それから傳説によれば、唐戸から田中の奥、乃ち今の兵營のあたり迄は、海であつたと云ふことである。兵營の附近にある、網掛松と云ふのは、當時漁夫がこ

**龜山島嶼說**

ゝに網をかけし名殘りで、沖の島はこの入海の中の島であり、西端、海門と云ふもこの因緣に基づくと。四百年前の作と思はれる、赤間宮所藏の源平合戰圖によれば、龜山は島となつて居り、城山は海に逼つて居る。尙龜山と南部との間に、橋のかゝつて居るのも興味ある事實である。赤間關由來聽書にも「南部町より神宮司に大橋かゝり、神宮司町久治屋善兵衞、松屋平藏、裏濱、南部町播磨屋平次郎屋敷の裏也。今に亂杭あり、寶永六年丑の四月、海さらえの時見る」と記して居る。

**東南部の埋立**

東南部町の埋立てられしは、比較的近代のことで、參勤交替の際、南部より王司を迂回するは、その初め當所の海であつた故で、それが習慣的となつたのであると云ふ。

**紫川**

又赤間町と仲の町との間に、紅石山から流れる紫川と云ふ小川がありし由。近世のある軍記にも、その圖が載つて居るとの事である。この川に馬の形したる石ありし故に、町名を赤馬町と名け、後赤間となりしと云ふは、俗說に過ぎまい(地名の變遷を見よ)。

**永福寺前**

二百年前の記錄と思はれる永福寺由緖書に、四、五十年已前は、觀音堂門前迄浪打際であつた由を傳へて居る。

**細江**

國志には細江はもと南部の外なりしが、今は地續きて一所なりとある。

新地の埋立

新地はもと入海であつたが、萩領となつた後、享保十五年土手町を開作し、更に寶暦十二年より明和五年迄の六年間(二四二二—二四二八)を費して、今の如く埋立てたのである。　新地と云ふ名稱は之に基づく。

赤間關由來聽書に見る地形説

赤間關由來聽書に曰く「赤間關由來、伊崎は島也、大坪村迄は塩入、所々此間に島あり、竹崎は砂濱にて人家なし、今浦、田中、豊前田には塩みち入る。　細江、入江砂濱、入江より後ろ中山迄島也。　細江玉子の山甲迄、松島の間きれと也。　此の松島と申すは三百目屋敷の事也」と載せてある。

# 第十章　地名の變遷

地名研究の困難＝赤間＝赤間關(赤馬關)＝下關＝馬關＝關＝關戸＝赤目關＝赤關＝長門浦＝壇浦＝首塚＝火の山＝御裳濯川＝阿彌陀寺町＝梅坊＝外濱＝神宮司＝龜山＝龜首＝銘の濱＝稲荷町＝西端＝南部＝城山＝城腰＝觀音崎＝竹崎＝伊崎(平氏遺跡)＝硯の海＝早鞆瀨戸(附和布刈神事)＝船島(宮本武藏と佐々木小次郎との仕合)＝現在の地名は多く前時代より存す

**地名研究の困難**

地名の變遷の系統的研究は、今に於ては不可能である。唯吾人は現在の地名を標準とし、之に記錄口碑に存する少許のものを加へて、解釋を試みるの外はない。それにしても尙困難が伴ふ。元來地名の解釋などと云ふことは、出來時代の言語、風俗、習慣、時代心理等に通せざれば、正鵠を得るものではない。隨つてこの種の研究は、學界に於てもその進步、誠に遲々たるものがある。當地に關する地名についても、之を眞の學術的態度を以て、研究したるものは、未だ聞かざる所である。唯長門國志その他にて、非科學的若しくは本居式解釋が、發表せられあるに過ぎない。さりとて吾人が如き末輩のこの方面に筆を染むることは、益々不可能な話である。故にこゝには不充分なりとは信ずれども、前掲諸書の說を紹介することゝし、間々愚見を加ふるに止まるのである。尙地名に關する傳說をも併せ記すことゝする。

當地の名稱については、古來赤間、赤間關(赤馬關)下關、關、赤關、馬關等と唱へ來つたものである。就中最も古きは赤間の稱呼であらう。舊事本記に赤間物部と記し、大同類聚方に赤間稻置とある、兩書が奈良平安初期のものであるを見

れば、赤間の名は少なくとも一千年以前より存したるものなることが分る(政治の變遷を見よ)。而してその名稱起原に關しては、從來四種の説がある。第一は長門國風土記などの唱ふる説で、山陰道の龍王の中に、赤目龍とて眼の赤き魚龍有りしが、大龍王の命を受けて、山陽道に赴く途中、當地の塞がり居りし爲め、之をけやぶりて水を通し、よき間と定め、由つて赤間津と名づくと云ふて居る。この説はその後林羅山、平井温故、谷川之淸等の學者によりて襲用せられ、赤目は鯛の一種なりとし、又當地を赤目關と記して居る。第二は口碑の傳ふる所で、今の赤間町に硯にする一大石があつたが、之を遠くより望めば、赤き馬の如く、因て赤馬と名づけたと云ふのである。第三説は南部伯民の主張にかゝり、その著技養錄に、赤馬は舟舸の異名であると記して居る。第四説は長門國志にあるもので、赤間は開間の義で、早鞆兩山の間開きて海峽をなすを以て、かく名づけたのであると論じて居る。第一の赤目説は荒唐取るに足らず、唯谷川之淸が述べたる如く、赤目鯛多きを以て、かく名づけたものと見、風土記の説は之を面白く寓したるものと考ふれば、多少の意味はある。第二、第三の

說は赤馬の赤間より轉訛したのを辨へないもので、論據薄弱である（この事は後に述べる）。若し夫れ第四の關間說に至りては、聊か留意するに足ると思はれるが、要するにこの問題は、未解決の狀態にありと見るべきである。

**赤間關（赤馬關）**

赤間關は赤間の後の名であらう。蓋しこれは長門關設置以後のことゝ思ふ。併し當時の記錄に、長門關を赤間關と記したるもののなきを見れば、赤間關は長門關の別稱ではあるまい。唯長門關が赤間にありし故に、後に至り自然と赤間關てふ地名を生ずるに、至つたものであらう。而してその文獻に見ゆる初めは、七百年前の東鑑である。赤間關は又赤馬關と書く。或は赤馬の書き方の方が、古いと云ふ人あれど、こは誤りである。赤馬關より赤間關の前なることは、さきの赤間が之を證明するではないか。赤馬の記錄に見ゆるは、足利時代以後のことで、道ゆきぶり（五百年前）大內家壁書（四百年前）等にある。蓋し便宜上間が馬と轉用せられたのであらう。

**下關**

それから下關の名稱は、赤間關の俗名である。竈關を上關としたるに對し、こゝを下關としたのである。中關の稱は最近のものにて、初めより上、中、下の區

別ありしにあらずと思ふ。　且中關は本名田島と唱へて、古來關ありたるの證なく、その名は後人の杜撰に基づく。　戌子入明記、名所方角抄に、上關の名は見ゆれど、同書に當地は赤間關と記して下關とせず、豐臣時代のもの又然るを考ふれば、下關の名は近世の稱なるか。　而も近世に至りては、頗る多く流用せられて居る。　要するに下關の名は赤間關より變化したるにて、別に上關と共に、中世關の設けありしに因するのではない。　中世の關の否定は、交通の變遷の條下に記す如くである。　尙近世（德川時代）の書には、赤間關と下關とを區別せるものがある。　これは地理を辨へざる都人の誤謬であるが、併しこの誤謬は、比較的多く用ひられて居る。　天野信景の塩尻、近代世事談、諸國圖會年中行事大成、林輝の通航一覽皆かく記して居る。　而して塩尻に載する、關門附近の地圖によれば、赤間關は東部、下關は西部に當る。　而も年中行事大成には、一方に於て赤間、下關を區別せるかと思へば、他方に於ては赤間關阿彌陀寺、下關稻荷町として兩者の一致を見る。

馬關の名は赤馬關の赤を、略したのであらうが、その起原に關し、吉田東伍博士

が元祿以後詩人の發意にして云々、と云へるは首肯し難い。吾人の寡聞なる、未だ赤關以外更に詩人が馬關と稱したるの事實を、知らないのである。或は幕末の前田戰爭の際、諸隊士が唱へ初めたと云ふのが、眞ではあるまいか。

單に當地を關とするは、大内家壁書既に記すを見れば、中世頃より行はれたものであらう。豐臣時代の記錄たる幽齋日記などには、この地を關戸(渡)と稱して居り、近世のものにも見える林羅山の本朝地理志略や、和漢三才圖會などに載する赤目關は、さきの赤目傳說より出でたことで、當地で稱へられた名目ではない。赤關と云ふ名稱は、近世に於て詩人の命名したもので、詩文の上に多く見る名前である。その赤間關の略なること云ふ迄もない。

これから部分的の名稱に移れば、先づ注意すべきは長門浦の事である。萬葉集に見ゆる長門の浦は、こゝの壇浦より長府沖邊までをさすと、長門國志には記して居る。併し之には異說も存し、萬葉學者は多く安藝國となし、又長門名所雜記には阿武松原より二十町許り北の方(長門萩附近)にありとしたり、又漢然と長門と唱ふるもある(閑田耕筆、藻塩草、和爾雅等)。

關

關戸

赤目關

赤關

長門浦

源平の古戰場たる壇浦の名稱起原には、大分議論がある。道ゆきぶりには、この浦を壇のうらと云ふは、神功皇后の三韓征伐の際、御祈のため祭壇を立てさせ給ふたのに基づくと云ふて居る。豐府志略には、長府二の宮の沖より早鞆明神迄、五百壇の石壇があつから、壇浦と云ふと論じ、本居宣長の古事記傳には、十二月晦日の夜和布刈神事がある際に、早鞆神社及び長門一の宮の神官が、南北より同じく、五百段降つて相對ふ、故に五百段浦と云ひ、又段浦と云ふと述べて居る。吉田東伍博士は軍團説を唱へ、古昔豐浦軍團ありし故に、かく名づけしならんとし、玉海に團浦とあるは、之れが爲めである、と云はれて居る（東鑑には壇濱と書いて居る）。昔の壇浦は道ゆきぶりを參照すれば、範圍甚だ廣く、今の壇浦より、長府沖までの總稱であつたことが分る（長門國志の長門浦と同じことになる）。さて壇浦に漁家の出來しは、毛利綱元公からのことで（二百餘年前）これは阿彌陀寺町の漁家を移されたのである。筑紫紀行には二十軒ばかり、並んで居ると記す。併しその位置は今の壇浦町とは異なり、火の山の下から御裳濯川迄の間である。之を舊壇浦と云ふ。然るに前田戰爭の頃、こゝに

砲臺を築造せんとし、その漁家を悉く、今の壇浦町に移したのである。　尙この時首塚も取り拂はれた。　首塚とは永祿十二年（二二二九）毛利氏が筑前國立花城に大友勢を攻めて得た、敵の首級五百餘を、舊壇浦（御裳濯川附近）に埋め、その上に築いた塚である。

**首塚**

火の山（壇浦）の名は、上古烽燧を擧げしに基づくのであらう。　烽燧の事は六國史、類聚三代格等に見え、外警其の他の非常に供へしものにて、軍防令（大寶令）には「凡そ烽を置くことは、皆相去ること四十里（六里一里）若し山崗隔り絶えて、便に遂ひて安置すべきことあらば、但相照し見ることを得せしめよ、必ずしも四十里を限らざれ、凡そ烽は晝夜時を分ちて候ひ望め、若し烽を放つべくば、晝は煙を放ち、夜は火を放て、其の煙は一刻に盡し、火は一炬に盡くせ、前烽應へざれば、卽ち脚力を差して、往りて前烽に告げよ、知つて候を失する所由を問ひ、速に所在の宮司に申せ」（譯）とある。　恐らくばこの山は豐前の燧を受けて、宇部、岐波、秋穗と順次に、京師に達したものであらう。　豐府志略に一說として、和布刈神事の刻限を、京都に報ずる爲めと云へど別に明證なし。　尙中世、こゝに城の設

**火の山**

けありしことは、軍事の變遷の條に述べし如くである。

壇浦海戰の際二位の尼が安德天皇を抱き奉りて、今ぞ知る御裳濯川云々の歌を詠み、入水せられたと云ふ御裳濯川は、壇浦にある一小川の名前で、隨つてこの川の沖で果てさせ給ふたとの解釋が、一般に行はれて居る。併しこれは誤れる見方である。吾人は二位の尼が詠歌したと云ふこと、それが既に虛構で、文學者の舞文によるものと信ずるが、かりに之を事實とするも、喜田貞吉博士が論じられた如く(讀史百話)御裳濯川は元來伊勢の五十鈴川の別名で、それより轉じて皇統の流れを、意味する言葉となつたのである。故にこゝでは唯皇統の流れを云ふたので、別に壇浦の一小川の原名が、かく稱せられたのではない。隨つて該川はこの傳說に基づき、後人が附會して命名し、その結果としてこの川の沖で入水せられたと、見做すに至つたのである。さて御裳濯川の歌は、世俗に傳へらるゝ外、書物では源平盛衰記、及び長門本平家物語に載つて居る(但し流布本の平家にはない)。併し歌に各相違があるから、序ながら記して置かう。

（盛衰記）今ぞ知る御裳濯川の流れには波の下にも都ありとは
（長門本）今ぞ知る身もすそ川の御ながれ波の下にもみやこありとは
（傳　説）今ぞ知る御裳濯川の流れには波の底にも都ありとは

右の三歌は、初めより對立したのではなく、何れかゞ根源であらうと思ふ。盛衰記と長門本との新舊問題は、吾人の關知せざる所であるが、一般の云ひ傳へが盛衰記によりたるものなることは、文句の上から想像がつく。

阿彌陀寺町

阿彌陀寺町の起りは、赤間宮の前身阿彌陀寺の領たりしにより（經濟の變遷の條を見よ）梅の坊の名は、元阿彌陀寺の同坊ありしに起る。

梅坊

外濱

外濱については、長門國志に此處は赤間關より豐前の地に渡す大濟の渡場であるから、渡濱と稱へしを、後外濱と誤り傳へしならんと云ふて居る。

神宮司

神宮司と云ふ地名は、福生寺なる寺が存して、之れが龜山社の神宮寺なりし故に、神宮寺と書きしを（豐府志略）後今の如くなすに至つたのである。神宮寺は神佛混同説の賜なることと云ふ迄もない。

龜山

龜山の名義については、同社由緒書には、元來宇佐神地に同名の山がある、それをこの山にも轉用したのであると云へり。國志のこゝに元

龜首

龜の如き巨岩ありしを、八幡宮勸請の時、之を中に埋めて山を築いた、故に龜山と云ふは俗説であらう。散木集に出て居る「たつの居る龜首より漕出て、心細くも詠めつるかな」の龜首は、龜山であるとの説がある。是は長門名所雜記の記す所で、形の似たるを證として居る。併し國志及び近藤清石翁の山口縣風土誌には、彦島の田首とし、龜山の邊には鶴は居ないが、田首には居ると云ふて居る。

銘の濱

元龜山の東の濱を二見關、西を王の崎と云ひ、總稱して銘の濱と唱へたものらしい(赤間關聽書)。赤間町は當地の起原地であるべく、隨つてその由來は、さきの赤間名義考と同じことである。

稻荷町

稻荷町の名は、山上に稻荷神社あるによるのであらう。

西端

西端はこのあたりが、中世下關の西端なりしが故で、道ゆきぶりに赤間のせきのにしのはしによりて云々とあるを見れば分らう。唐戸、海門、公文九などの事は、交通の變遷中の臨門驛の條を、參照せられたい。

南部

南部の名義について、國志にはこの邊は六國史に見ゆる額部(ぬかべ)郷であつて、隨つて南部の字もそれから轉訛したのである、乃ち南は假字で奴加の略であると。併しこれには異説も少なくない。五百年前にはこの地はまだ市外であつた

城山

城腰
觀音崎
竹崎

伊崎（平氏遺蹟）

らしく、道ゆきぶりに南部崎村と出でゝ居る。二百年乃至百數十年前の記錄たる秀元記、豐府志略、後太平記などには唯南部とあり、而して百年前頃のものかと思はれる國志、及び下關古圖には、東南部、西南部の區別あるによれば、その東西に分れしは、比較的近代の事と見るべきである。城山は中世城塞の設けありし故に、名づけられたこと固よりであるが、この城は長州、豐前の境なるを以て、名高き武士を置かる。豐太閤の島津征伐の際は、增田長盛を城守とせられた。東南部を城腰と云ふ、又この城に基づく。觀音崎と云ふは永福寺觀音堂あるに、由來するらしい（國志）。竹崎につき國志には、竹は借字にて多計は多紀の轉訛なるべく、多紀は潮の速きを云ふとあり。

國志に伊崎と引島の間、僅かに開たる海門に差出でたる岬なれば、開崎と云ふを約めて伊崎といふ。阿岐と伊と通ふ例は、古事記にもあると。この伊崎は、古來平氏の落人の住んだ所と傳へられて居る。平家の守護神たる嚴島の社も、この附近に存し、王城山は平友盛の城を築いた所と云はれて居る。淸末領伊崎浦樣子書に曰く「伊崎浦名目の儀、御尋被仰付古老の申傳も無御座候、古平

家當國に御落被成、伊崎の後城山と申處を本城に被成、此城下御いんの馬場、笠懸の的被遊候射場に今御座候處、平家の船隱れ所石垣等、並月見の松と申場所に今御座候、乾に阿彌陀今之海晏寺也、西方に地藏、今の四福寺也、東は藥師、今は豐前田に有之、北には嚴島大明神、今伊崎萩領の社也、四方に平家衞樣に勸請被成候、其時平家瀨廻りを漁場網代に被成、網と御引釣と垂海中より魚を取上、關府に出し御座候時、公家之御詞にて、ゆらん魚かわしんまいと被仰候、夫に付今に到迄伊崎漁人は餘浦に違ひ、魚かわしいまいと申言葉に魚賣申候、平家御果被成候御墓石塔、今茶臼山に松二本御座候此處を平家の墓と申候、然伊崎浦と申候儀は、此時よりの名に御座候哉、又は往古より年久敷來仕候名に御座候哉、相知れ不申候、右平家當所に被成御座趣は、古き書物御座候に付、有增由緖書付指上申候事」とある。

硯の海は關門間の海であつて、既に四百年前の宗祇の名所方角抄、及び細川幽齋の日記などに、その名が見えて居る。西遊記には渡海の模樣を面白く書いてある。名義由來については、豐府志略に阿彌陀寺境內の薄墨の松に、ちなみ

早鞆瀨戸（附和布刈神事）

ての名であるとして居る。國志には古代では、諸國及び關驛に鈴契を賜ひしこと見ゆれば、こゝにも之を賜ひしなるべく、海路往來の時、之を振りしものであらう、故に鈴振浦と云ひ、次で硯の海となつたのであると云ふて居る。壽山續外集には「門司或は文字と云ふ、國音の相通ずるを以て也。古より歌仙の留題皆文字に托して言をなす。其前江海環繞縈紆す、名けて硯の海と曰ふ者、亦言を文字に托する也」（譯）と記す。風土注進案には、三方瀨戸にて中廣り、此海あだかも硯の海に似たれば、則ち名とすと云ひ、更に一說として、伊崎鈴ヶ森よりのながめよければ、鈴ふりの海と名けしを、中略して硯の海とせし由載せてある。右の諸說の中、吾人は壽山續外集の說に賛成するものである。乃ち中世の文人が、文字（門司）にちなみて作れるものと思ふ。

早鞆の瀨戸に關し、平田篤胤の赤縣太古傳には、こゝを速鞆と云ふは、速は字の如く鞆は假字にて巴の義である。巴は都て海河の渦巻く處を云ふを云ふと。豐前志にははやともは、本はやひとなるを訛りたりとし、隨つて和布刈神社の隼人神を祭れるに、その起原を求めて居る。長門國志には之に反し、速門は速

潮門の略で、速門を隼人に作るは、借字なりと論じて居る。萬葉集にある帥大伴卿の隼人の湍門の云々の歌は、略解、古義等では、薩摩國での出來事として居るが、平田翁の古史傳に、當海峽說を取り「此歌の前に筑前なる香椎浦の歌を出し、また後におなじ國なる次田の温泉の歌あり、いともかけはなれたる薩摩がたの事を、此歌のつゞきに擧ぐべきも非ず、こは全く此の速戸の湍門の事なるべし、むかしは隼人と書るを、近きころ今の速戸とは改まりたる也」と云へるは又一說たるを失はぬであらう。

早鞆瀨戸を述ぶる以上は、和布刈の神事を見逃すことは出來ぬ。これは十二月晦日の夜牛、豐前和布刈神社(早鞆明神)と長門一宮との神官が、各早鞆瀨戸の南北より同海中に入りて、岩に生せる和布を刈取り、正月元旦神前に供へ、又京都の朝廷にも送る習はしを云ひ頗る古くより行はれたと云ふ。之れには種々の迷信が伴ひ、附近の民屋は戸をとざし、船舶は火を消し、之を見るものは盲目となると稱せられたものである。その文獻に見ゆる初めは、道ゆきぶりであるが、その他多くの典籍に記してある。以てこの神事が如何に天下に有名

船島（宮本武藏と佐々木小次郎との仕合）

であつたかを、知ることが出來る。

船島は硯の海中にある小島である。之を船島と稱するは、形から命名したのであらうか。後に岩流島の俗名を生ずるに至りしは、宮本武藏と佐々木小次郎と仕合して、小次郎撃殺され、而して小次郎は岩流なる流派を立てしに起因する。世俗岩流を以て、佐々木の名とするは誤りである。又向島と稱したること二天記に見ゆ。普通穴門傳説では、流れたる地は彥島となつて居るが、古史傳は岩流島を、これにあてゝ居る。さて宮本武藏と佐々木小次郎との仕合は、講談では武藏が親の爲めの仇討と云ふことになつて居り、又種々の小說的事實を含んで居る。併し是れは花筏岩流島と云ふ院本から出でたことで、信ずるには足らぬ。先づこの仕合は全くの技倆くらべで、敵意を以てしたのではない。武藏は十三歲より勝負をなすこと六十餘度、或は殺し或は勝ち、一度も敗をとつたことはない。而してこの船島事件の如きも、その一端たるに過ぎないのである。仕合は慶長十七年四月（二二七二）に行はれたが、時に武藏（播州人）は二十九歲、小次郎（越前人）は十八歲であつた。小次郎さきに小倉藩主細

川忠興の邸にありしが、武藏之を聞きて競技せんと欲し、同地長岡興長主(忠興の臣)の所に至りて、藩主の許可を得たのである。此日一切の遊觀を禁じ、小次郎は忠興の船にて、武藏は興長主の船にて、船島に渡るべく沙汰せらる。然るに武藏は之れが爲めに兩氏の不和を生ぜん場合を恐れ、密かに下關に至り、仕合の日はこゝより發した。小次郎は早朝より船島に赴きて、武藏の來るの遲きを詰り、やがて勝負をなす。小次郎は三尺餘の太刀を以て、武藏は木刀を以てせしが、武藏の木刀、強く小次郎の頭を打ちて之を仆し、更に脇腹横骨を擊折いて、之を氣絶せしめたのである。是は二天記に記す所であるが、武藝小傳、武將感狀記、有方錄などでは、各異なれる話を傳へて居る。こゝには繁を厭ひて、武藝小傳に載する所を述ぶれば、下の如くである。乃ち此日の仕合には、貴賤見物の爲め、船島に渡海する事夥し、岩流も船場に至り乘船せしに、渡守曰く此船を他方につくべきにつき、早く他州に去り給ふべし、君の術神の如しと云ふ共、武藏には黨多く、到底命を保たれることは困難であるからと。然るに岩流答ふるに、武士は然諾を重んずべく、之れが爲めに生命を惜むべきにあらざる

現在の地名は多く前時代より存す

を以てし、由つて船島に渡つた。而して不幸命をおとしたのである、とかく記して居る。然れども吾人は、二天記の記事に信を置くものである。蓋し同書は豐田正剛等の作る所で、武藏の自記諸文書等を基礎としたものであるからである。彥島に弟子待と云ふがあるが、これ武藏の弟子どもが師の若しもの場合を恐れて、待ちし所と云へど如何にや。後人こゝに小次郎の墓を立て、その靈を弔ふ。併しこの島次第に縮少したる結果、今は墓も海に沒せしと云ふ。この事件以後船島は本名よりも、俗名の岩流島として、世に高くなり、こゝを通過する旅行家は、必ず船中よりその昔を偲ぶを常とし、廣瀨旭莊の如きは態々島に上りて、岩流島の賦を作つて居る。

この外當地若しくは附近の地名の多くは、既に前時代より存するものであるが、その由來に至りては、今知るに由がない。

# 第十一章　明治維新と下關

外艦の渡來と國論の沸騰＝英艦繫泊事件＝第一回外艦砲擊＝第二回

外艦砲擊＝第三回外艦砲擊＝世子公の來關＝第四回外艦砲擊＝第五回外艦砲擊＝奇兵隊の編成＝奇兵隊の活動＝先鋒隊の編成＝勅使の巡視＝朝陽丸事件と世子公の再來＝奇兵隊と先鋒隊との衝突＝薩州一船の擊沈＝六卿の巡見（附錦小路卿薨去）＝四國聯合艦隊砲擊＝高杉、西鄕の會見＝新地會所襲擊＝報國隊の編成＝馬關開港說＝馬關管轄統一論＝桂、坂本の會見＝小倉戰爭と下關＝高杉晉作の終焉＝白石正一郎＝白石廉作

**外艦の渡來と國論の沸騰**

明治維新の實現に關し、當地が多大の關係を有することは、大要市史の概觀中に、述べた如くである。由つてこゝには、稍委しく事實について記さう。德川幕府は寛永以後（二二九六）鎖國政策を採り、外國船の渡來を禁じたのであるが、世界大勢の推移は永くこの狀態を許さず、その末造に至りては、頻りに黑船の出沒を見るに至つたのである。卽ちロシアがシベリアを占領し、イギリスが印度を併有し、米合衆國がその領土の太平洋岸に達したことは、蒸汽船の發明と相俟つて、我の惰眠を許さゞることゝなり、かくて露、英の船舶は我が近海に顯はれ、嘉永六年には米人ペリーの渡來を見るに至つたのである。而もペリ

一來朝の目的は、通商貿易の要求にありしを以て、兼ねて鎖國を以て祖法と心得し、幕府の驚愕は固より、一般の民衆又同じくその是非についてかまびすしかつた。更に安政三年米領事ハリスの來朝は、益々人心をして恟々たらしめ、幕府が已むを得ずとして敕許を乞はんとしたる開港條約は、天下志士の煽動によりて否認せられ、諸侯又開鎖の論に心を惱ました。然るに安政五年井伊直弼の大老となるや、英斷遂に外人の要求を容れ、敕許を待たずして假條約に調印し、五港を開くことを約し、尋で蘭、露、英、佛とも同條約を結ぶ。是に於て朝野の志士幕府の專斷を咎め、尊王攘夷の論頻りに起つた。蓋し兼ねて潛勢力を養ひ來りし尊王倒幕の思想は、この機を以て頭をもたげ、外交問題を利用して之を解決せんとし、こゝに尊王攘夷の合致論を見るに至つたのである。而して直弼が是等反對黨に對して下せる、クーデター安政六年の大獄も、この趨勢を抑止する能はず、否却つてその高調を來し、延いて直弼の暗殺となり、更に幾多の曲折を經て、文久三年の攘夷の敕命を見ることゝなつた。即ちその三月には將軍(十四代)家茂の入朝となり、孝明天皇は攘夷の敕を下さんが爲めに、

英艦繋泊事件

石清水の八幡に幸し、祠前に於て節刀を將軍に授け給はんとした。然るに家茂恐れ病と稱して受けなかつたから、志士等大に激昂し、天皇の親征を乞ひ奉るに至る。是に於て家茂已むを得ずして敕を奉じ、五月十日を以て攘夷の期とし、洽く諸侯に告げた。就中長州藩は尊攘黨の首魁で、隨つて卒先して之を決行せんとし、而してその場所にあてられたのは、當地であつたのである。

吾人は下關の攘夷を述ぶるに先ち、文久元年の英艦繋泊事件について記さなければならぬ。初め同年二月朔日、露艦一隻當地に入港して石炭の供給を乞ひ五日去る。既にして露艦方に對馬に占據するの時に及び、四月二十八日英船二隻豐浦郡竹子島附近に來泊し、翌日又二隻當地に入り、五月朔日更に二隻長崎より同じく當地に來り、都合五隻の英船を我が近海に見るに至つたのである。その翌日かねて香港に赴きし英國公使は、九州陸路を經て當地に來り、次で碇泊中の一隻に乘じて江戸に向ひしも、尙他船は留まりて門司港に泊し、頻りに近海を測量したのである。蓋し英國は露船の對馬によりて英領香港を控制せんとするに對し、急に軍艦を下關に派してその動靜を伺はしめたの

である。然れども我はその事情を知らず、時恰も露艦の對馬占據の際なりしかば、人心頗る騷然たるものがあつた。五月六日宗藩及び長府藩の吏は之と佐甲邸に會して、その別に野心あるにあらざるを確むるを得た。併し英艦は尙去らんとする模樣なかりしかば、長府藩は更に人を派して長崎奉行にその處置を乞はんとするに至る。偶々英艦は石炭の供給を得、十八日別れを告げて西に向ふたのである。尙當時幕府は我が地に砲臺を築造するの議ありしが、長藩の爲めに遮られてその事遂に止んだ。

さて攘夷の期迫るや、長州藩は全力を擧げて當地の防備に注ぎ、毛利能登をその總指揮官とした。別に久坂玄瑞等、又敵情偵察を名として、當地に入り、光明寺(初め長泉寺)を屯營として、新地の本營と相對す。所謂光明寺黨(後の奇兵隊)之れである。而して兩者の間穩かならざるものありしと雖も、暫らく相俟ちて砲壘の築造に從事し、旣設の弟子待砲臺(彥島)の外に、壇浦、龜山、杉谷、前田、專念寺、細江(光明寺)の各所に之を築き(尤も壇浦は工事半ばならずして攘夷の期に接し、前田以東は全く工を起さずして止む)以て攘夷に供へた。恰もその期の

第二回外艦砲擊

五月十日(文久三年)米船ペンブローク號の横濱より上海に赴く途中として、當海峽に入らんとするに過ふ。該船は事情を知らず、潮流惡しかりし爲め、豐前田の浦沖に投錨して順潮を待つて居た所、早くもそれと見てとりたる我が兵は、直に戰備をなした。唯本營の毛利能登は未だ戰意なかりしと雖も、光明寺黨之を聞かない。尋で庚申丸の三田尻より來るにあふや、益々勢を得、翌曉米船を砲擊した。偶々癸亥丸又三田尻より來て之を助く。米船大に驚き多少の損害を蒙りたる後、船首を廻らして豐後海に轉じ、全速力を以て逸走したのである。庚申癸亥之を追跡したけれども速力遲く、遂に及ばない。この役本營毛利能登の態度、緩慢なりしを以て、藩主せめてその職をやむ。役後當地の防備は益々進み工全く終へて、第二回の攘夷に臨んだ。

同年五月二十二日夜十時佛艦キンシャン號豐浦沖に來る。蓋し橫濱より長崎に赴かんとするのであつて、明晨を待つて馬關海峽を過らんとした。然るに我が兵各砲壘に集り、之を砲擊する急である。その漸く進んで龜山砲臺の下に至れば、同所及び庚申、癸亥の二艦は、壇浦砲臺と呼應して十數彈を放つ。

第三回外艦砲擊

然れども佛艦は武裝に遑あらず、且その何故に發砲するやを知らざりしかば、之を詰るべく端艇を下した。然るに長兵益々連射したから、上陸の目的を達するを得ず。軍艦又蒸汽機を毀りて、潮水爲めに侵入した。佛艦之に驚きて倉皇錨鎖を切斷して進行し、小門海峡を通じて外洋に逃れ去る。庚申、癸亥之を追ふこと數丁に及んだけれども、煙霧の爲めにその影を失ふたのである。之を第二回の攘夷となす。

キンシャン號の長崎に入るや、偶々和蘭軍艦メジュサ號の横濱に向ふにあふ。由つて佛艦は下關の遭難を語り、内海通航の危險なるを以てした。然れども蘭艦は二百五十年來の日蘭の親交は敢てこの事なきを信じ、意に介せずして出帆した。かくて五月二十六日の未明、大瀨戸に入つたのであるが、之を見たる長藩士は矢張り從前の如く戰鬪準備をし、將に第三回の攘夷を行はんとしたのである。蘭艦之を悟らず、平然として進行をつゞけ、岩流島の附近に至るや、庚申、癸亥の二艦は陣形を張りて之を待ち、陸上の諸砲臺と應じて砲擊を始めた。是に於て蘭艦も漸く之に對抗するの準備をなし、應戰したのである。

二艦と蘭艦とは贋の洲(岩流島と彦島の間にあり)を隔てゝ相距ること四町餘、激戰一時間餘に及ぶ。やがて蘭艦は蒸汽鑵の破壞、及び九州對岸の應援を恐れ、諸砲臺の攻擊に應へつゝ、徐々に海峽を通じ、遂に難を免れた。これが爲めに蘭艦の蒙れる損害は、頗る大であつたのである。

世子公の來關

五月二十六日の海戰を過ぐる三日、世子毛利元德公は當地海防視察の爲め來關せられた。即日前田砲臺その他を巡見して、竹崎町の白石正一郎の宅に入らる。翌朝防備に關して批評が始まつたが、隨從者の中島名左衛門は各砲臺の幼稚にして、到底西洋式の比にあらざることを述べた。然るに一方過激黨は彼れが他藩人(長崎)の身を以て、之を批難するの越權なるを慨し、遂に立ちて彼れをその宿所に暗殺するに至つたのである(尤もその人名は明らかでない)。公はやがて壬戌丸に乘じて、歸山せられんとしたが、偶々第四回の攘夷戰が始まつたから、一時それを見合せ、日和山に上りて戰況を見られた。

第四回外艦砲擊

米船ペンブローク號遭難の報横濱に傳へらるゝや、駐在公使は之に報復する所あらんと欲し、軍艦ワイオミング。號にその命を傳へた。かくて同艦の當海

第五回外艦砲擊

峽に到着せしは六月朔日のことである。長府城山に於てその影を認むるや、例により守兵先づ號砲一發を放つて之を他に報じ戒むる所あつたのである。米艦は初めより覺悟したることなれば、毫も之に辟易する所なく、漸く龜山砲臺の下に赴きて、始めて國旗をかゝげ、戰爭を開始したのである。龜山砲臺は庚申、癸亥、壬戌の三艦と提携して米艦に當りしが、激戰の結果は却つて同砲臺の沈默、及び壬戌、庚申二艦の沈沒を齎らした。あまつさへ市街の兵燹を蒙る、亦尠少ではなかつたのである。かくてワイオミング號は凱歌を奏して、橫濱にひきかへした。

米人と同じく佛人もキンシャン號砲擊の怨を含み、セラシス、ダンクレードの二艦をして戰備を整へ、橫濱を發して馬關に向はしめた。六月五日味爽當海峽に入り、先づ一士官を田の浦に上陸せしめて、里民に來航の理由を說明し、以て彼等を安せしめ、やがて陸戰隊二百五十人を組織し、海陸の兩方面より攻擊せんことを期した。我に於ては數日前の交戰に於て軍艦二隻を失ひ、光明寺黨の壯士は多く、中山忠光卿に從ふて京師に上り、所在の住民難をさけて山林

奇兵隊の編成

に隱れ、長府藩又自衞に忙はしくして、兵を配置するに由なく、士氣頗る沮んで居たのである。　砲擊は前田砲臺との間に交換され、彼我共に損傷ありたる後、長兵の形勢非となり、皆小銃劍戟を携へて茂林に潜み、私かに敵の動靜を伺ふた。　佛艦之を知りて益々射擊を猛烈にし、戍兵勝つ能はず暫らく陣を退く。由つて兼ねて組織せる敵の陸戰隊二百五十餘人は、二艦の保護の下に上陸を試み、砲臺、村里、角石の三方面に分れて向ふた。　我が伏兵之を防ぐと雖も、衆寡敵せず守をすてゝて去る。　佛兵遂に砲臺を占領して、之を破壞焚燒し、前田全村二十餘戶又その餘火を蒙りて灰燼となる。　伊崎の本營にては兵を發し、御裳濯川を渡りて、進軍せんとすること兩度、共に敵艦の强擊に妨げられ、阿彌陀寺境內に退くの已むを得なかつた。　やがて敵の陸戰隊は辭して本艦に歸る。蓋し報復の目的は既に遂行せられたからで、是れ以上下關及び長府に進むは、その本旨ではなかつたのである。　時に午後三時であつた。　薄暮二艦は錨を拔いて橫濱へ向け、歸航したのである。

六月初旬兩度の戰爭に馬關各地の砲臺は、外艦の爲めに破壞せられ、軍艦又同

じ運命にあひ窮餘の結果、藩主敬親は高杉晉作を起たして善後策を講せしめることゝなつた。晉作はさきに亡命の罪を以て家居して居たが、こゝに至り発されて當地に來り、白石正一郎の邸に宿る。時に入江九市等も來り會し同志の士十五人を得た。而して晉作等はこゝに奇兵隊を組織したのである(六月六日)。その意蓋し奇道を以て勝を制するにある。同隊の特異とする所は、從來の門閥制度に反して實力主義をとりしことである。故に閥閲の士は之に投ずるもの少なかりしと雖も、有爲の志士は次第に集り來りて、隊勢漸く振ふた。後その陣營を秋穗、三田尻、馬關新地、吉田等に轉移したのである。

奇兵隊編成後、高杉等は蹂躙されし各砲壘の修築に從事せしが、更に注意すべきは田の浦占領事件であつた。蓋し攘夷を實行せんと欲せば、南北兩岸相俟ちて挾擊するを要す。然るに小倉藩は對岸にありて毫も之に與らないから、我に於て大里、田の浦を借り、こゝに砲臺を設け、以て後日の用に供せんとし、先づ小倉藩に交渉した。而も彼藩之を肯ずるの色なかりしを以て、隊士等は大に怒り、遂に兵力を以て田の浦を得んとするに至つたのである。唯大里は久

留米藩が一部借受けをして居り、同藩は我と同じく尊攘主義であるから、彼をして新に砲臺を起工せしむるに如かずとし、敢へて手を加へざることにした。かくて六月十八日田の浦一帶を略取し、陸續隊士を送致したのである、尋で久阪玄瑞等は上京して朝廷に上奏し、以て奇兵隊に有利ならしめ、この結果朝廷に於ては九州北岸の諸侯に、長藩を援助するの令を發した。由つて久留米藩もその戍兵を大里に派遣し、奇兵隊士と商議して海峽の防備に努め、晋作等の目的は達したのである。尤も小倉藩は幕府の未だ攘夷を公令せざる以上、假令朝旨ありと雖も之に從ふの不本意なるを示し、殊に田の浦占領の如きは朝命にもあらざれば、かたぐ\幕府に訴ふる所があつた。こゝに注意すべきは長藩政府の方針は、初めより借受を以て目的として占領の意味はなく、穩健の態度を持したことで、唯奇兵隊士の激切なるこゝに至つたのである（尤も後幕府之を撤退せしめた）。

先鋒隊の編成

七月初旬先鋒隊の編成緒につき、其の陣營を教法寺に置き、阿彌陀寺の奇兵隊と相對して、當地防衛の任に當ることゝなつた。之れは高杉の發議に基づく。

朝陽丸事件と世子公の再來

敕使の巡視

尤も其の性質奇兵隊と異なり、門閥家の子弟を以て組織せられしを以て、後日兩者の調和を缺ぐに至つたのである。

同月中旬敕使正親町公董、攘夷を賞する爲め來つて山口にあつたが、十五日當地に入り白石正一郎の邸に宿る。一行は壇浦、杉谷、前田等の砲臺及び戍兵の發火操練を檢閲し、又田の浦、引島、大里等を視察せられた。時に奇兵隊士は之を機とし、小倉藩討伐の議を決し、その五罪を數へて敕使に彈劾するの文を草した。併し敕使は之を慰諭し、事重大なれば朝廷に奏請して、決を仰ぐべしと答へらる。次で敕使は當地を發し、三田尻に向はれたが、一方家入德田隼人をして上京せしめ、具にその狀を朝廷に陳べしめた。尤もこの際時勢一歩を進めて大和行幸の詔あり、尋で堺町御門の變ありたるを以て、小倉藩責罪の議は終にやんだ。

かく一方敕使の來りて我が攘夷を賞する傍ら、他方幕府は中根市之亟を使者として、攘夷の擧を詰問するの書を傳へしめた。七月二十四日、中根は軍艦朝陽丸にて下關に來り、次で我之を小郡の旅館に延ひて接待す。時に在關の壯

士等之を聞き、憤慨措く能はず、その言辭に曖昧なるあるに於ては、違敕を以て之を遇せんとし、且壬戌、庚申二艦の損傷用に堪えざるにより、朝陽丸を借りて、之に供せんことを、敬親に乞ふたのである。公は僅かに一艦の故を以て名義を失ふは不得策なりとし、世子元德をして之を制すべく、名を防備巡視に借り、關地に赴かしめられた。世子公乃ち十五日を以て當地に來り、各砲臺を巡見し、且壯士等を懇諭して、借艦のことを止めしめらる。十八日歸途につかれた(中根は壯士より暗殺せらる)。

奇兵隊と先鋒隊との衝突

世子公の滯關中乃ち八月十六日、先鋒、奇兵兩隊の私鬪があつた。當時宮城彥輔なるもの馬關總奉行一手の使番なりしが、諸士之を輕蔑し、且奇兵隊の編成せらるゝに及び、諸士の不利少なからず、益々彥輔に含み、奇兵隊士を怨む。諸士の先鋒隊に編入後も、尙その怨は解けず、遂に一紛擾を生じたのである。當日先鋒隊士數人、夜中に乘じて彥輔を訪ひ論爭せんとせしが、彥輔之を察知し體よく之を謝し、高杉を阿彌陀寺に訪ふて情を語る。偶々その家僕來りて先鋒隊士の亂入を告げたから、彥輔、晋作と同道して敎法寺(先鋒隊士の陣營)に至

り、その故を詰らんとした。奇兵隊士の一部、又奇變を慮り同寺門外に赴き、門內の動靜を伺ひしが、血氣にはやりて突然劍槍を携へ寺內に闖入した。先鋒隊士不意を打たれて驚き逃れ、殺傷せらるゝものもあつたのである。奇兵隊士乃ち二人を護送して阿彌陀寺に歸り、先鋒隊士の復讐に備ふ。果然先鋒隊士百餘人は武裝して街頭に集り、將に阿彌陀寺を襲はんとするの準備をなしたのである。由つて晉作使を馳せて滯在の世子公に調停を乞ひ、漸く大事に至らずしてやんだ(宮城は切腹を命ぜらる)。

薩州船の擊沈

十二月二十四日、薩州の蒸汽船擊沈の事があつた、同日夜薩州藩の長崎丸が綿を積んで當海峽通行中、前田砲臺之を砲擊し遂に沈沒せしめた。同砲臺に於ては西洋船と間違へて打つたと辯解して居る。併し當時日本船の場合には提灯を振る約束あり、薩船は之を實行してこの厄にかゝつたのである。蓋し長、薩間の不和の際なりしかば、このことあつたのであらう。之れが爲めに両藩の間に紛議が生じたが、漸く落着を見た。

六卿の巡見(附錦小路卿薨去)

翌元治元年三月には六卿來關せらる。蓋し朝廷に於ては前述の如く攘夷主

四國聯合艦隊砲擊

義をとり、加茂、石淸水の兩社へ行幸あつたが、更に同年(文久三年)八月二十七日を以て三度大和行幸の敕を發せられた。然るに會津及び薩摩の兩藩主となり、公卿の一部と結托し、奏してその議を止めしめ、是に於て朝議一變して攘夷黨の凋落となつた。乃ち公卿三條實美、三條西季知、東久世通禧、四條隆謌、壬生基修、錦小路賴德、澤宣嘉等に謹愼を命じ、長州人の宮門護衞及び在京を禁止し、次で七卿の官爵を削り、長藩主の入京を停めらる。かくて七卿は西下して我藩に來り、山口湯田に隱匿せらるゝこととなつた。六卿(澤卿は生野に戰歿す)の當地巡見は、この湯田よりせられたものである。同月二十八日より四月三日迄滯留せられ、この間白石邸を旅館として當地及び附近の砲臺を巡視し、又招魂社に參拜せられた。偶々一行の一人錦小路賴德卿は喀血甚しく、獨り當地(白石邸)に止まりて病を養ふの已むなきに至つたのである。而してその二十五日遂に辭世二首を殘して薨去せられた。後その靈を吉敷郡朝妻山に葬る。

同年八月英、佛、米、蘭の四國聯合艦隊の馬關砲擊が行はれた。蓋しさきの攘夷に對し、根本的の復讐を試みんとしたのである。佛人などは既に報復をして

滿足して居たのであるから、この上その必要なしとしたのであるが、英國公使ルーセルホルトの野心は、更にこの事あるに至らしめたのである。砲撃準備の海外に聞ゆるや、英國留學の長人伊藤俊輔(博文)井上聞多(馨)の二人は驚きて歸國し、藩主に說きて媾和を勸めしも能はず、又各國政府は直接京都朝廷に逼りて、根本的解決をなさんとせしも、幕府之を欲せず、遂に四國艦隊の出動を見るに至つた。彼等は決議して曰く「若し長州の國主大軍の襲來に依り警服するも、砲塞は之を打碎す可し、此度進軍の性質は、匪徒或は海賊を追罰するに外ならざるべし云々」(ハウス氏下關事件)かくて聯合艦隊は橫濱を發し、途中姬島に集合し、八月四日豐前田の浦港に投錨したのである。この時長藩に於ては井上聞多を以て應接使と爲し、馬關出張を命じ、前田孫右衞門と共に媾和の事を謀らしめ、又高杉晉作の罪を宥し、急に萩より山口に召し、同じく媾和の議に與らしめんとした(是より先き高杉は京都に於ける佐幕派の優勢なるを慨し爲すあらんとして亡命せしを以て、捕へられて獄に投せられて居たのである)。井上聞多當地に來り、乘船して敵艦に至り、媾和の議を圖らんとせしも、彼れ之

に應せず、遂に敵艦の發砲の下に五日午後三時戰爭が始められた。　當時馬關方面の我が防備については、忠正公勤王事蹟に記して曰く「馬關の防備はどうかと云ふと、先年から攘夷をすると云ふので、方々に臺場を築いたのでありますが、實際實戰をやつて見ると、無益の臺場がありまして、段々廢滅に歸したのもございませうが、此の時一番堅固なのが前田、壇浦の臺場、第二が長府の洲崎臺場、第三が彥島の弟子待臺場、第四が長府の城山砲臺、それから長府の杉谷と駕籠立場と紅石山と、之は砲臺と云ふ程ではなく、掩堡位のものでありました。其の他は數ふるに足らぬ。　さうして前田には八十磅と二十四磅と十八磅の海岸砲合せて二十四門、壇浦には三十磅の砲十四門、長府の洲崎は五十斤臼砲以下合せて九門位、弟子待の方は和流で火繩で擊つので合計七門位、其の他あつちこつち合せて見ると、凡そ七十門許あつたさうであります。　それに野戰砲もあつたかも知れませぬ。　其の人數は前田、壇浦が奇兵隊と膺懲隊とで合せて六百人、長府の洲崎、杉谷、駕籠立場が百五十人位、城山が百人餘、弟子待は萩野隊が百六十人と長府兵が百五十人位、其の他總奉行內藤佐渡の手兵と先鋒

隊と足輕隊と、それに農兵も少しは居りまして、これ等が合せて五百人位、又組頭で益田豐前、口羽熊之允も出て居り、清末の兵も出て居りましたから、戰爭に爲つたときは總體を合せると、大分の人數に爲りますが、本統に戰爭をしたのは前田、壇浦であつて、其の外では長府の兵隊が大分働いた位で、跡は見物して居つて戰が負け色になると、逸早く逃げ出した樣なものです。」次に敵軍の方を見ると、英艦九隻、佛艦三隻、蘭艦四隻の十六隻の軍艦、及び英、米各一隻の商船よりなり、都合十八隻、英國海軍中將キユパー總指揮官として、旗艦ユリアラス號に乘組んだのである。全艦隊を三部に分ち、重艦隊は前田砲臺に對して、恰も半月形の排列をなし、輕艦隊は長府の鼻なる城山、關見の砲臺に接して碇泊し、中間には旗艦等が陣取つて、左右兩艦隊の攻擊に便を與へた。この日の主戰は前田砲臺にして、重艦隊中の四艦は絕えず、壇浦砲臺を射擊し、前田に應援することは能はざらしめんと務め、輕艦隊は城山、關見臺砲臺を擊破して前田砲臺に向ひ、專ら重艦隊の援助をなした。是に於て前田三砲臺の守兵頗る防戰に苦しむ。壇浦砲臺奮戰最も力むと雖も効がない。外艦の砲擊は益々猛烈

にして遂に洲崎の長府砲臺を破壞し、次で前田の二砲臺をも沈默せしめ、長兵皆退きて角石陣營により、更に陸戰の準備をなす。時に薄暮である。此夜敵の二艦は上陸して前田砲臺に入り、山林中よりの狙擊をものともせず、二、三十門の火門に釘し、自餘の物は悉く燒きて本艦に歸つた。我が兵暗に乘じて破壞せられたる砲臺を修繕し、翌六日の戰鬪に當つたのである。六日早朝より敵艦隊又砲擊を開始し、その勢の猛烈なる前日に異ならず。やがて陸戰隊二千六百人を組織し、午前八時無事上陸を告げた。先づ前田砲臺に向つて前進し、陸路三道より亂射し、次で之を占領し、更に洲崎、杉谷の砲臺を奪取し、進んで壇浦砲臺をも陷いれたのである。是れよりさき壇浦砲臺は山縣小輔(有朋)之を指揮せしが、角石陣營よりの命令に接し、同砲臺を拂ひて角石に赴き、兵力を一致した。一方敵の一部隊は角石陣營に向ひ、我が兵力戰すと雖も遂に能はず、陣營を燒きて長府に退くの已むなきに至つた。かくて敵の陸戰隊は凱歌を奏して本艦に歸る。翌七日朝輕艦隊數隻は、各砲臺の砲門を收めて艦內に運び、午後六時順潮に乘じ、單縱陣を作りて硯の海に進入し、戰はずして彥島な

る弟子待、山床二砲臺を占領した。八日佛艦我が地に近づくや、專念寺、永福寺の山林より之を狙撃し、佛兵之に應じて、叉戰鬪を演ぜんとせしが、偶々長藩より媾和を乞ふべく白旗をかゝげ、彼我の發砲も中止さるゝことゝなつたのである。かくて我が藩は高杉晋作等を媾和使として外艦に至らしめ、九日、十日、十四日の三回に渉りて談判をなし、遂に和睦條件の成立を見る。

長州條約書一札

一、此節の雜費相償候事

一、長州瀬戸内各國船通行の義不レ妨候事

一、薪、水、石炭其外入用の諸品當海濱に於て相當の價を以て可二賣渡一候事

一、新規臺場築造不致候事

一、舊臺場築造不致候事

一、舊臺場修覆不レ加大砲不二備付一候事

一、過料金高は政府と各國公使之裁判に可レ仕候事

八月　松平大膳太夫慶親

二十日頃外艦漸く當海峽を拔錨し、後幕府より賠償金參百萬弗を六箇年に拂ふことを約して局を結んだ(併し實際に於て幕府の支拂ふたのは第一回のみで後は明治政府の負擔となる)。この役で我が砲門の敵に掠奪されたるもの七十門、死傷數は明らかでない。敵艦隊では死者十二人、負傷者六十人あつた。小笠原長生氏の日本帝國海上權力史講義に曰く「抑も馬關の地勢は無雙の要害なるのみならず、海路も亦極めて險惡で、海上より攻めるものに取つては甚だ不便である。殊に陸上を防禦したのは充分訓練された强兵であるのに、一戰の後忽ち敵の爲めに諸砲臺を占領されたのは、頗る不審であるが、是れ決して守兵怯懦の罪ではないので、敵に海上の主權を掌握された結果である。當時敵は鹿兒島砲戰の時に比して、遙かに優勢なる艦隊を有し、殊には海上權の效力を最も善く應用して、成るべく砲臺の正面より攻擊することを避け、勢力を一に合して、先づ東端の城山、關見の二砲臺を側面より擊ち、漸次西遷するの策を採つた。之が爲め我が諸砲臺の勢力は、區々に分割されたのみならず、孰れの砲臺も皆其の弱點たる側面より敵の全力を蒙つたから、如何に强兵でも

高杉、西郷の會見

久しく支ふることは出來なくなつたので、此の機に乘じて敵兵は艦隊の掩護を受けつゝ、上陸の目的を達して、背面より砲臺を占領することを得たのである。若し此の時我が方にも相當の艦隊があつて、砲臺と相應じて海峽前後の口を守つたならば如何であるか。恐らくば敵艦は容易に近寄ることも出來まい。縱令又一旦は海峽内に入つたとしても、決して持久の策を取り能はないで、結局自ら退去せねばならぬに至つたであらう。然るに海軍が無かつた爲めに、縱令一時にもせよ、帝國海岸に外國旗を飜さしめたのは、實に後人に對して海軍の擴張を怠るべからざる好訓戒を示したものと云はねばならぬ」と。

四國聯合艦隊砲擊の事ある前六月、長藩の國司、益田、福原の三國老等は京都の形勢一變して攘夷の中止となり、七卿及び毛利父子の冷遇せられしを慨し、闕下に伏奏して藩主等の爲めに寃をそゝがんとした。然れども幕府及び會津、薩摩の兩藩之を妨げしかば、國老等大に怒り、干戈をとりて蛤御門に爭ふ。而も長軍の敗に歸し、三國老は海路歸國して罪を待つた。是に於て幕府は七月二十三日、朝廷に請ひて征長の師を發し、尾張藩主德川慶勝を總督とし、八月二

十三日を以て進發せしめたのである。時に薩藩士西郷吉之助(隆盛)は長藩に至り、吉川監物と會して、恭順の利益なることを懇諭し、監物之を受けて敬親父子に説く。然るに藩論二つに分れ、俗論黨は之を賛成し、正義黨は之を否定せしが、前者の議遂に容れられて恭順を表することゝなり、三國老の切腹、及び五卿の九州轉移等を條件として、和議漸く整ふた。かくて翌慶應元年一月征長の師は、還されたのである。この間に於て高杉晋作と西郷吉之助とが、當地稲荷町對帆樓に於て會見したと云ふ説がある。高杉は正義黨の錚々たるものであるが、藩內に於ける俗論黨の勢力日に強く、我黨の士の殺戮せらるゝを見て、一時去つて筑前に赴き、野村望東尼の平尾山莊に身を隱した。偶々西郷福岡に來る。筑前藩士早川養敬等之を機とし、高杉と山莊に會見せしめ、薩、長融和の道を開かしめたと云ふ(併しこの會見を否認するものも少なくない)。やがて高杉は正義黨の形勢益々非なるを聞くや、慨然として歸國し馬關に滞在した。この時早川等又西郷を小倉より招き、雨雄を會見せしめたと云ふことである。是れ卽ち對帆樓の會合なるもので、實に十二月十一日の夜のことで

あつた。而かも當時長人の薩藩士たるの故を以て、西鄕を惡むこと甚しく「西鄕にして渡航せば、之をして生還せしむべからず、馬關海峽は薩人の爲めには三途の川なり」と云はしめし際なれば、この會見は極めて秘密の間に行はれたらしい。而して談未だ薩、長聯合のことには及ばざりしも、後日聯合の基礎はこの時に發せりと稱せらる。尤も伊藤博文等はこの會見を否認し、當時高杉と居を共にしたれば、若しありとすれば知らざる筈なく、又當時薩との行掛り上、西鄕などに面會の出來る時機ではないと（維新風雲錄）。然れども一方に於ては、會合の事早川等の日記に見え、對帆樓當時の主人は之を目擊したりと云ひ、黑田淸綱等は隨行者の一人として、小倉より西鄕を護衞して、會合の場所に至りたりと云へば、未だこの事なしとも、斷言することは出來まい（木戶松菊、高杉晉作）。

同十二月十三日（對帆樓會見の翌日）高杉は長府に赴き、諸隊の領袖に謀るに、武力の下に俗論黨を仆すべきを以てした。併し多くは未だ時機早しとの理由で賛成せざりしかば、高杉は痛罵して去り、馬關に歸りて更に伊藤俊輔に謀る。

報國隊の編成

當時伊藤は力士隊の總督なりしが、之を諾せしを以て、更に十五日長府に赴き、功山寺滯在の三條公以下の諸卿に謁してその旨をつぐ。奇兵隊の一領袖福田俠平の止むるを聽かずして立ち出でた。かくて十六日同志數十人と共に新地會所を襲ひ、空砲を放つたのである。而して俗論黨の吏員二名を逐ひ、札銀八貫目を總奉行に借る。やがて大坪の了圓寺に屯し、尋で豐前田の東光寺に移陣した。又決死の士二十人と海路三田尻に至り、軍艦を奪ふて歸つたのである。翌年一月二日乃ち尾張慶勝の征長軍を引き揚ぐるの日、再び三十餘人を引率して、往く〳〵空砲を放ち、新地會所を襲ふ。吏員恐れて逃走し、直に之を占領した。次で討奸檄を作りて俗論黨に挑戰し、軍を美禰郡に進め、之と繪堂に戰ふて大に勝ち、阿武郡佐々並に轉戰して又敗り、遂に敵黨をして屛息せしめ、藩論の一致を見るに至つた。實に同年二月の事である。

慶應元年二月十四日、長府藩に於ては報國隊を置く。蓋し本藩に於て俗論黨の勢力を占むるや、長府藩に於ても亦往々その旨に與し、將に黨派を分たんとするの勢があつた。由つて壯士相謀りて正を扶け邪を壓せんとし、藩主の許

可を得て、報國隊を編成したのである。指揮官には門閥の士を以て之に充て、原田隼二を評議役に、泉十郎を監軍とせしも(後俗論黨の爲めに仆さる)兵卒は士民を問はず、その子弟强健なるものを募撰し、その數三百人に及んだ。陣營を椋野に置き、專ら馬關海口防衞の任に當つたのである。四境の役小倉に出で奮戰大に功を奏した。

高杉等の國論を一定するや、伊藤俊輔と謀りて洋行せんと企てた。由つて二人は長崎に至り、英商グラバと會見し洋行の志を告げ、且つその周旋を依賴した。偶々英國領事館員ラウダ又橫濱より來りしが、彼等は二人に說いて曰く、目下は貴君等の洋行すべき時機ではない。今や新任公使パークス(英)來航中なれば、寧ろ歸國して同氏と商議し、馬關を開港するの策を講ずるのが利益であらうと述べた。高杉等之を賛し、洋行を中止して當地に歸る。私かに藩主にその旨を通ずるや、又之を可とせられたのである。然るにその風說坊間に漏れ、未だ攘夷熱醒めざる諸隊士は怒りて、之れが非難の聲しきりに起つた。しかのみならず馬關管轄統一の論起りて、本藩より長府、淸末兩藩に交涉中な

馬關管轄統一論

りしかば、長府報國隊士は替地等を以て、高杉等が馬關開港說を主張するに起因すと見做し、彼等を暗殺せんとするに至つたのである。由つて高杉、伊藤及び之を賛したる井上（聞多）の三人は、各所在をくらまして之を避けたのである。次で本藩政府も、馬關開港の意なきを明らかにして、人心を安んぜしめた。蓋し高杉の聰明は早くも時勢を達觀し、當地開港の已むべからざるを知り、既に外遊の下に山口を去らんとするや、一書を諸隊の長官等に贈りて後事を誡め、更に云つて曰く「赤間關も我斷然不介懷國體やう開港すべし不然ば幕薩は不及申途には外夷の妖術に陷るならん五大洲中に防長の腹を推出して大細工を仕出さねば大割據は成就不致ならん」（二月十三日）と、故を以て更に英人の勸むるあるや、愈々之を實現せんとしたのであつた。

外人との和議以後、當地は外國交際の衝に當りしも、長府、清末、萩三藩に分治せられしを以て不便多く、遂に馬關管轄統一問題の提案を見るに至つた。即ち宗藩は先づ長府藩に交涉するに、外交事務は一切同藩に委任し、宗藩の職員は悉く馬關を去らんことを以てしたのである。併し長府藩に於ては專ら現狀

桂、坂本の會見

維持を乞ひし故、更に兩藩協同して之を管理することゝした。慶應元年八月初旬越荷方役所を改修して應接場に充つ。宗藩又長府藩に求むるに、當地の防備に任ぜんことを提議したが、長府藩はその不可能を答へたのである。由つて宗藩は自らに於て馬關を管理して防備に任じ、收入は之を長府に與へんと劃した。而かも亦長府藩の報償頗る大であつたから、遂に議合はず、十一月に至り事已む。次に萩藩が清末藩に對して交渉せる結果は如何と云ふに、この方面は折合よろしく、清末藩は全部本藩に管理を委ね、應分の米、銀を受くることゝなる。是に於て竹崎及び伊崎は萩藩の管轄と化した（十二月）。

慶應二年五月上旬、桂小五郎（木戸孝允）土佐藩士坂本龍馬と當地に於て會見し、薩、長聯合の策を劃した。土佐藩士中岡愼太郎は石川清之助と變名せしが、倒幕の事薩、長二藩の融和を圖り其の連合を造らしめ、之に土藩を加ふるに於ては敢て難事にあらずとなし、薩藩士小松帶刀、西郷吉之助の兩人にその意を漏した。兩人大に之を贊し、坂本にその勞を取らんことを望んだのである。是に於て坂本は長藩士小田村素太郎（今の楫取素彦）に太宰府にあひ、その旨を告

げしかば、小田村歸りて桂に謀り、桂之を諾して會合の件遂に調ふた。坂本嘗地に止まること旬日、石川等と共に桂に面し、薩長聯合の事を議す。桂は更にその際軍艦買入に就て薩の名を借らんことの交渉を囑して承諾を得た。尚西郷も會するの約ありしも、急に上京の要務ありて、之を履行すること出來なかつた。之れ薩長聯合策の事實にあらはれた第一歩である。

是よりさき高杉等の俗論黨を仆すや、長藩の意向一變して、幕府に對する態度强硬となりしかば、幕府も再度征長の師を議するに至つた。時に慶應二年三月。かくて四月十三日紀州藩主德川茂德を征長總督として軍を發せしめ、將軍家茂も大阪迄、出馬することゝなつたのである。先づ閣老小笠原長行をして、廣島に於て、長藩の老臣宍戸備後助と會せしめ、議するに毛利父子の蟄居及び減封の事を以てせしも我藩聞かず、翌年六月遂に幕軍は安藝、石見、豐前の三方面より防長に迫つた。世に之を四境の役と云ふ。就中豐前方面は小笠原長行總督となりて、小倉に本營を置き、小倉、熊本、久留米、柳河等の諸藩兵と幕艦三隻とを以て我に對抗し、我が兵は當地を中心地として、之に當つたのである。

小倉戰争と下關

是れ小倉戰爭と下關の項目ある所以である。我が軍は奇兵隊、報國隊、正名團等よりなり、山內梅三郎總指揮官となり、高杉晋作參謀として之を助け、長府侯自ら監督の任に當らる。次で政府は訓令するに、今回襲來の賊兵追々海上を徘徊するに、或は日本船に乘組み、商賣船に紛れ、容易に碇泊若しくは海岸近く乘廻るも計り難きに依り、向後馬關通行の商船一切差留め、嚴に船中を檢し、不審なきものは通行を許さゞるべきを以てした。六月上旬敵は小倉兵を先鋒として、門司田の浦に出し、將に海を渡りて來らんとするの氣勢を示したのである。由つて我が軍に於ては、左の如き策戰計畫を立てた(懷舊記事所載)。

小倉城を取らんと欲するには、直に其牙營を衝くを上策とす。されども先づ田の浦、門司、大里等の敵を驅除せざれば、我が長府、馬關の地は敵兵侵入の虞なしとせず。依て第一着に軍艦を以て、門司、田の浦を砲擊すべし。陸兵を以て同地に上陸し、之を攻擊一掃し、然る後機に投じて大里を進攻すべし。敵若し彥島を襲ふの策に出でば、我が守兵を以て之に當らしめ、尙ほ馬關碇泊の軍艦をして、之を應援せしむべし。小瀨川口は方に我が兵の進擊中な

るを以て、敵の海軍の如きは馬關に向ふこと能はざるべし。萬一彼れ來るあらば、我が軍艦と砲臺と之を合擊せん。此の如くにして、漸次小倉城に逼るの手段を取るべし。且つ日本商船は當分馬關海峽を通過するあたはざるべし。若し强て通行せば、擊沈するも可なり。北國の船舶三、四箇月も上國に至ること能はざるときは、京阪は漕運の便を失ひ糧食の缺乏を告げ、亂離立どころに至るべし。

時に土州の海援隊が、乘組たる櫻島丸、馬關に碇泊せしが、高杉は艦將坂本龍馬に謀りて、其應援を乞ふことゝなつた。六月十七日先づ機先を制して、田の浦及び門司を攻む。未明より海軍は丙辰、庚申、癸亥、乙丑、丙寅の五艦を以て進み、陸軍は和船にて上陸し、海陸兩面より敵壘を攻擊した。先づ田の浦の壘を陷れ船舶數百艘を燒き、次でその兵力を門司方面の攻擊軍に合し、一致して敵に當り、又之を占領す。かくて一應凱歌をあげて、當地に歸つたのである。翌十八日長藩は九州五藩(小倉を除く)に書を送つて、我が意を明らかにした。七月三日長兵は昧爽より門司に上陸して三道より進み、彥島砲臺と共に大里を攻

め、遂に之を拔く。一方丙辰、庚申、丙寅の三艦も、敵艦富士その他と小倉沖に戰ひて勝つた。由つて我が兵又下關に歸る。この役敵軍は主として小倉兵にして、小許の肥後兵を交へたのである。同二十七日大里に上陸し、延命寺(赤坂)の壘をつく。而も敵よく戰ひ、終日接戰して尙勝敗が決しなかつた。故に我が軍一先づ大里に引き返して、他日を期した。然るに敵軍に於ては、到底勝算の見込なきものと思ひたるか、小笠原總督は富士艦に乘りて長崎に逃れ、肥後兵その他も小倉を引き拂ふたのである。是に於て小倉藩は弧立となり、八月朔日遂に城を燒きて、本營を香春に移した。我が兵乃ち小倉を占領し、足立山福聚寺に陣を定む。更に曾根口、呼野口の二道に分れて、香春に迫つたのである。然れども敵は險要に據りし故、容易に進むを得なかつた。かくて交戰二箇月に及びしが、遂に十月八日敵は止戰を乞ふたのである。而も愈々媾和條件の成立したのは、十二月のことであつた。是れよりさき東方面は我が軍の連戰連勝に歸し、偶々將軍家茂病歿せしを以て、之れを機として幕府より和議を申込み、八月二十五日嚴島に於て、幕使勝安房と我が廣澤兵助との間に、條約

が締結されたのである。然れども小倉藩との戰爭は、攘夷の行掛り上、之を止むるを欲せず、遂にかく永びいたのである。

高杉晋作の終焉

小倉戰爭の終らざる慶應二年秋冬の交より、高杉は肺疾にかゝり、馬關の僑居に靜養するの已むなきに至つた。時に女丈夫野村望東尼來りて、之れが看護に怠りなかつたのである。而も病勢は敢て減退せず、翌年四月十四日、遂に二十九歲の弱齡を以て、この世を辭した。その終焉の場所につきては、新地の東行庵なりと云ひ、林氏の邸なりと云ひ、一定せざれども、後說の眞なることは、同家未亡人の現存して、之を語るに照らして明らかであらう。今年一月三十日我が關門史談會が記念木標を建てたるの場所、乃ち當時の林氏の宅であつた。高杉の病つのるや、三月二十九日特に藩命を以て、彼れの爲めに一家を立てしめ、祿百石を賜ひ、谷氏を名乘らしめられたのである。高杉の遺骸は死後三日、當時の奇兵隊本陣なる厚狹郡吉田村に葬らる。後又萩にも墳墓を築き、當地招魂場にもその靈を祀る。

白石正一郎

吾人は最後に當地の人白石正一郎、同廉作の、この方面に於ける功績を逸して

はならぬ。白石正一郎は竹崎町に生れ、名を資風と云ひ、一商賈であつた。併し憂國の志極めて厚く、當地が尊攘の中心地となるや、率先して之に盡すあらんとしたのである。故に志士のこの地に來るものは、皆留めて之を遇し、又貴顯の當地を巡視するもの、必ずこゝに滯在するを常とした。七卿の如き、毛利元德公の如き、勅使の如き皆然らざるなく、錦小路卿は遂に彼が邸に薨去されたのである。而して奇兵隊の創立、薩長聯合の畫策、又正一郎の宅に於て實現された。是を以て文久三年特に士に列せらる。維新後は朋友故舊の榮耀を望みしに反し、獨り家にありて產を治め、明治十三年八月三十一日六十九歲で歿した。同二十四年正五位を贈らる。

白石廉作

白石廉作は正一郎の弟である。彼れ又勤王の志深く、兄と共に國事に奔走した。文久元年商用を以て薩摩に至りし時、藩主島津氏に封文を呈して、天下の形勢を論じ、その感賞に預かつて居る。同三年攘夷の沙汰あるや、中山忠光卿之を聞き、內々下向して廉作の家を旅館とせられたれば、愈々力を盡したのである。數度の外艦砲擊には、常に功名をあらはして居る。而して國事の爲め

にはその家產を蕩盡して顧みなかつた。次で兄と共に、士籍に列せらる。文久三年十月上旬、同志と共に澤宣嘉卿を奉じて、兵を生野銀山におげ、而も利あらずして、遂に自刄した。時に享年三十六。明治二十四年、正五位を贈らる。廉作又詩文をよくし、遺稿見るべきもの多しと云ふ。

赤間關

赤目說

# 第二編　通史

## 第一章　古代の下關

### 第一節　名稱由來

第一編概說第十章地名の變遷一二一－二五頁參照

赤間關＝赤目說＝舟舸說＝開間說＝赤馬石說＝赤馬關＝下關＝馬關

【長門國風土記】山陰道の龍王の中に、赤目龍とて眼の赤き魚龍有り。大龍王赤目龍を山陽道へ使に遣す事有り。然るに此より奥の國を廻れば海路遙なる故に、國の中を蹴毀りて水を通し扱こそ通りけり。故に其地を赤目國と號ふ。其より彼地船着と成り、能間と定め赤間津と號ふ。赤間關と號ふ所是也。

(譯)(作者未詳 時代不明)

【本朝地理志略】赤間關一に赤目關と曰ふ、赤目は鯛の名也、古大鯛魚ありて透過す、故に名づく、周防長門の界也(譯)。(林羅山 德川初世)

【豐府志略】長門國風土記所載に同じ(平井温故 寶永七年)

舟舸說

開間說

【日本書紀通證】長門赤間關は赤女多きを以て之を名づく、風土記に見ゆ。(譯)(谷川士淸 延享五年)

【技養錄】長州赤馬關、或る說に赤馬は舟舸の異名にして、赤馬關は猶舟關と曰ふ如しと。 古今注に曰く、孫權の時舸を名けて赤馬と爲す、馬の陸を走るが如きを言ふ也。 蓋し此處要關を以て一大海門の地に在り、弘舸巨船連舳斷つなし、其多きは一日の中、出入各千艘に至ると云ふ。 是れ其の以て之に名づる所以にして、その特に異名を用ふるは、以て其の稱謂を婉にするのみ(譯)。(南部伯民 享和二年)

【長門國志】(上略)さて赤間とは赤は借字にて、阿加は加と伎と通音阿伎にて開字の訓義なり。 阿伎と云は海門また山間などの開たる所を云名也。 此處を阿伎と云へるは、速門の海門兩山の間の開たる地なれば、阿伎とは云へるなり。阿伎を阿加と云は阿加摩と云下の摩にうつる音便なればなり。 大祓詞に鹽乃八百會爾座速開津比咩止云神云々とある開の字も、水門の一名なるなり。右の御神名を松雪注に云らく、蓋取水門開而水勢速以奉之といへり。 されば此神の御名の速は水勢の速を云へり。 開津の開は水門の開たる地を云ふ名

なり。此神水門の神なれば、水門比咩神と云べきを、關も水門の一名なれば、關津比咩神とは云なり。又書紀に水門の神等號速秋津日神とあり。古事記には水戸に作る(中略)。また播磨國明石と云名も、こゝと同じさまに海門などありて、名を阿加之と云を按ふに、是赤開の義なるべし。書紀に赤石に作り、萬葉集に明之大門未明且石の潮また赤石門また明門また明石乃浦安可思乃門などあり。皆借字にて唯卷之三に開乃門とあるぞ、正しく當れる字なるべし。今按ふに阿加之と云は、阿伎を延たる言ならむ。又周防國竈門と云へる地名も、竈は借字にて加麻は阿加麻の上略開間の義ならむか。門は海門の通稱なり、其の地形もこゝと同じ樣なり、されば明石赤間竈門皆同義なるべし(下略)。

(中村德美 德川末世)

【山口縣風土誌】赤間關の名はふるく東鑑に見ゆ。發壇必究圖書編等に阿介馬失記と記してはやく海外にも聞えたる地名なり。赤間關の名義長門國風土記と云ふものに云々と見ゆるが、此書は僞書にて取るに足らざる事は既に上に云へり。こゝなどは最も拙し、或說に今赤間町に硯にする一大石あり、遠

くより之を見れば赤き馬の如し、因て赤馬と名づくと云ふ。これは赤間を赤馬とかきたる、其文字より云ひ出たることにて、これ亦取るに足らず。長門國志に云々此考清石に於てはにくからずおもへり、ひがことにやあらんひがことならずやあらん。（近藤清石 明治時代）

【大日本地名辭書】赤間の名は大同類聚方に首出の赤間稻置とあり、姓にかけて曰へり。俗說此地に赤駒の形色備へたる岩石ありと云ふは附會の說なるべし。アカウマアカコマにあらじ（下略）。（吉田東伍 明治時代）

【舊事本紀】饒速日命天降之條、赤間物部（後節を見よ）（作者不詳 時代不明）

【日本地理志料】僧行基日本國圖赤間關を載す（譯）。（村岡良弼 明治時代）

【大同類聚方】赤間稻置（後節を見よ）（安部眞直等 大同三年敕撰）

【散木集】赤間と云所にて、日北に成にける程に、

春も暮て四月に成にければよめる

風を痛み春もや今朝は船出して思はぬ方に泊しつらん

赤間と云所にて

君こふとをさふる袖は赤間にて海に知られぬ浪ぞ立ける（源俊頼 平安朝末）

【東鑑】元暦元年正月十二日參州周防より赤間關に到り、平家を攻むる爲め其處より渡海せんと欲するの處、粮絶へて船なし、不慮逗留數日に及び、東國の輩頗る退屈の意あり、本國を戀ふ云々（譯）。（鎌倉幕府の日記）

【拾玉集】涙故袖は赤間の關なれば頃は紅葉にもの隱せざども（僧慈鎮 貞和二年）

【海東諸國記】博多より長門州の赤間關に至る三十里（中略）赤間より竈戸關に至る三十五里（譯）（韓人申叔舟 異稱日本傳所載）

**赤馬關**

【道ゆきぶり】霜月の二十九日長門の國府を出て赤馬の關にうつりつきぬ（今川貞世 室町初世）

【大内家壁書】九州御對治の爲め御在關の時渡海御勢の事赤馬關役たり云々（譯）（文明十五年）

**下關**

【長門國志】赤間關を俗に下關と云は海路關二所あり、周防國竈門關と此處なり、竈戸關は京に近を以て上關と云ひ、此處は遠き故下關と云なり、陰德記ともに見えたり、上關と云は方角抄に世俗に竈門を上關と云とあり。　其以前いつ

の頃より云ひ始めけるにや猶尋ぬべし。今こゝに市街に關木門二十箇所あり（今神宮司街にあるもの屋根あり是大渡口なればにや）。蓋し上古の嚴なりし遺制なるべし。（中村德美）

【日本海上史論】當地は海賊を防ぐ爲めに設けた關所である。如何となれば關の排列を見るに、今の人もちつと考へねばならぬ。若し此關が支那朝鮮から侵入するものを、海峽で喰止める爲に造つたものと思ふのであらうけれども、此場所の地理が逆さになつて居ます。小倉へ往く所の彥島より筑前に向けて、彼處に上の關、中の關を置き、而して下の關を此處に置く、斯うなつてゐれば、成程とも思はるゝが、その排列の順ではない、古い時代には三田尻の近所が卽ち沙磨の浦で、あの邊が中心の地であつて、中の關を設け、左右に上の關、下の關と分れて居ます。さすれば其の地理は此處に三つの關を設けて、內海の海賊を防いだといふ排布になつて居る（下略）。（久米邦武明治時代）

【大日本地名辭書】赤間關を又下の關と云ふ、釜戶田島より數へて名けたる也。近古の名なるべし。（吉田東伍明治時代）

【陰德太平記】大內義長最後の條。又渡邊左衛門太夫、赤川左京進、市川式部

少輔等に數千騎相添えて下の關に差置かる、是は若し大友家より後詰やあるとの押也（香川正矩 寛文五年）

【神社啓蒙】和布刈神社は長門國下の關赤目に在り、祭る所の神一座（譯）。（白井宗因 寛文十年）

【筑紫紀行】下の關は卽ち赤間ヶ關にて長府の御領なり。（吉田重房 享和元年）

【壇浦史蹟】馬關の名義亦世に數說あり。清和天皇貞觀年間詔命を下して、當時九州の牧場より濫りに馬匹を輸出するを禁ずるために、馬の出入を檢探せられたるに由るとの說あり。或は支那人の附する所といひ、又は詩人の韻字を蹈むに就て稱する所なりともいふ如何にや。（鳴瀨嘉貞 明治時代）

【大日本地名辭書】赤間を赤馬に作り、馬關の號を見るは、元祿以後詩人の發意にして、近年に至り世間押しなべて馬關と呼ぶ。（吉田東伍 明治時代）

## 第二節　穴門

第一編概說第九章地形の變遷一一四＝一一八頁參照

地峽說＝堀割說＝非地峽說

【道ゆきぶり】霜月の二十九日長門の國府を出て、赤馬の關にうつりつきぬ。ひの山とかやいふふもとの荒いそをつたひて、はやともの浦に行ほどに、向の山は豐前の國門司の關のうへのみねなりけり。海の面は八町とかやいふめり。しほのみちひのほどは、宇治の早瀨よりも、猶をちたぎりためり。さても穴戸の豐浦の都と申侍る事は、今の赤間の關と門司の關とのあはひは、山のひとつにて、其の中にわづかに汐のみち干の道ばかり、穴のやうにて侍るに、その岸の東西に人家しげかりけり。あなとゝはさていふなりけり。其を皇后のいくさの御舟とをりがたかりけるに、御舟よそひてのち、一夜のほどに此穴戸の山引わかれて、今のはやとものわたりになりぬ。この山さながら西の海中によりて島となれり(彥島を指す)。(今川貞世 室町初世)

【名所方角抄】赤間關、門司關いにしへは五百墻の浦の關とて、長門路に續きてひとつなり。皇后異國へ渡海以來、海ながれ通るなり。(僧宗祇 戰國時代)

【扶桑記勝】長門むかしは穴門と云。赤間關門司關のあはひは、わづかにしほのみちひの道ばかり。穴の様にて侍る、あなとゝはさていふなりけり。(貝原篤信)

(德川初世)

【豐府志略】穴門浦と云は、神代の古は豐前と赤間關陸地相續、今の如く海門にては無く、船の往來無、海中に大成洞穴有、夫れより潮滿涸せしと也。故に穴門の浦と云へり。何の頃にや陸地切れ離れて海門となれり。(平井溫故 寶永七年)

【和漢三才圖會】赤間關は俗に下關と云ふ。往昔赤間關、門司共に長門地に續きて一所なり。然るに神功皇后の朝鮮渡海後、此の地海を成す、今即ち門司は豐前に屬す、海上一里を去る(譯)。(寺島良安 正德二年)

【壽山續外集】仲哀天皇皇居を豐浦に移すの時、地赤間と連續して、下に石竅を通ず、故に穴門と曰ふ。神功皇后の新羅を征するに迨び、一夜神あり穴を鑿りて渡と爲し、以て軍船の運送に便す、之を隼人灘と謂ふ(譯)。(法雲 德川時代)

【隼人祠略記】初め長豐壤を接し相隣る。一洞門有りて、潮汐其の中に盈虛す、穴門の名ある所以也。仲哀天皇の時、異國の賊洞中に潜匿し、時々里人行旅を脅掠す、事京師に聞ゆ。是に於て天皇親ら船師を帥ひ、賊を穴門に討つ。其の後神功皇后三韓を征し、先づ隼人祠に事有り、遂に洞門を擘開して以て船路を

通ず。是に於て長豐の地始めて分る(譯)。(太宰管內志所載 德川時代)

【古事記傳】穴戸は長門國と豐前國との間の海門にて、筑前國の北面の海より山陽道の南面の海に入る門なり。穴戸としも名に負たるゆゑは、源貞世(今川了俊と云し人)が道ゆきぶりと云物に云く云々と言り。此穴戸の名の説、國人の古く語傳へたるを聞て記せるなるべし。但し其岸の東西に人家しげかりけり、穴戸とはさて云なりけりと云るは、古言に海門を戸と云しことを知らずして、戸を民戸の意と思ひ誤りて、云るひがことなり、穴の如くなる海戸と云意なるをや。さて皇后の軍とは、神功皇后の韓國言向給ふ時の御軍を云りと聞ゆ。さて其時一夜のほどに山の引分れたりと云も、古き傳説と聞えたり。島となれりと云は、引島と云島のことなるべし。引と云名も由ありて聞ゆ。但此島名は既に仲哀紀に見えたり、後の名を以記せるにもあるべし。さて此穴戸の事は、なほ內山眞龍が考に云く、長門の段浦と豐前の早鞆崎との間の海、里人は一里ありと云なれども、いと近くしてわづかに五、六町ばかり離れたり。さて此段浦と早鞆と相對ひたる兩方の山の岸、崩れ缺たる形なるを見るに、上

代には此處長門と豐前とつゞきたる岩山にて、其下に洞ありて、東西通り潮の通ふ道ありて船も往來ひつらむ故、穴戸とは云なるべし。仲哀紀に洞海とあるも此なり、然るを後に其洞の上の山を截通して、今の如くよのつねの海には、なれるならむ。されど今も兩方の岸高く、間の海はいと狹く、穴の如くにて、潮の滿干に流るゝことは、早川の如くなり。かくて西方はやうやくに廣くして、長門の赤間關より豐前の柳浦までの間、船路一里なりとぞ。さて早鞆神社は豐前の地にあれども、今も里人は長門の社なりと云なるは、舊地つゞきて長門の內なりし故にぞ、わるべきと云り。宣長按に此考貞世の記せる趣と、大かた似たり、洞海と云は久岐は久其理にて、山下の洞をくゞりて、船の往來し故の名なるべし。さて今此海門の北は長門國にて、段浦赤間關と西へ並び、なは西は大海なり、南は豐前國にて早鞆、門司關、大裡、柳浦、小倉と西へ並び、其西は筑前國につゞけり、引島は此海門の西の口に在て、長門に屬せり(中略)。さて此海戸に依て、國名をも穴戸國と云り。(本居宣長寛政十年)

【古史傳】土俗の傳へに、古へは今の壇浦と速戸との間、道つゞきにてその所に

大きなる穴ありて、その内を舟ゆきゝす、かれ穴門といふ。しかるをその地ながれて、赤間關の前にいたりぬ、いま巖流島と云ふ。（平田篤胤德川末世）

【赤縣太古傳】篤胤按ふに長門は大倭の漸々に大きになり以行ける西の端なり、豐前は筑紫國の漸々に大きに成り來りし東北の端なり、抑大倭島根と筑紫島とは、二柱神の國生ませる時に、西と東に遙に遠く生放ち給へる國なり。斯て後に小彥名命、八十國々の國端に葦萱菰を殖生しつゝ順を成して、漸々に大に造化し給へれば、彼の順より此の順に接續きて、二國の一國に爲れる所も、多きには非ず。（此等の道理は古史第九十一段の傳にも委く說たり披き見て知るべし）。然れども早鞆浦と段浦との如く、下は大船の數多往來ふべく海路をなし、上は一島とも成べき程の岩山をおきて接續けし事は、尋常の事に非ず。實に皇國中央の自然の關とも稱すべく、且かの八紘九野の大水を、この所謂ゆる無底たる逨巴の水戶に通せん料の門窟なりし故に、谷口とも號けしにやと想はれて畏しなど申も更なり。（然に人の世となりて、神功皇后に神等御誨ありて韓國を言向はしめ給ふ時に至りて、其の上に安置し給へる山を引放ちて、

御軍船を通し給ひし事をも想ひつゞくるに、皆此の邊に由緣ある神等の御心なること、同じ時に筑紫の迹驚岡の溝を通さむとし給ふに、大船塞りて通じ難づるを、神祇に祈り給ひしかば、雷電霹靂して其磐を蹴裂き水を通せし故に、時の人その溝を裂田溝と曰ふと、有るをも思ひ合すべし。（平田篤胤 徳川末世）

【日韓上古史の裏面】就中平井温故の豐府志略に收錄せる古傳說には、此の早鞆水道が古昔人工に成れる消息の一殘片と、その遺跡とを傳へて曰く、

府中二の宮の沖の潮引際に、二の宮の三の華表あり。夫れより早鞆の明神まで、海中に五百段の石階あり、故に今に至るまで其の上を壇之浦と云へり、又壇之上とも云へり。

平氏全滅の古戰場として有名なる壇之浦は、其の名稱の起因此の如く早鞆水道の海底に五百壇の工事ありしを證するも、今や壇浦と早鞆崎との間の海底には、右等石階の痕跡だも見ざるに至れり。是れ此の水道の急駛奔湍の如き潮流の、千七百有餘年間斷なき衝突の爲めに、洗ひ去りしものならんも、聞く所に據れば、和布刈神社の境內には、其の基礎と認めらるゝ神壍鬼鑿的工事の一

部分尙存し、西面して矗然海底より聳立せり、石階今はなしと云ふ。

又別に壇浦海岸に、今も尙、五百壇と呼ぶ所ありて、一種古雅なる石階を現存するも、此等は豐府志略等に云ふ傳說の如く、豐浦神宮の前面より早鞆の祉頭まで、海中を接續する石階とは認められず。要するに此の古傳說に依て、或る他の舊趾を冒認したる名なるべきは、勿論なれども、以上之を要するに、早鞆水道が上古人工に成りし痕跡の存せるものなり。次に此の馬關海峽東口は、決して天然海峽にあらざることを一言すべし。凡て天然に因る地脈の罅裂は、例せば土耳古のボスポラス海峽の如き、最も馬關水道に似て、其の狹きは五丁廣きも三十丁に足らず、而して其の長さは、却て馬關に十倍するものなるが、其の水深は四百尺以上、其の潮流は上部は西走し底部は東流して上下平均し、其の兩岸の風光宛然河流の如しと云ふ。然るに馬關水道東口は、其の水深纔かに二十六尺乃至二十八尺に過ぎずして、海底巖礁相接して、內外海を天然に隔斷し、東西口外に於て海潮の水準高底の差九呎に達し、西口より東口に落下する潮流の速度は、八浬を踰ゆる急激猛烈の衝力を以て、日夜海底を突擊しつゝあ

るも、毫も其の水深を增加すべき望なく、今や再び人工を加ふるの必要に迫れりと云ふ。 是れ同海底は其の實質に於ては、今尙ほ內海と外海とを遮斷する所の、穴門地峽たることを示し、其の表面に於て一大海峽たるは、古昔の人力に原因し、其の決して地底より來れる天然力に、基かざるを知るべし。 乃ち神敕式傳說の神威(卽ち天然力)に依り、一夜折海通と云ふ者は非なりとす(中略)。 神武天皇東征の時は、日向より海上豐後國宇佐に至り、陸行して筑紫の岡水門に出で、更に北海に航して石見國に入り、安藝國可愛の川上に下到し(古言之を素尊とするは神代卷の錯誤なり)安藝國埃宮に入らせられしが如し、こは穴門閉鎖に直接の關係なき例なりと雖も、是より後十二代景行天皇西征の時には、豐前國京都郡に上陸して、此より陸行し土賊を掃蕩しつゝ日向に南下し、其の歸還の道は肥後、肥前、筑後に出でしも英彥山の道より再び京都郡に通り、乘船されしは穴地峽有りしが爲に、故らに太宰府方面より那縣に出ることを見合せられしものたるを見るべし(下略)。 穴門の原形如何は素より地質學上の講究に俟ざるべからざるも、其の二種の古傳說(一は小水路既に地表に通じたりと云ふもの二は門司、赤馬地連續したりと云ふもの)の中、兩岸連續說は

穩當なるべし。內外海の水準位九尺の高低は、此の問題を解釋するに餘りあり。若し水路地表より通せば、外海の潮流の飛瀑の如く、內海に落下し來り、兩岸の間險惡を極め、交通は至難にして、門司、馬關兩地連續し同じく穴門國なりし古傳を存するのみならず、近古に至るまで、門司一帶は豐浦郡に屬せしが如きと、兩立し難ければなり。

仲哀天皇の政府が、如何なる工事計畫を用ひしやは、固より知るべからず。唯其の東口外より手を下せし痕跡は之を認むべし。同處豐浦より舟路一折早鞆水道に入る處に、干珠、滿珠てふ二小島あり、豐浦二の宮の社傳に之を如意珠(如意珠は海潮の干滿其の意の如くなる球の義)の所變なりと云ふ。長門金櫃に擧げたる古傳說には、沖津には滿珠邊津には干珠を納めたまふ、それより以來此島を干珠、滿珠と云ふ。

是れ皆此の二小島に、人工の意義ある古傳說にして、王朝學者間にも此の傳說は疑問とされしが、兎に角平安朝廷にも、仲哀天皇政府の事業に關し、何等か史外の古傳說は殘りしと認めらる。

さて茲に如意珠の所變と云ひ干滿二珠の埋藏と云ふも、同じく或る一事實を美言せる隱語にして、日本太古史に此の例甚だ多し(中略)。日本紀に此の時の事を記して曰く、

秋七月辛亥朔乙卯皇后泊二豐浦津一、是日皇后得二如意珠於海中一、九月興二宮室于穴門一而居レ之、是謂二豐浦宮一。

思ふに此の如意珠云々は、卽ち穴門開鑿工事の起工式を意味し、當日皇后が此の海中工事の無事大成を祝禱せし美言の一片にあらずや。忌宮神社の古傳說卽ち其の眞なるを示す(中略)。豐浦の朝廷は海中の動作に最も巧妙大膽なる海人(あま)族の全力を用ひて、穴門の開鑿に專心從事すると同時に、第二の新帝都を博多灣內に選擇して之を經營し、穴門開通と同時に落成せしめ、之に依て直に對岸半島の國を一葦帶水の海峽を隔てゝ、相對峙するの大方略を諒定したるが如し。 仲哀天皇七年十二月に至り、五箇年半の日子を費して、此の二大事業は悉く其の完成を告ぐるに至れり。 穴門は地方傳說上、神后征韓の時一夜に折裂すと云ふも、其前年正月仲哀天皇、旣に此の海峽より西幸し給へり。 乃

ち其の開通の時期知るべきなり。紀曰、

八年正月己卯朔壬午晒幸筑紫時、岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劍、下枝掛八尺瓊、參迎周防沙麼之浦、而献魚鹽地、因以奏言、自六門至向津野大濟爲東門、以名籠屋大濟爲西門、限沒利島、阿閉島爲御筥、割柴島爲御甂、以逆見海爲鹽地。

今此の美言の意義を詳かにするに、是れ要するに穴門開通の祝詞にして、彼れ先づ其の大効用を讃美し、且天皇の大功業を永遠無窮に表彰し奉らんが爲めに、特に穴門舊地峽に於て右等の御料鹽田、御料漁揚等を選して之を奉献し、以て一般の大歡喜を表するものなり。蓋し此の如き重大光榮の儀式を、獨斷專行し得たるに徴すれば、熊鰐は思ふに此の穴門地峽開鑿工事の主任者にして、既に此の難事業を完成したる工事長として、門司方面より新海峽の東口に出で、天皇、皇后兩陛下の御船を豐浦に奉迎して、之を早鞆の新水道航路に先導し、且此の祝辭を奏上したるものと認むべし。其の舟を九尋と云ふも右の必要

に由り、特に小形快速の早舸を用ひたるを示す。熊鰐は之より引續き勳功を重ねて、終に岡縣主に封ぜられたるものなり。

次に此の新水道は早鞆瀬戸と命名され、また南岸豐前國企救郡に隼部村を置かれ、此に毎年陰暦十二月晦日夜半に於ける、此の地特殊の大干潮を須て、千古依然森嚴無比の海底神事を執行し來れる和布苅神社あり。蓋し早鞆水道の鑿破に大關係を有せしものなるべし。早鞆隼部は同言にして、大伴部伴造の如く、小にしては天皇の儀仗警衞を掌り、大にしては一切の軍務に從ふもの、伴部鞆は同言異譯にして、殊に鞆は武裝の表示たり。即ち早鞆瀬戸てふ命名は、迅速に皇軍を通過するの海峡の義にして、軍用水道と云ふに同じきを見るべし(下略)。(西川權 明治時代)

【長府名所雜記】今按に穴門は前細道と、壇浦との間にある海邊をいふなり。穴門は長門の元の國名也、その穴門國の內に又穴門といふ所有之。一云穴門は竹崎といふ浦の西にあり、今俗に小迫門と云ふ所なり云々。

國中の古老傳說して云、往古は長門と豐前との地の間は、海水の通路もすく

なく巖石嵯峨として續きて有し中に、大き成岩穴ありて海水通り、小舟もその穴の中より通路せし也。是を穴門と云へり。後に此の穴戶を切開かれて、今のごとく潮流れとほるなり、今の隼人迫門是也云々、此事國俗の傳說にして、證とするに足らず。

方角抄に云、皇后に云皇后異國御渡海已來、流れちをる也云々、是國中の傳說と同じ、此事國史等にも見へず、いづれの書に有之にや、出所をぼつかなし、猶尋ね伺ふべきことなり。（作者未詳德川時代）

【國史所見防長事考】（上略）そはまづ穴門は源貞世の道行振に霜月の二十九日云々（上に見ゆれば略す）とあるが如く、北海の大洋より入る門のいと狹くて、穴の如き所なる故に、穴門と云ふ號をば負せたるものなり。かゝれば穴門とは海門の號なるを、その海門に瀕ひたる國の名に、志たるものなりけり。道行振に赤間關と門司との間は、山のひとつなる云々と、書かれたるはいかにぞや。かくては筑紫の地、長門の國へ陸ながらつゞきたるさまなり。また內山眞龍が上代には、長門も豐前とつゞきたる岩山にて、其の下に洞ありて東西に通り、

潮の通へる道ありて、船も往來ひつらん故、穴門とは云ふなるべし。仲哀紀に洞海とあるも、こゝなり云々の考も、この道行振より思ひよれる説なるべきを、今川氏は亂世の大名にて、學者にあらず、故にたゞ里人の云ふを聞けるまゝに、記されたるべければ、其の是非辨ずるに足らず。本居氏はさばかりの有識なるに、眞龍が説をたのみて、長門を豐前と續きたる岩山など、云はれたるはいかに心得ひがめられたるに歟あらん。しか豐前と長門との間續きたる地ならんには神代に伊弉諾尊、伊弉再尊の大倭豐秋津洲と筑紫とを、別にうみたまへる故實にかなはず。また大八洲とある國の數にて、合ざるををや。豐秋津洲は東陸奥より、この長門の西北海邊まで、地續の際の事にて、卽ち拾芥抄に自京長門濱際行程一千九百七十四里とある、東西あはせて五千五百六十一里の際を指せる號なり。筑紫洲は今いはゆる九州にて、豐前はその筑紫の東北の極にありて、長門と豐前との間に、海門の穴門はあるなりけり。されば續きたりといふ説は、まことに甚しき僻言にて、神代より長門と豐前とは、斷れたる別界なること云はんも更なり。たゞ其の海門の穴の如く狹かりし故、穴門とは云

へるのみ也。また洞海をこゝのことゝせるもあらず。こは筑前の地名なるよしにて、彼國の殿人青柳種麿がくはしき考あり。また道行振に其の岸の東西に人家しげかりけり、穴戸とはさて云ふなりけりとあるを論ひて、古言に海門を戸といふ事を知らずして、戸を民戸の意とおもひ誤て云へるはひがことなり。穴の如くなる海と云ふ意なるものをやと、難ぜられたれども、穴戸とはさて云ふなりけりと云ふ詞は、上の穴のやうにて侍るに云々を受けて云へるも、人家しげかりけりにはあらず、もとより貞世主もなほ海門を戸と云ふと、心得てかゝれたるなり、海門を戸と云ふは、あながちに古言とのみも云ひがたし、後世もゆらの戸など歌にもよみ、また關の戸など俗にも云ふことなれば、眞世主さばかりのことを、誤らるべくもあらず(下略)。(近藤芳樹の說)

按に穴門のこと芳樹翁のいはれたるが如し、たゞし右に道行振に赤間關と門司の關との間は、山ひとつなるに云々と、かゝれたるはいかにぞや。かくては筑紫の地、長門の國へ陸ながらつゞきたるさまなり。今川氏は亂世の大名にて學者にあらず、故にたゞ里人の云ふを聞るまゝに、記されたるなるべければ、

其の是非を辨ずるに足らずと、いはれたるは荒凉なり。下に穴戸とはさて云ふなりけりといふ詞は、上の穴のやうにて侍るに云々を、受けていへるなり。人家しげかりけりにはあづからずといはれたれば、無論こゝの文意をよく解されたるに、など里の人のいへるを聞けるまゝに、記されたるなるべければとはいはれけん。かくいはれては里人の續けるさまに語りけるを、そのまゝかゝれたると云ふになれり。げに山ひとつなると貞世のかゝれたるはいかゞなれど、貞世の意は一山の意にはあらず、俗に云ふ同じ樣なる山の間の其の中をの意なり、其つゞきに穴のやうにてと云ひ、其の岸の東西といへるをや。日本惣國風土記と云ふ寫本に、穴門國者僅通㆘潮所㆓往來㆒路㆖其路如㆑穴、穴東西人家羅列、所㆔以名㆓穴門國㆒とあるは、道行振によれるなり。（近藤清石 明治時代）

【大日本地名辭書】今按に穴戸穴門は其の名義海門の義にあらず、穴海てふ語あるにあらずや、之は文字の如く洞穴の形したる門戸の心にして、其のあなどをながとも呼ぶは、洞穴の穴を古言なども云へば也。本居氏の說精からずと思はる。又昔は赤間と門司の間に、橋梁狀の山あり、其の下を潮汐通へりと

云ふは、穴門と云ふ文字の上に想ひ合せたる臆說にて(古風土記の逸話にもせよ)信用すべからず、又穴門と云ふ地名は、此のみにあらず、筑前の那珂郡にも、備後の安那郡にも、此名はありけり(伊勢の安濃津を洞津と云ふも同義とす)。然れども橋梁狀の山あるにあらで、環狀の江灣あるに因るのみ。(吉田東伍 明治時代)

【瀨戶內海論】此瀨戶が昔は地續きで、本州と九州の間には、單に隧道の樣な所謂穴門があつた許り。神功皇后が三韓征伐の折に、之を切り分けたとの說を言ふものも尠からぬ。此海峽が征韓の際に開鑿せられたのでない證據は、神武天皇の舟師が、豐前(宇佐)から筑紫(岡田宮)に移り、更に引返して安藝國(埃宮)に轉進されたでないか。それから神功皇后時代の人文技術は、未だ斯る大工事を竣成し得る程に進んで居なかつた。否々今日とても、容易に出來る業でない。實地に就て其の山や崖の有樣を見ても、開鑿したらしい證據は少しも認められぬ。有史以前の地質時代に、本州と九州と連續して居つたので、自然に陷落して此の海峽を生じたのが、事實であらねばなるまい。穴門の呼唱の如きは、單に穴の樣な海門である所から出でたのであらう。(小西和 明治時代)

伊弉諾尊と速吸名門

神武天皇と速吸之門

## 第三節　速吸名門

第一編概說第五章交通の變遷六九＝七〇頁參照

伊弉諾尊と速吸名門＝神武天皇と速吸之門＝早鞆海峽說＝豐豫海峽說＝明石海峽說

【日本書紀】伊弉諾尊祓除之條。乃ち往いて粟門及び速吸名門を見る。然れども此の二門潮太だ急なり、故に還りて橘之小門に向ひ拂濯す(譯)。(舍人親王 養老四年)

【日本書紀】神武紀。是歲大歲甲寅其年十月丁巳朔、辛酉天皇親ら諸皇子を帥ひ、舟師東征して速吸之門に至る。時に一漁人有り、艇に乘じて至る、天皇之を招き因つて問ふて曰く、汝は誰ぞや。對へて曰く、臣は是れ國つ神名を珍彥と曰ふ、魚を曲浦に釣り、天つ神の子來ると聞き、故に卽ち迎へ奉る。又問ふて曰く、汝能く我が導きを爲すか。對へて曰く、導かん。天皇敕して漁人の椎槁末を授け執らしめて、皇舟に牽納れ、以て海導者と爲す。乃ち特に名を椎根津彥と賜ふ。此卽ち倭直部の始祖也(譯)。(前に同じ)

【古事記】神倭伊波禮毘古命(神武)其の伊呂兄五瀨命と二柱、高千穗宮に坐しま

して議りたまはく、何の地に坐さばか、天下の政をば平けく聞看さん。猶東の方にこそ行でまさめとのりたまひて、卽ち日向より發して、筑紫に幸行ましき故、豐國の宇沙に到りませる時に、其の土人名は宇沙都比古宇沙都賣二人、足一騰宮を作りて、大御饗献りき。其地より遷移して筑紫之岡田宮に一年坐しましき、亦其の國より上幸でまして阿岐國之多祁理宮に七年坐しましき、亦其の國より遷り上幸でまして吉備の高島宮に八年坐しましき。故其の國より上幸でます時に、龜の甲に乘りて釣りしつゝ打羽擧來る人、速吸門に遇ひき。爾よびよせて汝は誰ぞと問はしければ、僕は國つ神名は宇豆毘古と白しき、又汝は海道を知れりやと問はしければ、能く知れりと答白しき、又從に仕奉むやと問はしければ仕奉むと答白しき、かれ爾ち槁機を指度して其の御船に引入れて、槁根津日子と號ふ名を賜ひき、此者倭國造等が祖なり(譯)。（大安麻呂 和銅五年）

【古史傳】速吸名門、此はくさ／＼論ひある處なれども詳ならざるを、近頃豐前國小倉人西田直養の速吸門考と云物あり、其考云く古事記中卷曰云々、傳に曰く筑紫とは九國を總いへども、此は其の中の一國の筑紫にて、後の筑前、筑後の

域を云ふ、速吸門は波夜須比那度と訓べし。　神名帳に豐後國海部郡早吸日女神社あり、此の神の名によれる地名なるべし、此一段の事書記には日向を發坐て宇沙に至り坐す前にあり、此記と次第異なり、故思ふに此地名正しく豐後國にあれば、書紀の傳へぞ正しかるべき。　吉備國より難波までの間には、此の地名あることを聞ず。　此の記は此の一段の次第亂れつるなるべし云々。　直養考ふるに大人（本居宣長）の說の如く、此記を亂れたりとして、書紀のかたて說きたらむには、いと穩なるわざなるべけれど、猶此の記を正しとして、とやかまほしき心地のせられて、一つの考へをばたてたるなり。　初めに云々（古事記の前文）とあるもて思ふに、こは日向より直に筑紫にいでまし、夫れより豐國の宇沙にいたり坐しにはあらず、まづ自日向發幸御筑紫とあるは、文の綱なり、故到二豐國宇佐一之時とあるは文の目なり、其は彼の二人が大御饗たてまつりし事のつゞきに、自二其地一遷移而於二竺紫之岡田宮一一年坐とあるも知れつべし。　こゝの文の格もておしみるに、亦從其國上幸、而於阿岐國之多祁理宮七年坐、亦從其國遷上幸而於吉備之高島宮八年坐とあるは、かの岡田宮より大和國へいでまし

ゝ、道行の綱の文にして、故從其國上幸之時乘龜甲ニ云々、故從ニ其國上行之時經浪速之渡云々とあるは、岡田宮より大和の國へいでましゝ道行の目の文なり、是前に綱をふたつならべ擧て、後に目をふたつ竝べ擧たるなり(中略)。綱に目をそへてしるすべきを、綱をば綱に前にならべ出し、目をば目に後にならべ出せるなり。然ればまがふ方もなく、速吸門は岡田宮と多祁理宮との間のことにて、彼或人のいへる早鞆浦ならむとある方こそよりどころなれ。また書紀神代紀の一書に云々とあるもておもふに、此速玉之男と申す神の御名も、はやともといへる地名に似つかはしく、今速戸社とも祭れる御神も、やがて此速玉之男の御事ならむもはかり難し。長門をいにしへは穴門と云へれば、粟門は穴門なるべし。こゝに潮既太急とあるも、今の潮のはやきをも思ふべし。速吸といへる詞も、すふとは多く下にすひこむ事を云なれば、速戸の瀬戸の潮はやくさかまくあひだに、渦おびたゞしく卷て、水底に吸ひこめるなども都て當れり。また書紀に名曰珍彥釣魚於凼浦と云ことあり。凼の浦とて速戸のあたりにあるも、ワダノウラの上略にや、又は凼字の一畫をあやまりて唱ふるにや、

又むかひのきしを壇の浦と云ふダンとワダとも音かよへり。(平田篤胤)

【赤縣太古傳】故彼國の中央とする豫州の東邊徐州の東海より眞直に海上三百里ばかり押渡れば、我が豐前の國と長門の國との間なる速鞆の湍門に到る。此は大扶桑國考に委く說たる暘谷咸池甘淵なり。然れば大壑、尾閭、谷神、玄牝、天池、朝夕池、百谷王など種々異名も稱すれど、卽ち是の速鞆の湍門を云ふにぞありける。此を神典に考ふるに、神代紀に云々とある粟門は謂ゆる阿波の鳴門の事なるが(中略)其の潮急きに過たる故に、此より西して速吸名門を見給ふに、是れまた潮の太急き由にて、是乃謂はゆる早鞆の迫門なり(下略)。(平田篤胤 德川末世)

【長門國志】速吸名門。本國豐浦郡波夜登毛浦と豐前國企救郡波夜登毛浦との間の海門の古名なり。速吸名門の名義を考ふるに二つあり。一つは速は潮の速きよしを以て名に負せたるにや、神代紀に云々とあり。吸の字は借字にて須比と志保と通ふ潮の義にて、波夜順比は速潮の義ならむか。神武紀に云到難波之碕會有奔潮太急因以名爲浪速國謂難波訛也と有例にて、此海門も潮既太急とあれば、速潮の門と云けん轉訛りて波夜須比奈度とは云なれしな

らむか。又一には速は潮の速きを云ひ、吸は字の如く呑と同じ義にて、此海門上古洞穴なりしとき、潮の其洞穴に出入するさま、咽喉にはやく吸呑が如くなりし故、速吸名門とは名に負したるならむか(中略)。速吸之門同所なり。是も波夜須比那登と訓むべし、曲浦豐前國企救郡に在速門より東二里にあり、曲浦は和陀之萬宇良と訓へし、名義は屈曲の地を和陀と云ふ、此地灣の中屈曲れば和陀と云、今も漁場なり。神武天皇此速吸の門にして、椎根津彥に逢給ひて、海導者と爲し給ひしと云證詳に論らはん。今考ふるに高千穗宮發幸まし、此大倭の速吸名門まで陸行し給ひ、此處より椎根津彥を導者とし給ひて、軍艇を數艘造らして、討のぼらせ給ふべき、其皇舟艤の間に筑紫宇佐宮筑紫岡田宮に到らせ給ひしものなるべし。さて高千穗宮を出駕させましまし、此速吸之門をさして至らせ給ふ事大に由緣あり。此は筑紫洲と大日本豐秋津洲との津濟なり、大日本洲より筑紫洲へ往來せん人、かならず此處を過ざるはなし(中略)。因て速吸名門は此地なりとは思定め得たり。今按ふに古事記に自日向發幸とある日向は卽ち高千穗宮にて云々、岡田宮に遷移らせ給ひ其宮に一年坐て、

御艤して上幸ましける時、長門國の速吸門にて、槁根津日子に過せ給ひけるものなるべし。然るを古事記傳に速吸門は神名帳に豐後國海部郡早吸日女神社あり。此の地にて此神名に依るなるべし云々と云はれたるはいかゞ。是は延喜式和名抄のごとき古書に、豐前、豐後、日向、大隅、薩摩と見えたる國序を逆まに、大隅日向豐後豐前と傳ひて、豐後國速吸咩神社の邊なる海門より豐前國宇沙に至らせ坐と思はれて、長門國なる早鞆とせばいたく地理違へり、書紀の序に依ても、宇佐より前にあればなりと云れたるものなるべし。山陰、山陽、兩道の如きは、國序の如く連れども、南海、西海、兩道は然らず。凡九州は大に廣き國あり、小く狹き國あり、長く遠き國あり、短く近き國あり、彼大隅、日向、豐後は大に廣く長く遠き國にて邊鄙なり、且山國にて道嶮岨しく、今も人行稀に畏こき道なるよし、上古推知るべし。今按ふに神武帝東征し給はんと、筑前國岡田に至り坐さむ時に、近き薩摩、肥後、筑後と傳ひ給ふべきを、邊僻に迂遠く嶮岨しき國々を傳ひて、至らせ給ふべき樣なし。是は彼翁九州に遠き國に生れ出で、九州の地理をよくも辨へ知られざる故なるべし。（中村德美 德川末世）

【古事記傳】速吸門は波夜須比那度と訓むべし、書紀神代卷一書に速吸名門とあると同所なり(名門は之門と云ふに同じ)。神名帳に豐後國海部郡早吸日女神社あり、此地にて此神名によれる地名なるべし、速吸とは大祓詞に速開都咩止云神持可可呑氐牟とある意にて、彼御禊に縁れる神名なるべし。門は海門なり(或人速吸門は豐前の早鞆浦のことならむと云り、まことに潮の早きことは名に負れども、さてはいたく地理違へり、書紀の傳に依ても、宇佐より前にあればあはず)。此一段の事書紀には、日向を發坐て宇沙に至坐す前にあり、此記と次第異なり、故思に此地名正しく豐後國にあれば、書紀の傳ぞ正しかるべき、吉備國より難波までの間には、此地名あることを聞ず。(書紀に釣二魚於曲浦一とありて、攝津國八田部郡輪田御崎と云あれば、此わたりにもやと思ひよれど、かの曲浦は地名とも聞えず、ワダノウラと云訓もいかゞとぞをもふ)。此記は此一段の次第の亂れつるなるべし、書紀曰云々とありて、此人(椎根津彥)の功ありし事ども後に見えたり(下略)。(本居宣長 寛政十年)

【日本書紀通釋】速吸名門、神武紀に速吸之門とあり、名は連聲に引れて轉れる

なり、速吸は其湍の速く、地底に潮を吸るゝ義なり。 其地理は重胤(鈴木)云、神武紀に天皇東征云々と見えたる菟佐は、豐前國の南の意なれば、速吸名門豐後國なる事灼き者なり、其曲浦と云るあたりは、通證に豐後國海部郡佐賀關下浦有二地主神一禰二珍彦一云社說曲浦爲二浦上一と云れば、和名抄鄕名に佐加と云る是なり、然れば速吸名門必其邊なるべし。 口訣に速吸名門豐後國海部郡在二早吸日女神社一と云るは然る言なり。 式に豐後國海部郡早吸日女神社或說に速秋津比賣神今在二佐賀鄕一と云り。 國人の云には今佐賀關の早吸六柱大神宮と云は、早吸神社には非ず、海部郡佐伯莊入津浦に當社有り、入津と宮浦とは雙びたる浦なり、偖其早吸神社の坐す地より下、滿江津と云沖より佐賀關まで早吸灘と、昔より里人も舟人も云傳へたり、然れば早吸日女神社は、右の入津浦なる事明らけしと云り(下略)。(飯田武鄕 明治時代)

【日本古代史】紀には前の舟師東征の下に至二速吸之門一時有二一漁人一云々と、珍彦の事を記して行至二筑紫國菟狹一に綴りたれど、記に是を吉備より上幸の時となしたるを正傳となすべし。 余は疑ふ紀の原文も戊午年………皇師遂東の

下にありたるを、後に誤寫して展轉相承たるには非ざる歟と。本居宣長は古事記を崇信しながら、却て此一段は次第の亂れたるにて、書紀に從ふべしといへり。其は式に豐後國海部郡早吸日女神社あり、今の佐賀關下浦町に珍宮と稱する地主神は其社にて、速吸と珍彥とを輳合したるとて、此地と確執せるにて、例の箋釋家の拘泥說なり。余は壯時に佐賀關に至り、其社に詣でたり。此地は海部、大分、兩郡の脊梁となれる狹き山角にて、風土記には速津媛其長と記すあれど、元來一の國縣をなす程の地域に非ず、果して珍彥は豐後の國神ならば、碩田若くは臼杵の縣主なるべし。臼杵は海部の要港にて、海賊の棲なる日振島に向ふ、珍彥は此に迎へずして、大分灣の門なる佐賀關に迎へ、夫より水先案內をなし、宇佐の長洲へ御舟の着きたるとて、抑何の功がある。箋釋家が字面をのみ見て、歷史の局面に昧きこと、往々にかゝる呆然たる說をなす、泥むなかるべし。佐賀關は土佐の岡田岬に對したる海門の最も狹き處なれば、速吸門と稱へて早吸姬の占據となしたるは、能登に多くある彥媛の神社に例すべし。赤馬關と門司との海峽は最も速吸門なり、門司を速鞆瀨戶といひ速鞆神

社あり、一に隼人社といへど、或は速門とも聞ゆ。神代卷に諸尊乃見二粟門及速吸名門一、然此二門潮既太急とある速吸は、潮の太急なる海峽の稱なるを證す。是は淡路の南なる阿波の鳴門と、北なる明石の﨤をいふ。明石﨤が、卽ち珍彥の迎へたる要害の地なれど、此には海神の垂水神社ありて速吸神社はなし。因て此速吸名門も亦佐賀關といはんとするにや。神武東征の航路は薩肥の海に定まりたる上は、早吸姬神社には關係なし。紀の速吸名門も、速吸之門も、みな明石﨤をいふ。一の早吸姬社の存するとて、歷史の地理を變改する力はなし、紀の文は叙次の亂れたるに極まれり。(久米邦武明治時代)

## 第四節　赤間物部

第一編槪說第二章政治の變遷一六＝一七頁參照

【舊事本紀】饒速日命天降云々、天物部等二十五部人同じく兵仗を帶びて天降る。供奉二物部、當麻物部云々、赤間物部、聞物部云々(譯)。(作者未詳時代不明)

【長門國志】今按に速日命天降坐しゝ時、右の如く二十五人の物部等供奉天降給ひ、國々に分れ住居給ひし、其地の名を御名に負せて、某物部々々々とは申さ

れける(中略)。されば此赤間物部もこゝの赤間に居給ひし故、赤間物部とは記されたるものなるべし。今其裔物に見えず、若は穴門國造祖迹佊都々美命などか、はた垂仁紀に見えたる伊都々彥、仲哀紀に見えたる穴門直踐立などか、又續紀聖武卷に見えたる豐浦小領額田部廣麿など、其裔ならんか猶考べし。さて此赤間物部の赤間は、こゝの赤間と云ことは物にも見えざれども、此地は上にも云へる如く、海陸咽喉の要路なれば、豐前の聞物部と一般こゝに置しならんか。赤間と云ふ地名これより外に見えざれば、こゝの事なるべくをぼゆるものから、暫く此に擧て是亦後の君子の訂正を俟になむ(下略)。(中村德美 德川末世)

【日本地理志料】舊事本紀を按ずるに、赤間物部、聞物部あり、聞は豐前企救郡を言ひ、本郡と海峽を隔てゝ相對す、筑紫山陽の要喉たり、故に物部を置いて之を成る(譯)。(村岡良弼 明治時代)

## 第五節　伊都々比古

第一編概說第二章政治の變遷一六＝一七頁參照

伊都々比古と穴門＝穴門當地說＝伊都々比古伊都縣主說＝地人共に

伊都々比古と穴門

【日本書紀】御間城天皇（崇神）之世額に角ある人、一船に乘り越國笥飯浦に泊す。故に其處を號して角鹿（敦賀）と曰ふ也。之に問ふて曰く何國の人ぞや、對へて曰く大加羅國王之子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名を于斯岐阿利叱景干岐と曰ふ。日本國聖皇ありと傳へ聞き、以て之に歸化す。穴門に到る時、其國人あり、伊都々比古と名づく。臣に謂て曰く、吾は則ち是れ國王也、吾を除きて復二王無し、故に他所に往く勿れと。然れども臣其の爲人を究め見るに、必ずや王に非ざるを知る。卽更に還りて、道路を知らず、連島浦に留り北海より之を廻り、出雲國を經て此間に至る也（譯）。（舍人親王 養老四年）

穴門當地說

【黑川眞賴全集】蘇那曷叱知（都怒我阿羅斯等）は最初には長門國に來りけるを、其の國の人伊都々比古といふもの、我は國王なりと欺きて長門に留めたりしを、其の後伊都々比古の國王ならざることを了知して、海路より越前國飯浦に來り、遂に入朝せしことは、垂仁紀の一書にて明瞭なり。（黑川眞賴 明治時代）

伊都々比古伊都縣主說

【日本古代史】伊都々彥は筑紫伊都津の大師なるべし、韓土の交通は古來渡津

見の專有權にて、大師を置いて津に臨み、檢校の嚴なりしことは前に述たり。此時大加羅の大使は直に大倭の天皇に朝謁せんと、穴門(長門)に向ひたりしに、彼津にて留められ、例に據て伊都大師往て引見し、直に朝謁するを拒みたる事を叙したるなり。(久米邦武 明治時代)

地人共に筑紫なりとする說

【大日本地名辭書】垂仁紀任那人歸化の條に云々と見ゆ。此穴門は那之門と訓むべく、伊都々比古は卽伊都の縣主ならん。穴門の豐浦にもあれど、筑紫なる那津も亦之に擬すべくして、豐浦の長門國には伊都々比古に擬すべき有力の證なく、而も筑紫伊都國主の豪主なりしことは、伊都國の條に述ぶるが如し、然らば此穴門は筑紫と定むべきものとす。(吉田東伍 明治時代)

【歷史地理】かつて喜田文學博士の講莚に座し、彼の都怒我阿羅斯等が到來せし穴門は、長門國を指すにあらずして、筑前國舊怡土志摩水道、卽ち今の糸島郡雷山瑞梅寺川の邊を指すものなりとの說を聞けり。よつて私に思ひ合する事あり、少しく私見を述ぶべし、從來の史家此穴門を以て長門となし、伊都々比古を以て仲哀紀に見へたる伊都縣主の先代となして、伊都縣主は當時關門海

峽を越へて、長門國を支配せしものとなせり(中略)。されど志摩怡水道の存せし以上、此を舊伊都縣の穴門と解釋すること、頗る穩當なり。糸島郡の地域に水道即ち穴門の存せしことは、舊志摩郡を島郡(推古紀)と云へるにても察知せらる(中略)。又絲島の地は古より韓國往來の衝に當れり(中略)。靜に同地の地名を考ふるに、同郡第一の鎭山に可也山あり、山麓一帶に可也村あり、隣に芥屋村あり、怡土郡の中に背振山あり、加布里港あり、加布羅村あり、皆韓語フリ村邑の意に出づ。就中志摩郡を代表するに足る山岳に、可也山と名けたるは、頗る研究の端緒を與ふるものにして、余は可也は加那に出づと斷定せんとす(中略)。要するに絲島郡の一帶古の伊都國は、意富加羅人の移住地と論定するに異存なかるべし、意富加羅國王子都怒我阿羅斯等の來りて、此地に初め投ずる、故あることを推定し得べし。(藤井甚太郎 明治時代)

## 第六節　穴戸神

第一編概說第二章政治の變遷一六―一七頁參照

穴戸神と日本武尊―當地說―吉備說

穴戸神と日本武尊

當地說

【古事記】故其の時より御名を稱へて、倭建命とは謂しける。然して還上ります時に、山神、河神、又穴戸神を皆言向和して參上りましき。（大安麻呂 和銅五年）

【古事記傳】穴戸神は穴戸に在て荒ぶる神なり（中略）。さて此を書紀には、既而從二海路一還レ倭到二吉備一、以渡二穴海一、其處有二惡神一、則殺之、亦比レ至二難波一、殺二柏濟之惡神一、また唯吉備穴濟神及二難波柏濟神一皆害心以放二毒氣一、令レ苦二路人一、故悉殺二其惡神一、並開二水陸之徑一とあり、傳の異なるなり（そも〳〵かく同處の惡神の事の、同じさまに二度見えたるは、一事のまぎれて二にはなれるか、はた前なる穴海は此記の如く長門のなりけむか、後なる穴濟とまぎれて吉備とはなれるか、何れにまれまぎれあるべし）其はとまれかくまれ、此記なるはたゞ穴戸とあれば、吉備なるには非ず、書紀によりて思ひ誤ることと勿れ。（本居宣長 寛政十年）

【長門國誌】其說の如く（古事記傳をさす）古事記の穴戸神は、景行紀に既而從海路還倭到吉備以渡穴海其處有惡神則殺之とある、穴海は穴戸の一名なるを、後なる吉備穴濟とまぎれて、後人のさかしらに到吉備の三字を添へたるものなるべし、宜しく此れを削べし。この穴海は仲哀紀に洞海洞此云久岐と作られ

たり。字書に山有穴曰岫と見え、和名抄に岫は山穴和名久木と見え、仲哀紀に洞此云久伎とあるとを合せ考るに、穴海は卽ち洞海にて穴戸の一名なること著し。然らざれば同所の惡神の事、同じさまに二度見ゆべき由緣なし。故に景行紀の穴海は仲哀紀の洞海にて、此の穴戸の一名也とは思ひ定め得たり。（中村德美德川末世）

【史學界】古事記に日本武尊が穴戸神を言向和し給ひきとある穴戸は、今の長門國豐浦郡なる早鞆海峽をいへるなり（中略）。日本武尊が平定し給ひし穴戸神は、想ふに從來熊襲の意を承けて、穴戸の險津を要扼し、行人を檢察せし者にて、垂仁紀に見ゆる伊都々比古の如き手段を弄せし、黨類にてありしなるべし（中略）。日本武尊は長門の惡神を平定して、夫れより直ちに出雲國に到り、そこの賊出雲建を誅殺せし記事あり。日本書紀には尊が穴門に到れることも、出雲に到れることも記載せず。（小野晴彥明治時代）

【日本古代史】熊襲懾服しければ、海路より軍を還し吉備に到りて穴海を渡り、其處の惡神を誅せられたり。此は簡單の記事なれど、地理を按ずれば亦小事

に非ず。穴海は備後安那郡の海なり、蘆田川口に蓑島あるに因て、其時まで此島陸地に續きて穴を成たらんとの說あれど、其は字に泥みたる穿鑿なり。穴海は安那灣の總稱なり、此は賴山陽が詩に、白石洋頭還却回の句ある如く、瀨戶海の兩潮分るゝ處にて、淤泥は海濱を埋めて新壤を露はし、養老五年には安那郡を分ちて深津郡をおかれ、國府は西なる蘆田郡の山原にありしに、千年の經過にてます〳〵深津の沃田を作り、元和には福山城を建るに至れり。武尊の時には穴縣にて、深津の平田は大抵穴海にてあるべし、安那の名は果して穴の義にて稱へたるならば、其穴は海にあらで山にあるべし。式の備中國下道郡穴門山神社は、穴田鄕高山にあり、社背に穴門を存すといふ。今は川上郡に入れど、安那郡の山と接近す、古代は其處なべて穴山なるべく、社背の穴は遽に信じがたけれど、穴の名は穴門山神社が原由なるべし。吉備地方は上古素尊の八岐大蛇退治より備後の山谷闢ける端につき、伯耆針間の往還により、美作の山中も開け孝靈帝の皇子吉備へ向給ひてより、上道備前下道備中漸次に平定したらん。然れども地積廣く、年尙淺ければ、備後界に猶不化の豪族ありて、殊

に穴縣の海岸便要の地を硬塞するを以て、熊襲を震怖させたる餘威を以て之を誅夷し、吉備の海路を開通されたるなり。紀に武尊の妃は吉備武彥之女吉備穴戶武媛とあれば、穴門の全縣みな惡神に沒したるには非ず。（久米邦武 明治時代）

## 第七節 臨海館

第一編第五章交通の變遷五九＝六一頁參照

穴門館＝臨海館＝當地說＝長府松崎說＝豐浦郡室津說

【日本書紀】欽明天皇紀。二十二年辛巳久禮叱及伐干（及伐干は官名）を遣して調賦を貢る。司賓饗過し禮の數常より減す、及伐干忿恨りて罷る、是の歲復奴氐大舍（大舍は官名）を遣して、前の調賦を獻る。難波の大郡に次序るとき、掌客額田部連、葛城直等百濟の下に列ねしめて引導く。大舍怒りて還り、館舍に入らずして、船に乘りて穴門に歸り至る。是に穴門館を修治す、大舍問ひて曰く誰客の爲めにか造る、工匠河內馬飼首、押勝欺紿りて曰く、西方の禮無きを、問ひに遣はす使者の停る所の宿所なりと。大舍國に還りて其の言ふ所を告ぐ、故に新羅城を阿羅波斯山に築きて、以て日本に備ふ（譯）。（舍人親王 養老四年）

【日本後記】平城天皇大同元年夏五月丁丑(十四日)勅して曰く、備後、安藝、周防、長門等の國の驛舘は、本蕃客に備ふ、瓦葺粉壁なり、頃年百姓疲弊して修造堪え難し、或は蕃客朝に入る者、便ち海路に從ふ、其の破損する者農閑に修理せよ。但し長門國驛は近く海邊に臨む、人の爲めに見る所、宜しく特に勞を加へ、前制を減ずる勿るべし、其の新に造る者は定樣を待つて之を造れ(譯)。(藤原緒嗣等承和七年)

【和名抄】臨海樓は長門國に在り(譯)。(源順延長年中)

【本朝無題詩】遊二長州臨海舘一　藤原通憲

壚商漁稅往還土。試乞二家書一暫足レ携。卿涙數行胡月下。客遊千里楚雲西。洞中雨霽暮山近。海角浪平秋漢低。遙憶二洛陽詩酒友一。獨吟獨酌待二村鷄一。

於二長門壇一逗留、重賦二六韻一　釋蓮禪

落帆停レ棹暫客與。臨海舘(長門館名也)邊望眇焉。渡口繫レ舟秋浪咽。山腰訪レ寺暮雲屯。僧談中道無二三教一。人禮西方卽一尊。採レ藥路深逢二白雨一。燒レ香煙細向二黃昏一。柴荊不レ問新孫店一。桑梓幾方舊二小

園。非ニ只地形多ニ感事一。土宜案內聞ニ民言一。（編輯者未詳 王朝人士の詩集）

【國史所見防長事考】通證に穴門館倭名鈔室津(無呂津)といへるは非なり、室津は豐浦郡の西邊にて穴門にあらず、穴門は既に上に云へるが如く、豐浦郡の南邊の名なり。 さて穴門館は後の長門館にて、長門館は本朝無題詩七卷に載する釋蓮禪が、於長門壇浦逗留重賦六韻に、落潮停ㇾ棹暫客與、臨海館（長門館名也）邊望眇焉、渡口繫ㇾ舟秋浪咽、山腰訪ㇾ寺暮雲屯と見えて（倭名抄居處部に臨海樓在ニ長門國一とあるこの館のことなり）壇浦のちかきわたりなることはいちじるし。 されど舊趾詳ならず、長門國志に臨海館は自註に長門館名也とあるを以て、欽明紀の穴門館の遺趾なること明かなり。 又此驛館の國府松碕に在りしといふはいかゞあらん。 をのれは驛館は赤間關なるべくをもへり。（近藤清石 明治時代）

【大日本地名辭書】臨海館趾今詳ならず、赤間關に在りて蕃客の接待に備へられし驛館なり。 源平戰爭後廢絕したるか、藤原通憲の詩の中に見ゆれば、其北邊は尙存したり。 此穴門の驛館は、蕃國入貢の初めより置かれしものなるべし。 欽明紀二十二年云々と、これにて穴門館は難波の鴻臚館に比すべき亭舍

なりしを知る(下略)。(吉田東伍 明治時代)

【長門國志】臨海樓卽穴門館の遍名也。湖月抄云大江殿は齋宮歸路之時の旅館なり、渡邊の橋の東に樓の岸と云所あり、昔此處に驛樓を立と云々とあり、驛館を樓と稱へしこと此例なり。名義は上に擧たる平城紀に長門國驛者近臨海邊とある敕に因りて、號られしものなるべし。此臨海樓の類、諸國に例なし、いと珍らし。此事壺簪錄云、長州古者有臨海樓、見源順和名鈔、次于大內諸宮殿後、今問其土人不唯、其舊跡之不可知、併其名而不知之矣、想古者官建設之、以爲待蕃客遠人之所。臨海館卽臨海樓なり、穴門館名なり、名義上に云へるが如し、臨海館は自註に長門館名也とあるを以て、欽明紀の穴門館の遺趾なること明かなり。此驛館の國府松崎に在りしと云ことも、此詩の題に於長門國壇とあるを以て知られたり。渡口とあるは、今の外浦と云なるべし。山腰訪寺とあるは、今の日賴寺なるべし。さて此穴門國驛館の臨海樓は、欽明紀に始めて見えたれども、其御代より以前既に建置れし趣き、紀の文意にて能く知られて、其初めや最も尙し。されば延喜式に長門國驛馬に、臨門二十匹とあるも、恐らくば

此邊ならむか。（中村德美 德川末世）

【日本書紀通證】穴門館、倭名鈔、豐浦、室津、無呂都。（谷川士淸 延享五年）

【日本地理志料】室津、按ずるに土佐に室津郷あり、繼體紀に百濟客を難波館に安んずと。館はむろづみと訓む、居所部唐韵を引きて云ふ、館は客舍也、太知日本紀利記むろづみと訓ず。東雅云ふ周禮に三十里路室あり、路室委あり、五十里候館あり、候館積あり、館は室積と訓ず、蓋し是の義に依る。此地海に臨む、當時館を寘めて以て蕃客を待つ、郷名由て起る。欽明二十二年紀、詔して穴門館を修む。倭名抄臨海樓長門國に在り、卽ち此周防岐波村坂部氏藏天正九年文書に、長州豐西郡室津郷下司職今上室津下室津二村あり、泊岬あり最も碇泊に便なり（譯）。（村岡良弼 明治時代）

## 第八節　長門關

【衛禁律】凡そ私に關を度る者は徒一年、三關を謂ふ也、攝津長門は一等を減ず、餘關は又二等を減ず。越度する者は各一等を加ふ、已に越所に至りて未だ度

らざる者は五等を減ず(中略)。凡そ關を度すべからずして過所を給し、若くは名を冒して過所を請ひて度る者は、各徒一年、攝津、長門は一等を減じ、餘關は二等を減ず。卽ち過所を以て人に與へ、及び受けて度る者も亦此に準ず。若し家內の人相冒さば杖八十、主司及び關司情を知る者は與に同罪、情を知らざれば坐せず(譯)。(大寶令)

度るとは公許なくして關門を過ぐるを云ひ、越は門に由らざるを云ふなり。過所とは度關の免狀なり。

【令義解】若し船筏關を經て過ぐる者、(長門及び攝津を謂ふ、其餘過所を請はざる者は、此限にあらず)亦過所を請へ(譯)。(淸原夏野天長年中)

【延喜式部式】凡そ諸國健兒皆徭役を免ず、志摩、駿河、武藏、飛驒、上野、佐渡、播磨、長門、阿波、讃岐等の國徭を免ず(譯)。(藤原時平等醍醐帝時代)

【延喜式兵部式】諸國健兒長門國五千人、健兒關所に置く也(譯)。(前に同じ)

【類聚三代格】應に長門國關に準じ、白河菊、多兩剗を勘過すべき事(譯)。(弘仁、貞觀、延喜の三格を集めたるもの)

【續日本後記】仁明天皇承和八年八月戊午勅して曰く、聞く太宰府に下すの驛傳官符並に彼府言上の解文、路次の諸國長門關司等每に各閱見す。國裏の機急、境外の消息を縱にし、必ず萬民咸知らしむべからず、而も解文委曲未だ京華に來らず、符を下すの辭狀宰府に達する無くして、載記の旨民間に諠譁し、途說の輩、內外に滿溢す。寔に是れ專ら輙すく閱見するの致す所の漸也、宜しく山陽道の諸國司に告げ、更に然らしむる莫かるべし(譯)。(藤原良房等 貞觀十一年)

【文德實錄】嘉祥二年春貞主(滋野)上表して曰く、夫れ太宰府は西極の大壤中國の領袖也。東長門を以て關と爲し、西新羅を以て拒と爲す。加ふるに九國二島を以て、郡縣遼濶古より今に以て重鎭と爲す(譯)。(藤原基經等 元慶二年)

【三代實錄】淸和天皇貞觀八年夏四月十七日辛卯、太宰府に下知して曰く、遷者京師頻りに怪異を視る。陰陽寮言ふ隣國の兵來り窺ふべし、安きにいで危きを忘れず、宜しく警固を勤むべし。豐前長門等の國司を譴責して曰く、關司出入に過所を用ふるを理とす、而も今唐人京に入る意に任せて經、是れ國宰督察を愼まず、關司過所を責めざるの致す所也、今より以後若し警を忽にするあら

ば、必ず嚴科に處せん。同五月甲子敕曰云々、唐人任仲元過所あるに非ずして、輙ち京に入る、京城令して譏詰を加へ、太宰府に還す、重ねて長門太宰府に下知して關門之禁を嚴にす（詳）。（大藏善行等 延喜八年）

【長門名所雜記】長門關夫木抄云長門關長門、今按に長門關は軀門の西に置てあり、國號なれば略して關と斗國中にいへり。軀門の驛家は關の地よりは少し東北の方の山の麓（軀門平門馬市など云所は驛家の舊地なり）にかけてあり。長門關は驛家より西南に置て海邊なり。往古の住吉社の内也と云々。武備志曰、西夷日本考山口（郎周防羊馬窟諸）安藝石見之西、爲山口谷關、即右之關防州也、山口之西爲長門關渡在焉、今按に武備志、大明喜宗哲皇帝御宇、天啓元年第元儀述作也。（作者未詳 德川時代）

【新撰防長名所方角抄】長門の關、下關を赤間關とも長門關ともいふ。續日本後紀、文德實錄、夫木抄、久安百首等の諸書に見ゆ。（近藤芳樹 明治時代）

【山口縣史略】長門關を置く、豐前國門司本國に屬す、支關を置く、創建年紀詳ならず（中略）。廢する何れの年なるを知らず。（近藤淸石 明治時代）

【長門國志】長門關國府の南二里波夜登毛浦に在りしなるべし、即長門國門司

關是なり、門司關古へ本國に在りし故に又長門關と云へり。今按に通證に攝津謂須磨、長門謂赤間、餘關則龍田、大江、大石、龍花、河口、淸見、白川、衣關等也と云へり。長門は赤間を云といへるは非なり。即この門司關を云ふなるべし。門司關と赤間關とは自ら別處なり。其由古書に多く見え、なほ近くは木下長嘯子擧白集に見えたり。攝津は須磨、長門は門司なり。須磨は淡路及四州へ渡る津、門司は二州二島に濟る津關なり、大濟渡なり。門司關即長門關、本國豐浦郡門司關（今これを壇浦と云へり）と豐前國企救郡門司浦と、何れにも關を置れて此を門司關と云。その名義は門司は字音にて、文字を母慈と云が如き例なり。此を具さに云はゞ關門司關なるべきを、關字二字重なれば上略したる名なるべし。上に擧たる史文の如く、關門の司を置れて、往來を嚴に守られたりし關なれば、誰云ふとなく、自ら門司關と云ひ傳へたるならんか。さて此邊の事情（驛部神社部）等に云るごとく、長門、豐前兩國の地名を、長門とも長門浦とも速門とも波夜登毛浦とも洞門とも洞海ともいへるがごとく、此の門司と云ふ名も兩國の地名なるに、長門の方には後に赤間關と云名の高く起りける故、門司關と云名は自

ら廢れ、豐前にはさることなければ、舊のまゝに門司浦とも云ひ來りけるなり。上に云へるごとく波夜登毛浦と云も長門の方には壇浦と云ふ名高く起りて波夜登毛と云ふ名は頓く廢れ豐前の方にはさることともなく神社さへあれば其名すたれざるごとし歌に詠み詩に賦ふは此を西關とも云り。　さて此地に門司關を置れし處は、何の處と云ことは物にも見えず、古老の傳へも聞かざれば、とく辨へがたし。　今推し考るに舊は波夜登毛浦の北前田村の濱にありしを、後に赤間關阿彌陀寺町に移し置れけむか。前田村も阿彌陀寺町も、皆舊波夜登毛なり、又長門浦と云。然思ほえらるゝよしは、阿彌陀寺境內に鎭坐す西門鎭守八幡宮、古老相傳へて舊は前田村に在りしが、後に今の地に移されたりと云へり。　此神關門の鎭守にましませば、關津もと前田に在し故、彼處に鎭坐ましましけるに、後に關津を阿彌陀寺町に移されける故、此祠も今の地に移し祭られけるならむ。

東鑑云、安德天皇文治元年三月二十四日、於長門國門司浦沒入海水。

百鍊鈔云、文治元年三月二十四日、於長門國門司關、爲源氏平氏悉被責落了。

(中村德美 德川末世)

【太宰管內志】さて文司關の事は古歌など、長門國、豐前國兩國におしわたりて

よめり。又古きものなど、長門州門司關とするが多ければ、赤間關の事ともすべけれど、今も此國(豐前)に門司村と云があれば、まづ此國と定めて爰にあげつ。又思ふに早友神社の地、いにしへ長門の內なりしといへば、門司も其例にて海を隔て長門につけりしにてもあるべし。

此郡(企救郡)と長門國赤間關との間に、引島と云島あり。是古は豐前國の內なりしを、門司早友のわたりと土地を替ふる事ありて、引島は長門につき、門司のほとりは豐前に付たりと云傳へたり。此事未だ慥なる證を見ず。(伊藤常足 明治時代)

【夫木和歌抄】身の果もゆかしかりけり、今は只、命長門の關するゑて、過行く年を止めてしかな。　待賢門院安藝 (勝田長淸 德川時代)

## 第九節　長門城

第一編概說第四章軍事の變遷四六頁參照

長門城の築造＝前田茶臼山說＝長府唐櫃山說＝城郭の形式

【日本書紀】天智天皇四年秋八月、達率荅㶱春初を遣はし、城を長門國に築く。達

前田茶臼山説

率憶禮達率毘禰夫を遣はして、筑紫國に大野及び椽二城を築く。　九年春二月、又長門城一、筑紫城二を築く(譯)。(舍人親王 養老四年)

【長門國志】長門城墟今何處と云事を知らず、豐東郡前田の東に茶臼山と云ふ山あり。　其山より古瓦出で、大さ一尺五寸餘厚さ二寸餘、大抵奥州多賀城瓦及び太宰府都督城瓦に類せり。　今按ふに是卽ち長門城瓦ならんか。　若然ば此山長門城の遺跡にて、其城瓦の殘れるものか。　蓋此上海陸咽喉の要地に在れば、要害の城を築かれけんも知るべからず。　前田村の古老傳て、阿彌陀寺鎭守八幡宮もと此山にありし故、其宮瓦ならんと云へども、神社にかゝる大瓦を葺ける例を聞ず。　又彼古瓦を本國の人は火山城瓦と云とも、この瓦火山はさらにあることなし。　只此山にのみ時々に出づ。　是は厚東氏、大内氏本國の守護たりし時、其臣火山に居城せしことあるを、今人も能知れることなれば、其城瓦ならんと思ひ、然云ふなるべし。　今其瓦を閲するに、其頃の物に非ず、最も古きものなるをや。

築長門城使達率荅㶱春、是百濟國より歸化せし人にて、達率は故國の官名なり。

長府唐櫃山説

其例多く書紀に見えたり。天智紀二十年春二月、以大錦下荅炑春、初閑兵法、懐風藻に大友皇子廣延學士沙宅紹明搭本春初吉太尙許率母木素貴子等以爲賓客など見えたる皆同人なり。（中村徳美　德川末世）

【國史所見防長事考】長門城、長門國志に云々といへるがいかゞあらん。茶臼山、長門城なる確證のあがらねば、長門城は他に在りて、其殘瓦を茶臼山に城を築く時に取れる歟もはかりがたし。他より取れるとせば、臨海館の殘瓦もあるべくをもはる。をのれは長門城は豊浦村の大唐櫃山、小唐櫃山にはあらじ歟とぞをもふ。さるは達率荅炑春は韓人にて、それが築く所なれば、後世カラヒト山といひけんを、カラヒッ山と訛り、唐櫃山の文字をあてしならん。土人はいまもカラウト山と唱ふ。客人をマラウトと云ふと同じく、韓人山なるべければなり。（近藤清石　明治時代）

【大日本地名辭書】長門城址今詳ならず、蓋赤間關に在り。關の稱は本來此城塞より起る。天智紀云々、是れ門塞の創置なり。衛禁律に凡私度關者三關者徒一年、攝長門減一等とありて、嚴重の制を想ふに足る。此城塞の廢絶も、臨海

【下關二千年史】

館さに同じかるべし。（吉田東伍　明治時代）

【考古學研究法】次に述べて置きたいのは、此時代に韓地の城郭が我國內に造られた點であります。今其一二を云へば、播磨風土記に應仁天皇の御代、百濟の國人が城を築て、自ら其中に居りたる由を擧げ、又書紀には天智天皇の御代に、達率荅以下を長門筑紫に遣はして、前地に一城後地に二城を築かしめ給ひたる旨を載せてありますが、右等の人物は皆百濟の人々なれば、其術に長せる爲め、命じ給へることゝ存じます。大陸式とは主として、支那風の築城を云ふのでありますけれども、當時我南北の兩地に築た城の內には、直接支那人の手に出でずして、韓人若くば我邦人の間に造られた類も、確に有之ことゝ思はれますから、右は豫め御承知置きを願ひます。斯く築造者其ものには、三國人の別があるに違ひないとしても、城郭の形狀に於ては、前期の稻城と異り、全く大陸式であつたことゝ信じます。其理由は茲に略しますが、何にせよ第二期の城郭は、概して一郭に限り、二重三重の風は行はれざりしことゝ思はれます。（八木莊三郎　明治時代）

## 第十節　臨門驛

第一編概說第五章交通の變遷六三―六四頁參照

臨門驛＝長門名所雜記の說＝中村德美の說＝近藤清石の說

臨門驛

【延喜式兵部式】長門國驛馬阿潭厚狹、埴生宅賀臨門各二十匹。（藤原時平等醍醐帝時代）

長門名所雜記の說

【長門名所雜記】軀門驛、今按に軀門加羅度龜山の西にあり、國中の俗に軀門（加留度）とも通じて稱せり。延喜式印本に臨門と有は、傳寫の謬りなり。此驛は水陸を兼たる所なり。令義解に云若應二水陸兼送一者亦船馬並置レ之云々是なり。此處より兩路の驛傳は、水路は船にて太宰の郡內豐前國に傳ひ、陸路は長門國宅賀驛へ傳ふなり。（作者未詳德川時代）

中村德美の說

【長門國志】臨門驛は何れの處に在りしと云こと、未だ詳にせず。將如何に讀けるにや、恐らくは音讀ならんか。此驛は山陽道の極みにて、太宰の部內豐前國企救郡社崎驛に傳ふ水路、また宅賀驛に傳ふ陸道にて、水陸を兼ねたる要地なり。令義解にも、若應水陸兼送者、亦船馬並置之とあり。されば此驛は西海道豐前國企救郡に渡す船路なれば、豐浦郡國府赤間の際に在けん事は必なし。

恐らくば欽明紀に見えたる穴門舘、平城紀に見えたる長門國驛、和名鈔の臨海樓、無題詩の臨海舘と皆同じ處なるべきにや。そは臨海と云ひ、臨門と云ふ、臨は同じく下の海と門と異なるのみなり。是恐らくばもと臨海門の三字なりけむを、地名は二字を用ふべき詔令あるに因て、中略して臨門と作れけるにもあらんが如し。然らば此驛は必ず國府に在りけむか（宅賀驛より行程二里）。或説に云ふ兵部省式曰、長門國驛馬軀門、今按に軀門加羅度式印本に臨門とあるは、傳寫の誤謬なりと云へり。是は古寫本ありて云へるなるべけれど、德美未だ其書を閲さゞれば、定め云ひがたし。彼もし善本にて然作れば、其も猶据あり國府に唐櫃山と云ふあり、加良宇登夜廳と訓めり、其も加良宇登と云へる處ありて、其上方なる山なれば、然いふにもあらんか。凡そ地名を山名に負する例まゝ多し。又玖呂毛牟と云へる處もあり、これ亦由あり。又或説に軀門加羅度は亦間關龜山の西に在り、國中俗に軀門加羅度と通じて云へりと云ふ。是は今唐戸加良度と云へる處あり、其地をさして云へるなるべし。然れどその地は往古は海にて、其奥の江灣の口なれば、舊名海門音讀と云ひたりしに、かの江灣

近藤淸石の說

及び海門も世を經、漸に埋れて今は市街と成て、後の名なれば、其唐戸と云は据れるに足ざるなり。されど又其地より五町許に、くもんきようと云ふ農村あり(未だ其正字を知らざりしに)軀門鄕音讀の遺稱ならんか。若然らば大に由あり、されど彼書の眞僞を辨へず、一見の後是非定むべきなり。(此は宅賀驛より行程四里)(中村德美德川末世)

【大八洲雜誌】長門國志に臨門驛は云々。按に德美が第一に擧たる或說は、舊藩に密用方といふ局ありて、其局にありし本にあるを、もれきゝたるなるべし、こはかゝる地名をいさゝか考たる書にて、もとをのれあづかれる書なるが、今は書名を忘れたり。それには唐戸町北五町許にありといへり。今この臨門軀門を考ふるに、臨門は本朝無題詩に臨海舘、和名鈔に臨海樓と見え、平城紀に近臨海と見ゆれば、臨門よしなきにあらず。軀門は彼書にしかしるし、國志にクモンキヨウといふといひ(公文給かとも思はるれど唐戸町の名あれば猶軀門鄕なるべし)唐戸町あれば、(國志に云々といへれど唐戸町軀門の名殘といふべし)これもよしあり。されば今いづれとも定めがたし。猶よく考ふべし。さて此驛の在所を、國府と云へど、軀門にあれば、唐戸町赤間關なるはいふまでもなし、臨門にしても赤間關なるべし。此驛海陸を兼ねたる

驛なれば、赤間關にあらでは、赤間の關其かひぞなき。必赤間關より向地にわたる事にて、大内氏掟書文明十九年四月二十日の定めに、赤間關、小倉、門司、赤坂のわたりちんの事云々と見ゆ。こはいと後世の事なれど、大内氏國廳官吏より起りたればにや、舊制を專ら遵行したれば、此のわたりの事、大内氏の分國になりて、かくしたるにはあらじ。昔より向地に渡るには、專ら赤間關より渡りしならむ。今も向地に渡るには、專ら赤間關より渡る事なり。驛こゝなれば、昔の穴門館、後の臨海館、更に他に求むべきにあらず。國志に云々といへれど、蓮禪壇浦に泊て、近きわたりに遊びて、作れる詩なれば、壇浦とあればとて、國府とは定めがたし。（近藤清石 明治時代）

## 第十一節 赤間稻置

第一編第二章政治の變遷一九頁參照

【大同類聚方】加美甫良之也味（風癧（かさぼろし））

赤間藥　長門國赤間稻置等家　元波彥火々出見命乃壹岐乃石□□得此方也

風癧病身熱久口苦久不食者乃方

加波也奈支（水楊）豆知太良（濁活）波知壽乃味（蓮肉）也萬世利（當歸）加良須久波比（烏等）

右五味乎

自由卷二　赤間藥長門國赤間稻置久雄方元彥火々出見尊所ㇾ傳ニ賜壹岐石田ニ之御方

風瘾惡寒身熱口苦四肢痛腹攣急咽渴身赤色瘾發痒或不痒身濕熱出又無ニ常形ニ者

加和也奈支豆知太良　加良寸於母也萬世里支波知寸美　於美奈加豆良波自加美（阿部眞直等　大同三年）

【長門國志】按ふに伊奈伎は、伊奈加伎美などの約りたるならむか（奈加の約奈伎美の約伎）。縣邑はいなかなればなり。赤間の古書にあるを思ふに、上の赤間物部も、疑なくこゝなるべし。又こゝの速門に彥火々出見尊、鎭り坐し給へると云ひ、又類聚方赤間藥にも、同じ尊の名出たり。又彥島と云も此尊の居住

坐し故に、彥島と云など云へる說も有、かた〴〵由緣あることなるべし。今赤間に稻置町などの居宅ありし所なるゆへ、伊奈伎町と云ひけむを、ぎとりと通韵なれば、稻荷町とは訛りたるにや。（中村德美 德川末世）

【日本地理志料】大同類聚方、赤間稻置あり、蓋し物部之裔也（譯）。（村岡良弼 明治時代）

# 第二章　中世の下關

## 第一節　壇浦海戰

第一編第四章軍事の變遷四七＝五二頁參照

壇浦海戰に關する新研究＝東鑑＝玉海＝醍醐雜事記＝百練抄＝愚管抄＝平家物語＝長門本平家物語＝源平盛衰記＝參考源平盛衰記＝安德帝の終焉に關する諸說

壇浦海戰に關する新研究

【義經傳】平家の最後は今や近づいて來た。三年の久しい間、その根據とした屋島の本營は、內裏も陣屋も燒き拂はれて、跡は源氏の兵馬に蹂躪せられ、平軍は波上に漂ひ、船中に日を送り、遠く西に去つて長門の彥島なる知盛の軍と合し、最後の一戰に源平の運命を定めんと、健氣にも決心した。この決心は全く

知盛によつて、激成されたもので、平家の中で武士らしい武士は、實にこの知盛であつた、彼は宗盛と異なつて恥を知る武將である、また維盛や忠度などをはじめ、平家の一門には風流才子を以て滿たされたのに、彼は獨り毅然たる丈夫であつた。平家の都落ちをした時も、彼のみはこれに反對して、潔く義仲と一戰を遂げんとしたのであつた。平家一門が族を擧つて、壇浦の水藻と消え武士らしき花々しい最後を遂げて、後々まで同情の涙を灑がしむることを得たのは、實に知盛の力であつたといつて可い。若しこの際知盛が居なかつたら、平家は更に一層悲慘なる、しかも卑怯未練な最後を遂げたかも知れぬのである。彼は固より東軍が如何に陸戰に長じて居るかを知つて居る。故に範賴に對しても出來るだけ陸上の合戰を避けた。そして就くが如く離るゝが如く、關門海峽を扼して持重の計を爲し、東軍の糧道を絕ち、兵船を奪ひ、範賴を死地に陷らしめた手腕は見上げたものである。然るに今や彼は今古獨步の戰略家義經と對抗接觸することゝなつた。彼は如何なる策戰計畫を以て、最後の一戰を試みやうとするのであらうか。

知盛は一の谷に屋島に、義經の如何にえらい大將であるかを了解して居る。そしてその機敏な行動を取り、いつも背面攻擊で成功したことを觀て居る。彼は最早從來の戰法で義經に乘せらるゝものではないのみならず、たゞ敵を引き受けて防禦することが、攻擊軍に勝つ能はぬといふ戰略上の原則も、彼のよく知つて居る所である。彼は根據地たる彥島に引き籠つて、徒らに敵の至るを待つものでなかつた。それに平家は水軍に一日の長を有して居る。知盛は永い間注意してこれを訓練して居た。そして彼の最も賴みにした九州の軍には、山鹿秀遠、菊池、原田、松浦などの精兵が控へて居る。彼は寧ろ進んで源軍を海上に迎へ擊たんと決心し、出來得べくんば一擊の下に義經の水軍を粉碎して、また起つ能はざらしめんと計畫したのである。知盛はまた關門海峽が九州、中國の要衝で、これを何處までも、その勢力の下に收めて置く必要を知つて居る。そして義經がその背面に出づる能はぬことで、しかも最も敵を攻擊するに都合よい場所を、この一大合戰の修羅場たらしめんと考へ、彼は關門海峽を通過して、將に內海に入んとする壇浦の前方に當る豐前の田の浦に

船列を布き、源軍を追つ取り卷きてこれを全滅せんとし、それ〴〵部署を定めて、義經の動靜を窺つて居た。

これに對して義經の苦心は、實に大なるものでなければならぬ。彼は九州に渡つた範頼が、手も足も出ぬ窮境にあつたのを知つて居たのみならず、之に依頼しやうなどゝ、最初から考へなかつたのも無論である。しかし平家の强大なる水軍を攻むるには、彼にもそれだけ强大なる水軍を編成せねばならぬが、第一に彼にはまだ一度も海戰の經驗がない。東軍も多く水戰に習はぬ、平軍を屋島から追ひ落した彼は、更に最後の海戰について苦心慘憺たらざるを得なかつた。幸ひに紀州の熊野別當湛增も馳せ加はつた。伊豫の河野通信も味方となつた。渡邊の浦に殘して置いた梶原景時以下の兵も到着したが、それで彼の兵力は果して平軍に拮抗することが出來るであらうか。また四國は久しく平家の根據地であつた土佐あたりに、源氏方がなかつたではないが、その勢力は微々たるものである。彼は先づ四國を徇へて置かねば、一たび四國を離れた後、また何日何時敵方となつて背面から脅かさるゝかも知れぬ。

されば義經は自重して急に平軍を追はなかつた。一方に於てその兵を休養し、糧食の準備を十分にせしむると同時に、讃岐から伊豫にかけて、先づ平家の勢力を驅逐せしめた。そしてこの間瀬戸内海の豪族で兵船を有つてゐた、後には海賊大將となつた島々の武士に檄を飛して鎌倉の御家人にするから味方になれと勸誘した。こんなことに一箇月ばかし費したであらう。彼は三月二十日頃、漸く周防にやつて來た。そして國の在廳船所五郎正利といふものが、元來當國の船奉行であつたが、義經に數十艘の船を献じたので、二十一日これを案內として、愈々長門へと進發することに決し、船中で大將分を集めて、評定した。二十二日に兵船纜を解いて西を指し、周防の大島まで進むと、さきに範頼に從ひ獨り周防に留守して居た三浦義澄も、こゝに參加した。「汝既に門司關を知れり、今案內者たるべし、先登せよ。」と義經の命に、義澄は畏つて先陣となり、壇浦の手前奥津のあたりまでやつて來た。この奥津といふところは、今長府の前方海上にある滿珠の島の別名である。

平家は源氏が押し寄すると聞いて、堂々と根據地彥島を出で、赤間ケ關を通過

し、豐前の田の浦に進んで來た。兩軍の間凡そ三十町ばかり、兩軍の意氣は昂り、山雨來らんと欲して風樓に滿つの形勢。吾妻鑑には平家の兵船は五百艘、源氏の兵船は八百四十艘と、義經の注進狀に載せて居るが、これは恐らく誤であらう。平家方では一門の船百餘艘、松浦黨同じく百餘艘、山鹿秀遠三百餘艘、これだけで既に五百餘艘となるのに、阿波民部太夫成良の三百餘艘を加ふれば、八百餘艘に及んで居る。源氏方は景時以下の兵船百四五十艘、熊野湛增が二百餘艘、河野通信が三十餘艘、これは周防の船所や三浦義澄の兵船數十艘を合せて、先づ約五百艘となるが、これも源平盛衰記の記事などから算へたのであるから、多少割引せねばなるまい。假りに平家の兵船を八百艘とし、源氏の兵船を五百艘としても、その中には無論兵糧船が加はつて居たことを、勘定に入れねばならぬ。それは前にいつたやうに、義經が阿波に渡つた船數と、兵力から割り出し、一艘平均二十騎の兵が乘り込んで居たものとすれば、平軍は多くて一萬二三千騎である。若し四國勢を差引いたら、七八千騎ぐらゐに過ぎぬ。そして源氏の軍も略これに伯仲して居るが、更に繙つて考ふるに、東軍の

屋島を攻めた全兵力が、二三千騎に越えなかつたとすれば、果して七八千騎までに、兵數を增すことが出來たものであるかは疑はしい。それで更に割引して、余は源氏の軍が先づ三四千騎、平家の軍が四國勢を合せて、四五千騎ぐらゐであつたらうと推定する。いづれにしても源氏の兵力が、平家よりも多かつたとは想像されぬ。平家は永い間船を生命とし、準備は十分出來て居るのみならず、平家の船には唐船も交つて居た。恐らく日宋貿易と關係深き平家の事とて、博多に來て居た唐船を徵發したであらう。唐船は荒い外洋を航して、我が國に來るのであるから、我が兵船よりも大きかつたことは勿論の事で、平家はこれを御座船とし、軍兵も多く乘込ませ、いはゞ平軍の旗艦や戰鬪艦であつた。然るに義經は兵船を集むるに、非常に苦心をしたことは、既に述べた通りであるが、さりとて平家の兵力に比して、餘りに少かつたとは想はれぬ。實際義經には陸戰に於て宇治を攻めた時の心持であつた。水戰に於て初陣の義經、しかも敵地に入つて勝手不案內の戰場、彼は決して輕々しく動くものではなかつた。たゞ彼を援けた河野通信や、熊野湛增、多少水戰に慣れて居たに

せよ、必ずしも十分これに依頼する譯に行かぬ。彼は水戰に習はぬ東國の兵を、中堅として戰はねばならぬ。それにこの度の戰は、彼が年來の宿志を果すばかりでなく、彼が賴朝の怒を解かんが爲めに、一死を覺悟して最後の決戰を試みんとするのである。彼はこの一擧にして、勝つて京都に凱旋するか、敗けて西海の藻屑と消えるかの瀨戶際に立つて居たのである。馬上にあつては鬼神を挫ぐ東國武士も、船に乘ては自由がきかぬ。景時の逆櫓說もし事實とすれば、畢竟船戰に經驗を有しないからの心配に出たのである。それで義經は何時も陸から平家を攻むると、平家は屹度沖の方へと逃ぐる、どうしても最後の勝負は、海戰でなければ平家を全滅することが出來ぬやうになつて居る。これが恰度知盛の主戰說と一致して居る。そしてこゝに壇浦の大合戰となつた。義經は如何なる神算奇謀を以て、平軍と決戰せんとするであらうか。彼は元來六韜三略に通じて居る。彼はたゞその兵力だけに、依賴して居るものでなかつた。大きくいへば天の時、地の利、人の和、之を利用して軍をせねばならぬと、どの戰にも細心の注意を拂はぬことはなかつた。想ふに彼がよく

人の和を得たのは、その天性にあつたといつて可い程である。將士は皆義經の爲めに、命を捨てんと思つた。一の谷の戰に畠山次郎重忠が、範賴の麾下を脫して義經に歸したのもその一例である。屋島の戰に佐藤繼信が代つて討死したのも、またその一例である。然らば天の時は如何、彼は暗夜を利用し三草山を越えて、安々と一の谷の背後に出たではないか。暴風といふ天候を利用して、屋島合戰に平軍の不意に出でたではないか。若それ地の利に至つては、彼れが戰に臨むごとに、その策戰計畫に當り、必らず先づその考慮に入るものであつた。宇治の要害も、一の谷の天險も、彼は忽ち我が物として、敵を木葉微塵に潰滅せしめた。この壇浦に於ても、彼は決してこれを見逃さぬ。しかもこの場合、彼は潮時、潮流等の天の時、地の利を合せて、これを策戰計畫の上に利用し、人の和を以て大捷を博したのである。

元來潮流の變化するのは、月がその地の眞南に來る時刻、言ひ換ふれば月がその地の子午線を經過する時刻によつて左右せらるゝもので、月の經過した時から凡そ三時間ばかり後に、高潮となり低潮となるのが一般的の現象である。

されど瀨戸内海に於ける潮時と潮流とは、この一般的現象を呈する外洋とは、全然趣を異にするばかりでなく、場所によつて異動がある。殊に關門海峽のあたりは、頗る趣味多き變化を呈し、いはゞその附近の人々が知つて居るのみである。中にも注意すべきは、高潮又は低潮の時刻を過ぐること約三時二十分の後に始まり、三時間ばかり繼續する。そしてまたこの早鞆瀨戸に於ては、由良、鳴戸、早吸の各瀨戸とは反對に、漲潮が却つて内海から外洋、卽ち日本海に向つて流れ、落潮が外洋から内海に向つて流れ來る。次ぎに潮流の速度は、高潮の場合には零であるのが通例であるが、この海峽では高潮の時刻と潮流方向の變化が一致せぬため、その速度の零であるのは高潮の時刻でなく、それより約三時二十分を經過したる潮流の方向變化の時である。そしてそれより凡そ三時間を經過した時を中心として、最も激烈を告ぐる。現今早鞆瀨戸の中央、卽ち壇浦の前面最も狹きところで、最速度が八浬であるが、だん〳〵内海に入るに從つて、速度を減じて來る。この壇浦海戰のあつた陰曆三月二十四日、無論今日から七百年前の昔、多少天然の現象にも相違があるであらう。又

當時の暦は宣明暦といつて、現今の暦法から見れば、不完全の點を免かれぬが、幸にもこの月十五日に月蝕があつて、滿月の月卽ち俗に大潮といふ日が分明つて居る。それから推して二十四日の潮流や、高潮低潮等を調ぶると、

高潮　　　　　午前五時十分頃

落潮(內海へ東流)　　午前八時三十分頃より

(此時潮流最も緩なり速度零)

低潮　　　　　午前十一時十分頃

(此時潮流最も急なり速度八浬)

漲潮(外洋へ西流)　　午後三時頃より

(此時潮流最も緩なり速度零)

高潮　　　　　午後五時十分頃

最急潮流　　　午後五時四十五分頃

落潮(內海へ東流)　　午後八時三十分頃より

(此時潮流最も緩なり速度零)

低潮　午後十一時十分頃

(此時潮流最も急なり速度八浬)

である。そうすると午前五時十分頃高潮の後、約三時二十分なる午前八時半頃には、今まで漲潮であつた潮流が方向をかへて落潮と爲り、內海に向つて流れ始むる。その方向をかふる時潮流の速度は零であるが、だん／＼速度を加へて、低潮午前十一時十分頃最も激烈を呈し、また次第に緩流となつて、午後三時落潮漲潮に變じ、外洋に向つて西に流れんとするとき、潮流の速度また零となる。そして前と同樣午後五時四十分頃、最も激烈に達する。この調査は今こそ海洋硏究家に知られて居るが、源平の當時にあつてはこの地方に住んだ老船頭でなければ、こんな特殊の現象を知つて居た筈がない。それに關門海峽の東口には中央水道、南水道、及び北水道の本流の外渦流がある、湍潮が出來て居る。その間に船を操縱するには、餘程水路に熟して居らねばならぬ。今も外國船には必ず水先案內が附くところである。

義經は三浦義澄を案內として、澳津まで進んで來たが、義澄とても一度門司が

關に行つたことがあるばかり、當時にあつては周防あたりの船頭も、この附近の險惡なる潮流を、よく知つて居たかは疑問である。義經は如何にして平軍と戰ふであらうか。長府から程遠からぬ串崎は、恰度田の浦の對岸で、その地の船頭は名を得た屈强のものであつた。後ち足利尊氏が九州から攻め上るときも、その御座船は實に串崎船である。義經は密かに串崎船十二艘を徵發して、自らこれに乘込んだ。彼は委細にこの附近の潮流について、老船頭の説明を聽き終つたとき、獨り首肯いたであらう。彼の胸中には策既に成つたのである。尤も開戰の時刻については、源平盛衰記には卯刻、卽今の午前六時頃となつて居る。東鑑には何等記載するところないが、その戰の終つた時刻から推せば、また盛衰記と全く同樣である。しかし玉葉には義經が後白河院に言上した注進狀を引いて、立派に正午十二時合戰を始めたと書いてある。正午十二時は落潮の最も激しく流るゝ午前十一時十分の後、五十分時である。そして午後三時までだん〳〵緩流となり、最も戰ふに都合よき時刻である。潮流の方向は源氏には最初こそ不利なれ、午後三時頃まで支へ得さへすれば、

潮流の方向こゝに一變し、流れはます〳〵激しくなつて、平軍を西に壓するには追潮である。義經の策戰計畫は、實にこの追潮を利用せんとするのであつた。今若し朝六時に開戰したとすれば、形勢は全く反對となり、源平盛衰記などの戰況と一致せぬ。しかも盛衰記などに時刻を誤つたのは、恐らくこの壇の浦附近の潮流が、特殊なものであることを、氣づかなかつた爲めであらう。また義經が自ら麾下の勇士を率ゐて、この串崎船に乘り込んだのは、最も熟練した船頭を利用し、彼等の勝手知つた壇浦海上、縱横無盡に乘り廻し、軍の懸引はいふに及ばず、機一たび熟せば、自ら挺身敵の本陣に斬り入らんとしたのである。

しかし知盛とても壇浦海上の潮流を利用することに、注意しなかつたのではない。元來彼が田の浦に船列を布いたことは、長門の側では陸上から背面攻擊を受くる恐あるが故に、最も安全な豐前の方に寄つたのも一の理由であるが、また地勢上その潮流中、最も大きな潮流たる北水道が、多少長門の方に近寄つて居るので、流に從つて敵軍を滿珠干珠の邊に壓するに、都合がよかつたゝ

めで、彼の策戰計畫たる、最初から機敏に勇敢なる行動を取つて、落潮の漲潮に變せぬ間に、勝負を決せんとしたのであつた。彼はまた田の浦の湍潮を利用せんとしたやうである。南水道の激流から、その一部は丁度田の浦の前面で回流して岸に近いところは、その方向全く反對となつて居る。知盛は全軍を三手に分けて九州勢を先陣とし、一門の船を中堅とし、四國勢を後陣とし、この湍潮を利用して、三方から源氏の軍を取卷き、これを全滅せしめんと計畫した。それが後陣たる四國勢の鬪志なかりしと、義經の策戰更に巧妙を極めしため、遂に失敗に歸したのは、平氏の運命が盡きる所以であつた。今如上述べたところで知盛の策戰を批評せんに、知盛の計畫は無論巧妙であつた。しかし彼は潮流を利用するに於て義經に一籌を輸し、また義經が串崎船を乘り廻して、如何に機敏なる行動を取らんとせしかに、氣が附かなかつたのは、實に彼の落度であつた。

さて兩軍は正午から船を進め、潮流の緩となるに從ひ、次第に相近づいて僅に三町ばかり、先陣でははや矢合せが始まつた。知盛は船の舳に立つて號令を

傳へ、軍は今日を限り各退く心あるべからず、各命を此の時に失つて、名を後世に留めよ、東國の奴原に惡びれて見ゆな、何の料にか命を惜むべき、心を一にして義經を取つて海に入れよ、今度の執心此事にありと、士卒を激勵して爰を必死と戰つた。潮流も平家に取つて追潮なり、よし四國勢を除いても、その兵數は源平殆んど相敵したり。平軍は漸く源氏の軍を壓して、中央水道を過ぎ北水道に迫つた。義經は串崎船を乘り廻して奮戰したが、彼は寧ろ潮流の變るまで防戰的であつた。そして平軍決死の働きと潮流の不利とに源軍次第に退き、一時は形勢頗る振はなかつた。知盛は元より義經の最も恐るべきを知つて居る。また義經が常に先陣に進むことを知つて居る。そして若し彼を殺さば此戰は勝利なりと、義經にのみ目をつけ、敵の中堅を突かんと考へて居た。それで源平盛衰記などによれば、彼は一策を案じて彼の唐船を大將分の船のやうに見せ懸け、それには雜兵を乘り込ませ、小さい多くの兵船に一族をはじめ屈强の勇兵を乘せて、源氏の軍が唐船に向ふところを、兵船で三方から追つ取り卷き、義經をも討たんとしたが、四國勢の內應したゝめ、遂に失敗に終

つたといふことである。この四國勢内應のことは、必ずしも信憑するに足らぬ。されど義經は元より、この計略にかゝる人でなかつた。彼は落潮の變じて漲潮となるを待ち、死力を出さんと北水道を守つて一歩も退かじと、奮戰して居たのである。敵も味方も紅旗白旗入り亂れての接戰、想ふに時は午後三時ごろ、落潮將に漲潮たらんとして潮流全く止みし壇浦の此方、平軍は北水道より少しく北に進んで居たであらうが、やがて次第にたぎり落つる潮、平家の船は心ならず潮に向つて押し落され、源氏の船は自から潮に追ひて出で來る。沖は潮いよ〳〵迅くして、船は岸へ〳〵と附いて行く。形勢はこゝに一變した。義經は機到れりとばかりにまづ敵船に漕ぎ寄せて亂入し、櫓を捨て梶を捨てゝ逃げ迷ふ水手梶取を射伏せ斬伏せ、船の進退自由を失はしめたのは、義經が我が海戰に新機軸を出したもので、平軍の混亂は絶頂に達し、平軍は遂に壇浦に追ひ詰められ、今や勝敗の數歷然となつた。

知盛ははや是までなりと、建禮門院二位尼の乘らるゝ御船に參り、自ら船を掃除して見苦しいものを海に取り入れ、最後の用意を急げば、二位尼今を限りと、

練色の二衣引き纏ひ、白袴のそば高く挾んで、安德天皇を懷き奉り、帶にて我が身に結び合せまゐらせ、寶劍を腰に差し神璽を脇に挾んで船端に臨めば、天皇御年八歲まだ御幼年の事とて、いづこへ行くべきぞと仰せらるゝに、二位尼は武士御船に矢を射まゐらせ候へば、別の御船に行幸したまへと、いひもあへず海に入る。實にや鷁首還らず楚澤を悲み、鵬程際なし厓門に接す、潮急にして舟矢の如きところ、島樹汀雲壇浦海戰の昔を語るかのやう、誰か感慨無量ならざる。東鑑には安德天皇を抱き奉り、海に入つたものは、按察局となつて居る。こんな場合、いづれをそれと定むることは六ケしいであらう。つゞいて八條院も入水された。やがて建禮門院も後れじと飛び入られたが、渡邊黨の源五馬允熊手を下して引上げた。義經は伊勢義盛に命じ、海には大事の方々入らせ給ひたるぞ、取り上げ進らせたらん者共狼籍仕るなと、下知を傳へしめて、多く女官の人々を助けた。平家の一門では敎盛、知盛、經盛、有盛、行盛、敎經、或は入水し或は討死したが、宗盛とその子淸宗は死得ずして、伊勢義盛に生捕られた。都を落ちて海上に漂泊ふこと三年、次第に手をもがれ足を斷たれて最後まで

殘つた一團が、宗盛等二三を除いて悉く海底の藻屑と消えたのは、哀にもまた美しい悲劇である。平家にあらねば人ならじと、一世を睥睨した人々は、極端から極端へ奈落の底へ追ひ落されたのである(中略)。

かくて平家の一門は、悲慘にして壯烈なる最後を遂げた。そしてまた入水自害も行方知れぬものとなつて居るために、安德天皇も壇浦を落ち延び、源氏の眼の屆かぬところに、潛みたまふたと傳へられ、諸所に御遺蹟といはるゝところがある。或は阿波の祖谷、肥後の五家など人跡遠き山間には、平家落人の子孫と稱するものが居る。しかし王葉建久二年閏十月の條に、長門に御廟を建てられたことがあるのでも、安德天皇潛幸説の取るに足らぬことが分る。それが下關の阿彌陀寺である。想ふにこの壯烈悲慘なる最後に同情する極、こんな傳説が起つたので、平家自身からいつても、武士道の面目として、徒らに生き延びるべきでない。もし實に生き延びたとしたならば、賴盛のやうに當時の人から指彈されたものであらう。

さて三種の神器は、朝廷でも鎌倉でも無論、義經も如何にして無事に迎へ奉る

べきかに苦心した。この戰の折も義經はまた直ちに御船に駈けつけた。幸にも內侍所は船中に置かれてあつた。また神璽は浮び出たが、寶劍は上らなかつたので、其後色々と海人などに探させ、又神社佛寺に御祈禱があつたけれど、遂に其の行方は分らなかつた。尤も眞の草薙劍は熱田神宮に祭られてあるので、天皇の奉侍されたのは、崇神天皇の御代に模造せられたものであつた。で、其時から二十餘年の間、淸涼殿の御劍の代にせられたが、土御門天皇御讓位の時、御夢想に依つて伊勢大神宮より進められたものを、寶劍に準ぜらるゝことになつた。三種の神器と安德天皇竝に女院なども無事に御迎へ申すやうにと云ふことは、朝廷の切なる御希望であつたのは言ふまでもなく、賴朝も嘗て此事を戒めて居る。義經も無論其考でこの場合最も意を用ゐたが、終に天皇の入水を見、寶劍の行方を失つたことは、義經の遺憾とする所であつたらう。併し前記壇浦合戰の情況を考ふれば、如何にも已むを得なかつた次第と云はねばならぬ。第一水上の事であつて、思ふ樣に其等の始末を付けることが出來ぬ。平家は何處までも神器を放さず、神器と共に滅ぶる決心であつたし、殊

に源氏方は始め非常な苦戰で、僅かに最後の勝利を得た程であるから、無事に之を回復する餘裕が無かつたのである。（黑板勝美 大正三年）

【東鑑】元暦二年三月十六日、新中納言知盛、九國の官兵を相具して門司關を固め、彦島の定營を以て、追討使を相待つ云々。

二十一日、廷尉（義經）平氏を攻むる爲め、壇浦に發向せんと欲するの處、雨に依て延引す。爰に周防國在廳船所五郎正利、當國の船奉行たるに依て、數十艘を献ずるの間、義經朝臣書を正利に與へ、鎌倉殿の御家人たるべきの由云々。

二十二日、廷尉數十艘の兵船を促し、壇浦を差して解纜す云々。昨日より乘船を聚め、計を廻す云々。三浦義澄此事を聞き、當國大島の津に參會す。廷尉曰く汝已に門司關を見る者也、今案内者として先登すべき者と謂ふべしと。義澄命を受け進んで壇濱奥津邊に到る（平家の陣を去る三十餘町也）。時に平家之を聞き、船に棹して彦島を出でゝ、赤間關を過ぎ田の浦に在り云々。

二十四日、長門國赤間關壇浦海上に於て源平相逢ふ。各三町を隔て舟船を漕ぎ向ふ。平家五百餘艘を三手に分ち、山峨兵藤次秀遠並に松浦黨等を以て將

軍と爲し、戰を源氏の將帥に挑む云々。午刻に及び平氏終に敗傾す。二品禪尼寶劍を持し、按察局先帝(春秋八歲)を抱き奉り、共に以て海底に沒む。建禮門院(藤重御衣)水に入り御ふの處、渡邊黨源五馬允熊手を以て之を取り奉る。按察局同じく存命、但し先帝終に浮ばしめ御はず、若宮(今上の兄)は御存命云々、前中納言(敎盛門脇と號す)入水前參議(經盛)戰場を出でゝ陸地に至り、出家して立ち還り又波底に沈む。新中納言(資盛)前少將有盛朝臣等同じく水に沒す、前内府(宗盛)右衛門督(淸宗)等は伊勢三郎能盛の爲めに生虜らる。其の後軍士等御船に亂入し、或は賢所を開き奉らんと欲す。時に兩眼忽ちに暗み神心惘然たり、平大納言(時忠)制止を加ふるの間彼等退去し訖んぬ(下略)。四月四日、平家悉く以て討滅の由、去夜源廷尉馳せて京都に申さしむ。今日又源兵衛尉弘綱を以て、傷死生虜の交名を註し、仙洞に奉る云々。五日、太夫尉信盛敕使として長門國に赴く。征伐已に武威を顯はし、大功の至り殊に思し食す也。又寶物等無爲に入れ奉るべきの由、義經朝臣に仰せらるゝに依つて也云々。

十一日、西海より脚參、平氏討滅之由を申す。廷尉一卷記を進らす(中原信康之を書す云々)。是れ去月二十四日、長門國赤間關海上に於て、八百四十餘艘の兵船を浮べ、平氏又五百艘を漕ぎ向ひ合戰す、午刻逆黨敗北す。

一先帝海底に沒し御ふ。

入海の人々

二位尼上

門脇中納言敎盛　新中納言知盛

平宰相(經盛先に出家す)　新三位中將資盛

小松少將有盛　左馬頭行盛

一若宮並に建禮門院無爲に之を取り奉る。

一生虜の人々

前內大臣　平大納言時忠

右衞門督(淸宗)　前內藏頭信基疵を被むる

左中將(時實同上)　兵部少輔尹明

內府子息六歲童形字は副將

此外

美濃前司則清　民部太夫成良

源太夫判官季貞　攝津判官盛澄

飛驒左衞門尉經景　後藤內左衞門尉信康

右馬允家村

女房

帥典侍(先帝御乳母)　大納言典侍(重衡卿妻)

帥局一品妹　按察局(先帝を抱き奉り入水すと雖も存命)

僧

僧都全眞　律師忠快

法眼能圓　法眼行明(熊野別當)

爲宗交名を分つ且此の如し、此外男女生取の事、追つて注申すべし、又內侍所神璽御座寶劍紛失す、愚虜の覃す所、之を捜し求め奉る云々、藤判官代御前に

跪いて此記を讀み申す(譯)。(鎌倉幕府の日記)

【玉海】元暦二年三月二十七日、傳聞す平氏長門國に於て伐たれ了んぬ、九郎の功云々、實否未だ聞かず、之を尋ぬべし云々。二十八日又云、平氏伐れ了るの由此間風聞、是れ佐々木三郎と申す武士の說云々。然り而して義經未だ飛脚を進らせず、不審尙殘る云々。未刻大藏卿泰經を奉行として、義經平家を伐ち了る由言上す。其の間仰合せらる可き事あり、參入すべきの由之を仰せ下さる。灸治術なきの間、今兩三日の間を相勞ひ參るべきの由申し了る。相次で頭辨光雅朝臣來り臨む。余例の如く障子を隔てゝ之に謁す。灸治に依つて衣服する能はざるの故也。光雅仰せ云ふ、院宣云ふ追討大將軍義經、去夜飛脚を進らし(札を相副ふ)申して云ふ、去る三月二十四日午刻、長門國團浦に於て合戰す(海上に於て合戰云々)午正より晡時に至る、伐取の者と云ひ、生取の輩と云ひ、其の數を知らず。此の中に前内大臣右衛門督清宗(内府の子也)平大納言時忠全眞僧都等生虜と爲る云々。又寶物等御座の由、同じく申上ぐる所也。但し舊主の御事分明せず云々。次第此の如し。此上の事何様行はる可きや、先づ生

虜等の事如何、次に三種寶物歸來の間の事又如何、此の兩條殊に計り申すべし云々。ていれば余申して云ふ、生虜等の事短慮及び難し、只叡慮にあり。三種寶物歸來の事、戰場より歸路の間事、偏に武士の沙汰たり、公家知し食す可からざるか(下略)(譯)。（藤原兼實 鎌倉初期）

【醍醐雜事記】去る三月二十四日、長門國に於て平家源氏と合戰す、平家討たれ畢んぬ、源氏大將九郎判官義經、生取り內大臣宗盛右衛門清宗(中略)降人源太夫判官季定、攝津盛澄、自害中納言敎盛、中納言知盛、能登守敎經、殺人左馬頭行盛、小松少將有盛(中略)首を刎ぬる者八百五十八人、行方を知らざる人、先帝、八條院、修理太夫經盛云々(譯)。

【百練抄】文治元年三月二十四日、長門門司關に於て、源軍の爲めに平氏悉く攻落さる。前帝の外祖母二品幼主を抱き奉り海中に沒す。內大臣父子、大納言時忠卿父子、前大藏頭信基生虜らる。女房建禮門院已下存命云々。

同七月二十日、七社に奉幣す。寶劍の御祈に依る也。今日敕使を長門國に遣はされ、且祈謝せらる、搜索せしむる爲め也。神祇大祐卜部兼衡、大藏少輔、安部

泰成等使爲り、前安藝守佐伯景弘去比下向、景弘合戰之時彼國に在り、寶劍沈沒の所を存す云々(譯)。（作者未詳 鎌倉時代）

【愚管抄】安德天皇は壽永二年七月二十五日に、外祖の淸盛入道反逆の後外舅内大臣宗盛、源氏の武士東國、北陸等攻上りしかば、城を落ち西國へ具し參らせて、後終に元曆二年三月二十四日に長門文字の關壇浦にて、海に失せさせ給ひけり。　寶劍は失ぬ、神寶は筥浮て返りまゐりぬ、又内侍所は時忠取て參りにけり。（僧慈鎭 鎌倉時代）

【平家物語】さる程に判官屋島の軍に打ち勝ちて、周防の地へ押しわたり、兄の三河守と一つになる。　平家は長門の國引島につくと聞えしかば、源氏も同じ國の內、追津につくこそ不思議なれ。　こゝに紀の國の住人熊野の別當湛增は、平家重恩の身なりしが、忽に心かはりして平家へや參らん、源氏へや參らんと思ひけるが、先づ田邊の新熊野に七日參籠し、御神樂を奏して權見へ祈請申しければ、只白旗につけとの御託宣ありしかども、猶疑をなし參らせて、白き雞七つ是を以て權見の御前にて勝負をさせけるに、赤き雞一つも勝たず皆負けて

ぞ逃げにける。さてこそ源氏へ參らんとは思ひ定めけれ。さる程に一門の者ども相催し、都合其勢二千餘人二百餘艘の兵船に取り乘り、若王子の御正體を船に載せ參らせ、旗の橫紙には金剛童子を書き奉りて壇浦へ寄するを見て、源氏も平家も共に拜し奉る。されども此船源氏の方へゆきければ、平家興さめてぞ見られける。又伊豫の國の住人河野四郞通信も、百五十餘艘の大船に乘り連れて漕ぎ來り、是も同じく源氏の方へ附きければ、平家いとゞ興さめてぞ思はれける。源氏の勢は重れば平家の勢は落ちぞ行く。源氏の船は三千餘艘、平家の船は千餘艘、たうせん少々相交れり。元曆二年三月二十四日の卯の刻に、豐前の國田の浦、門司の關、長門の國壇浦、赤間關にて源平の矢合とぞ定めける。其日判官と梶原と既に同士軍せんとす、梶原進み出で今日の先陣をば景時に給ひ候へかし、判官義經がなくばこそと宣へば、梶原まさなく候ふ、殿は大將軍にてましまし候ものをと申しければ、判官それ思ひも寄らず、鎌倉殿こそ大將軍よ、義經は軍奉行を承はりたる身なれば、只和殿原と同じことよとぞ宣ひける。梶原先陣を所望しかねて、天性此殿は侍の主にはなりがたしと

ぞつぶやきける。判官和殿は日本一の嗚呼のものかなとて、太刀の柄に手をかけ給へば、梶原こはいかに鎌倉殿より外、別に主をば持ち奉らんものとて、是も同じく太刀の柄に手をぞかけゝる。父が氣色を見て嫡子の源太景季、次男平次景高、同じき三郎景家、親子主從十四五人うち物の鞘をはづして、父と一所に寄りあひたり。判官の氣色を見奉りて、伊勢の三郎義盛、奥州の佐藤四郎兵衛忠、江田の源三熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ、一人當千の兵ども、梶原を中に取りこめて我討ち取らんとぞ進みける。されども判官には三浦の介とりつき奉り、梶原には土井の次郎つかみつきて、兩人手をすりて申しけるは、是程の御大事を前に抱へながら、同士軍したまいなば、平家に勢附き候ひなんず、且は鎌倉殿の返り聞し召されする所も、穩便ならずと申しければ、判官靜り給ひぬ。梶原進むに及ばず、それよりして梶原判官を惡み初め奉りて、讒言して終ひに失ひ奉りたりとぞ後には聞へし。さる程に源平兩方陣をあはす、陣のあはひ海の面纔かに三十餘町をぞ隔てたる。門司、赤間、壇浦はたぎりて落つるしほなれば、平家の船は必らず潮に向ひて押し落さる。源氏の船はをのづから潮

に追ひてぞ出で來る。　沖は潮の早ければ汀につきて梶原敵の船の行き違ふを熊手に懸けて引き寄せ乘り移り〳〵、親子主從十四五人打物の鞘をはづして、艫べに散々に薙ぎて廻り分捕數多して、その日の功名の一の筆にぞつきにける。　さる程に源平兩方陣を合せて鬨をつくる、上は梵天までも聞え、下は堅牢地神も驚き給ふらんとぞ覺へたる、鬨の聲もしづまりしかば、新中納言知盛の卿船のやかたに進み出で大音聲をあげて、天竺震旦にも日本我朝にも雙なき名將勇士といへども、運命盡きぬれば力及ばず、されども名こそ惜けれ、東國の者どもに弱き見すな。　何の爲か命をば惜むべき、軍能くせよ者ども、只是のみぞ思ふことなると宣へば、飛驒の三郎左衛門景經御前に候ひけるが、是承れ侍どもとぞ下知しける。　上總の惡七兵衛進み出で、それ坂東武者は馬の上にてこそ口はきゝ候得ども、船軍をば何條練じ候べき。　譬へば魚の木に上りたるにてこそ候はんずらめ、一々にとりて海に漬けなんものをとぞ申しける。越中の次郎兵衛進み出で、同じくば大將の源九郎に組み給へ、九郎はせいの小さき男の色の白かんなるが、むか齒のすこしさし出でゝ特にしるかんなるぞ、

但し鎧直垂を常に着替ふなれば、屹度見分難かんなりとぞ申しける。惡七兵衞重ねて、何條その小冠者め假令心こそ猛くとも、何程の事かあるべき、しやつ片端に挾みて、海に入れなんものをとぞ申しける。新中納言知盛卿はかやうに下知し給ひて後に船に乘り、大臣殿の御前におはして申されけるは、味方の兵ども今日は能く見え候ふ、但し阿波の民部重能ばかりこそ、心替したると覺へ候へ、頭を刎ね候はゞやと申されければ、大臣殿さしも奉行の者にてあるに、見えたることもなくして、いかでか頭をば刎ねらるべき、重能召せとて召されけり。重能その日の裝束には、木欄地の直垂に洗皮の鎧着て、御前に畏りてぞ候ひける。大臣殿如何に重能は心がはりしたるか、今日は惡しく見ゆるぞ、四國の者どもに軍能くせよと下知せよ、臆したんなど宣へば、何條臆し候べきとて御前を罷り立つ。新中納言は太刀のつか碎けよと握るまゝに、あつぱれ重能めが首打ち落さばやと、大臣殿の御方を頻りに見參らせ給へども、御ゆるされなければ、力及び給はず。さる程に平家は千餘艘を三手につくる。先づ山鹿の兵藤次秀遠五百餘にて先陣に漕ぎ向ふ、松浦黨三百餘艘にて二陣につゞ

く。平家の公達二百餘艘にて三陣につゞき給へり。中にも山鹿の兵藤次秀遠は、九國一の强弓精兵なりければ、我ほどこそなけれども、普通様の勢兵五百人すくりて、船々に艫べに立て、肩を一面に並べて五百の矢を一度に放つ。源氏の方にも三千餘艘の船なりければ、勢の數さこそは多かりけめども、あそこゝより射ける程に、いづくに勢兵ありとも見えざりけり。中にも大將軍源九郎義經は、眞先に進みて戰ひけるが、楯も鎧もこらへずして、散々に射しらまさる。平家味方勝ちぬとて、頻りに攻め鼓を打ちて、をめき叫びて攻め戰ふ。源氏の方には和田の小太郎義盛、船には乘らず馬に打乘り鎧の鼻蹈みそらし、平家の勢の中をさしつめ引つめ散々に射る。元より勢兵の手きゝにてありければ、三町が內の者をば外さず强く射けり。中にも殊に遠く射たりと思しき矢を、其矢給はらんとぞ招きける。新中納言知盛の卿此矢を拔かせて見給へば、しらのに鶴の本白、鵠の羽割り合せてはきたる矢の、十三束三伏ありけるに、くつまきより一束ばかり置きて、和田の小太郎平義盛と、漆にてぞ書きつけたる。平家の方にも勢兵多しと雖ども、さすが遠矢射る人やなかりけん。やゝ

ありて伊勢の國の住人新井の紀四郎親清、此矢をたまはりて射返す。是も三町餘をつと射渡して、和田が後一段ばかりに控へたりけれ。三浦の人ども寄り合ひて、あなにくや和田の小太郎が我程の勢兵なしと心得て、耻かきぬるをかしさよと笑ひければ、義盛易からぬ事なりとて、今度は小船に乘りて漕ぎ出し、平家の勢の中をさしつめ引きつめ散々に射ければ、者ども多く手負ひ射殺さる。やゝありて沖の方より判官の乘り給ひたる船に、しらのゝ大矢を一つ射立て、是も和田がやうに、その矢たまはらんと招きけり。判官此矢を拔かせて見給へば、しらのに山鳥の尾を以てはいたる矢の十四束三伏ありけるに、くつまきより一束ばかり置きて、伊勢の國の住人新井の紀四郎親清と、漆にてぞ書きつけたる。判官後藤兵衛實基を召して、味方に此矢射つべき仁は誰かあると宣へば、甲斐の源氏に淺利の與一殿こそ勢兵の手きゝにて候へと申しければ、判官さらば與一よべとて召されけり。淺利の與一出できたり、判官いかに與一此矢今沖より射て候が、其矢たまはらんと招き候、御邊射られ候ひなんやと宣へば、賜りて見候はんとて、取りてつまよりて、是は篦がよわく候ふ矢束

もすこし短く候へば、同じくは義成が具足にて仕り候はんとて、塗籠に黑母呂はいだる大の矢の我大手に押し握りて、十五束三伏ありけるをぬりこめ、どうの弓の九尺ばかりありけるに、取りて番ひ、能く引きてひやうと放つ。是も四町餘をつと射渡して、大船の艫に立ちたる新井の紀四郎親清が眞只中を、ひやうつばと射て船底へ眞倒に射落す。元より此淺利の與一は勢兵の手きゝにて、二町が中を走る鹿をば、はづさず強く射けるとぞ聞えし。其後は源平の兵ども、互に面もふらず命も惜まず攻め戰ふ。されども平家の御方には十善帝王、三種の神器を帶して渡らせ給へば、源氏如何あらんずらんと危く思ふ所に、しばしば白雲かとおぼしくて虛空に漂ひけるが、雲にてはなかりけり。主もなき白旗一流舞ひさがりて、源氏の船の艫に竿つけの緒のさはる程にぞ見えたりける。

判官是は八幡大菩薩の現じ給へるにこそと悅びて、甲をぬぎ洗手洗口してこれを拜し奉り給ふ。兵ども皆此の如し。又沖よりいるかといふ魚一二千はひて、平家の船の方へぞ向ひける。大臣殿小博士晴信を召して、いるかは常に

多けれども、未かやうのことなし、屹度考へ申せと宣へば、このいるかはみかへり候はゞ、源氏亡び候ひなんず、はみ通り候はゞ味方の御軍、危く覺へ候ふと申すもはてぬに、平家の船の下をすぐにはいてぞ通りける。世の中は今はかくとぞ見えし。阿波の民部重能は、此三箇年が間平家に附きて忠を致したりしかども、子息田內左衞門敎能を生捕にせられて、今は叶はじとや思ひけん、忽に心がはりして、源氏と一つになりにけり。新中納言知盛の卿あつぱれ重能めを斬り捨つべかりつるものをと、後悔せられけれどもかいぞなき。平家の方の謀には、よき武者をば兵船に乘せ雜人原をば唐船に乘せて、源氏心にくさに唐船を攻めば、中に乘りこめて討たんと、支度せられたりしかども、重能が反忠の上は唐には目もかけず、大將軍のやつし乘り給へる兵船をぞ攻めたりける。其後は四國鎭西の兵ども、皆平家を背きて源氏につく。今迄從ひ附きたりしかども、君に向ひて弓を引き、主に對して太刀を拔く。かしこの岸に着かんとすれば、波高くして叶ひがたし、こゝの汀に寄せんとすれば、敵矢先を揃へて待ちかけたり、源平の國爭ひ今を限りとぞ見えたりける。さる程に源氏の兵ど

も、平家の船に乘り移りければ、水主楫取ども或は射殺され、或は切り殺されて、船をなほすに及ばず、船底に皆倒れ伏しにけり。新中納言知盛の卿小船に乘りて急ぎ御所の御船へ參らせ給ひて、世の中は今はかくと覺え候ふ。見苦しき者共をば皆海に入れて、船の掃除めされ候へとて、掃きたり拭ひたり塵ひろい舳艫へに走り廻りて、手づから掃除し給ひけり。女房達やゝ中納言殿軍のさまは如何にや如何にやと問ひ給へば、只珍しき吾妻男をこそ御覽ぜられ候はんずらめとて、から〳〵と笑はせければ、何條只今の戲ぞやとて、聲々にをめき叫び給ひけり。二位殿は日比より思ひ設け給へることなれば、鈍色の二ぎぬ打ちかつぎ、ねり袴のそば高くとり、神璽を脇に挾み寶劍を腰にさし、主上を抱き參らせて、我は女なりとも敵の手にはかゝりまじ、主上の御共に參るなり、御志思ひたまはん人々は、急ぎつゞき給へやとて、しづ〳〵と舷へぞ歩み出でられける。主上今年は八歲にぞならせをはします、御年の程より遙かにねびさせ給ひて、御かたちいつくしく傍も照り輝くばかりなり、御髮黑くゆら〳〵と御背中過ぎさせ給ひけり。主上あきれたる御有樣にて、そも〳〵あませ我

をば何地へ具して、行かんとはするぞと仰せければ、二位殿幼き君に向ひ參らせ、涙をはら〳〵と流して、君は未知し召され候はずや、先世の十善戒行の御力によりて、今萬乘の主とは生れさせ給へども、惡緣に引かれて御運既に盡きさせ給ひ候ひぬ。先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮に御暇申させをはしまし、其後西に向せ給ひて、西方淨土の來迎に預らんと誓はせをはせまして、御念佛候ふべし。此國はそくさんぺんとゝ申して、物憂き境にて候ふ。あの波の上にこそ極樂淨土とてめでたき都の候ふ、それへ具し參らせ候ふぞと、樣々に慰め參らせしかば、山鳩色の御衣にびんづら結ばせ給ひて、御涙にをぼれ小く美しき御手を合せ、先づ東に向はせ給ひて、伊勢大神宮正八幡宮に御暇申させをはしまし、其後西に向はせ給ひて、御念佛ありしかば、二位殿やがて抱き參らせて、波の底にも都のさふらふぞと慰め參らせて、千尋の底にぞ沈み給ふ。悲しきかなや、無常の春の風忽に花の御姿を散らし、いたましきかな、ぶんだんの荒き浪、玉體を沈め奉る。殿をば長生と名づけて長きすみかと定め、門をば不老と號して老いせぬ關とは書きたれども、未十歳のうちにして底の水屑となら

せをはします、十善帝位の御果報申すも中々愚なり。雲上の龍下りて海底の魚となり給ふ。大梵高臺の閣の上しやくだいきけんの宮の中、古は槐門棘路の間にきうそくをなびかし、今は船の内波の下にて、御身を一時に亡し給ふこそ悲しけれ。

女院は此有様を見参らせ給ひて、今はかくとや思し召されけん。御硯、御やき石、左右の御懷に入れて、海に入らせ給ふを、渡邊の源五右馬允眤小舟をつと漕ぎ寄せて、御ぐしを熊手にかけて引き上げ奉る。大納言の佐の局あなあさまし、それは女院にて渡らせ給ふぞ、過仕るなと申されたりければ、判官に申して急ぎ御所の御船にうつし奉る。さて大納言の佐の局は、內侍所の御からうごを取りて、海に入らんとし給ひけるが、袴の裾を舷に射つけられて、氣惑ひ仆れ給ひけるを武士共取り止め奉る。その後御からうどの錠をねぢきりて、御蓋を既に開かんとす、忽に目くれ鼻血たる、平大納言時忠の卿は、生捕にせられてをはしけるが、あれはいかに、內侍所にて渡らせ給ふぞ、凡夫は見奉らんことぞと宣へば、兵ども舌を振りて恐れをのゝく。其後判官時忠の卿に申し合せて、

元の如くからげ納め奉らざる程に、門脇の平中納言敎盛、修理の太夫經盛、兄弟手に手を取り組み、鎧の上に錨を負ひて海にぞ沈み給ひける。小松新三位の中將資盛、同じき小輔有盛、從弟の左馬の頭行盛も手に手を取り、是も鎧の上に錨を負ひて、一所に海にぞ入り給ふ。人々はかやうにし給へども、大臣殿父子はさもし給はず、船に立ち四方見廻してをはしければ、平家の侍どもあまりの心憂さに、側をつと走り通るやうにて、先づ大臣殿を海へかばと突き入れ奉る。是を見て右衛門の督、やがて續きて飛び入り給ひぬ。人々は鎧の上に重き物を負ひたり、抱きたりして入ればこそ沈め、此人親子はし給はず、なまじひに水練の上手にてをはしければ、大臣殿は右衛門の督沈まば我も沈まん、助からば我も共に助からんと思ひ、互に目を見かはして、彼方此方へ泳ぎありき給ひけるを、伊勢の三郎義盛小舟をつと漕ぎ寄せて、先づ右衛門の督を熊手にかけて引き上げ奉る、大臣殿いとゞ沈みもやり給はざりしを、一所に取り上げ奉りてけり。乳母子の飛驒の三郎左衛門景經、此由を見奉りて、我君取り奉るは何者ぞとて、小舟に乘り義盛が船に押し並べて乘り移り、太刀を拔きて打ちかゝる。

義盛あぶなく見えける所に、義盛が童主を討たせじと中に隔り、三郎左衛門に打つてかゝる。三郎左衛門が打つ太刀に、義盛が童甲の眞向打割れて、二の太刀に頸打ちをとさる。義盛が猶危く見えけるを、隣の船より堀の彌太郎親經能く引きてひやうと放つ。三郎左衛門内甲を射させてひるむ所に、堀の彌太郎義盛が船に乘り移り、三郎左衛門に組みて伏す。堀が郎等やがて續きて乘り移り、三郎左衛門が腰の刀を拔き、鎧の草摺引き上げてつかむ。拳も通れ通れと三刀刺して頸を取り、大臣殿は乳母子が目の前にて、かやうになるを見給ひて、如何ばかりの事をか思はれけん。凡能登殿の矢先に廻る者こそなかりけれ、敎經は今日を最後とや思はれけん、赤地の錦の直垂に唐綾縅の鎧きて、鍬形打ちたる甲の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四さしたるきりふの矢負ひ、滋藤の弓持ちて、さしつめ引きつめ散々に射給へば、者ども多く手負射殺さる。矢種皆盡きければ黑漆の大太刀、白柄の大薙刀、左右に持ちて散々に薙ぎて廻り給ふ。新中納言知盛の卿、能登のもとへ使者を立てゝ、いたく罪なつくり給ひぞ、さりとてはよき敵かはと宣へば、能登殿さては大將に組みござん

なれとて、打物くき短にとり、ともへに散々になぎて廻り給ふ。されども判官を見知り給はねば、物具の能き武者をば判官かと、目をかけて飛びてかゝる。判官も內々面に立つ樣にはし給へども、とかくちがへて能登殿には組れず、されどいかゞはし給ひたりけん、薙刀をば弓手の脇にかい挾み、味方の船の二丈ばかりのきたりけるに、ゆらりと飛び乘り給ひぬ。能登殿早業や劣られたりけん、續きも飛び給はず、能登殿今日はかくとや思はれけん、太刀薙刀をも海へ投げ入れ、甲も脫ぎて捨てられけり。鎧の袖草摺をもかなぐり捨て、胴ばかりきて大童になり、大手を廣げて船のやかたに立ち出で、大音聲をあげて源氏の方に我と思はん者あらば、寄りて敎經組みて生捕にせよ、鎌倉に下り兵衛の佐に物一言いはんと思ふなり、寄れや寄れと宣へども、寄る者一人もなかりけり。こゝに土佐の國の住人安藝の鄕を知行しける安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて凡二三十人が力あらはれたる大力の剛の者、我にちつとも劣らぬ、郎等一人具したりけり、弟の次郎も普通には勝れたる兵なり。彼三人寄り合ひて縱令能登殿心こそ剛にをはすとも、何程のことかあるべき、長十丈の鬼

なりとも、我等三人が掴みつきたらんには、などか從へざるべきとて小舟に乘り、能登殿の船に押し並べて乘り移り、太刀の鋒を整へて一面に打つてかゝる。能登殿是を見給ひて、先づ眞先に進みたる安藝の太郎が郎等に、裾を合せて海へどうと蹴入れ給ふ。續きてかゝる安藝の太郎をば、弓手の脇にかい挾み、弟の次郎をば馬手の脇に取りて挾み、一しめしめていざうれ、己等死出の山の供せよとて、生年二十六にて海へつゞとぞ入り給ふ。

新中納言知盛の卿は、見るべき程のことは見つ。今は只自害をせんとて、乳母子の伊賀の平内左衞門家長を召して、日比の契約をばちがへまじきかと宣へば、さる事候ふとて中納言殿にも鎧二領きせ奉り、我身も二領きて、手に手を取り組み、一緖に海にぞ入り給ふ。是を見て當座にある二十餘人の侍ども、續きて海にぞ沈みける。されども其中に越中の次郎兵衞、上總の五郎兵衞、惡七兵衞、飛驒の四郎兵衞などは、何としてかは遁れたりけん、そこをも終に落ちにけり。海上には赤旗赤印ども切り捨て、かなぐり捨てたりければ、立田川のもみじ葉を、嵐の吹き散らしたるに異ならず。汀に寄する白波は薄紅にぞなりに

ける。主もなき空しき船どもは、潮に引かれ風に從ひて、何地をさすともなく、ゆられ行くこそ悲しけれ。生捕には前の內大臣宗盛公、平大納言時忠右衛門の督淸宗、內藏の頭信基、讃岐の中將時實、大臣殿の八歲の若君、兵部の少輔雅時、僧に二位の僧都專親、法勝寺の執行能圓、中納言の律師ちうくわい、經誦坊の阿闍梨ゆうゑん、侍には源太夫の判官季定、攝津の判官もりずみ、藤內左衛門の尉信康、橘內左衛門のすゑやす、阿波の民部重能父子、以上三十八人なり。菊池の次郎高直、原田の太夫種直は軍以前より、甲をぬぎ弓の弦をはづして降人にまいる。女房達には女院北の政所、廊の御方大納言の佐殿、師の介殿治部の卿の局以下、以上四十三人とぞ聞えし。元曆二年の春の暮、如何なる年月にて、一人海底に沈み百官波上に浮ぶらん。國母官女は東夷西戎の手に從ひ、臣下卿相は數萬の軍旅に捕はれて、舊里へ歸り給ひしに、或は朱買臣が錦を着ざることを歎き、或は王昭君が胡國に趣きし恨も、是には過ぎしとぞ見えし。四月三日の日、九郎太夫の判官義經、源八廣綱を以て院の御所へ奏聞せられけるは、去ぬる三月二十四日の卯の刻に、豐前の國田の浦門司が關、長門の國壇浦、赤間ヶ關に

て平家を悉く攻め亡し、內侍所しるしの御箱、事故なく都へ返し入れ奉るべきよし、奏聞せられたりければ、法皇大に御感ありて、廣綱を御坪の內に召して、合戰の次第を委しく御尋ありて、御感のあまりに廣綱を當座に左衛門になされける。同じき五日の日、北面に候ふ藤判官信盛を召して、內侍所しるしの御箱一定かへり入らせ給ふか、見て參れとて西國へ遣はさる。信盛やがて院の御馬賜はりて、宿所へも歸らず鞭を上げ、西をさしてぞ馳せ下る。さる程に九郎太夫の判官義經、平氏男女の生捕ども相具して上られけるが、同じき十四日播磨の國明石の浦にぞ着かれける。名を得たる浦なれば、更け行くまゝに月澄み上り、秋の空にも劣らず、女房達はさし集ひて、一年是を通りには、かゝるべしとは思はざりしものをとて、忍び音に泣ぞあはれける。帥の介殿つく〴〵と月を詠み給ひてぞ、いと思ひ殘せる事もをはせざりければ、涙に床も浮くばかりにて、かくぞ思ひつゞけらる。

ながむれば濡るゝ袂にやどりけり月よ雲井のものがたりせよ

治部卿の局

雲の上に見しにかはらぬ月かげのすむにつけても物ぞかなしき
大納言の佐の局

わが身こそ明石の浦にたびねせめをなじ波にもやどる月かな

判官は猛き武夫なれども、さこそ各昔戀しく物悲しくもやをわすらんと、身にしみてあはれにぞ思はれける。同じき二十五日内侍所しるしの御箱、鳥羽につかせ給ふと聞えしかば、內裏より御迎に參らせ給ふ人々、勘解由の小路の中納言經房の卿、檢非違吏の別當左衛門の督實家、高倉の宰相中將泰通、權の右中辨兼忠、ゑなみの中將公時、但馬の少將範能、武士には伊豆の藏人太夫賴兼、石川の判官代義兼、左衛門の尉有綱とぞ聞へし。その夜の子の刻に、內侍所しるしの御箱、太政官の廳に入らせをはします。寶劍は失せにけり、神璽は海上に浮びたるを、片岡の太郎經春が取り上げ奉りたるけるとかや。（信濃行長鎌倉時代）

【長門本平家物語】源氏は三月十八日長門國をいつへいつに陣をとれば、平家は門司が關、壇浦、ひく島にこそ陣を取れ、勝浦引島いかゞあるべからん覺束なし。源平兩陣中間わづかに三十餘町なり。四方浦々よりいくらといふ數を

長門本平家物語

しらず、兵船どもこぎ來り、源氏の勢はかさなれば、平家の勢は落ぞゆく。されども平家の方にも跡目に付けて、來り集る兵船五百餘艘なり。源氏のふねは三千餘艘ぞありける。壇浦にて判官と梶原として、いくさせんとする事あり。梶原、判官に申しけるは、今日の先陣は侍どもにたひ候へ、判官の宣ひけるは、義經がなくばこそとありければ、梶原如何にまさなく君は大將にてましまし候へといへば、判官鎌倉殿こそ大將よ、義經は御代官として、奉行をこそうけたまはれ、和殿原も義經も唯同じ事ぞ。一の谷は南は海北は山、東西の道ほり切りて籠る敵十萬餘騎、たやすく攻め落しがたかりしを、義經鵯越より身を捨てただ三時間に追をとしつ。屋島の城を落し〻も、人は皆波風に恐れて渡らざりしを、義經がたゞ五艘にてわたして、屋島の城を追落しつ。いまはこ〻ばかりの詰軍になりたれば、先を駈て鎌倉殿に奉公申さんずるなりとのたまへば、梶原先陣を望みかねて、此殿は侍のしうにはなりげじとぞつぶやきける。判官は腹をたて〻梶原は日本一のをこの者にて、ありけるはと宣へば、梶原もへりもをかず、是はいかに鎌倉殿の外に主はなきものをといふ。判官馬に打ち乘

て、矢を取て打くはせんとし給ふ。梶原も馬に打乘つて、矢取たばさみけり。伊勢三郎義盛判官の馬の前に進んで、太刀の柄に手をうちかけて、三寸ばかり拔きまうけて眞中切らんと、梶原をにらまへてぞ立たりける。武藏坊辨慶大長刀のさやはづしてつと寄る。佐藤四郎兵衛忠信つとよる。梶原が嫡子源太景季、同平次景高二人、父が左右の脇につとよる。判官の馬の口に土肥の次郎實平、三浦介義澄左右の輿に取付て、兩人共に泣々申けるは、是程の大事を御前にあてさせ給て、同士軍せさせましく候はゞ、敵の力になり候なんず。偏に天魔の所爲とこそ覺候へと申ければ、判官靜まり給にけり。梶原すゝむに及ばす止にけり。三月二十四日源氏數萬艘の兵船、夜のあけぼのに押寄せたる、平家の軍兵十萬餘人待かけて、互に鬨をつくる聲をびたゞし。上は悲相天までもひゞき、下は海龍王も驚くらんとぞをぼえたる。門司關、壇浦はたぎりて落つる潮はやなり。平家の船は潮にをいて出で來たりけり。源氏の船は潮に向て押落され、沖の潮の早ければ、梶原船を押へて敵の船の行ちがふ所を、熊手を打かけて乘り移り、小長刀を取持ちて、ともからへまでぞないたりける。

首二つ取りて新中納言知盛の船の眞先に出で來ければ、渚よりこゝなる船は誰が船ぞといふ。船より答へけるは、東國の奴原の君の御笠印、見知り參らせぬものやある。名乘れと申せば、齊院次官親能と申。ことわりや、親能は古筆などぞとらんずる弓矢のかたは珍しなどゝてはと笑ふ。和田左衛門尉が、未だ和田太郞とて有けるが、褐衣の鎧直垂に赤地錦にて袖かへて、黑皮縅の鎧に黃河原毛なる馬に乘て打立つ。沖なる新中納言の船をさゝへて、射る渚より沖にむけて、二町餘り三町に及びて、新中納言の船を射越して、二の征矢を一所にこそ射うかべたれ。中納言此矢を召寄せて見給へば、鷹の羽染羽、中黑わり合せて作りたりけるが、かざらぬ十三束三伏に、口卷より束あけて、白篦に和田小太郞義盛と燒書をこそしたりけれ。此矢ぞ物にも引き立ちて遠くも行きける。和田小太郞其矢給はらんとぞ招ける。新中納言これに遠矢射つべき兵や有ると尋給へば、伊豫國住人新紀四郞親家ぞ、撰れて參りける。御船の屋形に召されて、二の征矢を暫くつまよりて、和田太郞は渚より沖へ、二町餘り三町をこそ射たるに、是は沖より渚へむかひて、四町餘りぞ射たりける。親家一

家の者どもが申けるは、和田小太郎が我ほど射る者あらじと思ひて、まねきてかきたる臏弓かなとぞ申ける。和田小太郎射劣りぬと思ひて、意趣を立てゝ小船に乘て漕ぎめぐり〳〵、をもてに立たる者を差つめ〳〵射拂ければ、をもてを合するものなかりければ、新中納言船をぞこぎ去り給ひける。新中納言船の屋形に立出で、四方を見渡し給て宣ひけるは、日本我朝にもかぎらず、天竺震且にもならびなき名將勇士といへども、運命の盡きぬるのちは力及ばず、されども名こそ口惜けれ、東國の奴原に弱げ見ゆるな、者どもとのたまへば、越中次郎兵衛盛次が侍ども、此仰承れと申ければ、あはれ同くは大將軍九郎義經に組ばやといふ。盛次が申けるは九郎はせい小き男の白きが、向ふ齒そりたるなるぞ、さまをやつして尋常なる鎧は着ぬ也、こゝにて着たる鎧をばかしこにてはかへ、かしこにて着たる鎧をばこゝにてかへ、常に鎧を着かゆるなるぞ。これを心得てくめと云ば、中坂東の奴原は、馬の上にてこそ口はきく共、船軍はいつ習べきぞ、魚の木に上りたるに似てこそ有んずれ、九郎は心こそ猛く共、せい小き者なれば、目懸てんにはなじかは組ざるべき、ひくんで海へ入らんずる

物をとぞ申ける。　新中納言斯樣に下知し廻りて、大臣殿の御船に參り給て、今日は味方の兵共、軍はよくしつと覺え候。　侍共が事柄よくみ候、但し成良が色の變りてみえ候しや、首討候ばやと申給へば、只今見えたる事もなきに、いかゞさうなく切んずるぞ、一定を聞き定めてこそとて、分明の御返事なし。　軈てめせさて阿波民部成良を召さる。　木蘭地の直垂に、赤縅の鎧をぞ着たりける。御船のせがいに畏れて候けり。　大臣殿いかに成良は、色かはりて見ゆるぞ、をくしたか、四國の者共に軍よくせよとて立にけり。　新中納言哀れしや、首をうたばやと覺されけれども、大臣殿ゆるし給はねば力及ばず。　平家は五百餘艘の船より山鹿兵藤次秀遠、菊池三郎孝康以下、強弓せいびやうを五百人撰び出して、矢面に立ちて射ければ、源氏の先陣こらへずして、兵船ども少し退く。　平家は味方勝ちぬとて、せめつゞみ打て悅の鬨をぞ作りける。　其最中にいくらと云數を知らず、鯨ぞ喰て出來る。　大臣殿小博士を召して、いかなるべきぞと御尋あれば、博士勘申けるは、此鯨が喰かへらば味方御悅なり、喰通りぬる物ならば、味方御大事只今にありとぞ申ける。　それに平家の方の船の下を、無二相違一

喰通りぬ。博士泣々今はかう候とぞ申ける。是を聞給ひける人々の御心の内、さこそ淺ましく覺されけめ。判官は射しらまされて、いかゞあるべきと思ひ煩ひ給けるに、しば〳〵白雲やらんと見えけるが、空より白旗一ながれ、判官の船の前に押付け、渚の見ゆる迄をりければ、八幡大菩薩の現ぜさせ給ひたるとて、判官以下の軍兵甲を脫ぎて拜み奉る。平家もはるかに是を見て、身の毛もよだちてぞ覺えける。平家五百餘艘と申は、杉浦黨の船百餘艘、山鹿兵藤次秀遠が一黨三百餘艘、平家の一門の船百餘艘也。平家は四國九州の兵をば、後陣の武者に賴みて定めて、ともに鬨を合せ進むらんと思ひ給ひければ、四國の者ども源氏と一になりて、平家を中に取籠てさん〴〵に射る。平家周章てまよひ給にけり。今まで味方と思しつる者どもが、我に向て弓を引劍をぬきければ、敵も味方も見分けず、源氏は唐船をぞ心にくうはせんずらんとて、唐船にはけしかる物どもを、武者に作りてのせあつめて、兵船には究竟の船のせて、源氏唐船に乘り移らば、兵船にて押まきて討んとしたりけるに、阿波民部がかへり忠してければ、源氏唐船に目をもかけず、兵船に押寄せて、水手梶取どもを射

伏せ、切りふせければ、船を直すに及ばず、櫓棹を捨てゝ船の底に倒れ伏しければ、源氏みな平家の船に乘り移り、さん〴〵に戰ふ。哀れ新中納言のよくのたまひつる物をと、人々後悔しけれどもかひなし。阿波民部成良は、此二三箇年平家に忠をつくし、度々の軍に父子ともに身命を惜まず戰ひけるが、事の體いかにも叶はじと思ける上、嫡子成直生捕られにければ、判官に心を通はしければ、當國の住人等源氏に從ひ、忽にかくしけるこそ、人の心はむざんなれ。是も平家の運の盡きぬる故也。新中納言知盛は、女房達の御船に參りて、見ぐるしきものども、取清め候へやとのたまへば、女房達軍はいかにと問はれければ、軍は今から候、はやいつしか珍しき東男どもをこそ、御覽せんずらめとて打笑ひ給へば、何といふ只今の戲ぞやとて、泣あい給ひけり。二位殿はこれを聞召し、鈍色の二衣に、袴のそばとりてはさみ、八歲にならせ給ふ先帝を抱き奉り、我身に二所結付け奉る。寶劍をば腰にさし、神璽をば脇にはさみて、出給ひければ、先帝是はいづくへぞと仰ありければ、彌陀の淨土へぞ我君とて、波の下にしづみ給ふとて、

みても死けれ。大臣殿親子は素肌にて入給たりける上、究意の水練にてをはしけり。立をよぎにしつ、拔手をよぎにしつ、犬掻游してふつと死げにもなし。伊勢三郎義盛が熊手に懸て、右衛門督をとりて引上げ奉る。大臣殿は態と游ぎよつて、捕はれ給ひぬ。御乳母子の飛驒三郎左衛門景經、何者なれば君をば生捕奉るぞとて、太刀を拔て懸るに、義盛が童中にへだつるが、景經一の刀に甲を打落す。次の刀に頭を二に切りわりぬ。堀彌太郎近くはよらで、立止りて能引て放つを、弓を打捨て引組で投げまばして、押へて首をぞ取りてける。大臣殿我身捕上られて、目の前にて乳母子がかくなりけるを見給て、いかなる御心地し給ひけんと、思ふぞ淺ましき乎。中納言敎盛の御子能登守敎經は、大力の剛の人、強弓のせいひやう、矢つぎばやの手ぎゝなり、打もの取ては鬼神にもまけまじと振舞給ふ、二十七にぞなり給ふ、矢つぎばやの手ぎゝなり、打物持てぞ戰ひ給ひける。向ふ者をばないだり、いたり、にぐる者をば追かけて、さんざんに討取給けり。我太刀長刀皆打折り、向ふ敵に寄せ合せて、足をあげてふみたをして、其太刀長刀を奪取りて戰ひ給ひけり。それも皆打折て能登守殿、黑

革緘の鎧を袖も草摺もちぎりすて、胴ばかりを身に卷きて、丸ざやの太刀の鞘ばかりぞ腰に殘りたる。甲をば着給はず大あらはになりて、なにも持たず、左右の手をひろげて、敵を待てのたまひけるは、所知しらんと思はん者は、我を生捕にして、鎌倉に行け、賴朝にいふべき事あり、對面させよと呼はり給ふ。寄する者をばかいつかんで海へ投入れふみ入れ、あたりを拂ひて振舞ひ給へば、敵も味方も目をすまして見ける所に、判官是を見て申されけるは、昔より弓箭取て名をなす人にも、まけ軍になりぬれば、みな臆する習也。あわれ能登守は手もきゝ、心も剛なる者かな、あの殿一人を助けて、大將にせばや、此三四年のほど、源氏の矢種を盡して、今まで天下を鎭ざる事、あの殿故ぞかし、のがれ給ふべき事ならば、あたら大將かなとぞ宣ふ。新中納言のたまひけるは、能登殿やいたくな罪作り給ひそ、させるなき者にてもなかりけりと、のたまいければ、能登守はあな是は大將軍九郎に組めとのたまふ、ござなれ、我もさこそ思へども、九郎が見えねばこそ、いかにもして相構へてくまんと、思ひ給ふに、能登殿と判官と寄せ合する事、二度ありけり。能登守は鎧甲に、小長刀持ちてをはしけり。判

官もよろひかぶとに、小長刀にてありけるに、能登守判官と見てければ、卽ち乘移り給て、艫より舳までぞ追掛給ふ。既に討れぬと見えけるに、判官長刀脇にかいばさみて、そばなる船の八尺餘り一丈ばかりのきたるに、ゆらと飛びたまふ。能登守早わざや、をとり給ひけん、續て飛び給はず、かゝる事二度ありけり。其後は判官人をすゝめんとて、面にたつやうにせられけれども人だにも進めば、かい紛てうちへ入らざりければ、すべて組べき樣ぞなかりける。安藝守が子孫にてはなけれども、安藝太領が子に安藝太郎眞光といひける太刀のがうの者、我身に劣らぬしたゝか者二人を語ひて、三人心を一にして申けるは、いざや能登殿に組ん、一人づゝ寄ざればこそ取詰らるれ。我等三人取付たらんには、たけ十丈の鬼神なりとも、しばしはなどかひかへざるべき、いざ組んとて、三人小船に乘て、能登殿の船の袂に、小船の舳をがはとつかせて、打物にて飛でかかりけり。一人進みけるを、能登殿よせ合せて蹴給へば、海へさとけ入給て、殘二人つと寄を、左右の脇にかいばさみて、一しめしめて少しこはしとや思はれけん、いざこれさらばをのれ等とて、はさみながら海へつと飛入給ふ。其後は

又も浮び出ざりけり。新中納言見べき事をばみつ、今はさてこそあらめ、此奴原もけしかる者どもにて、こそありけれとて、乳母子の伊賀平内左衛門家長を召して、いかに家長やくそくはとのたまへば、忘れ候まじとて、主にも鎧二領を着せ奉る、をのれも鎧二領着て、主と手を取り組て、一所にぞ入にける。筑紫の者に八代の太夫重安は、鎧物の具ぬぎすて、親子二人連てをよぎけり。にくし射殺せとて、源氏の軍兵さしつめさしつめ射ければ、海の底すみて二十餘町游でのち、重安嫡子小太郎重茂に申けるは、右の足を物がくはへて引入るれば、今は斯と覺ゆるぞ、我を助けよといひければ、父が足をとりて、是れは餘りにあはてゝ、右のすね當の上の緒をば解て、下の緒を解かざりければ、すねあてがすびきて、海の底に引入るゝやうにしければ、重茂父がすねあての緒を、喰ひ切て捨てたりければ、大息をつきて今は助りぬとて、父子連て海上一里餘り游ぎて、豐前國柳ケ津にこそ上りたれ。空しき船は浪にゆられ、風にしたがひてぞたゞよいける。赤旗赤符海上にちぎりすてたれば、紅葉を嵐の吹散せるに異ならず。水血に變じて渚による浪も紅なり。生捕には前内大臣宗盛公、御子息右

衛門督淸宗、八歲若公童名副將軍殿とぞ申ける。平大納言時忠、同子息內藏頭信基、讃岐中將時實、兵部大輔尹明、僧には二位僧都全親、中納言律師忠快、經誦房阿闍梨祐圓、侍には肥後守貞能、源太夫判官孝貞、攝津判官盛澄、橘內左衛門季康、女房には女院、重衡北政所、大納言典侍、人々の北方、上下女房二十三人、都て生捕三十八人也。二位の外は、千尋の底に沈給ふ人もなし。一目も見給はざりつる、荒夷どもの手にかゝりて、都へ歸り給ふ心の中、王昭君が夷に囚て胡國へ行けんかなしみも、いかでか是にはまさるべきとぞ覺えける(中略)。元曆二年四月三日未刻ばかり、九郞判官義經、使を院へ參らせて申けるは、去月二十四日、長門國壇浦、門司關にて平家の輩悉く生捕にして、三種の神器事故なく返し入させ給べしと申たりければ、上下悦あへり。使は源廣綱とぞ申ける。廣綱を御所に召て、合戰の次第委く御尋あり、御感の餘りに左兵衛尉に召仰られけり。五日猶御不審の間、北面の下らう藤判官信盛を、西國へ下し遣はす。宿所へもかへらず、やがてむちをあげてはせ下りける(中略)。內侍所注の御箱、歸り入せ給ふ事はめでたけれ共、寶劍はうせにけり。神璽を注の御箱と申、海上に浮た

りけるを、常陸國住人片岡太郎經春取上げ奉りたりけるとぞ承る。（作者未詳鎌倉時代）

【源平盛衰記】平家は屋島をば落ちぬ、九國へは入れられず、寄る方もなく浮れて、長門の壇浦、赤間、門司關、引島に着きて、波の上に漂ひ、船中に日を送り給ふ。源氏は阿波國勝浦に着く。所々の軍に討勝て、屋島内裏を追落し、平家の船の行くに任せて、陸より攻追ふ、燒野の雉の隱れなく、鷹の攻むるに異ならず。源氏は於井津、部井津と云ふ所に着く。平家の陣を去る事、二十餘町なり。同き三月二十四日（壽永四年）九郎判官義經以下の軍兵七百餘艘にて、夜の凌晨に攻寄す。平家待請けたり。五百餘艘の兵船を漕向へ、矢合せして戰ふ。源平兩方の軍兵、十餘萬人なれば、互に鬨を發す聲、鏑矢の鳴違ふ音、上は蒼天に聞え、下は海底に響くらんとぞ驚かれける。三河の守範賴、千葉介常胤、稻毛、榛谷、海老名、中條、相馬、大田、大胡、廣瀨、小代、中村、久下、塩谷、三萬餘騎にて九國の地に着き前をきる。籠の中の鳥出で難く、網代の鮊免れんや、海には船を浮べたり、陸には轡を並べたり、東西南北塞がれて、漏るべき方こそなかりけれ。權中納言知盛卿、船の軸に立ち出でゝ申されけるは、軍は今日を限り、各退く心あるべからず、

昔より今に至る迄、軍破れ運盡きぬれば、名將勇士も或は路人の爲めに獲られ、或は行客の爲めに囚はる。是れ皆去り難き死を遁れんと、思ふ故なり。各命をも惜むべき、心を一にして、義經を取つて海に入れよ、今度の合戰の執心、此事にありと申されければ、近く候ける武藏三郎左衞門有國、各此仰奉まはれやと申す。惡七兵衞景淸が申す、阪東の者共は馬上にてこそ、口は利き候へ共、船軍は未練なるべし、只魚の木に登らん如くなるべし、必ず寸歩を失ひ、弓箭を抛ぐべし、一々に取て海に入れなんと申す。由々敷ぞ聞えし。越中次郎兵衞盛嗣申しけるは、九郎冠者が軍將として上ると承りし間、緣に付て其樣を尋ね聞きしかば、面長ふして身短く、白色にして齒出でたり、身を窶してよき鎧を着ず、日々朝夕に物具を替ふと云ひき。其の意得をくまん〱と申す人々、口々に九郎は心こそ猛く共、勢力小さくあるなれば、其の冠者何事か有るべき、目にかけてんには寄せ合、片脇に搔挾んで、つと海へ入りなんと申す。伊賀平內左衞門家長は、あゝ世は不思議の事哉、金商人が從者して、奧州へ下りたる者が、源氏の大將軍して、君に向ひ進らせ矢を放つ事よ。御軍の盡きさせ給ふと云ひなが

ら、口惜き事哉とてはら〳〵と泣く。權中納言知盛卿、大臣殿の前に進んで申されけるは、今日の合戰兵の景氣勇ありて見え候、但し成良は必定心替したりと覺え、頸を切り侍らずやと宣へば、大臣殿はそも實否を聞定めてこそ、若し僻事ならば不憫なりとて、不詳なりければ、度々諫め申され成良を召す。木蘭地の直垂に、洗ひ革の冑着て、大臣殿の前に蹲踞せり。成良こそ先々の樣に、事をもをきて予今日はわるびれて見ゆ、若し臆し侍るか、四國の者どもに軍よくせよと、下知すべしと仰せられければ、なしかは臆し侍るべきとて立ちぬ。知盛卿は太刀の柄に手を懸けて頸を打たばやと思し召しけれども、免し給はねば力なし。肥後國の住人、菊池次郎高直、原田太夫種直等は平家に相從ひたりければ、三百餘艘先陣に漕向へ、弓の上手大矢共をそろへて、散々に射ければ、源氏の兵多く討たれて舟共指退く。平家は勝ちぬとて阿波國の住人新居紀三郎行俊、唐鼓の上にのぼりて攻鼓を打つて訇りけり。判官は軍負色に見えければ、壇瀬の水に口を漱ぎ、目を塞ぎて掌を合せて、八幡大菩薩を祈念し奉る。神明擁護を加へ給ひ、白鳩二羽飛來りて、判官の旗の上にぞ居たりける。源平共

にあれ〳〵と云ふ程に、東方より一村の黑雲たなびき來て、軍場の上にかゝる。雲の中より白旗一旒をり下つて、判官の旗頭にひらめきて、雲と共に去りぬ。源氏は掌を合せて之を拜む。　平家は身の毛立ちて、心細く覺しける。　源氏の軍兵等、此等の靈瑞を拜みければ、勇み訇つて或は船に乘移りて、漕寄せ〳〵戰ふ者もあり、或は陸を歩ませて、指詰め〳〵射る者もあり。　强弓精兵矢繼早の手たり共、劣らじ負けじと散々に射ければ、平家亂れ合て戰ふ勝劣更に見えず。三浦平太郎義盛、船には乘らず浦路を歩ませ、敵の舟をさしつめさしつめ射けるこそ、物に當るも健く遠くも行きけれ。　前權中納言知盛卿乘り給へる舟、三町餘を隔てゝ澳に浮ぶ。　三浦義盛十三束二伏の白箆に、山鳥の尾を以て矯たりけるを、羽本一寸ばかり置きて、三浦小太郎義盛と燒繪したりけるを、能く引て兵と放つ。　知盛卿の舷に立て動けり。　中納言此矢を拔かせて、舌振して立ち給へり。　三浦は遠矢射澄したりと思ひ、鐙踏張り弓杖つき立上つて、扇をひらひて平家を招く。　其矢射返せとの心なり。　中納言之を見給ひて、平家の侍の中に、此矢射返すべき者はなきかと尋ねられけるが、阿波國の住人新居紀四

郎宗長は、少しあらてなれ共、遠矢は四國第一とて召されたり。宗長三浦が箭を、さら〳〵と爪遣りて、此の箭箆姓弱く矢つか短かし、私の矢にて仕侍るべしとて、黑塗の箭の十四束なるを、只今漆をちと削りかけ、新居紀四郎宗長と書付けて、舳屋形の前ほばしらの下に立て、暫し固めて兵と放つ。三浦義盛が弓杖に懸て、居たりける甲の鉢射削り、後四段計に控へたる三浦石左近と云ふ者が、弓手の小かいな射通す。源氏の軍兵等、嗚呼義盛無益して遠矢射て、源氏の名折ぞ〳〵と云ひければ、判官宗長が矢を取て、これ返すべき者やあると尋ねられければ、土肥次郎實平が申しけるは、東八箇國には此の矢に射勝つ可き者覺えず、甲斐源太殿の末子に、淺利與一殿ぞ遠矢は名譽し給ひたると擧す。さらば呼び奉れとて招寄す。判官宣ひけるは、三浦義盛遠矢射損じて、荅の矢射られたり、時の耻に侍り、其れ返し給へなんやといはれければ、與一は宗長が矢を取りて、さら〳〵爪遣れ、此は箆誘も尋常に普通には越へ侍る、但し遠忠が爲めには相應せず、私の具足にて仕るべしとて、判官の前を立つ。其の日の裝束には漁綾の直垂に、折烏帽子を引立て、黃河原毛の馬に、白覆輪の鞍置きてぞ

乘りたりける。白木の弓の握太なるを召寄せて、白箆十四束二伏に誘へたる、切府に鵠の霜降破合せて、矯たる征矢一手取添へて、遠矢の舟はいづれぞと問ふ。舳屋形の前に扇拔きつかひて、鎧武者の立ちたる船と教ふ。遠忠能く引固めて兵と放つ。宗長が遠箭射澄したりと存じて、ほばしらにより懸り、小扇拔き仕ひける鎧の胷板、かけすつと射とをし、其矢はぬけて海上四段計にさゝ入り、宗長ほばしらの元に倒る。其後源平の遠矢はなかりけり。三浦義盛遠矢射劣つて、此の耻を雪めんと思ひ、小船に乘り楯突向て漕廻り〳〵面に立つ。平家の侍共差詰め〳〵射倒す。元來精兵の手たりなれば、鏃に廻る者なし。源氏方に齋院次官親能と名乘て、留り懸つて戰ふ。平家方には誰とは知らず、武者一人艇に立て、あゝ親能は右筆ばかりは取も習ひたるらん、弓箭の道は知らざる者をと云たりければ、敵も味方もはつと笑ふ。親能赤面してぞ侍りける。源氏は大勢なり、勝に乘つて攻戰ふ、平家は少勢なり、今日を限りと振舞けり。帝釋修羅の闘諍も、是れには勝るべき。平家は船を二三重に構へたり。唐船には軍將の乘りたる體にて、軍兵を乘せたり。兵船には大臣殿已下、然るべ

き人々乘られたり。源氏の軍將の唐船を攻ん時、兵船源氏の船を指廻して、中に取籠一人も洩さずうたんとの謀なり。民部の大輔成良は、さしも平家に忠を致し、しか共忽ちに心替して、四國の軍兵三百餘艘漕、却て軍の見物して居たり。平家强らば源氏をいん、源氏勝色ならば平家を射んとぞこしらへたる。天をも度りつべし、地をも度るべし、只度るべからざるは人の心と。誠なる哉成良、源氏海には櫓櫂を並て、兵船數を知らず、陸には轡を並べて、其勢雲霞の如し。平家如何にも叶ひ難く見えける上、子息傳内左衛門が事も悲ければ、成良判官へ使を立てゝ申しけるは、唐船には大將軍の乘りたる樣子にて、軍兵を乘せられたり。兵船には大臣殿以下の公達召さしたり。唐船を攻めさせて、源氏を中に取りこめんと支度し侍り、御意有るべき由申言して、成良が一類相從ふ。四國の者共三百餘艘、漕寄せつゝ指合せて平家を射る。成良は心替の者なり、頸を切らばやと、中納言のよく宣ひける者をと、大臣殿後悔し給ひけれ共云かひぞなし。

去程に源氏の兵共、いとゞ力を得て平家の船に漕寄せ〳〵亂れ乘る。遠きを

ば射、近きをば斬る、竪横散々に攻む。水手、かんとり、櫓をすて、楫を捨て、船を直すに及ばず、射伏せられ、切伏せられ、船底に倒れ、水の底に入る。中納言は女院、二位殿などの乘り給へる御船に參られたりければ、女房達こはいかに成り侍りぬるぞと宣ひければ、今は兎も角も申すに詞足らず、兼て思ひ儲けし事なり、めづらしき東男共をこそ、御覽ぜんずらめとて打笑ひ給ふ。手自船の掃除して見苦しき物共海に取入れ、こゝ拭へかし、こゝ拂へなど宣ふ、さほどの事に成り侍るなるに、閑なる戲言哉とて、女房達聲々をめき叫び給ふ。此に海豚と云ふ大魚二三百もやあるらん、攄ふき立て群て來る。安倍晴延と云ふ小博士を召て、いかあるべきぞと尋ね給ふ。晴延占文披ひて、此の海豚食返れば源氏に疑あり、食通れば味方に憑なしと申しけるに、此の魚一も食返さず、平家の船の下をついくゞりついくゞり食て過ぎぬ。小博士今はかう候とて、涙をはらはらと流しければ、人々聲を立てゝぞおめき給ふ。二位殿は今を限りにこそと聞き給ひければ、宗盛は入道大相國の子に非ず、又我子にもなし、されば小松内府が心にも似ず、思おくれたることよ、海に入り自害などもせで、虜られて憂目

などをや見んずらん、心憂くこそ覺ゆれとぞ宣ひける。 宗盛入道の子に成りける故は、二位殿重盛を嫡子に儲けて、後又懷姙したりけるに、入道弓矢取る身は男子こそ寶よ、嫡子に一人あれば心苦し、必ず弟儲けて給へ、ときにせさせんと云ふ。 二位殿斜ならず佛神に祈申し、月滿して生れたるは女子なり、音なせぞ如何がせんとて、方々取替子を尋ねける程に、淸水寺の北の坂に、唐笠を張て商ふ僧あり。 憖に僧綱に成りたりければ、異名に唐笠法橋と云ひける者が許に、男子を生みたりけるに、取替へつゝ、入道に男子儲けたる由告げたれば、大に悅んで産所もはてざりけれども、嬉さには穢なき事も忘れて、女房の許に行き、あゝ目出たし目出たしとぞ、悅び給ひける。 入道世に有りし程は、露の言葉にも出し給はず、壇浦にてぞ初めてかく語り給ひける。

二位殿今は限と見はて給ひにければ、練色の二衣引纏ひ、白袴のそば高く挾みて、先帝を懷き奉り、帶にて我身に結び合せ進らせ、寶劍を腰にさし、神璽を脇に挾みて、綖に臨み給ふ。 先帝は八にぞならせ給ひける。 御年の程よりは、ねびとゝのほらせ給て、御形あてにうつくしく、御髪黑くふさやかにして、御背に懸

け給へる、御貌類なくぞ見えさせ給ひける。御心迷ひたる御氣色にて、こはいづこへ行くべきぞと、仰せられけるこそ悲しけれ。二位殿は兵共が御船に矢を進らせ候へば、別の御舟へ行幸なし進らせ候とて、

今ぞしる御裳川の流には浪の下にも都ありとは

と宣ひもはてず、海に入り給ひければ、八條殿同くつゞきて入り給ひにけり。國母建禮門院を始め奉て、先帝の御乳母帥典侍大納言典侍已下の女房達、船の艫舳に臥しまろび、聲を調へて叫び給ふも夥し。軍喚にぞ似たりける。浮きもや上らせ給ふと、暫しは見奉りけれ共、二位殿も八條殿も深く沈みて見え給はず。昔は一天の主として、殿をば長生と祝ひ、門をば不老と名けしか共、今は雲上の龍下て、忽に海中の鱗と成り給ふこそ悲しけれ。哀れなる哉、花に喩へし十善の御粧、無常の風に匂を失ひ、悲い哉、月に瑩きし萬乘の玉體、蒼海の浪に影を沈み御座す事を、無常元來定なし、有待誰かは恃み有るなれ共、清凉紫宸の玉臺を振捨て、鬪戰兵革の船中に行幸して、未だ十歳にだにも滿じ給はぬ御齢に、忽ちに波の底に入り給ひけん、哀れと云ふも疎なり。女院は後れ奉らじと、

御燒石と御硯の箱とを、左右の御袂に宿し入れ、御身を重くしてつゝきて、海に入らせ給ひけるを、渡邊源次兵衛尉番が子に、源五馬允眤と云ふ者、急ぎ飛入て潜上げ奉りけるを、眤が郎等熊手を下して、御髮をから卷きて、御舟へ引入れ奉る。　彌生の末の事なれば、藤重の十二單の御衣を召されたり、翡翠の御髮より始めて、皆壇垂御座すぞ御痛しき。　帥典侍も同く飛入り給ひけるを、衣のすそと御袴とを舷に射付られ給て、沈み遣り給はざりけるを、源次兵衛番取上奉る。眤はもしやの時とて、鎧唐櫃の底に持たりける、唐綾の白小袖一重取出して、女院に進らせたりけるぞ、夷なれども情あり、眤は近くは參寄らず程を隔て畏りて、君は女院にて渡らせ御座すかと、度々尋ね申しければ、御覽じ馴ぬ夷の有樣、恐しく思召しけれども、御言をば出させ給はず、二度打うなづかせ給ひけり。眤御舟を漕ぎて女院をば判官の船に渡し入れ奉り、近衛殿の北政所も、海へ飛入らせ給ひけるを、人々取留め奉る。　判官伊勢三郎義盛を以て、海には大事の人々入らせ給ひたるを、取り上げ進らせたらん者共狼籍仕なと下知しければ、義盛小船に乘て觸廻る。　此處彼處より女房達をば、判官の船へ送り渡し奉る。

兵共先帝の御船へ亂れ入て、大なる唐櫃のねじ破り、中なる箱を取出し、箱のからげ緒切解て、蓋をあけん〳〵としければ、忽ちに目眩き鼻血たる。平大納言時忠卿見給ひて、內侍所の御箱なり狼籍なりと宣へば、判官是を聞きて制止を加ふ。武士共御船を罷出ぬ。即ち平大納言に申して、元の如く御唐櫃に納入れ奉る。末代といへ共、かく靈驗の御座すこそ目出度けれ。神璽は海上に浮み給ひたりけるを、片置太郎經春取上げ奉る。前左馬頭行盛は基盛が子、前左少將有盛は小松大臣の息男、共に太政入道の孫なり。同船して御座しけるが、軍の樣今を限と思ひければ、甲を脫捨て、鎧の袖切落し身輕して、舷に進出で、有盛先陣に在て、源氏の兵と射合ひけり。行盛は暫し最後所作と覺しくて、船の舳頭にして提婆品をぞ讀み給ふ。一品既に終りければ、西に向つて回向して、有盛と立並び、矢鏃をそろへて射けるにこそ、數の兵も亡せけれ。熊井太郎忠元、江田源三弘基已下の輩、舟を押廻して西方より乘移りければ、行盛有盛弓をば棄て、劍を拔き、心を孀さず、命を惜まず、艫舳に廻て散々に戰ひ、首を列べて討死してぞ亡せにける。勇兵の振舞尤とぞ覺えける。行成提婆品を讀み給ひ

ける事は、父基盛大和守に任じて上洛の時、宇治河のはたに下て、水練して游ぎけるに、水に流れて死けり。其後基盛の女房夢に見けるは、我思ひがけず宇治左大臣頼長の爲めにとられて、河の底に沈みぬ。法華經にあらずば得道し難し、追善には提婆品讀誦書寫回向せよと見えたりければ、此夢を阿翁入道殿に語りたれば、不憫なりとて福原の經島に御堂を立て、八人の持經者を置きて、毎日に法華經を轉讀し、殊に提婆品をば極信に讀まれけり。行盛其比は幼少なり、成人して是を聞き、毎日に懈らず、此品をよみ給ひけるが、今日は未だ讀み給はざりけるやらん、又今を最後と思召しけるにや、最貴く哀にぞ覺えける。源氏の郎等に後藤三範綱は、平家の船に飛入て、打物拔て走り廻りけるを、越中次郎兵衛盛嗣、寄合せ組んで重なり、上になり下になり船中を五ころび六ころびしければ、互に刀を拔く隙もなかりける處に、盛嗣を助けんとて、惡七兵衛景清、範綱をばさしてけり。前能登守敎經は元來心剛に身健にして、進むことを有て退くことなし、軍敗れぬと見えければ、思切り死生知らずに振舞ふ。是ぞ聞ゆる能登守とて、我先々にと諍ひて懸りけれ共、少しも面も振らず戰ふ。矢ころ

に廻る者をば、指詰め〳〵射けるに、更に流矢なし。近付く者をば引寄せ提げて、海へ抛げ入れければ、面を向け難し。太刀にて切るは少なく、水にはまるは多し。前中納言知盛卿是を見て由なき事し給ふ者かな。此輩は皆歩兵にこそ侍りぬる。强に目にたて給ふべきにあらず、自害をもし給へかしと宣へば、偖は九郎冠者に組めとにこそ、其れは存ずる處なり。如何はせんと伺ひ廻る處に、判官の船と能登守の船とすり合せて通りけり。能登守然るべしとて、判官の船に乘り移り、甲をば脫棄て大童になり、鎧の袖草摺ちぎり捨て、輕々と身を認めて、何九郎ならんと馳廻る。判官兼ねて存知して、兎角違て組まじ〳〵と紛れ行く。さすが大將軍と覺えて、鎧に小長刀突て武者一人あり。能登守目を懸けて、軍將義經と見るは僻目歟、故太政入道の弟、門脇中納言敎盛の二男に、能登守敎經と名乘りにこと笑ひ飛懸る。判官は組では叶はじと思ひて、尻足蹈でぞやすらひける。大將軍を組ませじとて、郎等共が立隔て〳〵しけれ共、除け奴原人々數とて、海の中へ蹈入取入つと寄る。既に組まんとしければ、判官早業人に勝れたり、小長刀を脇に狹み、さしくゝりし弓長二つばかりなる、

隣の船へつと飛移り、長刀取直して舷に莞爾と笑ひて立ちたり。能登守は力こそ勝れたりけれ共、早業は判官に及ばねば力なくして舟に留まり、あゝ飛びたり飛びたりと嘆む。其後能登守今を限と狂ひ廻りければ、面を向け難し。爰に安藝太郎時家と云ふ者あり、是は安藝國の住人にもなし、安藝守が子息にも非ず、阿波國の住人安藝大領と云ふ者が子なり。三十人が力持ちたりと聞ゆ。郎等二人あり、同く三十人づゝ力あり。時家二人の郎等に云ひけるは、我等三人心を一にしてくまんには、鬼神と云ふ共負けまじ、能登殿强しと云ふ共、やは三人には勝ち給ふべき、三人取て合すれば九十人が力なり、私の力業は人の證據にたゝず、能登守に組で力をも人に知らせ、剛の名をも極めんと思ふは如何にといへば、郎等仔細にや及ぶべきとて、三人一度に錣を傾け打て懸る。能登守は源氏の郎等に名もあり力あればこそ、教經には懸るらめ、是ぞ軍の最後なると思ひければ、閑々と相待つ處に、三人鼻を並べ透間もなくつと寄る。一人をば海中へだぶと蹴入れ、二人をば左右の脇に掻挾れて、一しめ〳〵ていざをのれら教經が御伴申せ、南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛とて海の底へぞ沈み

ける。異說には自害云々。宗盛公子息淸宗二人は海にも入らず、自害をもせず、船中を兎違ひ角違ひ行き給ひければ、侍共餘に惡く思ひて通る樣にて、海へ突入れ奉る。人は鎧の上に碇を置き、冑の上に鎧を重ねて、身を重ふして入ればこそ沈むに、是れはすはだにて、而も究竟の水練なり。淸宗は父沈み給はゞ、我も沈まんとおぼし、宗盛は子沈まば我も沈まんと思て、二人ながら沈まず。竪ざま横ざま立游ぎ、犬游ぎして沈み給はざりけるを、伊勢三郎義盛船を押寄せて、右衞門督を熊手に懸けて引上ぐ。大臣殿此樣を見て、態と義盛が船近く游寄つて、取上られ給ひにけり。飛驒三郞左衞門景經、是を見て何者なれば我君をば取り奉るぞと云ひて、太刀を拔て打てかゝる處に、義盛が童主を討せじと、中に隔り戰ひけるが、童一の刀に甲を打ち落されて、二の刀に頸を切落されぬ。卽ち義盛に打て懸る。危く見えけるに、堀彌太郎親弘引固めて放つ矢、景經が內甲を射る、ひるむ處を親弘弓を捨て、得たりと懷く上になり下になりころびける處を、親弘が郞等落合ひて、景經が首を取る。此三郞左衞門と云ふは、大臣殿の乳母子なり、目當見給へばさここそ悲しく覺しけれ。前內大臣宗盛は

苟くも征夷の將なり。忽ちに匹夫の手に囚はれ、永く訕を萬人の唇に懸け、獨り耻を累祖之跡に殘す、無慘と云も疎なり。前修理太夫經盛卿は、船を遁去つて南山に入り、自害して堀埋まれにけり。難を去りて死を去らず、骨埋め共名を埋まず。前平中納言敎盛、同新中納言知盛卿は一所に御座しけるが、伊賀平内左衛門を召されて、いかに家長見るべき事は見つ、先帝を始め進らせて、一門の人々自害し海に入りぬ、今までもかくあれば、强面き命を惜むに似たり、大臣殿は如何に成り給ひぬるやらんと問ひ給ふ。家長涙を流して、大臣殿右衛門督殿二人は、一度に海に入り給ひたりつるを、敵熊手にかけ奉て、二所ながら引上げ取り進らせ候ぬ、景經も討死候ぬと申しければ、知盛卿は穴心憂、など深くは沈み給はざりけるぞと、二度宣ひて涙をはら〳〵と流して、今は何をか見聞くべき、家長日比の約束はいかにと仰せられければ、今更君に離れ奉りて、いづちへ行くべきに候はず、御伴なりと申せば、知盛卿餘に嬉しげに思て、平中納言敎盛卿と冑脫捨てゝ、西に向ひ念佛申して、兩人自害せられければ、有國、家長以下侍八人、同じ枕に自害して伏しぬ。知盛卿は猛將の聞を辱しめず、敎盛卿は

武勇の名に劣らず、共に命を西海に亡し、互に譽を東路に傳へたる。一說に曰く知盛、教盛兩人は腹卷の上に鎧を着、身を重くして手を取組み、海に入り給ひければ、侍共八人同く續て入りにけり。源氏の兵共哀と見る處に、年三十許の男の木蘭地の直垂に、黑糸絨の腹卷に二所籐の塗籠たる弓の眞中取り、甲をも着ず箙も負はず、矢二三執添へて赤銅作の太刀帶て、中納言の海へ入り給へるせかひへ、つと出で來り海を睨んで立ちたり。源氏其意をば知らず、目を澄して是を見、哀れよき侍共をば召仕ひ給ひける者哉、或は虜或は海に沈みて主は一人もなければ共、事に遇ふべき事樣なり、何者に目を懸け伺ひ居たるらんと、私語見けれども、近寄る者なければ、仕出せる事はなし。良久く海を睨んで後、弓矢をさふと投入れつゝ、我身も海につと入る。又も浮くまで沈みにけり。こは何としつる事ぞと、取々不審をなしけるに、或人の申しけるは、此者は一定新中納言の侍なり。中納言さる謀賢き人にて、身をばよく認めて入りたりとも、若し浮上る事もあらば、敵の手に懸らずして汝射殺せと、約束せられたりけると覺ゆる。大臣父子沈みもやらで、敵に虜られ給へるをも心憂くこそ覺しめし

けめ。されぱこそ主の人たる處を睨んで、別に仔細はなくして、共に海には沈むらめ。あはれ此人に世を讓りたらば、たとひ運の極なりとも、都にて如何にも成りなましと、惜まぬ者はなかりけり。赤旗赤符海上に充滿て、紅葉を嵐の吹散したるが如し。海水も血に變じて渚々に寄する波、薄紅にぞ流れける。主を失へる船は風に隨ひ潮に引かれて、越路の雁の行を亂るが如く、膚を離れたる衣は水にうき波に諍ふて、蜀紅の錦の色を洗ふかと疑はる。玉樓金殿の昔の榮華、船中の浪の底、今の有樣思並べて哀なり。元曆二年の春の暮、如何なる年如何なる日ぞ。一人海底に沈み、百官水の泡と消ゆ。豐後國八代宮の神主に、七郎兵衛尉某と云ふ者、父子は平家に催され軍しける程に、壇浦の軍敗れて遁るべき方なし、自害をせばやと思て、子息の太夫を招きて、平家は早や亡びぬ、我等囚人に成りなば、一定誅せらるべし、舊里に歸て今一度妻子をも見ばやと思ひ、又自害すべき歟、それ計へと云ふ。子息太夫申しけるは、我等必ずしも平家重代の侍に非ず、又心中より發て軍せず、十善帝王御座すとて、駈催され一旦參す、强ちに罪深からず、只舊里に返り退きて、誤りなき由を陳じ申し給へ、但

し只今船を漕行かば、落人とてよも生られじ、年來の水練此時にあり、水底を游ぎ給へと云ふ。然るべしとて、鎧物具脱棄てゝ、裸に成り褌かき、父子共に水底に飛入て、豐前國柳浦を志して游行く。門司浦より柳浦までは、海の面五十餘町の處なり。今二十町許行着かずして、父の兵衛尉子息太夫を呼返して云ふ、去共と思ひつれ共、我左の足を引入れ〱する者あり、今は故郷に游着かん事叶ひ難し、去れば汝にも游後ると云ふ。太夫は疲れ給ひたるにこそ、何物かは足を引侍るべき、只我肩に懸り給へといへば、我身こそ死ぬ共汝をさへ沈めん事不憫なり、如何にも足が重ければ叶はじと云へば、太夫底に入て足を捕へて見れば、餘に周章て脛當の片方の緒をば解て、今片方を解かざりけるが水にしごみて重かりけり。引切てかくと云へば、さては游がんとて、二時許に柳浦へ游ぎ上る。宿所に歸りて妻子を見悦ぶ事極まりなし。世靜まりて鎌倉に下り陳じ申ければ、遁れ難きの罪科なれ共、社官を咎に行はるゝ事、思へば神慮量り難しとて、八十五町の神田相違なく、元の如く神主職を補せられ、罷り下りにけり。平家亡びて猪俣近平六と常陸の八田左衛門知家と、乘りたる船の元へ

つきうす一つゆられ來る機嫌なしと笑ひけるに、近平六平家の臼と見ゆるなりけりと云ふ。八田知家年來の憑も今はつきはてゝと付く人々與に入てぞ笑ひける。同き四月四日九郎判官義經合戰の次第注進して、飛脚を以て院の御所へ奏し申しけり。注進狀には、

去ぬる三月二十四日午刻、於二長門國壇浦一平氏悉討取、大將軍前內大臣已下虜神璽內侍所無爲可レ歸二入御座一寶劍嚴島神主景弘仰、探二求海底一虜人建禮門院、若宮、冷泉局、大納言典侍、帥典侍、前內大臣平大納言時忠卿、前右衛門督清宗卿、前內藏頭信基朝臣、前左中將時實朝臣、前兵部少輔尹明、藏人太夫親房、全眞僧都、能圓法師。自害人、前中納言教盛卿、同知盛卿、前修理太夫經盛卿、登レ山自害堀埋、前能登守教經。戰死者、前左馬頭行盛朝臣、前左少將有盛朝臣。入二海中一人、先帝、准后、八條局。侍虜、美濃守則淸、左衛門尉信康、阿波民部大輔成良。降人、前安藝守景弘、嚴島神主民部大輔景信、雅樂助貞經、貞能男傳內左衛門尉則長、矢野右馬允家村、同舍弟高村、相摸

國住、人能代三郎家直。

とぞ注し申したりける。法皇大に御感あり、貴賤悅びあへり。使節廣綱を御坪に召されて、合戰の次第委しく御尋ねあり。叡感の餘り廣綱左兵衛尉に補す、同き日に德大寺內大臣定實院の御所、六條殿へ參られたり。大藏卿恭經卿を以て、神鏡神璽は無爲に御座す、寳劍は嚴島の神主景弘に仰せて、海底を探り求むるの由、義經言上す。虜前內大臣已下の罪科、何樣に行はるべき哉と仰せ下されければ、實定畏まつて璽鏡の事並官並に近衛司等を指遣はさるべしと雖も、定めて遲怠に及ばん歟、先軍將の沙汰として、淀邊に渡し奉り、事の由を奏せば供奉の人等、參向して迎へ奉るの條宜しかるべき歟。生捕の輩が罪の處置、唯叡慮を決せらるべきかとぞ申されける。同き五日猶御不審に依て、北面の下﨟に藤判官信盛を西國へ下し遣はさる。信盛宿所に歸らず、鞭を上て急ぎ馳下る。權亮三位中將北方傳へ聞き給ては、賢くぞ身を抛給ひける、つゐの別は同じ事と云ひながら、今までもながらへて、かく聞きなさばいかばかりかは悲しからましと、今こそ思知られけれ。建禮門院を始め奉り、北政所、師典侍

大納言典侍以下、或は討たれ或は捕はれたる人々の、北方、上臈、下臈、船底に臥しまろび、聲を調へておめき叫び給へり。人目をも見ぬ人々の、見馴れざる武士の手に懸つて、都へ歸り上り給ひしは、王昭君が夷の手に渡られて、胡國へ行きし悲しさも、爭か是には勝るべき。抑も諸國七道の合戰に依て、公家も武家も騷動し、諸寺諸山も破滅す。春夏は旱魃して秋冬は大風洪水、適東作之業を致すと雖も、終に西收之勤に及ばず、三月雨なく寒風起れば、麥黃にして秀でず多く横はる、九月に霜降りて秋早く寒ければ、秋の穗熟せずして靑苗皆乾き、兵亂つゞきて口中の食を奪取るは、天下の人民餓死に及ぶ、僅かに命を生れたる者も、譜代相傳の田地を棄て、恩愛慈育の子孫にわかれ、家を出ても身を助けんと迯隱れ、境を越えても命を生きんと迷行きければ、浪人街衢にさすらひ、愁の音かしこに充滿たり。

此帝をば安德天皇と申して、御位を受けさせ給て、樣々の不思議御座しけり(下略)。

神鏡神璽は入御あれども、寶劍は失せにけり。神璽は海上に浮みけるを、常陸

國の住人片岡太郎經春が、取上奉りけるとぞ聞えし(下略)。
去程に平氏取て取の外に出で(寳劍を指す)准后持て海に入り給ひたれ共、上古ならば失せざらまし、末代こそ悲しけれ。潜する蜑に仰せて採り、水練の者を入れて求められけれ共終に見えず。天神地祇に祈請し、大法秘法を行はれけれども驗なし。法皇大に御歎あり、佛神の加護に非ずば尋常得難しとて、賀茂大明神に七日御參籠あり。寳劍の向後を御祈誓ある、第七箇月に御夢想あり、寳劍の事長門國壇浦の老松若松と云ふ海士に仰せて、尋ね聞し召せと靈夢新なりければ、法皇還御ありて、九郎判官を召されて、御夢の旨に任せて仰せ含めらる。義經百騎の勢にて、西國へ下向壇浦にて兩蜑を召さる。老松は母なり若松は女なり、敕定の趣を仰せ含む母子、共に海に入て一日ありて二人共に浮上る。若松は仔細なしと申す、我力にては叶はず、怪き仔細ある所あり、凡夫の入るべき所にはあらず、如法經を書寫して身に纒ひて、佛神の力を以て入るべき由申しければ、貴僧を集めて如法經を書寫して老松に給ふ。海士身に經を巻きて、海に入て一日一夜上らず、人皆思はく老松は失せたるよと歎きける處

に、老松翌日午の刻計に上る。　判官待得て仔細を問ふ、私に申すべきに非らず、帝の御前にて申すべしと云ひければ、さらばとて相具して上洛す。　判官奏し申しければ、老松を法住寺の御所に召さる。　庭上に參して曰く、寶劍を尋ね侍らんが爲めに、龍宮城と覺しき所へ入る、金銀の砂を敷き、玉の刻階を渡し、二階樓門を構へ、種々の殿を並べたり。　其有樣凡夫の栖に似ず、心言及び難し、暫く惣門にたゝずみて、大日本國の帝王の御使と申し入れ侍りしかば、紅の袴着たる女房二人出で、何事ぞと尋ね、寶劍の行衛知召したりやと申し入れ侍りしかば、此女房内に入りやゝ在て暫らく相待つべしとて、又内へ入りぬ。　遙に在て大地動き、氷雨ふり大風吹て、天則ち晴ぬ。　暫くありて先の女來つて是へと云ふ、老松庭上にすゝむ、御簾を半ばにあけたり、庭上より見入れ侍れば長は知らず、臥長二丈もや有らんと覺ゆる大蛇、劍を口にくはへ、七八歳の小兒を懷き、眼は日月の如く口は朱をさせるが如し、舌は紅の袴を打振るに似たり。　詞を出して云く、やゝ日本の御使帝に申すべし、寶劍は必ずしも日本帝の寶に非ず、龍宮城の重寶なり、我次郎王子我不審を蒙り、海中に安堵せず、出雲國簸川上に尾

頭共に八ある大蛇と成り、人をのむ事年々なりしに、素盞嗚尊王者を憐み民を字み彼大蛇を失はる。　其後此劍を尊取給て天照太神に奉る。　景行天皇の御宇に日本武尊東夷降伏の時、天照太神より嚴宮を御使にて、此劍を賜ひて下し給ひし膽吹山のすそに臥し、長一丈の大蛇と成て此劍をとらんとす、去れ共尊心猛くおはせし上、敕命に依て下り給ふ間、我を恐れ思ふ事なく、飛越通り給ひしかば力及ばず、其後謀を廻らしとらんとせしか共、叶はずして簸川上の大蛇安德天皇となり、源平の亂を起し、龍宮に返し取る口に含めるは、卽ち寶劍なり、懷ける小兒は先帝安德天皇なり、平家の入道太政大臣より始めて、一門の人皆此にあり、見よとて傍なる御簾を卷上げたれば、法師を上座にすへて、氣高き上﨟其數並居給へり、汝に見すべきにあらず、然れども身に卷たる如法一乘の法の貴さに、結緣の爲めに元の質を改めずして見ゆるなり、盡未來際まで此劍日本に返す事はあるべからずとて、大蛇內に蜿入り給ひぬと奏し申しければ、法皇を始め奉り、月卿雲客皆同く奇特の思ひをなし給ひにけり。　偖てこそ三種の神器の中寶劍は失せ侍りと治定しけれ。　疑ふらくば崇神天皇の御靈威を

恐れ、新鏡新劍を移して、本をば太神宮に送らるといへり。然れば壇浦の海に入るは新劍なるべし、何ぞ龍神我寶と云ふべきや(以下略)。

【參考源平盛衰記】淺利與一、按ずるに系圖逸見清光の子、淺利與一、名は義成、此の下に遠忠と稱するは誤りなり。

按ずるに鯨(長門本)餘本及び本書、皆鰒となす、今鯨に作る疑ふべし。

按ずるに本書及び諸平家、先帝を抱きて海に入る者は二位尼也、實錄皆同じ、唯東鑑按察局となす、疑ふべし。

按ずるに八條殿と稱するは、乃ち二位尼なり、今二人と爲して誑る、下之に傚ふ。

按ずるに女院を護る者、本書諸平家一ならず、本書第四十八卷、女院吉田御住居の段に云ふ、昵子番之を得、大原入御の段に又云ふ、子番之を得、前後矛盾考證する所なし、東鑑唯云ふ、馬允之を得、各下に見ゆ、併せ考ふべし。

近衞の北政所、按ずるに蓋し藤原基通の妻。

按ずるに東鑑行盛入海す、諸平家其實を得、今本書戰死を云ふ、據る所を知らず。

按ずるに系圖、基盛平治年中大和國司と爲す、赴任の日宇治河に溺死す、其餘所

見なし。
按ずるに阿翁清盛を指す。
按ずるに本書(盛衰記)諸平家共に云ふ、敦經壇浦に於て海に入る、死甚だ非也、諸實錄に據るに、敦經一の谷に戰死す、既に詳に第三十八卷に註す、平家公達最後の段、及び平家の首獄門の段に掛く、通考すべし。
按ずるに親弘諸本一ならず、各下に見ゆ、詳に第四十二卷義經解纜の段に註す、併せ見るべし。
按ずるに景經、東鑑飛驒左衛門尉經景に作る、而して載せて生虜中に在り、本書諸平家共に戰死を云ふ、疑ふべし。
按ずるに諸平家云ふ、敦盛經盛手を携えて共に海に入る、今本書云ふ敦盛知盛共に自殺す、又云ふ海に入りて死す、東鑑に據るに即ち云ふ、海に入つて死する者を得となす、經盛既に前に註す。
按ずるに百練抄、東鑑、佐伯景弘に命じて寶劍を求む、實に文治三年に在る、本書言ふ所の如し、蓋之を追書せざる者也、實錄の說下に見ゆ。

按ずるに吾記東鑑若宮と稱する者は高倉帝の第二皇子守貞親王也、第四十四卷老松若松劍を尋ぬる段を通考すべし。

冷泉局按ずるに平時信の女。

長門本重衡、蓋し近衛之訛。

若松は仔細なしと申す、按ずるに此間老松二字を脱す。

以上使老松若松劍を索むる一節實錄所見なし、第四十三卷二位禪尼海に入る段、併せ考ふべし。（德川光圀 德川網條）

安德帝の終焉に關する諸說

【篠舍漫筆】若江長公朝臣の曰く、或堂上家秘藏の記に、源平合戰の始末くはしくありて、主上をはじめ大臣その外の人々遁れ給へる方おほし（中略）。御入水といふ事は範賴義經の計にて、さすが御行衛失ひ奉りしなど云ひがたし、故に御入水といひたるか（中略）。さて義經が合戰の記かきて鎌倉に送りしとき、慥に御入水とは披露したるなるべし。夫を東鑑には記したるなり。賴朝も此始末かづ〳〵知られたるべけれども、先帝未だ世に御座すといはんよりは、御入水ありしとの沙汰、平家餘黨のためにもやしけん。夫れは夫

々にしておき玉ひしものなるべし云々。（西田直養 徳川末世）

【史料通信叢書】安德天皇御入水のことは、東鑑盛衰記平家物語に見えて、六百年來異說なきが如きも、諸國に御潛居ありし舊趾、いよ〳〵出るに從ひて、玉海雜事記の言を引て證となす。ことに對馬なる宗家には、正しき證あるよしなれば、其國の下に出すべし。其他阿波の祖谷、豐前のかくれ簑の里、肥後の五箇山、及び神藏寺、日向の硫黄島、因幡の安德寺、攝津の能勢等、皆其の國に擧ることゝあらん、合せ見て取捨あるべし。されど東鑑は敵かたの記錄、玉海雜事記は遠地の傳說、盛衰記平語また浮誇多し、いづれ定說の出ることあらん。たゞ天皇の御生存を眞となせば、怪むべきは建禮門院の御入水なり。（近藤瓶城 明治時代）

【國史の研究】この時安德天皇は、二位尼之を抱き奉りて海に入られたのであるが、世には安德天皇は他處に遷られたといふ傳說があり、之を信じて居るものも少くない。併し一も確な證據がないので、その證據物件として傳へられたは、大抵僞作であるか、地名からこぢつけた說に過ぎぬ。却て其の

反證と見るべきは三種の神器である。若し天皇にして落ち延び給ふたことならば、どこ〳〵までも之を奉持されるのが通例であるのに、之を海中に棄てゝ僅に御身だけを免かれ給ふことは、平家一族の潔き最後に比して、決して信ずべきことではない。これは後醍醐天皇がどこ〳〵までも、僞器を新帝に授けたまふたやうでなければならぬ。されば當時の日記等に從ひ、實際御入水遊ばされたものと、せなければならぬ。(黑板勝美 明治時代)

## 第二節　長門警固所

第一編概說第四章軍事の變遷四六頁參照
長門警固所＝軍兵催促の文書

【大日本地名辭書】警固所趾、今詳ならず。蓋し赤間關に在りて、上古の關塞の衞戍に代れる者とす。是れ鎌倉幕府の置く所、專ら蒙古の來襲に備へ、博多と相犄角して國防に當る。北條氏の子弟之に任じ、或は探題と稱す。一說長府に在番したりと、元弘亂後廢絕す。(吉田東伍 明治時代)

【武家名目抄】長門警固番役は蒙古襲來の不慮に備へんが爲めに、建治の初よ

り中國なる地頭御家人に課せて勤役せしむる所なり。長門の國は古より船舶輻輳の要地なるが故に、異賊窺窬の憂ありしより、探題を置て警衛の長官とし、番役に從ふ所の諸士を進止せしむることゝはせしなり。此番役北條氏の世を終るまで設置されしにや、又は其前に廢せられしにや、たしかに見る所なしといへども、長く探題を置て警備せしを思へば、番役も元弘までは停廢の事なかりしなるべし。足利殿の世となりても、しばしの程足利直冬を以て中國の探題になされたりしかど、此時は元より異國に備ふべき爲にもあらず、ことにかしこの制度定まる間もなかりし故に、此番役をば置れざりしなり。(塙保己一)

【帝王編年記】九州探題前上總介實政、建治元年十一月、異賊征伐の爲め鎭西に下向す(十七歲)。弘安六年九月八日上總介に任じ、同十月長門國警固に遷る(二十五)(譯)。(僧永祐正安頭)

【長門國守護職次第】上總介殿(眞政)弘安七正十七下國守護代、平岡三郎左衛門殿爲時。

【伏敵編】按眞政は實政の誤、實政建治元年十一月筑前に往き、此に至て九年

軍兵催促の文書

なり。前年時定鎭西に至りしを以て、實政交替して長門に至り、本年命を拜し、明年正月職に就く。故に守護次第七年七月に係けたり、編年記探題實政と爲す、九州探題の名此時未だ起らず、辨既に建治元年の條に詳なり、政實以後同族交替して長門に鎭し、後又遂に中國探題の稱あるに至る。(山田安榮明治時代)

【東寺文書】長門國警固事、御家人不足之由、信乃判官入道一令言上之間、所被寄周防安藝也。異賊襲來時者、早三箇國相共可令禦戰之狀、依仰執達如件。

建治元年五月十二日

武藏守(義政)在判

相摸守(時宗)在判

武田五郎次郎殿(信時)

長門國警固事、無勢之由、被聞食之間、所被寄周防、安藝、備後也。且四箇國結番、警固要害之地、且異賊來者相共可令防戰之狀、依仰執達如件。

建治元年五月二十日

武藏守在判

相摸守在判

武田五郎次郎殿

蒙古牒使、來₂着長門國₁之時、地頭御家人守護催₂促所々₁事、甚無₂其謂₁、可₃辨₂申所存₁之由、可ㇾ令₂相觸₁之狀、依仰執達如件。

建治元年六月十八日

武藏守在判

相摸守在判

武田五郎次郎殿

異國用心事、以₂山陽、南海道勢₁、可ㇾ被ㇾ警₂固長門國₁也。於₂地頭補任之地₁者、來十月中可ㇾ差₂遣子息₁之由、被₂仰下₁畢。早催₂具安藝國地頭御家人並本所一圓主地住人等₁、可ㇾ令ㇾ警₂固長門國₁之狀、依ㇾ仰執達如ㇾ件。

建治二年八月二十四日

武藏守在判

相摸守在判

武田五郎次郎殿

## 第三節　北條時直と下關

第一編概說第四章軍事の變遷五二頁參照

【太平記】長門の探題遠江守時直、京都の合戰難儀のよしを聞きて、六波羅に力

を戮はせんと、大船百餘艘に取り乘りて、海上を上りけるが、阿波の鳴門にて、京も鎌倉も早皆源氏のために滅されて、天下悉く王化に順ひぬと聞えければ、鳴門より船を漕ぎもどして、九州の探題と一所に成らんと、心づくしへぞ赴きける。赤間ヶ關に着きて、九州の樣を伺ひ聞え給へば、筑紫の探題英時も、昨日早小貳、大友が爲めに亡されて、九國二島悉く公家のたすけと成りぬと云ひければ、一旦催促に依りて、此まで屬き順ひたる兵どもゝ、いつしか頓て心替して、己が樣々に落ち行きける間、時直僅に五十餘人に成りて、柳浦の浪に漂泊す。彼處の浦に帆を下さんとすれど、敵鏃を支へて待ち懸けたり。此島に纜を結ばんとすれば、官軍楯を雙べて討たんとす。殘り留る人々にさへ、今は心を沖津波、立ち歸るべき方もなく、寄るべき所もなければ、世をうき船の撓を絕え、思はぬ風に漂へり。跡に留めし妻子共も、如何成りぬらんと、せめて其行末を聞きて後、心安く討死をもせばやと思はれければ、且く命を延べんために、郎等を一人舟よりあげて、小貳、島津が許へ、降人になるべきよしをぞ傳へける。小貳も島津も年來の好み淺からざりけるに、今の有樣聞くも哀にや思ひけん、急ぎ迎

に來て己が宿所に入れ奉る。其比峰の僧正俊雅と申せしは、君の御外戚にておはせしを、笠置の合戰の刻に、筑前の國へ流されておはしけるが、今一時に運を開きて、國人皆其左右に愼み隨ふ。九州の成敗赦許以前は暫く此僧正のはからひに在りしかば、小貳、島津彼時直を同道して、降參のよしをぞ申し入ける。僧正仔細あらじと仰せられて、則ち御前へ召されけり。時直膝行頓首して、敢て平視せず、遙の末座に畏りて、誠に平伏したる體を見給ひて、僧正泪を流して仰せられけるは、去ぬる元弘の始罪なくして此處に遠流せらるゝ時、遠州我を以て寇とせしかば、或は過分の言の下に面を俛れて泪を推し拭ひ、或は無禮の驕の前に手を束ねて耻を忍びき。然るに、今天道謙に祐して、測らざる世の變化を見るに、吉凶相亂れ榮枯地を易へたり。夢現昨日は身の上のあはれみ、今日は人の上の悲なり。怨を報ずるに恩を以てすといふことあれば、如何にもして命ばかりを申し助くべしと、仰せられければ、時直頭を地につけて、兩眼に泪を浮めたり。不日に飛脚を以て、此由を奏聞ありければ、則ち赦免ありて懸命の地をぞ安堵せられける。時直かひなき命を扶りて、嘲を萬人の指頭に受

くといへども、時を一家の再興に待たれけるが、幾程もあらざるに、病の霧に侵されて夕の霧と消えにけり。（小島法師 室町時代）

【南山巡狩錄】長門の探題遠江守時直は六波羅の加勢のため、阿波の鳴門まで來る所に、京鎌倉の樣子をきゝ、島津、小貳につき、峰僧正俊雅笠置合戰ののち、筑前國にながされて御座ありしも、今は時めきて居給ふになげき申たりしかば、奏聞を歷たるのち、助命あるのみか懸命の地を賜ひ、甲斐なき命をたすかり、一家の再興をまたれけるが、幾程もなく病にかゝりうせにける。（大草公弼 文化六年）

## 第四節　足利尊氏の滯關

第一編概說第五章交通の變遷七〇＝七一頁參照

【梅松論】足利尊氏、日數經ぬれば建武三年二月二十日、長門國赤間の關に、波風の煩なく御船着き給ふ。同二十五日太宰小貳筑後入道妙惠が嫡子賴尙兄弟一族等、五百餘騎にて御迎の爲めに參りて、兩御所へ錦の御直垂を調進す。味方の大慶此事とぞ見えし。同二十九日赤間の關より赤船を出さる。內海行程一日、筑紫の筑前の國蘆屋の津に着き給ふ。（作者不詳 室町時代）

【歴代鎭西要略】鎭西に從ふ者、騎馬甲冑を棄て、船に乘る。大友、大内、厚東等の艨船二百餘艘、二十六日尊氏の船風波の難なく、長州赤間關に着く。新小貳頼尙父入道の名代と稱し、赤間關に來り會す。一族甲兵五百餘騎を從ふ。妙惠錦の直垂二領を以て、尊氏、直義兩御所に献す。大友、紀井、長野、山鹿、宗像の兵、或は躬ら來り、或は名代として、皆尊氏將軍を迎ふ(譯)。(作者未詳德川時代)

【島津國史】島津忠能、河田慶喜公(島津貞久入道道鑒)及び尊氏を迎へ、赤間關に遇ふ。遂に筑前に從ふ(譯)。

【三池文書】可ㇾ誅二伐新田義貞與黨人等一之由、所ㇾ被ㇾ下二院宣一也、早相二催一族一、馳二參赤間關一、可ㇾ致二軍忠一、於二恩賞一者可ㇾ有二殊沙汰一之狀如ㇾ件。

建武三年二月十七日　花押(尊氏)

安藝杢助殿

安藝助太郎貞元、引二率一族等一、去月二十七日馳二參長州赤間關一候畢。以二此旨一可ㇾ有二御披露一候、恐惶謹言。

建武三年三月六日　中原貞元

進上御奉行所

【龍造寺文書】著到、肥前國龍造寺孫六入道實善(家房)長門國赤間關令馳參了、仍言上如件。

建武三年二月二十七日　承了花押(高師直)

【山田氏文書】島津式部諸三郎忠能(山田)謹言上、欲早預忠賞、彌成弓箭勇、筑前國多々良濕合戰以下度々軍忠事(中略)。右去年二月、將軍家鎭西御下向之刻、忠能長州赤間關令馳參、即供奉仕云々。

【征西大將軍宮譜】三池文書に二月二十七日に三池貞元馳二參長州赤間關一と見えたるも、其前に父の貞鑑入道が御路次よりの御催促を、受けたるのみに依りたることにはあらで、是も小貳、宇都宮などがごとく、前年御上洛の御途中より、御味方に參るべきよしの御催促を受けて、ありしなるべし。今又是らの事に依りて思ふに、當時九國の大小名小貳等と同樣に、御催促を受けて兼て御味方に參らんとおもゐたるもの、猶いくらもありしなるべければ、それ等の人々、此度の御下向を聞付て、大かたは我先にと赤間關まで御迎に參りたるには、うた

がひなかるべし。（田中元勝 徳川時代）

## 第五節　厚東大內合戰

第一編概說第四章軍事の變遷五三＝五四頁參照

第一回合戰＝第二回合戰

第一回合戰

【長門記】其後秋根串太忠澄はたま〳〵陣所を忍出で、小郡の浦より便乘し、程なく十二月二十五日に難波の津へぞ着にける。夫より吉野へ參りしが、年暮にも成ける故、空く年を明しける。北朝には年號改り觀應と號す。然に厚東長門守武直は仇鬱憤晴やらざれども、吉野軍未最中なれば、下向すべきことなりがたく、年月を送りける。其年も暮行程なく三年になりしかば、何卒長門の國へ馳下り、只一戰に勝負を決すべしと思立ち、軍勢を催促すれども、方々に打散りたる兵を聚る事なれば、漸く十月下旬三千餘騎集りしかば、幸十二月は父が討れし月なれば、大內を討たでは叶はじと、十一月二日、吉野を打立、境の浦より船に乘り、同十八日に赤間關へぞ着にける。斯と聞より去る年四王寺山の落城の時、迯たりし者こゝの里かしこの山より出合て、其勢五千餘騎にぞ成に

ける。　武直斯と聞き大に悦び打立、長府の城を攻め、夫れより山口へ打入べきとて、軍の用意をぞしたりける。　斯る所に黒川貞信（大内勢）二千餘騎を卒し、十九日の夜に入て、鬨を噇とぞ作りける。　厚東能時節ぞ早かしとたがひに鬨を合、五千餘騎切て入、貞信も爰をせんごゝ下知をなす。　死を一時に定め、勇氣を發し戰ひける。　月に輝甲の星の光は百千の雷電にことならず。　魚鱗に進み鶴翼に開き、東西南北に蹄を不泄、大勢を掛靡て、天を震し地を裂て相戰、武直もつかれければ、舟に飛乘豐前をさして落ちたり。　味方勝利を得たりと欺き怠る。　是を見て忠澄は跡止て、一軍せばやと議し、五百餘騎鋒先を揃へ、一陣を轟一心を鐵石に比して戰ひしかば、黒川勢三百餘騎討れ、長府をさして敗北す。忠澄は唯一戰に打勝、南部の城に打入、要害をきびしく拵、武直を小倉より迎入れ、其身は甲山へぞ籠りける。　其より軍配秘術の計略、不怠こそ聞へけり。厚東武直は去る十九日の夜軍に打勝て、近年蟄懐時を得たりと喜び、積鬱遺恨の族を招き、斯る騎虎に乘つて長府櫛崎の城に押寄、黒川が首を刎通路を開き、父が居城四王寺の城を乗取、二度家を引發し、多年の仇なる大内を亡し、一國を

握らんこと、我手理にありと、既に軍の用意急なり。近江守貞信(黑川)は初手の一戰に打負、早馬を以て山口へ此由告たりしかば、大内弘世は黑川が難をすくはんと、陶尾張守弘綱、津原民部少輔善並、宮川若狹守賴房、南野丹後守盛親、廣田大和守鎭定、平井左近太夫信治、吉弘壹岐守爲重、林掃部介一虎、勝間田左近將監盛義、都合其勢二萬餘騎、加勢として下知仕る。諸軍勢時日をへず馳來り、黑川が三千餘騎に加はれば、貞信は龍の雨を得たる心地して、其夜は軍談評定をぞ廻しけれ。斯て勝間田盛義進出で、敵の城に攻來るを待請、軍する事味方に六分のよわみあり。便々としていつ迄待べきぞ、敵南部山の城にあるこそ幸なれ、此方より押寄攻落し、後日の難を拂はんと、三百餘打立て、殘る軍勢も負じと打立て、赤間關のこなたに成る壇浦にて備をぞしたりける。一番に陶宮内少輔弘綱、二陣に南野丹後守盛親、三陣に津原善並、四陣勝間田盛義、五陣森一虎、六陣黑川貞信、七陣平井信治、合て一萬五千餘騎は甲山へぞ攻掛る。厚東方にも是を見て打出戰ふ。數千の旌旗參差として飜り、炊煙猥に立昇る。其分野唯此百雷電力山を崩し、數萬の虎狼が郊原に吠が如し。大軍入亂て鬪着して漂

ひ、敵も味方も不見分。東西不辨南北不分、味方と誤て敵の中に掛入てたちまち討れ、敵と誤て味方を追て戰も有り、死を一時に定め、大勢の眞中へ掛入々々、追立々々、十文字に攻め、逃を追て巴の字に廻り、尖先より火炎を出し戰ひける。其ひまに南野盛親城中へ矢文を射入ければ、厚東方頼切たる宇原の源太忽飜り、本城に火をかけ燒立しかば、武直只一もみに攻敗られ、僅十餘騎にぞ成にける。然る所に秋根忠澄甲山を攻落され、百餘騎に成てかけ來り、かほど手ひどき軍に戰負打死して、素懐をいつか達んと、武直を先に立主從八騎後の山をつたい、幡生の濱より舟にのり、北國さして落けり。殘る者共武直、忠澄見へざれば、早討れ給ふかと敵の中へ打入、忽屍を横へしは無慘なりし分野なり。厚東方に其五千餘騎討死す。かくて陶弘綱勝て甲の緒をしめよと下知をなし、赤間關に三日滯留し、諸軍勢を山口へ返し、やがて其身は黑川貞信に入かはり、長府の城へ移りしかば、一先軍はやみにけり。（作者未詳時代不明）

## 第六節　關船

第一編概説第五章交通の變遷六六頁參照

關船に關する文書

【阿蘇文書】これときつねにおとつれ候程に、さては御方のほんゐうせ候はぬかとうれしくて候へば、さも候はぬふせいとおほえて、うらめしく候。これより申たく候つるに、いまの音信本意に覺候。御かたきゝんしよにあまたしやうかくをとり候はんするよしは、このへんにもさた候。いかさまにもそのあたりにもうちいりて、ようかゐをもとり候はんとすることかとすいりようし候。よく／＼心ゆるしなく候て、ようゐあるへきにて候。もしそのへんの事にても候はゝこゝろ候てことのやうをも聞うかゝひ候へく候。かひ／＼しき事にても候はゝこそようにはたち候はめ。たゝこころさしのいろはかりにて候は、なによりもよは／＼しき事のきこへて候はんこそもたひなく候。それはゆめ／＼あるましきことにて候。心やすく候はゝこの程のきにかはらす候、さてはせきふねなく候て去年も人をつかはし、この正月にもとんたをつかはし候し、大せいかなはすはせめてむかひのためはかりにても、うちたのみくたり候へと申つかはして候。さりともむなしからしとおほえて候。卅四五

さうの船はむかひのふねにて候かとすいし候、たしゝたうそわたんときゝて、さてはなに事をし候へきそとおもひて、すくにさつまへとをりて候かとおほえ候、これならてこれまてきたり候へき、ふねはおほえす候、せひにつけておほつかなき程に、この月の三日人をつかはし候つる、さりとゝもこの心さしの船にて候はしなと、かきたらては候へきとおほえて候。　ふねつき候てこゝこそわたんにて候とも、きんしよしま〳〵はたいちなにの仔細の候へきと覺候、せいは船かすこそ候はねともふそくはなけに候なり。　いかにもしてまかのへんの合力にもなしたく候。　さて今月上旬にさつまよりこのへんに人のこゐて候しか、さつまにみしかきと申所に御かたのりいて候なる、是はけとのとをり候みちをふさきたちたゝむへきさいそにて候なるか、いろくともにうちふたきて候、御かたきにのり候をりふし、このせきふねつきて候なる程に、いよ〳〵りをゐたるきけんにて候。　よしあるかたより申たちて候。　なを〳〵音信本意候、いかさまちかきほとにこゐ候て、なに事も申あはせ候へく候。

正平二年六月十三日　　判（義定卿）

當關の船とする說

ゐらの小次郎どのへ返事

【征西大將軍宮譜】さてはせき船の名なくて云々のせき船は、關船にて軍艦のことなり。東鑑元暦二年三月二十一日の條に、甚雨廷尉爲レ攻二平氏一欲レ發二向壇浦一之處、依レ雨延引、爰周防國在廳、船所五郎正利、依レ爲二當國舟奉行一、献二數十艘一之間、義經朝臣與二書於正利一、可レ爲二鎌倉殿家人一之由云々と見え、また梅松論尊氏卿筑紫より御上洛の處に、尊氏直義は長門の府中に暫く御逗留にて、當所より御座船あり。御船の事は元暦の昔、義經壇浦の戰に乘たりし、當國串崎十二艘の船頭の子孫の船なり。義經平家追討の後、此船に於ては日本國中の津泊に於て、公役あるべからずと、自筆の御下文を今にこれを帶する。今度此船もつて御座船に定められたるに、最佳例に相協へり。是は長門守護厚東申沙汰する處なりとも見えて、昔より周防、長門の間は、九國へ渡海の事はさらにて、諸國へ通船の咽喉なれば、舟奉行など云ふものを置、船所といふ役所までも置れし處なるうへに、源平の合戰の時、かく兩國より兵船を出して、軍用に供したる所にて、其船共みな門司、赤間兩關の間に在りて、常には九國渡海の用とせし故、後に

はかならず其所の船ならぬをも、兵船をばすべて關船とは云ひたるなるべし。（田中元勝）

【日本海上史論】それで關船は一體どんな譯で名を附けたものかといふことは、是まで判然して居ないが、私は是について別に見た記錄は無いけれ共、此關船と海賊にかゝる確かな古文書類は、南北朝の初め正平二年に、南朝の征西將軍の參謀、中納言中院義定と云ふ人が、肥後八代城に出張して居る時に、阿蘇の大宮司に軍中より送つた手紙のある中に海賊と關船の事が書いてありました。此義定の八代城に據ると云ふその起りは、正平元年のことで、准后北畠親房卿が常陸國關の城落城の末、吉野の行在に引返し、夫より大納言四條隆資と申合せて、南朝興復の策を建て、熊野の海賊及び中國南海の海賊に命じて、其頭征西府は薩摩の谷山にあつたのと、水陸に氣脈を通じて、海濱を剽掠させ、武家方の國々を困らしめ、其機に乘じて九州の勢力を恢復し、その上で南朝を恢復する策を立てられたものゝ如く、恰も其頭九州は一色探題と小貳賴尙と、仲が惡くて喧嘩中であつたから、中院義定は其機に乘じて、谷山より肥後の八代ま

で出軍し、其城に據て居る時に出した手紙です。其手紙に正平元年の末より、當城には關船が乏しく、使を馳せて其れを募集催促したりしに、今年の春即ち二年正月頃に、關船三十隻ばかり當所を通行したが、其の時分は和睦を調へたる央であつたから、其まゝ通過し、薩州を指して往たるが、其後三月の初め頃に、薩州鹿兒島の東福寺城にある中村長谷場の一族(是は南朝方であります)と島津勢と、牛下に戰ふた時、關船と紀伊の熊野の海賊船と、一緒に手を合せて、牛下にある島津勢を散々に苦めたことが、其手紙に書いてある。是より外に關船の話といふものは、是まで一つも見たことはありませぬ。近世著はされた田中元勝の征將軍官譜を見ましたが、右の文書を引て關船と云ふは、下の關で造つた船なるに因て名づくと書いてある。此解釋は世俗にいふ通りに、下の關から取つての關船といふので、取るに足らぬ。大阪渡海船を出すは下の關であるに依て、關船を稱したものと思て居る。然し下の關、中の關、上の關、此の三つの關では、皆船を造つて居たであらふ。さすれば關船は上の關の關船といふことか三つの關で造つた船か、詰めて見れば關で造つた船だから、關船とい

赤間關鎭守及び赤間關太守

海賊說

ふ様にも聞えます(中略)。此の上の關、中の關、下の關は海岸に在る、されば海賊を防ぐは海の關である。海賊を防ぐには、海上に使用する船がなくてはならぬ。其使用に造つたのが、此に限らず海の關船である。(久米邦武 明治時代)

## 第七節 赤間關鎭守

第一編概說第二章政治の變遷二二頁參照

赤間關鎭守及び赤間關太守＝海賊說＝天野信景の憤慨

【海東諸國記】忠秀、丁亥の年使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書に長門州赤間關鎭守、高石忠秀と稱す。辛卯の年、又使を遣はし、來りて我が漂流人の事を報ず。忠重、丁亥年、使を遣はし、來りて舍利分身を賀す。書に赤間關太守矢田藤原朝臣忠重と稱す(譯)。(韓人 申叔舟)

【日本海上史論】上の關には鎌苅義就、星野正吉、門司には源光久が門司大將軍と稱して、朝鮮に手紙をやつて居る。赤間關の鎭守將軍に藤原高秀が居つて、そこを扼して居る。卽ち明からの船でも何でも、皆赤間關へ丁度來ますれば、それを扼して之を警護して居る。其他赤間關の太守と稱して、矢田忠重など

もあつて、自ら太守と言つて朝鮮へ手紙をやつて居る。（渡邊世祐 明治時代）

【塩尻】海東諸國記源道鎭が書に、九州府の探題と稱し、或は鎭西節度使、九州の伯、九州の都督、都元帥、右武衛、九州の總管等、唐に遣はす度毎に違へる。故に所稱不ㇾ一と申叔舟は疑へり。其他畠山、細川、斯波、山名、京極等の武臣、外國に遣るに書多くは唐名を書。此時西國の武家多くは韓と私交して書を送る。其中官に非ずして高崎城の大將軍、赤間關の鎭守等、己が住居の地に守或は大將軍ならんと書しも多かる。又平朝臣門四郎藤原の孫右門尉、平與三郎等、俗號を姓の下に書しもあり。されば位署の書式定まれるも、後世には忘れ侍る、いはんや我國の人、文字にうとき故、僧法師をたのみて、書翰を書しむ。彼名分を知るものにあらざれば、私意に任せて書し事多し。嗚呼足利家の末、天下邑に君あり、村に長あり、各自に疆を分て犯しとり相凌轢し、君命にあらずして境を越て外交す。君臣の大義、こゝに至りて蕩然たり。祭伯來るのいましめは、春秋の聖戒ならずや、名分みだれ、倫理沈み悲ひ哉。（天野信景 德川中世）

## 第八節　小貳大內合戰

第一編概說第四章軍事の變遷五四頁參照

【長門記】永享二年太守盛見(大內)近年打續き領國合戰不止、防長神社參詣なくをこたりける故、此度神社へ詣給ひけるに、勝間田孫六盛益が早馬來りて、筑前國秋月三郎種春、原田次郎信朝、千壽信濃守行興、星野常陸介親氏を先として、太守の命を逆き、其勢二萬餘騎豐前國の守護橋瓜美濃守盛仲が居城香春の嶽の城にをし寄せ、三日の中に攻め落し、すぐに赤馬關へ押渡り、南部山、門司山、火の山の城を攻め掠む。城よりも打て出で相戰ひ軍半に候、早く御陣を下さるべしと申せしかば、太守は岩國に居給ひし故注進し、持盛其勢を引卒して、二月八日に山口を立ち給ひける。相從人々には、野上修理太夫隆忠、小幡伊勢守友實、天野民部景廣、右田金吾義次友も方將監行三を先として、阿川、東大津、岩永、三宅一黨都合其勢三萬五千餘騎、長府櫛崎の城へ打入軍談評定す。斯る所に筑紫勢打負て敗北せしに、太宰筑後小貳嘉賴其勢三萬餘騎筑紫筑前守賴定を先として豐長のさかいを打渡り、山野に陣取攻動す、赤間關四箇の城もことごとく

落ちしかば、先づ長府三つの城を攻むべきとて云々。然に筑紫の軍勢は次第に討れて嘉賴賴定如何に支へ得らるべき、遂に散々敗走す。大内勢は機會に乘じ逊ぐる敵兵一人をも洩らすは我の恥辱ぞと、奮虎怒龍に攻立てしかば、嘉賴賴定這ふ〳〵に漸く活路を求め出し、周章狼狽船に乘り逃げ豐前地さして迯歸る。(作者未詳時代不明)

## 第九節　大内道頓の擧兵

第一編概說第四章軍事の變遷五四頁參照
兵を火の山に擧ぐ＝再び火の山に立籠る

【大内氏實錄】大内敎幸掃部頭に任ず、剃髮して南榮道頓と號せり、二十世盛見の子にて二十三世敎弘の兄なり、筑前守護代となる。文明元年先レ是山名宗全、細川勝元確執兵を構す(應仁の亂)。侄政弘山名に與して、東上京師に在り。道頓筑前守護代仁保加賀守盛安に誘はれ、兵を長州赤間關に擧ぐ。十一月八日備後に合力の事を勝元の申沙汰せしを以て、兵を藝州廿日市に出し、十二月自ら之に赴く。二十二日玖珂郡鞍掛山にて、陶弘護の要擊する所となる、敗れて

安藝より石見に遁れ、吉見信頼を憑む。信頼力を合す、兵を阿武郡賀年に聚め西長門を屠る。弘護壘を堅めて之を防ぐ。道頓の軍自ら潰ゆ。翌年正月また兵を聚めて挑戰す(其地知れず蓋し赤間關ならん)久しからずして士卒多く逃亡す、因て豊前に走り二十五日馬岳に自殺す。(近藤清石明治時代)

【陶弘護肖像賛】(前略)其頃、太守の伯父道頓南榮と號す、家危く國弱きを察し、狡詐懐姦釁を見て動く、太守の威を纂し、悖を赤間關に助く。其の禍蕭牆より起る、太守士卒を帝都に招取す、蜂目既にして露はれ、豺聲之れ發す、百計弘護を招くと雖も弘護敢て參せず、屈强撓まず。冬十一月八日南榮從卒悉く敗北す、藝を凌ぎ石に入り險隘を吉見に憑む。二十八日弘護南榮の殘徒を江良城に攻む、太守母公の命を奉じ、遂に枕を太山の安きに措く、吉見力を南榮に戮せ兵を賀年に聚め、西の方長門を屠る。弘護壘を堅うして之を禦ぐ、南榮の從卒潰えて逃ぐ。翌年亦軍を屯し挑戰す、南榮の從卒逃亡する者十に八九有り、南榮豊の前州に逃ぐ(下略)(譯)。(長松樹)

【後太平記】應仁の兵革打繼き、三箇年に及んで四海の逆浪穩かならず、都鄙の

兵を火の山に擧ぐ

騷動止む時なく、天下大に亂れしかば、應仁年號を捨てられ文明に改元す(中略)。去程に太宰小貳嘉頼、嫡子九郎敎賴は對馬國に蟄し、代々天下の衰虛を伺ひ、每度義兵を擧ぐと雖も、終に一度も素懷を開かず、天に憤り地に恨み時を待つて居ける處に、細川右京太夫の許より早馬を立て、大内が國を攻め取るべしと告げられしかば、時を得たりと喜び、三千餘騎を率し、筑前國太宰の府に打渡り、大内掃頭敎幸入道南榮に間諜を入る。折節細川方の廻文來りしかば、南榮忽ち逆心を企て、仁保加賀守弘直と一手に成つて、太宰小貳敎賴が勢に牒じ合せ、八千餘騎合隊し逆意の旗をぞ立てたりける。者れば筑前國の守護代陶五郎弘房は、去る相國寺合戰に討死し、其子越前權守弘護は生年十五歲にして防州に在居せし程に、思ふ儘に國を傾け所々に城郭を築き、九國二島旣に小貳が武威に碎かれたり。大内掃頭入道兄伊豫守滿弘が勢を借り、其勢五千餘騎長門國赤間關火の山の城に立籠り、是より長門國を攻め傾け、周防國玖珂郡に陣を取り、上見ぬ鷲の勇をなす。陶越前守弘護債家の興亡を歎き、野田、寺内、安岡三人の郎等、都合其勢七千餘騎にて、大内入道南榮が陣を取りたる鞍掛山の北に廻

再び火の山に立籠る

り、文明元年十二月二十二日に唐菱の白旗を押立て、不意に噇と押寄せ蒐敗る。南榮が兵冑の緒を解き、馬に鞍をもおかず、油斷せし處へ思ひよらざる後の山より押寄せたれば、周章騷ぐ事限りなし。漸く防ぎ戰ふと雖も、高きより低きを攻めて雨より繁く矢を放てば、手負討死幾く其數を知らず。秋後の落葉地に吹敷くに異ならず、終に敗北の旗を橫へ、安藝國佐伯郡に落行きける。斯る所に石見國の住人吉見三河守勝頼三千餘騎にて南榮が陣を相救ひ、同十二月二十八日に江良の城に籠り、其身は得佐の城に討入り、吉賀、長野の兩庄を攻め傾け、又大勢に成つて控へたり。陶越前權守勝つに乘つて追ひ行き、既に城を圍まんとせし處に、陶が競豪傑の上に在つて、勇謀は張良が下に竝ぶ程の陣氣なれば、兎角叶はじとや思ひけん、夜に紛れて長門國火の山に引退く。吉見三河守獨り得佐の城に支へたりしを、晝夜三日攻め動す、三河守事ともせず防ぎ戰ふ。斯る處に同國の住人益田彥三郞兼信、三隅修理亮政通七千餘騎にて、陶が陣に馳せ加はり、前後に掠めて攻めしかば、吉見遂に叶はず降人に成つてぞ出でにける。是より陶越前守隣國に威を震へば、備後、安藝、石見の勢馳屬いて、

程なく二萬餘騎にぞ成りにける。 日を經ず長門國に發向し、火の山の城を攻めんと議す。 南榮と何か思ひけん、太宰の小貳と一手に成んと、又豐前國に押渡り宰府の方へと急ぎけるに、叛逆の因果忽ち報い來り、長野五郎義信、原田豐前次郎良直、千手信濃守冬通一千餘騎にて、道路に屹と控へ通すまじと討向ふ。仁保加賀守弘直少敵と欺き、既に合戰と見えし處に、後を見れば陶越前守等其勢二萬餘騎大地を轟して追掛けたり。 南榮兎角叶はじとて、三陣に備へたる兵を巴の字に廻して繰上げ、馬岳に駈登り云々。 其身も心靜に腹切れば、仁保加賀守弘直も生害して、不義の名字を子孫の面にぞ止めける（下略）。（多々良南宗庵 徳川時代）

【重編應仁記】 其比（文明元年）防州には大内介が被官二尾加賀守弘直と云者、義弘が伯父大内道頓禪門を取立て國中に蜂起す、加賀守が二子二尾十郎、同七郎在京しけるに、國許より父加賀守云遣ける、仔細有て或夜赤松勢の浦上美作守が手の者共、相國寺佛殿の燒跡草の中に伏て待ければ、兼て約束やしたりけん、二尾十郎、同七郎二百餘人にて出で來たり、頓て管領勝元も當職政則も二見兄弟に對面して、即奉書を申し沙汰し、樣々に褒賞して、公方家の味方にせられけ

ればゝ其よりして中國は彌以蜂起せしむ。（小林某 寛永十二年）

【應仁記、應仁別記】文明元年の條周防には大内新介伯父に道頓と云を、二尾加賀守と云者新介の留守に執立て引起けり。（作者未詳 時代不明）

【肥陽軍記】時に細川の勝元豐後の大友をかたらひ、小貳敎賴に本領を安堵せらるべしと申送られける間、敎賴對馬より太宰府にかへらる。大内より宰府へ置きたる代官、大内入道南榮筑前を出で豐後に行けるを、大友南榮をすかしかたらひ、大内を討んと謀る。南榮忽に大友に與し、勢を率して中國に渡りけるが、散々に戰負南榮討死す。（作者未詳 德川時代）

## 第十節　大内氏の制令

第一編槪說第一章政治の變遷一九＝二二頁、第五章交通の變遷六六頁參照
兵船渡海關役の事＝渡りちんの事＝浦役錢の事

文明十五年八月一日

兵船渡海關役の事御定法

兵船渡海關役の事

一九州御對治として御在關の時、渡海御勢の事亦馬關役たり、仕舟を立つべし、

今月當關に於て御評定を經させらる、先例に任せて御定法せられ畢んぬ、自今以後此分たるべきの由、議定し訖んぬ、則ち殿中に日々記せらるゝ所、壁書如件(譯)。

文明十九年四月二十日

定　條々

赤間關　小倉　門司　赤坂のわたりちんの事

一せきと小倉との間　參文
一せきともじとの間　壹文
一せきと赤坂との間　貳文
一よろひからひつ　拾五文
一長からひつ　拾五文
一こし一ちやう　拾五文
一馬一疋　拾五文

渡りちんの事

一犬一疋　　拾文

以上八箇條

一右わたりちんの事、前々より定をかるゝといへども、舟かたども、御法をやぶり、ふちよくをかまへ、上下往來の人にわづらひをなすと云ふ。所詮關舟はこくらにて一人別二人あつる事あるべからず、先年色々御尋之時此あけせんの事は申出さぬ事也。只今關の町太郎右衛門、次郎三郎、阿彌陀領次郎右衛門、初而申上者也。彼是に付がたく御法を定をかるゝ所也。風波之時いひえるまゝに、舟かたどもちんを取によりて、毎度御法やぶるゝなり、たとひ風波之時も、此御法たるべきなり。若此法をそむき、わたるの人をなやます事あらば、其舟かたを關、小倉之代官の所へ引渡すべく、代官所より山へ注進致したらんとき、仔細をたづねきはめ切せらるべき也。仍下知如件。

大　欣　助　判　弘　一
近　江　守　同　房　行
沙　　彌　同　宗　首

禪正忠同弘規
大藏小輔同弘胤

一右御定法に就て赤間關地下人押書案文
一赤間關わたしもりの事、御せいさつより外にくはんたい仕もの候はゞ聞たて候共則ち申上べく、少も無沙汰申候はゞ、やがて御さいくわに相申すべく候。恐惶謹言。

太郎右衛門　次郎右衛門　次郎三郎

延德四年五月二日

諸人之被官公役御法を定めらるゝ事

一御動座に就き、去年の御上洛に依て、先例に任せ、赤間關に於て御座船之事仰付らるゝの處、浦役錢を以て進調致す之由、地下の仁申し請ふの間、懇望に任せられ畢んぬ。然る間彼等相談を以て、當關地下中を支配せしむるの處、或は寺僕と號し、或は武家の被官と號し、出錢を難澁せしめ候事、地下愁訴一同云々。所詮此の如きの族公役に違背せしむるに於ては、當關住居を相支へ

らるべきの由仰出さる。若し違亂に及ぼし、在所と云ひ交名と云ひ注進の左右に隨て殊なる御成敗ある可き之惣別於所々(原文のまゝ)先御代以來此御定法歴然の處、動もすれば其主の號を假り、御下知を輕せしめ、通公役と爲し、仔細を申亂るの輩、自今已後其所を追放せらるべき也。右御定法の事當關一所に限るべからず、御分國中此の準據たるべきの由、堅固に仰下さる所也。仍て執達如件(譯)。

遠江守前司判正任
木衛助判弘依
三河守前司判重行

杉信濃守殿

## 第十一節　大内義輿と下關

第一編概說第四章軍事の變遷五五頁參照

公方の本陣＝豐後船討取

【歷代鎭西要略】明應六年丁巳春正月、大内介義輿重ねて大兵を催し、太宰小貳

を征す。赤間關を以て公方(足利十代將軍義材)之御本陣と爲す。躬ら數萬の軍兵に將として九州に渡る(譯)。(作者未詳德川時代)

【歷代鎭西要略】明應九年庚申、大內介義興大友豐後守政親朝臣を赤間關の海上に討取る。而して豐州の對彊を略す。蓋し政親此時筑前立花に適かんと欲し、舟に乘りて赤間關の海を渡る。不慮此害に遭ふ。臣從相死する者數百人皆海水に沒す云々(譯)。(同上)

## 第十二節　勝山合戰と下關

第一編概說第四章軍事の變遷五五＝五六頁參照

【陰德太平記】義長(大內)既に山口を落ち給ひぬと聞えしかば、防長兩國の武士共、吾先きにと人質差出し、各簞食壺漿して毛利家の武光に俯仰する者員を知らず。元就は猶も防府に御坐し、先づ山口の萬事掟として、赤川十郎左衛門、粟屋掃頭助、國司右京進、兒玉三郎右衛門四人を遣はし、其後兩三日を經て山口へ打入り、國照寺に陣を据ゑ給へば、近年大內家の苛政に顰額しける士農工商等、三章の法の緩きに懷いて、鬼窟を出でゝ故鄉に歸する悅びをなしければ、東面

して征すれば西夷怨ち、南面して征すれば北狄怨みし形狀もかくやと思ふ計り也。さて隆元は義長退治の事、時日を移さば又勢付いていかなる行をか成すべき、急ぎ長府へ馳向ふべしと、頻に進み給へ共、元就大きに勝つは大きに敗るゝの基也、今少し國人の心をも窺ひ試みて、後詰手をば遣はすべし、勝つに乘つて仕損ずる事もこそあれとて、五三日が程は長州の降參人共の人質取堅め仕置などして、長府の樣態を聞かせられけるに、勝山甚だ勢微にして、今は元就父子の間向ひ給ふ迄も無かりければ、福原左近亟を大將として、庄原兵部少輔、福原內藏助、岡宗左衛門等を初め吉田勢一千餘騎差添へらる。外樣の國人には熊谷伊豆守信直、嫡子兵庫助隆直、二男左馬助直淸、三男右近太夫廣實、四男兵部少輔隆經、阿曾沼豐後守廣秀、三須筑前守房淸、福島三郞左衛門、羽仁右衛門太夫、遠藤左京亮、楢崎彥左衛門、木梨治部少輔、福富藤左衛門、都合五千餘騎長門の國府へ差し向けらる。又渡邊左衛門太夫、赤川左京進、市川式部少輔等に數千騎相添へて下關に差置る。是は若し大友家より後詰やあるとの押也。(中略)(この次に毛利勢大內義長の籠れる勝山城を攻め、義長力盡きて長府に逃げ、功山寺にて自害せるこさを記す)。かくて山口の押へとして

市川式部少輔經好を鵲の峰に入れ置き、下關に内藤隆春、三尾岳に桂兵部大輔をこめ置き給ひ、卯月二日父子三人藝州へ歸陣し給ひければ、元春も石州より立歸り給ひ、義長退治の賀儀を述べ給ふ。（香川正矩寛文五年）

【後太平記】義長（大内）僅三百餘騎に成て中々此勢にて大軍前後の敵をば、爭か可ㇾ防、唯々腹を切んとあれば、吉弘右衛門太夫、橋瓜美濃守馳來て早く落させ給へ、豊後へ渡り筑前、筑後、豊前の勢を促し、舍兄大友義統の勢を諜し合、大軍を成て有無の一戰可ㇾ及、今は早や急がせ給へと諫めしかば、此儀最も然りと評し、先づ女性少き人を籠輿舁乘、二百餘騎城の後の山路を忍越、分東郡を過無ㇾ程、赤間關に馳着て各船に乘らんとせし處、如何成天魔の障碍にてや在けん、豊前國小倉の城主高橋三河守、同國三岡の城主長野修理亮心替して三千餘騎待請たりと告しかば、義長聞て扨も彼高橋は吾爲の甥にて心替と云か、今は武運已に盡きぬと、駒の手綱を引返、長府谷の長福寺に入て（中略）腹切て臥す。（多々良南宗庵）

## 第十三節　門司合戰と下關

第一編概說第四章軍事の變遷五六頁參照

交戰中の下關

【陰德太平記】豐前國門司の城には去んぬる弘治三年に、大內義長自害せられし後は、大友義鎮(豐後領主)より奴留湯主水正を入れ置かれしを、其後元就朝臣の命にて、小早川隆景彼の城へ軍士數多差向け攻められければ、主水正多勢に叶はず城を明け退きける間、仁保右衛門太夫就定をこめ置かれける。義鎮此事よに無念に思はれ、彼の城再回切返さばやとは思ひながら、所々の軍事に遑無かりければ、自ら延引せられけるが、此比毛利元就雲州に在つて、尼子と會戰年を經ければ、此れ幸ひの時節也とて、門司の城を攻め取らん事を議し、永祿四年九月初旬、戶次伯耆守鑑連入道道雪、田原近江守親堅(中略)都合其勢一萬五千餘騎をぞ差向けられける。諸勢急ぎ豐後を立ちて、同月中旬豐前國小倉の城に着き、暫時人馬の息を休め、扨每日野伏軍をぞしたりける。此由豐前、長門の味方より雲州の陣に告げたりければ、元就朝臣かくと聞き給ひ、門司の城攻め落されなば、豐前にこれある味方の城々皆敵に降るべしと、急ぎ後詰せよやとて、嫡子毛利大膳太夫隆元、三男小早川左衛門佐隆景を大將として、宍戶安藝守

陸家、三村修理亮家親（中略）等一萬八千餘騎を催さる。兩將雲州を打ち立ち同九月下旬豐前へ押し渡り、門司の城へ入りて、軍士を諸所に分ち、各持口を堅め、警衛油斷なく、海上には軍船七百餘艘、赤間が關、壇浦に繫泊べたれば、水陸の旌旗赤白相映じ、風煙に相和して、其機敵を一口に呑却すべき勢ひ也ける故、假令大友九國を卷きて來る共、中々柵の一重も破るべしとは見ざりけり。如斯て毎日野伏を蒐けて其機を窺ひ、互に合戰を愼んで在りける所に、爰に城中杉彥三郎が家人稻田彈正葛原兵庫助と云ふ者、田北民部大輔に內緣の有りければ、忽ち志を變じ田北に內通して、十月十日手引せんと約せしが、天罰や遁れざりけん、同九日の夜顯れて兩人は竊に誅せられにけり。田北はかく共知らざりければ、相圖の期を違へじと、十日の寅の一點に城下近く押し寄せ、手引の者を待つ所に、城中兼て期したる事なれば、諸所より打つて出で、船手よりも合圖の鐘を開いて、兒玉內藏允（中略等）横合に蒐りければ、敵案に相違して已に立足に成る所に、田北、吉岡後陣を以て舟手を支へさせ、一防ぎは防ぎけれ共、不意を討たれし故、先陣既に亂れ立ちて雪頹れ懸りける程に、遂に前後一つに成つて右

往左往に引いて行くを、餘さじ漏さじと追掛け〳〵打取りけり。中にも浦兵部亟宗勝は伊美彈正左衛門統正と鎗を合せ、宗勝鼻の側突かれながら終に統正を討取りけり(中略)。同二十六日戶次、田原等先日の負軍に無念を起し重ねて恥を雪ぐ一戰せばやとて、先づ手分をぞしたりける。先陣は臼杵越中守、二陣は田原親堅、其次は齋藤重實、其次は吉弘左近太夫、其後は戶次道雪を五隊に分け(中略)山下近く押し寄せたり。城中に是を見て小早川勢一番に打つて出で、六甲微妙して吉方を頂戴して、電の如く驅來るを、一の手臼杵越中守が備を以て吉方を背かせたれば、左備田原が手へ蒐つて相鬪ふ。田原、臼杵が先備の鐵砲共、數百挺を揃へ入易へて打たせける間、小早川勢に討たるゝ者數を知らず。され共些も疼む氣色もなく、死人を蹈越え〳〵戰ひければ、田原が備既に崩れんとす。此を助けんとて臼杵が勢横合に蒐らんとするを見て、宍戶隆家が勢寄せ合せて相戰へば、田原が勢は遂に小早川に突き立てられ、足達山の麓齋藤重實が脇備迄崩れ懸る。戶次道雪は兼て手の勢に步武者八百人を選つて、弓を持たせ其矢に參らせ候戶次伯耆守と朱を以て書かせ、又長道具持たせ

たる歩武者馬武者と組合せて先きに立て、曳々聲を出して打つて蒐り、既に太刀打に及ばせんとする時、八百張の弓を揃へ好き武者を選んで射て落す。小早川、宍戸の勢是に少し色めく所を、齋藤重實、吉弘左近、寄せ打つ程に既に引色に成る所に、吉田勢に福原左近將監(中略)等助け來りもり返して相戰ひけるが、漸く日暮に及びければ兩陣相引にぞしたりける(中略)。其後は大友勢も戰ひを休めて居たりしが、霜月五日の夜密に陣を拂つて歸りけり。(香川正矩 寛文五年)

【後太平記】都合其勢三萬二千五百餘騎(大友勢)速押寄門司の東南と圓山頂一片旗を飜し、尺寸の地も泄さじと陣を張て攻動す事、霹靂山を震ふに不異(中略)。都合其勢六萬七千餘騎(毛利勢)此外周防、長門の勢直に赤間關に馳集る。先陣八月二十七日安藝國を討立ば、後陣は遠路支へて九月十八日漸く長門の赤間推付たり。同日長門國の住人杉彥三郎一族八百餘騎、門司の城內加勢の爲立籠、城中の兵忽勇氣を得て、湊に入たる鯨鯢が大海躍出るが如大息を突流、已に先陣小早川左衛門佐隆景、赤間の甲山に討上る。相隨侍には備後國の住人有地、木梨、長、平賀、三好、梨羽、和知、楢崎、栗原、上原八千餘騎、南の尾より西を圍で陣を

取る。東の尾谷をば周防、長門の軍勢六千餘騎にて堅たり。鍋の上の山には備前の宇喜多、伊豫の河野、因幡、伯耆の軍勢二萬餘騎、南北一片柵を振、魚鱗鶴翼の形粧夥く、寸地も泄さじと陣を取る、宍戸安藝守隆家、穗井田治部少輔元清は安藝の勢を属て、八千餘騎火の山討上て、南向ひ陣を張狹赤間、六萬餘騎の兵共込入しかば人馬足継たり、大江陸奥守元就、同大膳太夫隆元、長門府長福寺陣を取て合戰の評議不㆑怠。敵味方十萬餘騎門司赤間の汀望で、三度鬨を作れば三度鬨を合す。此聲山海徹上徹下して上は四禪天下金輪水際までも聞ゆらんと夥し。赤白數千の旌旗は浦風飄然干戈甲冑の光夕陽耀、遙海上を見渡せば三島の海賊八百餘騎の兵船、赤間、鍋、壇浦繼て舳先を揃へ掛並、船端を叩き鬨を諜合す。其聲礒打渡と鬨聲が秋風調べ、山海一度に覆かと怪しまる(中略)。小早川左衛門佐隆景其勢八千餘騎五百艘の兵船、赤旗艫舳押立磅て押渡る。跡繼で山陽、山陰、四國の兵共五萬餘騎、赤間の丸木舟取乘々々漕渡す。中にも佐々木黨は四目結の白旗、北國なれば水色を象て黑き羽織を着せ、備中の三村黨は山陽の中國なれば、黃成旗菱の紋を着、伊豫の河野は三文字の旗南國なれば、

赤き小印を着て赤き肩衣をぞ着たりける。　數千の兵船門司、赤間の瀨戶に楫を並帆を爭ひ、櫓舵棹歌鬨聲海上一遍の陸地と成て海山震動し、無風激波起て漲り、渚に颯と打擧たれば、鯢波忽汀作る。　昔源平兩家此處にて軍せしも、時こそ替れ是にはよも不レ勝と、過し昔を恥てぞ進みける(下略)。（多々良南宗庵）

【歷代鎭西要略】永祿四年八月大友義鎭進二五萬軍勢一、伐二門司城一、其備十五列也(中略)駘々行轟進、取二圍門司城一、晝夜諍二攻口一而押詰焉城者主二保常陸介隆康一（隆康或曰二就定一）柳澤監物副レ之、籠城士卒三千餘騎、皆堅甲利兵也、守二其固一而與二豐後衆一相鬪矣(中略)既而大友陸者、張二並陣營一海者懸二浮兵船一（兵船皆南蠻船）日夜放二鐵炮一以標二城中一海陸之攻擊、更無レ有レ隙、多死多傷、愁苦辛歎難二以レ言盡一焉、自レ秋至レ冬、凍寒頻徹レ骨、大友之先鋒兩田北古庄臼杵吉岡等代責替鬪、而無レ不レ利也城者柳澤監物以下亡滅者太衆、日々城兵逃亡、二保隆康連告二急於中國一、以請二援兵一、元就在二陣於雲州一令二杉彥三郎一（杉彥三郎者長州赤間關城主也）救二門司城一、彥三郎涉二關戶一、來入二門司城一、隆康良如二蘇生一也、且小早川隆景引二率一萬餘騎一、而來二赤間關一陣二於火山一矣言有二稻田彈正葛原兵庫者一城中首長隆康之屬徒也、適二大友一發二叛逆一、先レ是稻田葛原、密與二大友一相約

曰、擧二燧於山上一、時一同攻來焉、稻田葛原自二城中一相並破也云々、其企發顯、隆康大怒、誅二戮稻田葛原一而隆康擧二燧於山上一、如二彼內通一、大友見二狼煙一、謂二稻田葛原告一レ時也、大軍一同附レ城、競諍而攻陟、隆康不二拒禦一、爲レ引二入敵於城谷一也、小早川隆景、張二浮兵船五百艘於關戶一、舫二舳艫一、而如二陸路一、兵馬列行無レ礙、萬餘軍兵到二著門司南岸一、不レ論二危急險難一、而順曳擧二陟城山一、金二鼓等整焉、直下防二拆豐後衆一、且亦差二廻逞兵數千一、以燒二討大友本陣一、既而隆景隆康齊突出拒戰、而擊二得豐後首長伊美彈正弼鑑昌竹田六郞則正一、雜兵死創不レ可二勝計一矣(中略)大友義鎭引二擧於田浦峠一、飜二旌旗一爲レ屯、小早川隆景選二騎卒三千一夜二討大友之旗本一(中略)旗本大擾亂(中略)而敗軍之騎卒見レ旆馳來者、可二三千一、警衞而還二豐後一。(作者未詳 德川時代)

【陰德太平記】毛利元就、大友義鎭、本は和講たりしが、大內義長自害の後は、舊盟破れて繼がず。 これに因て門司合戰已來、大友の押へとして大膳太夫隆元は防州岩國永興寺に在陣して御坐し、下關には仁保右衞門太夫就定、間田の松山の城には天野紀伊守隆重を入れ置き、堅く守らせらる。(前出)

【陰德太平記】隆元(毛利)は勝れて慈仁の志深かりける故、去年より防州に在陣

し給ひけるに、防長の將卒其惠みに懷く事、孩提の其親を愛するが如くなれば、大友義鎭深計密謀を運し、防長の者共を招かれけれ共、一人として耳に聞き入れ、首を傾くる者さへなかりけり。かゝる折しも兩家和睦相調ひしかば、今は大友が押へ强ちに入るまじとて、門司、下關、山口の鴻の峰等の城々に軍兵多く入れ置き、隆元朝臣は雲州へ立越へ、元就朝臣へ力を戮せ進すべしとて防府より永興寺へ打入り云々。（同人）

## 第十四節　豐太閤の九州征伐と下關

第一編概說第四章軍事の變遷五七頁、第五章交通の變遷七一＝七三頁參照

出征前＝往途＝歸途

【黑田家譜】追々に下る軍勢共、何も長門の赤間關に集りて、其後豐前へ渡海す。やがて秀吉公より飛脚を以て、孝高へ賜へる御書にいはく、

先度儀申付遣候條、懇雖申聞候自然之仰出候も、失念も可有之と被思召、以一書被仰出候條、安國寺と談合有之、隆景に申聞、無越度樣に諸事分別可有之、何

之道にも豐後と門司の要害之間、又は門司之要害と關戸之間、通路不切樣に專用に候。(下略)

八月五日(天正十四年)　　秀吉　御朱印

黑田官兵衛殿

宮木入道どのへ

又同時に賜りたる覺書にいはく

一、(略)

一、豐後と門司之要害、又は門司之要害と關戸之間、可取續儀簡要之事。

一、人數遲々候はゞ、味方中令迷惑氣を替候事も可有之候間、急門司之要害へ先勢一時も早く、くり入らるべき儀專一候事、

一、關戸を人數相越、船付不被執切樣に、城を四も五も、かなめ／＼に可被相拵儀、專要候事。

一、(略)

一、關戸近所渡口迄、元春隆景其人に一人無人體にても急被相越候はゞ、味方

中國之者油斷有まじく候哉、又敵への覺えたるべく候間、可然候哉之事。
一、豐後の國關戶之間被取續、船付以下丈夫に於有之上は、各と諸事談合有之、令繪圖、憑成使者に被申含、可有言上候。以其旨、可有御分別候事。
（以下略）

八月五日　　秀　吉　御朱印

安國寺
黑田勘解由どのへ
宮木右兵衞入道どのへ

又秀吉公より賜る御書にいはく
（前略）
一、九州表行儀、敵味方響候間、毛利分國申請勢悉渡際へ相集、早々先勢渡海候而、關門司其外境目等、通路不被取切樣、丈夫に城々相拵、無越度樣可被申付旨、重々申渡候事、
（以下略）

八月十二日
又御書にいはく
(前略)
一、兵粮儀、小西彌九郎申付、關戸迄可遣候間、兵粮置所之事。
(後略)
八月十四日
(中略)又秀吉公より孝高へ賜る御書、去十一日條々申越之趣、具披見候、
一、輝元隆景、元春、兩三人書狀、是又加披見條、然者門司赤間城普請申付候由、尤思召候、何も味方中、諸城彌丈夫可申付之由、猶以右兩三人可申聞候事。
(以下略)
九月二十五日
(中略)秀吉公より孝高へ賜る御書にいはく
(前略)
一、籠造寺邑を立候はゞ、丈夫に人質以下於二相占一者、元春、隆景渡海尤候、輝元は

門司の要害に可然候事、

一、門司要害へちかき城を手立に任被取卷可然候哉、島津事させる儀有間敷と思召候、其仔細は今度島津相働候て、やせ城二三箇所以調略召置、星野を入置其働を島津存分の樣に相心得退候處を、自立花も被出、星野もち候城乘崩、星野を初不殘刎レ首候は、島津筑紫九箇國を治たるよりも、立花左近將監働には、面目至候か。又島津そくいつけなる働をいたし、星野が刎レ首させ候事は、島津弓矢の失二面目一候儀、又は心中程相見え候間、させる儀武邊かた有之間敷候事。

一、毛利自身被出馬、一廉無之候ては如何候條、關戸をこされ、手寄可然候を、何の敵城なりとも被取卷、越年候ても、可被相果儀、尤候事。

(以下略)

十月三日

(中略)翌日の御書にいはく

正月二十五日羽柴八郎可差遣候、其方へ參り着次第、關戸門司城可相渡候、

猶追而可申遣候也。

十二月二十九日

（中略）又

去る九月中納言かたへ之書狀、今日十六日於藝州關田、到來加被見候。

一、小倉に丹波少將在城仕、門司要害にも少將內憐成者五百計殘置其外最前三少將と一手之人數は所々見及中納言陣取へ取續陣取可申付候由、中納言かたへ申遣候事。

（中略）

一、追々人數關戶を越候條、所々へ見合、陣取可申付候由、中納言かたへ申遣候條、可相談候事。

（以下略）

三月十六日（天正十五年）

（中略）同二十八日、秀吉公長門國赤間が關に着せ給ふ。同二十九日、關の渡を越て豐前の小倉に着給ふ。（貝原益軒貞享四年）

【甫庵太閤記】同二十五日(天正十五年三月)赤間が關に御參陣有て、長門の浦々を御覽じけるに、折ふし風の音あらましう吹かはし、何とやらん物冷じげに見えしかば、平家之亡魂美しくや思ふらんと、おぼされてかくなん。

　波のはなちりにしあとの事とへばむかしながらもぬるゝ袖かな

かやうに口號給へば、何となく海上おだやかに成て、程なく筑紫之地へ着給ひぬ。翌朝當地之體を下墨給ふに、通路之自由も又九州之要にも、此關戸之城に越たるは有まじきと、增田右衛門尉長盛を番手とし入置たまふ。夜の嵐に海上いたくあれしかば、名殘の浪つようして、波枕岸をあらひ、すさまじく有ければ、都に似ぬを旅とおぼされ、御心づからにうきを慰給ふ。當津之警固として、毛利勘八毛利兵橘を置給ふ。兩人奉行して渡之船共、おほくあつめおき、往還之渡海いとやすく有けり。(小瀨甫庵元和三年)

【九州紹運記】長門府各皇宮を見物し、三月二十六日には赤間關へ御着有て、阿彌陀寺を御一覽有。先帝女院を始奉り、平家の一門沈果給御影を御覽、秀吉公

　浪の花散にし跡をことゝへば昔ながらにぬるゝ袖かな

羽　柴　頼　隆

古のその名計は有ながら姿は浪の春の海面

佐々陸奥成政

名にしおふ長門の海を來てみればあはれを添る春の浦波

山　名　前　香

名ばかりは沈もはてずうたかたのあはれなるとの春の夕浪

各　　讀

阿彌陀寺に籠、同二十八日には渡海被成、小倉津に御着。（藤原一哀　慶安五年）

【豐薩軍記】凡そ難波の湊より赤間が關に至るまで、百五十餘里の海上の名にしあふたる浦山に、御心を寄せられ、雨奇晴好の風景に御眸を廻らされ、三月十五日と申すには、赤間が關にぞ着たまふ。　是處に毛利輝元より構へ置たる假屋あり、是に御移り御座て、輝元を召れ、當國の事とも委く御尋ありて、後御殿の端居に出給ひ、浦の濱ゆふ幾重とも得ならぬ望み窮なし、水色接天悠々たりしを御覽あり。　向ふに見えたる山は、何所の山ぞと問はせ給へば、門司が關にて

候ぞと答へける。扨は聞ゆる歌枕、都にて聞しより尙色々の艶なるぞと、興せさせたまふ折節、丹後の細川玄旨參られたりけるに、歌やあると仰せければ、玄旨とりあへず、

昔人心のかぎり盡しけん三十一文字の關の浦なみ

佐々內藏助成政

詠むれば空も霞める浪の上に雁の數よむ門司の關哉

扨阿彌陀寺に御參りありて、安德天皇其外平家一門の影像を御覽あり。

秀　吉　公

波の花散にし跡をこととへば昔ながらにぬるゝ袖かな

羽柴出羽守賴隆

古への其名ばかりはありながら姿は浪の春の海つら

細　川　玄　旨

もしほくさかく袂をぬらすかな硯の海の波のなごりに

佐　々　成　政

名にしあふ長門の海を來て見れば哀を添る春の浦波
翌朝當地の體を考へ給ひ、赤間が關には增田右衛門尉長盛を差置れ、門司の城には丸毛三郎兵衛、城戸十乘坊入置る。赤間が關渡海の舟奉行には、羽柴勘八、森橘兩人に仰付られければ、往還の渡海いと安かりけり。(中略)諸大名の本船供船、門司、赤間、壇浦、東は田の浦、向が島、西は小倉、柳が浦、凡そ豐前、長門の津々浦々に充滿して、幾千萬艘と云ふ數を知らず、盛んなりける事ともなり。(作者未詳 寬延二年)

【甫庵太閤記】如此被仰付關戸に至て、御渡海有し所へ、御迎舟多く浮出たり。船じるしを問はせ給へば、大和中納言殿、大友宗麟父子、毛利輝元、吉川、小早川等也、御甲のうち物すきなるを一刎、輝元へ恩賜有。關戸の御泊にて、輝元一献捧たてまつり、ひめおきし千鳥之太刀進上有しかば、御感有て御腰にさし給ふ。忠光の刀を輝元へ被下けり。大友は瓢箪の壺進上有。何も無雙なる珍器なり。四日(天正十五年七月)關戸を出船有しが、風あらましかりければ、陸を經つつ二十日市につかせ給ふて、爲御休息二三日御逗留おはしまし、同十四日大阪

御歸城、千喜萬悦之聲々しばしは止ざりけり。（小瀬甫庵 元和三年）

【歷代鎮西要略】秋七月朔日殿下宗像に御止宿、二日小倉に御着、三日關戸に渡る。大和大納言秀長、大友宗麟と殿下に關戸に來り會す。宗麟名器瓢簞茶壺を献ず。隆景艤船を以て一献を進む。輝元元春數艘を艤し、關戸に迎ふ。九州の牧伯上洛に從ふ者衆し。諍謐の功を賀し、千秋の祝を唱ふ。亦九州諸侯の男女質となり、衆大阪に如く(譯)。（作者未詳 德川時代）

## 第十五節　與次兵衛事件

第一編概説第五章交通の變遷七三＝七五頁參照

甫庵太閤記の説＝秀元記の説＝眞書太閤記の説＝久米邦武氏の説

甫庵太閤記の説

【甫庵太閤記】御母堂大政所(秀吉の)御異例日々にをとろへさせ給ふに因て、醫師衆評之上、其趣を秀次公へ申上しかば、毎日御注進有。將軍は御氣色の樣子被聞召屆、扱はちかづかせ給ふにやとて、七月二十二日(文錄元年)名護屋を立出させ給ひ、船頭明石與次兵衛を被召出被仰付候は、今度御上洛繼夜於日急思召開精を出し、水手已下無油斷可申付旨、直に被仰付し也。毛利右馬頭輝元は其

頭朝鮮在陣也。長子右京太夫秀元は幼少故在國せしが、名護屋爲御見舞參上し侍りぬ。秀吉公御機嫌にて、則上方可被召連之御上意にて、船中供奉し侍る。然る所に秀吉公御座船、豐前國内裏之沖狙板瀨といふ難所へむかひしかば、自然御一大事も可有之哉と、右京太夫心を付乘し舟を急げる處に、如案彼瀨へ乘かけ御船難儀に及び、船中過半沈水す。秀吉公御一命危く見えさせ給ひ、數百艘の供舟周章騷ぐ。半右京舟を御座船へ乘寄、是へ御移候へと申上る。秀吉公御機嫌にて則秀元舟へ御移被成。其時右京太夫を被任宰相御聟に可被成と直御約束、御懇情之御感不斜。さて明石を被召出、只今の仕合いかにと御氣色惡き處に、あわてつゝ申上候は、此難所兼て承及候へ共、中國悉御敵に罷成候由承申聞、むかひの地を傳ひ御船を上せ可申と存候内に、如此御座候と申上しかば、秀吉公御腹立の餘、中國廏船に移り一命を助る。扨々言語に及がたき申分かなとて、則内裏の濱にして、明石與次兵衛首を被刎にけり。

【秀元記】秀元は名護屋へ爲御見舞と可有參上とて、長門赤間關迄下らせ給をし。然所に秀吉公御母公大政所の御不例に付て、大阪へ御上り可有之とて、豐前國

小倉へ御着の由申ければ、木下半介殿へ以使者被仰遣しは、爲窺御機嫌名護屋へ可致參上と存じ、今日爰許下着仕候處に、上様御上に付て、其表被成御着候由、此地に奉待御目見可仕哉、其許へ可致參上候也、御差圖頼み存候と被仰遣ければ、明日早天御出船候間、急ぎ御渡海有て、御出船の時分御目見可然と被申越しに依て、卽刻御渡海有て、半介殿へ唯今此地着仕候御目見の處、如何様にも御差圖頼存候と被仰達し、其返事に明朝寅の刻御出船候、其時分御登城候へ、於殿中に可得御意候と被申越しに依て、夜半過に御登城有ければ、半介殿出會給卽ち言上有しに、唯今御膳を上らせられ候へども可被成御對面候、卽ち御相伴可仕の由御諚にて、御仕合無殘處御目見相添候也、然ば御諚に大政所殿御不例に付て俄に御上り候、御急の事なれば其方は御先へ罷上り、廣島にて御待受用意仕候へ、定て能き船水手抔は右馬頭高麗へ可召連なれば、如何様惡き船や水手にてこそ下りつらんと思ぞ、能々急がずば先へ行事は成難からんと被仰ければ、秀元御諚の如くに御座候と宣て、御次の間にて半介殿へ唯今上様御諚の如く、船も惡く水手も少く候へば、御先へ着可仕事成兼可申と存候間、廣島にて御待

うけの儀如何御可有かと宣しを、秀吉公被聞召付夫は嘸有人、大方は廣島へ寄る間敷かと思ふなれば、苦しからぬ事ぞ成次第に上り候へと御諚有し也。偖秀元御旅宿へ歸らせ給て、卽時に出船ましく〱小倉を半里程出させ給ひ後を見給へば、舟一艘見し定めて御座船にて可有之ぞ、何とぞ御先へ關へ着給ふ樣にとて急ぎ給ひけれ共、御座船は櫓數と云、無雙の水手共にて勇はこつて漕程に鳥の飛が如くにて秀元の御船よりはや拾町許も先立てけり。秀元はとう屋形の上に御座しけるが、上樣の御船すわりたると見えしぞ、此船急げと被仰ければ、伊秩安房守申けるは、かゝる不吉の事を被仰候、此廣渡にて船のすわりたると申事は無御座物に候と申ければ、去とてすわりたると見しぞ、あれを見よと被仰けるに依て、各船はたへ寄て見候に、扇か扇團かと見て朝日にかゞやき、如何にも光る物にて秀元の乘給へる船を招けり。安房守船頭に向てあの邊りに、瀨は無きかと聞ければ、船頭申けるは死の瀨とて滿潮には隱れ干汐には顯れ候惡き灘御座候、夫へ御船を乘掛け申たると存候と申ければ、偖こそとて此船急ぎ押とて、水手一人に小姓衆一人宛取付せて汗水に成て御船の傍ま

で漕付けれ共、岩けんと峻て岩と岩の間は瀧の水の落る如くに激しければ、秀元船へ秀吉公召移せられん事成難くて、拐も〳〵とあきれたる計にて、御舟の危き體片づを呑たる仕合也、然も此處は以の外に潮の早き所にて、船の取廻しむつかしき處なれば、船中の者共も力に不及して如何可仕哉と立騷ぐ計也。其御船の舳の方は高くなり、先の方は次第々々に下り、瀬込入べき體に見し。其時秀吉公御裎に被成せ、御羽織をばなちに被召て、御兩腰を御下帶に被差せ、岩の上に御上り有て御座候得ども、秀元の御船へ召移らせられん事、岩の間遠くして其間の潮は瀉り落すべき樣なかりけり。然所に秀元舟のはし舟押付しを、岩の間を傳て御座船へ付、是に被召て秀元の本船へ召移らせ給てこそ、御命は無恙と下々の輩迄安堵せし也。秀元の御舟へ被召せられければ、其儘秀元兩腰を捧げ給へ、秀吉公御手に被取せ、御褒美大形ならぬ亦御供の者共の上り兼しをかい摯て、端舟へ投入給ひければ、秀吉公御覽なされ御感不斜、年來よりも能く諸事心の付樣取廻し、尋常の者に非ずとの御諚有之けり。偖秀元御前へ出給て、此舟何の所へ着させ可申哉と伺ひ給ければ、あの濱へ着させよと御

諚有ければ、豊前國大裏人の家村より、七八町北の方に吹上の白濱有、此處へ御船を着ければ御上り被成しに、御床机と御傘とを御小姓衆取寄給て、白沙の上に毛氈をしき、御床机に上らせ給へば、御扈從衆御傘をさし掛被申し。 夫迄は御供船一艘も不參、漸く御扈從衆四五人こそ御供被申けり。 秀吉公御諚に秀元供の者共近く參り居候へど可申之旨也。 依之少し近く寄けれ共、怖を成して御程近くへは、不得參各用捨之體を御被覽て、あの年寄共傍近く參候へと御直に御諚有しに依て、伊秩安房守、桂源右衞門、粟屋越前守三人、御座所より三間程隔てゝ伺候仕けり。 御證に偖も此子奇特に參り合危き御命を御助り被成し事、偏に此子故也、忠節の程更々難し、船押來りし形勢、又彼が舟に乘移りし時のふるまい、拔群の者也と吳々御稱美被成しを、三人の者ども承り忝き儀、膽にめいじ感涙に咽び侍りし。 御供の衆一人も未參しに、右京太夫故に御命御助被成しは、此子も天の恵み深き者と思召の由御諚也。 御扈從衆に半介を呼候へと有て被召寄、被付けるは船頭明石與次兵衞事、今朝出船の時御船をば四國の地へ乘り可申と云し程に、乘前近きかと尋ければ、少は廻りにて御座候と申、

然ば潮あい乘よきかと問ければ、夫は何方も同じ事にて御座候と申し程に、左有は急ぎ上る事成は遠き方へは何さて乘べき、如常の渚近き方乘候へと云しに、沖を乘て船を乘損じ危き目を御覽せられしに、右京太夫參り合て御命を助け申たり。與次兵衛事御誅罰可有なれども、累年御船頭を勤めたる者なれば、命の所は御助有べし、兩耳をそぎ追捨候へとの御諚也。半介殿は御船へ被參し、然ば御供舟見へけるを是へ招き寄よと被仰付しに依て、各沖へ出で招きければ、五六艘渚へ着て上るを見て、後船の衆も次第々々に船を着て上りけり。御伽之衆御前近く參り給て、御船の御難儀のやうす承はり、何も涙に咽びあきれたる體なりし。然る所に半介殿御船より戻り、秀吉公の御左の方へ近々と參り、暫く何事やらん呟かれ、如何にも小たけ成紙の卷たるを差上給へば、夫を讀と被仰し。半介殿小聲にて被讀しを被聞召、扨々惡き奴哉與次兵衛めを連て上り成敗仕れと被仰し。其時御伽衆の內誰とは知らざりし、禪門頭を地に付て御最に奉存候。然共久敷御船頭仕候者にて候得ば、一命を被下候へかしと被申ければ、吾も一命を助け兩耳をそぎ追捨んとこそ言しに、讒惡の罪有之

依て誅罰する所也、先々惡き事にては無きか、右馬頭高麗にて謀叛を企て申由に依て船を中國の地を除けんと存、沖を高く乘て船を乘損じて候、隱謀の證據是也とて此書物を指出したり。是三箇條なり。

一嚴島之事　一妙壽寺之事　一林善右衛門事

是三つ也。是は嚴島に女物狂を仕立、明神の御託宣とて人數を集隱謀を企んとす。此妙壽寺と云坊主と林善右衛門と云者兩人に、右馬頭申付て是を催と云也。吾は人の一言を聞て其者の行跡を察してためすに、少しも見違たる事承し。隆景と右馬頭聯姸曲なく、吾を大切に思處を見付たるに依て、小田原陣の留守居として、大和大納言と右馬頭を置、路次の肝要と思し、尾張の淸州に隆景、右馬頭兩人が心中を能見付たりし故也。如是吾も亦志し有は各は知間敷ぞ、先年筑紫を退治せし時、隆景に九州は唯今の輝元が持かゝりの國よりは廣からんと思也。九州を望みに思はゞ、中國替て可遣す、中國は五畿內近くて、萬づ氣遣成事も可有と思ふと言ければ、隆景申けるは御諚の如くに候、九州は思召候よりも拔群廣く御座候、左候時は御後悔に被思召儀、亦可有御座候、然る旨

は家の爲却て如何と存候、忝き御意にて御座候得共、親の元就時より持來りたる國の事にて候へば、願ば今の分にて被置せ被下候へかしと云し程に、それは隆景次第ぞ、國廣ければ右馬頭や隆景餘慶にも可成と思ひてこそ云し事なれ、左樣に存ずればば今の分にて可然と謂て、其儘にて置し也。尋常の者ならば國を替て事を否と思とも、吾等の云事なればば忝きて云て替べきなれ共、隆景賢人たる故、秀吉が心をよく見知たるに依て、思ふ處を有の儘に申たる事、内外無心中顯れて別而悅び思たり。今思ふに隆景が申たる所、圖に當りて奇特に思ふ也。加(かゝるか)程に心安く思ひ、彼等兩人もわれを大切に思ふ所實なるを、如此讒する事重罪至極せり。あの如成奴を慈悲と云て助け置ては、國を治る邪魔と成て、非道の政事とそしりに逢もの成は、早々首を刎候へと仰にて、御扈從衆兩人御船へ被參、與次兵衛が兩の手を引張り召連られ被參し。早川小源吾と申御小姓に被仰付、御座所より十間許り東の方に、沙の小高き所有けるに、此處にて首を刎給ふ。然ば首を持て參れと諚にて、御前へ持參られしを、其子の傍に置候へと御諚にて、秀元の傍に置させられて被仰ける樣は、此子は善く天

の惠み深く果報成者也、今日吾が一命を扶け申候事、奇特の儀也、是天の惠に叶たる所也。　次には右馬頭と隆景が律儀に我を大切に思ひ、吾も兩人を心安く思ふ、其心互に通じて天命に叶て此子吾を助け申たと思ふ也、右馬頭彼を養子にせんとて可有如何哉と伺し程に、以前より知たる者と云ひ發明にも見えしなれば、可然からんと云しか共、國數多ければ半分程取らすべきと思しに、今日の忠節莫大成は輝元持分の國々少も無相違可遣なれば、左樣に心得候へし、先づ當時の祝には位に昇せん成は頓而可罷上、亦其首と此書物をば其方に取らするぞと御諚有て、與次兵衛が書物を御直に秀元へ御渡被成し也。　是を下關より急で朝鮮に指渡し、隆景、右馬頭に見せて、今日の仕合能々語られさせよと被仰て、さらば關へ御渡海可被成とて、御船に被召御渡有南部の城へ御上り被成ければ、此城は田中助右衛門と申す人を御番に被爲置し。　此人へも御船御難儀に思召たる事、亦秀元の忠節の赴被仰聞しと也。　秀元は卽刻仰の如く與次兵衛が首と彼の者の指上たる書物を、福原織部と云ふ家の子を以て、朝鮮へ差渡し給ひけり。　偖秀元は翌日亦間が關御出船被成し、御吉事の舟なれば、右

京太夫が乘たる船を御添船として可被召連、又船頭、梶取、水手迄も一人も不替、御座船に乘せ候へとの御諚にて被召連、御上着有て右の船頭、梶取、水手には金銀過分に被下之差下され、御船をば其儘被召置し也。　扨秀元は十日程御後を上らせ給ひければ、早速御目見有しに、御船御難儀の時の事共被成御意、其方官位の事疾に玄以法印に被仰後奏聞申ければ、急ぎ上京して昇殿候へと御諚にて、大阪より上京有しかば、玄以法印は秀元の御屋形に參り待居給ひて、上樣より疾被仰下しに依て、卽刻奏聞仕り此中日々是へ參り待申て候。　偖も今度上樣御船乘損じ、危き所に奇特の御忠節、唯々人間の業に非ずとこそ存候へ、御名譽の儀申も中々疎に候、上樣も其事をこそ被成御感候、夫に付て御官位の事別而御念入申たる被仰樣に御座候間、卽以傳奏衆委く叡聞に達し申て候とて、法印御同道にて參內被成し也。　玄以法印は其頃京都の所司代也、偖參內ありて三日目に勅使として、觀修寺大納言殿口宣御持參有て、太閤より念を被入しに依て、正四位上の侍従に被叙任し也。　然ば侍従先官より越て參議の次たる可きの旨、勅諚と被仰渡し也。　希世の名譽と世擧て沙汰せし也。　輝元、隆景於朝

真書太閤記の說

鮮此由を被聞召て御悅不斜、以使者輝元御禮被仰上し也。秀元へも御悅儀被進之也、隆景を始め御一門並に御家賴の諸士、不殘御祝儀申上けり。(三善規爲等慶安三年)

【藩翰譜】文祿元年の秋大廳の御違例、名護屋の御陣に聞ゆ、太閤大に驚かせ給ひ急ぎ御船に召され、大阪に赴き給ひしに、豐前の口大浦の沖にして、御船巖に馳せ懸り忽に碎く。宮松丸(毛利秀元の幼名)も安藝口廣島にて御待まうけすべしとて、これも名護屋を立て同じく上る程に、此由を見奉りてをのが船を馳せて追つき、難なく太閤を助け奉る。殿下深く感じ思召し、大阪に伴ひ給ひ、頓て都にのぼせて正四位下に叙し、侍從に任じ家號なのらせ、諱字賜りて秀元と召さる。(新井白石元祿十四年)

【眞書太閤記】直に纜あり、名護屋へ御進發ある(中略)。九月二十八日には、長門の沖名にしをふ赤間關音戶の瀨戶に御船を漕出しぬ。折節北風荒く吹き、白浪なぎり涌て凄まじければ、御供の人々爰に暫く船をとゞめ、風和ぎて後渡るべしと下知せられけるに、御座船の船頭與次兵衞、嘲笑ひあな臆病なる方々かな、此沖は風なき時といへども、大浪ありてよのつねの海路に異なり、此北嵐に

帆を開き、一飛に瀨戸を越したらんはいかに快く候はん、世の諺にも船の事は船頭に任せよと申さずや、恐多くも太閤のめさせ給ふ御座船、危き計ひ仕るべきや、出させ給へ方々と帆を卷きあげて船を飛せば、御供船も後れじと漸く瀨戸に漕出たり。扨ても大浪いや高く發り來て、人々こはいかにと見る程に、太閤の御座船大岩石の上に乘かけ、めり〳〵と鳴るぞと見えしが、舳艫の方二三段に碎け飛んで、御船既に覆らんとす。御供の人々是を見てあれよ〳〵とあせれども、逆浪の爲にへだてられ、救ひ奉るべき手術もなし。太閤こは珍事よと驚き給ひ、舷に走り出で、彼大岩の上に踊り上り、四方屹と見給ふに、毛利秀元小船にとり乘り、數十挺の艪を以て大濤を橫切り〳〵早御側へ漕ぎよせ、太閤を其船にうつし參らせ、頓首して萬歲を唱へ、舊の船路を漕戾せば、御供の人々皆喜びの聲をあげ、我も〳〵と船を戾しぬ。扨も太閤は危き難を遁れ給ひ、秀元が働き拔群なりと、殊に稱美し給ひ、手づから御太刀を下し賜はり、猶奏聞をとげて宰相と成し我聟に成すべき由懇に仰せければ、秀元あり難き旨拜謝し奉り、程なく御船も渚へ寄せ錨をおろし、風の手をまちぬ。時に太閤船頭與次

兵衞がふるまいを大きに憤り給ひ引出して首を斬れとぞ下知し給ふ。武士等承り彼船頭與次兵衞を小船に乘せ、御座船の前の方沖中にて誅せんと、四五段許り漕出し、白刄既に首に臨むとき、與次兵衞大音に申すやうは、世にも御運めでたき大將にてまし〳〵ける哉、某は代々九州の船頭なれども、兄黑崎團右衞門と云ふ者、毛利殿の御内に仕へ、去ぬる天正十年四月太閤中國誅伐の砌、冠山の城に籠りたりしが、太閤の武德にや復しけん、かへり忠をして毛利家をそむく。然るを秀吉公其功を稱し給はず、剩さへ兄團右衞門が首を切て、かへり忠さる者の誡となし給ふ。某兄の仇を報はんと年月心を苦むといへども、云甲斐なき船頭の身近より奉ること叶はず、空しく年月を過せしに、時なる哉今日の御船沖中にて打碎き兄が恨をはらさんものと、態と岩上へ乘上げしに、御運めで度何の恙もましまさず、我大望いたづらに成り、爰にて命を失ふとも、泉下の兄に申譯あり、いざ斬らせ給へやと首さしのべて坐したりければ、太閤をはじめ參らせ、御供にありあふ人々も、さては謂れこそ有けめと、舌をふるはせ恐れけり。頓て首を水中へ切落し、屍をも海に沈め、底の藻屑となしてけり。

今此處を與次兵衛が瀬戸と申傳へるは、此船頭が古蹟なりけり。同月晦日太閤の御船、つゝがなく名護屋の津に着岸し、本陣に入らせ給へば、諸大將出迎へ、皆一同に萬歲を呼び、無事の御着を祝し奉る。（栗原柳庵 德川時代）

【西遊記】此渡の中流に岩山の長きが一つ、水の上纔に出たり是を與次兵衛瀨といふ。通船の恐るゝ瀨なり、いかなるゆへに名附けしやと問ふに太閤秀吉公朝鮮御征伐の時、肥前の名護屋まで御出陣ありしに、此海を渡り給ふとて、潮先に押ながされ、御座船此瀨に流れかゝり、すでに碎けて海中に沈んとせし所を、四方よりたすけ船馳來り助け乘奉り、無難に渡り着給ひしとぞ。其時の船頭を與次兵衛といひしが、大かたならぬ不調法なれば、卽時に此瀨に上り切腹して失たり。其後此瀨を與次兵衛瀨とは名附しなり。太閤の御座船だに流れたりしこと、其潮先の强をしるべし。（橘南溪 德川末世）

【日本海上史論】此下關より小倉に渡る普通の海路の左脇に、船頭與次兵衛の塔といふものがあつて、一の名所になつて居ました。明治の初頃までもあつたが、後にて瀨標しが附いたやうに覺ゆる。其船頭與次兵衛は豐臣秀吉の朝

久米邦武氏の說

鮮征伐の御座船に乗つて、水先案内をして秀吉公に怨みがあり、態と彼瀬へ船をのせ上げて、秀吉公を殺さうと巧み、其謀計が遂げずに縛られて、瀬の上にて斬られたと、太閤記などにはさうなりて居る。是は餘程怪しい話で、豐公を沈むる積りならば、他にも場所は幾らもあらふに、あんな狹い場所で瀬に乘せ上げて、船を壞はした所が、豐公は天下の關白になつた人を、あの處で沈めて殺すと思ふ馬鹿なことはない。如何に船頭ふぜいでも、そんな事はしまいと思ふて居たが、明治二十年に歷史材料を徵收する爲に、九州を廻つた時、企救郡役所乃ち小倉にて、仲津郡大阪村の明石清槌の家より六冊の書と、豐公の御朱印八通を出した。其六冊の書は海賊流の軍學書で、海賊船の造方、海賊船の乘り働きと、海賊軍を編制する法など、其六冊に部を分けて書いてあつた。因てこれはみな修史局で、寫取ることにしました。其豐公の御朱印を見れば、宿怨のある所では無い、豐公より御高恩を受けたといふ海賊流の軍法家で、海賊船の船頭與次兵衛何某といふ人で、後まで知行地をもち、立派な系圖を傳へて居る。其頃の岩手縣知事石井省一郎は、其一族であつた。此明石の家は今も中津大

阪村に居るでせう。船頭與次兵衛はさう云ふ海賊流軍學故實の船乘にて、豐公に選ばれた者が、彼處の水先を誤つて破船させたので、豐公に別段責罰も無かつたけれど、自分が相濟まぬと責を引て、直に彼處で切腹して自殺した。それがあの與次兵衛搭であります。（久米邦武明治時代）

豐太閤の通過

## 第十六節　朝鮮陣と下關

第一編概說第五章交通の變遷七三頁參照

豐太閤の通過＝朝鮮陣に關する古文書

【豐鑑】赤間が關に着す。その先渡らせ給ふて、暫くやすらい給ふ。阿彌陀寺とて寺有、安德天皇の御影を寫し置て、廻りの壁には平家の一門、こと〴〵く繪に書うつせり。ふりにし跡なれども、みる心地して、哀さたれ〴〵も涙をさへあへり。古よりみし人々の、やまと歌からうたなども、つらね置しとなん。法師出で物語する。

あはれさは殘る影にもすゞみけりまして其よの人の思ひを

捨ぬ名の長門の海の波風に吹傳へつゝ絕えぬかなしさ

苦しみの海にひとたび沈みしも浮ぶ佛のちかい頼もし

末の代も此哀さをしれとてや書とゞめぬるもじの關守

など人々にうた讀せ給ふあまた有けれども忘れにけり。（竹中重門豐臣時代）

【佐甲氏所藏文書】禁制　高　麗　國

一軍勢甲乙人等亂妨狼籍事

一放火之事

一對地下人百姓に非分を申懸事

右條々堅令停止候、若於違犯之輩者、速可被處嚴科候也。

天正二十年正月　日

【龜屋所藏文書】小西行長被出抜、深踏入敵地、

清正一手之勢以兩王子不生捕、高麗本國江不可歸、人々令粉骨碎身、預

太閤之御感、可被遺名於後昆者也。

五月　日　清　正　花　押

【伊藤氏所藏文書】御ちや壺被上候、次夫十人はぶ迄七里の分、路錢貳百八拾文

可遣之、一人に付て一里四文宛、舟よりつぼあけ手傳可申付候也。

文祿二年三月五日　秀　吉　御朱印

赤間關奉行

# 第三章　近世の下關

## 第一節　船島事件

第一編概說第十章地名の變遷一三五＝一三七頁參照

宮本武藏略傳＝信憑すべき記錄＝異說の二三＝俗傳に對する批評＝巖流島の賦

【事實文編】宮本武藏政名は播州赤松流新免氏也。父を新免無二齋と號し、十手刀術に達す。政名思へらく、十手は常用の器に非ず、二刀は此れ常佩之具と。乃ち二刀を云ひて、十手の利に換ふ。其の術漸く熟す、十三歲の時播州に於て有馬喜兵衛と勝負を爲す、十六歲但馬に於て秋山と勝負を爲し、擊殺の後平安城に於て吉岡と勝負を決す、遂に勝つ、後船島に於て岩流を擊殺す。凡そ十三歲より勝負を爲す六十餘度、自ら日下開山神明宮本武藏政名

信憑すべき記錄

流と號す、威名四國に遍ねし、其譽口碑に在り、今に至りて末流諸州に在り。慶長中關原役及び浪速役勇名あり、寛永年中肥前島原一揆、細川家に屬し、之に赴く。正保二乙酉五月十九日、肥後熊本城下に死す、法名玄信二天(譯)。

【二天記】一、岩流小次郎と云劍客有り、越前宇阪の庄淨敎寺村の產也。天資豪宕壯健類なし、同國の住富田勢源が家人に成て、幼少より稽古を見覺え、長ずるに及んで勢源が打太刀を勉む。勢源は一尺五寸の小太刀を以て、三尺餘の太刀に對して、勝つことを爲す。小次郎常に太刀を持て、勢源が短刀に對して粗技能あり、猶鍛錬して勝利を辨ずるに、高弟各小次郎が太刀先きに及ぶ者なし、於レ是勢源が肉弟治部右衛門と、勝負を決して之に打勝つ、依て勢源が許を缺藩して、自ら一流を建て岩流と號す。其法術最奇なり。諸國を經回し、名高き兵法者に會し、數度の勝負を決するに、勝利を不レ失。斯て豐前小倉に至る、太守細川三齋翁忠興公聞し召し、小次郎を停め置給ひて、門弟出で來て指南あり。于時慶長十七年四月、武藏都より小倉に至る、二十九歲なり。長岡佐渡興長主の第に到り、興長主は父無二の介門人也、其故に因て來るなりと。曾て興長主に

請て曰、岩流小次郎今此地に留りぬ、其術奇なりと承る、希くば吾手技を比べんことを、公は無二が故有る因て憑み奉る者也と謹で願ふ。與長主應諾ありて、武藏を留て忠興公御聽に達し、其日を定め小倉の絕島に於て、勝負を決せしむ。向島と云、又船島とも云、今又巖流島と云、豐前と長門の境小倉より船行一里、長門下關よりも同じ里數なり。扨前日府中に觸有て、此度双方勝負の最負、及び遊觀を禁止あり。與長主武藏に謂て曰、明朝辰の上刻、向島に於て岩流小次郎と仕合致すべき由を諭す。小次郎は忠興公の船にて差越さるべし、武藏は與長船にて可↓被↓渡也、武藏喜色面に顯れ、願望達せしことを謝す。然るに其夜武藏去て迹なし、遍く府中を尋れども、行衛不↓知。皆云く渠此間逗留の內、小次郎が技藝妙術なることを聞及び、臆して逃たりと云へり。與長主も如何とも爲かたなく、茫然として臍を嚙に至る。稍有て與長主家士に命じて、我つら〳〵是を按ずるに、渠懼れて逃るならば、何ぞ今日を待たん、察するに渠心持有ことならん、先の日下關に着いて翌日爰に來れり、定めて下關に到り、夫より向島に往んこと必せり、急ぎ飛脚を立つべしとなり。卽ち飛脚下關に至り見れば、果

して問屋小林太郎左衞門と云者の所に在り。飛脚右の趣を告る武藏書を呈す其文に曰、

明朝仕合之儀に付私其許樣御船にて向島に可レ被レ遣之由被仰聞重疊御心遣之段忝奉存候然共今回小次郎と私とは敵對之者にて御座候然るに小次郎は忠興樣御船にて被遣私は其許樣御船にて被遣と御座候處御主人へ被對如何敷奉存候此儀私には御構不被成候て可然奉存候此段御直に可申上と存候得ども御承引なさるまじく候に付態と不申上候て爰許へ參居し御船之儀は幾重にも御斷申候明朝は爰許船にて向島へ渡候事少も支無御座候能時分參可申候間左樣に可被思召候

以　上

四月十二日　　宮本武藏

佐渡守樣

右返答す。扨翌朝になり日高なる迄武藏寢て不レ起、亭主太郎左衞門は無二心許一思ひ、辰の刻に及ぶべしと起し告る處に、小倉より飛脚來り、舟渡の由を武藏に

告る、武藏無程參り可ㇾ申由返答し、手水し飯を仕舞ひ、亭主に請て艫を以て木刀を大きに削、其內又飛脚來り、早々可ㇾ渡由急告る。武藏は絹の袷を着て、手拭を帶にはさみ、其上に綿入を着て、小船に乘て出る。□人は太郎左衛門が家奴也、船中にて紙線をして襷にかけ、右の綿入を覆て臥す、島には檢使警固の者を差渡さる、其號令嚴重也。漸巳の刻過に、武藏向島に到る。島の洲崎に船を止めて、覆たる處の綿入を脫ぎ、刀は船に置き、短刀を差て裳を高くからげ、彼木刀を提げ、素足にて舟より下り、淺汀を渡ること數千步、行く〳〵帶にはさむ手拭を以て、一重の鉢卷にす。小次郎は猩々緋の袖なし羽織に、染革の立付を着し、わらんじを履み、三尺餘の刀を帶す、備前長光の由。甚だ待ちつかれ、武藏が來るをはるかに見、憤然として進で水際に立て云、我は期に先達て來れり、汝何ぞ遲するや、吁汝後れたるか。武藏默然として不ㇾ答、聞かざるが如し。小次郎霜刄を拔て鞘を水中に投、水際に立て武藏が近づくを迎ふ。時に武藏水中に踏留りにつこと笑て曰く、小次郎負たり、勝者何ぞ其鞘を捨ん。小次郎益々怒て、武藏が相近くと齊く、刀を眞中に振立、武藏が眉間を打つ。武藏同く擊處の木刀、小

次郎が頭に中り立所に仆る。初め小次郎が打し太刀の尖先、武藏が鉢卷の結目にあたりてや、手拭許り落つ。武藏は木刀提て少く立ち、又振上て擊んとす、小次郎伏ながら横に拂ふ、武藏が袷の膝の上に垂たるを、三寸許り切さきぬ。武藏が擊處の木刀小次郎が脇腹横骨を擊折て、卽ち氣絕す。口鼻より血流れ出づ。暫く有て武藏木刀を捨て、手を小次郎が口鼻に覆ひ、顏をよせて死活を窺ふ事暫也。而して後遙に檢使に向て一禮し、起て木刀を把り、元の船に行き飛乘自らも共に棹さして行事速か也。下關に歸り、與長主に書を呈して禮謝す。其後小倉に到り、與長主に忠興公の士何某と勝負せんことを願ふ、老役會議し此事類願ひ不レ達して、又下關に歸りぬとなり。

岩流は佐々木小次郎と云、此時十八歲の由なり、英雄豪傑の人なりとて、武藏も是を惜みしと也(下略)。

一、武藏岩流と勝負を決せしこと、區々の評あり。或人武藏に謂て曰く、岩流と勝負決しぬ。然るに武藏止めを可レ刺に、愴惶として退き歸る。夫勝負は時の運にて、優劣何ぞ懸隔あらん、又勝負の後一應小倉に到り、與長主に對し禮謝し、

可レ去事なるに、卽日歸船する事の速かなるや、定て忠興公、忠利公、細川中務大輔立孝公も、岩流を厚く遇し給ふ、是その御遺念なくんば有るべからず、家士の中にも門弟有て恨みを含み仇と成べしと、是等懼有て敢て不レ近、後に肥後を賜りて幾程なく小倉に來る(中略)以可レ笑。武藏笑曰岩流と勝負せし時、國君何ぞ渠を助けて、我を憎み給ん、已に其日の號令、嚴重なるを以て知るべし。例令門弟恨とも、君命を背きて師に最負せん、又勝て後止めを刺こと、怨敵の所作也、渠と我と爭ふ所は唯劍術の手技を比ぶるのみ、何を以て怨み憎み勝て後刺殺さんや。我若渠が刄に罹らば、忽ち兩段とならん、然ども渠一旦我木刀にふれて、斃るゝと雖、若再活ることを得ば、渠に於て幸ならずや(中略)と云へり。誹者遵巡として去る。(豐田正剛 德川中世)

【宮本武藏墓志】(前略)有二兵術達人一名二岩流一、與レ彼求二雌雄一、岩流云以二眞劍一請レ決二雌雄一、武藏對曰儞揮二白刄一而盡二其妙一、吾提二木戟一而顯二此秘一、堅結二漆約一、長門與二豐前一際海中有レ島、謂二船島一、兩雄同時相會、岩流手二三尺餘之白刄一來、不レ顧レ命盡レ術、武藏以二木刄之一擊一殺レ之、電光猶遲、故俗改二船島一謂二巖流島一。(下略)。(子伊織)

【瓦礫雜考】佐々木岩流といふもの、武藏と眞劍にて雌雄を定めむと請へり、武藏これを許容していはく、そこ許は白刄にて思ふ儘に、秘術を盡さるべし、をのれは木戟にてこと足れり、出會はむ處は舟島と定。　かたく契りて其日になりければ、長門と豐前との際なる海中に、船島といふ小島あり。　兩勇士こゝに來りて鬪ふに、約せし如く岩流は白刄、武藏は木戟にて、各秘術を盡せり。　武藏早業電光よりも疾く、一擊あやまたずして、岩流を打殺しぬ。　是より是島を巖流島と名づく。（喜多村節信）

【武藝小傳】中村守和曰、岩流宮本武藏と仕合の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其期日に及で貴賤見物の爲め、船島に渡海する事夥し。　岩流も船場に至りて乘船す。　岩流渡守に告て曰、今日の渡海甚し、いかなる事か在。　渡守曰、君不知や、今日は岩流と云兵法遣、宮本武藏と船島にて仕合あり、此故に見物せんとて、未明より渡海ひきもきらずと云。　岩流が曰、吾其岩流也。　渡守驚さゝやいて曰、君岩流たらば、此船を他方につくべし、早く他州に去り給ふべし、君の術神のごとしといふ共、宮本が黨甚多し、決して命を保ことあたはじ。　岩流曰、汝が

云ごとく今日の仕合吾生んことを欲せず、然といへ共堅く仕合の事を約し、例令死とも約をたがふる事は、勇士のせざる處也、吾必ず船島に死すべし、汝わが魂を祭て水をそゝぐべし、賤夫といえども、其志を感ずとて、懐中より鼻紙袋を取出して、渡守に與ふ。 渡守涙を流して其豪勇を感ず。 既にして舟船島につく、岩流舟より飛下り武藏を待、武藏も又爰に來りて終に刺撃に及ぶ、岩流精力を勵し電光のごとく稻妻のごとく術をふるふと雖も、不幸にして命を船島にとゞむと也。(愚曰中村守和は十郎右衛門と號して侍從松平忠榮に仕ふ、刀術及び柔術に達せり、或人の説に武藏、岩流と仕合を約して船島に赴、武藏は棹のをれを船人に乞て、脇指を拔て持べき所をはそめ、船よりあがりて、是を以て勝負をなす、岩流は物干棹と名附し三尺餘の太刀を以て、勝負をしたりしに、今船島に岩流が墓あり)。(日高繁實 正德四年)

【武將感狀記】宮本武藏は二刀を好む。 細川越中守忠利に仕へて、京師より豐前の小倉に赴く時、岩流と云ふ劍術者、下關に待ちて武藏にしあひせんと云ひ遣す。 武藏心得ぬとて棹郎に擢を請ふて二つにわり、手本を削つて長きを二

尺五寸、短きを一尺八寸にして舟より上り、岩流と相鬪ふ。岩流が刀は三尺餘りなり。下關の者ども不殘圍みて見物す。武藏二刀を組てかゝれば、岩流拜み打に斬る處を、うけはずして其頭を打に、岩流身をふりて、左の肩に中る、其の勢にふみ込で横に拂ふ、武藏足を縮めて飛あがれば、皮袴の裾三寸ばかり切て落たり、武藏全力を出して打、之に頭微塵に碎て卽座に死す。岩流が墓を築いて今に其跡あり。(熊澤正興正德六年)

【有方錄】岩柳島。佐々木岩柳、宮本武藏なる者あり、皆劍客たり。同舟渡津し、其の劍術を論ず。竟に島中に鬪ふ、岩柳死す、因て名とす。始め論ずるに岩柳誇つて讓らず、武藏謙屈して能はざる者の如し。而も鬪へば則ち勝つ。島に名づくるに負者を以てする者、蓋し其の誇りを惡みて、誡を貽す也(譯)。

【扶桑記勝】下關南に岩流島とて小島あり。本名は船島と云。近世上田宗入と云し劍術者と、宮本武藏と云ふ劍術者、此島にて其術の長短をあらそひてたゝかひ、宗入を打殺す。宗入が劍術の流を岩流と云しゆえ、宗入島といはずして岩流島と云。宗入が師は多田善左衛門、後に剃髮して一志と云、信濃の產也、

わが庭に岩有りしにむかひて、劍術の奧儀をきはめさとりし故、其劍術を岩流と云。是其流の元祖也、是良工なり、名譽あり。宮本武藏は二刀の術を父にまなべり。（貝原篤信）

【宮本武藏】そも〳〵武藏の事蹟は、岩流島の事を以て世にその名高く、しかもその高きは眞傳ならずして、父の仇討といふを以て、最も名高きがごとし。その因る處を考ふるに、蓋し花筏岩流島といふ院本に出でしならむ。この書は延享三年十一月の板にして、淺田一鳥の作なり。その內容は分ちて數段と爲せり。曰く姬路宿屋の段(一)名島館の段(二)地藏峠の段(三)吉岡屋敷の段(四)宮本出立の段(五)松原の段(六)湯殿破の段(七)茶店の段(八)與五郎住家の段(九)神變杉の群立の段(十)金右衛門內の段(十一)岩流屋敷の段(十二)巖流島敵討の段(十三)是なり。かくて一編の趣向は、筑前名島の抱劍客吉岡民右衛門といふ者、姬路の宿屋にて佐々木岩流と圖らず知合になりて、同人も名島に抱へらるゝといふ事より起りて、山崎十平次といふ奸物、吉岡の娘に戀慕して、その叶はざるを恨みとし、岩流を賴みて吉岡を地藏峠にて殺さしむ。岩流素より曲物なれば、これ

より又吉岡の妻に戀慕し、これも叶はざるを恨みとして殺害せり。武藏は吉岡の子にて、是より先故ありて、父に勘當せられて肥後に來り、加藤家に仕へ、宮本武右衛門といふものゝ養子となり、劍道に名を得たりしが、玆に至り實父母が岩流に殺されたりと聞き、熊本を出立し、遂に岩流島にて之を討果せりといふに在り。こは情あり義ある物語にて、當時劇に上せて流行せしことは、文化七年に佐川藤太が、更に增補上梓せしにても知らる。世には大星由良之助の名を知りて、大石良雄の名を知るもの稀なるが如く、この院本の流行より、武藏はいつのまにか吉岡が子となり、岩流島の仕合は親の仇討とはなりしなり。この後享和三年に平賀梅雪の著二島英雄十卷出でたるも、同じく武藏を以て、吉岡の子として、岩流島は親の仇討とせり、こは花筏岩流島によりしなり。かくて今に至るまで宮本武藏傳など、講談師の間にもてはやさるゝは、孰もこれらによらざるはなし。素より院本小說の類に、實を以て責むべからずといへども、世にはたゞこの方のみを知るもの多くして、眞の岩流島の主旨を語るもの餘りに少き故にこゝに之を辯ず。（池邊義象 明治時代）

【梅墩詩鈔】　巖流嶼

嶼身埋二潮中一。樹梢餘二寸碧一。潮落嶄然高。巖色現二黄赤一。繫レ舟登二嶼尻一。所レ觀頗奇闢。蝦鬚冐二蔦根一。蠣殼粘二石額一。人氣聚二蠅蚋一。蹉音散二郭索一。懶魚或後レ潮。永作二巖間腊一。飢鳥降レ喙レ之。却爲レ人所レ獲。老飢齩二鼠齬一。勇往呈二毒螫一。一誤入二水中一。終被二魚族厄一。物類相御制。倚伏固難レ策。昔有二巖流者一。凌レ弱恣二横逆一。一遇二宮武州一。頭顱忽破圻。碧蘚化二血痕一。素濤馳二毅魄一。寧靜克成レ功。焉河意何益。扼レ腕爲二慨慷一。愁雲倏成レ夕。（廣瀬旭莊 徳川末世）

## 第二節　朝鮮信使の滯在

第一編概説第五章交通の變遷七五＝七七頁參照
寛永元年度＝寛永十三年度＝明暦元年度＝天和二年度＝正徳元年度
＝享保四年度＝寛延元年度＝寶暦十四年度

【渡邊年表】寛永元年十一月二十六日、信使來聘、赤間關御饗應。（作者未詳 徳川時代）

【通航一覽】寛永十三年朝鮮通信使、通政太夫任絖、副使東溟金世濂、從事官青丘黃床來聘、宗對馬守平義成、玆蒙臺命、東福寺陰召東堂、玉峰璘西堂司翰墨、同伴相附。

寛永十三年朝鮮の信使、對馬を出船して、江府まで海陸御馳走の次第。

(中略)

十月二十九日渡

一長門國赤間關（上關へ三十里）　松平長門守秀就

順風に任せ、信使の船小倉に寄す。　小笠原右近太夫忠眞より使者、青物等舟に載せ、此處に來る。（林韑葉末）



【通航一覽】明暦元乙未年、御代替賀慶として、朝鮮の信使正使趙珩、副使兪瑒、從事官南龍翼以下、六月九日釜山浦出船、同日對馬國佐須奈浦に着岸、同十五日對府に到着あり。　是よりその旅中の御饗應、及び乘馬等の事は、豫じめ大小名に課せらる。

(中略)

今度朝鮮人來朝の時海陸御馳走所（歸國同前）

（上略）下關長門松平大膳太夫守護毛利右京

（下略）

明曆元年八月十六日朝鮮人今月四日藍島出船、同未刻赤間關着岸。（御日記）

明曆元年八月四日藍島出船、同日未刻長門下關着船。（朝鮮往來）

明曆元年八月十五日、繼飛脚到來、朝鮮人今月四日筑前之內藍島出船、長門國赤間關に着岸仕候由。（寬明日記）

明曆元年八月十三日下關出船。（林緯）

【毛利十一代史】明曆元年四月三十日、當八月朝鮮人來聘により、往還道筋に城もてる輩、饗應すべき旨仰出さる。（寬明日記）

松平新太郎　松平安藝守　松平大膳太夫　松平右衛門佐　松平山城守

松平式部　松浦肥前守　青山大膳亮

同日執政より令あり、朝鮮信使來朝のときは、去寬永二十年の令に據り、我領內上下兩關（赤間關・竈關）にて接待饗應すべしとの事にて、奉書並献立付を授く、奉書寫

左の如し。

一筆令啓候、當年八月從朝鮮國信使來朝候。然は於領內萬馳走之儀、可爲如去未之歲候。來朝人數之書立は、從宗對馬守先達にて可差越候。膳部之献立、注別紙遣之候。自然被舟遭風波災相碇泊候外、何之地へ令着岸候共、船出之綱、碇水薪等無滯樣、前廉可被申付候、恐々謹言。

四月十六日

阿部豐後守忠秋

松平伊豆守信綱

酒井雅樂頭忠淸

松平大膳太夫殿

是時赤間關は毛利右京綱元、竈關は吉川美濃守廣正父子に擔任管接せしめ、更に毛利右近助就信、林肥前守、飯尾肥後守を赤間關へ、毛利右京進就賴、宍道式部、粟屋勘兵衛を竈關へ派遣接待せしむ。

八月四日朝鮮國信使、六月九日釜山浦を出帆し、同日夕對馬佐須奈へ着、本日筑前の內藍島を拔錨して、長門赤間關へ着、十五日周防竈關に到る。

十二月二日大阪を拔錨し、同二十五日藝州蒲刈へ泊し、竈關へは繫船せず、二十九日赤間關へ着、翌年正月出帆歸國せり。（太田報助明治時代）

【通航一覽】天和二年

一、宿々御馳走人被仰付、人足、上乘馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すべき旨、諸大名へ兼々觸遣さる。

夜宿晝休之覺

（前略）長州赤間關　松平長門守（下略）

天和二年朝鮮人來聘付、所々御馳走被仰付之。

（上略）長門赤間關　松平元千代吉廣（下略）

天和二年

七月九日筑前國藍島に泊　御馳走　松平右衛門佐

同長門下關　同　松平長門守

右の勝本よりこの所まで、五十五里。拔ずるに同じさのみ記し日次を脫せしなり下同じ

同周防上關自注、この間三十五里　同　同　人

右長門守御馳走、西國筋にて一番結構なり。七五三の膳部金紋置上げ極彩色なり。（天和韓聘記）

天和二年七月十日、朝鮮の信使肥前國（按ずるに筑前國の誤りなり）藍島を發して、長門國赤間關に着す。（憲廟實錄）

天和二年七月十日長州赤間關着岸、同十一日逆風甚雨に付て滯留の由、注進之通及高聞候旨、奉書被遣之。（萬天日錄 甘露叢）

元和二年七月二十五日朝鮮人、去十日長州下關へ着船之所、逆風甚雨に付滯留、同十七日出帆、翌十八日藝州蒲刈へ着船之由、注進有之。（柳營日次記）

【毛利十一代史】天和二年六月二十八日朝鮮使來聘に付幕府饗應、送迎、警固等の事を命す。我藩へは長門赤間關、周防上關の饗應使を命せらる。

四月十三日朝鮮官人來朝につき、訓令左の如し。

覺

今年官人來朝に付而、兩關之御用之竹木並魚鳥野菜等至迄、御藏入給領共其所之御所務代より申付次第、無滯相調差出候様に、面々知行所へ手堅可申付

之通、此段組中へも可被申觸候事。

天和二戌五月十三日

七月十日朝鮮信使尹趾完（正使）李彥綱（副使）等四百八十五人馬關に到る。饗應使宍戸修理及屬員數十八人、接待明暦年の例の如し。信使十五日馬關を發し、十六日上の關に到る、饗應待馬關の如し。十七日出帆大阪に向ふ。（先是三月三日閣老書あり日當秋朝鮮信使來朝すべし長防領內通行の時饗待明暦の例に準ずべしと朝鮮官人の事無盡集卷八十六＝八十七に詳なり）九月十二日韓使江戸を發し、歸途に就く。十月十一日上の關着、十三日馬關を過て歸國。（太田報助）

【國史論纂】近代朝鮮通聘始末の條、路上の饗宴は三代將軍の時までは國庫金豐富なりしかば國光を示さんとて各地の宴賜甚盛なりしが、されども其の詳なることは未だ考へず、正德の時には赤間關、大阪、京都、尾張、駿府の五箇所にて饗宴を賜ふ歸る時も又同じ（赤間關の宴を牛窓に移すのみ異なれり）享保四年（第九）には只大阪と京の兩所のみなりき。（萩野由之）

【通航一覽】正德元年七月

頃接東武分付文字有云、今番貴聘使在途、朝夕所用令沿路所司一以乾物入供、但

赤間關（按するに長門國）還時牛窓（按するに備前國）大阪、京城、尾張州、駿河府、當准貴國接待、我國王使例、特設行路宴、往返各一度、內大阪、京城、駿河府三所特命上使一員傳旨慰勞、坐位對馬州太守兩長老與貴聘使相對、坐下上使就太守上頭、坐下傳旨訖卽出、然後排宴考諸貴國謄錄有云、國王使往聘貴國之時、宜慰使由中門入、客使就大門外祇迎、今者止聽階下出迎、其中官以下不論往返、仍從熟供事（下略）。

七月日對馬州太守平義方

承貴州謄報、東武行會文字已將沿路行厨以乾物供億赤間關、還時牛窓、大阪、京城、尾張州、駿河府等處設宴、往還各一遭貴國王使傳旨時、排座序次悉皆照領、而累次勞餉、復出格外、仰認識眷深切感哉、但紙尾所陳、階下祇迎一事恐貴國或有所未詳前例者、故茲就自丙子至壬戌四度信使時已行前規書、呈別幅、而來諭所謂、貴國使臣往聘敝邦之時門外祇迎一節、非徒事在久遠無所憑驗、前此通信使往來之時、曾無據此爲例之事、則到倭等何敢輕議變改有所低昂乎、而兩國交際之間、似此禮節所當一遵舊式無失體例而已、領將別幅轉報東武、以爲考例遵處之地幸甚。

辛卯八月日通信正使趙泰億、副使任守幹、從事官李邦彥。（國書復號の記事）

正德元年朝鮮人來聘歸國之節、海陸所々御馳走人。

長門赤間關　松平民部大輔

來聘之節、於此處從國主以上意旨饗應之御禮有之樣に被仰付、但五々三二汁五菜式歸國之節は不殘下行。（琉韓紀事）

正德元辛卯年八月九日、宗對馬守義方信使を率ゐて對馬國出船、同二十九日長門國赤間關に（豐東郡に屬す）おいて、かねて命により領主松平（毛利）民部大輔某（按ずるに改選諸家系圖によるに大膳大夫綱廣なるべけれども分明ならざれば姑く實名を缺ぐ）特に饗應あり。

正德元年八月二十九日、長門國赤間關に至る。斯にて上意として、御饗應あり。御馳走人松平民部大輔。（好踐錄）

一信使江戸往來之節、そこ／＼御馳走之次第江戸より御尋に付、對馬殿被申上候は寶永信使之時は（按ずるに天和の誤りにや）安藝蒲刈御馳走一番と注進御座候、正德之信使之時は長門下關御馳走一番と注進有之事。（異本朝鮮物語）（前出）

【渡邊年表】正德元年當秋將軍家就御代替、朝鮮人來聘、兩國通船之節は於赤間關御饗應被仰付、上關にては下行之御馳走、尤官人歸帆之節は兩處ともに下行

許と被仰出候。　就夫下關御馳走場都合役毛利筑後殿奉之、桂木へ被差出候、御使番兒玉傳兵衛、物頭國司與市衛門、御目附粂役、七月一日筑後其外御役人御用方迄、追々罷出候、將又上關、都合役毛利大藏奉之、口羽六兵衛被差添、供之同二日出足、御使番山縣九衛門、物頭神保八郎右衛門、御目附粂役御用方役人、追々罷出候。　七月二十二日吉元公萩御發駕、同晩小郡御止宿、同二十三日長府御着、又四郎樣御舘之御滯留、八月一日御夕御膳已後、長府被成御立、赤間關御越着、御本陣町人佐甲甚右衛門方御宿被成、同二十九日七つ時、朝鮮信使赤間關着船仕候、宗對馬守樣官人被召連、同日夜に入り客館にて御饗應、尤も上使へ御馳走之節は、對馬守樣御相伴にて、其外中官、下官段々御馳走御料理被仰付、御饗應已後吉元公爲御相對御出被成候節は、御衣冠、後供組衣衆六人、尤も御輿に被召也。　九月朔日辰の刻、上使出帆、同日未の刻公下關を發し、吉田にて御止宿、同二日山口御止宿、同日御歸城有之。

正德二年正月、官人舊冬江戸出足正月四日御領海着船仕候順風にて上關滯船不仕同晩笠戸着岸翌五日より順風無之彼地滯船、同二十日赤間關着船仕り、彼

地にて順風無之、二月一日之朝出帆にて、同日御領海通船相濟候、歸帆之節も前段之通毛利筑後殿、毛利大藏殿、其外役人出張有之、歸帆之節は兩關ともに下行許にて候、御用筋元締役として、藏田孫右衛門、小島與三右衛門被差出候。(前出)

【毛利十一代史】正德元年八月二十九日、朝鮮信使馬關着船、同夜客館阿彌陀寺に於て饗應、先導宗對馬守伴食せり。公(毛利泰恒)客館に至り信使に待接せらる。公衣冠隨行袍衣六人輿なり(中略)。

正德二年正月四日、客冬朝鮮使江戸を發す。此日吾領海航行周防國笠戸に繫船、二十日馬關に到り、上陸逆風に阻せられ、二月朔日馬關拔錨歸途に就く。是時毛利筑後、毛利大藏其他を馬關に派遣し、接待の任に當らしむ。(前出)

【周南先生行狀】正德元年韓使來聘して舟を赤馬關に繫ぐ。藩教を奉じ賓を饗す。先考(山縣周南)に命じ諸文學と俱に出でゝ、彼學士李東郭、洪鏡湖、嚴龍湖、南泛叟等と筆語唱酬す。大に國光を觀る。語正德唱和集、問槎畸賞等に見ゆ。諸學目するに海西無雙を以てす。三使者先考の諸作を見て嘆じて曰く、謂はずや南方才を生むこと此の如しと。豈一たび此の人の面を見

ざるべけんや。乃ち請ふて謁見す。凡そ韓客の來る諸侯臣太夫と雖も、亦輙ち其の使臣に見ゆるを得ず。蓋し特遇と云ふ。見るに及び、賓盃梅を指し詩を求む、梅開盃を以て韻となす。其の詩一揮にして成る。賓賞嗟已まず。東都に至つて、尙猶之を口にす。是に於て先考の才名益々海內に噪し(譯)。(山縣泰恒)

【周南先生文集】赤間關賓館呈朝鮮正使趙平原

龍節遙臨滄海隈。倚樓兼有使乎才。誰知箕域奎星移。還照扶桑萬里來。

同前呈從事李南岡

豐城春色雪紛々。喜見樓頭五彩雲。欲寫一時知遇感。短編慚愧不成文。

同前朝鮮二使席上、出示瓶梅、需詩、押以梅開盃字。

赤水橋頭一樹梅。却從瓶裏趁春開。分明認得東君意。要照嘉賓夜宴盃。

前夜東郭筆語に曰く、足下の諸詩正使相之を覽る極めて歎賞を加ふ、一たび清儀に接せんと欲す、早晩當に邀へ奉るべきのみと翌日遂に接見す、前二首以て贄儀に充て後一首其の需に應ずと云ふ、使者務めて自ら嚴を保ち此行官儒の外接見を得る者紀藩祇園與一と余に及ぶ二人のみ、森伯陽の筆語に見ゆ(譯)。

【通航一覽】朝鮮人旅中海陸の御馳走、及び人馬等の事はかねて諸大名以下に命じ給ふ。

享保四年二月朝鮮人御用被仰付之、左之通

(中略)長門國下關　松平民部大輔(下略)

享保四年八月十八日天晴風順、遂赴長州赤間關云。(藍島鼓吹)

享保四年八月十八日赤間關着船 自注、廿七日迄風吹滯留 (柳營秘鑑脫漏)

【渡邊年表】享保四年八月朝鮮之信使來朝、赤間關着船、往來ともに下行、九月二十七日江戸入、十月一日朝鮮人登城に付、御兩殿樣御裝束にて御登城、朝鮮人江戸退出、十一月歸帆、赤間關出帆、赤間關毛利伊豆殿、上の關毛利若狹殿被差出候

事。

【毛利十一代史】享保四年八月日不詳、朝鮮信使赤間關着船。

十一月十五日、韓鮮の三使江戸出發、十二月赤間關出帆、歸途に就く。赤間關へ毛利伊豆、上關へ毛利若狹を出し、接待の任に當らしむ。

【通航一覽】寛延元年、朝鮮人道中泊休御馳走固御賄方。

一長門赤間關　　御馳走　松平大膳太夫

【毛利十一代史】延享四年十月七日、公來年二月頃賜暇の事乞願なりしに、正月頃賜暇あるべき指令なり、因て請願書左の如し。

來夏朝鮮之信使來朝、四五月之頃參府之由承之候、然處私領內長門國赤間關、周防國上關兩御馳走所へ着岸、前より數百艘之船差向置申儀に付、例之通御暇被下、國元より大阪迄船呼越候ては御用難達差閊候間、先達而御暇被下候歟、又は信使來朝相濟候以後、御暇被下候樣仕度奉願候、依之申上候以上。

十月　　御　名

御付紙　來月正月比御暇可被下候之間其心得にて可被有之候。

寶暦十四年度

（前略）迎船大阪呼越候時は、領内赤間關、上關信使着岸之節、御用間に逢不申に付而、其内御馳走所へ差向置候船凡三百艘餘、且又國中海上數十里に付、若風波之時分湊々之繋船有之節之爲、手當仕候付、都合船數八百餘艘、先格を以用意仕置候故、船差問候問云々。

寛延元年四月四日朝鮮信使（正使通政、太夫洪啓禧、副使通訓、太夫南泰耆巳下總員五百名許なり）馬關阿彌陀寺の客館に至る。老臣宍戸出雲、副役佐世六郎左衛門以下十餘人、款待如例。六日出帆、七日上關に着船、老臣毛利宮内及高洲平七等十餘人饗應、九日出帆、十日藝州蒲刈に至り、藝州吏員に交付して歸る。七月十三日朝鮮信使、歸途上關に至り、十五日馬關着船、享待如例。

【通航一覽】明和度（寶暦十三年の翌年）信使來聘、正使趙曮、副使李仁培、從事官金相翊等寶暦十三癸未年冬對馬國に着す。是より旅中御馳走人例のごとし。

（上略）長門赤間關　松平大膳太夫（下略）

【渡邊年表】寶暦十四年正月一日、朝鮮信使赤間關出帆、同月三日上關着船、同五日出帆、藝州に移る。五月十九日、信使上關着帆、同二十日出帆、同二十一日赤間

關着船、同二十四日小倉引渡之、於大阪對州之通辭、朝鮮人被殺害。

【毛利十一代史】寶曆十二年九月三日、來年秋朝鮮信使來朝につき、國中接待準備船に關し、來參覲延期願書覺書左の如し。

來秋朝鮮之信使來朝に付、私領內長門國赤間關、周防國上關兩御馳走所、着岸前より數百艘之船差向置、且下行物等仕構置申儀御座候、就中餘分之船數、其上國中海上數十里之儀、湊々常以御用達、其外手當仕置候船引缺候樣にも不相成、新造を始船作事別而差湊、來夏中迄漸相調可申儀御座候、然者私參勤之節、大阪迄陸路旅行仕候ても、人數並荷物等之運送難調差閊候間、參勤之時節暫延引被仰付被下候樣仕度、奉願候、依之申上候以上。

九月三日　　　　御　　　　名

覺

別紙を以、御願申上候通、來秋信使來朝に付、於私領內兩御馳走所、信使引請之船數先例を以、大小凡八百餘艘用意仕儀に付、新造又は修補等、此內以申付候得共、數多之儀故來六月中にも出來可仕積御座候、然ば私參勤例年之通、四月

中參府被仰付候時は、國元より大阪迄陸地旅行仕候ても、家來並に荷物等餘分之儀に付、船數無之候ては難相調、右船數之內參勤用達に引除候時は修補申付候間、相無御座御馳走所差閊に相成申候、依之來年七月頃にも參府被仰付被下候はゞ、信使御馳走之船、並參勤用達も無差障相調可申と奉存候付、旁之趣奉願儀御座候以上。

九月三日　御　名

右に對し十一月三日に、來年七月中參府すべき指令あり。

寶曆十三年十二月二十七日、朝鮮使節赤間關に到る、阿彌陀寺に館す。饗應使毛利秀之助、船手村上釆女等十餘人、周旋款待如例。舊記に依るに延享五年及び寶曆十三年兩度の朝鮮使に關する藩庫の費用合計四千八百七拾目と見ゆ此他宿驛の費用等人民に負擔せしものもあるべし來聘使受授に關する我邦費用の大略知るべし幕府が後來受接を省略せるなり

明和元年正月朔日、夜朝鮮使赤間關解纜、三日上關着船、五日出帆、九日藝州に移る。

四月十九日朝鮮使節歸途、上關泊船、二十一日馬關着船、二十四日出帆、小倉に移る。

【鶴臺先生行狀】寶曆十三年韓使來聘して舟を赤馬關に泊す。藩例に依つて之を館饗す。乃ち先考(瀧鶴臺)をして歸りて其の學士南秋月、成龍淵、元玄川、金退石と筆語唱酬せしむ。韓客大に先考の博雅に賞服す。語は長門登甲問槎に詳なり(譯)。(瀧鴻)

【鶴臺先生遺稿】赤馬關賓館呈二朝鮮南秋月一

二邦通レ志此尋レ盟。寡罷皇華出二漢京一。拂レ雪旌旗迷二斷雁一。震レ波鼓吹駭二長鯨一。早魁多士南宮試。定識大風東海聲。到日應レ裁二枝叔發一。桂帆遙指廣陵城。

## 第三節 唐船打拂

第一編概說第四章軍事の變遷五七―五九頁參照

享保二年度―享保三年度―惡船打拂の準備―寬政五年度

【渡邊年表】享保二年四月二十三日、公儀人桂六郎右衛門、御老中久世大和守樣へ被召出、小倉、赤間關之沖唐船滯船仕候よし、依之豐前、筑前、長門御三領より船被差出追拂退候樣、尤赤間關の義は毛利右京樣御配置之儀候間、御彼方より追

船可被差出候、此御方より後詰被成候樣にと被仰出候。同二十四日御飛脚出立、五月七日萩着同夜より小倉爲御聞合、御使者國重三郎兵衛被遣。赤間關へは物頭飯田平右衛門被遣、吉田へは大番山形九衛門被遣、聞合被仰遣候。國司罷歸り小倉追拂らひ、最十五日と申物音之由に付、五月十三日兒玉外記、大組頭村上圖書、御舟手小倉打拂被仰付候。依之兒玉外記並組士十人被差添、小郡丸尾崎より乘船被仰付、船大將村上圖書、物頭御用付其外共に三田尻より乘船被仰付候付、今日萩出立候へ共、海上不順漸至十六日着關。（イ十五日七つ時と有）然處俄に十三日小倉迄船を出し追拂申候。筑前、長府より之追船出合、御三領一同に追拂仕候。御本手船は間に合不申候。乍爾十八日又々唐船立歸候節、十九日出合に而追拂仕候。十八日巳後立歸不申に付、同二十一日役人中歸萩仕候。尤爲御用心、物頭一人、大組番頭一人、被關被殘置候。長府よりも家老細川宮内等被差出、御船待有之。

但大組頭佐々木舍人之も內意有之候へ共不及出候。（作者未詳 德川時代）

【毛利十一代史】享保二年四月二十一日、松平肥前守宣政に命じて、國に就き外

舶追討せしむ。此比西海に唐船寄り來るものある由、注進あるに由てなり。

毛利右京元矩にも同じ。（德川實記）

同日閣老公儀人を招き、交付書付左の如し。

唐船漂流之儀に付て、小笠原右近將監之別紙書付之趣、可相心得旨申渡候間、面々領分海上之通相心得、追船等增之きびしく可被申付候。右近將監被承合、萬端可被申談候。

覺

一、小倉領、筑前領、長門領、右三領、申合常々差出し候番船等は不及申、關船など大船相交、船數多く出之、唐船を地方より取卷、滯留不仕樣に可致候。尤取卷候共、出船いたし候船路を取切候品にては無之候。右唐船警固之樣子見候て、早々出帆いたし候はゞ、其通にて可差置候事。

一、藍島、六連島之邊に唐船かゝり有之候はゞ、三領一同に申合、警固之船出し可申候。若筑前領か長門領之內之片寄、二領より程遠く候はゞ、其領主計より船を出し、警固可申付候。尤其趣近國へも申通じ、領分境に番船出し

置、若唐船相見へ候はゞ、早速警固之船を出し候樣に用意可有之事。

一、警固之船を見候て、唐船不殘出帆候共、面々領分手寄之浦、或は島々、右船を差置、唐船立戾り候はゞ、早々追拂候樣可申付候事。

一、右船を出し候儀、常々の船とは品も替り、船數之儀相應に可申合候。尤鐵砲大筒も用意有之、唐船よりもしかと目に立候樣に取計べき事。

一、萬一唐人共より手向ひ候節は、大筒にて船を打ちふし候ても不苦候。逃散候はゞ追拂船を留候には不及候事。

以上

五月十三日、先是異國船屢我瀕海に來る。幕府令あり、之を砲擊放逐し上陸せしむる勿れと。今日大組頭兒玉外記、船手頭村上圖書等數十人を馬關に出し、筑前、豐前、諸藩の吏員と、合議方策を立てしむ。（太田報助明治時代）

【渡邊年表】享保三年正月、舊臘赤間關、小倉邊之唐船漂流に付、爲御見分上使渡邊外記殿、赤間關、小倉、長崎迄御下之由に付、正月十二日此御方爲大都合使、益田織部奉之、佐々木舍人組共に二十八差出、御鐵砲頭六人退夫二十八人宛、並大筒打

ともに出役、其外御旗、御鎗奉行、御目附、御使番、諸役人追々出關仕り、御武具とも彼關へ被遣、船飾被仰付結構之御用意夥敷候。尤御三領共同斷之事。左候而上使御差圖を請け、唐船之近邊へ夜陰漕よせ、おとし筒玉なしにして追拂候樣にと被仰渡、御三領申談し、二月十五日暮過より十六日未明迄、御三領一同に打かけ申候。長門領海之唐船近より、此御方より打出申候へば、殘り御三領よりも打出申候處、早速唐船及出帆候。右織部事江戸爲御番手、御留守居被差登候付、二月十七日堅田安房、爲後役彼關被差出候。

二月十五日、渡邊外記殿長崎御越候處、四月へ入り又々件之通に付、外記殿儀小倉御越に付、此御方より匹夫大將六人組被差出、渡邊太郎左衛門組共に吉田迄被差出候。外記殿差圖を以、此度之儀は彈を込み候樣にとの儀に付、御三領ともに一同に、四月十六日物頭三人宛被差出、唐船八艘數十間之內に迄忍入り、合圖にて打出し、八艘不殘鐵砲中り、別而二三艘程は唐人手負少々有之、破損甚敷樣相見へ、歸帆も難計體にて、早速及退帆候。依之又々外記殿儀、長崎御下り候。其後此御方よりも、御目附一人、物頭一人、彼關在番被仰付。右に付渡邊太郎左

衛門、組ともに吉田より歸萩之事。(前出)

【毛利十一代史】享保三年正月十二日、馬關へ戍役之都合役益田織部(老中)佐々木舍人組共二十人、鐵砲頭八人、匹夫二十人宛、大筒打共に簱鎗奉行、目附使番等大小官屬二千二百二十六人、船大小百餘隻、大砲臺を竹子島、六連島、六所に設く。二月十五日、馬關の戍兵、筑前、小倉、長府、三藩の戍兵と船を出し、異國船を砲擊す。異船愴惶逃去。

舊記曰前略上使御差圖を受け、唐船の近邊へ夜陰漕寄、をごし筒玉なしにて、追拂候樣にと被仰渡。(前出)

悪船打拂準備

【毛利十一代史】

一、悪船打拂之役人、人數、手當、並船數等之事。

此段赤間關、其外之差出置候役人、且又打拂之節沖合罷出候人數、並船數等左之通御座候。

長州豐浦郡赤間關在番役　二人

但各番にして差出候

同所打方物頭在番　二人
但城下物頭中へ兼而手當申付置唐船漂流之節は依趣此外追々差出候
同所拔買改方　二人
但各番にして差出候
同所大筒役　八人
但在番は依時不同有之候唐船漂流之節は手當之者共早速差出候
同所在勤之役人　六人
外に足輕以下　七十人
打拂之節沖合罷出候人數船數
物頭　二人
大筒役　四人
足輕　三十人
船數　十五艘
右赤間關手當之分

寶暦七年七月

【毛利十一代史】寛政五年六月二日、異國船漂流のとき、防衛警備幕府へ申告左の如し。

異國船漂流之節手當覺

目附役　一人　物頭　二人
馬廻侍　二人　筆談役　一人
大筒役　四人　用達役　三人
足輕　七十人
以上從者共百七十八人
一弓　一長柄　一鐵砲　一大筒
一右之外にも熊手其外道具品々用意申付候
一船數三十二艘
但關船通ひ小早獵船等取合右之辻
一舸子二百六十八人

總人數四百四十六人

右異國船一二艘漂流之節、早速差出候手當に御座候、尤長門國赤間關は先年拔商買之唐船度々漂流仕、打拂被仰付候場所にて、城下より二十里程隔り候付、右之人數等常々定居申付候。

(中略)

一長門國赤間關は、先年拔商買之唐船度々漂流仕候所にて、小倉、筑前と三領申合、打拂候樣にと被仰付候に付、度々示談仕候儀故、亥年以來も猶又取計之趣、於小倉示談仕候。

(下略)

十一月十四日、豐前小倉沖へ怪船漂流之趣につき、赤間關へ萩城下より增人數として、出役左の如し。

覺 赤間關へ出張の人員若し公邊より訊問のとき答の分

| | | | |
|---|---|---|---|
| 目附役 | 一人 | 打方物頭役 | 二人 |
| 拔荷改役 | 一人 | 筆談役儒者 | 一人 |

大筒役　四人　用方役人　三人
筒足輕　四十九人　長柄足輕　二十六人
赤間關、蓋井島遠見役一人
但同所六連島にても遠見仕らせ候此遠見役の儀は前斷大筒役之内より
兼帶仕せ候
一關船　三艘　一用達船　二艘
一小早船　二艘　一大筒船　四艘
一獵船　二十艘　一兵粮船　一艘
右長州豐浦郡赤間關在番一手人數にて御座候
打方物頭役　二人　大筒役　二人
用方役　二人　筒足輕　四十人餘
長柄足輕　三十人餘
一關船　二艘　一用達船　三艘
一小早船　一艘　一大筒船　二艘

一獵船　　　二十艘　　　一兵粮船　　　一艘

右此度豐前小倉之沖に怪船漂流之趣に付赤間關へ城下より増人數として

十一月十四日差出候

十五日萩城下より追人數として赤間關へ出役人員及船舶等左の如し。

目附役　　　一人　　　打方物頭役　　　二人

大筒役　　　一人　　　用方役　　　二人

長柄足輕頭　　　二人　　　筒足輕　　　二十人餘

長柄足輕　四十人餘

一關船　　　三艘　　　一小早船　　　二艘

一大筒船　　　一艘　　　一獵船　　　十艘

一兵粮船　　　一艘

一長門國之儀は北浦手廣之儀此度之異船孰も漂流可仕段難計に付於城下物頭役大筒役其外手當仕置候事

二十六日異船の事に付幕府へ申報左の如し。

私領內、長門國豐浦郡赤間關に而、去る十二日之暮時過、豐前小倉領藍島より怪船相見候段、風聞有之、彼地差出置候、役人承之早速遠見番船等之手當仕、猶犇而爲遠見出張仕居候、蓋井島、六連島役人共へも、通達仕候得共、夜中故洋相難見分に付、小倉表へ承合候處、小倉より七里沖に怪船一艘相見候段、小倉打方役之者より返答有之候付、犇而赤間關出張仕居候、打方手當人數之儀は、早速乘出候段、赤間關差置候。後人より城下申越候付、右之外に打方手當人數等、城下よりも追々差出候由、國元より申越候付、御屆申上候以上。

十一月二十六日　御　名

是時長府毛利直二郎より屆書あり略。

二十八日幕府中報左の如し。

先達而申上候、私領內長門國豐浦郡赤間關にて、去る十二日暮時過、豐前小倉領藍島より怪船相見候段、風聞有之、彼地差出置候役人承之、早速遠見番船等之手當仕、猶蓋井島、六連島、遠見役之者へも通達仕候得共、夜中故洋相難見分に付、小倉表へ承合候處、小倉より七里程沖に怪船一艘相見候段、小倉打方役

之者より返答有之候付、兼而赤間關出張仕居候、打方手當人數之儀は、早速乘出仕候段、赤間關差置候役人より城下申越候付、右之外に打方手當人數等、城下よりも追々差出候處、右怪船遙沖合共漂流仕候哉、赤間關遠見船之者共、念を入洋中見合候得共、天氣相等にて右體之船見當不申候、然共小倉表より追々人數乘出候樣子爲知來候付、私城下よりも猶又打方役、其外追々差出候處、右之船筑前慈の島方へ漂流仕、南京船之由にて、筑前より同國相の島漕廻相成候趣、小倉物見之者見屆罷歸候付、小倉より出張人數之儀は引取候由、小倉打方役より知せ申越候付、私城下より差出候、後手之人數之儀は、樣子見繕追々引取候心得に罷在候由、國元より申越候、依之申上候以上。

十一月二十八日　　　　　　　御　　　名

是時長府毛利直二郎より屆書あり略。

## 第四節　文人と下關

第一編概說第五章交通の變遷

詩人と下關＝池大雅の滯在＝賴山陽と廣江殿峰＝廣瀨父子と河野、桐

山陽家＝田能村竹田の滯在

【周南先生文集】 海崖臨ㇾ海倚二高樓一。日見五雲波上浮。白鶴雙飛何處是。蓬萊僊子下二瀛洲一。（山縣周南正德元年）

【山陽詩鈔】 長街如ㇾ帶蘸二波光一。面々青山護二萬檣一。莫ㇾ輕潮頭駛ㇾ於ㇾ箭。厓門一出是玄洋。文字關頭澹夕暉。阿彌陀寺畔雨霏々。水濱欲ㇾ問前朝事。唯有二輕鷗一背ㇾ我飛。（賴山陽文政元年）

【續遠思樓詩】 粉壁紅欄一萬家。管絃聲隔荻蘆花。千帆纔去千帆至。此是山陽小浪華。（廣瀨淡窓天保十二年）

【星巖集】 紫翠層々綰二髻鬟一。山開一水忽廻環。高舲有句直相副。硯海潮通文字關。（梁川星巖）

【梅墩詩鈔】 夢初驚天已明。眼前人家一夜生。鷄狗馬不ㇾ知ㇾ處。漠々塵間浩々聲。地形非ㇾ城又非ㇾ邑。街東有ㇾ塔淩ㇾ雲立。知是長門赤馬關。我舟何時此中入。帆影秋月開。窓光今有旭陽來。防之頭與長之尾。夕發晨到何速哉。禦寇御風非二絕枝一。巨巖飛身亦勞矣。

池大雅の滯在

（廣瀨旭莊 嘉永元年）

尙朝鮮信使の滯在の節參照せよ。

【門司新報】池大雅の下關に來りしは、年時審かならざるも、其當時田中町に屋號を大桝屋といふ豪家あり。累代庄屋を勤め名望高し、當代の主人長野五郎兵衛風流心に富みて、尋常商估の儔にあらず。大雅の來遊せるを喜び迎へて師事し、歡待至らざる所なし。大雅同家に留ること、年餘遺留せる書畫少からず。畫帖あり、幅物あり、屛風あり、就中海鼠の欄間と稱する大雅の畫きし海鼠を刻みたる欄間の如きは、好事家の垂涎措く能はざる珍品にて、同家の秘藏品なりしが、後年產傾きて其多くは、姻戚紙嘉（紙嘉は屋號にて當時南部町に住せし大問屋なり姓を菅村といひ其後嗣現時田中町に住せり）に移り其後復他に轉々して現時は其所在明ならず。王司町の主師清藏氏所藏の「げんきんかけねなし」と書せる看板は大雅來遊の當時西之端町（現時商業會議所附近）にて吳服商を營みし杉野某に書して與へたるものなりとの傳說あり。其書風大雅の筆蹟に酷似せるも、眞僞判然せず、尙蔦蘿屋の看板を書したりとの說あるも明かならず。想ふに大雅の來遊せしは、中津奄留

賴山陽と廣江殿峯

の前、若しくは後の旅次なりしならん。 其當時の大枡屋は現今の齒科醫兎養氏宅の後方に在り、醬油釀造を業とし居たる由にて、現今は其倉庫の僅に形を存するのみ。 大雅逝いて百三十餘年曾遊の家また絶えて、其跡を訪ふに由なく、遺墨亦逸散して、所在明かならざるは偏に惜しゝ。（赤崖）

【賴山陽】此の月下旬（文政元年三月）下關に着き、竹崎町なる廣江殿峯の家に入つた（賴山陽）。 殿峯は彼が未だ廣島に在り、志を得ず父の家に不愉快の生活を送つて居た。 文化五年遙かに其の才名を知り、自刻の銅印を贈つた人で、其の季子の秋水（通稱は常藏名は鐘）は山陽が京寓に來りて教を受け、師弟の關係となりて居るので、殿峯は滿腔の誠意を以て優待した（中略）。 此の地滯在中山陽は廣江殿峯父子をはじめ、竹崎町の白石、西之端町の藤田、河野（今は斷絶）西南部町の豐野、廣石（今は斷絶）等の諸家に出入交際した。 故に藤田家の「虹橋樓」豐野家の「花香深處」などは此の時山陽が命名したる屋敷だと稱へらる（中略）。 斯くして後漸く殿峯父子に別れて下關を出發し、九州に渡る事となつた。

發二赤關一留別廣江父子

廣瀨父子と河野、桐山兩家

潮聲交ニ急艣一。日色動ニ高桅一。一葦乘ニ晴日一。三行覆ニ別杯一。山陽背指極。鎭右迎顏開。唯有ニ故人意一。依々過レ海來。

山陽南轅北馬の間に在る既に一週年(中略)。海を踰えて馬關に到り、廣江殿峰が梅月樓に入り、此處にて歲を守り歲を迎へた。

題ニ廣江氏梅月樓一

重寓如レ歸忘ニ客情一。全家迎笑面非レ生。三杯暮醉如ニ條例一。一被朝眠亦課程。食豈無レ魚荷ニ汝意一。天猶有レ雨滯ニ吾行一。具ニ舟門外一寧多日。連夜何妨執ニ短檠一。

斯くて山陽は下關を發し、海路歸途に就く。

發ニ赤關一別ニ廣江父子一作歌

雪消檣竿閃ニ瞰紅一。短艫玄乘料峭風。沙際回看君佇立。影沒厓渚轉曲中。騎歲淹留情難レ割。離レ岸後期眞遼闊。相呼猶欲レ叙ニ心緒一。無レ奈艫聲亂ニ人語一。(坂本箕山 明治時代)

【續遠思樓詩】辛丑仲秋、遊ニ赤馬關一宿ニ櫻雲館一、賦 賦ニ主人河野子綽一、子

綽監二舟舶貨物等事一、詩中故及。

高レ枕長閑欸乃歌。吏人淸與二厲煙波一。政成貨物姦闌少。時靜舟帆安穩多。楓錦未レ裁還自好。櫻雲已合定如何。官居却勝山居趣。我亦從レ君買二釣簑一。

贈二河野士精一

鄕豪爭誇書畵癖。一擲千金買二手跡一。葉公好レ龍意豈眞。閉レ門却掃風流客。我書僅足レ記二姓名一。何得更弄二丹青筆一。有レ時偶到街市間。俗人未レ遇眼光白。君家父子獨何心。一朝相見手加レ額。投二我車轄一縶二吾駒一。傾レ筐倒レ庋無レ所レ惜。君不レ見赤關風景直可レ入。晴好雨奇朝暮新。吾亦嘗習有聲畫。何不三對レ之寫二其眞一。吾詩未レ比虎頭妙。猶與二俗工一同二業倫一。欲レ汚君家障與レ壁。知君亦不レ生二怒嗔一。

二十八日、將レ發二赤關一不レ果再歸二河野氏一宿

登レ岸命二篙師一。低回却自疑。潮高奔浪怒。風急渡帆歌。雖レ得二濟川吉一。猶愁二濡尾危一。主人投轄意。也復緩二歸期一。

二十九日、猶留㆓河野氏㆒、同㆓世叔㆒賦得㆓風字㆒。

海氣白濛々。舟帆未㆑可㆑通。復添今且雨。不㆓獨昨來風㆒。棋局輸贏決。詩軍戰鬪終。故山應㆑待㆑我。頻入夢魂中。（天保十二年）

題㆓洞山氏海樓㆒

鎮右山陽咫尺分。舳艫相接水成㆑紋。憑㆑欄不㆑灑望鄉涙。隔㆑岸豐人喚卽聞。

禪海縈廻島嶼浮。山光水色媚㆓淸秋㆒。我來想得西湖勝。呼做㆓雨奇晴好樓㆒。（主人請㆑命㆓樓名㆒故云）

再題㆓桐山氏海樓㆒

要㆑爲㆓文字飮㆒。須㆘到㆓此中㆒遊㆖。微㆔我無㆓佳酒㆒。唯君有㆓好樓㆒。山廻畜㆓奔汐㆒。岸轉失㆓來舟㆒。不㆑似空洋望。茫々發㆓旅愁㆒。（廣瀬淡窓 天保十二年）

【梅墩詩鈔】上巳（戊戌）寓㆓赤關河野氏㆒、賦似㆓主人㆒。

每㆑逢㆓佳節㆒思多端。嘗盡人間旅味酸。幾夜夢魂山館遠。速朝風雨海門寒。小桃未㆑笑將㆓何待㆒。弱柳常搖不㆓自安㆒。幸㆓有主翁能愛敬㆒。

一樽相慰莫二長歎一。

四月二日、將レ發二赤關一留二別河野子一

櫻杪花飛似二亂雲一。雨聲悄々不レ堪レ聞。連朝無レ奈情懷惡。昨別二春光一今別レ君。

春初桃李未レ成レ花。吾出二吾家一客二子家一。今日春歸花已盡。行程此去更天涯。（廣瀨旭莊嘉永元年）

田能村竹田の滯在

【門司新報】竹田の來りしは東遊の途次、天保三年の冬にして、此行桑坪杏雨從、奄留四箇月以上に及べり。寓處は南部町(西南部町)の旅舍伊勢萬(現時唐戸町に住せる德光旅館伊勢藤の先)にして主人伊勢屋萬次郎書畫を好み、竹田を遇すること師父の如く、季弟某は遂に牙籌を抛ちて、弟子の禮を執るに至れり。某號を光瑞といひ、不幸夭折す。竹田の自畫題語中

餘東遊寓馬關者二十二旬、以硯瀛雅兄家爲主、寢食衣服周旋太勉云々(硯瀛は萬次郎の雅號なり)

と記せるに見るも、其如何に優遇せしかを知るべし。當時竹田の名聲世に聞

えず、其畫多くは人の顧みる處とならざりしに、萬次郎一見尋常賣墨の徒にあらざるを知る。また具眼の士といふべきなり。竹田其知己に感じ、琵琶湖の山水、柳館聯步の兩圖を畫きて贈る。此の兩圖は竹田念心の作にして、絕品中の絕品なりしが、後代に至り他に轉賣したりといふ。柳館聯步圖は同家を去るに臨み、特に作りたるものにして、前掲の東遊云々を側書にし、

雲香煙暖滿湖春。花抹胭脂柳麴塵。如此良辰兼美景。再遊好學畫中人。

の一絕を題せり。自畫題語中載する所の赤間關之吞海樓は即ち伊勢萬にして、仙洞讀書圖、煎茶圖、靑綠小景、秋景橫波圖、瓶梅圖、松蔭雛鷄圖、馬關雜畫等は皆同樓寄寓中の作なり。仙洞讀書圖は天保三年歲除の作なるも、誰れの爲めにせしや明かならず。煎茶圖は阿彌陀寺町伊藤杢之允(伊藤彌六氏の祖父)の爲めに作りたるものにて、自畫題語に

伊藤君世々居下關閭市政令以門閥著君稟性高明俊逸而多好事最嗜茶善點拂頃延予開宴品賞終日略倦色餘因寫此圖爲贈併題述意以申謝兼乞是政

嫩芽采焙出園林。味烈香淸雪乳深。知得愛茶不無故。如君聞政似君心。

と記せり今は他に轉せりといふ。瓶梅圖は西之端町の藤田(前出)に遊びて書きたるものにて、今尙同家に藏せり。青綠小景圖は梶山(屋號北與北庄の一族にて現時不明)馬關雜畫は弘(不明)の爲めに作り、柳蔭雛鷗圖は阿彌陀寺町桐山(松灣と號し文字あり畫を竹田に學び所作雅趣に富む現主秀四郎氏の父なり)に遊び書きたるものにして、同家に存せり。秋景橫波圖は明かならず。長府德永安兵衛氏の藏せる卯花垣の大幅は南部町の大問屋增彌三(增谷彌三右衛)より出でしと傳へらるゝ珍品にして「我宿は卯の花垣の隔てなくよるひる來鳴く時鳥かな」との歌を題せり。奄遊中の作なりと傳ふ、氣品超絕得易からざるの畫圖なり。桐山松灣淸末藩の儒者渡邊登里、竹崎町の香取小谷(刀研家)は奄遊中の交友にして、常に往來し、相携へて長府街道高羽山の窯場に至り、茶碗、急須等に詩畫を題したることあり。後年窯場廢頹して現時其跡なし。(赤崖)

## 第五節　洋人と下關

第一編概說第五編交通の變遷七七―七九頁參照

ケンペルの記事＝ドーフの賛＝フイッシェル氏日本國見學編＝中津

左に記すは元祿四年獨逸人にして、當時在長崎蘭館醫たりしエンゲルベルト・ケンペルの當地通過の際の記事を、ヒルドレス氏が英語に抄譯したるものにして、原文はケンペル氏著日本史にあり。(編者識)

【ヒルドレス氏日本古今記】下關は長門州にあり、戸口四五百(原文のまゝ)一條の長路及び之れに連絡する少數の岐路に立並べり。而して其の多くは日用品を販賣する商屋、及び船相手の店舗なり。又避難若しくは供給の爲めに、入港する船舶は日に二百艘を下らず。こゝには又阿彌陀寺あり。該寺は日本の年代記に著名なる平氏と關係ある幼帝の神靈を祀る爲めに建立せらる。蓋し帝の乳母は平氏の滅亡に際し、敵の捕虜とならせらるゝを避くる爲め、帝を抱きてこの海峽に投じたりと傳へらる(譯)。

ケンペル原著日本史は、彼が元祿三年より五年に至る二年間の我國在留中に、蒐集したる結果を、歸國後發表したるものにして、日本の民情、歴史、産物、政體等を學術的に調査して、歐羅巴に傳へたる最初の著述なり。(編者識)

左に列記するドーフの贊、フイッシエルの日本國見學編、奧平侯蘭詩及び之に答へたるブロンホフの蘭詩は編者の請により、第一高等學校教授文學士齋藤阿具先生の飜譯されしもの、深く同先生の厚意を謝す。（編者識）

【伊藤氏所藏書幅】口繪富岳圖參照

山と谷とは決して合はねど人はよく和合す（譯）。

一八一四年　　下關に於て

ヘンドリック・ドーフ

ヘンドクック・ドーフは和蘭人にして、安永八年（西曆一七七九年）我國に來り、文化元年（西曆一八〇四年）より甲比丹となり、爾後文政元年（同一八一八年）迄滯在し、この間我が通詞等を指導して、日蘭對譯字書、ドーフ・ハルマを編纂せり。日本紙三千枚、實に本邦に於ける完全なる對譯字書の嚆矢にして、爾後外國語の字書を作る者、皆この書の恩惠に浴せざるは無し。（編者識）



【フイッシエル氏日本國見學編】

オーフアーメーア・フヒッシャー著日本國見學編（或は日本國識別編とも言ふべきか）二百九

十頁＝二百九十一頁に亘り、下關滯在中の記事に左の文あり。フイツシヤーは文政五年(西暦一八二二年)甲比丹ブロンホフに隨つて、江戸參禮を勤めたり。　此年下關には二月十三日より同月十二日まで滯在せり。(齋藤阿具識)

又檢使通詞並に兼ねて町長(年寄か)たる宿主等は、凡ての娛樂を我等と共にし、晚には多く愉快なる仲間と共に我等と同席し、出來得る限り我等の滯留に慰安を與へんとせり。　上記の宿主はフアン・テン・ベルグといふ異名を與へられ、蘭語は全く知らざれども、和蘭の習慣は何なりと學び、和蘭器物は凡て蒐集するを樂とせり。　而して此等の器物は內處の一小室に貯藏し、其內には甚だ古くして、何時集められしか不明なる物品もあり。　但し此等の內には間々奇妙に排列せられしものあり。　されど初日の晝我等の食器を入れたる函が未だ到着せざりしかば、彼は食卓に必要なる器具を充分間に合はせたり。　又晚時頗る上機嫌なる節には、彼は蘭服を着けて我等の席に見はれたり。　是れ彼の蘭品蒐集に劣らず珍奇といふべし。(齋藤阿具譯)

文中にあるフアン・デン・ベルグは當時の大年寄伊藤杢之亟氏なるべし、尙次

の記事參照。（編者識）

【伊藤氏所藏文書】下關和蘭宿主の需によりて

ヘンドリツク・フアン・デン・ベルグは、和蘭商賈の繁昌を希望する一人なり。彼は我等の如く和蘭物品の好愛者なり。故に彼は船が年々日本に渡來するを望む。

文政三年　　豐前國中津の君侯にして城主なる

フレドリツク・ヘンドリク書す

中津侯奥平昌高の蘭詩

【伊藤氏所藏文書】參府の途中に於て下名が豐前國中津の藩主フレデリツク・

ヘンドリク閣下に奉る頌辭

ブロンホフの答詩

余は再度貴國に來り、閣下親ら詩作にて書かれたる美事なる蘭文を見て、痛く感動せり。是れ閣下が蘭語に熟達せらるゝの證にして、閣下が我國風を慕はれ萬事に其嗜好を示さるゝは、實に比類を見出し難し。冀くば閣下決して此和蘭嗜味を廢めざらんことを。是れ永く囑望に堪へざる所なり。

一千八百二十二年二月十八日下關に於て

和蘭甲比丹にして「リッダー・フアン・デ・ネーデルラングレーウ」勲章拝領

ヤンコック・ブロンホフ

【ルーサン氏日本海岸の役】同市(下關)は古き繁華の地にして、其狀況は頗る記すべきものあり。海峽の第一部に沿へる丘陵は第二部に於て漸く低く、海岸の屈曲に從ふて蜿蜒す。市街は外廓より丘陵の麓に沿て長帶形を爲し、小川と一小灣の其の間を横截するあり。街路は不整にして、兩側に矮小の家屋駢立す。其の家屋は日本一般の家屋と同じく、内部は頗る淸潔なり。外部は煤煙の爲め、時經たる木材の如き色を帶びて、自ら種々の濃淡を爲す。畫工をして之を觀せしむれば、大に喜ぶならん。但し斯る濃淡色は日本の古き市街には珍らしくもあらざれども、新築の横濱市抔にては決して見るべからず。街路の兩側は大概小店にして、旅人宿、食料店、呉服屋、工場ありて其の繁華を粧ふ。此の市は數百年來内地の貿易を營み、近頃は外國の取引をも爲し、日本商業場の主なる所の一なり。無數の和船は米穀、綿布、食品、木綿、材木、酒等を積みて往

來絕えず。而して其の多數は皆下關に碇泊し、或は陸揚をなす。其の碇泊所は市街に直接したる所と、引島の北方を通ずる水路の內にあり。市中最も著名なるはカミハマユの寺なり。同寺は一方海に面し、一方は市街に面し、大なる石階を三箇所に設け、其の左右は何れも見事なる樹木を植ゑ、花崗石の門と燈籠は眼目の裝飾物たり。我輩は此寺に上りて徘徊せしに、本堂の左右に二箇所の平地にありて、之に砲門を据付たるの跡あり。蓋し數月前に其の砲を取除きたるものと見ゆ。前年キエンシヤン號ワイオミング號、及メヂユーサ號が下關前を通過せしとき、日本人は此の處より砲擊したり。（中原邦平譯）

右は元治元年八月、四國聯合艦隊の當地砲擊の際參加したる佛人ルーサンの記事にして、原文は佛文なり。（編者識）

## 第六節　行政（其の一、長府領）

第一編概說第二章政治の變遷二二＝二九頁參照

長府領＝境目書＝職制＝御在番御交代の節控＝大年寄の年中行事＝

難波船取捌定法＝天和御法度＝伊『藤』氏

【豊浦郡赤間關後地境目書】

一東の方前田村との境は、濱手より火の山谷切りて登り、又嶺尾迄大境なり。

一同東の方椋野村との境は、火の山扇谷頭より尾筋を北の方に廻り、道祖峠へ下り後地の内その田より椋野へ大道を横切り、道祖峠山の尾筋に登り廻りの峠へ取付、後地の内りう地より椋野村の迫へ出る小道を横切り。（この山かんのう寺迄尾續尾境右此處迄椋野村との大境なり）

一西の方へ廻り武久村の内後田との境は、右くわんのう寺山より少し下り、後地の内中島より武久村の内後田へ出る往還を横切り、夫より又くわんのう寺山嶺尾通りはや峠となり、後地山長通りより又後田へ出る小道を横切り、夫より權現嶺尾、高尾山尾筋迄、武久村の内後田との大境なり。

一西の方大坪村境は、右高尾山尾筋より嶺尾通り少し下り、後地の内公文給より大坪へいづる小道をよこ切り、また高尾山尾山筋まで大坪村との大境なり。

一同西の方豐前田との境は、右高尾山尾筋日和山へ續尾境、日和山尾筋を往還

へ取付、此處迄豐前田との大境なり。

右隣村大境出入の所少も無御座に付、境目書仕差上申候以上。

元文四未四月二十九日　庄屋　兵藏　判

井上武兵衛樣

右前書の通給圖並境目書前廉調差上候處に、此度給圖御引相被成前事之通、隣村申談出入少も無御座に付、奥書仕差上申處如件。

延享卯の八月二十四日

關後地庄屋　兵藏　印

同所畔頭　傳左衛門　印

同所同　嘉右衛門　印

同所同　善四郎　印

井上武兵衛樣

【豐浦郡長府領竹崎浦境目書】

一西の方長崎との境ははついてての入潟半境に登り豐前田麓切り、夫より小道傳ひに長崎峠へ行き、夫より道切りに下り豐前田の溝川切りに海端迄行き、

此溝より東は豐前田なり。

右今浦の內、長崎、又豐前田、此三箇所長府御知領にて一體別石に御座候故、前書の通に境目書相調申候、尤前書之通隣村境出入少も無御座候付、奥書仕差上申候處如件。

延享四卯八月二十四日

竹崎浦庄屋　平　八　印

同所年寄　久　次　郎　印

同　所　同　與　三　七　印

同　所　同　長　五　郎　印

井上武兵衛様

【長府領の內細川宮內領豐浦郡長崎村境目書】

一西の方御本手領今浦との境は御屋敷の脇波止場より往還小路を横切り、尾筋へ取登り尾境に行、大坪越迄尾境道切り、此處迄御本手領今浦との境なり。

一西より北の方へ廻り、大坪村との境は右大坪越あり、關後地境迄嶺尾切りに行き、此處迄大坪村との境なり。

一東の方關後地との境は、右の所より尾境に日和山迄登り、尾境に下り豐前田畑境海端迄なり此處迄關後地との境なり。

一南の方竹崎浦との境は、右細江小溝へ境登り、細江より長崎へ行、道切に長崎峠まで行き、夫より右の道境に少し下り、田之岸切りに通り入江半切境なり。

右前書の隣村申談出入少も無御座に付、奥書仕差上申候處如件。

延享卯八月二十五日

長崎村庄屋 清左衛門 印

今浦畔頭 吉郎右衛門 印

井上武兵衛様

【筑紫紀行】此處に長府より來り居らるゝ在番の衆中あり、町の長は大年寄と稱して、古き家柄の町家三軒あり。伊藤幸之亟、佐甲東助、中野九兵衛此人々は町人ながら格は中小姓格にて、おの〳〵地方五十石づゝ知行せり。（吉田重房 享和元年）

【奈良屋庄兵衛控】元治元年甲子九月

御在番様

半野極八

御町方

兒玉重平　渡邊卯吉

御玄關

弘中宇平　江島九兵衛

大年寄

上野純一郎　入江角次郎　内田孫四郎

〃當時御役

御内御用掛り

伊藤杢之介　佐甲甚右衛門　藤田森之祐

〃當時非役

同格

杉野勘三郎　柳井甚八郎　山内久太郎　植村正右衛門　梶山庄兵衛　角

野金左衛門　伊藤房次郎　高木八右衛門　加藤喜右衛門　溝國喜右衛門

御在番直支配

高野傳吉　二川孫三郎　伊東武助　土井忠左衛門　國岡源吉　菅村嘉右衛門　松本源左衛門　矢野久兵衛　小田屋藤吉　桐山源左衛門　西鄕三郎右衛門

小年寄役

直支配、矢頭嘉右衛門　永代、三宅熊太郎　永代、奥村太左衛門　同役中、福田淸左衛門　永代、山形喜右衛門　同、有光三郎右衛門　同、鈴木庄兵衛　同、大賀甚九郎　同、網谷與三郎

〜

平苗字之分

月行司

來島伊兵衛　伊助　嘉吉　柳屋庄太郎　備前屋壽吉　坪屋榮吉　廣島屋茂三郎　いくら屋杢助　網屋利兵衛

口錢銀割方中

阿彌陀寺町魚屋淸吉　中之町塩飽屋十右衛門　赤間町島屋淸藏　西端町

奈良屋伊八、宇部屋清藏　東南部町茶屋新次郎、前田屋庄吉　西南部町泉屋利八、櫛屋嘉兵衛、江戸屋藤三郎、長島屋庄兵衛、奈良屋庄藏、硯屋八兵衛　東細江町長府屋長左衛門、姫路屋兵次郎、豐後屋要助　西細江町俵屋甚右衛門、菊谷仁太郎　外に非役五人入　〆二十三人

【御在番御交代之節控】元治元子九月

井上少輔殿御目附之內より關御在番役兼務に而御勤相成居候處、此度半野極人殿右御在番本役被蒙仰、九月晦日双方御交代相成候節之控。

一九月二十八日、井上殿、半野殿四ッ時御用に而、半野殿御在番役、井上殿御目附役、相殘り御在番役御免相成事。

二十九日

拙着儀勝山於御殿御用召之處、於御前赤間關在番役被仰付候に付、右樣被相心得市中江可被爲沙汰候以上。

九月二十九日　　　　半　野　極　人

伊　藤　助　太　夫　殿

廣石岩之進殿
上野張一郎殿
入江角次郎殿
內田孫四郎殿

右半紙折紙にして仰達相成候事。

井上少輔殿關在番退役願之趣被差免候に付是又御承知可被成候以上。

九月二十九日

弘中定兵衛
江島九兵衛

伊藤助太夫殿
廣石岩之助殿

以下同前

右手紙に而申來候事

一今日井上少輔殿出關に付、同役中罷出在候而、井上殿今晚御用所へ止宿之事。

半野極人殿、明晦日五ッ時出宅に而御出關被成候に付、右樣御承知被成御

沙汰可被成候以上。

九月二十九日　　弘中定兵衛

江島九兵衛

同　前殿

一四ツ時井上殿御用所出立、奥小路通り勝山へ引取相成候事。

但裏町本行寺門前に而送致、小年寄中之儀者奥小路門際に而送致候事。

一半野極人殿御出關時刻に相成候間、例之通大門下へ御迎として罷出候事。

但是迄者關市中津江御番所、町會所、王司ヶ岬御番所御見分に付、西細江町之定宿二軒申付來候處、右御見分無之直樣御役所へ御出相成候事。

一御相對之節、町方役其席に罷出候に付、以前者左樣之儀無之、宍戸轉殿御在勤前後より相始候儀に而、此度より前々之通町方立會仕不候樣申出候處、御先役井上殿御交代之砌町方立會有之候間、其節之通に而不宜候はゞ、今日之式相止め可申候、御在番より被申候付、左樣及難澁候而者恐入候間、昨年茂同席中同格中より口上書を以願出候通、□□後日相願可申候間、其節可然御吟味

被仰付候樣申出、此度任仰町方立會承知仕候段申出候處、直樣御相對相成候、然る處町方役其席は被罷出不申前々之通速に御式相濟候事。

但小年寄苗名持中並市中之者へ相對之節も、町方役罷出不申候事。

市中之者一應相濟、直樣續而兩町之者へ御相對之事。（伊藤助太夫明治初年）

【諸勤錄】（大年寄の年中行事）

一年始出府之節

麻裃羽二重着用之事、御留主年も同樣之事、去正月五日已後に罷出候節は、御城勤不仕に付、綿服之事晒裃着用に而廻禮之事。

但御在職年々白銀一包片木葉を折のし、相添差出御帳面付之事。

尤杉原紙にて相調候事。

但月番の類は前日同役中江乞合一同に罷出候事。

小年寄並小年寄格之者へは、例の通り御目見被仰付候段、前日及沙汰候事。左候而月番は當日御城にて御目見のもの相揃候上、其段御在番へ申居、御見合相始り身柄御目見相濟候後、總人數相濟候迄に鐘戸の外板之間に相

詰居候而、順々に繰出不殘相濟候上引取可仕候、御在番へ申入引取候事、左候而例之通り御役人へ廻禮之事。

一御在城年は正月二、三日之比、御目見之者名前不殘順々に相記、月番より御在番へ差出候事、月番手元へも控致所持居候事、尤小年寄苗字持し者丈けにて宜敷候事。

一夏越御神事之節　麻裃着用之事

但四ッ時比より罷出參りかけ、御名代御定宿へ名札に而見舞候而、龜山社廻廊に待受居、御名代箇屋之內へ御入之節は、箇屋の外にて下座目禮の事、左候而同役中一同箇屋の內へ入り、濱側の壘に居候事。

御名代御引取之節は箇屋の出口薄緣の上に而目禮の事、左候而同役中ス ガ拔相濟し直樣引取歸り之節、月番一人御玄關並町方へ神事相濟候段入承知候事、尙亦前日御名代御立宿及沙汰候事、尤同役中小年寄總出勤之事。

一九月十五日祭禮之節　麻裃着用之事

但早朝より罷出參りかけ、長府より御出張之御役人中、御立宿へ名札に而

見舞候而、樂屋へ行小年寄居候處より少し高き處に居り候事、御役者中へも一應挨拶いたし候事、御在番並御出張御役人中棧敷、萩會所棧敷へも見舞候事。
御能相濟御役人中御引取之節は、神宮司鳥居之外濱側に待受居候而見送候事。
尤萩會所引取之節、見送に不及候事。
歸り候節御役所へ御願に罷出候事。
前日長府より御出張御役人中、御立宿の儀は月番より及沙汰候事、當日同役中並小年寄總出勤候事。
尤御在番許りにて御願申上、其外には不參候。
一例年八月二十五日初御運送之節　袴着用綿服之事
但五ッ時過より出勤、御藏へ不罷出已前、御運送の物に同役中小年寄致印形御藏に而出、本書並寫二通共町方へ相渡候事、左候而相詰居御在番御引取之節罷出、御藏外へ居候而目禮致し引取罷歸り候事、長府より御用方、御

目附、御郡代、其外御出張之御役人衆不及勤に、同役中並小年寄總出勤之事。

一極月二十八日御歳暮出府之節　　　晒袴着用綿服之事

但御城に而名札差出御帳附之事、左候而御家老中不殘並御在番へ御歳暮に罷出、其外御役人中勤なし、同役中一同罷出候事。

一殿樣御參府御上下之節　　　晒袴着用綿服之事

但外浦へ罷出御乘揚相濟し、並家老中も御引取之上、御城へ名札差出御帳附之事。

御當役御加判御在番へ御願に罷出、其外御役人勤なし。

尤御歸城之節は、御供之御家老並御役付之御衆中へは御願に罷出候事。

御陸へ上下之節は、八幡土橋手前の濱側へ罷出候事。

一同關へ上下之節　　　麻袴着用綿服之事

但大藏迄御迎罷出候事、御揚陸之節は御本陣船場迄罷出、並御供御役人中へ見舞之事、同役中並小年寄總出勤。

尤諸仕構之儀は前廣致置候、同役之內一人本陣へ殘り居、並小年寄三人同

斷之事。

一同龜山宮其外御內參之節　　　袴着用綿服之事
尤御參詣之已前より罷出、掃除等諸事見樣いたし、御參詣之節は外庭之邊へ下座仕候事、月番計並小年寄三人出勤之事。

一同御代參龜山へ御參詣之節は、同役中出勤不及中之町小年寄御立宿へ御見舞罷出候事。
但袴着用之事

一京宮樣御家來、公家衆御家來等へは都而勤なし。
但引受小年寄相勤候事。
尤袴着用にて勤儀も有之候而、迎送相勤候義有之其時々長府表賑合聞合せ候事。

一長崎御奉行陸地御上下之節　　　麻裃着用羽二重之事
但献上物生鯛一折、尤白木柳之事素麵一箱付。
但送迎共大藏迄罷出候、御渡海之節は御本陣船場へ罷出候、御着之上御本

陣に而同役中一同御逢有候、帯劍之儘罷出二之間に而御逢有之、其後御附添之御役人御宿へ名札にて見舞候事。

御勘定役　御家老　御中八　御普請役　御手附

〆右相勤候事

右に而翌朝御出立又御渡海之節は早朝より罷出候事、御通路相濟長府御役人御本陣御引立之上、同役中一同引取歸り候節、御在番町方廻り箇屋長府へ出張、御役人中不殘御願に罷出候事、同役中並小年寄總出之事。

一同御船に而御上下之節　麻裃着用羽二重之事

但御繫船之節は御奉行御乘船、並附添御役人中へ名札に而相勤、若御滯船之節は其當日御見舞罷出候事、御上下共當沖直様御通船之節は勤に不及候。

尤船勤之節は大年寄乘船道割船之事、同役中並小年寄總出勤之事。

御繫船之節は例之通り、献上物差出可申候事。

但御奉行御上下之節は、六七日已前町會所に於て諸仕構申付候、尙小年寄

總出勤之儀及沙汰候事。

萩會所宿申付候例之文言に返書相認させ引受之小年寄差出候事。

一日田御代官御交代之節　麻裃羽二重着用

但送迎其外勤方、長崎御奉行同樣之事。

御船中之節も同樣、尤長府より御出張は無之候、同役中小年寄總出勤之事。

一長崎御代官御通路之節　麻裃羽二重着用

但勤方諸事自由、御代官同樣之事。

一御勘定御組頭御通路之節　同斷

但諸事長崎御奉行同樣、長府より御番頭御勤に出關之事。

一長崎御勘定役御上下之節　同斷

但送迎は大藏舟木之內へ罷出候事

御渡海之節は御上下共船場迄罷出、着之上御宿見舞罷出、御逢對之節は帶劍之儘次之間にて懸御目候事。

同役中月番小年寄引受小年寄出勤之事。

一同御普請役御上下之節

一同御手附御上下之節　　　　　　　　同断

但着之上宿見舞罷出送迎なし、御逢對之節は帶劍之儘次之間に而懸御目に候事。

同役中並引受月番小年寄出勤之事。

先案內之儀月行司二人。

附り御勘定役御普請役御手附船中に而御上下之節、當沖繫船之節は御見舞罷出、若御上陸之儀も難計候に付、用心宿申付宿亭主差出候事、月番計並月番小年寄出勤之事。

一日田御銀とり候節　　　　　　　　袴羽織着用絹帶之事

但御手代着之上宿見舞罷出候、逢對之節は同間に而宜敷候、月番計り並引受月番小年寄出勤之事。

一同御手代計り上下之節

但役座之宿見舞等一切無之引受、小年寄一人相勤候事。

長崎大年寄宿老會所役人は勤方に不及候、尤引受小年寄宿見舞として罷出候樣申付候事、但唐金銀之節は引受月番小年寄出勤にて役座勤なし。

一肥前樣御上下之節　麻裃着用羽二重之事

但御とりの節は龜山社下の邊へ御出迎仕候事、御下り之節は大藏迄罷出候事、肥前屋敷御着後以下陣法興寺へ名札差し出相勤候、御立之節は送り無之、同役中並赤間町小年寄出勤之事、尤小年寄へは不及沙汰候事。

一清末樣竹崎へ御通路之節　麻裃紬着用之事

但大藏迄罷出候事、御歸之節細江町舟木際迄罷出候事、尤御船中之節は御往來とも勤なし、尤御陸之節は市中掃除及沙汰候事、同役中並小年寄月番出勤之事、尤竹崎御屋敷へ御越之節は同役中御伺罷出同斷、町方迄申入引取候事。

一太宰府延壽王院香椎大宮司　袴羽織着用

但御物を持參上京に付御本陣宿之事本陣計御勤候事、若御本陣差閊有之外宿之節は、月番宿見舞に罷出候事、送迎なし、引受月番小年寄出勤之事、尤

香椎休之節は不及本陣役雇勤なし、引受小年寄三人宿見舞之事、右兩條共に入亭主引受之事。

一大阪與力同心不正取訊ね、其外御用に而罷越候節　麻裃絹帶之事

但宿見舞に罷出候事、送迎に不及候、尤小年寄一兩人送迎に罷出候事、與力同心一同之節は廊に付同心へも裃に而勤候得共、同心許之節は袴に而月番許り宿見舞之事、尤與力之節は先案内月行司(かちぎようじ)二人同心は案内月行司一人之事。

一公儀御役人並京都公家衆等通路之節

但勤方例無之分は先觸到着之上、吉田邊迄目代より聞合致させ、其振合を以相勤候事。

一長崎御奉行並公儀御役人御通路に付、長府より御出張、御家老、御目附、御在番、御本陣、御見分之節　袴着用綿服之事

但長府御役人等本陣へ御出無之已前に罷出居候而、御家老送迎は御本陣門外に而仕、御目附、御在番送迎は下座敷に而宜、御番頭之節も下座敷に而

宜事、御見分相濟御引取之上御出張御役人中へ御見舞罷出候事、同役中並小年寄總出勤之事。

一當御領内之異國人漂着之節　　袴羽織着用綿服之事

但宿引接寺之事長府御出張之御役人中、並御在番送迎の儀は引接寺玄關に而仕、御役人中引接寺より御引取之上宿見舞に罷出候事、唐人滯留中令事の度毎に同役中順番として御手廻、横目、衣類方、檢使一同立會見分いたし、尤小年寄は順番にて相詰候事、唐人渡海之節は乘場迄罷出候事、右之外諸事仕構帳を以被計同役中、並小年寄總出勤之事、但唐人着日御役人御引取之暫、月番詰居候而歸り候節御在番へ折合之段申届候事、唐人手廻りの品着日御在番御目附出會にて封相成、大船並荷物相廻り候節、御目附御在番御横目見分有之候に付、月番罷出候事、唐人出立之日は早朝より罷出、諸事仕度相調候上、御在番其外御出張御役人へ申遣候事、出立相濟候上御出張御役人並御用所へ申届候事、醫者兩人出候事、尤長崎へ附添は一人之事。

一萩領へ漂着之異國人通路之節　　袴羽織着用綿服之事、近來より絹布と

相成候事

但異國人宿寺本堂板之間に而萩御役人送迎仕候、左候而者見廻に罷出候事、渡海之節は乘場迄罷出候、右之外仕構帳を以申付候事、同役中並小年寄總出勤之事。

一大領、並石州、雲州其外へ漂着之異國人、通路之節　袴羽織着用絹布之事

但勤方其外諸事萩御役人同様之事、大公領、私領共小年寄總出勤之事。

一南京人通路之節　麻裃着用羽二重之事

但江戸より附添御役人假りの御普請役に付裃着用に而船見舞之事、其外先例之仕構帳を以諸事仕構申付候事、同役中並小年寄總出勤之事、尤紀州より御送方之節も勤向諸事同様之事。

一流人船通路之節　袴羽織着用絹帶之事

但附添人へ見舞之事、尤御普請役附添之節は裃に而月番許り、月番小年寄勤候事。

一御城米難船之節　袴羽織着用絹帶之事日田御役人出會之節は其通着

用致日田御役人出張無之節は綿服之事
但御米干立之節は同役中十日にして干立場へ罷出、衣類方、並検使立會見分之事相濟候迄は、御目附、御在番、御手廻、横目、始終御出張諸事已前之記録を以取計、船見分之節乘船。
一御目附、御在番、御手廻、横目、町方　乘船渡海船
一衣類方、同役中　乘船右同斷
一小年寄　乘船屋形付漁船
尤干立場近邊へ夫々御立宿申付置、其外賄等も用意之事、同役中並引受月番小年寄出勤之事。
一商船難船之節　袴着用綿服之事
但屆出候はゞ早速右場所へ罷出、衣類方申談諸事取計、一件相濟浦狀讀聞候節。
衣類方、検使大年寄　一間
小年寄浦庄屋　二間

船頭問屋　三間

凡席並右之通大年寄宅に而、筆者より讀渡候之處、當時は瀨元宿には讀渡候事、尤瀨元へ夫々宿申付置、月番並引受月番小年寄出勤之事。

一御在番御役成御式御出關之節　　麻裃着用綿服之事

但天王社之下大門岡側之出迎之事、御役所へ直樣罷出候事、市中渚へは御玄關に而御逢對之事、其節御玄關へ罷出居、小年寄は敷臺へ罷居候事、前日市中へ沙汰之事、同役中並小年寄總出勤之事。

一御在番御役成後市中御見分之節　　袴着用綿服之事

但時刻承り合せ御役所へ罷出御付廻り仕候事、細江町御立宿並市中掃除及沙汰候事、小年寄町々に而引受案内之事、同役中出勤之事。

一御目附市中御見分之節　　袴着用綿服之事

但朝五ッ時より罷出、大藏貫木之內へ出迎待受居、夫より市中見分御付廻り仕、見分相濟御引取之節は、例の外濱町御高札場に而送り仕候事、尤細江町へ御立宿申付並市中掃除及沙汰仕候、小年寄其町々に而引受案内仕候

事、同役中出勤之事。

一和蘭献上物登之節　袴絹帶之事

但和蘭人本とり之節は濱邊迄罷出候事、献上物附添役人許之節は、玄關疊之上に而迎送り之事。

一例年四五月頃市中之者宗門出物相調候樣及沙汰候事、但月番筆頭にして同役中連名に而小年寄へ及沙汰候事。

一市中宗門改之節　袴着用之事

但例年七月二十六日光明寺に而朝五ッ時半より光明寺へ罷越、玄關より通り座敷に而檢使へ向合て床之方へ居候事、町々血判相濟出もの小年寄差出候事、見分之上檢使へ爲致見分候而不殘相濟候はゞ引取、町方より月番へ申屆候事、尤四五日已前市中へ及沙汰候樣、小年寄へ沙汰之事、同役中並小年寄總出勤之事。

一地諸引渡並打合之節　袴羽織着用綿服之事

但例之本陣内に而有之候御役者中、送迎は玄關より二之間目に而致候事、

尤當番より同役中へ致案内候に付、不及知せには候事、同役中並小年寄總出勤之事、但地謠引渡之節は月番許り、並當番方之小年寄不殘町會所に出勤之事、打合之節は同役中並小年寄總出勤之事。

一龜山棧敷見分之節　袴羽織着用綿服之事。
但舞臺に而町方へ相並び濱向に居候事、同役中並當番方小年寄出勤之事。

一御法事御帳附之事　晒袢着用綿服之事
但長府御殿へ參詣名札差出御帳附之事、左候而直樣引取御在番へ申屆候に不及候事。

一御在番芝居御見分之節　袴着用綿服之事
但御出之節附添罷越候歟、又は後より參り候事御在番歸り之節は、箇屋内に而致送り候事、尤月番許り之事。

一芝居見分に罷越候節、萩會所棧敷へ繼有之候は見舞候事、無繼之節は見舞なし、尤検使元して許り之節、無繼に候得ば見舞之事。

一御目附芝居御見分之節は、御在番之節と同樣之事。

一御明代芝居御見分之節　麻裃着用紬之事
但御用談として御在番、並町方御招請に付、同役中へも御元してかゝり、勝手見繕に罷出候樣例に申參り候事。

一當御役所御用談之節　麻裃着用綿服之事
同役中勝手見繕に罷出候事。

一根無銀勘定之節　袴着用綿服之事
但例年極月二十一日定日晝後より町會所へ出勤之事、小年寄は朝より罷出致勘定候事、勘定相濟候上、同役中並小年寄御役所へ罷出候事、御在番御玄關に而御披見有之候事、同役中並小年寄總出勤之事。

一口錢銀割方血判之節　袴綿服之事
但町會所に而檢使同役中小年寄出會例年之通血判被仰付候段、割方役中へ申聞候事、前日割方役之者召れ候樣、小年寄へ及沙汰候事。

一同切封渡方之節　袴綿服之事
但町會所に而最初檢使立會之上小年寄へ切封渡、一應檢使引取を願出候

者有之候節は、又々檢使出會致相濟候上割方役中引取候事、若亦難出之者無之節も、割方役中引取候節は、檢使立會之事、割方役之者引取候節は苦勞之段申述候事、尤前日割方役之者へ申述置候事、同役中並小年寄總相勤之事。

一御馳走銀切符渡方之節　　袴綿服之事

但町會所へ月番許り出勤檢使立會小年寄中へ切符相渡候而、同役中へは知せ之事。

一長府出火之節

尤目代より申屆候上出府之事、但同役中順番に而罷出候事、出府之上最早鎭火之節は長府月番へ罷出候段使を以て申入、左候而御在番御宅へ罷出屆仕引取候、尤火元近邊御役通り並懇意先へは御見舞に參り候事、順番に而無之節は勘定歸より一兩人差出火元近邊御見舞申入させ、尤火消仕度にては無之見舞許りの事。

一市中出火之節

但同役中不殘罷出候事、鎭火之上其場所に而火元之者相訊ね、口書御役所へ差出候事、身柄病氣又は他出等の節は、火消頭兩人並手之者不勝例之通にして差出候事、火元之者自分遠慮申出候事。

一御役所に而宗門御改之節　袴着用綿服之事

但朝五ッ時より罷出候事同役中一切り　大年寄格一切り　直支配一切り　小年寄一切り　平苗字切り　但何も別々也尤其節小年寄平苗字之者へは同役中立會之事、其節は御在番之次之間敷居際へ罷出居候事、口儀は見計に而宜候事、右は安政六未年酉太郎次郎殿役中御定に相成候事。

一御在番新地へ芝居御見分之節

但月番罷出候事、小年寄月番內より一人罷出候事、大年寄は梅屋棧敷へ罷出若梅屋參り居候共、身柄退き此方へ用立候事先例也、小年寄は聾棧敷へ參り居候事、尤提灯は裏町芝居に相用候朱印之袋提灯を遣し燈させ候事。

一長府町會所に而本訊ね之節

但朝五ッ時過迄に長府着、直樣御在番へ申屆け候而、立宿へ參り相待居候

事、御在番より御物音有之候上、御訊ね之者罷出候樣小年寄へ申付置此方罷出候事、尤出所別紙繪圖有之御訊ね之者前夜沙汰之事、月番許引受月番小年寄出勤之事、町方宿一軒檢使宿一軒大年寄並小年寄宿一軒町會所近邊へ相頼候事。

一市中築出檢地被仰付候事　　袴着用綿服之事

但御目附並衣類方御勘物頭並手附二三人御在番、並手附御手廻横目御町方〻右御出浮之事、御目附御勘物頭御役所へ着之上、御在番一同に檢地之所へ被參候事、御目附へ遠見差出置御出張無之已前御役所へ罷居、役人中其場所へ御出之節附添罷出候、但同役中總出勤之事、月番引受小年寄罷出候事、檢地相濟候上御役所にて引取候段、御在番へ申立宿へ罷越候事、目代引受に而賄等立宿へ差出來候也。

一文政五年午十一月に參り申候分銅改役人參り候節　　絹帶之事

但滯留中に月番袴羽織に而一度見舞參り引受、小年寄着之上宿見舞に參り候事、出迎は宿亭主致候事、右着之上目代差出彼方之樣子承り候事、彼方

より願出並仕樣帳面と差出候に付、早速申伺御聞濟之上御沙汰相成候に付、所持之者差出候樣小年寄中へ沙汰之事。

一千木天坪改役人參り候節

但分銅役人同樣之事、

一遊行上人通路之儀は控別に有之候事、

一唐金銀長崎より登せ之節

附添會所役人但日田御銀同樣仕構申付、小年寄月番引受相勤候事、役座勤なし。

一唐人献附添役人

役座なし引受小年寄宿勤之事。

一御在番御役成に付市中之者御用所に而御願申上候節

御沙汰物町方より取次之事、市中より之諸願書町方取次候事。

一町方役清水厚右衛門在勤之節、彼方より御用談有之候間罷出候樣申參り候に付、早速同役所へ罷越候處、御書出直に相渡候事のみに而御用談迚茂無之

候間、御書出之儀は是迄之通爲持候樣にと每々直談致れ候得共、兎角者御用談有之候間、參り吳候樣にと申參り候に付、早速罷出見渡候得ば、矢張御書出相渡許りに而候間、是迄之行成も相變候に付、其節々之在番へ度々其趣申出候へ共、矢張治定不仕已前を相考歎か敷存居候處、此度西太郞次郞殿在番役被勤に付、古來之儀申歎候處、此度より相改られ左之通町方梶間詰之亟へ被申渡候事、尤其節拙者與藤田彥左衞門兩人其場に而承り居候事。

一御書出之儀は已前之通御書物許り文箱に入れ、月番大年寄へ可持候事。

一別宅願書之儀は是迄町方より書附を以御免相成候段申來候處、此度相改られ已來は、御在番より口達書にして御沙汰相成候樣罷成候事。

一町方へ相渡候諸願書、是迄御在番御役座へ控書無之に付、已來は御在番筆者之處へ町方より可相渡左候得ば、玄關に而控取筆者より直々御在番へさし送り候樣申付候事。

安政六未八月西太郞次郞殿役中御定相成候事。（伊藤助太夫）

【難船破船之取捌定法寫】

一浦々之者常々沖相見合風波之節は殊に心を付、若難船等見受候はゞ、早々助船出し不破損候樣可致候事。

一漁船沖合に而難船を見懸け候はゞ申合相救、船數無之候はゞ近浦へ遂注進助船油斷仕間敷候事。

一難船破船之者陸へ參り候時は、隨分入念致助抱早速所々役人へ可申出候、庄屋畔頭人夫召連品々罷出仔細相尋可申候、其內郡代へ早々可遂注進候。
附往來並送り狀持參之筈に候に付、不指出候はゞ相尋樣子承屆趣可申上候事。

一瀨元より注進之上手代差出し候儀、無猶豫早く可差出候事。
附手代不出內瀨元取捌堅令停止候、手代罷出候はゞ無油斷裁許可申付候事。
附り手代荷物取揚見分等之時刻を移し、又は船頭願之筋難澁之取捌仕候儀於有之者、後日相聞候はゞ可爲曲事候事。

一船宿之者早々瀨元へ召呼、一件相濟候まで船方之取捌可申付、定宿有之候船は宿之者申讀、以後御妨無之樣取計、諸願取次證文奥判可仕候事。

一上乘有之候船は上乘之者任望、上乘無之船は荷主より支配人不參內たり共、海中之刎物其外取揚置船方所之者相番可申付候、濡物干立之儀船方願候はば任望、手代、衣類頭、庄屋、畔頭、船頭立會物數相改以相見爲干可申候事。

一流捨り物有之候はゞ、近浦へ相觸捨り物不隱置差出候樣、急度可及沙汰候事。

一諸御大名之御來船に候はゞ、御紋付之提灯有明に燈を可申候事。

一御目附より手附之者差出、瀨元諸事見合候事。

一乘組之內怪我人病人有之候はゞ、隨分入念醫師を附服藥爲仕可申候、死人有之死骸場候はゞ船頭望之通可申附候事。

附り假埋申付候はゞ、手代、衣類頭、庄頭、畔頭、船方見分候事、附り葬候はゞ寺與船頭證文取替其段浦手願書載候事。

一船方之者何ぞ不自由無之哉與、可心付候事。

一瀨元之者其外不埒無之樣手堅可有沙汰候事。

一破船場無用之者、往來出入堅停止之事。

一差閊之儀有之候共、聊萬事無緩を瀨元之諸沙汰可有之候事。

一瀨元之浦々漁留申付掛船引候はゞ差免、瀨本近所堅用捨可申付候事。

一沖合之儀者不存事に付、如何樣之趣候共、此方構無之候得共、右體之船破船之節は一入心を付送り狀之前格別不足に而掛候而茂不相知候に付ては、瀨元之取捌可有心得候、後日之申譯け無之儀不仕樣、隨分浦方之吟味可爲専要候、役人取捌可依時之宜事。

一送り狀紛失之船は、是非荷主國元へ懸合船頭之頭取揚間敷候事。

一早々掛船數艘差出し、入念爲掛船頭より斷候迄掛船引申間敷候事。

附り一應引候共支配人參り候上、又々爲掛瀨元頭之上、此者斷候はゞ瀨渡可申付候事。

一船頭支配人頭之品を吟味、可成程は旅人不及迷惑樣可申付候事。

附り理不盡之儀申候歟、不審之事於有之者、其段當職へ申出遂吟味、郡代罷出及戴許筋も可有之候事。

一掛船を出し掛候而茂、送り狀に餘分不足相見へ候歟、入念船頭相寄退其段具に浦手形に書載爲綏を□沙汰無之樣可入念候事。

一船頭舸子之內用事に付船頭より晦願出候はゞ、其段承屆舸子一人は不苦多人數は無用に候、船頭之儀諸堅差留一件相濟書のもの取替無之內は、何方に而も遣申間敷候事。

附り舸子たり共當分二三日之外、暇遣候儀可爲無用候事。

一步一仕法御條目有之儀に候間、無相違可致沙汰候、且又步一差出候上殘り分何に而茂其儘に而請取度荷主船頭願候はゞ、無異議可相渡候、御法步一之外積荷作廻之儀何分荷主船頭之任望、此方より之不及差圖段勿論之事に候、雖然御條目等差支之儀者格別之事。

一荷主其處に而入札願候はゞ、府中並赤間關其外所々へ相觸入札爲仕、札披之節荷主船頭一席に而札披高札に落可申候、下直に相見候はゞ幾度も入替申付、隨分有體にして紛敷儀無之樣、可成程は荷主船頭之勝手宜樣可致沙汰候、若所之者共申譯惡調儀之仕方於有之者、相知次第急度御仕置可被仰付候事。

一致作事候得者乘廻相成船を入札拂申付間敷假令船頭望たり共可有吟味候事。

附り解船より外致方無之船は、船頭支配人此方役人立會見分之上、彌於無相違者解船に申付、船頭任願入札に而も又は船頭へ遣し候共、其時之可爲入札申付候得共、代銀にて沈荷物の步一可取候事。

一材木船等手荷手船にて船頭願候而、步一之處其外貸銀錢等於出所之者納得爲仕及異議間敷候事。

一船頭願之趣承屆以來難澁之儀有之間敷趣歟、又は御落成事に無之候はゞ、一所之者不得納候共以役儀可取計候事。

一船渣入札之節船頭願之所は、遣之殘る分可爲入札候事。

附り入札申付候共、三道具解船預願候はゞ可遣事。

一荷主船頭宿主は入札之人數差留可申事。

一船方銀子等借用申度由願出候はゞ、已前之樣子承屆以證文可貸渡候、賣拂代銀之內に候得ば、其段浦手形相配於先方厄介爲致、於此方相尋ね候はゞ、當分之可爲差引候、尤上乘支配人有之候船は此者可爲作迫候事。

附り宿主之取捌可爲肝要事。

一空船之儀者於瀨元出入無候段、船預證文請取出船可申附事。

一手荷手船に而浦手形不願候はゞ、此方より不及差出候、船頭よりは荷主有之候、船目前書附爲調請取可置候事。

一荷主其外懸合之筋も、無緩を後日難澁無之樣心遣可爲肝要事。

一瀨元より所々に船遣申間敷候、用懸りにて役船の儀者役人より證披を以可被往來候事。

附り脇々よりの船不可入候事。

右三樣三箇條之前を以取捌可有之候、難閣儀は幾度に而も可被申出候、箇條之外之儀者准之可有沙汰候、御城米船は笘格取捌候に付、別段之事に候、第一御高札之旨無相違被相心得、瀨元之者猥成儀無之樣、度々不及沙汰、諸事無緩を可有沙汰者也。

明和七庚寅年八月二日

毛　伊　織

三　四　郎　左　衛　門

田　大　學

桂　　縫殿
日原六左衞門殿
中村平次衞門殿
江本孫右衞門殿



【天和御法度】　定(拔萃)(天和三年長府侯、綱元公の發布にかゝはる)

一府中赤間關町年寄五人並町之小年寄衣類之儀應時節袷綿入上下共にもめん羽織裏付上下ゑり、袖へり、三尺、手拭に至迄、一切絹之類無用、麻裃は四季共麻布可着之事。

附公用に付、他所人と參會之時は、丹後絹、郡內絹、日野絹等、紬袷、綿入羽織裏付、裃に至迄此分可着之、右之外無用之事。

附頭巾、上帶、下帶不斷は木綿、絹類着候節は絹紬之帶不苦、尤下帶絹紬不苦候事。

一右之者共帷子羽織、單袴麻布之染物、麻布縞等可着之事。

但他所人雖爲參會、麻布可用之事。

右之外、町人絹類一切停止之、帷子羽織袢に至迄麻布可着之事。

附脇差一尺五寸より上は可爲停止之事。

一在々市浦庄屋、畔頭、小百姓至迄、應時節袷綿入上下共に並羽織木綿着之、ゑり袖へり三尺手拭至迄、一切絹類無用之事。

一右之者共帷子羽織、麻布之染物、又は麻布縞等可着事。

附庄屋は袴許可着之、百姓は無用、但公用之時は百姓たりとも、於時郡代差圖次第可着事。

附脇差一尺五寸より上は可爲停止事。

一出家衣類寺持出世之僧、不斷は應時節、袷綿入木綿可着下着も加賀絹、丹後絹、郡内絹、日野絹、紬或は古き羽二重可着之、但衣類之色何にても衣は紗綾縮緬綸子無用之事。

但法事之時は、白小袖羽二重右之絹類可着、衣は持懸り不目立物可着之、袈裟掛落同前、金襴しや緞子縫箔之類無用、袈裟は先住代々於附屬は金襴しや金入にても限有之、法事之節寺社奉行迄相斷可申、家中之法事之節は雖

附屬、袈裟金襴しや金入緞子縫箔之類可爲用捨事。

一同人帷子不斷は麻布可着之、但高宮たりとも修覆物は不苦、法事之節は晒高宮にても不苦、袈裟衣右記置通可相守事。

附寺持は出世無之僧たりといふとも右同前事。

一寺持にて無之僧不斷は絹類一切停止之事。

但掛落は絹にても古より持懸り次第可用事。

附帷子麻布可着事。

附法事之節は寺持にて無之出世之僧、袈裟應絹之類可着之、雖然金襴を初寺持禁制之袈裟衣地着候儀無用之事。

一社家衣類之儀、一二兩社、龜山、並松崎大宮司一人は應時節不斷は袷綿入木綿、下着は丹後絹、加賀絹、郡内絹、日野絹等、紬古き羽二重修覆物は猶以不苦、木綿のゑり袖へり絹之類掛候儀無用、裝束之儀は用來之通可着之、羽織裏付袴裏面共木綿、但裏麻布不苦、麻袴麻布可着之、高宮晒にても古きは不苦、但修覆物にても新敷見へ候はゞ可用捨事。

附限有之社法之時は、羽二重右之絹類可着之、裝束は猶以例之通たるべし、他所人參會之節は社法之時同前、袷にても參會之時高宮又は晒裏付袷羽織羽二重糸織之類不苦候、さや縮緬綸子綾堅無用之事。

一右之面々帷子は不斷麻布可着之、裝束は如前、但晒高宮たりとも修覆物は不苦、單羽織高宮たりとも修覆物は不苦、單羽織高宮麻布之染物單袴高宮縞可着之糸織之類一切無用之事。

附限有之社法之時は、高宮又は晒帷子裝束は如例、但他所人參會之時は社法之時同前、袷にて參會之時は高宮袷晒にても不苦、絹綟子無用單羽織二重之類すゞし絹平之分不苦事。

附右之四人之大宮司之外、縱雖爲大宮司總社人共に絹類一切停止帷子羽織上下に至迄麻布可着事。

附裝束は持懸り次第可着事。

一不依大小身刀脇差作り柄頭打鮫ふち鍔くりかた返り角鐺金銀無用鞘あい鮫は不苦、其外の鮫さや色塗さや一切可爲用捨事。

附目貫切羽織鎺ひとし目金銀不苦弃小刀柄總金は可致用捨裏く〻み不苦しんくの下緒總て目立候作り無用之事。

一印籠無地の總梨地勿論梨地蒔繪無用之事。

附緒留は珊瑚珠無用之事。

附金銀の帶はせ無用之事。

一總金の扇子一切無用之事。

附金銀の要無用之事。

一鼻紙袋縫金糸今織之金紋繻子無用之事。

附ぼたん金銀無用之事。

一羽織胸紐のぼたん金銀無用之事。

一股取立眞紅紫無用之事。

一女之髮指金銀唐木無用之事。

附指櫛金銀にてへり取梨地又は高蒔繪無用之事。

一年頭の祝儀物祖父母親子兄弟夫婦伯父甥伯母姪舅姑聟娵孫之外贈答無用

之事。

一府中赤間關町年寄五人並小年寄不叶儀にて料理出候節は、一汁二菜香物共酒一遍菓子後段無用之事。

附參會之人柄右同前、但他所人參會之時は一汁菜香物共に後段無用之事、依他所人府中町奉行赤間關奉行之請差圖次第、二汁五菜吸物後段迄之料理可出候事。

一在々庄屋百姓料理出候節、一汁一菜酒一遍菓子後段無用之事。

一一二兩社龜山大宮司並松崎大宮司料理出候節、諸士可爲同前事。

附右四人之大宮司之外、縱雖爲大宮司總社人山伏比丘尼座頭こせ諸細工人等至迄、手廻以下可爲同前事。

一町人百姓婚禮之時分、其身分限引下輕可相調、尤贈答之儀准右輕可相心得事。

一町人より出候昇可准右事、男子總領にても町人は親許一本可出悴子燈籠不苦候事。

附燈籠或は作り物等に至迄目立候樣成物可用捨、きりこ等の小き燈籠十

を出來候者は五つ可出殘可應之事。

一町人在々百姓爲祭禮料理出候共、一汁一菜酒一遍之外堅停止、縱雖爲侍參會之者共料理不及申何にても出申間敷候、但祖父祖母親子兄弟夫婦伯父甥伯母姪舅姑あいやけ聟嫁孫此分は料理出不苦、此外之者は親類たりとも何にても出間敷候、若於相背は過料急度可申付候事。

附祭之節相撲一切停止之事。

一府中赤間關町年寄五人並小年寄、右之妻女娘衣類應時節袷綿入上した共に木綿可着之勿論ゑり袖へり三尺手拭に至迄、一切絹類無用之事。

附他所人參會之時は、丹後絹、加賀絹、郡內絹、日野絹、紬可着之事。

一右之外町人妻女娘衣類木綿麻布之外帶に至迄、一切絹類可爲無用事。

附帶右之絹類不苦、但縫箔金入かのこ可爲無用事。

一一二兩社龜山並松崎大宮司一人、右之妻女娘衣類不斷は應時節袷綿入木綿下着丹後絹、加賀絹、郡內絹、日野絹、紬古き羽二重不苦、木綿小ゑり袖へり三尺手拭に至迄、絹類一切無用之事。

但他所人參會之時、右之絹類羽二重ふちはく小きちらしかのこ不苦、縫金入綾金糸總鹿の子無用事。

一右之妻女娘帷子不斷は麻布染物麻布縞可着之、晒たりといふ共修覆物は不苦事。

但他所人參會之時は晒染樣は好次第ふちはく小きちらし鹿の子は不苦、縫金入金糸絹縮總かのこ等無用之事。

附帶右之絹類羽二重不苦、但縫金入金糸繻子總鹿の子無用之事。

一右四人之者大宮司之外、縱雖爲大宮司總社人山伏妻女娘衣類木綿麻布上したともに可着之、同帶同前絹之類一切停止之事。

一一向宗妻女娘不斷は應時節袷綿入木綿帷子は麻布可着之、下着は丹後絹、加賀絹、郡內絹、日野絹、紬可着之事。

但他所人參會之時は、右之絹紬上した共に可着之、縫金糸總鹿の子繻子可爲無用事。

一寺持にて無之一向宗妻帶僧妻女娘衣類、木綿麻布上した共に可着之、同帶同

前一切絹之類停止之事。

【伊藤氏所藏文書】

嘉吉三年三月十三日　宣旨

藤原盛貞

宜任兵庫助

藏人右少辨藤原敎忠奉

長州豐東郡引島村三十石地之事爲扶助宛行了、全執務可抽奉公所々狀如件。

慶長七年十二月十三日　秀元花押

伊藤杢之亟

賜一綈袍戀々故心之心也可禦范叔之如此寒者不堪謝辭殊饋歲之嘉祥感佩々々餘蘊期臘之時東閣之不宣

臘尾一　（金地院崇傳）

不存寄候處、書音殊備後表一束到來祝着候、然者近年迄賊船下目に蜂起、節々注進心懸之通忠節無比類、當島之儀者得其心申付候、併遠島者無人數而已に

て不任所存候、於向後不相變可被申渡事專一候、恐々謹言。

八月二十一日　一鶴花押（宗對馬守）

伊藤和泉守殿

【甲子夜話續編】辰の刻ばかりに大里に到り、小笠原侯の旅館に入て飯したため、また立出陸路を經て門司の浦に到り、和布刈明神の華表の前より船に乘て、長門國赤間關に渡り、午の刻ほどに伊東が家に止る。（肥前平戶侯松浦靜山）

## 第七節　行政（其の二、淸末領）

參照の個所、其の一に同じ

竹崎浦＝伊崎浦

【豐浦郡竹崎浦石高由來境目書】

淸末領

一竹崎

一本軒家數百十七軒

是は先年より立始りに御座候同敷十八軒は門男の軒數に御座候

總家數百三十五軒
外に
一橋本本七屋舖
但構の内五十間四方程
右構の外に山畠御座候是は代々諸役御免地に而御座候
一男女數五百八十三人
内
二百九十八人男
二百十三人女
一大年太明神社當浦に御座候
但往古より當浦の氏神に而御座候宮造二間に三間外に由緒無御座候事
一禪宗光東寺當浦に御座候
一眞宗長泉寺當浦に御座候
一山伏一人

但當浦茶山と申處に罷居申候

一當浦の間數、豐前田の境より今浦の橋端迄、五町半程御座候。

一當浦船數大小四十六艘

内

磯早船十四艘

但百五十石積より四十石積迄運賃漕仕候

日切船三艘

但三枚帆三人乘

右の船上下瀬戸内運賃漕仕候

漁船二十八艘

傳馬一艘

但引島への渡船に御座候

一竹崎浦漁八年中小魚釣獵業仕候、其内春冬は小魚釣漁仕候、夏秋横田網引申候船十艘程御座候。

一銀高六百八十二匁
右當浦年分御地料銀の辻
一銀高三百目
右當浦網代銀の辻
一銀高十五匁
右當浦横田網御運上の辻
三口〆高銀九百九十七匁の辻
右竹崎浦家數船數旁前書の通りに御座候、尤人數船數の儀は年々増減も御座候、斯之通に書付差上申候以上。
未十一月二十六日
竹崎浦庄屋 與左衞門印
年寄 德三郎印
吉兵衞印
八助印

【淸末領伊崎浦採子書】一、總屋敷二百二十三軒

但通り筋間數西の家際より此家際迄三百十五間餘
表向濱側家數八十一軒
同山側家數七十八軒
裏向家數六十四軒
一總人數八百六十五人
内
四百八十九人　男
三百七十六人　女
〆
一船數二百十六艘
内
七艘　いさば
但三十石四十石積
九艘　丸太船

三艘　　橋船
百九十七艘　漁船
〆
一當浦漁業の事
春夏　鰯網ゑそ、さわら網長繩一本釣網仕申候事
夏秋　小鯛網さわら網長繩釣漁仕候事
秋冬　鰯網鰮、鰤漁鯛繩さわら網此外少々之漁仕候事
一嚴島大明神並稲荷祠社地に有之
但嚴島大明神之儀は伊崎浦にも勸請仕唯今は兩所に有之候事尤地下之
持也社人市津宮太夫
一惠美須堂
一貴船祠
一辨財天祠
一地藏堂鎮龍山四福寺　山伏

一海光山三蓮寺　淨土宗
一福衆山海晏寺　曹洞宗
一法名本　眞宗
一八百九十二匁九分　御地料銀
一九百目　伊崎浦網代銀
右前書の通り伊崎浦由緒書仕差上申候以上。

未十一月二十六日　伊崎浦庄屋　七左衛門印
彌一右衛門印
年寄　太郎兵衛印
甚兵衛印
藤左衛門印

## 第八節　行政（其の三、萩領）

參照の個所其の一に同じ

境目＝會所＝遠見番所＝越荷方役所＝儉約令＝稅目

境目

【風土注進案】

一東は長府御領に隣り、今浦境に御竪山松の木立是有り、此御竪山頂に北より南に通り候道、御境目有之候事。

一南は海にて遙に豊前國を見渡し、近くは長府御領曳島有之、南風を除き繋船共場所に宜湊に御座候事。

一西は清末御領伊崎に隣り、田畠に而御座候事。

一北は長府御領隣り、御竪山一面之松山にて御座候事。

一中央は新地市中にて、御役所並に寺社町家等にて、餘り畑地も無御座候事。

會所

【風土注進案】

一御米藏窮救修甫藏、別段に者無御座候、御役所内に御藏一箇所有之、扶持方入込に御座候事。

窮救修甫米六十六石一斗五升六合九勺

船御手當御圍米百五十石

一船御手當並に大工儀被仰出候趣、旁御圍米籾二千石當地へ御圍方可被仰出

分之內六百石年々差廻候分、先石屋の濱御用藏へ御圍方相成居候事。
一御會所一軒
但南面九間半西折廻し十間北三間半東五間北東之角折廻しに缺居候事
此坪數五十八坪七合五勺平家造り總瓦葺二間之式臺付事
一南側大手御門より長屋一軒
但長さ十二間半横三間半坪數四十三坪七合五勺總瓦葺此處地方御本締所七人固屋御門番所右三固屋に相當候分
一同西長屋一軒
但長さ下共に十二間半横同四間半坪數五十六坪二合五勺之內中程七坪二階付き其餘平家造り總瓦葺此處越荷方御檢使固屋御本締所固屋に當る分御檢使固屋には一間半之式臺付事
一西側大手長屋一軒
但長さ十二間横坪下共に三間七合五勺坪數四十二坪總二階造り瓦葺此處物頭固屋十二人固屋御船方固屋に相當る分御物頭固屋に者一間半之

式臺付之事

一內長屋一軒

但長さ八間半橫坪下共に五間坪數四十二坪半平家造り瓦葺一間半之式臺付き此處御物頭固屋之分

一御米銀藏一軒

但桁行六間梁行三間此坪數十八坪之內六坪二階付總板座後側板包三方向大盤戶前二箇所二箇所共に半間に一間之掛太垂付總瓦葺之事

一御武具藏一軒

但桁行六間梁行二間坪數十二坪總二階造り總板座瓦葺四方向大盤戶前二箇所右同斷

一作事固屋米搗場共に一箇所

但長さ四方橫二間坪數八坪之內三坪板座五坪大間瓦葺之事

一總頭厩一軒

但二間四方坪數四坪總大間瓦葺之事

一御本門一箇所
但幅三間半開き戶二枚小門開き戶一枚瓦葺之事
一水揚門一箇所　西大手長屋之間に有之候事
但幅一間半引戶一枚瓦葺之事
一用心門一箇所　東大手陣塀之內に有之候事
但幅一間引戶一枚瓦葺之事
一陣塀長さ八十三間
但大手長屋之間に尙見切塀共に熟茂瓦葺之事
一渡り塀三間
但兩御物頭固屋之間に有之分瓦葺之事
一後山手總竹垣之事
右御會所御固屋々々一構に相成、新地町はづれ嚴島社山付有之、御會所を中にして西南御長屋三棟に而被包(南側中程御本門なり)東之方は練塀、北者嚴島社山之根切岸に相成居候事、此固屋々々床御檢地田一反十五步高一石八斗八升

七合畑八畝八升高五斗二升七合。

【風土注進案】是より遠見番所、御船入等之類尤當村にては無御座候、孰も長府、清末御領内に候へ共、新地御會所支配之儀に附記也。

一伊崎、小門、御船入場所寛政六寅の年清末御領より竪四十九間半、横凡坪十四間也。　地面海端に而御借地相成、當開作今浦境細川領御借地之場所より御引越相成候分、御船浮場建物等左之通り。

御船浮場一箇所

但長さ三十四間半横東十四間半西同十間之堀にして海之手に一文字の波戸有之候事

此御船數左に

關船　三艘　通ひ　二艘　大筒船　四艘

小早船　二艘　御用丸　二艘

一御番所一軒

但坪數十九坪二合五勺平家造り總瓦葺此處御船入六人居固屋の分

一御船道具藏一箇所
但長さ六間横二間總板座二方中棚付戸前一箇所半間之大垂付總瓦葺之事
一同一棟
但長さ五間横四間坪數二十坪之内六坪七間十四坪板座戸前二箇所瓦葺之事
一同藏一棟
但長さ四間横二間三方竹格子後壁瓦葺之事
〆
一引島遠見御番所一箇所長府御領之内凡竪二十七間横二十四間之地面御借地相成大手總竹垣として柵門一箇所枝折門二箇所此内に建物左の通り
一御番所一軒
但坪數三十七坪二合五勺平家造り總瓦葺一間之式臺附此度大筒役御兩人居固屋之分

一大筒其外御道具藏一棟
但長さ二間横一間半總板座二階付戸前一箇所半間に一間之庇付き總瓦葺四方白壁之事
〆
一竹子島遠見御番所一箇所同御領之内竪凡十二間横凡二間半地面御借地相成此建物左の通り
一御番所一軒
但坪數二十一坪半平家造り總瓦葺にして此處足輕五人居固屋之分
一煙硝藏一棟
但長さ二間横一間半總大間戸前一箇所總瓦葺四方白土壁之事
〆
一六連島
但當島素長府御領にて御座候故、萩より大筒役一人宛交代して御出張有之候へ共、以前は御番所無之に付、當島住居之百姓へ廻り〳〵御滯宿にて

御座候故、宿も餘り混雜に付、過る天保五午の年新地御會所並に御勘定方御銀二貫五百目出張之御面々へ御借下相成、御番所一軒御建調被成候、建物左之通り

一御番所一軒

但長さ四間半横二間半平家造り藁葺尤南東側折廻し半間之大垂付一間半之式臺附之事

一蓋井島

但當島も同御領にて候故、遠見役一人宛交代として萩表より御出張有之候へ共、御番所□□に付當島住居百姓十九軒へ三日宛御滯宿之事

【毛利氏文書】今般赤間關へ越荷方役坐被差立、檢使役人出張被仰付、御所帶方銀、御撫育方銀等被差出、現質物藏入にして貸捌被仰付候付、左之御趣旨を以て、會議被仰付候事。

一是迄於八幡（はちまん）方貸捌相成居候御撫育方銀之儀、現質物現金等は、當越荷方へ取渡被仰付、劵狀質貸其外仕組入等にて只今現銀不相備引渡難相成次第、利銀

は御撫育へ差出、且納銀は越荷方へ渡方被仰付候事。

一御藏建調入日銀之儀は、越荷根銀之內假拂にして立出被仰付、年々藏入物に敷銀備りを以、月別五朱利付にして納入被仰付、假拂込皆濟以後は御藏修甫銀と申名目にして、越荷根銀へ受添利廻し被仰付、追々損し所取締等御入目立出可被仰付候事。

一南部御用屋敷之儀は新地會所よりは除程相隔居候、越荷之儀は潮合に付出船入船之都合有之、時々出入之便利不宜而は貸方不融通にも相成候付、檢使本して日々出勤被仰付候事。

一御貸銀之儀は正銀三貫目金子五拾両を下詰にして、其餘小質之儀は取組不被仰付候事。

一御所帶方銀御撫育方銀不相混根帳分被仰付置、御貸附之儀は無其差別、總貸銀根銀高く割合せにして、兩役所受に被仰付候事。

一利銀之儀は利箱別請にして、留り次第兩役所間へ差出被仰付候事。

一御貸銀月別九朱利附にして貸附被仰付、右利備り之內二朱は頭取之者へ被

立下、一朱方は別段引除可被仰付置候事。

但貸方之儀は三箇月物限りに被仰付、萬一返納不埒之節は、利揚足質等仕證文改被仰付候樣、品に依り時節後れに相成候質物之儀は、速に取揚賣拂被仰付候事。

一頭取之者長府御領にて一兩人確成者被仰付、質物目入違等にて御損銀相成候節、償之ため後口質差出置候樣被仰付候付、入柄僉議被仰付候事。

但新地にて是迄勤掛之内兩三人被殘置、其餘は不殘御引を被成、都合四五人位に被仰付候事。

一質物目利之儀は頭取之者無疎事には候へ共、控之ため越荷方根手代にして役所附にして、商ひ方心得候者二人程可被差出に付、入柄僉議被仰付候事。

一中使横目として心得之者一人、相應之御恩被立下候而可被差口付同斷。

一酒、醬油、油等水物類、並屋敷賣券狀、田畑賣渡證文右手類藏預之類、其外都而向口無數物品は一切入質被仰付間敷候事。

一油種其外御法度の品同斷。

一毎月御貸銀高月括相調檢使印〆りにして、御所帶方御撫育方夫々差出候樣被仰付候事。

一使夫其外之儀は定舸子之者八幡方催相違ひに被仰付候事。

一御用漁船之儀も同斷。

一諸沙汰之儀は御所帶方御撫育方より駈引可被仰付候、落付難相成廉々之儀は問出之上□紙を以沙汰可被仰付候事。

右御仕法大極之目途を以、猶又現場僉議之上、夫々取捌方之儀申出被仰付候事。

子十一月（天保十一年）

越荷方役所は今の觀音崎町永福寺附近に建てられ、他國船相手の藩營の質屋なり（尤も當時萩藩内に設けられたるは當所のみなり）慶應元年廢せられその建物は外人との應接場に當てらる。（編者識）

【毛利氏文書】　覺

一赤間關在番之面々其外干時彼地被差出候役人之衣類御儉約、已後近年之通袴、羽織、下着等まで絹布着用之儀、萩同前に堅可爲無用事。

一長崎御奉行御大名方御通之刻、並他國使者出相、其外限有之表向勤之節は絹布着用被差免候事。

附赤間關之儀は常々他國者不絕入込居候所柄に付、衣類等迄飾候樣相聞候、甚以不心得之事候、御國中之儀は孰も一統之事候間、諸郡同前に相心得、此已後は平生他國者出合候節は、絹布之類袴、羽織にても一切着用可爲無用事。

右今度衣類之儀、前書之通被仰出候條、此段堅可被相守候。御目附衆へも被仰渡置候條、自然不心得之者等於有之は一、廉曲事可被仰付候以上。

享保四年亥八月

【風土注進案】

一諸上納物之事

並米四十二石二斗九升八合五勺六才

畑銀百七十四目一分七厘

浮役銀二十五目三分二厘二毛

地料銀十七目四分二厘五毛
山立銀十七目四分二厘五毛
酒場銀百七十二目(茶屋酒場四軒之分)
鳥毛三十五□
糸苧一貫□百五十目九分九厘
漉紙四歩七朱一味五拂
細引四歩七朱一味五拂
〆
外に
札銀二貫二百四十八目
但菅野吉右衛門方茶屋　其外御運上受負高之分
正銀六百目
□林茂兵衛方酒造御運上
上納之分

## 第九節　本邦經濟事情の變化と下關

第一編概說第三章經濟の變遷三五＝三八頁參照
經濟組織の變化と下關＝海運業の發達と下關

【西郷隆盛】昔の武士社會の經濟組織は、之を領內自營經濟と稱すべきものなりき。此處に所謂領內自營經濟とは何ぞや、武士が各其領域內の產物を以て、領民と共に生活し、他領の供給を待たずして、獨立の經濟組織を保ち得たる狀態を云ふなり（中略）。是によりて之を觀れば、昔の武士は獨り其家臣をして、武器の製造修繕に從事せしめたるのみならず、其家具さへも亦自ら之を製造したりしなり。夫れ自己の領域內に於て、其武器と器什とを作り、自己の民をして其地を耕さしめ、其產する所を食ひ、其出す所を用ひ、領內以外更に何等の待つ所なし。我等は假りに之を名けて、領內自營經濟と云ふ。而して此經濟組織は、久しく武士の社會を支配したるものなり（中略）。されど此の如き孤立隔離の經濟組織は、漸く國民的經濟組織の、代はる所とならんとするに至れり。

今其原因を尋ぬるに、

一治平の永續は商業の區域を擴張す。德川氏は其領域の大と其兵馬の盛なるとを以て、諸大名の反抗心を挫き、久しき治平を生じたり。而して此治平は自然の結果として、商人の發達と商業の擴張を促せり。即ち江戶に於て松前の昆布を賣り、南部の商人が京都に取引したるが如きは、貞享、元祿の時代（一六八四―一七〇三）に於ても、既に珍らしからざることなりき（井原西鶴著文反古）。是れ領內自營の經濟組織をして、國民的經濟組織に轉せしむべき一原因なりとす。

二大都會悉く德川氏の直轄たり。都會は國民的經濟組織の心臟なり。日本全國の貨物を吐吞する心臟として、都會は固より之に相應する大なる富の集中を要す。而して此の如き大都會の發生は、是れ實に德川氏の政策として、獎勵したる所なりき。當時日本に於て貨財の大集散地たるものは、京、大阪、江戶にして、之を稱して三箇の津と云ひ、共に德川氏の直轄たりしのみならず、之に住するものは、賦斂極めて輕くして、殆ど無稅に均しかりき。此の如くにして、日本の大都會に住する人民は、先づ武士の壓制を免れたり（中略）。

かゝりしかば此等の大都會は、日に其富を加へ、此に大富豪の現出を見るに至れり。大富豪現出して都會愈膨脹す。其財力を以て、日本全國の貨財を支配するに足れり。是れ領内自營經濟の國民的經濟に、轉せざるを得ざる第二の理由なり。

三參勤交代の制は、大名をして其領内の米を賣りて、大都會の町人より需要品を買はざるを得ざらしむ。夫賣買あれば其當事間に、必ず經濟的の關係を生ず。眞の自足自營の經濟は賣らず買はずして、猶ほ自己の需要を充たすに在り。今や大名は交通機關の不便なる世に於て、多數の武士を率ゐて江戶に往來せざるべからず。其參勤中の需要品を擧げて、悉く之を領內より輸送せんとするが如きは殆ど不可能の事なり。是に於てか勢ひ之を町人より買はざるを得ず、之を町人より買はんとすれば、勢ひ其領地の收入たる米穀を賣りて、金に換へざるを得ず。是れ領內自營の經濟は、既に原則に於て破れたるものなり（中略）。既に商人のものを買はざるを得ざれば、則ち其領地の收入（主として米穀たるは勿論なり）を商人に賣りて、其費途を作らざるを得ず。是

に於てか大阪は其天然の地位と、其歴史上の關係と、其富豪の淵叢たることに依りて、自ら日本全國米穀集散の大市場となり、天下の諸侯皆大阪の米相場に依りて、喜憂を爲すに至れり。　則ち寶曆十六年(西曆一七六三年)より安永九年(一七八〇年)までの十八年間に於て、大阪に米穀の取引せられしもの、年々二百萬石に及びしと云ふを以て之を見るも、封內自營經濟の時代漸く去りて、國民的經濟の時代既に來れるを見るべきに非ずや。

此の如くにして自己の土地を耕し、領內の產物を需要し、領內の食を以て領內の民に足したる、領內自營經濟主義は昔の夢となり、日本全島は化して、一個の共同生活體とならんとせり。　かゝりしかば京の二條の商店に賣られたる絞、製藥、及び書物は、諸國の人の手に渡り、西陣織は諸國の大名貴族に需要せられ、奈良の晒布、河內の木綿、今津の蠟燭、加賀、越中の熊膽、丹後の鹽鰤、松前の昆布等、凡そ諸國の名產は、皆所謂三箇津に集り、更に散じて諸國に行かざるなし。　賴襄嘗て馬關に於て詠じて曰く、

　年々攝酒附二商舟一。　磊落萬罌堆岸頭。

海運業の發達と下關

清醇犬推鶴字號。　駕二入醉夢一上揚州一。

池田、伊丹、灘の醅酒は、九州及北國の貨物集散地たる馬關に運ばれ、斯くて馬關より日本海岸及九州島に輸送せられしに非ずや。　而して此酒は又江戸廻しとなりて、江戸の住民に賞飲せられ、造酒家は巨萬の富を爲し、江戸の酒問屋も亦之が爲めに殷富となれるもの、多かりしに非ずや。　我が讀者は又昔は畿內の畑には多く菜種を作り、其花時に至れば黃雲十里の觀を呈し、士人皆妻子僮僕を伴ひ行厨を携へ、野外に出でゝ之を觀しことを聞きしならん。　是菜種の油は當時日本全國にて用ゐらるゝ、燈火の料となりしを以て、其需要極めて多く、畿內の農家は其常食たる麥を作るよりも、菜種を作りて之を錢に換へ麥に代ふるの利益あるを知り、競ふて之を植へしが爲めなり、日本全國が漸く一個の共同生活體となり、內地貿易の發達が此に日本人民の經濟組織を化して、國民的となさんとするの勢益々明白なるに非ずや。(山路愛山)

【大日本農功傳】士庶の江戸に集まる、皆食を諸國の輸入に仰ぐ。　西南諸道は漕運阻滯の患なしと雖も、奥羽の運路甚だ迂遠にして、又時々覆沒の患あ

り。寛文中(四代將軍家綱)瑞軒(河村)幕府の命を承け、奥羽の海運を通利す。瑞軒諸州を巡視し、其の利害を詳にし、乃ち堅船を雇ひ、載量を定め、運夫を選擇し、脚價を優給し、陸奥荒濱より東洋を經て江戸に至る沿海百五十里中に、漕務場四所を置き、以て救應檢視に備ふ。出羽の酒田より北海を經て、長門の下關に入り、瀬戸海を過ぎ、南洋を航して、房相の間に入る八百餘里中に、漕務場十四所を置き、下關に嚮導船を備へ、志摩の菅島に烽火を擧げ、以て危礁を避けしむ。是に於て海運大に開け、公私の漕運便利を得たり。幕府三千兩を賜ひ之を賞す。(農務局)

【奥羽海運記】其の北海を渡る者漕ぎて越前州敦賀津に至る、敦賀より山中に駄運する七十里、江州鹽津海津に出、又湖上に舟運し、以て大津に至る(中略)。近世(中略)羽船北陸、山陰、山陽等道の邊海を渡り、伊豆に到り以て江都に達す。放洋萬里、波濤險惡、石礁島嶼曲折極めて多く、經涉に習熟する者蓋し鮮し。雲氣風候一たび占視を失せば、覆敗之に隨ひ、人穀倶に沒す。或は船僅かに存すると雖も、穀已に投棄して其の亡失する所固より多し。或は風濤の險を廻避し

て、所在に棲泊し、稽延年を經て始めて達する者、上漏下濕穀已に浥爛し、以て官倉の儲蓄に充つるに堪えず(中略)。寛文十年(中略)都下に河村瑞軒あり(中略)國家瑞軒に命じて、海運の事を掌らしむ(中略)。長州下關海中に石礁あり、海船之に觸るれば便ち敗毀を致す。故に務場人役に委ね、常に嚮導小舟を備へ、運船を指引し、以て危礁を廻避せしむ。既にして讃、備、攝等州の商民私船完堅用に堪ゆる者若干を募雇し、法令を布行して一に東海官運の事例の如くす。因つて各船を將ゐて號して行伍法の如くし、險難相救ひ姦相匡さしむ。每歲春分前後必ず暴風あり西よりす(南海の人具奇風と爲し北海の人呼んで東湖暴風となす)。各船宜しく此節に遭ひ、始めて洋を開くべし。故に此の行期に與る凡そ各所船隻須らく二月晦日を限り起發すべし、駕して長州下關に至り、務場人役に報知し、而して後酒田に投集し、聽候敢て踰限遲慢漕運の期に後るゝなかれ。因て告示して曰く長州海數里之間、暗沙伏石交々列連し、鋪水淺潮急に船を擱するに易し愼んで其の捷徑を以て僥倖瀨上を渡る勿れ。春三月瑞軒江都を發し酒田に到り、運船亦期に後れず悉く袖浦に會す(中略)。長州下關に至り船に駕して酒を渡す(中略)。

【下關二千年史】攝州大阪に到り船を捨つ(中略)。下關に嚮導小舟を備設する若き、毛利甲斐守に命じ白崎山烽燧内藤飛驒守をして、永遠に廢歇あるなからしむ(譯)。(新井白石)

【續諸州めぐり】敦賀より貝津へ行荷馬、一頭ごとに其征米(俗に運上と云ふ)三升五合づゝ、城主へをさむ(中略)。昔は其征の利、日々ごとに判金一枚をさむといふ、此二十四五年このかた、加賀の米など積たる舟、敦賀の津へつかず、北海を通り長門の下關をまはり、大阪へ舟をつくる故、昔の如く其征多からず、是敦賀の征多き故と云ふ。(貝原篤信)

## 第十節　市街の繁華

第一編概說第三章經濟の變遷三八＝四一頁參照

中世の狀態＝近世の狀態



【道ゆきぶり】赤まの關のにしのはしによりて、なべの崎とやらんいふめる村は、柳のうらの北にむかひたり。此の關は北の山ぎはにちかく家とならびて、丘のやうなる山あり云々。(今川貞世足利初世)

【筑紫道記】龜山の八幡へ詣づ、昔の道石の橋をのぼりて見れば、あまたの人家

海づらに連なり、大小の客船山蔭に浮べり。（宗祇法師文明十二年）

【長門國誌】赤間關、國府の南一里半赤間龜山の東山下に在り、今猶舊に依て關を置れたり。古へ赤間と稱ふる地は、北は波夜登毛の浦より西南は西端町と云市街まで、二十町許の間の名なりしと見えたり。然るに今の赤間町と云處に始て民戸聚居りける故。其邑を赤間と稱へし也。今其名殘りて赤間町と云街名となれるなり。其隣街を西端町と云は、赤間の西の端と云ふことなるべし。故に今川貞世卿の道行布里に云々とあり赤間關と云はもと關所の名なりけんを、後には地名となりて中古以來總てを赤間と云へりし也。赤間、西端より奈辨崎、細江、竹崎、伊崎浦まで人家立續て、今は南北一里餘の間を總て赤間關と云ふに至れり。（中村德美德川末世）

【日本行脚文集】借も當赤間關は、日本無双群船の津なれば、往還の旅人榮耀過奢をつくす。まして浦山の風光名になびく。和布刈の社、常世を負し龜山の神室、御前臨瀨はやともの浦、豊浦、赤野に柳浦、みがきたてたる玉島まで、目を驚かすばかり也。（大淀三千風元祿二年）

【ヒルドレス氏日本古今記】下關は長門州にあり。戸口四五百(原文のまゝ)一條の長路、及び之れと連絡する少數の岐路に立並べり。而して其の多くは日用品を販賣する商屋、及び船相手の店舗なり。又避難若しくは供給の爲めに、入港する船舶は日に二百艘を下らず。(ケンペル元祿四年)(譯)。

【博多小女郎波枕】長門の秋の夕ぐれは、歌に詠むてふ文字がせき、下の關とも名にたかき、西國一の大湊。北に朝鮮釜山海、西に長崎、薩摩潟、唐、和蘭の代物を、朝な夕なに引きうけて、千艘出れば入船も、日に千貫目、萬貫目、小判走れば銀が飛ぶ、金色世界も斯くやらん。(江島其磧)

【長崎行役日記】當地は赤間が關とも門司が關ともいへり、入家數千軒、平生入津の舟數百艘、繁華大阪に類せり。(長久保赤水明和四年)

【霍臺先生遺稿】赤間關は陸海の要路、海西第一の關隘なり。此津を經ざれば、東來西去すべからず。舟舶雲の如く、列檣堵の如し。往來上下織るが如く、港の大を以て多々益々辨じ、且よろしく風潮を避くべし。商賈軒を連ね、沿岸山を背にして家を爲す二十里ばかり、繁華喧閙、海西の一都會也(譯)。(瀧鶴臺)

【西遊雜記】長門國は豐浦郡赤間が關、西國第一の湊にて、浪華より中國及び九州北國船路往來の咽くびにて、諸州の廻船よらざるはなし。市中すべて一萬に及び、言語あしからず。諸國への便りも至てよく、繁昌の當鏡の地といふべし。（古川長／徳川末世）

【筑紫紀行】下關は卽ち赤間が關にて、長府の御領なり（中略）。入口一町許の程は茅家多し。かくて西の方へ一里ばかりの程は、大形瓦葺藏造りなどにて、問屋商屋甍をならべて、一筋に立つゞけり。されど所々に裏町もあり、海邊を築て町家を建たり。後の方には紫山、稻荷山などいふ小山あり。町の名九に分つ、阿彌陀寺町、戸町、中の町、赤間町、西の端町、南邊町、東細江町、入江町、西細江町これ等なり。抑此處は北國、西國の廻船の津にして、日ごとに入舟出舟數をしらず。誠に西國第一の大湊なり（中略）。すべて是より舟出する事、滿潮にあらではなりがたきよしなれば、けふは此湊の東の端より西の方伊崎迄、一里餘に餘れる海濱に繫り居る舟、大小其數をしらず。げにも賑はしき大湊かなと、見渡すまゝに覺ゆ（中略）。此地にすぐれたる富豪には、油七、綱三、綱七などいふがあ

り。(吉田重房 享和元年)

【技癢錄】蓋し此處要關を以て一大海門の地に在り。弘舸巨船連艫斷つなし。其の多きは一日の中、出入各千艘に至ると云ふ(譯)。(南部伯民 享和二年)

【小春紀行】下關は赤間が關にして問屋多し。市中も又賑へり。からうす十挺あり、又からうす五挺ありなど札に書て出せり。其外笠岡くり綿入船など、すべて入船々々と書る札多きは、湊故なるべし。嬉野茶、鹿子尾茶あり、かしてんま有、菓子昆布あり、平家蟹ありなどかける貼札もみゆ。遊所をいなり町といふ。宿のあるじは紙屋儀兵衛といふ、もと江戶の淺草御藏前にすみし事ありとて、都下の事などかたり出つゝ、酒のみ醉泣して夜もすがらよろこびあかしけるもおかし。(太田南畝)

【扈駕餘賞】午後駕に先つて長府に到る、攝より豐に到るまで、凡そ海關三あり、上中下を以て之を分つ。此を下關と爲す、一に赤馬關と稱し、又文字が關と稱す。東鑑に門司に作る。修めて文字と爲すは硯海の名に由るなり。九國漕運此に依らざるは無し。船舫櫛比し、人屋稠密、誠に大都會なり。(川北溫山 文化八年)

【通航一覽】毛利甲斐守殿御領分下關、湊家〻並酉より寅迄流れ海岸深く四尋より八尋まで、大小廻船二百艘餘船繫相成候。併下關之内城越より南部之間は卯辰風之節は船繫甚惡敷、三百目屋鋪之鼻と申處迄は、觀音崎吹かはし候故泊りよし。此處も船繫惡候節は、一里下伊崎と申處御座候、何風にても船繫りよし、大小廻船百五十艘程船繫相成候。（林韑）

【關港繁榮錄】赤間關港繁榮を根本と題し、日夜數千艘之出入客船、諸荷物、諸相庭高下之前後を算要して利得商ひ、懸引自由なる事所に銘じ、廻着之時日を不違、前賣買其便利なることをあげて數へがたし。干時文久元庚申年より、海岸に平濱を築地して行程數町におよび、爰に大なる素藏を三箇所造立し、炎暑俄に風雨發り、或は嚴冬之風雪を凌ぐ、其便りならしめむ爲か。海内無双之輻輳なり。船々荷物陸揚積入之便り可宜哉。こぞつて是を賞感し、大小之商廻船をはじめ、海陸の旅客繁茂之時至り、諸荷物會所前賣買限月に至り、米穀其外諸荷物運送之商廻船數百艘、受取後市廓の賑ひ大方ならず。（西隅野人）

【ルーサン氏の日本海岸の役】同市（下關）は古き繁華の地にして、其狀況は頗る

記すべきものあり。海峽の第一部に沿へる丘陵は、第二部に於て漸く低く、海岸の屈曲に從ふて、蜿蜒す。市街は外廓より丘陵の麓に沿て長帶形を爲し、小川と一小灣の其の間を横截するあり。街路は不整にして、兩側の矮小の家屋駢立す。其の家屋は日本一般の家屋と同じく、内部は頗る清潔なり。外部は煤煙の爲め、時經たる木材の如き色を帶びて、自ら種々の濃淡を爲す。畫工をして之を觀せしむれば、大に喜ぶならん。但し斯る濃淡色は日本の古き市街には珍らしくもあらざれども、新築の横濱市杯にては、決して見るべからず。街路の兩側は大概小店にして、旅人宿、食料店、呉服屋、工場ありて其の繁華を裝ふ。此の市は數百年來内地の貿易を營み、近頃は外國の取引をも爲し、日本商業場の主なる所の一なり。無數の和船は米穀、綿布、食品、木綿、材木、酒等を積みて往來絶えず。而して其多數は皆下關に碇泊し、或は陸揚をなす。其碇泊所は市街に直接したる所と、引島の北方を通ずる水路の内にあり。（中原邦平譯 慶應元年）

## 第十一節　商　業

第一編概說第三章經濟の變遷四一頁參照

商業慣習＝商家＝運輸業＝手形爲替及預り金＝預り金不拂、荷物破損、盜難の場合＝商品＝質屋＝藥屋(龜屋)

【赤間關商業慣例取調書】

商家に係はる件

一從來ありし商業株の種類は、何々なりしや。

答　問屋株。松魚節仲買株。揚酒屋株。酒造株。質屋株。材木株。仲使株。吳服株。瀨戶物株。生魚糶賣問屋株。搾油株。持下り問屋株。唐物店株。藥種株。日限り船株。の此十五種株とす。

一商業者の仲間或は組合には、營業規則ありしや。其規則には如何なることを定めありしや。

答　問屋同業中には取締、並に口錢定の御達あり。

一仲間或は組合に加入、又は退去するときは、如何なる方法を用ひしや。

答　商業中株札あるものは各制限ありて、之を增減する能はざるを以て、其業を營まんとするものは、廢業者の株札を讓り受け、問屋業の如きは、双方よ

り其掛役に申出で、名前を訂正するのみ。

一各商業其同業者間には、總代の如きものありしや、若しありとせば、官より命ぜられしや、將民選なりしや、民選なれば其手續は如何なりしや。

答　商業中株ある者は、株を所持せざれば、業を營むこと能はざるは言を俟たざれども、就中問屋株は其株札に萬問屋と名稱を附記するが如き、範圍の廣きが爲めに、其問屋株を所持せざるもの少なし。　其問屋株の內より各町一名乃至四名宛、口錢銀割方役なるものを公選し、之れを官より命ぜらる。其手續別紙丙印の如し、而して每年十月中旬より口錢銀役所を設け、運上金を賦課徵收し、其徵收を了ると雖も、在役中は商業上郞ち問屋業の仲間に於て、種々の軋轢を生ずるか、或は紛議を生ずる等の節は、口錢銀割方役に申出で、之れが仲裁のみにて、別に總代及組長の設け等なし。

一申合又は規則を犯したる者ありしときは、如何處分せしや。

答　問屋同業中にて、物品を賣買するには、口錢定めの御達ありて、若し定め口錢より多額を貪り、或は口錢を割引する等の處爲あるときは、御達に依り

株札を取上げ、營業を差止められしことあり。

一商業株所持のものは、特に稅金を納めしや、其稅金は如何なる名義を以てせしや、冥加金或は運上或は御用金等の名を付せしや。

㊟　商業株所持のものは、毎株より夫々稅金を納むと雖も、其株中にも問屋株には御運上銀を、毎一箇年三十貫目（現今の四百六拾八圓七拾五錢に當る）外に御運上銀高二割增運上として六貫目を併て取立て、其株所持のものより上納す。其株は四百枚の定めあつて、假令口錢銀割方役と雖も、此株數を增減するの權なし。尤も徵收の方法は口錢銀割方役集會協議の上、各自の賣買の高に應じ、分擔の割合を定むるものとす。

一商業者に於て其店を賣却せしときは、暖簾も共に附隨するものなりしや、又は其暖簾には別に價を有せしや、若し其價を有せしとせば、其價額は商賣高等の凡そ幾許位なりしや。

㊟　商業者に於て其店を賣却せしときは、暖簾も共に附隨し、其店の價を何程、其暖簾の價何程と區分して賣却する等は當地に例なきを以て揭載せず。

乍併萬問屋業にして其店を他人に賣却し、自分は他所に轉ずる等の節は、商品を渡せば其代價、家屋土地を渡せば其代價を受取のみに止まり、他には決して授受せず。尤も其店を他人に預ける等の節は、五年或は十年の年限を定め、物品賣買の純益の幾分を受け預くることもあるべし。

一商家々號を分つには、其家の親族に限りたるや、又は手代の如き雇人にも之を分ちしや。

答　商家々號を分つには、一定ならざれども、其家は親族は勿論手代と雖も、方正にして數年苦を積み勞を重ね、勉強するものには、出店を與へ、或は家號を分與する等、其家々の見込に任す。

一雇人にも之を分つとせば、其者幾年の勤續に由て分けしや、其定めありしや。

答　雇人に之を分つ時は、其者の何れも十箇年以上の勤續に由り分つと雖も、其家の主人見込によりては、十箇年に滿たざると雖も分つこともあるべし。

一家號を分與したるものゝ資本は、本家に於て此れを與へしや、又は其者の資

本を以て成立ち、本家は唯其家號を分つに止まりしや。

㊟　家號を分與したるときは、資本のみを本家より與へ、或は資本及家財等も與ふることもあり、又家號のみを分つこともあり、一定ならず、尤も分家したる者は本家並に主家と同業を營まざるを例とす。

一雇人の中丁稚又小僧と稱するものは、凡そ何歳よりして雇入、何年間の定めなりしや、又其雇中は給金を與へしや、又は單に衣食に止まりしや。

㊟　雇人の中丁稚又は小僧と稱するものは、凡そ十二三歳より雇入るゝを常とすれども、雇入年限の定めなし。又其雇入は仕着せのみに止まるあり、或は給金を與ふるもあり、其給金は先づ最初は一箇年に八貫文位を支給す。其より年々勤勞によりて幾分か増給す。而して稍五六年も勤續し、始めて手代の名を揚げられたる年は、先づ年給十六貫文より二十貫文位を支給す。而して稍十年の勤續に對し、番頭に昇りたれば、給金先づ二十兩より三十兩迄を支給す。

一維新前に現今ある所の商會樣の組織ありしや、ありしならば其組織方法又

之れありしや、例するに當時ありし所の三井、又は鴻池等の如き家法は如何なる方法なりしや。

答　維新前には現今ある所の商會様の組織なし、又當地に於ては記載す可き家法の著しきものなきを以て玆に掲げず。

問屋業に係る件　問屋の條を見よ

運輸業に係る件

一他地方より荷着の節は、海品問屋へ直に屆くべし、而して其問屋より船主に對し、荷物取扱の方法如何。

答　他地方より荷着の通知を受けたるとき、其問屋は荷主の指圖によりて藏入し、或は當地に於て賣捌きをなすものとす。

一運送の船舶又は駄車等は、産地荷主の所持に係はるもの多きや、又は運送業を營む者の所有船舶又は駄車を以てするもの多きや。

答　産地より運搬の荷物は駄車を用ひず、總て船舶を用ひ、該船舶は概ね荷主の所持に係るもの多し。當地は海運便利の地にして、例令ば當市街中に

て商品を運搬するは勿論、他に輸出するも都て海運に依り船舶を用ひ、其船舶は概ね運送業を營む者の所持とす。

一荷造方法は各種とも、現今の有樣なりしや、時勢に依り變更したる品物の重立たるものは何々なるや。

㊀　荷造方法は舊來絞り粕類は荒目莚横繩一箇所結びて入船し來り、當所に於て口繕ひ運送せしが、現今に至りて多少改良を加へ、入船するに至りしも、之れを當所にて賣買し、他に輸送するときは、横繩三箇所結び縱繩掛けに改造す。　魚油類は舊來樽詰めのみなりしも、現今は石油入同一の鑵詰にて運送し、又肥後、天草地方より運送せし黑砂糖類は舊來樽詰め、或は莚包の上を莚包にし、又箱入等にて區々なりしも、現今は總て樽詰にて運送せり。　又米穀は舊來各地方御藏仕立或は仕立米(農家の加調米を云ふ)等にて精粗混合運送せし處、現今は一般の改良にて俵製も概ね完全せり。　然るに當港に於て汽船積の分は、莚にて上包をなし縱横繩掛にて運搬せり。　又四十物(あひもの)の內舊來鯖、鰤、鰆の類は荷造をなさず、直に船舶に積込運送せしも、現今に至て

は鯛、鰆、鰮、海老の類は、長箱或は籠詰造にて運送せり。

一荷物を運送し來りたる船舶、駄車等は、凡何日間其地に滯在するものを長しとし、又短しとするや。

答　荷物を運送し來りたる船舶と雖も、運賃積の船舶は滯在短きもの三日とし、長きもの五日とす。且又荷主自分の船舶に積込運送し、當地に於て賣買を爲したるときは、其荷積船の滯在短きを三日、長きを五六日間とす。尤もこれ等は大中船(二百石以上)の部にして、運賃小船(二百石以下)は二日又は三日間、荷主の船舶は二日或は四日間位は碇泊す。就中根生姜、七島表積込の船舶は倉船の體にして、船主始め船中に宿泊し、北國廻りの船を待て販賣をなさんが爲め、一箇月餘碇泊することあり。

一其船舶、駄車は荷主の上乘し、又は附添來るもの多きや、又は船主或は駄子に委任し、書狀を附して送り來るもの多きや。

答　其船舶(駄子なし)は荷主より送り狀を付して、問屋に向け運送するもの多しとす。　荷主の上乘又は附添人來るものは稀なり。

一船舶の人員或は駄子、牛馬は、滯在中何れに宿泊せしや、問屋に其設けありて、茲に宿泊せしや、又は他に宿泊せしや。

答　船舶の人員(駄子、牛馬なし)は滯在中、何れも其船舶に宿泊すと雖も、船頭或は附添人は問屋に宿泊するものあるも、他に宿泊所の設けなし。

一船舶或は駄子、牛馬等は、歸途必ず物品を買入れて運送し去りしや、而して其買入方は其問屋に依賴せしや、又は自己之を買入しや。

答　遠國の船舶(駄子なし)歸途の節は總て多少物品を買入るゝも、近國船舶の物品を購入するは十の七八なり。併し商品を買入るゝ場合に於ては、必ず相當の口錢を出し、定め附けの問屋に依賴するを例とす。

一船主或は駄子等歸途買入るゝ物品の金錢拂渡方法は、手形或は正金何れを用ひしや、又其買入物ある時は前に輸入したる荷物のある問屋の名義を用ひ、問屋は其買込みたる品物の受取を以て其物に渡し、直に之を輸出して金錢授受を見ざりしや、將如何の手順を以て買入物をなし之を輸出せしや。

答　船主歸途の節買入れ物品の代價等は、輸入したる物品の代價に仕切目

錄を添へ、正金を以て差引勘定をなすものとす。

一荷物は産地を出す前、荷爲替を付することありしや、其荷爲替金を貸すものは、問屋中又は両替商も之を貸附けしや、而して其金額は種類に由り凡そ何割位なりしや。

答　荷物産地を出す前、荷爲替を付することも間々ありしが、此爲替金を貸すときは、現金とは大に異なり。必ず荷物を預りたる船主より、其積込荷主に對して、相當の爲替金を貸與するものとす。此場合に於ては其種類によ り差異ありと雖も、専ら相互の信用上より成立つものにして、其物品代價の半額或は全額を貸與することもあり、其歩合一定ならず。尤も海上に於て非常の災害に罹り、積荷を失ひたるときは、荷物は荷主の損失にして、爲替金は貸與者の損失とす。

附言

或る荷主當地より大阪へ荷物を運輸するに、資金入用の爲日限り船の船主に荷爲替を依頼し、船主之を諾する時は、豫て荷物輸送地に取引ある商

家に就き、爲替を依賴すれば、金主は荷主の誰なるを問はず、船主を信ずるより之を承諾し、左に記載の證文を船主より受取り、二步の利子（之れを上り步と唱へ即ち百兩に付二兩の割合なり）を付し、現金を交附し、尙ほ別に爲替金員並に仕拂人の姓名を記載したる、先方爲替請取人へ宛たる書狀を渡し置くものにて、之を船爲替と云ふ。而して船主は別に利子を要せず。荷主に貸與すれば、荷主は之れに酬ひん爲め、幾分か運賃を增加し、先方到着の上船主は荷物賣捌の金員を以て、金主より請取りたる書狀を添へ、返濟するを通例とす。尤も左の證文を金主に宛てずして、爲替請取人に宛たるものを金主に出し置くは、今日よりして之を考ふれば、其證文記載の體を失するの觀ありと雖も、大阪の如きは天領なるに依り、同地の商家と當地の商家とは、威權大に懸隔あるを以て、萬一爲替金を仕拂はざるときは、先方より爲替請人を呼上せ、嚴重の督促をなす便あればなり。

請取申金員之事

一金何百何兩也

右者度大阪何屋某殿御持登之金員何屋金主某殿より慥に請取候處實正也然る上は大阪着次第早速御屆可申候爲後日手形一札如件

年號月日　何屋某㊞（船主郎ち爲替金仕拂人なり）

大阪立賣堀

何屋某殿（爲替金請取人）

手形爲替及預り金

手形爲替及預り金に係る件

一各商業者間決算の時は、正金を以て授受せしや、又は手形を用ひ來りしや。

答　商業者決算の時は、正金を以て授受せしは通例なりと雖も、取引頻繁なる商業者間に於ては、相互の信用より決算の際、當地に於て間々使用せしものは、第二項甲印書式を用ひ、又他國の取引先と精算するときは、乙印書式を用ひて金融をなすことあり。　假令ば大阪の甲家當地の乙家に仕拂金ありて、乙家は又大阪の丙家に仕拂べき金員あり、此場合に於て乙は甲より受取るべき金額を記載したる證文を丙に廻送すれば、丙は甲を信用するに依り之を領收し、而して甲より金員の請取をなすものとす。

一手形發行商には何兩以下何錢以上の定めありしや、又其手形の形容及文言は如何なりしや。

圏　手形發行はなしと雖も、左記の證文を用ひ、相互の信用より精算せしことあり。

甲印

覺

一金何兩

右之通り慥に預り置申候處實正也然る上は御入用之節は何時にても相渡可申候依而如件

年月日　　　　何　某　印

名　　宛

乙印

覺

一金何兩

右何金に當る何両此度丙某へ渡金有之候間丙某より受取に參り候節は御渡可被成候以上

月　日　　乙　某　印

甲　某様

一手形の支拂期限は何箇月を以て長きものとし、何日を以て短きものとせしや。

答　前證文仕拂は多くは期限なしと雖も、請取人の望に依り期限を定むるも、二箇月より長からず。

一手形發行の後は之を轉々賣買したることありしや、其轉々賣買の手順如何。

答　前證文は全く信用上より成立つものにして、他に轉賣せしことなし。

一手形には取引の際割引法ありしや、其割引は當時の金利に照し、凡そ何割位を引きしや、又手形金高の多少に依り、其割引額に差異ありしや。

答　割引等をなせしことなし。

一手形に不當のものありしとせば、如何なる手順を以て之を處分せしや。

答　前證文に付不正のものありしを聞かず。

一手形を發行したるに、商家事故ありて閉店又は身代限をなしたるときは、其者財産の處分、預け金の拂戻處分及其手形金高拂出等の處分は如何、各項に付其處分の方法二三の例を要す。

答　前證文を出したる商家閉店したることなきを以て、財産處分等の例を掲ぐるに由なし。

一手形を振出したるものゝ業體は、多くは如何なる種類のものなりしや。

答　前證文を出したる商家の業體は萬問屋（當時當地の豪商は概ね萬問屋を營業す）を多しとす。

一豫め契約して手形振出人より、其兩替店或は支拂人に廻金せざるも、支拂人は之を支拂たることありしや。

答　前乙印を出すは商業上相互の間に於て、遠隔の地と正金授受の勞を省かん爲に用ひしものにして、支拂の際不都合を生じたることなし。

一手形には幾種の印を押捺せしや、若し其中一個を落印するときは、其手形は不合格のものとして支拂ざりしか、其處分如何。

答　前證文には本人商業上使用する印を、三個或は五個押捺するを通例となすと雖も、萬一三個の內一個落印するも、敢て其證文の効用を失することなし。

一不當の手段を發行したる商會等の手形は、其後流通を禁制する等の處分法ありしや。

答　手形發行なきに付、禁制等の事を知るに由なし。

一商賈物品買出し等の爲め旅行する時は、正金を携帶せず、爲替劵を以てし、其指定の地に到り正金を受取るに止まりしか、又はいろはに等の各地に到りて、通用なさしめたる便法ありしか。

答　商賈物品買取の爲め、他に旅行する節は、多く正金を携帶せしが、其地方に取引先ありて、受取るべき金員あるときは、之を信用するは勿論なり。

一爲替取組先は三都(江戶、大阪、京都)は勿論、他の各藩所領の市街にも行れしや。

答　證文を用ひて商品を取引せしは、京都、大阪及北國地方とす。

一爲替手數料は其金高或は期日又は其地方に依て差等ありや。

答　證文は相互の信用よりし商業上便利の爲め用ひたるものにして、利子を附せざるもの多しとすと雖も、利子を附する場合に於ては、金百兩に付凡金壹兩の割合なり。

一財產家と聞へある商家へは、他人より預け金をなせしことありしや、又其預金は兩替店の名あるものに限りたることなるや。

答　當地は普通兩替店と稱するものなしと雖も、財產家を信用し、預け金を爲すことは間々ありしなり。

一預金には日限又は年限ありしや、其長短に依り利子の高下ありしや、其利子割合如何。

答　預り金期限は六箇月以上三箇年以下とす。其長短により利子の高下なし、通常利子は月六朱位に止まる。

一預金を返辨するとき、手形を用ひしことありしや、又は正金のみに限りしや。

答　預金を返辨するときは、手形を用ひず、正金のみに限る。

一正金は封印の儘之を授受せしや、又は預け主預り主に於て、逐一之を查閱し

て授受せしや。

答　預け金を依賴するときは、預り主に於て逐一之を查閱し請取をなすも、預け主之を取戻の際には、元より預り主を信用するを以て、多くは封印の儘授受をなせり。

一手形に直拂手形（卽ち一覽拂）又は期日拂手形（卽定期拂）等の別ありしや。

答　證文には請取人の都合に依り、仕拂をなすもの多くして、直拂定期拂等區別判然せず。

一貸金は無抵當を以て貸與し、又は有抵當を以て貸與するときは、其利子に如何なる差異ありしや、其割合及其抵當物の種類大略如何。

答　貸金は抵當の有無に係はらず、一分の利子にして差異なし、其抵當物の種類は、商業上の貸借は米穀、肥料類、普通の貸借は土地、家屋、家財とす。

預り金不拂、荷物破損、盜難の場合

預り金不拂及荷物の破損並に盜難に係る件

一預り主より其預りたる金額を返濟せざるときは、何處に出訴せしや。

答　預り主其預りたる金額を返濟せざるときは、其町內の町年寄に告げ、多

くは其仲裁に服するも、萬一協議調はざるときは、大年寄に申出其說諭を乞ひ、之れに服せざるときは、大年寄は關在番へ出し、其處分を受けしむるものとす。

一出訴するには費用を要せしや、又其費用は何々に當てたるや。

答 出訴するには聊か費用を要す。其費用は出訴者の負擔にし、其費金は筆墨料に充つ。

一駄荷物運送の際、途中に於て盜難に係りたる時、出訴の手續は如何なりしや。

答 駄荷物は從來取扱はざるを以て、其手續陳述し難し。

一其損失は荷主の損失と定めありしや、又は駄子の負擔に屬するとありしや。

答 同上。

一船舶難破に依り物品破損せし時、其全物品の處分は如何なりしや。

答 船舶難破に依り物品破損せし時は、船主の積荷なれば、自己の損失となるは勿論なれども、若し他人の荷物なるときは、船主は遭難地の浦役人に訴へ、浦證文を受け、之を持歸る時は荷主の損失とす。乍併浦役人難破に至る

の證跡に付、疑義を抱き浦證文を與へざるときは、無論船主より償はしむるを例とす。

一右等の場合に於ては、其物品の荷爲替ある物は、其貸附者の損失となりしや。

答　右の場合に於て、其物品の荷爲替あつて浦證文を持歸る時は、貸附者の損失なり。　浦證文を持歸らざるときは、船主之れを償ふものとす。　尤も後の場合と雖も、荷主直接に爲替主と契約し、爲替金を請取りたるものは、船主に更に關係なきものとす。

一爲替なき荷物は荷主の損失に歸し、船主には係らざりしや、將之れが爲め出訴することあらば、其手續は如何なりしや。

答　爲替なき物品損失したるとき船主は、本條中第五項の手續により、其證據物を持歸る時は、荷主の損失にして、船主には係らざるなり。　若し之れが爲めに出訴することあるときは、第一項の手續と同じ。

一以上五項裁判を受くる事件あらば、二三其例を聞くことを要す。

答　以上五項中嘗て裁判を受けし事件なきを以て、例を擧ぐるに由なし。

### 商品

（赤間關商工會）

【藏敷仲使賃定書】安永八年亥正月

鐵釻銑　晒蠟、生蠟　糠　繰綿　半切紙　たばこ　木綿　古手　爐　扱苧

黑、白砂糖　塩　昆布　蔺楮　茶　油粕　鯡　數子　七島　干鰯　焚炭　酒

鯨油、鮪油　鯨樽物　塩鮪　地米、豐前米、出雲米、津輕米　淸末米、中國米、因幡米、越後米、米澤米　加賀米、庄內米、長岡米、明里米　越後米不殘、野邊地大豆、津輕大豆、地大豆　柴田米　大山五步一米　秋田能代米、龜田米、本穀米、矢島米、平澤米、本庄米、大新庄米、小新庄米、最上米　筑前米、肥前米、肥後米、同雜穀類　肥後種子、胡麻　かき鰯　煎粕　生鮪、塩鮪　赤身　尾羽毛樽入　納屋物、尾羽毛類　越後干鰯、能代干鰯、加賀庄內　因幡干鰯　九州干鰯　長割　昆布　しかね昆布　かり安　材木

### 質屋

【桐山氏手控】當家典舖の創業主は桐山源兵衛と云へり。享保元年丙申正月元日の開店なり。開業當時の利息は月別二步、期限は十箇月にて無稅なり。

質屋より始めて御運上を成すの願書。

御　願

私共多年來質屋營業仕居候處是れまで無運上にて甚だ恐多奉存候に付御國恩御冥加之爲め此已後年々銀一枚宛御運上銀御上納仕度奉存候間此段宜敷被仰下度奉願上候以上

文化十一年戌十一月十八日

阿彌陀寺町　魚屋源次郎　外濱町　紙屋佐助
赤間町　米屋半次郎　西端町　福江屋與左衛門
町名不明　鶴屋十藏　西南部町　長木屋美藏
東細江町　野上屋權左衛門　同町　佐野屋喜右衛門
西細江町　讃岐屋德兵衛　同町　伊豫久太郎

溝國屋喜左衛門様
廣江吉郎様
三宅九藏様
内田傳左衛門様

伊藤次右衛門様
永野泰藏様
朝森吉左衛門様
茶屋右兵衛様
御手洗屋武右衛門様

右御聞屆相成、當年より年番二人宛交代にて盆、節季兩度に銀二十一匁五分宛繫ぎ立て、一同取揃赤間關御在番の手を經ず、長府御用所御收納方へ直接に納め居たり。

安政四年丁己正月二十一日、左の規定をなす。

一襟物流日期限　七箇月限之事
但此利息月別二步五朱定之事
一蚊帳、蒲團、帶、反物類、ぱつち、腹掛は五箇月、器具、金物は三箇月限之事
但此利息月別三步定之事
一夜中色違、火事、鼠切は不致

一紛失物は元戻之事

一夜中出し質は廢す（桐山秀四郎）

【赤間關三軒 長府一軒 藥店書付控】明和三年戌十月藥種商賣之由緒手數唐物買入之趣、御內に御尋に付、演說書を以申出候。赤間關三軒、長府一軒合四通之控、此時赤間關御在番松名一市左衛門樣、御町方一柳平左衛門樣、羽仁次郎左衛門樣御在勤之節。

一私儀藥種商賣仕候始より、年數又は藥種商賣始候由緒、御尋被仰付奉畏候。藥種商賣仕候由緒聢與承傳不申候。年數は慶長年中に藥種商賣相始申、只今迄凡百五六十年程相成申候。

一藥種物買込之儀、何方に而買得仕候趣、御尋被仰付奉畏候。大阪道修町藥種座株百三十五軒御座候右之內より一切唐物買得仕度、當地唐物問屋に而茂、唐物參候節は間に買得仕申候。尤大阪藥種座株に而唐物買得仕候儀は、先年御上使渡邊外記樣御下向被遊候節、私共商賣一筋御尋被成、向後一に大阪道修町座株之者より唐物買得候樣に被仰付、則御差圖之通諸狀仕差上申候。

此段親共より申殘仕承置候。依之右道修町座株之外に而は藥種買得仕不申候。

右之通御尋被仰付候に付、趣申上候。

戌十月　　　　　龜屋喜三郎

## 第十二節　米商會所

第一編概說第三章經濟の變遷四一―四二頁參照

沿革―規定

【赤間關米商會所沿革】抑我赤間關港に於ける米穀相場糶賣の商業たる、舊記の存するものなきを以て、遠く幾百年の古昔に創まりしや、未其起原の詳細を知るに由なしと雖も、今古老の言に據れば、文政年中當市神宮司町に米會所なる者を設立し、四月に於て十一月限を立會し、舊宗藩城下萩に於て日々立會する御切手（舊士族の知行米を切手を以て下渡さるゝもの）の賣買相場、其十一月下旬幾日數の平均値段を以て、該賣買取組米を決算し來りたると雖も、彼の御切手賣買に於ける買占め賣押へ等の弊害あるを以て、之を標準となすは頗る危險にして、不慮の損害あ

るに依り、更に舊藩四藏(廣島、長州、筑前、肥後)の大阪にて新穀入札拂米、則ち堂島建米相場十一月下旬十日間の平均値段を標準と爲すことに改正し、四月よりの取組米を其平均値段を以て決算し、又春越米と唱へ翌年四月限を十二月より始むと雖も、其春越米の賣買は通常極めて少石數なりとす、而して此賣買法の通稱を帳合相場と云ふ。其間時勢の變遷に從ひ、以て興廢ありと雖も、相襲ひ相續て以て遂に文久元年の久しきに至れり。

此時に方り帳合相場の實際に適當ならざるを悟り、之を廢して正米及諸物品の定期賣買に改め、更に毎年一月、三月、五月、七月、九月、十一月の限月受渡となし、專ら當港輻輳の商船、及び其當業者の稗益を計り、大に前法の弊習を打破するを得たり。之れ卽ち舊藩主の有に係るものにして、其產物會所の名を以て西南部町に創設せしは、實に文久元年六月なりき。是に於て乎其規模結構の如き、能く此土に適し、一般の便利尠からざるを以て、漸次旺盛に赴くと雖も、其然るものは獨り米穀の賣買のみにして、他諸物品に至りては、唯見本の陳列に止り、曾て賣買の取組ありしことなしと云ふ。

文久三年十一月產物會所を廢し、東南部町(卽ち今の米商會所地)に改設し、之を諸荷物會所と稱す。其方法の如き大同小異、而して其業の盛なる前日に倍せり。慶應三年三月繰綿會所と稱し別に田中町に設立し、晝は東南部町にある諸荷物會所に於て賣買の立會をなし、夜は繰綿會所に於て之を爲す。共に之れ舊藩主の有なるを以て、其業の相異なることなきのみならず、經濟上に於ても兩會所相連絡せり。而して明治二年に至り諸荷物會所、繰綿會所を共に正米會所と改稱せり。

文久三年始て正米受引の制を設けたる以來、其名稱或は物產會所と云ひ、又は諸荷物會所、繰綿會所等皆其營業上の性質と名實相異なるものは、蓋し其當時米穀相場會所を設立するの舊幕府に對し、憚る所あるを以ての故ならん。然るに此時維新に際するを以て更に正米會所と改稱せしは其實を表せし所以なり。

定期賣買及正米受渡の方法に於ける年月の經過に從ひ、漸次之が改良を施し、此時に至りて稍其適應なることを得たるを以て、米商亦最も盛也と云ふ。是

に於て乎兩正米會所のみならず、新地町（當市内にて舊宗藩の領地）竹崎町（舊清末藩領地）等に同様の業を設くると雖も、或は一箇年又は半箇年間に止り永續せしものなく、爲めに詳に之が名稱其他を了知せず。

當時我正米會所の定期賣買正米受渡の方法、能く時勢に適し、其宜しきを得たるが爲め、大阪堂島より其諸規則方法等の送致方を依賴し來りたるを以て、之を送附したり。聞く該所に於ても爾後正米受渡法に改正せりと、是に由て之を觀れば、定期賣買正米受渡の法を設けたるは、我赤間關を以て嚆矢と爲す（下略）。（米穀取引所）

【取引所投機取引論】赤間關に於ける米商内亦舊記の據るべきなく、其起原を知るに由なしと雖も、元と同地は北國、九州及び瀬戸内地方の咽喉をなすを以て、古より北國及び九州よりの廻米（北國の諸侯中大阪に藏屋敷を有せしは唯加州侯のみ自餘は其領米を馬關に賣るを利とせり蓋し瀬戸内海の航漕多く日子を要せしを以てなり）及び南海、西海の諸産物の集散盛なりしは疑を容れざる所にして、萬問屋總計四百軒あり、就中北米問屋は其第一流にして（北米問屋の鼻祖は茶屋六左衛門、内海七郎右衛門、河崎屋孫右衛門等にして茶屋六左衛門は今を距る二百餘年前歿せしこと墓碑に據りて明かなれば北米問屋の起りは頗る古きものなり）

其數維新前十六軒を算し、專ら正米及び鰹節、疊表、綿、塩等の受託賣買に從事したり。然れど米會所の問屋仲買とは全く別物にして、北米問屋と米會所とは、殆んど沒交涉なりしものゝ如し（長府德永安兵衞翁直話）。

同地に於ける米の延賣買は頗る早き時代より行はれしものゝ如くなるも、口碑傳ふる所に據れば、米會所の嚆矢として見るべきは近く文政年中、同地神宮司町に設立せられしものなりと云ふ。而して其賣買の方法は當時大阪に行はれし帳合米に則り、主として每年四月より十一月限を立會ひ（此外春越米と稱し極月より翌年四月限を立會ふものもありしが其取組極めて少額なりしものゝ如し）其決算は宗藩萩城下に於て日々賣買せられし藩士の切米切手の相場を基とし、其十一月下旬に於ける數日間の平均値段を以て解合ひ、値合金を受拂したりしが、元來切手賣買には買占賣押などの弊害あり。其値段を標準と爲すは危險多かりしかば、後大阪に於ける四藏入札値段、十一月下旬十日間の平均値段を標準となすことに改めたりと云ふ。然れど赤間關に於ては右改正以後に於ても、依然帳合相場なる語を襲用し、大阪に於けるが如く、石建米など云ふ名義を用ゐざりき。然るに文久元年六月

長府藩新に產物會所なるものを赤間關西南部町に特許し、主として米の延賣買を爲さしめしが、當時會所の大年寄の一人にして、會所の副頭取を勤めし西鄉幸右衛門(通稱網屋喜兵衛)と云ふ者あり。從來行はれたる大阪四藏入札米平均値段を標準とせる、帳合相場の市場の實際に適せざるを看取し、新に六期商内正米受引の仕法と云ふを案出して之を實施し、爾來赤間關に於ける米の延賣買は、皆此仕法を以て行はれたり。 正米受引の仕法と云ふは、帳合米の如く期日に至り値合解合をなすを原則とするものにあらずして、買埋め賣埋めの殘玉は、必ず正米を以て受渡を實行するものにして、一月限、三月限、五月限、七月限、九月限、十一月限の六期を以て立會ひ、建米は當初特に定めざりしも、實際に於て長門米を用ゐ(明治の初頭には地藏米を建米とせしこと當時の格付表に明示せり)受渡には格付により、他米を代用することを得せしめたるものなり。

文久三年十一月長侯產物會所の特許を取消し、自ら諸荷物會所なるものを東南部町(現今の下關米取引所の在る所)に設立し、町奉行をして之を支配せしめしが、又專ら米の賣買を行ひ、其取引方法は產物會所の正米受引の仕法を襲用せり。 已にし

て諸荷物會所の業務旺盛を極めしかば、郡代豐永某大に之を美み、慶應三年三月別に繰綿會所なるものを田中町に設立し、等しく正米受引の方法により米の賣買を行へり。是に於て赤間關は同時に二個の米會所を有することゝなり、米商等は晝間は長府直轄の諸荷物會所にて立會ひ、夕景繰綿會所に赴き取引をなせりと云ふ。

赤間關に於ける會所の名稱は、右の如く産物會所、諸荷物會所、繰綿會所などゝあれども、其實は皆純然たる米會所にして、專ら米の延商內を營みしものなり。是れ文化十年江戶に起れる靈岸島油會所と一般なり（南撰要類集）。蓋し其名稱をして實際を示さゞらしめしは、長府藩が幕府を憚り故らに爲したる所ならん歟（以上赤間關米穀取引所沿革及び長府德永安兵衛翁の直話に據る）。

長府藩と諸會所との關係は、之を詳知すること能はず。唯御益銀と唱へ賣買高百石に付何程と云ふものを、會所より藩に納しことを知るのみ。又會所に於て取引を爲せる問屋仲買等は、北米問屋とは全く別物にして、北米問屋は一切會所に手を出さゞりし事は明なるも、會所の組織及問屋仲買等の事に關し

ては、記錄の徵すべきものなく、其如何なるものなりしやを知に由なし。（佐野善作）

【關港繁榮錄】前賣買定法

入門者從掟入商者當從法令

右堅可相守者也

文久二戌正月

定

値段百五十目已上

一米百石に付

入銀金貳拾兩

値段百五十目以下

入銀金拾六兩

但し賣米買米共切手値段より三匁高下之節追入銀差入可申候萬一御定法之追入銀差入不申は切米申付候切米切手何國に所持致候共可爲反故候事

一繰綿十本に付

入銀金五兩

一生蠟十目に付　　入銀金五両
　其外諸荷物取組入銀右に準
一金相場壹両に付正銀六拾四匁定
一歩銀百目に付一日銀壹厘貳毛定
一御益銀百石に付銀四匁定
　但日仕舞に相成候分御益歩銀半減之事
一問屋口錢現荷物御定之通
一問屋株不致所持候ものは賣買不相成候事
一此度諸荷物會所相立候之儀は問屋仲買中寄り場として相立候條朝迫りいたし候節集會いたし萬事正直に賣買勝手次第可仕候勿論懸りもの等一切差免候事
一右寄り場之儀は日々諸相場正確に申談し致賣買入船之客又は陸客等日々相庭高下之模樣を考へ無懸念賣買可致候諸問屋之内中には口錢等相足し賣買いたし候ものも有之由相聞へ候右樣之儀は元來値段時之相場に相違

は無之哉と客方之懸念より相發り可申と被存候間其節之模様により會所又は諸問屋自宅にても客方氣請宜敷方に而現荷賣買勝手次第いたし候ひし客方と念懸無之萬事可爲辨利候に付不直之儀無之様肝要之事に候勿論不正確ヶ間敷き商内いたし候ては當湊之風儀にも相拘り候條兼て御定之口銭客方より申請正直に商内可致候此段問屋中仲買中能々相心得方大切に取扱ひ當湊繁昌仕候様心懸け可申事

一諸荷物會所諸品切手賣買之儀は是迄買持之米穀其外諸荷物値段高値に相見へ賣放し申度節も其場を取失ひ候事も有之哉自然利德有之候荷物損失に押移り候事茂可有之哉斯様之時節有之候之時は會所へ持出し商内取組可仕る現荷物積入候ても風順あしく途中湊へ相滯り候儀も有之商内仕度節も現荷物これなく商内之時節を取失ひ候事茂有之斯様之節荷廻り方遲速を考へ限月請引之致商内又は客方より賣買注文申參り候節現物無之相調ひ兼候事茂有之斯様之節は會所へ罷出凡客方積入之時節を考へ限月相定賣付買付出來候得ば客方駈引辨利能く且は双方問屋口銭にも相成萬事

融通一統繁昌之基と相成候事
一問屋之外御領私領とも客方へ直應對取引不候事
一諸荷物會所相立商內致取組諸荷物嚴重に限月請引可致候に付而は賣備買備荷物他所客方よりも當湊へ運送多く相成銀主藏方茂諸荷物出入多く其外諸問屋仲買は不及申小商人に至迄商賣繁昌之基辨利融通米穀其外買持之諸荷物値段高下之節時之相庭を以て賣付買付等駈引自由諸商內家業專一可致出精諸相場正直に申合賣買無油斷心懸可申候事
一何國何米にても限月現米相渡し可申候尤米品位に應じ値段開き之儀は問屋中申談之上兼而値段相定置候通に而無故障請取渡し可致候事一限月中途中にて一己之損德に拘り時之人氣を外れ不相當に値段買取又は値段賣崩し等いたし候もの有之候節は取調子之上卽刻現米請取渡可申付候事
一米其外荷物請取渡之儀に付萬一不法之儀申者有之候はゞ取調子之上問屋株取揚げ諸商內差留過料申付候事
一賣買切手値段高下模樣に寄り賣放し買調候節は相渡置候切手新切手仕調

ひ同番に引合書替相渡可申候事
一米穀諸荷物限月に至り現品請取渡し之儀は勿論之事に候事一問屋中之内買備へ相成兼候分は時之出來商内相庭を以問屋中申談し故障無之樣取引可致候事
右之條々問屋仲買中は勿論兼而客方ゟ申聞せ賣買可爲致候若心得違之ものの有之候はゞ承明糺之上急度可申付候事
酉六月
定
一入銀之儀は場所仕廻次第差入可申筈之處捨置致他行候者茂有之候間御場所立會妨に相成候條場所に而切米申付已來問屋差留可申付候條心得違無之樣相心得入銀朝五ッ時刻限無遲滯差入立會可申候事
一於當會所に商内も不致場所之妨をいたし候者も有之由相聞へ已來右樣之もの見聞之上急度可申付候條心得違無之樣出精可致候事
一米請渡之議に付藏方銀主先へ相賴之藏出入妨致候もの有之以後右樣之者

於有之は取調子之上急度可申付候事

一前廉定法にも有之大高下及大石に受渡之差支にも可相成節は限月中途にて米請渡之定法廉に可申付候事

一賣買共限月末方迄持越し米之分は正米請引勿論之事に候條爲締之二十七日場所引方相濟次第高下に不拘増入金として百石に付金拾両宛双方より差入可申候兼而御定法之通二十九日より歩境ひ二日限正米請渡可致候事

一五日を過候而も不法之儀申もの有之候節は御定法之通申付候事

一限月十五日限之儀は十八日限り正米請渡可致より專一二十二日を過候而不法之儀申者有之之節は御定法之通申付候事

但し増入金之儀は十一日引方相濟次第金拾両宛差入可申候事

一限月引方相濟次第賣方は何國何藏米相渡し候段賣付米高之内夫々書付を以可申出候買方は代銀之手當を以卽刻より相互に實意を不失請引可致候事

一正米請渡之儀に付双方問屋立會定通に而無故障請取渡可致候事

一市中濱之外他所濱に而請引不相成候事入船物相渡候節は受方より申出候濱へ水揚可致候事

一米請渡之節西國諸所御藏米値段開き之儀は定法通りにて双方問屋無故障請取渡し可致候物限之節申出候米より相違之節は臨時に定法より過料として銀壹匁下げに而受渡可申付候事

一北國藏米値段開之儀は双方問屋定法之通相心得速に請渡可仕候事

一請渡之儀に付無法之儀申立及延引候節は規定通急度申付候條其段相心得速に請取渡可致候事

一庭米之儀は可相成丈一廻し五拾石已上豊前米之儀は位付之外請引なし之事

一現米請取渡之儀は限月已前迫米有之候分は爲辨利二十七日增入金相濟候上双方問屋申合請引可申出候大石取組之節は自己之延引は不相成候得ども月限中受引皆濟難相成節は双方問屋より申伺ひ出役見聞之上時に應じ日延可申付候事

一差引なし輕臺敷又は濡等の儀は双方應對を以て受引之事

一諸藏米位付之儀は市中問屋仲買中相揃年々諸國豐凶之位を以て値段申定候張出法をもつて請引申付候條夫々値段開きも有之儀に付手違亂俵又は目に立候惡米は格別自己之得手勝手を以て刎米いたし候儀不相成候事

一舛之儀は京盤を以て計渡之事

一莚拂之儀は濱法之通

一請方之節迫し相濟次第買方は卽刻代銀會所へ差出し候上船積又は藏入等可致候事

但見改として中便差出し候事

中便賃双俵並不限大小に米壹俵に付賃錢壹文宛之定

問屋中淸書印形之部

一當湊會所において商內之儀は空米と違ひ限月に至り正米請取渡し之儀に付立騷ぎ無作法之商內不仕候樣問屋中より客方へ申聞候樣急度申付候條其段相心得嚴重に可致賣買候事

一當御會所商內之儀は賣買共限月に至り候而現荷物現米受取渡之儀に付双方問屋中共に其手當無之商內仕間敷候其段客方へも申聞け賣買之注文商內可仕候左候へばいか程大石に相成候事も時之相場高下限月之見込を以て正米請渡仕候儀に付手當有之候へば賣〆買〆抔と申事有之間敷候聊にても不分明之儀申出間敷候双方篤と考合いたし市中問屋繁昌仕候樣萬事心掛可申候事

一限月に至り諸品現荷物は勿論別而正米請渡之儀は賣方よりは現米運送之手當も有之買方は受取之手當も有之候條大石商內仕候ものは前後を考へ賣買可致候高下商內之儀に付入銀敷銀十分手當出來之上双方問屋中立會無故障嚴重に賣買いたし旅客大切に相心得不正確之儀無之樣問屋中急ぎ入商ひ出精可致候事

一當御會所において諸品現荷物賣買之儀に付集會之節行規能商內仕候はゞ故障ヶ間敷儀は在之間敷候條以來問屋は勿論旅客たりとも口論ヶ間敷茂出來候而は諸國へ相聞へ候而當地商內之風儀にも相拘り候條正實之商內

取組御會所繁昌仕候樣一統問屋中申談旅客大切に相心得賣買可致候若心得違之者有之口論ヶ間敷商內仕候者は客方に不拘双方問屋入銀敷銀被召上其上急度可申付候事

一規定御張出之趣問屋中は勿論旅客へも申達し承知之上諸品現荷物賣買可致候事

右の條々御申渡し之趣逐一承知仕候萬一聊にても相背候儀御座候はゞ入銀敷銀被召上如何躰に被仰付候共一言申上樣無御座候尙又いか樣之儀出來候ても旅客の儀は問屋へ引受御會所へ少し茂御厄害申出間敷候依之爲後證問屋中連印請書差上げ置申候已上

酉十月　　問屋中

名前　連印

一賣買問屋中へは前々より申渡候趣も有之猶爲念請書致印形候趣意聊も相背申間敷候事は勿論之義に候へども旅客大切に相心得故障之筋無之樣篤と申聞せ多米取組米之儀に付而は萬々一運送之差支も出來候而は双方及

迷惑に候儀も難計前斷之通申付候條心得違無之樣速に請取渡可致候取組米者濟相成候迄此儀に付旅客賣買共問屋へ引請候而商內向之外御會所へ差出申間敷候若旅客御會所へ罷出彼是申候節は其者問屋請書之趣を以て急度可申付候事

一當度已來より順氣宜敷追々米穀諸品及下落候に付而は入銀之儀も問屋中より百石に付金拾六両宛に被仰付候樣願出其段申伺之上願之通に申付候條其段相心得賣買出精商內可仕候

一前日引方より五匁高下之餘大高下仕候共有米問屋中にて申合せ引受取捌可仕候御會所へ少しも御迷惑之筋申出間敷候尤前斷引方より五匁高下之節に至り入銀出來兼候問屋有之候共外問屋中申合せ御會所御迷惑に不相成樣私共取捌切米可仕候

右之通問屋中一統承知仕候間後日違變之儀爲無之證書印形仕候而奉差上候處仍而如件

文久元酉八月

問屋中

名前　連印

一諸方客方より米穀諸荷物賣買注文書狀を以て申參候節御會所を相掠目商内之模樣を考へ不正確之相庭を以て旅客注文賣買自宅より調遣し候問屋も有之由甚以不實意之事に候諸國へ相聞へ米商内相違之値段有之候ては當地商内之風儀にも相拘り候條已來問屋中之內右樣之取計致者有之候節は見聞之上可申出候左候得ば內實承糺置去酉十月請書之趣を以て急度可申付候條其節に至り後悔不致樣前以て心得違有之間敷事

一兼而問屋中より差上申候請書之趣も有之以來大切之御國柄客筋之注文有之之定法を相背御會所直に罷出彼是我意申立候旅客又た爲申立候問屋も有之之由相聞へ甚以不謂事に候已來右等之御客筋之注文米諸荷物引受商內仕間敷候事

一問屋中之內自分商內致置候而其末他領他所之名目抔を爲申立候問屋も有之之心得違之事に候已來定法相背故障申立候問屋は卽刻取調子之上座銀有銀被召上問屋株取上げ諸商內差留急度可申付候事

右之趣意心得違之儀無之樣旅客へも具に申達萬事手堅相守商內出精可仕候事

文久二戌正月　（西隅愚人）

## 第十三節　問屋

第一篇概說第三節經濟の變遷四三—四四頁參照
問屋業に關する慣例—口錢銀割方役—問屋株札寫—問屋心得書—北國問屋—口錢定

【赤間關商業慣例取調書】

一荷物着荷の上は其荷物は、問屋の倉庫に藏入せしや、又直に販賣せしや。

答　荷物着荷の上は其引受の問屋に於て見本を出し、直に販賣するは通例なりと雖も、價格時價に合はざるとき、荷主は其儘繫船し、上方筋の時價を問合するも、當時通信の不便なるを以て、凡そ十日前の價格にあらざれば、之を知るに由なきに付、此相場と上方筋より下るの船舶あれば、此者等により同地の模樣を問合せ、荷主の望に應じ、販賣するも、又藏入するもありて一定な

らずと雖も、七島表、白砂糖、根生姜、葉煙草、鯨皮物等の如きは賣買の約調はざる間は藏入せざるを通例とす。尤も荷主の都合にて、後荷物の運漕を急ぐ爲め、一時藏入するは此限にあらず。

一若し藏入する時は、其荷物に付貸金をなせしや、又其貸金を爲すときは、種類に依り幾許の割合を貸與せしや。

㊀ 物品を藏入して貸金を爲すと爲さゞるとは、荷主の望みに應ずと雖も、若し貸與するときは、穀物、肥料、綿、生蠟の類は賣買人多くして、物品捌方宜しきもの、時價の八掛とす。其他の物品にては、六掛より七掛位とす。尤も麥、小豆の如きは入梅を越ゆれば虫入の憂ひあつて、自然停滯の懸念不少。尙又藍玉、鐵、鋼銑の類は、精品と否との見分け方に困難するの趣あり。殊に是等の品物は賣買人僅少にして、隨て捌方不宜、又油類は手廣く賣買なすと雖も、他の物品と混交する能はざるの困難あり。爲めに貸金を好まざると雖も、荷主と金主との間における信用に於ては、凡そ時價の五六掛位を貸與することあるべし。

一藏敷は一日又は一箇月の定めを以て徵收せしや、各種荷物に付其割合幾許なりしや、將從來の取引先に依り、之を徵せざりしことありしや。

答　藏敷は一箇月の定めを以て、徵收するものと雖も、假へば本月下旬に藏入したる物品に對しても、其月の全額藏敷料を、別紙甲印の割合を以て徵收するを例とす。尤も本月に藏入したる物品を、翌月の三日迄は藏出の猶豫を與へ、前月分の藏敷のみに止まり、翌月の分は徵せざるものと定めあり。然れども此期限經過するときは、又其月の全額を徵するを例とす。

但如何なる取引先にても、徵せざることなしと雖も、翌月五日まで猶豫の家あり。

(附言第一)甲家(回漕店)乙家(藏持主兼金主)に至り商品を抵當として、金錢借受の約束調ふたる時は、甲家の仲使乙家の藏迄其物品を運搬するときは、乙家藏附仲使棧を付くる(乙家藏附仲使の運送し來りたる品物を受取り十俵或は二十俵宛を別々に積立て即ち其山數を見て容易に其總數を知るの便に供す之を棧を附くると云)これ往古より現今に至る迄の通例なり。故に其藏入仲使賃を計算するには、甲家仲使の人員に一人を加へ(仲使五人にて運びたるときは

は一人を加へて六人となり八人にて運びたるときは一人を加へて九人となるが如し）其數を以て仲使賃總額を除し、其一人分を乙家藏附仲使の棧附賃とす。追々現今に至ては乙家の藏附仲使は、更に寸分の勞をも取らずして、總仲使賃の二割を藏附賃として、受取るの例となれり。

(附言第二)凡そ藏入をなすには、其物品の幾掛を算し、金錢を貸し與ふるの例なるに、往々藏入物品の燒失に依り、紛議を醸すこと少からず。其一例を擧ぐれば、今を去る凡そ二十八年年前回漕營業岬之町永田屋嘉助なる者、同町長府屋仁右衛門方と約を結び、肥料を藏入して其七掛に相當する金額を借受けしが、其後同町出火に際し、其肥料を入れ置きたる藏を失ひたるも、元來肥料の如きは、悉く燒失するものに非ざるが故に、長府屋に於ては其餘燼を專取せん爲め、此物品は金錢を貸與したる抵當なれば、無論我所有なりと主唱し、永田屋に於ては向に此物品の七掛に相當する金額を借受けたるものなれば、此餘燼の三掛卽十分の三丈は、我所有なりと主唱し、互に論じ合ひたる末、同業者某の仲裁に依り、其物品賣捌の代金は七

と三との比例を以て之を分配せしことあり。
一從來の取引店と雖も荷主の都合に依り、他に變更することありしや、然るときは如何なる事情よりして、之が原因をなせしや。
答　從來の取引先と雖も、他に變更することもあり。其原因とする事情、逐一申述べ難しと雖も、其事情の大略を述ぶるに、來客の賣買數多なるものは、同業者の希望するは人情の常にして、或は船中の誰れ彼れを問はず懇親を需め、我商業の盛大を謀らんとするも、御達に依り從來仕來りの客をして、容易に引入るゝが如きに至らざりしなり。然るを强て變更なさしめんとし、引受問屋の不働を唱へ、無故の申立をなすに、來客も亦同意を表し、變更せんとするときは、甲の問屋は口錢銀割方役へ申立て、其取捌を受け、之に肯んせざるの場合は、大年寄に申出、尙之に承服せざるときは、大年寄は關在番へ訴へ處置を求め、甲者正當なれば無論甲者の取引となすことゝし、之に反して乙者及び來客の申立正當なりとするときは、終に變更なさしむることもあり。又は來客に對し、問屋の怠慢より非常の損耗を掛け信用を失する等の

場合は、無論變更するも甲者の異論なきものなり。此場合に於ては甲者の負擔せし口錢上納銀の幾分を、乙者の引受問屋に附讓りするの例あり。其一班を擧ぐれば、別紙乙印の如し。

但從來の來客と雖も、新規增船するときは、其客の適宜を以て、他の問屋へ變更することもあるべし。

一荷主と問屋との勘定は、其荷物賣買限り勘定せしや、又は月々或は半季或は年末の決算なりしや。

答 荷主と問屋との勘定は、其荷物賣買限り決算すと雖も、物品の種類によりては、一二箇月延期勘定をなすことあり。然れども此等の如きは少數にして、例を揚ぐるに足らず。尤も半年或は一年等の決算は嘗て爲さゞる也。

一決算するときは、單に勘定を報告するのみにして、正金の授受はなかりしや、將ありしや。

答 決算の場合に於ては、仕切り書に依り、勘定報告は素より、總て正金取引とす。

一正金授受の節は爲替を以て荷主に與へたるや、又は正金を以て荷主持歸りたること多きや。

答　金員授受の節は正金を以て受渡を爲し、荷主は之を持歸ること多しと雖も、上方筋の如き當地と取引上頻繁なる地に於ては、双方の便利を與へ、證文を以て振替金を爲すことあり。

一問屋口錢は其種類に付、幾許の割合なりしや。

答　問屋口錢は商家に係る件中、第二項に於て審なれば、茲に掲載せず(商家に係る件は商業の部に載す)。

一問屋より商人に賣却したる物品、又は他より問屋に委託したる物品中、混交物又は斤切れ又は懸目減等ありし節は如何處分なせしや。

答　問屋より商人に賣却したる物品、又は他より問屋に委托したる物品の中に、若し混交物のありしときは、其仕出先に返送するを例とすと雖も、物品により其混交物を去り得らるべきものは、仕出元の荷主に掛合、其時價の幾分を減じ購入し又他へ轉賣することあり。　又斤切れ懸目減等は、總て荷主

の損失とす。

口錢銀割方役なるものは、今を距る凡そ百三十年前、寶曆年間に始めしものなりと古老の口碑に存するも、其順序並に事跡を徵するの書類なきを以て審ならずと雖も、東阿彌陀寺町より西細江町迄九箇町內の問屋同業中に於て、一箇町(町內同業者人員の多少により增減あり)より一名乃至四名宛を公選し、大年寄に申告すれば、大年寄は之を關在番に申告し、在番別に意見なき場合に於ては、月番大年寄より命せらるゝものにして、其手續は維新前變更なく、大年寄之を命ずるときは、大年寄、小年寄及在番手附列席の上之を口達す。而して大年寄筆者左之誓詞文を朗讀し、然る後口錢銀割方役(都て無給とす)は之に血判し、初めて小年寄の格に入るものとす。一體口錢銀割方役は中世少しく變更あるも、人員凡そ二十餘名、其職務は專ら同業中運上金の割賦額を定め、及び運上金を取纏め上納す。又株札名前替並に新舊交換の事を擔當し、其他同業中商業上の差縺れを仲裁し、都て港に關する諸般の事に參與するものとす。尤も年々半數宛交迭をなすも、新に命せらるゝものは、都て前條の順序に依るものとす。

今年茂又御究被
仰付誓詞血判を以申上候間聊相違無御座若僞於申上者
梵天帝釋四大天王總而日本國中六十餘州大小之神祇殊伊豆箱根兩所權現
三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神別而於當國一二兩社氏神明部類眷
屬神罰冥罰可蒙各罷者也依て起請文如件

慶應二年

市中口錢銀
割方役
連名血判
（赤間關商工會）



【問屋株札寫】表（竪六寸横四寸八分）

四百枚之内

油屋
清右衛門

萬問屋株札

辰

上野勘右衛門印

十二月改

入江和作印

内田孫四郎印

裏

赤間關

役所㊞



【問屋心得書】御改被仰付候問屋心得書

覺

一此度御改被仰付候問屋株札一竈に付一枚宛の外渡方不被仰付候事

一問屋札年々御渡方被仰付候後問屋相止候株買受新規問屋致度存候もの有之候はゞ右之段小年寄元へ屆出名前之所張紙割印等申請候事左候得者翌二月名前書替被仰付候事

一口錢銀三十五貫二百三匁二分上納前の所近年高之内三匁二分不足に相成候に付當年より三匁二分割増可仕候事

一客方より色々之儀申立問屋替致度段申候節は相斷引受仕間敷候尤是非問

屋替致度由申候は其近邊問屋共罷出取扱可仕候其上に而無據趣有之問屋替仕候節は割方役より差圖次第之事尤割方役不直之儀有之候は居町年寄より趣可申出候事

一年々十月中に割方請帳切符等出來候樣可致候事

一口錢銀割方役例年之通無相違出勤可仕候左候而割方等閑之樣猶口論ケ間敷儀致間敷候假令病氣たりとも少々之儀は押して出勤可致候事

一年々十一月中旬口錢銀皆上納仕候事

一口錢銀上納之節取立の儀度々及沙汰に候得共近年難澁申立上納延引相成甚恐入候儀に有之候左候節割方役罷出取捌致し早々皆上納仕候樣此段兼而相心得割方仕候事

一問屋株札三百六十二枚人別一枚札御渡方被仰付候樣去巳十二月御書出を以被仰出候故右札高に而差問相成候段御嘆申上候處此度四百枚の高に被仰付候此之後四百枚之餘札願出候共不相成候事

寛政十年午二月

御書出之寫

赤間關問屋中

右は此度改問屋株札新札に引替被仰付候付舊冬被仰出候御書出之通廉々堅相守り可申候事

一商賣替致し候問屋株札入用無之者其町々年寄元へ差出し可申候尤商賣替致候共右札所持仕度存候はゞ年々一枚に付銀一匁五分宛札銀として差出可申候事

但右株銀として差出候一匁五分は口錢銀之內に割込候事

一古札所持無之者は此度改新札に被仰付候に付銀一枚差出し候はゞ問屋株札可遣之候

但右銀一枚之儀は商賣替致候古札差出候者へ可遣之候事

一問屋是迄猥りに相成脇方之客横取に致候者も有之由相聞へ此度改被仰付候に付已來右體之儀有之候はゞ已前之問屋より趣可申出候事

但右之趣申出候はゞ理非相糺候上問屋株札取上被仰付候若已前之問屋

先方に對し難申出心得隱置脇筋より於相知候者是又株札取上可被仰付候事

一問屋株札所持不仕者問屋仲買に拘り取扱いたし候者於有之者右荷物取上候事

但右體之者有之候はゞ早速可申出候事

一問屋客船荷物之內小問屋より餘分之品我儘賣買致候而本問屋及迷惑候段相聞候假令分荷たりとも已來之儀は本問屋へ相談之上差圖を請け相應に商賣可致候事

一問屋中受狀之儀三箇年限仕替申付候事

一兼而御定之通直賣直買之儀は決て不相成候事

右之廉々堅可相守候若相背者於有之者急度申付株札取上可被仰付候條此段手堅可有沙汰候以上

午四月三日　萩野十郎左衛門

佐甲東助殿

伊藤幸之進殿
中野善左衛門殿
天保十年御觸出寫

一赤間關問屋仲買其外共定法之儀近年猥に相成候趣相聞候付此度改而右之通申付候事

一入津之船々へ他領より附船ヽ號問屋中より直入等不致內勝手に荷物致商賣候趣相聞候間以來他領よりの附船へ客方荷物致商賣候儀差留候之條此段は問屋中より追々入津之船々船頭へ申聞可置候此後他領よりの附船へ內々に而茂客方荷物商賣致候においては見當次第荷物問屋中江取揚候事

一當所より茂他領より附船江準し橧船に而罷越商賣致候趣相聞問屋仲商賣之妨に相成候儀付已來急度差留候事

一問屋仲買近年猥に相成脇方客船横取致候者有之哉に相聞心得違之事に候已來右體之儀有之候者以前之問屋より趣可申出候理非相糺候上問屋株取上可申付候若先方に對し難申出隱置脇方より於相知候は是また株取上可

申付候事

一問屋株札所持不仕候者問屋仲買に拘り取扱致候者於有之而は右荷物取上可申付候間右體之者有之候者早速可申出候事

一大問屋客船荷物之內小宿より餘分之品我儘に商賣致候者大問屋及迷惑候由相聞已來は大問屋江相談之上差圖を受候而商賣可致候事

一先年より口錢相定之商賣致候儀は堅く差留置候處大問屋之荷物小宿に而口錢相足之商賣致候者間々有之哉に相聞候若右樣心得違之者有之においては急度可申付候事

一兼而定法之通船手江直商賣之儀は不相成候處大問屋之內捌方不宜者茂有之哉に相聞左候得ば自然と客方江直商賣致候樣に成行候付客方迷惑之筋無之樣取引可仕候事

一北國問屋江陸揚荷物客方送荷之分蠟紙之類客方より賣買之儀賴來り候共勝手に引受申間敷候事

一入船荷物大問屋江商內不致內小宿より水揚致候而直組差障に相成候儀間

々有之哉に相聞候已來便荷たり共商内出來不致内は小宿江水揚致候儀堅差留候事

一小宿江贈荷物と唱餘分賣買致候儀間々有之哉に相聞候已來不分明之儀有之筋は右口錢其問屋より小年寄許江爲差出追而可及吟味に候事

一仲買致候者問屋中商買之差障不相成樣賣買可致候事

一大問屋は勿論小宿等に至迄賣買代銀取引速に可致候賣買多少に付小宿之相論候共大問屋之内不取引致居候而難澁ヶ間敷成儀申出候事決而不相成候兼一統挑方之儀手堅可相心得候事

一小宿仕來候者共先年及沙汰候通心得違無之樣諸事大問屋之差障不相成差圖を受賣買可致候事

一客船入津之節大問屋より先達而小宿より漕船に而差出商内取組候而は大問屋之妨相成儀間々有之哉に相聞候付入船之節大問屋之外漕船差出候儀差留候事

一上り荷物下り荷物と茂小宿は一割宛賣買兼而行形之通可相心得候事

一是迄大問屋小宿取交商賣仕來候者は行形之通可致候事
一小宿之儀は大問屋並に商內不相成事候若本船引受不申候而は難相成次第も有之候節は問屋年番元へ申出取訊ね之上双方一和仕候は本船引受可申候自儘心得を以勝手引請賣買致儀は差留候事
一濱女上陸致候儀は兼而御法度之處小宿之內濱女引入候物茂有之哉に相聞心得違之事に候已來堅差留候事
一問屋江召仕候下人趣有之暇遣候節外問屋江參り已前奉公致候內之客を引付候者も有之猶亦自宅相構馴染之客を引込渡世仕候者茂間々有之哉に相聞心得違之事候已來右樣之儀堅差留候事
一客方より送り荷物と唱仲買其外脇問屋より直賣買仕候者江は已來御定法之口錢爲差出候事
一北國船其外共上下之節水先之者他領より相雇候儀差留候間此段船々船頭江問屋々々より申聞當所水先之者之外已來相雇申させ間敷候事
一口錢銀

上納取立之儀是迄度々及沙汰候得共近年難澁申立
上納延引相成一統心得違之事に候御定法之通年々十月中旬口錢銀皆濟
上納可仕候兼而割方役之者と茂申合御定之通
上納延引不相成候樣精々吟味可仕候事
一北國問屋之內年々三人宛問屋締方として年番申付候事
一大年寄之內年々一人宛右締方として掛り申付候事
右は問屋中其外と茂先年より度々定法之儀及沙汰候處近年來猥に相成候趣
相聞候付此度改而前斷之通申付候條廉々皆可相守候若相背候者於有之は取
訊ね之上株札取揚咎可申付候條此段問屋々々手堅可有沙汰候事
亥正月　　　　　　　　　　　　　粟屋源右衛門
伊藤杢之允殿
佐甲甚右衛門殿
伊藤助九郎殿
【問屋一件御觸出寫】正月二十三日御觸出し

一豐後御領分七島藺生蓆問屋右別扱弖問屋兼而紙屋儀兵衛へ申付置候處近年猥に相成心得違之者も有之樣相聞候右儀兵衛方引請之儀に候得ば右之外一切不相成候間心得違無之樣猶亦市中へ沙汰可有之候以上

正月二十三日　萩野十郎右衛門

三年　寄江

御觸出し之寫

一此度伊崎、竹崎兩浦において新規に問屋組立之趣粗風說有之千一右樣之儀成行候而は市中一統難澁に村彌彼浦問屋組立相成候時は右兩浦之者江問屋中には勿論市中共に少したりとも賣買仕間敷旨堅評決致し候之間爲心得順達致候以上

市中に儀定口錢銀割方役より

樽代肴代〆包

一婚禮　二百文より百文迄

一端午、ひな　百六拾文より八十文迄

一上参り見舞　　　　百六十文より八十文迄
一手まり、半弓、紐落し　　　　百文内外
一法事線香、香典、ひしもちちまき、取遣なし
二季贈答なし
其外臨時見舞前に應じ
　卯霜月　　　　　　口錢銀割方役より
　　　　　　　　　町　　内　　中

　去文政九年戌大村様燒物一件

大村様御領燒物其外御産物問屋私一手に引受候様別紙之通被仰付候間當市中において茂右之段宜敷御吟味被仰付被下候ば難有仕合に可奉存候此段乍憚宜様被仰上可被下候以上
　巳十二日　　　　　　原　屋　清　右　衛　門
　　土　井　茂　三　郎　様

一越後屋藤太郎方問屋株趣有之亥年より十箇年被取上親類へ御預け被仰付

候處近來客船散々相成脇問屋へ引入候趣相聞兼而御法茂有之候儀閑等心得不屆之事に候引入候者は早々客差返し可申候以來問屋定法之廉に相背候者有之おいては取調ね之上問屋株取上咎め可申付候條此段問屋中へ不洩樣手堅沙汰之事

別紙之通御達有之候條不洩樣手堅可被及沙汰候以上

亥六月十七日　佐甲甚右衛門

前書之通御達有之候條各可被得其意候以上

同　藤井庄藏

御城米船宿御觸出し寫

此度吟味を以御城米船通船之節定問屋野上屋彥右衛門へ申付候尤村野屋德右衛門方へ參り來候船之儀は是迄之通候條其餘市中問屋之內へ參來候御城米船許引受申付候間此段市中問屋中へ不洩樣沙汰之事

天保十亥八月八日　佐甲甚右衛門

別紙之通御達に付各被其意不洩樣可被及沙汰候以上

御在番樣粟屋源右衛門樣

藤井庄藏

天保十亥九月七日御觸出し寫

大年寄

市中問屋中定法之儀近年猥に相成候に付先達而問屋年番等相極め外問屋之客船引入不申樣廉々及沙汰候處心得違之者有之客方任申分に宿替衙荷物等引入候趣相聞不屆之事候取調ね之上差違而及沙汰置候通問屋株取上咎可申候處先此度之儀は格別之宥免を以差免候此後從來之問屋差置荷主より之送り狀等持參致外問屋へ被越候客有之候者年番中申合當所問屋定法之廉々申聞以前之問屋へ差送り可申候自前承引不致候節は立會之上好之問屋へ差送り荷物商內致候處毎口錢之內七歩元問屋に差送り殘る三歩之處引請候問屋へ遣可申候陸荷之儀も是又送り方右に準候分は同樣取計可申候尤前々より之客脇問屋へ參り居元問屋へ歸候分は勝手次第年番中乞合取計可申事

一諸國廻船之客暫く當所へ不參之船々十箇年之內入津致候節は以前之問屋

へ引請可申候十箇年迄入津致外問屋參度段相歎候分は勝手次第尤定法之
送り銀之儀は申付可遣候事
一客船荷物當所に而商內致度由申候品間々有之候處時に寄不向之品は引請
不申客方難澁之趣相聞候付已來右樣之品は本問屋相問屋又は小宿等立會
之上見計を以相捌き可申候尤口錢之儀は本問屋へ半分相渡賣捌候問屋へ
殘る半方之分遣し可申候事
一前斷之廉々問屋中へ手堅可有沙汰候此已後沙汰筋等閑に相心得候者於有
之は取調ね之上問屋株取上重咎可申付候條不洩樣被及沙汰年番中へ茂諸
事定法之廉々爲緩無之嚴重に取締致候樣可被申付候事
前例之通御達有之候條問屋中へ不洩樣手堅可被及沙汰候以上
亥八月二十九日 佐甲甚右衛門
前書之通御達有之候條右可被得其意候以上
月日 藤井庄藏
各中

御在番樣粟屋源右衛門樣

近來問屋中問屋仲買之內十五軒申合薩摩、土佐並日向鰹節致〆買同職之者たりとも不致分配若分け遣江は右十五軒申合取引不致抔內々規定相企候哉に相聞候甚以不謂事に候右樣成行候而は自然と座方之樣相成市中一統不融之儀に付糺度差留候此後於不得止事は嚴重之咎可被仰付候條以來心得違無之樣手堅可被及沙汰候以上

丑の五月九日　　伊藤李之亟

前書之通被仰付候條各可被得其意候以上

月日　　藤井庄藏

各中

【北國問屋中願書】文政八乙酉二月

越後屋藤太郎　茶屋六右衛門　河崎屋善七　柳屋久太夫　角屋六兵衛　北國屋與右衛門　和田屋喜兵衛　油屋七兵衛　網屋多兵衛　油屋仁右衛門　菱屋儀八　奈良屋淸吉　平戶屋庄助　新屋金兵衛　大黑屋八右

衛門　奈良屋吉兵衛

【客横取爭訟一件錄】一若州西津古川屋喜太夫船朝日丸豐吉四月十六日七ツ時入船油屋七兵衛方に懸硯帳面箱持揚り船頭豐吉申分には此度津輕米積上り候當所に而商内致度尤片船も跡より上り候間早速取組致出精賣捌呉候様申候に付云々



【問屋口錢定】口錢定

一穀物類一切　一石に付　九分宛

一胡麻種子　銀百目に付　二匁宛

一糠　一石に付　四分五厘宛

一繰綿並實綿　一本に付　二匁宛

一半紙白保　一丸に付　二匁宛

一木綿、古手布、疊縁、眞綿、扱苧、半切紙、尺長、新田たばこ、國分たばこ
銀百目に付　二匁五分宛

一干鰯、塩付あい物類、煎海鼠、藍玉、煎貝、昆布、海草類、茶上中共に蕳楮、蒟蒻玉、椎茸、

茸類、油粕、材木、燒物、蠟燭、綿實、七島疊表　銀百目に付　三匁五分宛

一鐵、釼銑、晒蠟、紅花　銀百目に付　二匁宛

一搗唐物一切、砂糖類、素麪　銀百目に付　三匁宛

一鯨油　一挺に付　一匁五分宛

一醬油　小樽一挺に付　四分五厘宛

一酒　四斗樽一挺に付　一分五厘宛
　　　二斗樽一挺に付　七分五厘宛

一油明樽　一挺に付　二分宛

一莨若　瀬戸丸一丸に付　二分宛
　　　　北國一丸に付　一匁五分宛

一薇繩、檜繩木、五倍子、桃皮、松板、鰹節　銀百目に付　四匁宛

一燒炭、竹薪、串柿、唐芋、刈安生姜、牛蒡、柏木苫、砥石、蓙莚、其外庄魚類、船賣買、但桂桁
　諸道具共に　銀百目に付　五匁宛

一金銀錢両替　金一両に付　一匁宛
　　　　　　　銀錢一貫に付　二匁宛

右之通此度相定候條增減有之間敷候若少にても相違於有之急度及沙汰問屋

商賣差留候事
元文四歲未正月　　御　改　印
口錢定

一穀物類一切　一石に付　九分五厘宛
一胡麻種子、鐵、釼銑、晒蠟、生蠟、紅花　銀百目に付　二匁二分宛
一糠　一石に付　四分五厘宛
一繰綿、實綿　一本に付　二匁宛
一半紙、白保六貫〆入之積瀬戸内たばこ、北國煙草　一丸に付　二匁宛
一木綿、古手布、疊緣、扱苧、眞綿、半切、尺長紙、たばこ國分、甘木、新田之類　銀百目に付　二匁七分宛
一櫨實、素麵、塩、唐物一切、砂糖類　銀百目に付　三匁宛
一煎海鼠、藍玉、煎貝　銀百目に付　三匁宛
一昆布、海草類、市皮、楮、蒟蒻玉、椎茸、茸類、茶上中共、油粕、燒物、蠟燭、鯡、數ノ子、七島、綿

實、疊表　　銀百目に付　三匁八分宛

一干鰯、鮪粕、鰹節、蕨、繩檜繩、五倍子、桃皮、松板、干魚類、塩漬類、蛤もの類　銀十匁に付　四匁五厘宛

一生魚、柏木、串柿、燒炭、竹、薪、唐芋、刈安生姜、牛蒡、苫、砥石、莚、蓙、船賣買並船諸具共に材木、板類、石金類　銀百目に付　五匁宛

一酒 四斗樽　一挺に付　三百文宛
　　二斗樽　同　百五十文宛

一鯨油、鮪油 四斗樽　一挺に付　二百七十文宛
　　　　　　二斗樽　同　百三十五文宛

一酢、醤油　銀百目に付　四匁宛

一金銀兩替　金一兩に付　一分宛
　　　　　　銀一貫匁に付　二匁宛

右之通此度相改候條增減有之間敷候若少に而茂相違於有之急度及沙汰問屋商賣差留候事

安永八年　御　改

口錢定

一穀物一切　一石に付　銀一匁

一繰綿　一本に付　銀二匁五分

一胡麻種子、鐵、銅銑、紅花　〃銀百目に付　二匁二分

一糠　一石に付　銀六分

一種子、荏粕類　銀百目に付　四匁五分

一干烏賊、干鰯、白子〃粕類、鯡身、數子　〃銀百目に付　四匁五分

一紫蕨、氷蒟蒻、筒鯡、昆布類、干鱈、笹目　〃銀百目に付　三匁八分

一壚、鹿皮角、鯨鮪骨類、海草類　〃銀百目に付　五匁

一鯨、鰯、魚油類　大樽一挺に付　銀三匁二分

一瀨戸内北國煙草　一丸に付　銀二匁五分

一白黑砂糖類、葛、素麵、蕨粉　〃銀百目に付　三匁

一木綿、古手布、疊緣、扱苧、眞綿、國分煙草、甘木、新田類　〃銀百目に付　三匁

一晒蠟、生蠟　銀百目に付　二匁五分

一酒　四斗樽一挺に付　二匁五分

一藍玉　　　銀百目に付　三匁五分

一鰹節、五倍子　　　同　四匁五分

一市皮、楮、苧、茶、棕梠皮、椎茸、茸類、蠟燭、櫨實、七島莚、燒物類、綿實
〆銀百目に付　三匁五分

一半紙、白保、半切、其外紙類　　　同　二匁七分

一椎皮、串柿、炭、薪、竹、苫、蒟蒻玉、唐芋、刈安生姜、牛蒡、砥石、蕨、繩、檜繩、桃皮、疊表、蘆、莚、船
賣買並船道具、材木、板類、古かね　〆銀百目に付　五匁

一酢、醬油　　　銀百目に付　四匁

一擣、四十物類、鯨皮物　　　同　五匁

一生魚類、赤身、煎粕　　　同　六匁

一北國下り物　　　同　二匁

一同荒物　　　銀百目に付　五匁

一金錢　　　六十四匁　百六文

右之通此度相改候條以來增減無之樣相心得若聊にても相違於有之者問屋商

賣差止候事

文久二年壬戌二月　　口錢銀割方役

會所　印

## 第十四節　教育

第一編概説第六章學問教育の變遷九一頁參照

【日本教育史資料】

私塾

| 名稱 | 所在地 | 開業 | 廢業 | 教師生徒 | 身分 | 習字師氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 茶山町 | 嘉永二 | 明治元 | | 平民 | 梅岡政藏 |
| | 入江町 | 安政二 | 同 | | 同 | 阪田藤右衛門 |

寺子屋

| 名稱 | 所在地 | 開業 | 廢業 | 教師生徒 | 身分 | 習字師氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 習字 | 仲の町 | 享和六 | 天保三 | | 平民 | 瓜生屋幸八 |
| 同 | 阿彌陀寺町 | 天保十 | 弘化四 | | 士族 | 三宅吉右衛門 |
| 同 | 西南部町 | 弘化元 | 弘化四 | | 同 | 南條藤一郎 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 仲の町 | 天保十 | 文久元 | 平民 | 入江卯兵衛 |
| 同 | 赤間町 | 弘化元 | 文久三 | 同 | 末繁令輔 |
| 同 | 東南部町 | 嘉永五 | 慶應二 | | 山内昌七郎 |
| 同 | 西端町 | 慶應二 | 明治元 | 士族 | 岩瀬角左衛門 |
| 同 | 田中町 | 文久元 | 慶應二 | 平民 | 紙屋傳八 |
| 同 | 同 | 慶應三 | 明治十三 | 士族 | 鵜頭利宜 |
| 同 | 仲の町 | 明治二 | 明治五 | 神官 | 菱形壽雄 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 柴田清臣 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 平民 | 平戸屋久太郎 |
| 同 | 關後地村 | 安政元 | 明治十 | 士族 | 原田愛藏 |
| 同 | 入江町 | 弘化元 | 明治五 | 平民 | 西尾甚左衛門 |
| 同 | 豐前田町 | 明治元 | 明治二 | 士族 | 里見半左衛門 |
| 同 | 伊崎町 | 慶應元 | 明治五 | 僧侶 | 鎮山憲雲 |
| 同 | 新地町 | 安政五 | 明治五 | | 重村與兵衛 |

| 名稱 | 所在地 | 開業 | 廢業 | 教師<br>生徒 | 身分 | 習字師氏名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 習字 | 竹崎町 | 文化九 | 明治四 | 教師男一人<br>生徒男百人 | 士族 | 鶴頭利宜 |

（文部省）

## 第十五節　遊廓

第一編概説第八章風俗の變遷一〇六—一〇八頁參照

遊廓の起原—近世の状況—遊廓に關する文書—總嫁

【赤間宮由緒記】文治元年三月二十四日、平氏壇浦に於て族滅の時に、建禮門院の官女海濱に遺棄せられ、適從する所なく、終に同地に居住せる蘆商（屋號を苫屋と稱せしを稲屋と改むと云ふ之れ後稲荷町妓樓を起せし濫觴の由）の家に寄食す。然るに素より雲上に遊びし人にて、一も野人の業に從事せしむるの途なく、家主之れが所置に苦み、之れに教て最寄の山野に咲ける草木の花を手折て、此港に繋泊せる船舶に鬻て、糊口の資に充しめしを、漸々其舟人に狎れ、終に其節操を破り、陽に賣花を唱へ、陰に舟人に通じ、其惠與の資を得て、活計を立るに至りしも、尚故君に事ふるの敬意を存し、時々御影前（安徳天皇の）に詣で香花を手向しより、其流を汲むもの之に倣ふ。

故に今日に至るも、猶其客より受くる金をば花代と唱へ、身は女郎と呼びて、宮女に擬せりと云ふ。

【近代世事談】或人の云ふ、平家西海にて亡し時、官女宮女おほく、下關、門司、赤間の湊にさまよひ、世わたる業をしらざれば、人の遊びものになりて、遂に遊女となれり。よつて此湊々には今に遊女特に多し。（菊岡沾凉享保十八年）

【新居帖】娼妓襪を穿つを得ざる法也。獨り赤間關は然らず、其客を待つ亦抗禮相下らず、他土の如きに非ずと云ふ。相傳ふ平氏亡後其妃嬪自存するを得ず、倚門賣笑を以て活と爲す、舊態猶存し、衣履故の如く覡櫝郎を下にす、今に至つて其習を變せず、其說此の如し（譯）。（賴山陽）

【洞房語園、嬉遊笑覽、守貞漫稿】

諸國遊女町（官許）

一武陽淺草新吉原　一京都島原　一大阪瓢簞町
一伏見夷町　一同所柳町　一奈良鳴川
一大津馬場町　一駿州府中彌勒町　一越前敦賀六軒町

一越前國三國松下　一同國今庄新町　一泉州堺北高洲町
一同國同所南津守　一攝州兵庫磯の町　一石見溫泉津稻町
一佐渡鮎川山崎町　一播州室小野町　一備後鞆蟻鼠町
一藝州多太海　一同國宮島新町　一長門、下、關、稻、荷、町、
一筑前博多柳町　一肥前長崎丸山町　一薩州港島田町
一同國山鹿野
右都合二十五箇所
【傾城色三味線守貞漫稿】
諸國遊所見立角力並に値段付
東　前頭幕内三番目　下關稻荷町　太夫三十目　天じん二十四匁
西　前頭二段目十二枚目　下關伊崎町　十二匁
【好色一代男】下の關いなり町に行きて眺めやるに、女郎は上方のしなしあうて取亂さず、髪下げながら大方は裲襠ものいふに、少し訛る所なほよし。今の時花物、長崎屋の蜷川、茶屋の越中、たばこ屋の藤様、かしらば此三人太夫の中に

も、外はなくて尋常なり、內證きけば三八と申侍る、揚屋町に行けば、日來の大臣よろしく、捌き置かるゝと見えて、大座敷わたし、亭主內儀が入替り、輕座敷を盡し、上方の御客樣に何をか鄙びたる事をも、咄の種になどゝ申すとや。かくの內に一所におてき御ざつて、銚子も動き出でける。いまだ古風やめず、一度々々におさへて、酒ぶりかたし。膳を据ゆる事たび〳〵にして、やかまし、之を馳走と思へばなり。無理まじりに、歌の三味線の、只やかましくなつて取締なく、自らからした座配闕し(下略)。(井原西鶴)

【日本御脚文集】又當所は繁華ゆへに楓橋夜泊いとおかし。遊女時勢粧の歌舞伎をなす。禪門達に倡はれ、琊屋何がし親仁が二階にて見侍し、此屋には戲女十七袖あり、其名を題して十七句を望む。又かけじに艷記をのぞむ。卽席に放氣し其詞、

遊女行文浮橋元年鶺鴒歲二柱神御詞にあなにへや、交合好まざらぬものは、蒔繪の庫に礫瓦を積るがごとく、いとさう〴〵し。されば陽雲父陰山母自然雨露の積德によりて、萬の雜物を生じたつる道なるべし。かの假の舍の

色風に、契を帆にあげて、白象船にぬれ、三和の音樂をなし、あるは八歳の禿、お龍となんきこへしは、滿干の珠章をほのめかし、うへみぬ鷲山寺の坊さまに思はれ、金泥の戀慕品五貫目に請出され、南方偲鬘殿のお内儀と成したためしあれば、さのみ奪魂鬼といひかたんも、かつは邪正一ふくの吸つけに、風味ある事をしらぬ野放にやあらん。さりとて大波にたやすきやうに思はれんは、みのゝお山の夕時雨背貌かいやなからん。

月や霧のおてきの夕ぐれをみなへし時織女文ひろげ月

師直執筆吉田艶好弟子密風書（大淀三千風 元祿二年）

【長崎行役日記】稻荷町といふ所は娼家あり。其中に歌舞伎する茶屋三軒、銀三百目あたふるものあれば、俄にも舞ふといふその夜幸に大阪屋に興行あり、舞臺は江戸の湯島芝居よりも廣し。裝束はさかひ町にも劣らず、間には錦を着たるもあり、淨るりは義太夫にて、富士見西行なり。惡方あら事、遊俠法師、奴等迄皆女也。しどけなけれども面白し。見物人すべて揚屋の案内にて入る、案内なきものも、推して入らんとする故に、門の狗竇に群集し、押合ひ揉合ひ、喧

噪甚だし。年寄どもは入る事を得ず、棧敷三百人をかぎりとす、橋かゝり中道などありて、菓子賣、番附賣等立めぐり、さながら娼家の內とは思はれず。其次の夜は娛屋にて、物草太郎を舞ふ。舞臺は二階に構へたり。何れも役者は一軒切にて事足り、唯音曲ばかり歷ふといふ。石見屋とやらんには、山庄太夫の戲あり、いづれ優劣なしとぞ、鄭衞の聲女樂のたはむれ記するに足らずといへども、又其土の風俗をみつべき也。

戲賦遊仙窟五首

其一

深入洞門裏。樓臺別有春。世間都不管。應是避秦人。

其二

仙女顏如玉。合歡盃幾傾。可憐琴與瑟。猶有鳳凰聲。

其三

美人長袖動。並立玉欄干。爲舞霓裳曲。忽疑到廣寒。

其四

銀燭瓊筵上。青精與玉漿。樂哉仙窟趣。亦自似劉郎。

其 五

燈背金屏暗。香薫錦褥開。陽臺雲雨夢。忽向枕頭來。（長久保赤水明和四年）

【西遊雜記】稲荷町といへる所、娼家多くして繁昌の遊里也。相つたふ平家の沒落の時に、數多の官女詮する身を遊君となして、世を送りしとの事也とて、今に其遺風此里に殘りて、客をば下座におかしめて、遊女上座に居る、他國になき風俗といふべし。又安德帝の御年忌には、遊君官服を着して、御祭を執り行と云ふ、予此事は詳ならず、古人のいひしなり。又古の官服を寶物として、持傳へし娼家もありと云ふ、未だ詳ならず。客の好みに依て、遊女集りて芝居をして客を慰する事あり。此時にも最負にて、平家の格別あしき文ある芝居はせぬ事とて、古人物語りき、事長ければ其大概を記す也。此外あまた寺院板本にある故に、此紀行にはのせず。（古川長）

【筑紫紀行】稲荷町といふ遊女町ありて、遊女屋三四軒あり。五年ばかり前迄は、裏町といふにも揚屋町のありし由なれど、今は絶て聊かの遊女屋にて遊宴

をすと云ふ。藝妓なども御制禁ありて、あらはには置事をゆるされざれば、稽古屋と稱して眉を落し粗服を着て出來るといふ。先年は儉約して止まりしとぞ。遊女に三等あり、揚代雜用共に十六匁なると十三匁なると四匁なるとなり。藝妓は花雜用共に九匁、町宿に呼ぶ時は金一歩なりとぞ。遊女店附の衣服、絹縮緬の類の上に、襠裲をきるといへり(中略)。町の西の端に竹崎(淸末の領)伊崎(荻の御領)などいふあたりにも、更に遊女町ありて新地と稱す。遊女屋三軒、揚代雜用ともに八百八十文なりとぞ(中略)。また此あたりの遊女(稻荷町をさす)も、元は彼官女達よりおこりし故に、今も女郎とはかゝずして、上﨟衆といふといへり。彼みもすそ川の傳說も、此事によれるかとふと思ひよりぬ。こよひ徒然の餘りに、例の打より酒のみて、藝妓を呼寄、暫くありて入來れり。一人はおさと年四十許なるべし、紬の縞の袷を着黑さやの帶をしたり、笄は象牙簪は似たりと銀と二つ挿たり、銀のふちしたる木櫛をさす、今一人はおきぬ三十歲許にて、黑紬の袷に黑さやの帶をして、似たりの笄銀の簪をさせり、櫛はさゝず、此地は名所なれば、藝妓なども殊に勝れたるべしと、思ひしに相違して、

夫を持ち子を持ちたる古女房の姿も、見苦しかりければ、打見るより淺間しく、興ざめて覺ゆ。晝も聞つる如く、制禁のある忍び事なれば、華やかなるよそほひは得せざるなり。されど元上方より下りたる者のよしなれば、歌三味線は違ふ事もなく、よく彈合せたり。酒の殊に勝れたるを賞して、酣醉するに亭主、又いはゆるおごうさんなども出來て、取はやし勸むれば、座上賑はしく興ありて、酉刻過よりして夜半に至るまで、飮かはしてやみぬ。藝妓の花すべて二歩雜用二十七匁なり。（吉田重房 享和元年）

【諸國遊里好色由來揃】各一所に打のり風にまかせて磯をおさせ行に、水主がこゑして下の關におのぞみはないかといふ。それをこそのねがひなれ、急ぎあれへつけてくれよといふより、はやく漕よせいづれも身ぶりなほして、稻荷町をさはぎゆくに、長崎屋には時ならぬおどりの聲興あり。生野屋が座敷には能ある體にて、鼓、太鼓の音、さのみ下手共ときこえず。所しりがいふをきくに、八千代が楊貴妃の舞は、其儘わたもちの貴妃を見る樣なと申、あはれつてもがなとなげくを、それはやすきのぞみ、今にてもあれ、經目なしに二十八匁出

すれば、一日まはして其上にむり酒のまして、したい事せふと心のまゝじや、おもへばやすき物に出してのないがふしぎの世と、此處にも心をとめず、すぐに舟をとばして、長崎へ夢見るうちに着船うれしく云々。

【西遊記續編】下關、博多などむかしより其名高き遊里にて、日夜糸竹に遊ぶ地なるに、唯其處に至りて目のあたり其聲を聞けば、誠に田舍びて我身の故鄕に遠かりしを感ずる心のみ起れる。（橘南谿 天明三年）

【吉原雜話】延享二年吉原細見萩の上風序

いにしへの奈良の都より、木辻鳴川の流れたへず、今の洛陽には島原といふ遊里ありて、出口の柳は腰のほそみを習ひて、京女郞と世に名高く、夫れより遠つ國々に渡り、長崎に丸山有て、唐人の寐言を聞わけ、長州には上下の關をすへて、往來の浪枕を慰め云々。（作者未詳 天保十一年）

【伊藤氏所藏文書】御請狀之事

一兼々被仰渡候從

御公儀樣御制法之旨堅可奉相守候事

一從先年度々被仰付候御家中御諸士樣方引請傾城買を申間敷候段奉得其旨候事

一御諸士樣方より踊御座被遊候共仕間敷候尤御見物等手引一切仕間敷候事

一市中問屋衆中より旅人誂之踊は格別町向衆中より被相賴候踊は仕間敷候事

一傾城共揚屋之外町向又は濱邊野邊罷成候儀兼而御法度に被仰渡候御免之外向後門外江出し申間敷候段被仰渡奉畏候事

右一ッ書之通被仰渡奉得其旨候前廉度々被仰付候處近年猥に相成候樣に被爲聞召上一廉可被仰付候處に御慈悲を以御赦免被爲仰付難有奉存候然上は向後月並私共寄合友詮議仕御法度之旨可奉相守候萬一相背候者御座候はゞ御仕置に可被仰付候爲後年連判之御請狀差上申處如件

元文五年申九月

稻荷町

生野屋傳吉　宮屋助左衛門　鞆屋七左衛門

大阪屋友十郎　丸屋德右衛門　岩見屋萬次郎
島　屋　後　家　山　口　屋　か　つ　増屋長左衛門

奥小路町

硯屋市九郎　福島屋孫兵衛　池田屋甚左衛門
丸屋貞兵衛　鹿見屋惣左衛門　京屋理右衛門
奈良屋彥兵衛　桔梗屋作左衛門　橘　屋　仁　兵　衛
魚　屋　甚　六

唐津屋安左衛門　殿
尼　崎　屋　安　太　夫　殿

【伊藤氏所藏文書】先格責屋り之儀目代殿より御尋に付而申上候
一お菊と申女筋ヶ濱に而火炙被仰付候時分稻荷町より燒草持參仕私共江相渡申候事
一三十箇年程跡御在番口羽吉兵衛樣御役の時分鍋屋九右衛門、前田屋吉右衛門兩人御責相成候節責やりくるわの者共より差出申候右之やり私共方江

預り申候事
一幡生圓光寺御袋之儀に付長通左次右衛門御責に成候節此責やりは右之やりを以責申候事
一大里屋權吉ばん人之事之節御責に相成候やり右之やり遣申候事
一午之年五月五日安兵衛じがい仕候節引接寺江掘込申迄くるわの者共江番仕せ申候
　但是ばゞはんせかい之節之事
一午之年五月十日より私手下之者共願申付も籠番無御座に付くるわの者共に番申付候處に家業相正申候ても牢番相成不申由申に付其節目代次郎兵衛殿御役之節此度之牢番相勤候而其後くるわの者共自ら罷出候樣に被仰付候付而こまり右之通五月より七月中牢番相勤申候依之其後又々差つかへ御座候時分は罷出牢番相勤可申候通證文仕候事
一御法度者之節のぼり又は立札裏町揚屋之者共書申候事唯今迄其通に御座候事

右之通宜様に被仰上可被遣候以上

酉十一月二十五日　　穢多頭

長之亟　判

御目代

彦之亟殿

【續遠想樓詩】千帆向レ夕落ニ山河一。忽見扁舟載レ妓過。萍絮無レ心隨ニ逝水一。鴛鴦有レ夢寄ニ輕波一。灣々楓荻催レ秋早。處々樓臺占レ月多。想得潯陽江上夜。琵琶恨少ニ美人歌一。（廣瀨淡窓）

【新居帖】晩綰髻鴉便上レ舟。閲過滿港泊船稠。浮花浪蕋無ニ浪主一。知向ニ誰邊一粘不レ流。（賴山陽）

【日本歌謠類聚】下の關節

其一

しあんばしさん〳〵〳〵こんてなおやどにござん〳〵るそこせい〳〵三里隔てゝ波の上色となさけを小舟に乘せてくるは誰故そさま故

其　二

北山ばら〳〵ば時雨ながら笠持てこい降りてきたこそせい〳〵雨は降るともぬるゝともたゞ恐ろしきかざし風とかふいふまに晴れて行く

其　三

淺黄はざつとしたいやよな望がござんす〳〵るそこせい〳〵小雀、山雀、四十雀、唐松、たけのいく千代も戀にうき茶の葉の色に

其　四

一夜はちよつとの間これなびけなあんまり〳〵どうよくなそこせい〳〵さりとはつらき御心物のむくいな物ごとに小野の小町の身は市原のしやれ婆あなめ〳〵と吹く風に熱のさめたる末を見よ

## 第十六節　年中行事　(萩領)

第一編概說第八章風俗の變遷一〇八―一〇九頁參照

【風土注進案】

一市中年中行事

正月元日より凡十五日迄に、舊例之百疋被持(實入二文)上下或者羽織にて御役所を始、地下役野親類其外因みの先々にも年始之祝詞を述、奕立數の子類にて屠蘇酒汲交し、其餘年始之行ひは大方此上同樣御座候。　元日者茶屋女中年禮廻りして、伊崎浦邊まで家每に祝詞を述步行候事、先年より之例に御座候。　尤近年者元日に限り不申、十一日比に步行候事も御座候事。　十三日晝後より十五日朝迄祝木と申候而、七里男の戲候蒿苞に橙を包み、凡十歲位より十九歲、二十歲迄の眉毛のある女の尻を打眉毛を拂ひ候、女者一切構不申候。　女の尻を打候事赤馬關より移り來り候儀に而、古くより仕來候事。

傳曰、此祝木と申物にて女の尻を打候得ば、克き子を持とて、石屋の者申傳候事。　此儀信濃、飛驒、三河邊にも有之候趣にて、元は粥の木より起りたる事にて、此上舟にては□の木を長さ一尺二寸許りに切り、足にて打候由に御座候事。　十五日七厘子家每の注連をはづし、濱邊或は田上に持出し燒之。　此時七厘子等

ドンドヤギッチャウ祝ノカギヤアケサマデアヅキメシヤアスベッタとお

の〳〵大音にて囃し立て申候。

二月初午祭りとて、毎年五軒屋子供藝妓中打寄舞さらへ、或者戯狂ひ抔仕來り候事。八日燒餅を箱に入、天竺の八日市と觸賣出行候。是を家毎に買候而、親類主人は申に不及、師たる人の元に、十或は十五宛遣來候事。

傳に曰、赤馬關外ヶ濱町札之辻に、市戎の神社あり、昔は於此處に市立有之候よし。

天竺の八日市と唱候事、何の事共更に相分り不申、猶又戎神へ燒餅を備候事、おかしき祭りに御座候事。

十五日暮方七厘子等、濱邊に出群集し、長さ六尺許り竹之先に、炭俵又蘆など卷付、是に火を掛け、ヲシヤカノシヤカノブリンボウとおの〳〵大音にて唱へ樂み、劣らじと燒立申候。何共事跡は分り不申候得共、是は釋迦入滅葬火の昔をしたい候事共かと相傳へ申候。

三月三日雛祭り世上同樣に御座候事。朔日より男子有家々は、門と每に赤白之旗を立、三日に至れば相樂に筋ヶ濱に持出し、白は源氏として小筋の山

際に陣を取、赤は平家として大筋山上に陣を取、初めは角力抔取、終には双方押崩れ、一時にドット鯨波を上げ、篠竹或はダンヂクの類を以、打合戰ふ事しばらく止ず。危き時は大人出て是を助け、又勇るも有り。互に押寄馳廻り、負たる方の旗を取り、其日の勝利とす。此事伊崎浦より移り來候古事にて、當所は赤旗の方に續たる地なれば、赤旗を立來候事。傳に曰

伊崎浦は平家の落人住れし處にて、彼の落人たちの過ぎし頃の大亂を思ひ出し、彼方は平家此方は源氏抔と立分れて、今日は漁人も休日なれば、かゝる戯に日を送られし事の有しより傳りたりと申來候事。

五月粽の取遣、世上同樣に御座候事。

六月二十一日夏越秡、氏神嚴島社において今浦、豐前田、當所打寄、神事儀式相調候事。此御秡は世上一統に、二十九日に相極り候事に候共、社人の滕付先年より二十一日に仕來候事

七月七日七夕祭りは、五軒茶屋毎に六日夕より大なる竹を立、五色の紙を以て短冊又は人形燈籠、或は花抔作り屋根へ出し火を燈しなど、夜もすがらの

祭仕來候事。十四日より十六日まで、盆供養の戯として、ニワカ、シャギリ、輪踊など仕來候事。

八月朔日より三日迄、乍恐御武運長久五穀豐饒之爲祈禱、赤馬關より伊崎浦迄に總祭にて、老若男女身分相應に、衣裳或はかづきもの支度し、ニワカなりもの、シャギリに至迄、御代を祝し目出度事の限りを唱へ、思々之賑の晝夜不分、二夜三日之間騷ぎ歩行、關より入來る人達は草臥足を其儘に留るもあり、又歸るも有。誠に古より賑敷事共に相成來候事。

九月十日、十一日、嚴島社本祭りとして、市中御神幸有、尙車踊仕來近町近在より祭客も間々是あり候。尤も當地は諸在と違ひ、家毎に客も無之、夫に馳走事も本膳抔は餘り仕掛不申にして、取肴抔二三重にして村酒酌相祝し申候事。

十月初亥の日、亥の子祭りとて七厘子家毎に五文或は十文宛繫て柚、柿をかざり、石にて餅の形地を作り、足に繩を付け亥の子餅祝んとて、門と毎に行て搗く。又新嫁の家に行ては子を產む事多かれとて、搗事數多し。是全く家

は年に、子を十二產といふ事を起してより、古より亥の子祭りを、右之通に仕來り候由、申傳へ候事。

是を搗かんとする時、七厘子等口を揃へ、コボンニコボンニサイコノボウイロイロベヽキシテセドカラカドカラッヽハッタと大音にて謠出候事。

十月二十五日二番祭りと號し、小祭り有之候共、是は客來其外何事も無之、社務神効有之市中一統家毎に幟、提灯差出し候迄に御座候事。

一元服は地下內に而も、長立候者は元服親より親類因に內相招き、手輕き者にて酒出し、中以下は一向其儀なし、內輪にて相濟み申候事。

一婚禮の儀是以長立候者は相應之式相調候。中以下は直の規式迄、中にも裏かし屋住居の者の內には、われ茶碗にかげ德利禮之式多く御座候。近隣は祝し抔も長立候者ならでは、中以下は更に其儀無之、當日は隣りにも知り不申位、雇人體の取組間々御座候事。

一葬式の儀者親類組相講中相集り、野邊送りの營み仕申候、棺は一統桶にして其上へ細き六角の棺形の物を拵え、色々紙張にて是をすへ、置もの備物迄は

線香の外他なし、仕上法事とて中以下は葬式の當日翌日、長立候者は初七日又は三十五日、四十九日迄の內に、親類、講中、相招き一汁二菜位の齋差出申候事。

一佛事之內年忌法事は旦那寺申受、親類なる由緒之者相招き、輕き齋差出し、無酒にて志相營み候事。小兒之年忌等輕き分は上法事とて、布施齋を旦那寺へ持參り、讀經相賴み候部も御座候事。

且村內過半八九步方も眞宗にて開山忌之取越とて、十月差入より十一月報恩講前迄、家前廻り〳〵て、旦那寺尙因みの僧申請、講中相招き、緣者飯茶抔差出候事。

一眞宗寺には春秋兩度報恩講共に、年中に三度一七箇日之說法有之候由。其外一兩夜宛之法會忌折節御座候事。

一下男女出代りは二月二日、八月二日、年に兩度之入代りにて御座候事。

【骨董集】粥の木、粥杖、祝木、ほいたけ棒正月十五日粥を燒たる木を削りて杖とし、子もたぬ女の後を打ば男子を產といふ、これいと古き俗なり(印杖とは

別也思ひまがふべからず）枕草紙卷一「十五日はもちかゆのせくまいるかゆの木ひきかくして家のごたち女房などのうかゞふを、うたれじとよういして、つねにうしろを心づかひしたるけしきもおかしきに、いかにしてけるにかあらん、うちあてたるはいみ志うけうありとうちわらひたるもいとはゝぐ〵しねたしと思ひたることはり也云々。」

## 第十七節　名物

第一編概說第八章風俗の變遷一一一＝一一三頁參照
赤間硯＝大森氏＝平家蟹＝鰒＝素麵＝汐干飴＝筋濱碁石

【扶桑記勝】赤間關紫硯（貝原篤信）
【和漢三才圖會】硯石紫色赤間關に出づ（譯）。（寺島良安正德二年）
【無盡集】一國之名物御尋之事
此段赤間關之硯、船木之櫛、此二色ならでは名物と申ならはしたるもの無御座候事。
【萬金產業袋】赤間石紫上もの青つぎ也（三宅也來享保十六年）

【北窓瑣談續編】硯材は薩州屋久島石を第一とすべし、石窰にしてしかも墨能あり、又墨澄む事なし、其次は山城の石王寺、若狹の鳳足、甲斐の飴畑、土佐の青石、美作の高田など、硯石の上品なり、赤馬關は上品なれども、堅きに過ぎて墨澄むの難あり。（橘南谿 天明、寛政頃）

【好古小錄】赤間關長門産、又豐前よりも同材出、天下に布て研材中の麁品なり。（藤井貞幹 寛政六年）

【不忍庫】硯石上品、長州赤間淡紫舊坑石研、同青石研盆樣奇品、長門赤間紫石研海天初月樣（屋代弘賢）

【太宰管內志】さて世に名高き赤馬關の硯石と云もの、此田の浦よりも出る事也。長門の地脈こゝに來れるものなるべし。（伊藤常足 明治時代）

【長崎行役日記】町へ出て名物の硯を買ふ、紫石は當地の厚狹村より出づ、青石は豐前國田の浦大積山より出づといふ。（長久保赤水 明和四年）

【西遊雜記】赤間關と稱する硯石は、ことごとく此邊の名産なり。上品の石は厚狹村と云處の山より出るといふ、此處へは予ゆかず。中品の石は大積山と

云より、數多出る事にして、夫を下の關へ渡すを、硯に製して他國へ出す事也。
硯をよみし古歌多し、爰に略しぬ。（古川長）
【筑紫紀行】此地の名産にて、硯石を賣家多し。（吉田重房享和元年）
【西遊記】赤間關の硯石は、世の人皆知れる所なり。（橘南谿）
【大森覺書】（上略）。元和第四年恐天朝後陽成院帝へ龍門の御硯奉献しとき、御かんはなはだ淺からず、予が先祖土佐守研鐫則和漢の名工と、御こと葉を下し給ひ、後は天下一と銘を刻よと、宣を蒙りしよしなり（中略）。
當國長府御上樣御打入の砌、予が大先祖の召抱研工の根本に限る事を、御墨附下しおかれ、祿二十石を頂戴し、居屋舖拜領、尙當國萩御上樣大御先代樣より、御用をも蒙り、御代々勤功をもつくせしと有り、重き御墨附をも頂戴し、御代かはりの砌は、改而今に御目見え被仰付、試に其砌翌日御客屋において、重き御料理頂戴被仰付（下略）。
【大森勤功書覺】私家筋之儀は元祖藤原賴澄赤間關硯工開發候而忝奉蒙　敕許天下一之銘數百年相續仕先祖以來數代引續御用之御硯其外御內献之細

工物等仕調被仰付難有仕合奉存候奉遂其節候事

一往古は豐前國において硯石掘出し御用物等細工仕來之處中古引島より御替地に相成申候以後は豐前より硯石買得仕御用之御硯仕調奉遂其節候處大森土佐と申代に至り豐國硯石掘出右被差留候に付御當國名物之硯石斷絕に及び歎敷奉存候自力を以御國中山野馳廻り讃談仕候處吉田御宰判之內硯石山見當り其後彼所より掘出し今以御用細工物御勤申候右被爲對勤功稻倉村において山一箇所硯石掘出し山として其節之御當職山內縫殿樣、吉田御代官志賀平馬樣、赤間關八幡方河野茂兵衛樣、熊野右仲樣、御役中右土佐ゟ被下置候段寬保元酉八月被仰渡吉田御宰判御代官所より御渡被仰付夫より所持仕來候處其後經年御國中諸山御改被仰付候節右被下置候山被差留尤御改之節御證據物等有之候哉之段御尋有之候趣に候得共御書出樣之品御役坐御根物に相成居申候哉私方火災も有之候儀に付燒失仕候哉相知不申に付御差留に相成候由書傳へ有之承知仕居候只今に而も右之所を所之人大森山と相唱候由に御座候(下略)。

【大森氏所藏文書】

赤間關硯屋中往古より職法有之候處近年猥に相成無筋新株取立商賣仕候段相聞候自今以後御免之株並又弟子又出店急度差留候只今有掛之分たりとも無筋株者改可申候左候而以來硯職願出候者御自分出役座古法之通被相究候上可被申出候大森家筋元祖之儀候條兼而職法不猥樣相心得石見屋中彫子共に至迄諸事古法之通可相守候若於相背可爲曲事候條此段支配中並硯屋中へ手堅可有沙汰候以上

明和九辰年五月二十五日

在江戸

毛　伊織

三四郎右衛門

田　大學

桂　縫殿

正岡小平太殿

大森助左衛門

【下關二千年史】

右赤間關現職根本之家筋に付自今以後硯彫株中より一箇年銀二枚宛禮銀差出候之樣及沙汰候此段可被申渡候以上

巳八月四日

毛　伊　織
三四郎右衛門
田　大　學
桂　縫　殿

井上次郎左衛門殿
紙滿六左衛門殿
高田勘右衛門殿

【大和本草】鬼蟹(外)蟹譜に曰く、背殼鬼狀の若き者、眉目口鼻分布明白にして、常に之に習ふ(漢)。○本邦にも之あり、人の口鼻耳目の形そなはり、異物なり、和俗稱する名、諸州にてかはる。播州にてしまむらがに、又武文がにと云ふ、豐前長門にてきよつねがに、平家がにと云ふ、皆一物なり(下略)。(貝原篤信寶永五年)

【大和本草批正】平家がに、島村がに、大さ一寸許、蟹譜には此文のみありて、鬼蟹

の名はなし。祝允明の野記に、鬼面蟹の名あり、よくあたる也、書には鬼蟹の名あり。(井岡冽)

【兩國本草】鬼蟹、へいけがに、須知云ふ鬼面蟹、又たけぶんがに、しまむらがに。(島田智庵 元文二年)

【諸國里人談】攝津國尼崎兵庫の浦に、蟹の甲怒れる面のごとくにして、甲を着たるありさまなり、是秦武文、松浦五郎がために、海中に入て死す、その靈なりと云り(或は島村蟹と云ふ)。又長門國赤間關の邊に、かくのごとくの蟹あり、これは元暦二年に平家の一門戰ひ負て、多く入水しける其の靈なりと云ふ。よつて此處にては、平家蟹といへり。兩說ともにあやしき說なり。(菊岡沾涼 延享三年)

【技癢錄】長州赤間關出す所の平家蟹は、黶赤狀にして、鬼面醜貌の如し。土人傳へ云ふ、平家軍衆溺死して、憤魂の化する所、故に平家蟹と云ふと。按ずるに此蟹、所在之を生ず。和名志摩假爾、明祝技山野記、之を載せて鬼面蟹と曰ふ(譯)。(南部伯民 享和二年)

【柳葊隨筆】平家蟹、藥名備考、和訓抄、へいけがに、鬼面蟹、野記 後藤黎春隨觀寫眞

鬼蟹、和訓平家蟹、一名長門蟹、一名武文蟹、一名島村蟹、一名長田蟹、一名姥蟹、一名一念蟹。

今按に此蟹長門國門司關の邊にては、平家の軍兵の一念の化せし所と稱して平家蟹と云ふ。また兵庫の近邊にては、秦武文が松浦五郎に主君の御息所を奪はれしを、怒て自殺せし(事は太平記に見ゆ)怨念の化する所と云ふ。又享祿四年六月四日、島村彈正攝州野里川へ飛入り、討死せし一念の化する所と稱して、島村蟹といふといへども、その實は鬼面蟹とて、異國にもあるものなれば、怨念の化せしには非ざるなり。(栗原信充 徳川末世)

【塵塚物語】一とせ西國御下向の折ふし(足利義滿)長門の國にあみだ寺へ參詣あり。其時院主申ていはく、此處に平氏亡卒の靈蟹と化生して、此うみに住候、これ〳〵御上覽に入奉らんとて、かの平家がにを一つ進上しければ、よしみつ公つく〴〵御らんじて、壽永元曆のむかしのあはれ、御心にいたましくおぼして、追悼の御作文をあそばしける折から、やさしき御風情申もおろかなりとぞ。

其御追悼の詞言、

嗚呼悲哉三がい流轉のしゆらの業は、跋堤河のながれにおとされて、苦海のなみにしづみ、かゝる蟹のすがたと化生せしもの歟、可憐々々。すぎし元暦のいにしへをも、今の事よとあやまたれ、もろきなみだ袖にあまる。つらつら人間盛衰をあんずるに、たゞ是かんたん一時のねむりにもたらず、平家わづかに二十四年のおごりも、盛者必衰の夢のうちにきたりて、つひに東夷の武威にくだかれ、壽永の秋の一葉に棹さして、西海の波濤にたゞよひ、浮沈のながれに身をよせしも、いとあはれなりし有様なり。比しも元暦二年の春の半ば、官軍諸所の軍に打まけて、つくしぞさして落塩の、天子をはじめ月卿雲客も、皆一蓬の滴露に涙を比し、帆をひやうはくの浪にまかせて、豐前の國柳がうらに着かせ給て、しばしは君のしんきんを休めたまひしかば、官軍一まづ安堵の思ひをなせり。斯りしところに、三月二十二日とかや、おもはざるに範賴よしつね、兵船數千さうにておしよせ、幟旗を春風にひるがへし、矢をいる事雨のごとし。櫓楫棹歌は天をふるはし、鯢波の數聲海底をとゞろかす。されば兵は兇器、武は逆徳とはいへども、王士に身をよせし武士共、情

なくも先帝の御座船、天子の龍の天纘を憚らず、七重八重に打圍む。官軍今を限と軍すと雖も、天運微にして忽ち女院擒れ給ひしかば、今は是迄也と二位の禪尼進み出で、安德天皇八歲の君を左の脇にいだき奉り、右の手に寶劍をぬき持、海底に飛び入りたまへば、諸卿百官諸司平家の一族公達も、一つながれに身を沈め、水の泡立つ時の間に消えて、姿もなき跡はよせくる浪ぞ名殘なる。そも〳〵官軍此蟹と化生することゝ、いかなればなれぬ海路のたゝかひに、七手八脚てだてつきしんい、强情のうらみきえやらず、弘誓のふねにほだされ、隨緣眞如の浪おこつて、八苦の海にしづみ、ぼんなうの波瀾にたゞよひて、萬卒のこんぱく天源にかへる事能はず、終に水底にゐてんして、よる所なきまゝに、蟲に解して此かにとなれるものか。今かれがすがたと見しよりも、むかしのあはれに袖ぬれて、

過し世のあはれに沈む君が名をとゞめ置きぬる門司のせきもり

よるべなき身は今かにと生れきて浪のあはれにしづむはかなさ

かやうの御追善大樹の御身にて、たぐひなくやさしく覺え侍る。則此御筆跡

を彼寺におさめて、今にありといへり云々。（作者未詳 天文二十一年）

【長崎行役日記】平家蟹の枯れたるを賣る人あり（小倉）。余五絶を作る

題平家蟹

夢中在帝所。二十四年榮。豈意介蟲小。猶遺平氏名。（長久保赤水 明和四年）

【和漢三才圖會】鰒下關（寺島良安 正德二年）

【新居帖】赤關の人河豚を食す。婦小兒と雖も皆然り。旅客の敢て食はざるものを視れば、嗤つて以て怯と爲す。余は甘じて嗤笑を受けて、而も食はず、或人教ふるに一法を以てす。養河豚と曰ふ。其の法海魚味淡なる者を取り、其の肉を聶切し、擣鼓して之を烹る、太だ熟する勿れ。隨つて烹隨つて取り、葱白椒紅菜菔の三物を和し、而して下すに橙油を以てすれば、風味西施乳に髣髴たりと云ふ。余眞物を識らずと雖も、猶其の假を知る。謂らく優孟之美、未だ必ずしも叔敖を輸せざるなり。京城魚鮮なる者獲難し、此法用ふべからず。山陽外史戲識（譯）。（賴山陽）



【筑紫紀行】此地硯の外に、素麪を名物とするなど、きのふ聞殘せる事共也。（前出）

汐干飴

【汐干飴由來】ことし彌生三日の夜、あるじあらたなる靈夢を忝し侍る、いと清らかなる御聲にて、汝あめを製し諸々の人にあたへよ、自然に製法を傳ふる人來りなん、かならずしもうたがふなかれと夢さめぬ。程へて一老翁然ときたり、その製をねもころに授給ふ。其法のごとく製し試みけるに、たちまち都鄙遠近貴賤男女のわかちなく、行かふ人ごとに袖にし給ふ。味ひ美にして、老の怒をなだめ、幼兒の泣をやめ、至りては靈を補ひ、氣をまし、痰を消し、肺を潤し、嗽をとゞむ。寔や正直の頭に神の御惠み、謝るにあまり有り。よりて所から其日のめでたさにちなみ、しほひあめと申てかならんと、風狂山人誌。

寛政九年丁巳冬

汐干飴は舊壇浦庄屋の家にて賣りし物にて近年迄存せり（今の岸方氏）（編者識）

筋濱碁石

【扶桑記勝】筋濱碁石（前出）

【大和本草】長州赤間關の西北一里、筋の濱と云ふ所に、天然の碁子の五色なるあり、人工にあらず。（前出）

【大和本草批正】天巧碁子和名なり。漢名石棋子雲林石譜に出、筋の濱は其石

大小各伍をなしてすぢの如くなると云ふ、五色あり、其中上品には瑪瑙あり。

饅頭石、長州竹島の海邊すぢがはまにあり。　あんのいろ多くは黒し、然れども赤きものもあるなるべし、外は柔なれども、内のあんは堅きものなり、本草禹余下の卵石黄是なり。(前出)

【和漢三才圖會】碁石出於筋濱(前出)

【兩國本草】筋が濱石、其品細石、豊浦郡大坪村の内筋が濱。(前出)

【日本行脚文集】西に山なき筋の濱に、名石を拾ひ云々。(前出)

【西遊雑記】筋が濱といふは五色の小石しまきぬの如に筋立てある故に、其詠いはんかたなし。　好事家の人々拾ひ取て、盆山の蒔石とし、其愛せる石也。(前出)

# 第四章　幕末の下關

## 第一節　英艦繫泊事件

第一編概説第十一章明治維新と下關一四〇頁参照

### 英艦の繫泊＝幕府の築壘計畫

【防長回天史】露艦對馬占據の時に方り、赤間關は英艦の來りて繋泊する所と爲り、毛利氏も亦其領內に於て頗る餘響を蒙れり。顧ふに歐洲に於ける英露の衝突は、啻にセバストポールの攻擊に止まらず、延て中央亞細亞の衝突と爲り、更に進んで東亞の軋轢となる。是に於てか露艦對馬の占據を見るや、英は急に軍艦を赤間關に派し、露艦の動靜を偵察せしむ。然れども此等の事情、當時本邦人の未だ知悉する所に非らず。故に英艦の繋泊亦頗る人心を動かせり。文久元年二月朔日露艦一隻赤間關に入り、港吏に接見して石炭十萬斤を請ふ、匱きを以て應せず。四日又三萬斤を請ふ、乃ち二萬七百斤を與ふ。露艦其五日を以て去る。既にして露艦方に對馬に占據するの時に及び、四月二十八日英船二隻豐浦郡竹の子島附近に來泊し、二十九日亦英船二隻大瀨戸口より入て、龜山社外に來泊す。五月朔日英船一隻又長崎より來り泊す(四隻軍艦、一隻商船)。是より先き三月英國公使江戸より香港に赴き、歸路和蘭領事と俱に長崎より陸路東向し、五月二日海を超へて馬關に來る。四日英船五隻の一に搭じて東に向ふ。而して四隻の英船留つて門司港に泊し、頻に港の內外を

幕府の築壘計畫

防備

測量す、物情爲めに騷然たり。十日萩藩山田亦介、佐久間佐兵衛及び長府藩目附役大久保五郎左衛門等英人と佐甲睦太郎の家に會見し筆談す。尋常一樣の談話に過ぎずと雖も、略其禍心包藏の狀なきを知り得たり。十六日英船石炭を請ふ、之を許す。既にして十八日昧爽英艦四隻舳艫相啣で赤間關を發し、十九日蓋井島外に泊し、二十日遂に西に向て去る。

時に恰も幕府赤間關砲臺築造の說あり。長藩其擧を遮らんと欲し、江戸邸に報じ幕府右筆早川庄次郎に就て訴ふる所あらしむ。幕府亦資費給せず、築壘の擧遂に止む(抄)。(毛利家編纂)

## 第二節　第一回外艦砲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一三八＝一四二頁參照

防備＝米船砲擊

【防長回天史】

壇浦

十八斤長加農砲二門、十二斤長加農砲四門、八十斤佛式砲一門(ヘキサンス)百

斤臼砲一門

弟子待

萩野流連城砲七門

鍋山社

十八斤長加農砲四門

杉谷

百五十斤臼砲一門忽砲

前田

二十四斤長加農砲三門

專念寺

長砲一門

細江

臼砲一門

以上記する所は、固より精確の數にあらず。恐らくは當時未だ斯の如き完備

ならざりしならん歟。今舊記を按ずるも精確の數を載するものなし。故に暫らく兼重讓藏が私記中擧ぐる所の數に從ふ。

【史學雜誌】文久三年五月六日（一八六三年六月二十一日）米國商賈に屬する蒸汽船ペンブローク號（容積二百噸）横濱を出帆し、長崎を經て上海に赴かんとする途次、同十日（六月二十五日）午後三時濃霧一面に棚引ける中を通船して、下關海峽の入口に到達し、潮流の便宜しからざるを以て、暫く其潮合を待たんが爲めに、豐前田の浦に接して投錨せり。時に長藩の軍艦庚申、癸亥の二艦は、三田尻より下關方面を巡航する途上、米船の海峽內に進入せざるを見るや、直に庚申丸は我が國旗を揚げ、其舷を摩して進行し、米船を距ること一海里四分の一の所に至り、船內の狀況を探りて去れり。午後五時頃に及び二艦再び米船の風上に廻り、僅かに四百メートルを隔てゝ投錨せり。此時いまだ何等の異狀は陸上に於ても海上に於ても起らざりき。殊に江戶幕府より水先案內を附せられ、合衆國々旗を揚げたるペンブローク號は、目前襲擊の珍事に遭遇せんとは毫も豫期する所なく、午後八時當直を定め他の船員等は寢に就けり。然るに夜半午

前一時陸地の砲臺より一聲の號砲を發するや、曩の二艦は突然米船に向て發砲せり。米船に於ては此の砲撃を聞くや大に狼狽し、直に機關の底に殘れる火力を增し、應戰の準備に取掛りしが、此時既に長藩方よりは十二乃至十五發を放射し、其一彈は米船の檣頭に中りてリツギンを斷ち切り。一時十五分に及び癸亥丸は米船を距ること僅々五十メートルに迫り、庚申丸と相接して亦砲撃を續けたり。されど夜色暗澹たるを以て、米船の所在明ならざりしかば、命中する所なかりき。此間に於て米船は辛うじて拔錨の用意をなし、一時二十五分船首を轉じ、應砲をなしつゝ全速力を以て豊後海峡に出で、長崎に寄らずして上海に直航せり。これ實に攘夷期限の當日なりき。此翌日の日附を以て下關御手洗屋武右衛門の發せる書簡の數千人鎧、甲、拔身鎗、羽織、騎馬乘數百人市中軒前松明提灯言語同斷の大騷動云々悔數事は異船は蒸汽日本は帆許りの船故追付難き由に御座候其後何れへ去候哉相分り不レ申といへるものこれなり。此時砲臺を守衛せしは藩士久坂玄瑞以下兵士各數千人、庚申丸は山田鴻三郎癸亥は福原清介の率ゆる所なりき。（櫻木章）

【毛能能登書翰】昨夕七ッ半時過異船一艘上筋より乘下り豐前國田の浦へ致繫船卽刻長府方聞糺候處アメリカ船にて唐人クロス乘込居水先長崎之安藏と申者伊賀守樣より豐後守殿へ當る御用狀所持之由に候得共期限も被仰出候儀に付打拂之覺悟に罷居候段長府方より及注進候處水先乘込御用狀所持に付而者打拂之儀左京亮樣には如何被成御心得候哉於拙者は御不同意の段及返答置尙先達而京都より敵情探索として被差下候面々へ南北工之助を以輕忽所業致間敷段手堅制置候折柄庚申丸右異船より少し後れ着關候而松島剛藏於山口御內命も有之由彼探索連中申合候哉數發打掛候由長府方より注進有之候付卽刻一手之人數揃置臨機應變之驅引可致と存居候處曉七ッ時前右異船退走庚申丸追掛け打懸け候央へ癸亥丸行合せ相共に打散僅に迯延候由に付一手之人數明六ッ時分散致させ候

## 第三節　第二回外艦砲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一四二＝一四三頁參照

【史學雜誌】米船ペンブローク號を砲擊せし五月十日迄には、長藩に於ては船

艦砲臺の設備いまだ完了に至らざりしかど、間もなく諸砲臺の工事、軍艦の設備益々急足の進行を以て完了し、曾て和蘭兵書の講究は技術の實驗と相俟ちて又、前日の比に非らざりき。此時に當つて佛國郵船キャンチャン號は此年五月十七日(七月二日)を以て橫濱を發し、二十二日(七月七日)夜十時頃長州豐浦に投錨せり。是例の潮合を待たんが爲なり。翌朝五時二人の長藩士は八人を乘せたる小船を以て佛艦に近づき、甲板上に水先案內と種々なる問答をせり。されど佛艦は彼等が如何なる役人なるかを明言せざるを以て、直に退艦を命じたり。而してこの小船の下關方面に向つて歸るや、佛艦は豐浦を拔錨して海峽內に前進せり。この時突然二發の砲聲は遠く響きしが、佛艦に於ては單に外船通航の相圖なりと心得、敵意せるを覺ること能はざりき、稍々進むに及んで長藩の守兵は壇浦、杉谷、前田、豐浦の四砲臺より相應じて烈しく發砲するに至りぬ。是に於て佛艦は急に武裝を命じ、出來得る限り應砲せんとせしが、何分にも事急にして其準備全からず、爲に艦長ラフォンは直に船員を派して陸上に向はしめ、發砲の事理を詰問せんとし、龜山砲臺の前面に至りて、端

艇を放下せり。されど之れが爲に長藩の發砲を緩ならしむること能はざるのみならず、更に龜山下關地方の砲臺並に海岸に碇泊せる庚申癸亥の二艦よりも力を合して連發せしかば、忽ち端艇は破碎せられ、艦體には數箇所に損傷を蒙れり。勢かくの如き有樣なりしかば、佛艦は最早其暴狀を正すの無用なるを知り、且は艦體の安全を慮る所あり。今若し艦體を回轉せんには、潮流の急なるこの狹隘なる海峽に於て、少くも三十分を費さゞるべからず。されば如何にしても此海峽通過を斷行せざるべからざるを察し、匆卒の際遂に破碎せられし端艇は、揚ぐるに隙あらず。錨は三十六尋の錨鎖と共に斷ち切り、全速力を以て航進し、彈丸雨注の間を潛り拔けて、長州の南岸と彥島の間（小船の通路著者云小門海峽なり）に入り、水淺くして而も不案內なる航路を徐行して、幸にも逃るゝを得たり。この時癸亥丸は佛艦を數町の間追從せしが、濃密なる煙霧の爲に其影を失へりと、若し癸亥丸にして之を追窮し得たりとせば、佛艦は到底免るゝこと能はざりしや必せり（以下略）。

【來島又兵衛報告書】一筆致啓達候今二十三日曉七ツ時長府沖二ツ島之內前

之島之方へ夷國船一艘碇泊致候に付長府表より早速に物見として端船を以乘付及應接候得共言語不分に候得共佛之商船と相見え鐵造にして蒸汽兩輪長凡四十間許乘組人數五十人許に相見え候由長府於城山相圖之砲發打出し候へば夷異其意に驚き瀨戸內へ乘通る間敷に付砲發無にして勢揃可致由長府より總奉行之所に注進今六ッ時頃(山口への報告書には六半時と記せり)來右に付於此御方も兼而之遠響三發之相圖相成兼候に付二ッ切之鐘に可致哉又は太鼓に可致評定中に最早夷人壇浦近方まで乘入候に付城山より砲發龜山へ受繼直樣此御方に受繼遠響三發之相圖にて出張之總人數相揃尤三小隊農兵一小隊物頭御目附大番三伍(山口への報告書には國司信濃小隊三組物頭一組戰士三伍とあり)本陣前へ揃に不及急速本關專念寺へ出張殘り總人數總奉行を始組頭至て忽出張(此邊恐くは缺字あらん山口への報告書には光明寺へ相揃と記せり)總體臺場夫々持場庚申丸癸亥丸有志輩乘組尤昨夜中山樣御出張有之候處此御方樣にも庚申丸乘組被成候壇浦臺場を始として杉谷、龜山兩御軍艦より數發打出候處當り數の儀は夫々相働候者之內より一人宛御注進被差返候に付御直に御承知可被下候凡諸臺場より之注進左之通

一前田臺場より一發當る

一壇浦臺場より一發中る六貫目玉砲（山口への報告には二發之內八十封度一發不當六貫目忽砲一發當ると記せり）

一杉谷より追矢にて一發中る

一龜山より二發艦に中る

一庚申丸癸亥丸よりは數發打出當數を不知巖流島脇迄追懸る（山口への報告には數發打出內一發當夷船蒸汽釜へ當る樣子と書加へたり）

一バッテイラ一艘奪取櫂其外屬具共

一船中いづくにてかは不知海上へ板のこげ角木等打折流候事車の道具にて有之由

一夷人より四發打出（山口への報告には二發とあり）庚申丸と癸亥丸との間彈海中落一發龜山へ中る石飛び十六歲に成る男子一人怪我腕を打拔候由

一專念寺、光明寺諸臺場共人數を始め引具を立て辰中刻に分散に及候追啓夷船より打出候大砲に而田中柳井甚八下男豐後屋傳次郎倅淺次郎と申者腕を折り候由に相聞申候以上

一バッテイラ一艘
一權其外屬具共
右癸亥丸へ得物前書之通御座候以上
一彥島弟子待へ不取敢大砲据付之儀總奉行見込を以昨日より取掛申候
一長府引受臺場兼々出張人數も有之候得共甚以無覺束已に今日も一手の人數より加勢を以打拂候儀に付只今之人數に而者不相濟候間大砲心得候もの早々御詮議出張被仰付候樣奉存候以上

## 第四節　第三回外艦砲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一四三—一四四頁參照

【史學雜誌】長藩の砲擊に遇ひて沈沒に垂んとするキャンチャン號は、絕えず喞筒の力を借りて浸水を疏し、辛うじて長崎に着するや、偶々和蘭軍艦の橫濱に赴かんとするに邂逅せり。是に於てキャンチャン號の艦長ラフォンは、下關遭難の報告書を之に托して橫濱に送られんことを願ひ、且つ其狀況の一斑を物語れり。此の和蘭軍艦はメジューース號と稱し、艦の長さ百八十呎餘乘員

二百二十一人(内士官五十九)を有し、大砲十六門を裝置し、艦長デカセンブロートの卒ゆる所なりき。

艦長カセンブロートはラフォンの物語りによりて、始めて下關の危難を知りしが、敢て意に介せず。彼は既に二百五十年の久しき間、日本に親交する和蘭國旗に對して發砲するが如きは、萬々有るべからざるを信ぜり。されど尚萬一の爲に戰備をなし、同國總領事デクラエフ、フォン、ポルスブロック之に搭じて長崎を出帆し、五月二十五日(七月十日)下關海峽の西口に一泊し、翌朝七時海峽内に入れり。此時六連島砲臺は二發の號砲を放ちて來艦を報じ、次で癸亥丸は八發の號砲を放ちて戰備をなし、正に蘭艦の來るを待てり。而して下關對岸には夥多の日本船列をなして碇泊し居れり。されど蘭艦は目前遭難の起るべきを覺らず、假に之を覺りたりとするも、長藩より蘭旗に對して侮辱を加ふるに非らざれば、又兵火を交ゆべきに非らざれば、蘭艦は益々進行を續けたり。此時長藩の守兵は白旗を飜して信號をなすと見るや、俄然專念寺砲臺より發砲せる一彈は蘭艦に命中し、又壬戌、癸亥、庚申の三艦よりも之に應じて

數砲を發せり。是に至りて蘭艦長カセンブロードの豫望は、全く齟齬するの不幸を見たり。蘭艦直に應じて三彈を發砲せしが、一も命中する所なし。更にハインチの實彈二發を放ちて、一彈は庚申丸を貫けり。この時蘭艦は海峽の狹隘なる上に僅かに六節の速力を以て五節の潮流に逆ひしを以て、其進行頗る遲緩なりしが、陸上の砲臺よりは益々激烈に發砲し、蘭艦の甲板上に雨下する彈丸に死傷者を出し、同時に二箇所に火災を起せり。この間艦長カセンブロートは絕えず左舷に據りて船員を指揮し、よく和蘭の眞勇を示して應戰せしかど、如何せん海淺くして直接に長藩艦隊を追擊すること能はず(七百二十碼より近く能はず)隨つて應戰の自由を失ひて甚だ困難せり。之に反して砲臺よりは頻に連射し、而も照準宜しきを得たりしかば、悉く命中せざるものなき有樣なりき。是に於て蘭艦は頻に應戰しつゝ、且つ速力を加へて前進し、順次並列せる七砲臺の下を切り拔けて、漸く內海に出でたり。この砲臺の間凡一時間半長藩の發砲數すべて三十一回、其內蘭艦水線下船腹へ五回、蒸汽煙突の鐵へ三回、大檣半へ一回、又一回は艇船三隻を破損し、ハインチの爆裂彈

甲板上に破裂する事三回、卽死者四人、負傷者五人、總領事も傷を被れり。而して此の時長藩が六吋乃至八吋の巨大なる砲丸を使用せし一事は、蘭人をして最も驚愕せしめ、加ふるに砲手の方略と其發砲の迅速は、實に意表に出でしめたりといふ。（櫻木章）

【來島又兵衛報告書】今朝辰之刻過ぎ彥島本村より合圖之發砲致候に付直樣本陣より遠響三發之合圖にて總人數相揃尤先手之部は兼而定之通專念寺へ罷出候處敵船此度下口より乘入本陣總人數揃の上出張之節は最早巖流島をはづれ觀音崎沖乘通り候に付本陣は稻荷町稻荷社へ陣取仕先鋒は極樂寺へ差出大番中は裏町本行寺へ陣を据申候

一敵船は和蘭陀船に無相違候蒸汽軍艦にして左右十六門砲有之此方諸臺場より雨之降ごとく打懸候處夷敵よりも數發打出申候此方より打掛候內凡當數左の通

一專念寺臺場より打出候數は不計候處其內にて三發慥に相當申候

一龜山同斷打出候數不分當り候數も不分に御座候

一永福寺數發打出候得共當𢮦成事不聞
一壇浦八十封度當敵船之表へ動し船廻り候由
一前田數發打出候處當𢮦成處三發打揃申候
一庚申丸數發打出候處當り數難算餘程澤山打込申候
右は味方より打出勝利を得候廉書附
一敵船より此方に打掛け候數二十八發其內相當り候廉庚申丸之腹打拔
一同一發癸亥丸テントゥ打拔申候
一佐甲與助方へ海手裏門柱を打拔申候
一北國屋與左衛門米藏へ打込申候
一日本船米船に打込候得共人に損事無之候
一前田臺場へ數發打懸御茶屋門屋根打拔裏へ拔出塀二重打拔申候
一其外數彈落候處數不知追便に委細可得御意候
一今日退去引具を立分散之上總奉行前田臺場へ見分一樽土産に被致候歸りに兩軍艦へ見廻被致水夫中是まで三度戰場に於て餘程之働き致候段直々

に賞金三百疋を上等にして二百疋を中等にして下等百疋被下候事委曲使役差出候間直に御聞可被下候其餘實地承知之者差出都合御座候處今度一艘位打取候而者使役一人にて宜地人差出不申樣と之儀に付已後は書面を以可得御意候此段彈正殿被仰上候樣各樣まで得御意候樣宣次郎殿被申付如此御座候

## 第五節　世子公の來關

第一編概說第十一章明治維新と下關一四四頁參照

【防長回天史】五月二十五日世子令を傳へ、二十八日を期して將に赤間關を巡視せんとす。偶々蘭艦砲擊の報至る、乃ち其二十七日を以て急行萩を發し、二十九日赤間關に入る。山田宇右衞門、中島名左衞門等扈從す。即日先づ前田砲臺に臨み、地理を檢し、築法を案じ、更に轉じて杉谷、壇浦、龜山、専念寺等の諸砲臺を巡檢し、刻未を過ぎて始めて館に就く(白石正一郎の宅なり)。長府侯及び總奉行毛利宣次郎等皆會し、中山卿亦席に列し、與に馬關戰備の策を議す。而して中島名左衞門、松島剛藏、光明寺黨志士等と意見合はず、頗る激論を極む。

名左衛門退て舍に就き浴後涼を窓前に納る。時將さに初更ならんとす、忽ち志士數輩あり暗中より起ち、其不意を撃つ、遂に刺客の居る所と爲る。然れども當時軍國多事の故を以て、刺客を物色せずして止む。晦日世子中山卿、淸末侯、益田彈正等と與に引島諸砲臺を巡視す。此に至て全く各砲臺の巡視を終ふ。六月一日世子は壬戌丸に駕して馬關を開帆し、小郡に上陸して山口に歸らんとするの豫定あり。偶々米船の襲來に遇ひ、暫らく引き返して筋が濱の日和山に登り、當日酣戰の狀を親見すと云ふ(抄)。

## 第六節　第四回外艦砲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一四四＝一四五頁參照

【史學雜誌】メヂユサ號砲擊の事ありし日卽ち五月二十六日(七月十一日)下關に砲擊せられし米船ペンブローク號の顚末は、急使を以て江戶に達せられ、幕府は直ちに之を米國公使ブルーインに通達せり。この前日上海よりも其詳報を齎らして橫濱に傳へられたり。是に於て公使ブルーインは神奈川奉行に面して、船主より要求する損害賠償金壹萬弗を申出し、國旗に對する不敬を

詰り、一方には此時幸にも横濱寄港中なりしウイミング號に命じて、直に下關に向はしめ、米艦砲擊の理由を親しく調査せしめ、時宜によりては前の耻辱雪がしめんとするに至りぬ(中略)。

ウイミング號は舷門に三十二封度の砲四門を備へ、甲板上に口徑各十一吋のデーグレン旋回砲二門を備へ、七百二十六噸を有するコルブエト形の船なり。艦長マックドーガルの公使より下關派遣の命を受くるや、直に石炭と軍用品の積込をなし、江戶幕府より與へられたる二人の水先案內、並に通辯ジョッフヤヒコ(我が漂流民)橫濱の新聞記者等を乘組ましめ、艦員士卒合はして百六十人(水先案內庄藏の話には百五十人)なり。五月二十八日(七月十三日)午前五時三十分橫濱を出帆し、豐後海峽を經て周防灘に向ひ、三十日(七月十五日)夜九時三十分下關海峽の東端に潮合を待合せたり。翌朔日午前五時海峽內に向つて進行を始むるや、長藩物頭宍戶主膳の守衛せる長府城下の豐浦砲臺は、直に號砲を發せり。次で各砲臺も順次號砲を發して警戒を加へたり。時にウイミング號は未だ門司の岬に達せず、下關市外は尙見るを得ざりしが、俄然砲臺より發射せ

る一丸は飛び來つて、米艦の綱具を損傷し、機關室の上部に當れり。是に於て艦長マックドーガルは士卒を部署し、門司を經過するまでは、殊更に應砲をなさしめずして進航せり。既にして門司の岬を廻はるに及んで、始めて外濱沖及南部沖に碇泊する長藩の三艦庚申、癸亥、壬戌を一目の中に認めたり。卽ち庚申丸は北岸に沿ひ、癸亥丸と五十碼を隔てゝ一直線に舳艫を連ね、壬戌丸は尙五十碼を隔てゝ斜に癸亥丸に對し、南の位置を占めたり（壬戌は此時藩主を迎ふる爲に海岸に泊せしが潮勢に流されて此處に泊せり）。三艦共に皆西に向ひ、中流の北側に倚りて、檣頭に國旗を揭げ、船首に藩旗を飜へせり。初め米艦は南岸に沿ひて中流に進行せしが、此の時艦長マックドーガルは急に航路變更の必要を察知し、命じて北岸に轉せしめ、癸亥、壬戌、南艦の間に直進せしめたり。水先案內は戰慄恐怖して、頻に深淺を說けども之を聞かず、是艦長は別に海圖を有せざりしも、壬戌丸の沒水線によりて詳査する所ありたるが故なり。この時に當つて陸の砲臺よりは巨彈を放發せしが、其位置餘りに高くして、海面を拔くこと凡そ五十呎の所にありしかば、僅に米艦の中檣と後檣との間にある綱具を拂ひ去りしのみなりき。

多くは艦上を越えて海中に墜ちぬ（龜山砲臺より二發、杉谷砲臺より一發、前田砲臺は守衛兵なく殘り居る船匠より僅に一發を放てりと梅田信房氏の話）。米艦は此時迄わざと揭げざりし國旗を檣頭に飜し、正に壬戌丸を橫奪せんとするの準備をなせしが、壬戌丸は早くも蒸汽火焰を揚げて、他に運動せんとせしかば、急に橫奪の謀を中止し、全艦に發砲の命を傳へ、二門の旋回砲及び右舷の各砲を同時に發砲せしめたり。而して右舷第一砲の爆裂彈は、陸上の一砲臺に大破損を生ぜしめたり。橫濱新聞（六月七日の分）を譯載せるもの丶中に、ワイヲミングは急に不進臺場を鎭まらするの爲に、大破裂彈を臺場に打たり。ワイヲミングの放てる破裂彈を得たる臺場の人は、急に高きより飛下りたり。是を以て見るに日本人の爲せるよりも、大に功を奏し、臺場大に損傷せりと見へたりといへるものこれに外ならず。かくて米艦愈進んで庚申丸に對するや、庚申丸は艦側に備へたる三間砲を發射せしかば、米艦忽ち二人の即死者を出せり。

又專念寺砲臺より發砲せるものに當りて、水兵一名即死せり。米艦更に進んで癸亥丸に對するや、其間僅々二間なりき。癸亥丸よりは二十五封度の砲を

發射せり。壬戌丸は南面に對して砲を裝置したりしに、米艦は內側を通過せしかば、充分なる働きをなす能はざりき。米艦がこの癸亥、壬戌の兩艦內直進の數分時間は最も激烈なる砲擊にして、兩艦と米艦との距離は僅に七八間にして動もすれば砲口相觸れんとし、兵卒の顏面歷々辨せられきといふ。此時癸亥丸の發射は頗る迅速にして、三回以上に達し、其爆裂彈は米艦第一船側砲の指揮官の左腕を奪ひ、又砲床自在器を破壞し尙負傷者を出せり。米艦より發射せしデールグレイン爆裂彈も、長藩の三艦を多く破傷せしめたり。米艦尙進んで壬戌丸の船首を廻りて南進するや、陸上の砲臺並に庚申丸より亂射せり。然るに米艦は不幸にも遂に淺瀨に乘り上げしが、此時壬戌丸は急に北岸に向つて、今米艦が通航せし路を十文字に切つて進行せり。この瞬間に米艦は漸く砂洲を離るゝを得たりしかば、專ら壬戌丸に注目したり。其故は「長門守一旦乘船有之候壬戌丸の船印幕等仕懸有之候を見受大將乘船と存候哉右船を目的に大砲打掛候に付壬戌丸は艑退候得共迅速に追來り候」と馬關聞書に見ゆるもの、誠に其事實なりしなるべし。之を以て米艦は一對の自在砲

(十一吋のデールグレイン砲)を壬戌丸に向つて發砲するや乃ち一丸は其艫中に當り、一丸は其中央に中りて、船體の汽罐を貫きしかば、木片四方に飛散し火焔忽ち揚り、其蒸氣汽罐の熱湯を浴びて卽死せるもの算なく、或は水中に飛入りて救を乞ふものの群をなせりといふ。庚申丸も尙必死に發砲せしが、米艦より更に自在砲及び船側を以て發射せし彈丸に當りて、船體より海水浸入し、遂に沈沒するに至れり。癸亥丸も又大小破損し、翌朝に至つて沈沒せり。この時に當つてなほ陸の砲臺より時々發砲するものありと雖も、最早以前の如くならず。依つて米艦は艦首を轉じ東に向つて歸途につけり。此戰爭の間一時十分間にして、長藩の死傷百人餘其砲彈を發すること百五十發許、米艦は發砲數五十五卽死者四人、負傷者七人、船艦二十箇所に砲丸を受けたりしが、尙充分戰用に適せり。この砲擊に關しては米艦の水先案內庄藏の物語を筆記せるものあり、最もよく當時の實況を寫せり(下略)。

【總奉行手元役報告書】

一今晝午刻異船一艘(アメリカ)乘組壬戌丸、庚申丸之間へ乘掛大砲數發打掛御

船其外臺場より數發打出し敵船も數發打貫候得共細江沖迄上筋より參り又々向地へ寄り乘歸申候壬戌丸は釜へ打貫湯氣にて水夫五人郎死怪我人四人有之申候士官は一人も怪我人は無御座候南部山内久三郎藏へ打掛燒立候得共無程消申候其外兩三軒八十斤之丸打掛候へ共陸地にて者一人も怪我は無御座候

一若殿樣にも今日壬戌丸へ御乘組被成小郡まで御越立相成候御都合に而御本陣白石後の波止場より「バッテーラ」御乘組四五町位も御乘出に相成候內彼異船乘込候に付直樣御本陣へ御揚り被成候且又戰爭中は筋が濱日和山に而御覽被成候內敵船も遁去候間新地會所御落付に相成申候

一島原藩京師より歸り掛御本陣へ被召出樣子委細に被聞召上候偕々京師も不穩成事に御座候是は若殿樣御本陣御發駕前異船乘込不申內之事故有志輩も議論最中故今日は臺場掛も少しは手後れに相成誠殘念千萬に御座候爾打出候事は數發中り申候

一使役志道主稅被差越候に付委細は可被聞召候

一内憂外患一時に出申候勿論是迄も無御座御疎は無之候得共一時も早く御手當申上も疎に奉存候

一庚申丸も終に沈み申候乘組は上下共に一人も怪我は無御座候共外樣子分り次第申上候先は不取敢右之段靭負殿へ被仰上候樣宣次郞殿被申付如此御座候

## 第七節　第五回外艦砲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一四五＝一四六頁參照

【史學雜誌】さきに佛艦キャンチャン號の砲擊せられし顚末の、五月晦日(七月十五日)橫濱入港の郵船エルレスポの齎らせる報告に依りて知れ渡れり。是に於て佛國水師提督ジョーレは、直に膺懲の擧に出でんとし、この報に接する數時間の後、當時橫濱灣內に集合せる巡洋艦タンクレード號に命を傳へて下關に向はしめ、日を期して旗艦セミラミス號と豐豫海峽に出會せんことを約せり。

斯くてジョーレ提督は、江戶幕府には後來を懲さん爲めに已むを得ず、復讐の

擧に出づる旨を通じ、又横濱には軍艦モンジュ號及びデュプレー號の二艦を殘して、居留民の保護に備へしめ、六月一日(七月十六日)旗艦セミラミス號に乘じ、篠衝く雨を犯して横濱灣を出帆せり。三日の夕刻に至り兼ねて約せるタンクレード號と豐後海峽口に出會せり。四日二艦相伴ひて下關海峽に向ひて豐前田の浦に投錨せり。此日水師提督は日本文字を以て書たる一の告示を發し、司敎ジラールを以て佛國公使館の通譯官と共に兵員を卒ひて、田の浦に上陸せしめ、村役人につきて地方人民に諭す所あらしめ、妄りに兵火を交へて被害を與ふるに非ざるを以てせり。其告示の書左の如し。

長門州の住人に佛蘭西大將提督より告げ知らされたり頃日長門州の殿樣松平大膳太夫と申さるゝ御大名より佛蘭西國の旗を立つ艦を大砲にて擊たしめたるところ我國に對して大なる輕蔑と存じて今我れ右の殿樣を糺しに參りけれども我に向はず罪無き長門州中の住人又其妻子等も打ち害す意なき故に其長門州中の住人に於て少しも驚くに及ばず反て若し何用事か有りて我船に乘入あらば昔の通り專ら佛蘭西帝國と日本帝國と懇親

して條約結ばれし時より今迄の通り能々懇切に取扱可し將又食物を我に持て參る人あらば相應の値段にて拂はれます右等を懇親を以て告げ知らすること斯くの如くに候謹言

日本文久三亥年六月四日　　ジョーレス

佛蘭西千八百六十三年七月十九日

---

五日(七月二十日)午前六時二艦錨を拔て海峽內に進むや、豐浦砲臺に於ては直に之を認めて二發の號砲を放てり。之と同時に長藩の守兵等東西奔走して警戒頗る嚴なるは、佛艦の遙に認めたる所なりき。されど長藩は號砲を發したる後沈默を守りて敢て發砲せず(是時部守武之助等は發砲を制止して佛艦の近づくを待たしめしといふ)佛艦に於ては殆ど其意を解し得ざるに苦めり。七時に至りタンクレード號は砲臺に向つて發砲せしかば、之れが爲めに胸壁飛散せり。セミラミス號も又徐々砲臺に向つて發砲を試みたり。されど長藩に於ては發砲せざること、尙以前の如くなりしかば、九時タンクレード號は愈々海岸に近き砲臺を距る二百四十米突の所に迫れり。是に於て長藩は俄然前田、壇浦の砲臺より發砲し、爲に

タンクレード號は三箇所に砲彈を受け、一彈は吃水上の裝甲を貫き、一彈は後檣に、一彈は小桅棚を破碎せり。セミラミス號は頻に發砲を續け、遂に民家を毀ち寺院を擊破し、其勢猛烈にして黑煙天を蔽ふに至りしかば、長藩の守兵頗る苦めり。之に乘じて佛艦提督は砲臺を占領し、全く長藩をして爲す無からしめんと欲し、正午頃端艇四隻を武裝せしめ、二小隊の兵員二百五十八人を之に乘込ましめ、ルクーリオール、チユキリオ大尉指揮官となりて進行し、前田村東方の海岸に至り、毫も長藩守兵の抵抗に逢はずして、難なく上陸を遂げたり。是に於て兵員を二手に分ちて前田砲臺に向ふ。此時長藩の守兵等疾驅して來り防塞に據り盛に小銃を連發して、上陸艇隊に戰を挑みしかば、艇隊少しく躊躇せり。タンクレード號遂に此狀勢を望むや、速に信號を揚げて之をセミラミス號に報じ、二艦力を合せて陸上を砲擊せり。長藩守兵列を亂し、或は退却し、或は林中に隱る。又砲臺は之れが爲に三箇所を破碎せられ、山內賢之允は敵丸に中りて死し、其他二人の負傷者を出せり。此際上陸艇隊も絕えず銃聲を放ちて迫り、長藩守兵防戰頗る勉めしかど、午後二時頃に至り遂に防ぐ能

はず、砲臺を棄てゝ豐浦に退けり（此日守兵は多くは下關に出張し居れりといふ別項の文書參照）。茲に至つて佛兵等直に前田村家に火を放ち、又砲臺に入りて大砲十六門の火門を釘塡し、砲架を燒却し、火藥庫中の火藥は悉く海中に投じ、甲冑、刀、鎗、小銃等の戰利品を收めて、午後三時上陸艇隊は凱歌を擧げて本艦に歸れり。佛艦は漸く一砲臺占領の爲にかゝる長時間を要したりしが、一名の死者を出さず僅に重傷者一名、輕傷者三名ありしのみ、長藩兵の死傷も亦少かりき。而して佛兵の前田砲臺を占領するや、砲臺の砲車は皆方向に應じて、遠近左右自在に改調し得べき精巧なるものあるを見て、日本砲手の侮るべからざるを思へりと云ふ。

長藩にては前田の敗報下關に達するや、下關守兵等は佛艦上陸艇隊の退路を要して之を擊たんと謀り、又此時金原陣營にありし藩主周防守は直に戰地に出陣せんとせしが、此時既に佛艦退帆せし後なりき。

此役佛兵は前田占領の後勢に乘じて下關に向ひ、又背後なる長府城を襲擊せんことは敢て難きに非らざりしかど、提督は妄に無辜の良民を害するは、我が目的に非らずとなし、又前に告示したる趣旨にも背くべければとて、遂に退帆

に決し九日(七月二十四日)横濱灣に入れり。

【横濱外字新聞】佛國水師提督幕僚の戰記

支那、日本の兩國海へ備る所の佛蘭西國兵務の統帥たる水師提督ゼオルス(八名)の號令に從ひ、弗朗察國帝陛下の軍艦セミラミス(船號)及タンクレデ(同上)の兩船、長州下之關へ進發せり。　卽ち第七月十六日(我六月朔日)の朝横濱港を解帆し、同十九日(我六月四日)の早朝豐後の內海より乘入此處の瀨戶に碇を下して、交戰の備を爲し、翌月曜日(我六月五日)黎明に蒸汽の力を强めず、徐々と下關の瀨戶を向けて乘り進み、遙に砲臺を眺望するに、凡二里(我十四町四十間)を隔て瀨戶の傍なる樹林の中間より發砲すと見え、兩線の電光閃きて砲煙立昇る間もなく、毛利大膳太夫の親族同性左京亮の城堡長府へ近寄り、夫より長門の北手に當り、二十五封度の大砲五門を備へし砲臺へ向け進發せり。　水師提督は其城堡には敵對せず、唯砲臺を打崩さんと決心せり。　是より味方の船舶、豐前の國田の浦近傍の砲臺を離るゝ事凡一里の三分一の所に碇泊し、潮勢の急流の爲に敵方に船を流せし故、味方の船を隔て碇泊し、留る日本船の方に錨を

下さんが爲に、凡十五分間を費せり。　此時に當て敵兵味方の船舶を前後より挾撃すべきに、敵の砲卒は其砲臺にあれども味方に向て發砲せず。　故に此砲臺は唯窄海の爲にして、此處に用ゆる大砲には非らずと思ひ居しに、砲臺を乘取りし後に是れを見れば、存外歐羅巴法に鑄造して、車附の良法たる事を知れり。　偖我が「フレガット」(船形)船側の片面より放ちし六十封度の「ライフル」の第一砲は、砲臺の眞中を打越し、第二砲は砲臺の胸檣の中央に着して、地形石塊砂俵を撃崩して諸方へ飛散せり。　然れども日本の方には猶も發砲を返さず、味方は久しく砲戰打續十一時頃に及び、五分每に空彈を放ちて美妙なる勳功を爲せり。　爰に於て「ル、アプベシラルト」氏一隊を引率して田の浦の市邑に上陸して、水師提督の告示を傳へ諭していへるには、此交戰の次第は過日長門侯に於て佛國の旗章を建てし船舶へ對し、理不盡に發砲に及びし故、其罪名を誅罰の爲に軍、艦差向ひし故、當方の人民は決して恐惶するに及ばず、且食料を船中へ來り賣るべき旨を告げ、難なく同所の邑宰の役所へ尋行きしに、數百の人民集り來りて我等を取圍しかども、何の不法も爲さゞりしなり。　邑宰は慇懃

を以て我等を接待し、提督の告示を謝し、我等目前に而即刻使者を以て、其旨を豐前の君侯に告知せり。此一隊上陸せし間に味方の兩艘は再び砲戰を開き、提督より命を「タンクレデ」船に下して、下關に向つて進發し、狹海に及びし砌敵の砲臺よりも砲發せしかども、味方の大砲を以て速に敵の砲臺を擊鎭めたり。敵の一砲味方よりの空丸に中り、倒覆して敵の砲卒兩三人空中に飛散せり。「タンクレデ」船は船側へ一發、艫檣へ一發、舳檣の頂へ一發、都合三箇所へ砲彈を受たり。我兵中食終りて頓て午時に提督は上陸の命を下し、予も幸に一隊の首領たる「ラユキリヨツト」氏と一手になりて、上陸すべき手配中にありて、上陸の軍勢は水夫百八十人及び「アソリツト」第三隊の軍卒七十人總勢二百五十人なり。味方は砲臺を右手に取りて陸地に近寄りしが、同所は警衛の兵ありと見し故、端艇より「ライフル」砲にて空彈を以て樹林を的として放ち、一戰の備へなせしかども遮鬪する敵兵一人も無し。故に味方は十分の利を得て、軍兵を三隊に分ちて砲臺に向ひ、無難樹林に進入せしに、離散せし三四組の敵兵小銃又は刀劍を以て（其兵器多分は和蘭古法の製造なり）樹林中に隱れ居て、味方の近寄るを覘ひ、速

に放發し或は筒先に劍を揷み鬪ふと見へしが直ちに奔散せり。此處の一戰にて二十人程擊取り、林中を通り砲臺に到り見るに、守兵は一人も不殘逃散して、胸牆は味方の空丸の爲に擊崩され、諸方に血地を爲し、死骸は皆取片附たり、砲臺の後手の凹路に於て、血に染し衣服及び甲冑を見出せり。大砲は都て其火門を塞げり、提督下知して樹木、疊、其外燃易き物品を取集め、是を砲車の下に嵩み立て燒捨たり。火藥庫は砲臺の外なる凹路の內にて、至て要害の所にて見出せり。火藥、彈丸等は悉く海中に取捨たり。此時水師提督「ゼォルス」の幕下なる一隊の守將「レイルン」氏は、砲臺の右手に進み、續いて樹林中の伏兵に砲發し、終に「エダガモメ」と稱する村落に到れり。此村は砲臺の戍兵の爲に宿所となされ、其居民は遠く立退きし事明白に見えたり。同所の中央にて少し徑を登りて小高き地に、寺社の如き大家あり。此內に許多の火藥、武器類を貯せし故、是に火を着しに、巨聲を發して灰燼となり、味方は其儘再び引退けり。砲臺に到りし時予は主將の陣屋に入りしに、人は遁去りて影もなく、數多の甲冑武器を獲たり。猶家中を探索せしに、築城、砲術等の和蘭飜譯書を數冊見出し

て、則ち予が今手許に所持する所なり。內一册は潮勢の爲に漂流する船舶を襲擊する事を著せり。如斯味方は全勝を得て、砲臺及び大砲を毀壞し、其村落を燒き拂ひ、我が一隊は「タンクレデ」船に歸れり。其間に「タンクレデ」船並其端船よりは、味方の右手にて樹林中の伏兵を指して、頻に大砲を放ち、歸後聞くに凡二千八の小銃隊及び野戰の大砲隊を整へ、內には騎馬の兵も打交りて陸地を傳ひ、下關を下り味方を襲はんとせしに、船中より些の空丸を放ちしに、其中央に中りて爆裂し、許多の死傷を爲し、敵兵は直に隊伍を亂して逃散せり。味方は軍卒の內三八の手負にて內二八は銃丸に中り、一八は歸船の時路傍に倒れし敵の傷兵に衝れて傷けられ、日本の死亡は計り難しといへども、砲臺に許多の傷損あるを以て計る時は、甚死亡は不少事顯然たり。加之味方の空彈屆着の距離は、敵に勝る事三千碼我八町二十間なり。

## 第八節　奇兵隊の編成

第一編概說第十一章明治維新と下關一四六―一四七頁參照

【防長回天史】六月初旬兩回の戰爭に、馬關各地の砲臺は米、佛軍艦の爲めに破

壞せられ、軍艦は多く擊沈せられ、善後の策頗る難し。是に於て公世子と共に之を憂慮し、屢々老臣謀士を集めて之と商議する所あり。終に高杉晉作を起して奇兵隊を編成せしむ。是れより先き高杉晉作京師より歸りて家居す。公世子と共に晉作の機智用ふべきを知り、再び起して軍事に參せしめんと欲す。既にして召されて山口に來りて公に謁するや、進むるに新軍編成の策を以てす。公之を嘉し速に馬關に赴き士衆を糾合せしむ。實に六月六日の曉なり。晉作乃ち命を拜し直ちに馬關に赴き、其夜白石氏に宿す。恰も好し入江九市等亦使命を遂げて長崎より歸り、會々氏の宅に宿す。河上彌市等亦來り會し、立所に同志の士十有五人を得たり、以つて三伍を編成すべし。翌七日晉作來島又兵衛を本營に訪ひ、告るに公と世子との內意を以てす。又兵衛亦之を賛す。晉作依つて論じて曰く、夫れ兵に正奇あり戰に虛實あり、其勢を知る者以て勝を制すべし。正兵は正々堂々衆を以て敵に臨み實を以て實に當る。夫の總奉行の統率せる八組以下部隊の如き、正に此の正兵に擬す可し。今吾徒の新に編成せんと欲するものは、寡兵を以て敵衆の虛を衝き、神出鬼沒

して彼を惱すに在り。常に奇道を以て勝を制するものなれば、命ずるに奇兵隊の稱を以てせんと。衆皆善しと稱す。宮口清吉乃ち禀請書を草し、河上彌一之を携へ山口に到り呈す。其書に曰く

赤間關一昨五日之變に付私儀御前被召出防禦御委任被仰付候段御直に被仰付奉得其意候馬關到着仕候處有志之者日增相加候模樣有之候間不日に奇兵隊相調へ屹と防禦之手段可仕と奉存候夫に付廉々尤之存付に被仰付度奉願候

一奇兵隊之儀は有志之者相集候儀に付陪臣、輕卒、藩士を不選同樣に相交り專ら力量を貴び堅固之隊相調可申と奉存候

一此後御伺可申上廉々は書面を以て前田孫右衛門まで差出可申候間直に御前に被差出候樣奉願候

一奇兵隊人數日々相加候付而者是迄小銃隊之中に有之又は小吏相務候者も有之其內御一手人數之中も可有之候へ共畢竟は匹夫も志不可奪に候へ者是等も防難き趣御座候素より御組立人數を是より相招は不仕候へ

共自然奇兵隊に望み參り候はゞ隊中へ相加可申と奉存候
一此往合戰每に勇怯も相顯れ可申に付日記具さに相調置可差出候間賞罰之御沙汰陪臣、輕卒、藩士に拘はらず速に相行はれ候樣仕度奉存候
一隊法之儀は和流、西洋流に不拘各得物を以て接戰仕候事
癸亥六月七日　　　　高杉東行

是れ實に奇兵隊編成の創始なり。而して晉作自ら總督の任に當り、其他名望ある者を以て之れが司令と爲す。總督司令以外は總べて隊士にして、門地なく貴賤なし。故に閥閱の士は奮て之れに投ずる者少しと雖も、志を抱きて快々たるの志士等、招かずして來り投じ隊勢漸く振ふ。既にして其八日光明寺黨の餘黨瀧彌太郞、赤根幹之允等山口より來り加はる(抄)。(毛利家編輯所)

【高杉晉作】奇兵隊は高杉の創設なるべきも、その奇兵隊となれる迄の根原濫觴は、是より以前に發したるものなれば、聊その沿革の概略を陳ぶべし。そもそも曩きに癸亥の四月二十日朝廷より、五月十日を以て攘夷期限と定めらるる旨仰出されけるに依り、京都にある所の長藩諸士は折角の魁を爲さんと欲

し、久阪以下三十餘名同十六日京都を發し、二十八日馬關に着したり。玆に於て藩内有志は勿論他藩の諸士も之を聞きて馳せ加はる者數百人、呼で有志組と稱す。五月二十日京都に於て姉小路公知暗殺の變ありしを以て、久阪等馳せて上京す。この時有志組の內一半は之に從ひ、一半は留まりて馬關を守る。然るに六月五日前田の防戰不利なるに依り、高杉急に重命を帶びて馬關に來り、久阪に代りて有志組を督す。偶々入江九一長崎より歸り來りて、高杉を輔け諸有志を管す。高杉此に於て隊制を擴張し、その組織を革新して、更に奇兵隊の名を付し、高杉遂に推されてその總督となれり(中略)。後奇兵隊は陣營を轉じて小郡の秋穗に移され、尋いで三田尻に轉ずることゝなり、十二月再び馬關に引越したり、夫れよりまた吉田に陣營を移せり。(村田峰次郎)

## 第九節　田の浦事件

第一編概說第十一章明治維新と下關一四七＝一四八頁參照

【防長回天史】六月十二日手廻頭福原相摸攘夷の褒敕を齎らし山口より至る。諸士を關地及び嚴島に集めて之れを捧讀す。此日高杉晉作手元役と爲るの

辭令亦至る。隊士踴躍皆曰く攘夷期す可しと、更に作戰の略を議す。其要に曰く前田、壇浦の二砲臺は東口の要衝、一日も兵備を怠る可らず、而も工事、備砲二つながら未だ整はず、之を整備するは目下の急務なり、且假令之れを整備するも、戍兵皆常に閑地の一隅に在らば、敵の襲來に會ふも、遽に戍地に入ること能はず、故に宜く白石氏の宅を去り、營を阿彌陀寺に移す可しと。又曰く必ず敵艦を掃攘せんと欲せば南北兩岸相待ちて挾擊するを要す、小倉藩對岸に在り、徒らに口實を幕令に假りて傍觀戰はず、攘夷の念なきこと知るべし、我れ之れに應援を求むるも復何の益あらん、若かず使者を派して彼の領土を借らんことを要請し、我藩自ら砲臺を大里、田の浦に築造せんにはと。衆皆之れを然りとす。乃ち瀧彌太郎、白石廉作、入江九市等は役夫と共に前田に到り工事を營し、又宮城彥輔、赤根武人、阪本力二の三士は海に航して小倉に赴き、彼の藩吏に强請するに大里若くは田の浦の地を借らんことを以てす。小倉藩應ぜず。彥輔等憤慨し其十四日一書を留めて馬關に歸る。依て諸士奮激して曰く、我れ彼れに說くに正理を以てし、彼れ之を肯せざれば我れ復彼れに說くも益な

し、若かず兵力を以て對岸を占領し、之れに砲臺を築かんには。然れども大里は既に久留米藩が小倉藩より借受して繋船場に充る所、我れより之れを占領するは不可なり。久留米藩今既に我れと尊攘の志を同くす。故に彼藩をして新に砲臺を彼の地に起工せしめ、我れ別に田の浦を占領して之れに據らば、窄海に策當に完きを得べしと。議此に決す。乃ち十六日小倉領に到り、十八日を以て遂に田の浦一帶の地を占領す。此事たるや固より藩議に出るに非ず。奇兵隊士攘夷の念切なるより、事の此に及べるなり。然ども小倉藩は之れを以て藩主の命に出づるものと爲し、之れを幕府に急報し、我藩亦騎虎の勢之れを奇兵隊の所爲と稱して、小倉藩に謝すること能はず、遂に藩議を以て公然借地を照會するに至れり。而も高杉、波多野等の過激論者は、小倉藩と交渉の結局を待つこと能はず、二十四日及び二十五日を以て、陸續隊士を田の浦に送致し、悉く其附近の地を占領せり(抄)。

## 第十節　先鋒隊の編成

第一編概說第十一章明治維新と下關一四八―一四九頁參照

【防長回天史】先鋒隊は實に此月初旬を以て編成の緒に就き、遂に奇兵隊と相對峙して東西海口の守備を分擔せり。其九日馬關本營手元役高杉晉作、二隊の陣中規則を草して、山口政事堂の認可を請ふ。

先鋒隊陣中規則

一先鋒隊中不選老少專守忠節忠功進退堅可隨老中之指揮事

一合戰勝利之是非武備謀計之善惡聊不可加私之批判若有私意相違之儀以老中山口御旗本へ可致言上事

一酒宴、遊興、淫亂、高聲、皆人之所惑也堅可爲禁制事

右之條々堅可被相守事

小隊規則

一小隊中不選老少專守忠節進退堅可隨司令官之下知事

一合戰勝利之是非武備謀計之善惡聊不可加私之批判若有私意相違之儀以司令官老中へ可致言上事

一酒宴、遊興、淫亂、高聲、皆人之所惑也堅可爲禁制事

右條々堅可相守事

文意相同じきなり。而して所管の方法を異にするは、其編制の根據を異にすればなり。又小隊規則と稱するは、蓋し奇兵隊は當時尚ほ小隊に過ぎざればなり。

先鋒隊(後選鋒隊)は八組子弟卽ち門閥家の集合より成る(抄)。

## 第十一節　敕使の巡視

第一編概說第十一章明治維新と下關一四九頁參照

【防長史談會雜誌】文久三年七月十五日敕使(正親町少將)は此日楠野村の旅館を發し、馬關竹崎に到り白石正一郞が宅に泊す。十六日午後竹崎の館を發し、船に駕し阿彌陀寺埠頭に到り、馬上壇浦に往き、先鋒隊の砲兵四隊、銃兵小隊、二隊及び先手物頭四隊、庚申艦の銃兵一隊、農兵二隊、本營一部の諸兵、目附役、使番役、其他諸役員、各其技を執り調練を爲すを觀る。尋いで杉谷營に到り長府一部の諸兵の調練を閱過し、前田營に入る。奇兵隊の大砲隊、小銃隊、神器陣小隊、散兵弓隊、狙擊隊の調練を觀、又阿彌陀寺埠頭より船に搭じ、豐前國田の浦へ上

り、奇兵隊、大砲隊、小銃二隊の調練を見、夜に及び四ッ時竹崎の館に還る。此日長府、前田、赤間關人民、總代を勅使の館に召し米を賜ふ。左の如し

一米百五十俵　長府
一米五十俵　前田村
一米百俵　赤間關

本文米額他の比例より多しと見へたり其前後小驛等への賜米をも合せて下されたるならん此文は長府の記に據るものなれば後日彼藩記を詳かに調ぶべし

十八日勅使は彥島へ渡り砲臺を巡視し、先鋒隊、萩野隊、長府藩兵、農兵等の演技を見、又海に航し豐前の國大里に築造せる久留米藩の砲臺其他の警備を巡視し、夜に及び伊崎の館に還る。十九日九州地方へ渡航あるべき豫定なりしに、姑く馬關に留り進退の命を待つべしとの朝命あり。然るに馬關は目下敵衝の地なれば、退て宮市驛に駐在あるべしと議決す。

小倉藩が去五月以來馬關に於て五度に及びたる攘夷戰闘にも終に傍觀し、且

其軍備を爲さず反て外夷と馴狃の景狀あるにより、吾藩壯士等は無論外藩寄寓の列士の徒憤懣に不堪、敕使へ內謁して小倉藩征討の命を請ふに至りたり。因て去る十七日夜は白石正一郎が宅に會し、小倉五罪を指摘して征討せんとする草莽詢建議書を作る。是時波多野金吾、小田村久助、高杉晉作、糸賀外衛、佐久間佐兵衛も其座に臨みたりし。今十九日水戶藩士二人敕使へ進謁したれば、此書を上りたるなるべし。然るに奇兵隊の士等は三十人許も敕使の館に到り、之を請ふて已まず、已に暴擧にも及ぶべき景況なりしも、敕使の先づ調停せられしにより止みたり。二十二日敕使正親町少將は今朝馬關を發し宮市に赴かんと、午後小郡津市の館に駐す。（太田報助）

【追懷錄】七月某日正親町少將公董卿觀察使として吾藩に下り、攘夷擧行叡感不斜の敕書を吾公父子に傳へ、又馬關に到り親く戰地及砲臺を巡察し給へる時、奇兵隊は小倉藩の義理を辨せず、咽喉の地を占ながら、一門の砲を備へず一介の兵を置かず、外夷をして恣に海峽を通過せしめ、敕命を奉せず隣交を顧みざる等の數罪を擧て、同藩の君臣を貶逐し、以て大義名分を明かにすべきことと

を建言したるに、卿に隨從せる土州、肥後、水戶、久留米及姬路藩士の内數名此議を容るゝを拒むものあり。家大兄(入江九一)及隊士數十人之を聞き、卽夜卿の館に迫りて曰く、此建議に抗する者は固より違敕の意に出るものなり、乞ふ之を斬戮せむと。此時楫取素彥藩命を以て敕使に從ひ館に在り、斡旋最も力め家大兄等をして卿に謁せしむ。卿親く諭して建議の件は、直に使を京都に馳せて敕裁を仰ぐべき旨を示さる。是に於て家大兄は時に隊士に命じて、粗暴の事なからしめ給へり。其後正親町卿は家人德田隼人其他を使とし、吾公も亦楫取に命じて共に上京せしめ、具さに狀を朝廷に陳べたれども、此際時勢一步進めて大和行幸の詔あり、尋ぎて境町御門の變ありたるを以て、小倉藩責罰の議は終に熄む。(入江靖)

## 第十二節　朝陽丸事件と世子公の再來

第一編概說第十一章明治維新と下關一四九＝一五〇頁參照

【防長史談會雜誌】文久三年七月二十四日四ッ時、幕府の蒸汽船朝陽丸馬關南部港へ到り端艇を卸し、從士目附中縫鐵助、鈴木八五郞なるもの龜山の警所に

上り、波多野金吾、宮城彥助、入江九市、赤根幹之亟へ接し云ふ、使番中根一之亟去る十五日江戶を發船し大樹公より吾公へ賜る封書を持し來りたり。此事由は已に江戶に於て藩邸へ通報しありたれども、日子少ければ此地へは未だ達すまじければ、軍衛の諸官を煩はして大膳太夫殿へ通告を請はんとすと、金吾等之を聞き急に山口へ報じて處分を請ふ。初め朝陽丸は昨二十三日の午時本山岬外に達したれば、如例馬關諸砲臺にては異制之艦なれば警砲を發し戒嚴したれども、右艦は豐前國部崎岬外に繫碇したり。而して今朝馬關に向つて駛入する時には、海煙未だ散せず朦朧中にて、內外國艦の看認も定まらざれば、前田、田の浦の砲臺よりは砲擊も試みたれども、彈路を外したれば傷損する處なし。既にして國旗を認定し發砲を止めたれば、彼も承領して豫め入港を告げざりしを謝したり。因是彼艦には警船を備へ鄭重に待遇したり。波多野金吾が報告山口へ達したれば、政事堂に議し謂ふ彼が云ふ大樹公の封書とは卽ち親書にてもあるべし、然らば幕府の使は小郡へ來らしめて公親ら出で之を領受すべし。又馬關より小郡へ海路を取り來らば、馬關に貯藏する

公船(御渡海船と稱す)を駕船に充て、從者には阿彌陀寺船を供すべし。若し朝陽丸に駕し來らんと望まば、其意に隨ふべし。迎接諸事の周旋の爲めに吏員白根多助を遣はし、海路より之に隨從せしむ。若し朝陽丸を馬關港に留めば、警船を附し靜肅に之を守るべし(中略)。

二十七日幕府の使中根一之亟の馬關港に來るや其使命は攘夷を抑止するに在りと聞えければ、壯士等大いに不滿を抱き、且其曖昧なる言辭等あるに於ては遂に違敕を以て之を遇せんとす。頃ろ攘夷戰にて我が二艘の軍艦を損傷し、海戰の用を缺ぐを以て、其駕し來る朝陽丸を借り用ひんと欲し、彼に請て曰く、此艦本港駐在の間は我藩へ借取し、我衛兵を以て之を守らんと。彼窘蹙して遽かに答ふる能はず、猶豫して答へんと請ふ。因て壯士等之を公に聞し、公然借取の事を行んと請ふ。公熟思して曰く、彼れ職守して來れる艦を、我が請に因て借し與ふ能はざるは、固より其處なり、故に已むこと無し。之を幕府に請ふの外道なしと。會々世子の萩城に在るを以て、之を世子に圖らしむ。世子熟慮して曰く、たとへ之を幕府に請ふとも、方今事體之を許さゞるは先知す

べし、終に強迫の形となららんは名義の立たざるを如何せん。僅かに一隻の軍艦を以て、名義を失ふは下策の至りならずや。此事たとへ一旦借取の應接を爲したりとも、速に之を破談すべしとの旨を、山口へ報じ來りたり。後一之亟が小郡の旅館に於て前田孫右衛門へ囑托して曰く、予に於ては職を此艦に奉じ來るものなれば、之を棄て還らば實に職を失するの責を免れず。此意を能く主公へ通せんことを願ふと。蓋し彼の強拒する能はざるは、全く畏縮心より出たるなれば、其怯畏に乘じ強迫するは大に耻る所なり。於是八月九日に至り馬關の衛將國司信濃へ會し衆士を諭さしめて曰く、兩公の大業を擧るは偏に大義名分を確守するの本旨なれば、僅かに一艦の利用に泥み、大業の瑕瑾を生ずるは遺憾の至りなり。速に前白の談を廢棄し、使は小郡の丸屋崎へ回漕して、使臣へ還すべしと命ず。二十九日幕府の使中根一之亟及び鈴木八五郎以下小郡の旅館三原屋助七が宅に到る。(太田報助)

【防長回天史】長陽艦に對する壯士の擧動は、頗る穩當を缺ぐものあり、公父子深く之を憂ふ。乃ち馬關砲臺の殆んど將に竣功せんとするを名とし、八月九

日世子に馬關巡見を命ず。世子は十一日萩を發し、十三日を以て馬關に着す。巡見は同十六日早朝より始め、先づ壇浦の防備を檢し、以て前田に臨み、先鋒、奇兵兩隊及び足輕銃隊、獵兵隊等の操練を閲し、親しく慰撫の辭を下し、隊士に酒肴を賜ふ(此夜偶々先鋒、奇兵二隊の私鬪あり)。十八日世子は前日未だ巡見せざりし諸砲臺に到らんと欲し、早天諸臣と共に輕舟に駕して朝陽丸に臨み、次で門司、田の浦を巡見し、壇浦にて發砲の操練を見、翌十九日馬關を發して山口に歸る(抄)。

## 第十三節　先鋒、奇兵兩隊の私鬪

第一編概說第十一章明治維新と下關一五〇＝一五一頁參照

【防長回天史】文久三年八月十六日夜(世子公の滯關中)偶々先鋒二隊の私鬪あり。奇兵隊士は先鋒隊の屯營教法寺を襲擊して、藏田幾之進等數人を傷づく。此爭鬪は其原因遠く兩隊成立の根源に胚胎せる軋轢に出づと雖も、其近因は宮城彥輔之事に由つて起れり。蓋し彥輔は天性溫雅和歌を好み風流を事とし武道に冷淡なりしかば、その後飜然行爲を改め、尊攘說を唱へて志士等と相通じたるにもかゝはらず、舊行を知るものは之を輕侮せり。されぱその拔擢

されて馬關總奉行一手の使番となるや、益々意外とする所なりしに、六月五日の戰鬪に際し彼が諸士を叱咤したるの事實は、遂に機を見て報復する所あらしめんとせり。且奇兵隊新に編成せられ、諸士の不利鮮からざるを以て、益々彥輔を怨み奇兵隊を罵るに至る。諸士の先鋒隊に編入せらるゝ後も、嫉視の念は異なるなく、依然として二隊の間に鴻溝を存せり。然れども先鋒隊は教法寺に陣し、奇兵隊は阿彌陀寺に屯し、相距る稍や遠きを以て、未だ爭端を開くに至らざりき。幾も無く世子旣に馬關に至り、十六日の巡見を終り、諸隊士歸營したるの後に於て、先鋒隊士數人夜中彥輔を訪ふて論爭する處あらんとし、其宿舍を叩きて面接を求む。彥輔の宿舍は奇兵隊の屯營に遠くして、却て先鋒隊の陣營に近く、僅に一條の道路を隔てゝ相對す、故を以て先鋒隊士世子賞賜の酒を被れる者、醉に乘じて彥輔の居に赴き之を辱しめんとしたるものゝ如し。彥輔之れを察知し、謝して曰く、刻下事務蝟集寸暇を得ず、請ふ後刻を期せんと。先鋒隊士乃ち去る。彥輔其影を目送し、機を見て宿舍を出で、高杉晋作を阿彌陀寺に訪ふて情を語る。談未だ終らざるに、彥輔の家僕倉皇來り告

げて曰く、先鋒隊士大擧して宿舍に闖入せりと。彥輔之を聞きて意氣激昻怒色眉宇に現はる。蹶起晉作に辭して曰く、事既に猶豫すべからず、若かず先を制して我より彼營を訪ひ、論辯する所あらんにはと。辭氣死を決するものゝ如し。晉作之を危み相携へて教法寺に至る。奇兵隊士の在營する者之を聞き、奇變を慮り馳せて教法寺門外に至り、門内の動靜を伺ふ。晉作、彥輔門內に進み來意を告げ、相應答するもの良々久し。言漸く高く聲門外に漏る。奇兵隊士等之を耳し、突然劍鎗を提げて寺に入る。先鋒隊の諸士其事の意外なるに喫驚し、且戰ひ且走りて其赴く所を知らず。奇兵隊士乃ち二人を救ひ出し、直に阿彌陀寺に歸りて、先鋒隊士の復讐に備ふ。先鋒隊士百餘人は奇兵隊の襲擊を憤り、卽夜大擧して阿彌陀寺を襲はんとし、各々甲冑を被り劍刀を携へ街頭に集團す。是に於てか晉作阿彌陀寺より急使を世子の館に馳せて、其大要を報ず。世子白石正一郎、弟廉作二人に命じ、阿彌陀寺に到りて其詳細を聞知し來らしむ。二隊の軋轢既に斯の如く其極に達したれば、世子及び國司信濃は之が爲に大事を誤るに至らんことを憂慮し、百方隊士を慰諭し、僅に一時

を彌縫することを得たり。晉作は翌十七日曉赤根武人等と輕舸に乘じて、水路世子の館に至り、具に爭鬪の情況を報じ、世子の公判を俟て進退せんことを請ふ。而して宮城彥輔は先鋒隊諸士の怨府となれるの故を以て、暫く阿彌陀寺に在りて謹愼命を待ち、奇兵隊士之を擁護す、世子及び國司信濃は兩隊再び爭鬪せんことを恐れ、終日終夜之が調停に從事し事なきを得たり(抄)。

## 第十四節　薩州船の擊沈

第一編概說第十一章明治維新と下關一五一頁參照

【忠正公勤王事蹟】是の年(文久三年)十二月二十四日には、薩州の蒸汽船を燒討した事件が持上りました。其れは幕府から借りた長崎丸と云ふ船で、綿を積んで居たさうですが、其の船が二十四日の夜馬關海峽を通りかけた所を、臺場からつい擊つて了ふた。尤も是は西洋船と間違へて擊つたといふことですが、其の時指揮をした人に聞いて見ますと、日本船なら合圖に提灯を振ると云ふことに約束がしてあつたさうで此方からどん〳〵擊掛けると、向ふでは提灯を振つたさうですが、一切構はず擊ち續けたので船は燒け出した。しかし

燒けたのは自火であつたさうですが、燒けながら向ふ地へ漂流して沈んで了ふた跡で、薩州の船と云ふことが明白に分つたから、政府では其の處置に困りまして、使者をやつて謝罪するか、いや知らぬ顏をして先方から詰問した時、さうでございましたか、全く西洋船と思ふてと言譯するが宜からうとか、何とか評議が八ヶ間敷かつたが、長府侯の建言も我より先んじて、謝罪使をやるが宜いとの主意であつたので、とう〳〵使者をやることになつて、桂讓介と云ふ者が薩摩へ參りました。又京都の方でも藩邸の留守居が薩邸へ往つて、貴藩の船とは存ぜずに擊ちました。誠に申譯がないと云ふて斷りましたが、薩州の方ではなか〳〵承知しない、薩州の若手連中は、長州へ押込むと云ふ勢であつたさうですが、今內亂を起してはならぬと云ふて、島津久光公が止められたさうです。（中原邦平）

【長州記事】肥後書簡抄

私共船當十二月二十四日夜豐前國島崎へ碇泊仕候處同夜五ッ時分蒸汽船一艘田の浦に碇泊仕候處無間も長州地より及砲發候に付右蒸汽船より帆柱へ

合圖之燈籠上げ下げ五六度にも及候得共猶砲發烈敷相成候間田の浦へ退島崎之舟橋を以私共船へ乘掛助船早々差立吳候に付船中一同恐怖罷在候得共薩州樣御手船と名乘候故卽時に端船仕立蒸汽船へ乘付候得者右船既に一圓火に相成候故近寄行候而御乘組人數目當次第御助申上候御人數都合三十八人又其餘淡路船へ右同樣に而都合人數十人御乘附總人數四十人上陸有之候得共寒氣中之事故粥其外衣類等旁御介抱仕候而御存命に相成り申候然るに總乘組六十九人之內右四十人者御存命殘二十九人者行衛相分不申候

一翌二十五日早天に長州役人と相見得小船三隻乘組島崎內へ燒沈罷在候場所へ乘掛見分之體に而其儘元之通引取薩州樣御人數御上陸之地へ者御乘附不申候

但島崎地方より燒沈候場所者凡三十餘隔

一死體之者一人陸地へ相見得申候長州に而發砲之員數凡四十發程之由以下略す

十二月 肥後大鹿丸

但國許日附也　　村上新兵衛

## 第十五節　六卿の巡見（附錦小路卿薨去）

第一編概説第十一章明治維新と下關一五一＝一五二頁参照

【三條内大臣行狀繪詞稿】元治元年三月、是より先英、佛、蘭の三國の軍艦二十艘長崎に來り長門を攻撃し、進みて大阪に入らんとす。幕府これを聞きて軍艦奉行並勝麟太郎及目附能勢金之助を長崎に遣り諭してこれを止めしむ。時に萩藩士小田村文輔（後に楫取素彦といふ）長崎にあり、麟太郎の告を得てたゞちに歸り報ず。毛利慶親すなはち赤馬關の兵備を增す。公等（三條實美、三條西季知、東久世通禧、四條隆謌、錦小路頼徳、壬生基修なり）兵備を增すと聞きて、往きてこれを見むと欲し、二十六日會議所詰の諸士また精鋭隊山口高知の護兵等數十人を率ゐて湯田を發し、船木驛に到りて宿す。二十七日厚狹、吉田を經て清末に到る、毛利元純迎へてこれを饗す、長門の府中に到る、毛利元周もまた迎へて饗し、且多く兵を出して護衛す、初更の頃赤馬關に達し、白石正一郎の家を旅館とす。二十八日公等龜山八幡祠に詣る、公は腹卷を着し四條隆謌公は小具足を着し、其の他の人々は直垂

を着す。白羽の箭を神前に献じ、祠官に神酒を乞ひてこれを飲み、默禱すること良々久しくして、神前を退出せり。壇浦に到り銃砲の演習を見るかへるさ、阿彌陀寺に參り安德天皇の御陵を拜し、薄暮に旅館に歸る。翌二十九日前田、彥島等の諸砲墩を巡視せむとせしかど、錦小路賴德公の疾するをもてゆくことを止め、招魂場に詣づ（嘉永六年以來國事に死せし者の靈を祀れる處なり）。四月朔日彥島に到り、福浦、三辻、弟子待等にて銃砲の演習を觀る。三日赤馬關を發して歸途に就く。途中前田、部崎の諸砲墩を巡視し、豐浦を過ぎて一の宮、二の宮に參り、白羽の箭を一の宮に献す。五日人々と倶に湯田に歸る。賴德獨疾に依りて赤馬關に留る（中略）。公等赤間關の砲臺を巡視せむとせし時、錦小路賴德もまた行を同じくす。三月二十六日公等山中驛に到り午餐す。時に賴德俄に咯血す、公等大に驚き賴德を籃輿に乘らしめて、列外に徐行せしめ、土方楠左衛門、粟飯原右衛門兵衛をしてこれを看護せしむ。二十八日賴德病を力めて龜山八幡祠に詣る。歸りて後咯血ます〳〵甚し、醫を召して是を療せしむ、癒えず。河村季與を山口に遣はして、更に良醫を召さしむ。四月二日、毛利慶親其の侍醫赤川玄櫟、鳥

田良岱をして來りて診せしむ。さてあるべきにあらねば、公等は湯田に歸り、賴德は赤馬關に留まりて病を養ふ。二十五日病頓に劇しく、淸水源五右衛門馳せ來りて報ず。公等は小西直記を遣り、毛利慶親は瀧彌太郎を遣りて、これを看護せしむ。是の日賴德遂に卒す。終に臨みて和歌二首を詠みて懷を述ぶ。公等計を聞きて相共に議し、東久世通禧をして其旅館に赴かしめしかど、喪を秘して發せしめず、病篤しと稱して山口に還らしめ、益田右衛門介、波多野金吾、楢崎彌八郎、赤根武人、土方楠左衛門、小西直記、田所壯輔等をして柩を護らしむ。五月八日湯田にいたりて喪を發す。毛利定廣喪主となりて、喪禮を龍泉寺に行ひ、即日これを吉敷郡赤妻山の塋に葬る。公等これがために膾膳を廢すること三日なり。（黑川眞賴）

【長州政變】去程に三月十五日、奇兵隊總管より三條公以下御出關に就き、白石正一郎宅を以て御旅館と爲すべき旨相達せられ、正一郎は謹で御受に及び、歸宅の上夫れ〱仕構致しけるに、同じき二十七日夜三條中納言實美卿を始め奉り、西三條中納言、東久世少將、錦小路右馬頭、壬生修理權太夫の六卿御入り相

成り、暫して正一郎は水野丹後に導かれて、六卿の御前に出で拜伏稍久ふして、夫れより御酒を參らせけるにぞ、三條中納言には先づ硯に筆を染め給ひて、

妻子らも心ひとつに國のためつくせる宿ぞさきくもあらめ

月と日のきよき鏡に耻ざるはあかき誠のこゝろなりけり

大君のおほ御心をそよとたにこちふく風のわれに傳へよ

東久世少將、西三條中納言、錦小路右馬頭の諸卿にも夫れ〳〵左の御歌を賜ひける。

色かへぬ松の操の音さやにふきへだてたる家の風かな　通禧卿

とことはに塵ふき拂ふ松風の聲いさぎよき宿には有けり　季知卿

天地に通らざらめや國の爲め君がためにとつくす誠は　賴德卿

猶三條中納言には、積善之家必有餘慶藤原實美と題せる扁額をも賜ひける。

翌二十八日には六卿共に晝過ぎより壇浦砲臺を御巡覽あり、歸途龜山八幡宮に御參詣あり、正一郎、峰太郎(廉作の悴)軍裝にて御供申しけるが、夫より阿彌陀寺に御入り安德天皇の御陵御拜禮あつて、夕方御歸館遊されける。然るに同夜よりして錦小路賴德卿には御不例の氣味にて、茶室に御休み相成りける。二十九日には三條中納言以下、引島臺場御巡覽の筈なりしも、右御不例の爲め御延引新地招魂場に御越しあつて、御歸途大砲鑄造場に御立寄あり。夜に入つて御歸館在らせられけるが、錦小路卿の御病氣は俄に御快氣とも相見えざりければ、三條中納言以下四卿には、四月朔日を以て引島臺場御巡覽の事と相成り、孰も御船に召し正一郎、庫之進御供申し、先づ破れ新田より御上陸、福浦の臺場にて發砲御覽あり。夫より金比羅神社へ御拜あつて、同所某の別莊にて長府藩よりの饗應に係る御晝飯を召されけるが、此席には波多野金吾、佐々木男也、赤根武人を始め正一郎等も亦相列し、種々御馳走あり。又もや同處を立たせて、弟子待臺場に於て大砲數十發の試擊御覽相成り、夕刻に及び御船にて御歸館ありき。翌二日には三條中納言正一郎の父卯兵衛(當時七十六歲)を御

前に召され、御召古白綾の御小袖を御手づから下賜相成りける、諸卿よりも鯛二尾酒一斗を頂戴したりける。かくて同じき三日には三條中納言外四卿、正一郎が許を御發輿と相定りけるを以て、正一郎、庫之進は角石陣屋まで御見送り申上けるが、同日も亦前田の臺場にて臼砲並に破裂彈の御覽あり。御晝御辨當を召されける後、狙擊隊の臺場及び彈藥庫等御覽あつて、角石なる奇兵隊の陣屋に御入り遊されけるにぞ、正一郎は一先づ御暇乞ひ申上げて、竹崎町なる自宅へ歸りける。此日三條中納言よりの御使者として山縣少介(有朋侯)土方楠左衛門(久元伯)林半七(友幸子)淵上郁太郎四氏を始め、其外二十人許り小倉へ渡海爲したりき。去程に正一郎が許にて、御病氣御療養中なる錦小路右馬頭には、御容體兎角に宜しからず、同月二十四日甚しく吐血遊され、卿自身にも最早快氣の程覺束なしとや思召しけん、正一郎及び土佐の田所壯介を枕頭に召され、

今の人はとい へかくいへ君がためつくすまことは神ぞしるべき

暮なくも三十路の夢はさめにけり赤間が關のなつの夜の月

と云へる辭世の御歌をも示し給ひ、猶正一郎には縮緬の御小袖御扇子等を賜はり頗る御覺悟の有樣なるにぞ、正一郎は直に當時赤間關出張中の萩藩家老益田彈正始め、各役人へ急報しけるにぞ、孰れも正一郎が許に詰切り、御容體如何と片唾を呑んで相控へ居たるが、死生命あり亦如何とも爲す能はず、卿には竟に翌二十五日を以て、眠るが如く薨去せられける。依つて田所莊介は早飛脚として山口表へ出張、二十七日歸關したるが、翌二十八日には東久世少將山口よりして、正一郎が許に御越しあり。御棺其他を御覽あつて御拜禮の後

あきらげき光を世々にのこすらむ豐浦の迫門のなつの夜の月

うき雲をはらひもあへず君やなぞこへてもゆくかよもつひら坂

と御追悼の御歌をば靈前に供し、五月四日を以て赤間關を御發輿山口へ歸られける。（大場景陽）

## 第十六節　四國聯合艦隊砲撃

第一編概說第十一章明治維新と下關一五二＝一五九頁參照

四國聯合艦隊の出發＝戰況＝外人の見たる戰況＝媾和談判

四國聯合艦隊の出發

【開國大勢史】英、佛、米、蘭の四國政府は聯合して、長州藩の外船砲擊に報いるの議を定め、本邦駐在の四國公使に訓令する所あり。 四國公使は一八六四年七月二十二日(元治元年六月十九日)を以て覺書に調印し、更に多くの陸戰遂及輕步兵の清國より到るを待ちたり(香港の第二十步兵聯隊は既に來りて横濱に屯營し陸戰隊も踵て到りブラウン少將之を指揮したり)。 此時我が長州の留學生伊藤俊介、井上聞多英國に在りしが、故國の事變を聞き、歸りて藩主に說く所あらんとせしより、アルコック公使は元治元年六月十八日先づバロサ、コルモラントの二艦を下關に派し、附近を偵察せしむるに際し、六月二十四日二人を姬島に上陸せしめたり。 二人醫師に扮して萩に入り、周旋する所あり。 六月盡日第一回の測量を行ひしときは平穩なりしが、七月六日第二回の測量を行ふに方り、陸上の砲臺より發砲したり。 此日長州藩の吏員二名英國官吏と本山に於て應接し、其の曩に下關通過の艦船を砲擊したるは、日本皇帝陛下の敕命に因る旨を告ぐ。 而して學生二名の歸り報ずる所も、極めて要領を得ず。 是に於て横濱に在りし英國公使は、聯合艦隊の一部を大阪灣に派し、直に天皇に謁して談判を試

みんとす。幕府憂慮し特に若年寄及外國奉行を横濱に派して慰撫す。時に池田、河津の一行の歸朝すると、同時に佛國政府より其の公使に訓令し、幕府が果して巴里覺書第二條に依り、三箇月内に下關の閉鎖を撤去するや否やの形勢一定するまで、聯合運動を中止せしめたり。然るに幕府は池田、河津等の巴里に於て、結びたる約束を越權なりとし、採用せざりしに因り、七月二十四日四國公使の間に、更に議定書に調印し、同二十六日より聯合運動に移れり。蓋し幕府如何に長州を憎めばとて、苟も日本の政府たる間は、各國をして直接長州藩と交涉せしむるは、其本意に非ず。然れども聯合艦隊の大阪灣に入り、京都と交涉せんとするを制止する爲には、直接長州と談判することを、默過するの必要ありしなるべく艦隊出發の後函館奉行廳に屬する帆前船に、愚鈍を以て名ある一奉行を載せて、之を追はしめたりといふに據れば、後日の爲め遁辭の地を作りし者なるを知るべきなり。幕府は固より長州を怨み、聯合艦隊の一部が横濱を發したる三日前に於て、江戸の長州藩邸を燒きたる次第なれば、其長州を保護するの冷淡なりしこと、亦怪むに

足らざるなり。

【ハウス氏下關事件】第七月二十五日(我六月十日)各國公使は會同協議して曰く、日本と取結たる條約に依て、得たる權利を保存するには、速に內海の再開を計らざる可からず。而て之を擧行するや、近海に在る海陸軍勢の戮力に依らざるべからず云々。此件に本國政府の意見は、將に何れの點に歸着すべきや、之を忖度せずして此議を決したりと云ふは、抑贅言に近し。此決議たるや素より四國政府の意見に出しに非ず。唯其公使等が專斷を以て明言し、終に戰爭に至りし所爲の第一豫告公告なり(中略)。實に下關の擧はジル、ルーセルホルト(英國公使)が名望を求むるの一大計謀たる、當時の交際文書を見る者毫も疑を容れざるなり(中略)。四公使等は連名の書を作り內意して曰く「這回打壞の業は十分にして、餘す所なかる可し」と、其決議に曰く「若し長州の國主大軍の襲來に依り敬服するも、砲塞は之れを打碎す可し。此度進軍の性質は匪徒或は海賊を追罰するに外ならざる可し云々。」シル、アルオールコックは密に(下關より遠隔せる)長州の萩城を獲べき旨を發言

せり。（內山隄雲譯）

【史學雜誌】池田使節等歸朝の結果、英、佛、米、蘭四箇國の聯合全く確立するや、橫濱灣頭に碇泊せる無數の艦隊は、直に錨を上げて下關に發行するに至りぬ。乃ち七月二十七日（八月廿八日）佛艦デュプレー號、タンクレド號、蘭艦メジュス號、メターレンクリユース號、デアンビー號、アムステルダム號の六艘先發し、其翌日英艦ユリアラス號、バロサ號、ターター號、レオパード號、アーガス號、コンケロー號、バウンサー號の七艘、並に佛艦セミラミス號、米國商船タキャン號の二艘續いて出帆せり。是に於てか江戸幕府は大に驚き、同月晦日參政立花出雲守を橫濱に遣し、之を拒止する事に盡力せしめたりしも、最早聯合艦隊は殘らず出帆したる後なりき。此時最も滑稽なりしは外國奉行の一人をして、之を追從せしめたる事にして、其船を問へば函館奉行廳に屬す。帆前船健須丸其人を問へば奉行中にも特に庸名高き田村肥後守なりしといふ。朝廷に於ても非常に宸襟を惱し給ひ先頃以來於幕府精々說諭有之事故唯今長州を襲擊候樣之儀有間敷候得共萬一不相守大擧候ては頃日長州追討被仰出候折柄內外

混淆御國辱之間厚勘辨自幕府猶說得可有之旨を仰せ出さるゝに至れり。されど江戸幕府は眞に此下關砲擊の擧を拒止せんとするの意なかりし事は、當時の實狀に徵して誠に明白なる所なり。若し幕府にして眞に之を拒止せんと欲しゝならば、必しも其策なきに非らざりし事は、幕末衰亡論の著者がいへるが如くなりしならむ。

斯て横濱灣を前後出帆せし聯合艦隊は、八月二日(九月二日)豐後海峽なる姬島に到着して錨を下せり。姬島は聯合艦隊が豫じめ集合所と定めたる處なり此時英艦バーサス號は上海より大なる石炭船を曳いて來り、又コケット號も長崎より來りて此艦隊に加はれり。是に於て總數十七艘、水兵凡三千人、陸兵二千人艦隊を分ちて三となし、英國水師提督クーパー之れが指揮官たり。八月四日(九月四日)指揮官クーパーはユリアラス號に乘組み、佛國水師提督ジョーレはセミラミス號に乘組み、愈々聯合艦隊は佛國軍艦を先陣として、午前六時姬島を出帆し、本山岬より順次馬關に向つて進行し、前田砲臺を距る約二三浬の所に碇泊せり。長藩に於ては前田角石に本營を置きて、總督の居所とな

し、壇浦に支營を置き、各々部署を定めて砲臺に備へたり。而して此兩營の間にある洲本、杉谷の二箇所及び馬關紅石山邊等の砲臺は、長府の兵を以て之に備へ、彦島砲臺には萩野隊を送り、皆一號令の下に戰端を開かんと、腕を撫して待ち構へぬ。然るに此夜御直目附、前田孫右衛門は藩主の命を奉じて來り、今回は先づ無事に外艦を通過せしめ、彼より發砲するにあらずんば、我は敢て挑戰することを勿れとの旨を傳ふるに至れり。抑々前田孫右衛門の此命を傳へたる所以は何んぞや、此時長藩は京師に一敗し、長門守は自ら七卿を奉じて、海路室津に至りしも、急に又引返すの已なき次第に至りし事情は、確かに長藩の形勢に一頓挫を與へたるものなりき。若し此上下關に外艦を引受けん事は、長藩の最も難しとせし所、是に於てか所謂三田尻會議となり、何とかして外艦の砲撃を防止する良策なきかの論議となれり。此時嚮に藩主に説きし伊藤、井上の二人は、今更和議せんと欲するは、既に〱其時期を失したる所以を以てし、一時長藩内の動搖は實に想像の外なりき。かゝる間に於て聯合艦隊は姫島に到着せる注進あり。最早論議にかれこれ時日を費す場合にあらざれ

ば、周布政之助(麻田公輔)の如きは如何なる手段を用ふるも、開戰の豫防策を講せざるべからずとなし、速に伊藤、井上の二人に談じて事に當らしむ。是に於て伊藤は談判役となりて、聯合艦隊に赴かんとし、先づ第一に下關航通の自由を許す事、薪水食料を給與する事等の箇條書を持し、松島剛藏を伴ひて此日三田尻より姫島に向へり、途半にして外艦の黑煙を吐きて西走するを見しかば、既に事の無用なるを知りて、遂に引き返すに至りぬ。前田の命を傳へしといふも、此和議論の結果にして、彼は井上等と共に奇兵隊干城隊の所謂先鋒隊の鎭撫に來りしものなりき。されど聯合艦隊に於ては多大の決心を以て、開戰準備に寸分の怠りなかりき。

五日聯合艦隊に於ては旗艦ユリアラス號より信號を擧げ、之を英艦ターター艦長ヘイス、バロサ艦長ドウエル、レオパード艦長レッキー、並に佛艦デュプレー、蘭メターレンクリユースチアンピー等に向つて示し、午後一時長藩諸臺場に向ふの準備をなさしむ。二時諸艦錨を揚げて進行し、前田砲臺に對して恰も半月形の排列をなせり。乃ち重艦隊なるターター、デュプレーメターレン、

クリユース、バロサジャンピー、レオパードの六艦は前田村茶屋砲臺の正面千八百碼の距離を以て碇泊し、ヘース之に將たり。輕艦隊なるパーサス、メジユス、タンクレド、コケツト、バヴンサーアーガスの六艦は、長府の岬なる城山、關見の砲臺に接して碇泊し、キングストン之に將たり。二艦隊の中間には旗艦ユリアラス、並にセミラミス、タキヤン、コンケロー、アムステルダムの五艦碇泊せり。斯の如くにして形勢既に眼前に迫れるを以て、此日更に井上は通譯戶田龜之助を從へて、旗艦ユリアラス號に至り、和議を謀らんとし、提督クーパーに面して談ずる處ありしも、最早和議の行はるべくもあらず。「今後は彈丸を御進物とすべし」との返答を得て、空しく歸り來れり。然して下關なる長藩諸隊は、井上より外艦の返答を聞くや、愈々戰備を開くの時來りしかば、勇氣全營に滿ちて急に活氣を帶ぶに至りぬ。此時伊藤は高杉晉作と共に、山口を發して下關に出でんとし、井上は又和議行はれずして、山口に向はんとするの途、偶々小郡附近に邂逅し、委しく外艦の事情を物語り、到底戰爭の避くべからざるを知りしかば、遂に三人手を携へて山口に引返し、愈々藩主の出馬を進むる事に

決せり。午後三時二十分に至り、旗艦ユリアラス號より一彈を投じて、發砲の信號をなすや、左翼の重艦隊之に應じて發砲し、其右翼なる輕艦隊も又之に應じ、初めて開戰の端をなせしかば、長藩守兵は直に之に應じて發砲し、數時の間硝煙海を蔽へり。此日の主戰は前田砲臺にして、重艦隊中の四艘は絶えず壇浦砲臺を斜擊し、前田に應援すること能はざらしめんと勉めたり。之に反して輕艦隊は縱橫自在に進退して砲臺を亂射し、遂に城山、關見砲臺を擊破して前田砲臺に向ひ、專ら重艦隊の援助をなせり。是に於て前田の守兵頗る防戰に苦しむ。加ふるに數百發連射の爲に、砲身或は砲架に損傷を蒙りて、多く用ふべからざるものさへ出來るに至れり。されど外艦の砲擊は益々猛烈にして、次第に命中するもの多く、偶々一丸來つて砲臺に破裂するや、臺兵防守する能はずして一旦退き、再び防戰に盡せしが、午後六時頃遂に敵する能はずして、砲臺を棄てゝ退却せり。茲に至つて砲聲はじめて止む。此の夜英艦パーサス、蘭艦メジュスの二艘は、前田砲臺の下に接近し、正に守兵のあらざるを窺ふや、午後十時パーサス號の艦長キングストンは、士官と共に水兵二十名を率ひ

て上陸したりしに、長藩の殘兵山上の叢林中より狙撃せり。されどキングストン等は之を意とせず、此間後方よりはメジュス號は、絶えず援助を怠らざりしかば、難なく砲臺内に入り、八十斤砲二十四斤砲等凡二三十門の火門に釘し、自餘の物は悉く火して本艦に歸れり。三好軍太郎(重臣)交野十郎等砲臺を檢するに及び、其使用に堪ゆるもの、僅かに一門を存せしといふ。

六日長藩は前夜の暗に乘じて、破壞されたる砲臺を修繕し、東天白みそむる頃に及んで、四艘の艦隊の雁行するを認たり、是乃ち重艦隊なり。是に於て杉谷砲臺よりはレオパード號に向つて一二彈を發射し、又壇浦砲臺よりは最も接近せるターター號、デュプレー號に向つて發砲し、初めの一丸に佛人二名を斃し、次でターター號のリユテナントなるブラウンロー及び見習士官一兵士七人を傷けたり。茲に於て重艦隊は直に命を下し、少しく砲彈距離外に退き、急に杉谷壇浦の砲臺を亂射せり。其勢の猛烈なること前日に異なるなし、就中壇浦の砲戰最も甚し。壇浦砲臺は今の有朋侯山縣狂介の統御する所たりき。此時本營より交野十郎馳せ來りて曰く、前田に於ては、既に陸戰の準備をなせ

り。故に戰爭の情況に依りては、一手に合して敵に當らむは如何にと、依て壇浦砲臺に於ては時機を見て兵を收め、前田に合する事に決し、其準備に怠りなかりしが、折しも頻に前田の戰況急なるを告げしかば、午後二時頃行いて前田の兵に合せり。而して此日輕艦隊にあつては、朝飯を喫するや否や、直に上陸の合圖を受取りて、上陸兵を載せて海岸に近けり。其兵員英國海兵輕步兵千二百人、海軍大佐スザー之を指揮し、陸戰隊八百人、ユリアラス艦長アレキサンダー之を指揮し、其他佛國海兵及び陸戰隊三百五十人、蘭國海兵及び陸戰隊二百人、米國海兵隊五十八人、總計二千六百人皆一齊に海岸に登れり、其間輕艦隊は絕えず海岸より庇護せり、時に午前十時なりき。已に何等の故障もなく無事に上陸を遂げる諸隊は、大に勇氣を顯じ、隊伍を整へて前田砲臺に向つて前進し、陸路三道より亂射せり。これ壇浦の守兵前田に合せし約一時間の後なり。其勢の猖獗なりし事は、山縣侯の懷舊記事に兵士の甕るゝもの、唯進行するありて退止するなく、數時の後我野戰砲の砲身及び車輪等は、烈しく連射したる爲め悉く破損し、復た發射する能はざるに至れり。予は陣營の側に屯する所

の鎗隊をして、急進突貫せしめんとするの令を下したるに、隊長林半七は已に重傷を負て退き、其他傷者頗る多くして士氣沮喪し、令遂に行ふを得ず、乃ち總督赤根に面し、守衛の事を議せんとするに、赤根は已に去て見えず、唯一人の兵士が陣營處々に放火するを見る、之を詰れば總督の令を承けたるなりと。斯の如くにして前田の砲臺遂に陷るや、上陸隊は益々進んで洲岬、杉谷の砲臺を奪領し、更に强固なる壇浦砲臺をも難なく陷れたり。是に於て長藩の殘兵等退いて野戰臺場に據る。スザー乃ち海兵數百人を率ひて之に向へり。此臺場には野戰砲四門を以て防戰し、霰彈銃丸を裝して上陸隊に當れり。故に上陸隊頗る苦戰し、死者八人、傷者二三十人を出すに至れり。時にアレキサンダーが砲丸に中りて脚を傷く。されど遂に野戰臺場をも占領し、分捕砲門は夜間パーサス艦に運搬し、其附屬物は皆破摧したり。而して此パーサス艦は今朝上陸隊を送りし時、偶々退潮なりしを以て、遂に淺瀨に乘り上げ、進退自由ならざりしが、翌七日夜に至りレオパード、アーガス二艦の助力に依つて、漸く浮ぶを得たり。七日前日の激戰に勝敗の數既に決して長藩又戰ふの勇氣な

外人の見たる戰況

し、されど聯合艦隊は尙ほ屢々陸上の砲臺に向つて發砲し、分捕せし砲門を本艦に積み入るゝに忙がしかりき、其翌日八日に至り長藩愈々白旗を飜して、和議を請ふに至れり。

【ルーサン氏日本海岸の役】是の夜(四日)各提督は相協議して攻擊第一着の方略を定めたり、其の方略にては南海岸を以て、全く中立地と見做し、北海岸の串崎より下關市外廓に至る迄の砲臺、及び其他の防禦物を攻略するに在りし。長門海岸は殆ど一直線をなせども、對岸なる豐前の海岸は全く之に反し、屈曲して田の浦灣を成す。此の地理を利用して聯合艦隊中の一部は田の浦灣に入り、弦月形をなして投錨し、其の戰鬪艦は門司岬の手前二三ヱンカブリユールに於て位置を占め(一ヱンカブリユールは百二十尋にして即ち二百米突)其の砲火を敵の重要なる防禦に集中する姿勢を取ることゝす。第二分隊は小形の軍艦より組織し、遊擊隊として串崎の砲臺に當らしむ。蓋し串崎の防禦は他の砲臺に比すれば、稍堅固ならざるが如く見受けたればなり。フレガット型旗艦二隻、並に一等艦一隻は右兩分隊の中央に位置し、其の多數の砲を以て機に臨み應援するもの

させり。海峽は潮流急激にして、日に其方面を變ずること四回に及ぶ。而して門司岬の前に於ては、其速力五六節に達するを以て、多數の船艦皺火を侵して、此に投錨するには其の操縱頗る困難なるを以て、海峽より出る所の潮流逆轉するの時を以て前進することに決定したり。故に艦隊の運動は翌日まで猶豫することゝなれり。

豐前地方の人氣靜穩なることは、我々の推察に達はざりし。是の日午後八時頃田の浦市の奉行は、セミラミス號に來り聯合艦隊の戰備あるを見て、己の地方は人氣靜謐更に敵意なきを告げて曰く、我海岸には數箇所に砲臺の設けありて、之れに大砲を備ふるも、唯自衛の具となすのみにて他意あるにあらず、願くば宥恕せられたしと。之れに對し我々は彼等が安心する樣、直に返答に及びたり。彼等は其隣國人の意向に就ては、詳に探聞する所なく、唯普通一般の口上にて戰爭の災害を陳べて去れり。

是夜は別に記すべき事なし。但し夕刻一隻の商船長門の海岸より來りて、ユークヤリス號の側に寄りしが、下級の役人と覺しき者、之れに乘組み居りて、英國

の海軍中將に面會を求めたれども、我よりは高級の官吏にして、正式に長門侯の信任を受けたる者ならでは、面接しがたしと答へたるを以て、彼の使者は直に去れり。

翌第五日午前敵の砲臺を望見するに、距離遠きを以て異狀あるや否を見るべからず。正午頃に至り第一分隊の各艦は石炭を焚き夫々用意を爲し第三層橋を下す。他の諸艦も亦之れに倣ふ。既にして待設けたる潮流の變更は、漸く二時頃に至りて其の兆候を顯したり。其時より半時間を經て、第一分隊組織せる六艦は、豫定の順序に從ひ、我艦とユリヤリユス號との間に在りて徐々進行す。卽ち其の第一は英國のコルウエト型タルタル號、第二は佛艦チユプレース號（艦長パスキエドフランリユ）第三は和蘭のコルウエト型メタルクルイフ號、第四は英國のコルウエト型バロワサ號、第五は和蘭のコルウエト型チヤンピ號、最後は外輪フレガツト型レオパード號なり。

以上の諸艦は戰鬪準備の終るや、間もなく其部署に就きて碇泊す。此、諸艦より短距離に於ける敵の砲臺は、猶ほ未だ砲を放たず。諸艦は投錨に着手せし

が、潮流急激なるが爲め頗る困難を極めたり。其際第二分隊の輕快船は、串崎に向て出發す。其分隊は英國軍艦ペルレウス號、コケット號、バウンセン號、アルグス號、佛國海防艦タンクレード號（艦長バリユ氏）及和蘭コルウエト型メヂユーヅ號より成る。

此時一隻の商船串崎の海岸より來り、應接を望むものゝ如く、ユリヤリユス號に近寄らんとせしが、我諸艦の部署既に定りたる後なれば、彼に退去を命ず。彼も亦我の決意を見て周章して去れり。

續いて聯合艦隊の中堅たる我艦（セミラミス）號とユリヤリユス號、コンケロル號は、第一分隊に近接せんが爲に進行し、田の浦對岸の砲臺を距る十一乃至十二アンカブリユールの處に於て碇泊す。而して我提督ジヨーレス氏は、英艦ユリヤリユス號に乘移る。是の時午後三時四十分なりしが、第一分隊の各艦は盡く投錨を了りしを以て、各提督は砲火を開くことに決す。於是ユリヤリユス號の一發を合圖として、各艦は一舷の大砲を斉發す。日本人も我が一發を待つて各所の砲臺より應戰し、海岸の一帶は硝煙を以て蔽れたり。

昨四日偵察したる砲臺の外、更に數箇所の砲臺あるは、此時に至り始めて之を知るを得たり。殊に前年セミラミス號が占領したる底地の入口には、薩射砲臺あるを見る。此の低地に構へたる三箇所の砲臺と、門司岬對岸の大砲臺より發射する砲火は、極めて激烈なりしを以て、第一分隊の各艦は之に應じて劇しく砲擊せり。各艦の周圍は敵彈跳動の爲め白沫飛散し、既にして彼我共に濃煙の內に蔽はれ、咫尺を辨ずべからざるに至りしが、幸に微風あり海峽の奧より吹來りて濃煙を散せしかば、射擊を連續するを得たり。初め我がセミラミス號が、投錨を終りて敵の重なる臺場に向ふて、斜に舷側を向けしは、凡そ四時頃と覺ゆ。其の準備全く終るや、直に右舷に備へたる旋條砲を發射せり。其の發射は最初數發を試みたる後は、正確に命中せり。敵の彈丸は我に達せずして、我を距る數アンカブリユールの海中に落ちしもの多かりしが、我より發したる着發彈は、敵の砲臺上に破裂して、其胸壁を毀ちたり。我が側にありしユリヤリユス號は、誤て錨鎖を斷ちし爲め、僅に舷頭の砲三四門の外は、發射するを得ざりしも、我がセミラミユス號は盛に砲擊せり。又第一分隊の各艦

も敵彈雨注の間に在りて、瞬時も怠らず砲擊したるを以て、敵は漸く萎縮の形を顯はし、四箇所の重なる砲臺は砲擊の度數大に緩漫となり、四時半に至りては長き間斷にて、僅に數發を放のみ。又串崎の方は砲擊更に薄弱となれり。第二分隊の小艦は巧に運轉し、砲擊を爲しつゝ漸次前進し、我艦(中堅隊セミラミス號を指す)の斜面に來れり。各艦隊は間斷なく砲擊し、夜に入りて始て休戰せり。五時半頃低地に構へたる臺場の一箇所より火焔昇騰し、數聲の爆發を聞く。時に麓は已に暗くして見るべからざりしも、山上の樹木は此の爆發の光輝にて、瞥見するを得たり。第二分隊の先頭艦ペルンウース號の艦長は、其の臺場の近距離に在りたれば、敵が之を放棄したるを見て、陸戰隊を上陸せしめたり。メヂユーヅ號の上陸兵も直に之に加はり、重なる三箇所の臺場に侵入せしが、臺場の砲手は砲を棄てゝ走り、二三の屍處々に斃れたるを見たり。上陸兵は二十門餘の大砲の火門に釘し了り、敵の追擊に遭遇せずして、徐々分捕品を携へて引揚げたり。

下の關に近接したる大砲臺は、距離遠隔せるを以て、陸戰隊を上陸せしむるに

及ばずして、日已に沒したり。於是此の餘の攻擊は翌日に延引することに決す。是日の戰に於て損害を受けたるは、第一分隊のみなりし。其の損害は戰死者三名、負傷十五名に及べりと雖も、船體並に橋上に受けたる彈丸の數に比すれば、死傷の數は實に僅少なりとす。

各提督の會議は海峽の入口に於ける各砲臺をして、全く不用に歸せしむる爲め、之れに陸戰隊を上陸せしむること必要なりと決せり。故に翌日(第六日)の早天には、前日の砲擊にて敵兵の士氣沮喪したるに乘じ、軍艦は陸戰隊を援助しつゝ之れを上陸せしめ砲臺を掠取し、然る後陸戰隊の一部は臺場の防備を破毀し、其間陸戰隊の大部分は敵を林中に押込み、寸步も林中より出ることを得ざらしむべしと定む。之れを翌日の攻擊方略の概要とす。

海峽は二三時間の前、百五十間餘の砲聲百雷の如く轟きしが、夜に入りて後は全く靜寂となり、臺場の方を望めば、點々たる燈火の往來するを見るのみ。是れ敵の士官等が腰に帶びたる提燈の光なること疑なし。

九月六日の昧爽、門司岬の對岸なる砲臺より突然大砲の響を發す。是れ日本

人がコルウエト型デユプレース號、及タルタル號を狙擊したるなり。此の二艦は潮流逆轉したるが爲め夜間相衝突し、相互の錨鎖混錯して艦尾を敵の方位に向け居れり。斯る場合に砲擊に遇ひたれば、兩艦は錨鎖の混錯を解くことに盡力し、忽ち之を解くを得たれば、タルタル號第一に應擊し、デユプレース號之に續き、兩艦より激しく射擊したるを以て、敵は遂に砲臺を棄てゝ去れり。然れども我に損害なきにあらず、即ちタルタル號の副艦長は重傷を負ひ、デユプレース號の甲板上には死者數兵を出だし、艦長の側に在りし操舵長は敵彈の爲め其の頭を失へり。於是上陸の準備は急がれたり。陸戰隊の總員二千名にして、端艇用の輕砲若干門と野戰砲數門を備ふ。此の陸戰隊中佛蘭西の諸艦に屬する銃隊凡そ三百五十名は、海軍大佐ルクリヨ・デユ・キリヨ氏之を率ひ、英國海軍歩兵及水兵一千四百名は海軍大佐アレキサンダー氏之を率ひ、其の外和蘭の水兵二百五十名も亦陸戰隊中に入り、又タキャン號乘組の海軍兵一小隊は、亞米利加の出兵として之に加はれり。

以上の諸兵は午前七時より海岸に駛行せる端艇に乘込みたり。此の兵は我

投錨點の斜面なる串崎と、三砲臺の間に上陸するの手配なりし。英國人の陸戰兵は最も多數なりしを以て、端艇の乘込み大に手間取り、漸く八時半に至りて終れり。其時端艇は數團に分れて、艦隊中の輕快船に曳かれ、相駢んで進みしが、左は佛蘭西、其次は英吉利、其次は和蘭の陸戰隊なりし。佛國の陸戰兵は下の關市並に重要なる砲臺を攻擊すべき枝隊の先頭として發し、而して其の乘組みたる端艇は、佛艦タンクレード號及びタキヤン號之を曳き、英國兵の端艇はペルシウス號、アルグス號、及コケツト號と之を曳き、和蘭兵の端艇はアムステルダム號之を曳けり。

右各艦は上陸兵軍送船の前路に霰彈を亂射しつゝ海岸に進む。而して其の上陸點は草木生茂したる丘陵の麓に沿へる一條の砂地にして、其の幅僅かに二三米突に過ぎず。

九時諸隊共に上陸し縱隊に整列せし時、兩提督は部下の將校を率ゐ來着し、暫時にして前進の令を下す。英兵數中隊は丘陵を上りて進みしが、我兵は英兵に先つこと五十步にして進み、戰はずして第一の防禦地に入れり。此の防禦

地には前年我兵の破壞せし砲臺の跡に新築したる砲臺二座あり。其の一には海岸用中軸砲架に据へたる十八及二十四の青銅砲六門、及野砲一門を備へ、其の二は丘陵の頂上に在りて、海岸砲五門を備へり。但し前日我が砲擊は以上の砲門を破毀するに至らざるも、胸壁の頂上に彈痕充滿したるを見れば、敵兵は砲臺を守るに堪へず、退走せしなるべし。其砲門は前に記したる如く、前日午後已に我軍にて火門に釘せしが、今全く之を不用具となさん爲め、砲箒照準螺子を碎き照門楔を海中に投じたり。

此の間に於て英兵は丘陵の中腹を通過し、數隊の日本兵を追擊せしに、彼等は處々に散在して我を銃擊しつゝ、背後の低地に退走す。此の地は海岸砲臺の下に達するものたり。又我枝隊は水田又は其水田の奥より流るゝ小川を渡りて、前面の薤射砲臺に進入せしが、此處には大小の砲九門を備へたり。コルウェト型艦長の言ふ所に依れば、昨日の戰に於て此砲臺は最も妨害を爲したりと云ふ。我兵が其砲九門を破毀するの折柄、數個の流彈ありて低地の上を飛越して砲臺內に落ちたり。然れども之を發射せし敵兵は何れの地に在る

や詳かならず。此時各提督は會議して左の如き方略を議定す。
英國銃隊の全部はアレキサンダー大佐の指揮に屬し、低地の三砲臺を占領し、敵を抑制しつゝ砲臺を破壞すべし。自餘の諸隊はヂユキリヨ大佐の指揮に屬して、下の關方面に向ひ海岸に沿ふて進むべし。
前令に從ひ佛國の銃隊は、和蘭の銃隊に先ちて沿岸の道を進み、英兵の大隊は之れと駢行して森林中に入れり。
海上に武裝したる端艇は、陸兵の運動に從ふて海岸を進む。其時諸隊は樹木ある山の中腹に行き掛れり。此の山は前に記したる低地に接續し、其の端は海に突出して岩崖を爲す。我兵のよりたる道路は其の岩崖上に在りて迂回し、或は海岸に臨み、或は樹間に入り、其の狹隘なることは日本國内到る處の路と異なるなし。然れども風景の美なるは、蓋し之れに及ぶものなけん。此の途中に於ては一人の敵を見ず。唯二門の臼砲を遺棄しありたるを見るのみ。英兵は我々より尙高き山腹の道に從て進みしが、是れ亦一の抵抗を受けざりし。昨日海上より望見したる長門侯の陣幕は、多分夜中に取除きたりと見へ、

今は其の跡を留めず。
十時半兩枝隊は同刻を以て大砲臺の入口に達せり。諸隊の山路進行中、此の砲臺よりコルウエト艦へ向け一彈を發射したれども、諸隊が此處に來着せし時は、最早一兵をも見ざりし。蓋し敵が此の砲臺を棄てゝ退走したるは、僅に數分時前に在りしが如し。
日本兵は下の關市内及樹林中に退きて隱匿し、以て自由射擊を爲す。我兵よりも同樣の射擊をなして、之を抑制せしに依り、諸隊は臺場内に進み入るを得たり。
此の臺場は歐羅巴近時の築造法により、頗る注意して構造したるものにて、其の工事は大に觀るべきものあり。其の四面に備ふる大砲は靑銅製十四門なり。其内十門は海岸砲架に据付け、一門は野戰砲架に据付けたり。其の外大口徑の榴彈砲三門あり。丘陵に面したる方には平地ありて、之を圍むに堅固なる柵を以てす。而して其の構内に井戶數箇所を穿ち、火藥庫一棟、板屋三四棟を建つ。其より百步を隔てゝ丘陵の蔭に大火藥庫を設く。庫内には火藥

榴其他弓矢等を納むること頗る多し。此の臺場より下の關市に至る海岸には、他に臺場あるを見ず、されば我軍は串崎砲臺の外、海峽前部の防禦物は盡く占領したりと謂ふべし。

此の處よりは土地屈曲して、下の關市を望むべからず。對岸は門司岬に接して廣き灣を爲し、西には引島あり、海峽の廣張したる部分に位し、下の關市と豐前地の間に於て、迂回せる灣を形成す。眼鏡を以て引島を望むに、島内に數箇所の砲臺あるを見る。其の砲臺の一箇所より、我に向けて發砲せしも、距離遠くして達せず、但し我より發する彈丸は、之れに達するを得たり。下の關市の方面に出したる偵察隊は、高處に上りて市の外廓を瞰下せしに、外廓は海岸に騈行して一帶の家屋相連り、其の背後には處々石段ありて寺院に通ず。寺院は皆繞らすに樹林を以てす。市民は盡く遁走せしと見え寂寥たり。市の外廓には砲臺の設けなく、唯處々の寺院又は森林の中に敵兵埋伏して、時々小銃を發射せるのみ。諸隊の指揮官は、此の高處に登りたる後、唯々領地を守持すべき命令を發せり。時に暑氣極めて劇しきを以て、攻擊諸隊は暫く休憩して

午飯を喫す。其より山林中に撤兵を布きて、警戒しつゝ砲臺の材料を破壞す。火藥は海中に投棄し、砲架は打毀ちたる後堆積して之れを燒く。又大砲臺の榴彈庫には、火を放ちたるに爆發して、碎片を四方に飛散せり。
午後二時頃我海軍銃隊と和蘭の銃隊は、端艇の掩護にて沿海の道路に從り、再び偵察を爲す。往くこと四百米突にして、銃隊の先頭は外廓の入口に達したるが、其の處には長さ數米突の埠頭ありて、數多の漁舟此に集泊するを見る。埠頭の極端には尖形の小燈臺を設けたり。我目前に當れる路上には人あるを見ず。試に野戰砲を以て外廓に向け、榴彈數發を放ちしに、敵兵は遠方の人家に據りて、數發の小銃を放射したるのみ。因て我指揮官は此の日尙攻擊を繼續するの無益たるを知れり。
佛和兩國の銃隊は、於是占領砲臺の方に向ふて歸りたり。而して是の時占領したる土地を算すれば、其延長僅に一基米突に過ぎず。三時より四時に至るの間、佛和兩國の兵は大砲臺の土手下に於て乘船し、各其の本艦に歸り、又英の大隊は沿岸の路に從りて、最初の砲臺に歸りたり。午後五時頃水田ある低地

に方りて、微かなる銃聲を聞けり。蓋し敵は丘陵の背後より出でゝ、今將に乘船せんとする英兵を襲擊し、此に小戰鬪を開始したるなり。其の銃聲は漸次低地の奧に退き、忽ち激烈と爲り、砲聲も亦之に交りしが、暫くして英兵の負傷者を端艇に運搬するを見る。銃聲は日沒に至りて全く休む。是の時我輩は始めて此の交戰始末を聞くを得たり。之を左に記すべし。

アレキサンダ大佐は兵を乘船せしむる前、諸隊の集合を機とし、低地の奧を偵察せしめんと思立てり。蓋し其の低地の奧よりは、敵兵終日砲臺に向ふて、時々小銃或は大砲を放ちたるを以て、其實情を探究せんとしたるなり。乃ち兵を二銃隊に分ちて偵察せしめ、水兵の一隊は低地の道を進み、步兵大隊は陸軍中佐シユサー氏之を率ひて、道を右方の森林中に取りたり。此の二銃隊は往くこと少許にして、小銃の發射に遇ひしが、之れに應戰しつゝ前進せり。此の低地は右に曲るに從ふて、漸く狹隘となりしが、忽ち開濶にして段々の水田となり、其の左右には松樹駢立す。此の處柵を植たる壘壁ありて、野砲數門を備へ多數の步兵之れを守禦せり。

於是指揮官壘壁攻陷の命令を下したれば、我二銃隊は敵の射擊愈々劇しきを顧みず、一齊に進擊して敵壘を距る二十米突に達す。其の時敵は英國銃隊の側面攻擊を受けんことを恐れて遁走し、負傷者を助けて山中に入りたれば、英兵は砲壘中に進入して、敵の殘兵數名を擊殺したり。此の砲壘は稍大にして、敵の豫備隊の屯所に供したるものなり。而して武器は野砲五六門を備へ、其外猶武器彈藥の貯藏あり。英兵は日暮に迫りたるを以て、大砲の火門に釘し、砲架を燒き、家屋に火を放ち、然る後海岸の端艇さして引揚げたるが、敵は之を追擊せざりし。此の戰鬪に於て英兵の損傷は頗る多かりし。即ち即死八名、負傷四十名に及べり。負傷中には銃隊の士官二名と指揮官海軍大佐アレキサンダ氏亦在り。大佐は戰酣なるの時銃丸を跡に受けたるを以て、陸軍中佐シユサー氏之に代て指揮したり。

是日の戰に於て聯合艦隊は全く海峽の前部を占領し、大砲四十二門を分捕たり。但し串崎の砲臺は數門の大砲を備へ、是日の朝海峽の入口に碇泊せる軍艦を砲擊せしが、敵は日了砲擊の無効なるを知り、此の砲臺を遺棄して去る。

九月七日コルウェト艦より組織せる一分隊は、午後潮流の變更するを待ち、門司岬を越えて海峽の後部卽ち下の關市と引島との間なる部分を偵察し、若し下の關の先方に於て砲臺ありて我を砲擊せば、可成南海岸に沿ふて航行しつつ應戰することに決す。就ては潮流の變更する迄は、此の一分艦隊より船員を上陸せしめ、昨日分捕たる砲門を運搬する事に從ふ。蓋し各提督は此の處置を以て、敵の士氣を沮喪せしむるには、最良手段と思考したるなり。早朝より船員を各砲臺に送りて、砲門の取片附を爲さしめしが、敵は之を襲擊することとなし。然れども我は多數の保護兵を山林中に派し、以て敵の時々現れんとするを防がしめ、又セミラミス號は門司岬の前に來りて碇泊し、下の關市の外廓に向て榴彈數個を發射し、以て敵の集り來るを妨害したり。午後五時頃コルウェト型タルタル號、デュプレース號、メタルクルイス號、及びヤンピ號は戰鬪準備を爲し、相前後して門司岬を越えて其影を隱したるが、日已に沒したるも其の方面に方り砲聲を聞かず。而して砲臺に遣したる兵員は、分捕砲の過半を端艇に搭載して歸りたり。

八日午前端艇を門司岬の先方に遣はし、コルウェト艦の消息を問はしむ。然るにコルウェト艦隊は昨日下の關市の前を通航しつゝ偵察せしに、其方面には砲臺あるを見ず。次に引島に至り戰はずして同島の砲臺二箇所を占領せり。其の一は規模大なれども据付けず、他の一は大砲七門を備へたれば、盡く其の火門に釘を打ちたり。海軍の一分隊は島の內部に進みて、一棟の營舍に至りしが、此處に屯集せる日本兵は我兵の上陸前に於て、既に退去せしものと見へ、唯甲冑の散亂せるを見しのみにて、敵の隻影を見ざりし。

午前九時再び前日占領の砲臺に人を派して殘餘の大砲を收容せしむ。又各提督はコケット號に乘組み、コルウェト艦の碇泊所に向ひて進航しつゝ海峽を偵察し、コルウェト艦に近寄りて、引島砲臺の大砲を舟積するを命じ、然る後小倉城を遠方に望みつゝ、海峽の西端に出でたり。是に於て海峽は通航自由にして、支那海に出るまで更に障碍なきことを實踐す。各提督は其より自己乘組の艦に歸りしが、間もなく敵より談判を開くことを乞へりとの說あり。然れども下の關の外廓を距る三百米突の所に、碇泊したるタンクレード號は、

是時寺院內より敵の小銃發射を受け、之に應じて散彈數發を放ちたり。暫くして各艦は大檣上に白旗を飜へし、一時の休戰を報じ、其後二三時間を經て、止戰の談判調ひたりとの報に接せり。

正午頃長門侯の使節は、官吏數名を從へユリヤリユスに來りしかば、佛國提督ジョーレス氏は、彼と應接せんが爲め、英國提督と倶に直に英國の旗艦に赴きたり。

長門侯の使節は兩提督に面するや、其の足下に拜跪せり。即ち純粹の東洋風を以て、外國の將師に對し、武運盡き果てたるの意を表白したるより、此の使節の任に當りたるは、長門侯の家老職の一人なり。彼の申譯には主人が我々をして外國人を擊たしめたるは、御門と大君の命令に外ならず、畢竟此の戰爭は行違より起りたるものなれば、主人は止戰を請ふとの意なりし。提督は止戰定約を草して彼に示せしが、其條約の大要は海峽の自由通航を許し、軍費及び下の關市砲擊を中止したる償として、若干の金額を仕拂ふにあり。而して其の條件は長門侯に於て、直に履行すべきものとせり。其外止戰の第一條件と

して、串崎砲臺、及海峡の他處に現存せる大砲は卽ち卽日引渡すべしと約したり。談判既に終りて家老軍艦を去るの時、此の條件に關しては直ちに命令を下すべしと明言せり。

長門侯は長門の西海岸なる萩城に在るが故に、此の回答の我に達するは三日間を要すと云ふ。翌朝に至り串崎其他諸砲臺の砲門は、悉皆我に引渡したるが、其の時日本人は大砲の舟積を手傳ひたり。日本人の多くは其の首領の居らざる時は、戰鬪の休止を喜ぶの色あり。且つ我が着發彈の響を口眞似して、戰爭の厭ふべきを我輩に告げたり。分捕の大砲は大小合して七十門に及ぶ。其の砲は孰も青銅製にして、中には舶來の如きものありしも大概日本製なり。而して其砲尾には某地鑄造云々を記す、此戰利品は各艦に分載せり。(中原國平譯)

【井上伯傳】八月八日媾和使節宍戸刑馬(高杉晋作)の一行馬關に着するや、直ちに白旗を前田、壇の浦其の他の砲臺に建て、伊藤俊介を英國軍艦に遣はして媾和の意を通じ、正使宍戸刑馬等將さに本艦に來りて、談判を開始せんとするの旨を告ぐ。於是四箇國の軍艦も亦白旗を檣上に掲げて休戰を表す。同日正午使

節の一行は英國水師提督の坐乘する旗艦に赴きしに、他の三箇國の艦長も亦此處に來會せり。此の時正使宍戸刑馬は立烏帽子陣羽織、副使杉德輔、渡邊內藏太は小具足陣羽織の服裝にて、儼然として席に着き、先づ來意を述べて談判を開始す。然るに防長國主と署したる書面は、外人の拒む所と爲りて和議の談判を進行する能はず。やがて軍艦を去りて馬關に歸る。而して高杉(宍戸刑馬)伊藤の二人は應接の次第を上申し、且つ慶親公署名の直書を受るが爲め船木に向て出發し、井上は馬關に殘留せり。斯くの如く和議の談判は漸く其の端緖を開きたるも、諸隊其の他の攘夷論者は和議に反對して大に激昂し、容易ならざる紛擾を惹起せんとするの兆を現はせり。由つて高杉、伊藤は其の夜直ちに船木を脫して有帆村に潛伏す。其の翌十日は則ち再び談判を開くの期日なり。而も高杉、伊藤は前記の如くなるを以て、政府已むを得ず毛利能登を家老毛利出雲と變稱して、正使の任に當らしめ、參政の內より山田宇右衛門、波多野金吾、渡邊內藏太の三人を之に副することゝなせしなり。此の使節の一行は十日の朝馬關に着す。井上は通譯として、之に隨ひ、同日の正午外國軍艦

に赴きて談判を開始せり。是の日末藩の參政として磯谷謙藏、原田隼二の二人も亦使節一行に加はる。英國の水師提督は談判の初め、先づ前日の正使宍戸刑馬の來らざるを詰る。井上、毛利出雲の言を通譯して、宍戸が病氣の爲め來る能はざる旨を答ふ。彼曰く、國家の大事を談判するに方り、病氣と稱して參會せざるは甚だ其の意を得ず。且つ最初より和議に關與したる人にあらざれば、談判上行違を生ずるの恐れあり、明日にも是非同人の來會あらんことを望むと。我答て曰く、宍戸は故らに虚病を構へて來會せざるにあらず、昨日以來急病發作して、歩行も自由ならざるは眞の事實なり、此の段偏に推察あらんことを請ふと。水師提督漸く其の意を諒し、始めて談判を開く事を諾せり。

彼曰　拙者共は其自國々々の高官に候得ば何卒大膳太夫殿へ對面致し其上にて直談を以て萬事決定可致今日は唯こちらより申入候迄にて大守對面之上決定承知いたし親友と被成度候依而は今日貴公方御歸り被成御主人御出張之儀御取計ひ有之度候

我曰　委細承知いたし候今日直に其旨城中へ申遣し來る十四日日本九ッ

時郎ち西洋十二時迄に下の關迄出張いたし候樣取計可申間夫迄御猶豫
賴入申候

井上談判を終了するや、直ちに船木に馳せ歸り、世子公に謁して八日以來馬關に於ける談判、其他の事情を詳細に具申す。由つて世子公近臣一人を急使として、高杉、伊藤を迎へしめ、事の次第を告げ再び媾和使節の任に當り、其の局を結ばんことを命ぜらる。尋で北條瀨兵衞、矢島半平、村田藏六、戶田龜之助、松村甲熊を隨行員と定められ、伊藤、井上の二人も亦其の一行に加はる、但し談判の席には兩人の内一人參列すべしとの命なりし。十日の談判に約したる如く十四日の正午には、宍戶刑馬の一行外國軍艦に赴き、談判の初め先づ藩主父子の臨席する能はざる旨を辭して、其の親書を示す。郎ち左の如し、

此度父子及面接度之處當節京師事件に付愼居候間不能其儀候

元治元年八月十四日

松平大膳太夫 判兩

水師提督其の意を諒す、因て談判を開き遂に左の如き條約を締結す。

條約書

一今日より以後總じて外國船艦馬關通航之節は懇切に取扱を加ふべし
一石炭、食物、薪水其外船中入用之品賣渡すべし
一馬關は海灣風濤つよき處故風波之難に逢ひし時は無レ障上陸すべし
一新規に臺場を調るは勿論古き臺場を繕ひ並に大砲置まじき事
一馬關町より始めて外國船に向ひ砲發せしによつて此度可及燒失之處燒ざる故其の償金を出す事其外に軍之雜費を出す事之二箇條江戸に於て四箇國欽差より決定するの段承知致す書

此の條約を定むるに方り、談判委員等が最も苦慮したるは償金の一事なりし。故に水師提督が償金一條を申し出したるときは、一同頗る困難を感じたるの色ありしが、高杉(宍戸刑馬)は斷然之を拒んで曰く、我藩が馬關に於て貴國等の船舶に向つて砲擊したるは、全く朝廷幕府の命を遵奉したるの結果にして、我藩一己の私意に出でたるにあらざるは、前日提出したる證據書類に依つて判然たり。故に我藩より償金を出すの理なし、四箇國公使より幕府に向つて請求せらるゝを至當とすと、事實に據つて之を論辯したり。提督等も其の言の理あ

るを悟り、償金の一事は四箇國公使が江戸に於て評議の上、決定すべき問題ならんと、遂に此の條約の末條に於て未決問題に附したり。其の後四箇國の公使協議の末、馬關の償金を幕府に請求して其の承諾を得たれば、我藩は遂に其の負擔を免れたり。是れ全く高杉が論辯の功と謂はざるべからず。然れども當時に在りては、猶未決の問題なれば、我藩にては他日四箇國より償金の請求を受けんことを恐れ、之を豫防するが爲め名を修交に託して、使節を橫濱に派遣するに決せり。和約締結後は馬關出張の役員等、數々外國の軍艦を訪問して種々の物品を贈り、彼よりも亦其の厚意を謝する爲め答禮を爲し、前日の狀況とは全く一變して、頗る親睦の交際を爲すに至れり(下略)。(抄)(中原邦平)

## 第十七節　高杉、西鄉の會見

第一編概說第十一章明治維新と下關一五九＝一六一頁參照

實在說＝否定說

【木戶松菊】薩長聯合の計畫は、其源を土州武市瑞山に發せりと雖も、京師の變後薩長の軋轢を解き、之をして相接近するに至らしめたるは、筑前尊攘堂の力

にてありき。　初め高杉東行が筑前に入り、望東尼の平尾山莊」に潜伏するや、西郷隆盛は小倉表在陣より福岡に來りて、事を謀りしことありしが、筑前の士月形洗藏、早川養敬は夙に薩長の調和を圖るに汲々たる時なれば、西郷の來りたるを機とし、西郷、高杉の會合を促がし、平尾山莊に於て兩雄の會合と爲りしと云ふ。　尋で西郷が長州處分、五卿移轉の爲に馬關に入るや、筑前の士越智小兵太、眞藤登等同じく馬關に來り、五卿に說く所ありしも未だ決せず、已にして月形洗藏、早川養敬、中村圓太、伊丹眞一郎、功山寺に至り更に事情を陳じて渡海を請ふに及びて、五卿稍其の說」を納るゝの意あり。　而して月形、早川の二氏は西郷を迎へ、稻荷町の大阪屋に於て高杉と會合せしめたりき（早川養敬の日記及紫溟落葉の錦を參觀すべし）。　當時長州の諸隊は西郷が眞意の在る所を知らず、以爲らく「西郷にして渡航せば、之をして生還せしむべからず、馬關海峽は薩人の爲には三途の川なり」と、西郷之を意とせずして馬關に至り、五卿隨從の士中岡愼太郎、水野丹後等と相會し、また月形、早川等に面し、高杉と相會合するに及びて、薩長の意思始めて相融化し、西郷は尊攘黨は國家の元氣にして、將來天下の大事を謀るものは

長藩にあることを看破し、長州處分は極めて寛大を旨とし、平和の局を結ばんことを言ひ、また高杉は五卿を西鄕に托し、己は俗論黨を一掃して、長藩の改革に從事せんことを誓たるものゝ如し。是豈西鄕が長州處分に就ては、身を挺して長州の爲に斡旋し、寛大の手段を執らんことを、征討總督に建言したりし所以、高杉が孤軍を提げて俗論黨を掃し、敢然天下の大軍を引受て、之に屈せざりし所以ならずや。（川崎三郎）

【高杉晋作】甲子十二月某日（慶應元年）馬關の對帆樓に於て、高杉は西鄕と重ねて會見する事、固より甚だ秘密に屬したり。近來此會見の事の正統記錄、又名家の書翰に顯れざるを以て、如何にも無根の如く抹殺を試むるものあれども、元來これは當時の秘事にして、全く他人に漏洩せんことを憂ひ、容易に知れざることゝ爲し居れる事なり。さなきだに暴客壯士の多く群集せる馬關埠頭、未だ長薩の和解を得ざる當日に於て、萬一不慮の變ありては、却て內訌の紛擾を煽發するものなりと、務めて人目に立てざる樣爲せしは、當然の處置にして、爲に時人は多く此事を知らざりき。然るに前年まで生存せし一酒樓の主人

は、能く當夜の現狀を見て、會合の實況を知れりと云ひ、今の黑田淸綱の如きは、全く當時隨行者の一人にして、小倉より西鄕を護衛して會合の場所に到りたりと云へば、これ慥なる證跡にて、最早別に爭ふべき事柄にはあらざるべし。

三條等五卿筑前遷行の事は、始め奇兵隊諸士の異議多かりしも、高杉務めて之を諭解せり。月形洗藏、早川勇は馬關に在り、西鄕吉之助を迎へて高杉と會談せしめ、長薩和解の端緒を開かしめんものをと、專ら斡旋し居れり。月形は先づ高杉の許諾を得て、人を小倉に遣り西鄕を招く。西鄕は遂に吉井幸輔、稅所長藏、黑田嘉右衛門と同舟して馬關に來れり。

十二月十一日の夜、筑肥諸藩の有志は西鄕等を對帆樓に伴ひ、先づ別室に於て高杉、西鄕親しく會談を交へたり。されど此日匆忙を極めたれば、未だ薩長聯合の密談には及ばざりしが、後日聯合の基礎は必ず此時に發したりと見て間違なかるべし。それより西鄕は廣間に來りて諸有志と語る。高杉も此席に坐し歡笑對酌して去る。是より月形、中村、早川は水野溪雲、眞木菊四郞、淵上郁太郞、多田莊藏、今中作兵衛、林泰其の他と西鄕を擁し、痛飮高吟大に歡快を盡し

たり。

西鄕は深く高杉の意中を察し、是より岩國に赴き廣島に至り、總督に謁して竊に幕軍解退のことを說かんとせり。後三條等五卿引渡のことも、高杉が西鄕と會見し、また奇兵隊諸士を能く鎭撫したるが爲め、筑前へ無難に渡航せらるることとなれり。然らば對帆樓の會見は効果意外に及び、時局の難痾を療治したる功德、誠に甚大なりと謂ふべきなり。

【維新風雲錄】會合は決して無い事だ、其時分に我輩共は高杉と一緒に居つたから、知らぬ道理はないのだ。西鄕に逢つたと云ふことは決してない。何かの間違だらう。中々其時に西鄕などに薩摩との行掛り上、面會が出來るやうな有様ではない。未だ和解して居らぬのだから、それで薩長の聯合と云ふことは、全く最初は坂本の話から起つたのだ。(伊藤公實話)

## 第十八節　新地會所襲擊

第一編概說第十一章明治維新と下關一六一＝一六二頁參照

【井上伯傳】高杉は十一月二日(元治元年)馬關を發し、筑前に至り女丈夫の聞え

ある野村望東の山莊に潛居せり。然るに一日筑前藩士月形洗藏は馬關より一書を高杉に寄せて、長州の事情を報ぜり。高杉其の書を閱するに、俗論政府は既に益田、福原、國司の三太夫に割腹を命じ、其の首級を廣島に函送して尾張總督の實檢に供し、其の他幕府の要求は唯命之れに從ひ、只管恭順謝罪の實を擧ぐるに力め、正義黨の諸隊は其の團體を容るゝの地なくして、長府に集合せりとの事なりき。高杉慨然として謂ふ、鄕國の滅亡は旦夕に迫れり、最早身を他藩に潛めて之れを傍觀するの時機にあらずと、奮然蹶起して筑前を立去り、馬關に歸着したるは十一月二十五日なりし(中略)。高杉は到底口舌の國論を回復するの望なきを看破し、是非義兵を擧げて俗論黨を討滅せんと決心し、諸隊の長官等を勸說して、頻に擧兵の事を促したり。然れども長官等の多數は高杉の論旨を以て急激に過ぐると爲し、之れを慰諭して曰く、先づ順序を追ひ人事を盡したる後、已を得ず干戈に訴ふるは至當の處置にあらずや、且つ干戈を動すときは、諸隊一致團結して毫も隔意なきにあらずんば、其の功を奏しがたし、願くば吾々の意見を容れ、暫らく時機を待つべしと。急に同意を表する

の色なし。高杉大に怒り、去て馬關に至り力士隊の總督伊藤俊輔と密議する所あり。又長府に來りて遊擊隊の總督石川小五郎を說きて、其の同意を得たり於是二隊の兵を合して義旗を擧ぐるに決し、十二月十五日の夜を以て長府を發す。發するに臨み高杉は緋縅の小具足を着け、桃形の兜を頸に掛けて、功山寺に至り三條卿等に謁して、擧兵の事を告げ、且つ訣別の辭を陳べ、奮然として曰く、今日より長州男兒の膽力を御目に掛くべしと。言終るや直ちに辭し去る。高杉等の馬關に至るや、新地の會所を圍み、人をして同所駐在の總奉行根來上總に面せしめ、俗論政府の吏員寺內彌次右衛門、井上源右衛門等を引渡さんことを請ふ。蓋し其の意彌次右衛門を誅して其の首を梟し、源右衛門等を萩に放逐せんとするに在り。根來殆んど其の措置に苦しみ、溫言を以て慰諭して曰く、寺內、井上の二人は急に萩地に追放すべければ、誅殺の事は宥恕すべしと。即時二人をして萩に歸らしめたり。是れ實に十二月十六日の曉なりし。高杉等は同所にて多少の金穀を奪ひ、去て大坪の了圓寺に屯營せり。此の報の萩に達するや、俗論政府大に驚き急に部署を定めて、諸隊追討の令を

發す。於是奇兵隊其の他の諸隊も亦長府を發し、進んで伊佐に至る。政府益々懼れ俄に前政府員毛利登人、前田孫右衛門、楢崎彌八郎、渡邊內藏太、大和國之助、山田亦介、松島剛藏の七人を野山獄に於て斬に處せり(十二月十九日)。蓋し諸隊が彼等を强奪せんことを恐れたるなり。高杉等の統率する兵は、大坪より豐前田に移り、東光寺其の他の寺院に屯せしが、前政府員等の慘殺せられたるを聞くや、憤激の氣抑ふべからず。直ちに進んで伊崎の會所を襲ひ、駐在の吏員を放逐し、檄を傳へて俗論政府討滅の趣意を宣言せり。實に慶應元年正月二日の事なりき。其の檄文に曰く、

討姦檄

御兩殿樣御先祖洞春公の御遺志を繼がせられ正義御遵守被遊候處奸吏共御趣意に相背き名は御恭順に託し其實は畏縮偸安の心より名義をも不顧四境の敵に媚び恣に關門を毀ち御屋形を破り剰へ正義の士を幽殺し加之ならず敵兵を御城下に誘引し恐多くも陰に種々の御難題を申立御兩殿樣の御身上に相迫り候次第御國家の御恥辱は申に及ばず愚夫愚婦の切齒す

る所言語道斷我等世々君恩に沐浴し奸黨と義に於て倶に天を戴かず依て區々の誠心を以て洞春公の尊靈を慰め御兩殿樣の御正義を天下萬世に輝し奉り御國民を安撫せしむる者也

乙丑正月

是より先き萩政府より諸隊追討として出陣せしめし諸兵は、各々部署に就き、其の前軍は粟屋帯刀之を率ひて繪堂に陣したるが、高杉晋作兵を擧げ、檄を傳へたるの報に接するや、遂に進擊の策を決す。之を正俗兩黨干戈を交ゆるの始とす(抄)。

## 第十九節　報國隊の編成

第一編概說第十一章明治維新と下關一六二＝一六三頁參照

【豐浦藩記事】慶應元年二月十四日報國隊を置く、去年募る所の兵なり、京師七月の變より宗家俗黨大に與る、忠良粗々盡く、動もすれば恭順幕吏に媚び、其私を逞うせんことを圖る。我が藩士(長府藩)も亦往々其旨に與し、將に黨派を分たんとするの勢あり。是に於て壯士相謀り、正を扶け邪を壓せんと欲す。前

月十八日祖廟に盟ひ、公に具狀し、諸有司と往復議を定む。是に至り大に其志を善みし、始めて團結隊を爲すを許可し、名づくるに報國隊を以てし、俸米七百人口を給し、兵卒は士民を問はず、其子弟强幹なる者を募選するを得、專ら馬關海口を扼せしむ。

【防長回天史】長府藩内の正義派志士相團結する所に係り、慶應元年二月十四日始めて隊名を冐す。是より先き藩論二(正義、俗論)に分るゝや、同年正月十八日志士長府藩祖の廟前に盟ひ、書を上りて正を扶け邪を壓せんことを以て藩主に聞し、諸有司と往復して議を定む。是に於て藩主其志を嘉納し、俸米七百人口を給し、兵卒士民を問はず其子弟强幹なる者を選募し、專ら馬關海口を扼せしむ(陣營を馬關田中街に置き之を小田の陣屋と云ふ)。司令指揮士は總て門閥世臣を以て之に充つ。原田隼二評議役たり、泉十郎監軍たり、隊員凡そ三百人、四境戰爭の時小倉に出で、奮戰大に功を奏す。

(上書)

恭しく惟みるに方今禍亂内に結び外患亦た將さに之に乘ぜんとす國家危

急存亡の秋實に焦眉の急と謂ふ可きなり苟くも世臣たるもの傍觀座視して可ならんや今や宗家俗論沸騰正を倒し邪を煽ぐの風潮方さに卑怯に陷らんとす當藩士或は渠の所爲を善みし妄りに奸黨と氣脈を通じ動もすれば恭順を名とし國家の武備を怠り幕府に媚を容れんと欲する者隱々踵を接す臣輩固より渠鼠輩と倶に天を戴さらんことを期せり今に於て之が根を絕たずんば壯士稍や方向を誤り奸黨滋蔓終に芟除す可らざるに至らん君公及び諸有志必ず玆に觀るありて正邪判然一刀兩斷の裁決あらんことを臣等夙に庶幾する所たり若し荏苒歲月を遷延せば奸人大に志を得他日言ふに忍びざる醜辱を招き遂に同胞相屠るの慘狀を視るや必せり矣臣等痛憤の餘同志兩三名遽に公祖豐功大明神の廟前に詣拜し國家の爲め深く祈請する所あり豈計らんや期せずして會する者旣に數十人の多きに至れり今より後誓て國家の一臂と爲り奸黨私を逞ふするの萠蘖を刈除し以て內外の危急を濟ひ國家無疆の洪恩に報ゆるあらんことを約す儻し或は陰に黨を結び威を樹つるの擧動に類し君公及び諸有志の疑ふ所と爲るを恐れ

今謹んで必ず其然らざる所以の故を詳具上申す仰ぎ願はくば臣等區々の鄙誠明了精察を賜り擧措の適否を審判し滄海の量を以て一團の隊兵組織の裁可を得ん事伏して命を廟下に俟つ臣等の赤心祖宗在天の靈照鑒を賜らんこと誠恐誠惶昧死以聞之

元治二年丑正月十八日　　　　有　志　中

按ずるに上書の署名者に依り當初の編制を窺ふに都督二名(泉十郎、原田隼二)軍鑑兼大伍長伍尾五名、參謀五名、斥候兼應接五名の外狙擊隊、遊擊隊、器械方使役並馬掛、會計方等ありしものゝ如し

## 第二十節　馬關開港說

第一編概說第十一章明治維新と下關一六三＝一六四頁參照

【井上伯傳】高杉晋作の俗論黨を仆すや、洋行の志を決し、伊藤俊輔に同行を謀りて其の同意を得たり。高杉、伊藤の二人は長崎に至り、英商グラバと會見し洋行の志を告げ、且つ其の周旋を依賴す。時に英國領事館員ラウダ、亦横濱より來り居れり。彼等は高杉、伊藤に說て曰く、目下は貴君等の洋行すべき時機

にあらず、今や新任公使パークス氏貴邦に駐在せんと欲し、方に來航の途に在り、同氏は有爲の士なり、貴君等彼と商議して、馬關を開港するは長州の爲め莫大の利益ならん、速に歸國して之を計畫するに如かずと。高杉等其の議を賛し、パークスに贈るの書をグラバに託し、遂に長崎を去て馬關に歸り來る（馬關開港は高杉の素論たりしことは同人の書翰を見て知るべし）。時に井上は外國人應接の用務を帶び、楊井謙藏と與に馬關に駐在す。高杉等井上と楊井に說くに馬關開港の事を以てし、與に倶に此の事に盡力せんことを求む。井上等も亦其の意を賛し、密に政府に稟議する所あり。政府乃ち高杉、伊藤の二人にも應接を命ず。既にして馬關開港の事稍や外間に漏洩し、其の風說漸く傳播す。當時一藩の士殊に諸隊の士の如きは、攘夷熱未だ醒めず、隨て君等に對する惡感情も、亦未だ融和せざるの折柄、忽ち斯る風說の傳播したれば、又々激昂の度を高め、攻擊の聲大に起る。是れより先き山口政府は和議以來、馬關の地外國交際の衝に當るを以て、之を本藩領に屬せしめ、他の地を以て交換せんと欲し、屢々長府、淸末の二支藩に交涉する所ありしも、二藩の異議ありし爲め、未だ決定に至らず。斯る際に方り

開港說傳播したるを以て、二藩士殊に長府報國隊士は、替地論を以て、高杉、伊藤、井上の三人が開港說を主張するに起因せりと爲し、大に怒て三人を暗殺せんとするに至る。 高杉竊に伊藤、井上に告げて曰く、彼等の如き頑陋輩の群中に立ちて吾々の志を決行せんとするは甚だ難事なり。 暫らく危難を避けて他國に潛伏し、時機を見て盡す所あるに如かずと、遂に相共に亡命す。 政府又その應接掛を免じ、且つ政府に於ては馬關開港の意なき旨を令して、人心の激昂を鎭靜せんとせり(抄)。

## 第二十一節　馬關管轄統一論

第一編概說第十一章明治維新と下關一六四―一六五頁參照

【防長回天史】此の時期に於て(慶應元年)馬關管轄統一論は、宗藩と長府藩と交涉の一問題たり。 馬關管轄の不統一は、久しく宗藩識者の憂ふる所なりしも、事容易に進まず、宗藩は遂に長府藩に照會し、外國船等應接の爲め設くる所の應接場の事は、一切之れを長府藩に委任し、宗藩の職員は悉く馬關を去らんとの議を提出するに至れり。 長府藩に於ては之れに應ずること能はず、切に現

狀の維持を請ふ。是に於て乎宗藩は前議を枉げ、爾後應接場は宗藩長府藩協同して之れを管理し、兩藩より主任各一人、及び應接員各一二人を出すの規定と爲さしむ。既にして淸末との交渉大に進み、伊崎、竹崎の地(馬關の淸末領を)宗藩にて管理し、淸末には其地の收入に應じ、米銀を與ふるに決し其約成る(十二月七日授受を終る)。八月初旬越荷方役所を改修して應接場に充つ、防備亦馬關の要務たり。宗藩は長府藩に求むるに、大に力を此に用ふべきを以てすと能はざるを言ひ、宗藩の依然自ら之れに當らんことを請へり。八月に至り(長府記錄に據るに七月十一日桂小五郎、鈴尾太夫と共に長府に赴き之れを迫れりと云ふ)。長府藩は其力微にして堪ふるこ宗藩政府は遂に議を決し、馬關の地は宗藩之れを保管し、其收入は之れを長府に與へ、而して防備は宗藩自ら之れに任ずべきの意を長府に示せり。

然れども馬關は長府侯の寶庫にして、之れを宗藩の保管に委するが爲めには、其望む所の報償亦頗る大なり。先づ之れに易ふるに三萬石の地を以てし、且つ馬關の諸稅及び臨時市民の貢金、十箇年平均額を錄上して其補給を請ひ、而して防備の事は防長二州の力を盡して、之れを經營せんことを望めり。宗藩

は之れを妥當ならずとし議相協はず、十一月に至り事遂に寢む。顧ふに馬關統一論は、當時長藩内政上の一難問題にして、爲めに宗藩と長淸二支藩との關係も、圓滑を缺ぐの虞あり。高井伊三士が殆んど非命に斃れんとせしも、此事其主因たり。桂の歸藩後亦大に力を茲に盡せしも、纔に其一部の目的を達せしに過ぎざりしなり(抄)。

## 第二十二節　桂、坂本の會見

第一編概説第十一章明治維新と下關一六五―一六六頁參照

【井上伯傳】土藩の浪士坂本龍馬、石川淸之助(中岡)は時勢に鑑みる所あり、薩長二藩を聯結して幕府の權力を打破せんとするの志を抱きしが、會々薩藩が幕府に對して、反抗の態度を執るの氣勢あるを見るや、彼等二人は薩藩士小松帶刀、西郷吉之助等を見て說くに、薩長聯合の策を以てす。小松、西郷等漸く贊同の意を表し、坂本等が進んで媒介の勞を執らんことを望むに至れり。是に於て坂本龍馬は三條實美卿等五卿を介して、我藩に入說せんと欲し、筑前太宰府に至り五卿に謁して說く所あり。時に我藩の密使小田村素太郎(楫取高彥)時田少輔

(長府藩士)五卿聘問の爲め太宰府に在り。坂本乃ち二人を見て略ぼ其の意中を漏らす。故に小田村等の馬關に歸るや、先づ桂小五郎を見て坂本の意見を告ぐ。桂心竊に首肯する所あり、試に高杉、伊藤、井上等に謀る、皆其の議を賛す。桂乃ち大に決心する所あり、斷然其の意見を政府に進言す。然れども當時我藩の士民は、會津藩を憎むと共に薩藩を怨むこと甚だ深く、常に薩賊會奸の語を口にし、倶に天を戴かざるの氣勢ありしかば、聯合の議の如き、安んぞ士民の耳朶に觸るゝを容るさんや。藩情此の如くなるを以て、政府員等も亦桂の意見に對して、疑惧躊躇の意なき能はず。

尋で閏五月朔日(慶應二年)坂本龍馬は五卿の從者安藝守衛を伴ふて、筑前より馬關に來り、時田少輔を介して桂に面會せんことを求む。時に桂は馬關を去て山口に在りしが、其の報に接するや敬親公の許可を受け、閏五月四日山口を發して馬關に赴く。桂の坂本と會見するや、頗る薩藩の内情を知悉すると同時に、益々二藩聯合の必要を感じ、大に坂本の意見を歡迎するに至る。會々三條卿の隨員土方楠左衛門(久元)京都より歸り來り、桂を見て上國の形勢及在京

薩藩士の意向を語り、且つ西鄕吉之助近日上京の途次此の地に寄港して、桂に會見せんとするの意あるを告ぐ。桂は土方の言を聞き、坂本と共に馬關に在りて西鄕の來るを待つ。既にして石川清之助來り報じて曰く、西鄕上京の用務は頗る急を要するを以て、馬關に寄港する能はず、海路直ちに東航せり、故に予は特に此の事を報ずるが爲め、嵯峨の關より上陸して來りたるなりと。於是桂は高杉、村田(藏六)伊藤、井上等と共に屢々坂本、石川二人と會合して、二藩聯合の事を商議す。井上等建議して曰く、今や將軍既に進發の途に上り、征長の師は將に四境に迫らんとす。此の際外國より堅艦利器を購入して、海陸の軍備を充實するは第一の急務なり。然れども我藩自ら之を購入するは、目下形勢の許さゞる所なり。宜しく此の機に乘じ薩藩の名義を借りて、購入の道を開くべし、但し小銃購入に就ては、政府既に人を長崎に派したりと聞けば、其の成否は暫らく之を他日の結果に讓り、軍艦の購入は之を薩藩に謀るを以て、最も安全の策と爲すと、桂等皆之を贊す。乃ち密に坂本石川二人に囑して薩藩の承諾を求めしむ、二人其の意を諒し去て上國に赴けり(抄)。

# 第二十三節　小倉戰爭と下關

第一編概說第十一章明治維新と下關一六六—一七〇頁參照
開戰前の狀況‖門司、田の浦占領‖大里占領‖赤坂の激戰‖敵兵の小倉城退却‖呼野口、曾根口の戰‖媾和

開戰前の狀況

【懷舊記事】慶應二年丙寅正月、幕府の大目附等は藝州に來り、諸隊の中頭立ちたる者、四五名に面接すべきの通牒を爲したるに付、諸總督は本月十五日迄に山口會議所に集り各隊の議を參し之を君前に決せんとす（中略）。已にして三好軍太郎を藝州近傍に遣はしたるに、敵情日に切迫なるを探知して歸陣し、又長府よりは門司、大里邊、陸續敵軍の來集するを報せり。依て吉田在陣の奇兵隊は、進で豐浦の一の宮に出張するに決し、六月五日朝全隊吉田を發し、未時一の宮に達す（中略）。尋で政府より通知して曰く、今回襲來の賊兵追々海上を徘徊するに、或は日本船に乘組み商賣船に紛れ、容易に碇泊若くば海岸近く乘廻るも難レ計に依り、向後馬關通行の商船一切差留め、嚴に船中を檢し不審なきものは通行を許さるべし。又別紙覺書あり左の如し、

一他國より兵器、彈藥並米穀積込來候船の儀は通行先づ差留め置きむ粗暴の取計無レ之樣有レ之度候

一譜代大名の船は前條の物々に不レ拘可レ被ニ差留置一候尤商賣船に相違無之段見究相詰候上は通行被ニ差許一可レ然候

一萬一此方の申諭承引不レ仕船も有レ之節は兼て相備置丙申丸其外被ニ申合一打拂の御取計相成候樣前以て御示合有レ之度候

高杉は嘗て歐洲に赴きて、親く其實況を視察せんとするの志あるを以て、伊藤と同じく長崎に在て英語を研究したりけるが、此間幕府再討の擧ありて敵兵四境に迫り、國事の甚だ危急なるを知り、軍艦の必要なるを感じ、乃ち獨斷を以て汽船オテント(後に丙寅丸と曰ふ)を外人より購入し、之に乘じて馬關に歸り來れり。政府は乃ち高杉(此時は既に谷潛藏と改名せり)を以て馬關口海陸軍總督に任じたり(中略)。十五日高杉は門司、田の浦の敵兵を攻擊せんことを予に謀り、討議を盡して左の如くに方略を決したり。

小倉城を取らんと欲するには、直に其牙營を衝くを上策とす。されども先

づ田の浦、門司、大里等の敵を驅除せざれば、我長府、馬關の地は敵兵侵入の虞なしとせず。依て第一着に軍艦を以て、門司、田の浦を砲擊すべし。陸兵を以て同地に上陸し之を攻擊一掃し、然る後機に投じて大里に進攻すべし、敵若し彥島を襲ふの策に出でば、我守兵を以て之に當らしめ、尙は馬關碇泊の軍艦をして、之を應援せしむべし。小瀨川口は方に我兵の進擊中なるを以て、敵の海軍の如きは馬關に向ふこと能はざるべし。萬一彼來るあらば、我軍艦と砲臺と之を合擊せん。此の如くにして、漸次小倉城に逼るの手段を取るべし。且つ日本商船は、當分馬關海峽を通過するあたはざるべし。若し強いて通行せば擊沈するも可なり。北國の船舶三四箇月も、上國に到ること能はざるときは、京阪は漕運の便を失ひ、糧食の缺乏を告げ、亂離立どころに至るべし。

十六日高杉は勝山城に赴き、長府侯に謁し、昨日討議を盡したる所の方略を陳せしに、侯も大に之を賛せられたるを以て、歸途一の宮の奇兵隊本營に來り、愈々軍議の決定をなせり。時に土州の海援隊が乘組たる櫻島丸は、馬關に碇泊

門司、田の浦占領

せり。依て高杉は我艦隊と共に、攻撃せんことを艦將坂本龍馬に謀りたるに、坂本は直に之を承諾したり（此櫻島丸は薩州の船にて當時土州人の借る所たり）。進擊の日は明十七日と定め、未明より海軍は丙辰、庚申、癸亥、乙丑、丙寅の五艦を以て先づ進み、陸軍は和船にて續て上陸し、力を合せて掃蕩せんことを決し、奇兵隊は長府の報國隊と共に此先鋒に當りたり。

十七日には豫期の如く、未明より丙辰、癸亥、乙丑の三艦は田の浦に、庚申、丙寅の二艦は門司に向ひ、兩所の砲臺を砲擊したれば、敵も亦之に應じて發砲す。此間硝煙海を蔽ひ、殆ど咫尺を辨せず。唯砲聲の山岳に震動するを聞けるのみ。已にして海軍は敵の砲臺を破碎したりと報ず。予（山縣）は陸兵先鋒三小隊、即ち司令官滋野謙太郎（今陸軍中將清彥）久我四郎（後陸軍少佐に終る）三浦五郎等並に報國隊の一手と同じく、直に小船に乘じ、彈丸雨注の間を冒して進み、門司、田の浦の中間なる海濱に押寄せ、上陸したるに、敵兵頻に小銃を亂發し、我上陸を防ぎたり。我兵は無二無三に突擊し、盡く之を討退け、兵を分ちて二つとなし、凡其十分の七は田の浦に、十分の三は門司に向ひたり。其田の浦に向へる

兵は、再び之を山路、海濱の二道に分ち勇往直進し、遂に田の浦の本營を突き、肉薄して之を陷れ、火を放ちて其營を燒く。海風猛烈煙を漲し燄を煽ぎ、延て火藥庫を爆發して、更に其氣勢を逞くせり。我兵之に乘じて進み、敵兵が渡海の用に備へて、繫留したる大小船數千艘をも燒却して、復た賴る所なからしめたり。又其門司に向ひたる兵は、谿谷の間より門司の山背に出で、砲臺の背後より不意に襲撃して之を拔き、進んで門司の陣營を陷いれ、之を燒拂ひたれば、田の浦に向へる兵も、亦集まりて皆門司に會し、信號を以て捷を馬關の中軍に報知したり。中軍は總督山內梅三郞、軍監福田俠平、參謀交野十郞等、第四、第五、第七銃隊、三番、四番砲隊と共に直に應援として、馬關を發して門司に到り、敵兵の再襲に備へしめたるに、敵兵已に遁去りて其跡を留めざるを以て、總軍陣を張り餐を傳へ、暫時休息したり。時に海軍よりは使者を門司に來らしめ、全軍を馬關に引揚げんことを謀れり。陸軍にては衆議決せず、或は曰く此勢に乘じて大里を襲ふは破竹の如し、此好機を失はゞ悔ゆとも及ばざるなり。或は曰く今日の戰實に意外の大捷にして、威を九國に示すに足れり、然るに疲勞の兵

士を以て大里を襲ひ、敗を取ることあらば、門司、田の浦の大捷も水泡に屬し、勝敗其地を易へて如何なる大難に至らんも測る可からず、如かず此捷を以て兵を引揚げ、更に時機を待て大里を取るの長策ならんにはと。遂に後議に決し申時を以て門司の人家に放火し、先鋒より順次に馬關に引揚たり。此役や敵兵は大率小倉の兵にして、數千人なりと聞えしかども、其處々に散亂したるを以て、實數を明知するに由なし。但し其兵三分の一は槍隊と見えたり。然るに此戰に於て敵の甲冑、弓槍、小銃、大砲、器械、彈藥を獲る最多く、其數量の現兵に比して頗る過多なるものは、思ふに幕軍の近日兵を渡さんが爲めに、豫め其輜重を此地に備へたりしに由るものか。而して我軍を顧れば、此日の戰に二の不幸を被れり。其一は陸兵の渡海するに當り、舟子を雇へども皆畏怖逼逃して敢て命に應せず、爲めに多くの時刻を費したり、幸に報國隊中に船を操るに巧なる者、若干ありて舟子に代り、辛うじて渡海するを得たれども、之が爲めに敵の小銃に當り、負傷せし者少からざりしこと。其二は戰後門司より引揚ぐるの時に際し、第六銃隊及び二番砲隊の内十數人を乘せたる小船は、急潮の爲

に前田沖に流され、庚申丸の錨鎖に掛りて顚覆し、數名の兵士を溺死せしめたること。此二の不幸は實に予が遺憾として悼傷する所なり。

戰の翌日一書を作り肥前、筑前、肥後、久留米、柳川の五藩に投せり。其文に曰く、

大膳太夫樣長門守樣多年御忠誠の御心事天下の公論不レ可レ誣條理明白天地鬼神へ相質候て毫末も可レ致二差懼一儀も無レ之候然るに幕府奸吏の輩猥りに私心を挾み不二容易一事件を申立兵威を以て可レ令二脅服一との謀略當二是時一臣子の至情實以て痛哭の至に候尙其內も御誠意貫徹致候はゞ自然公平至當の決議も可レ有レ之と度々廣島表迄歎願申出今日に至候迄悲泣默々罷在候豈計らん廣島表に於て曩に銃隊を以て御名代として被二差出一候宍戸備後助其外を縛し加レ之數艘の軍艦を以て領內所々砲擊市街を燒拂ひ士民を殺害する等の儀實に奸惡無道の所業最早何程情實を以て申宜候ても決て聞入無レ之然る上は常に覺悟の通り臣子分相立候外餘算無レ之此度及二戰爭一候儀に御座候是迄箇樣の暴論とも不二相考一條理恭順を以て兵機を誤り終に莫大の羞恥を負候儀全以て臣子の大罪今更申譯も無レ之次第に候於二御藩一は從來の御定論

も有レ之殊に御兩敬の御間兼て御懇誠を蒙候儀に付勿論貴藩へ對し釁隙無レ之儀に御座候得ば死力を以て及二爭鬪一候儀毛頭有レ之間敷就レ中小倉藩の如きは兼て怨恨も不レ少此度幕府奸惡の所業に付ては抽て令二主張一尙切に促二兵期一候由其聞有レ之彌以て萬々可レ惡の奸猾申迄も無レ之付ては御隣藩の儀に付前以て申上置候間此段御出張御重役の御方々被二仰合一御一定の御國論を以て朝廷向御助力の御所置有レ之度奉レ願候恐懼謹言

長藩先鋒士官各中

某御藩御軍事役各中樣

馬關の戰報の幕府に達するや、佛蘭西の軍艦一隻は門司に來りて碇泊し數日に至れり。蓋し幕府の依囑に應じて、實況を視察せんが爲めにさるものなるべし。又英國軍艦も屢々來往して、暗に我藩の爲に盡力せし者の如し。斯て其後敵情を探るに、敵軍は門司、田の浦の要害を破られて一歩を退きたりと雖も、猶砲壘を大里に築造し、嚴に之を守備して以て我軍の來るを待てりと、七月朔日乃ち進擊の軍議を決し、先づ彥島砲臺より大砲を以て大里を射擊し、次に

陸兵の先鋒は潜に龜山下より乘船し門司に上り、直に大里を進攻すべし、中軍も相繼で渡海上陸すべし、海軍は馬關の海峽を扼し聲援をなし、若し敵の軍艦來襲せば、彦島、馬關の砲臺と之を挾擊すべし、又二日の夜より上荷船二艘を結合し、巨砲三門を載せ死士數名を選びて之に載せ、敵の富士艦に近寄りて之を擊碎すべし。 敵若し誰何せば石炭船なりと答へ、直に發砲すべきの命令を爲し、長府の濱崎、林楤等六人をして此任に當らしめたり。 是に於て夜半よりして兵を渡すの準備に取掛りしに、今回は舟子皆前日の勝利を見しを以て、少しも恐怖の心を生せず、喜びて命を奉せり。 斯て我諸兵は馬關龜山下より小船に乘じ、三日の昧爽を以て門司に着し、上荷船より富士艦に向けて發したる砲聲三發を聞くと與に、直に彦島の砲臺より大砲を連射せり。 前日よりして既に發射の照準を定め置きしに依り、昧爽煙霧の間と雖も其目的を誤まらざるを得たるなり。 此彦島の砲臺は所謂蔭蔽砲臺にて、蘆葦の內に在るを以て、之を知らざる者多し。 今や突然此砲擊を始めたれば、敵兵の不意に出でたるを知るべきなり。 然れども敵兵も亦敢て座して我砲彈を受る者に非ず。 我兵

の所在を知ること能はざるに拘らず、響に應じて砲を發したれば、數道の火線は相互に交叉來往して、恰も電光の激射するに異ならず。夜將に明けなんとす。我陸兵は進軍して卯時前に大里に達し、戰最も劇し。敵亦砲臺に據り、防戰甚だ力めたり。こゝに於て我兵を三分にし、一は海濱、一は本道、一は山道より一同吶喊して進擊し、先づ山の手の臺場を砲擊突入之を陷いれ、敵營に放火し遂に敵の全軍を大里の砲臺より擊退けて、大砲數門を獲たり（此砲臺は久留米藩邸の在る所にして即ち久留米屋敷と稱し一部をなせし處なり）。其他獲る處の甲冑、弓槍等は之を一炬に付したり。搦手の兵は叉梶が崎通の處々に轉戰し、北ぐるを追て進むこと里餘にして止め、皆大里に會したり。我海軍丙辰、庚申、丙寅の三艦も敵の富士艦其他を小倉沖に砲擊し、屢々これに命中したるを以て、敵遂に引退きたり。この役や濱崎、林槌等六人は初より死を期して、富士艦砲擊の事に從ひしが、艦を距ること僅に咫尺敵果して誰何す。皆答へて曰く、石炭を筑前に買ふものなりと、敵復た問はず、乃ち齊しく三砲を發す、敵大に驚く、六人は豫め備へ置たる他船に乘移り、恙なく歸陣せり。其砲を載せたる船も、亦潮流に隨ひ自然に歸來し、之を收

むることを得たるは意外の幸なり。然れども此日敵兵も亦善く防戰して、其壘を守れるを以て、我兵死傷數十人に及び、先鋒隊長阿川四郎も遂に敵丸の下に斃れたり。斯の如く我軍は速に捷を奏したりければ、更に再び敵情を探り、大擧して小倉城攻擊の策を立てんとす。時に敵の海軍富士艦、回天艦其他悉く小倉海に集まり、此方面の敵兵は小倉藩を以て主とし、出張の援兵は熊本藩兵最多く、其他は數小藩の集合兵なりと聞えたり。
二十七日我軍は復た大里より上陸し、延命寺の嶮を奪ひ、直ちに小倉を取るの目的を以て、高杉總督の旅寓白石正一郎の宅に於て軍議を定め、先づ大里に於て我兵を海邊、山腹、山上の三道に分ち、奇正離合其宜を得せしめて此嶮を占領せば、直ちに小倉城に進擊すべし、而して海軍は延命寺の敵壘を砲擊して、以て陸兵の進行をして容易ならしむべしと一決す。依つて二十七日は天未だ曉けざるに、陸兵を大里に渡し、奇兵、報國の二隊、山内梅三郎の一手、高田健之助(元國司)の一手を合せ二小隊を先鋒と中軍とに配附して、三道に分ち期を誤らず順次に進行を始めたり。而して予は山腹兵の進行中に在り。然るに敵兵は

我海路の兵を邀へて劇戰し、最も防守を勉めたれば、銃聲乍ち起りて乍ち止み、暫時にして又大に起る。我兵死傷數十人に及びたれども、遂に進みて敵の三壘を拔き、赤坂口を占據せり。山腹の兵は敵に逢はざるを以て、海路の兵に應援すべしとて、路を轉じて至れば戰已に畢れり。是に於て前議の如く、十分に本道を守備し、山道より兵を二手に分ち、交野十郎は奇兵隊及び高田の一小隊を率ひ、最大迂回をなさんとして進行し、次に奇兵一小隊は山田鵬介之に長とし、大鳥越より左に折れて山間の樹木を攀援し、危嵓飛流を跋涉し、凡て路なきの嶮岨を冒し、遂に延命寺の嶮と相對する處に出で、發射を始めたれば、本道よりは虛擊を行ひ、激戰すること數時に涉り、山田は自から劍を拔て卒先し、進みて延命寺の砲壘に突入し、幾んど之を陷いれんとするに際し、惜むべし銃丸に中り戰死したり。山田已に死して之を統御する者なければ、此勇猛なる小隊も進むに由なくして遂に引揚げたり。之れが爲め死者頗る多く、傷を蒙らざる者は小隊中殆んど稀なり、實に非常の激戰なりき。而して交野の引卒せし兵は、大迂回をなしたるが爲めに、道を失ひて機を誤まり、遂に十分の攻擊をな

す、能はざるのみならず、輜重繼かずして糧食缺乏し、全軍飢渴して或は歩行する能はざる者あるに至れり。此日敵の軍艦は終日大里と延命寺との通路を砲擊したるに由り、我兵大に苦み輜重の運搬最も困難を極め、隨て小隊、半隊司令官を初め死傷頗る多かりし(小隊長阿部宗兵衛も亦此日を以て戰死せり)。此日や曉天より引續きて終日激戰し、炎熱燒くが如くなれば、我兵の非常に疲勞したるを以て、黃昏に至り之を引揚ることに決し、今夜は軍艦をして大里砲臺前に碇泊せしめ、以て海上を防禦し、陸上には新なる守兵を置き、篝火を焚き十分に守備を嚴にし、以て天明を待つ。而して赤坂口は夜に入るまで、銃聲絕えざりしが、薄暮頃より順次に兵を引揚げたり。此兵は堀潜太郎の指揮する所なり。

是日の戰に於て、此の如き變態を生じたるを以て、予は直に赤坂口本道の戰に赴き、再び攻擊を試みんとしたるも、地勢最も不利にして諸兵も亦疲勞したるを以て、此嶮道を守備して後圖を爲すべしとて、大里の本營に還る。途上にて薩藩村田新八等が戰地の景況を巡視せるに遇へり。蓋し薩藩が大に時勢に注目し、村田等を派遣せしものにして、其意を用ひるの周到なるを見るに足れ

り。予は已に大里に至り、高杉等と軍議を爲し居たるに、卒然敵艦一隻大里の海岸を駛馳して、馬關に近づくものあり。我丙寅艦より之に向て砲擊し、又馬關の諸砲臺よりも一齊に亂射したり。是に於て本營を大里市街の北端なる小山の蔭に移し、予は高杉、福田等と議し、若し此處にて海戰を始めなば、我が通船は爲に或は擊沈められ、或は航路を斷たれ、敵地に懸軍して糧食に缺乏せんは必定なり。其時に至りては再び如何なる變態を生せんも、測り知るべからず。假令相枕して死するとも、急に今我兵に令し延命寺の嶮より突貫し、死力を出して直に小倉を乘取らしむるの一冒險策を行ふの外に、更に他策なしと決す。然るに敵艦は應砲をも發せず、直に通過して門司峽間を出で、僅に馬關に向て兩三回發砲せしに止まれりとの報知を得たり。初め予輩は此敵艦の我が砲臺の砲彈距離内に突入したるを見て、敵ながらも實に其剛膽なるに驚きたり。後に聞けば此艦は回天艦にして、我が砲彈の的中したるもの十八發なり。而して急潮の爲めに押流され、自由に進退すること能はず、止むを得ずして馬關に向ひ、遂に峽間を脫し去りしこと、亦軍中の一奇談なり。

敵兵の小倉城退却

二十八日は敵兵よりも斥候を出し、相互に衝突して小戰爭を爲せしのみ、我軍は前議に依りて本營を大里に移し、速に小倉城を取らんと議す。然るに敵艦が常に海岸を防衛し、其海軍は我海軍よりも、十倍の戰鬪力を有し、大に我が妨害をなせるを以て、如何にして此處を突貫せん乎は、實に我軍行進の途上に横はれる一難問題たりしに、翌二十九日に至れば敵の斥候兵も甚だ寡少なるの景況を示し、其日の夕刻に至れば、小倉城の前面に繫泊したる數隻の軍艦は、我に向て發砲の訣別をも告げず、相率ゐて汽煙を擧げ、悄然として去りて其隻影を留めざりき。後に聞けば二十七日の戰に於て、我兵は十分なる目的を達する能はざれども、攻擊に最も猛烈なりしを以て、敵は其終に守る可からざるを察し、其總督小笠原壹岐守を始め、富士艦に乘じて逃走したりしと云へり。予が大里に在るや敵艦の退去せる以上は、背後より若松港を襲ひ進みて、小倉を襲ふの策を內決し、其準備を爲さんとて、八月朔日馬關に歸たるに、舟中より小倉の方位に當り、煙燄の噴起せるを望みたりしに、幾ばくもなくして敵は自から小倉城に火して、奔逃したるの報を得たり。乃ち又直に大里に赴き、數隊

を率ゐ進で小倉に入り城下の景況を見るに、急遽に軍議を決し狼狽して兵を引揚げたりと見へて、城中の糧米、銀札、及び書庫」等の如きも、皆其儘に放棄して遁去り、藩士の邸宅の如きは、盡く家財器具を殘留したり。是れ軍機不和を生じて、遂に總督の命を奉せざるに至りしが故なる歟、然らざれば到底勝算なきを察し、總督は一先づ兵を引揚ぐるに決し、小倉城主と議合せずして、諸藩の兵を撤したるに依り、小倉」藩士のみにては防守す可からざるの形勢に至り、俄然城を焚きて退却したるもの歟。其城下の市街には一も市民の影を見ず、民家は悉く開放して他人の濫入に任せたり。依て報國隊をして、此地を守衛せしめ、民治の一日も忽がせにす可からざるを以て、急に馬關民事局より小倉に出張所を設け、前原彦太郎其長官に任ぜられて、之れが地方政務を掌れり。五日山口より使番梨羽衛門を以て、君公の御意を傳へしめられ、且つ總督山内梅三郎へ御黑印を賜はりたり、其御意書附左の如し。

一諸藩に恨を結ばざる儀は過日相戒めたる通彌相守るべき事

一小倉城を自焚して立去たる上は窮冦不追の戒めあるべき事

一筑前中津に侵入の意なきをあらはし人民安堵いたすやう一書を遣はし度事

一他領に入り犯掠の婁等は堅く禁止の事

但國境の立札決していたす可らず

一馬關は中西國の咽喉にて彼よりも必爭ふ地なれば守防の策かねて疎なく講究すべき事

但馬關守備の爲め豐前地へ砲臺を築き保護兵を置くならば地勢の宜に從ふ可し

一一時勝利の愉快を恃むべからず又一時の不勝利を以て憤怒し或は挫折すべからず又々割據持久の略を廻らし全國の力を計りて進退すべき事

右の件々確守してよろしく指揮すべきもの也

丙寅八月四日

呼野口、會瀰口の戰

敵兵已に小倉を去る、而して未だ其何れの地に屯在するやを知らざるなり。

予は其翌二日を以て鳥尾小彌太、堀潜太郎の二隊を率て德力村に至る。此村

は小倉を距る二里許なり。其村老を呼びて敵の狀況を問ひたるに、此邊には一兵なし、皆香春に走れりと云へり。乃ち隊長に命じ數町を進ましめ、斥候を出して不時の急に備へ、餐を傳へたるに、暫くして斥候は歸來り、敵兵左翼の山上より進擊すと報ず。予は急に令して兵を纏め、行軍の常步を以て退去せしめ、又狙擊隊十數人を選拔し之に殿たらしめ、將に發せんとするに當り、山上鬱蒼たる松林の間より銃聲の起るを聞く。漸くにして、銃聲甚だ劇し。鳥尾等は大に戰を爲して、敵兵を討拂はんと議したれども、予は地形宜しからず、且此兵は敵の何の方向に在りしやを、搜索する爲に出でたるを以て、開戰を止め、狙擊隊をして且擊ち且退かしめ、遂に新町宿に達したり。依つて始めて敵の所在と敵情とを知り、又村老が予を欺きたるを知れり。翌三日本營を足立山聚福寺に移す。此寺は小倉城主の香火院なれば、大刹高堂山中に點在し、形勝も稍々宜しきを以て、此に移りて部署を定め、兵を小倉、新町、黑原、湯川の四所に配置し、各相距ること一二里たり。卽ち新町は小倉の南足立の西に在り、湯川は小倉の東足立の南に在り、道路四通十字形を爲す、之を十文字原と云ふ。此原

は凡そ數十町四方にして、總て松林なり、敵兵屢々此松林に潜入し、新町の背後を襲はんとするを以て、八日早天に兵を出し、近傍に在る所の敵を撃て、之を追退けたり。然れども德力より香春に達するには、呼野嶺の嶮路ありて、容易に通過す可からず、又十文字原の曠漠なるあり、隨て十分に戰線を擴むること能はざるに依り、新町の舊線を守りて兵を配置し、敵兵が屢々城下口又新町等の諸口に出沒するを以て、數箇の砲壘を足立山下に築かしめたり。是よりして進みて太貫坂の要害を拔き、行事村を衝くの戰略を立て、湯川の守備を嚴にし、尙進んで葛原に兵を出し、此地を以て先鋒本營と爲し、曾禰村其の他に兵を配布せり。

十日早天敵兵大擧して湯川に來り襲撃頗る烈しく、大激戰に及びたり。我數個の砲壘よりは、頻に臼砲及び山砲を激發し、步兵は小銃を以て逼撃し、午時を過ぐる頃に至り、悉く敵兵を追拂ひたり。是に於て我兵は太貫坂を拔かんが爲に、本道及び右翼の山路より兵を進め、海濱の一路よりも應援せしむることに決したるを以て、一部の兵をして斥候を出だし、敵の情勢を探らしめたる

に、敵は行事村を以て根據とすと聞き、十一日曉天兵を三道に分ち、直に太貫坂の敵を攻擊す。本道は蔭蔽なき田間十餘町の大道にして、太貫より眼下に射擊せば、一人も通過する能はざるの地勢なれば、此道には山砲を進めて頻に射擊せしめ、右翼は山腹の路より行進して太貫を横擊して、遂に太貫の要害を拔き、敵の備る所の六角砲二門を獲たり。我先鋒は尙も進で苅田驛を掠し民家に火したるに、敵兵の再び大擧して來襲せるに會ひ、我兵は寡くして守る能はず、遂に退て葛原の舊線に復したり。此日本道攻擊の際死傷數十名あり。司令官三好も左腕に負傷せり。依て福田俠平代て指揮す。爾後斥候の小戰のみにて數日を經過し、再び太貫の嶮を拔き、行事村を奪ふの戰略を定め、前日の如くに三道より並進み、奮戰して太貫の嶮を奪ひ、將に守備を置て前進せんとするに、背後の曾禰村に當り、俄然火起り小銃を發して喊鬪せり。福田は敵兵が我背を衝き、我先鋒の本營を襲ふの策ならんと思惟し、直に方向を轉じ曾禰村に至れば、土民蜂起して我が炊事場を燒き、糧食を掠めたりしなり。此變動の爲め復た遂に太貫を棄て、軍を湯川に退けたり。此日予は早天より新町口

の敵を攻擊し、遠く山中に追込みたれども、其地形の惡きを以て尙ほ兵を舊線に配布し、窮迫せずして薄暮足立本營に還りしに、已に福田の報至るを聞き、士官を遣して其戰狀を問はしむ。又隊長鳥尾小彌太も其地に至りて實況を詳報せり。其翌日福田は遂に舊線を復す、而して時山直八は福田に代り其軍を監したり(中略)。

九日早天より敵兵小倉を襲ひ、報國隊之に應戰せり。予は奇兵隊を分て援軍たらしめ、至れば則ち敵は已に小倉城下に闖入し戰頗る烈し。午時頃に至り、敵を市街の外に打退け、進で外郊に戰ひ、遂に之を走らしめたり。時に秋霜初て降り柏樹皆紅なり。人馬の其間に出沒する、硝煙の其間に起滅する甚だ奇觀たり。

二十五日奇兵隊本陣福田俠平より予に書を贈て(予は時に馬關に在り)曰く、今朝城野新町邊にて敵兵と戰を開き、午時頃に至り遂に之を山下に追退けたり。敵復山に據りて砲擊止まず、十文字原地形不便なるが爲に、用兵意の如くなることを能はず。前原其他も一昨日より京町に着し今日本陣に來りて諸事を談

合せり。風波靜まらば渡海あらんことを請ふと。

此時に當りて我藩は企救郡の大牛を領掠し、民治を施して以て專ら人心を鎭撫し、又兵力を以て敵兵を壓迫したるなれば、彼必ず窮蹙し、久しきを待たずして止戰媾和の議を望むことあるべしと豫期したりしに、頃來熟々小倉士人の所爲を見るに、闔藩香春に遁逃したりと雖も、撓まず屈せず全力を盡して以て幕府の爲めにするの決心を固執し、其の來襲するや大兵を以てするには非ざれ共、常に四方に出沒隱見し、苟も隙の乘ずべきあれば、則ち突出して我を衝き、以て小倉城を恢復せんと是れ望めり。而して我兵は戰線數里に亘り、勢ひ其の力を分たざるを得ざるが故に、寡少の衆を以て守禦を全くすること能はず、到底大に我兵を增し、大軍を以て敵の巢窟を一擊の下に鏖破せざれば、終に彼を降伏せしむるの日なかるべし。因て政府に稟申して增兵を乞ひ、其間進擊を止め、守備を嚴にして以て援軍の至るを待てり。然れども此間各所の小戰爭に虛日なく、九日小倉の戰の如きは、近來の激戰たり。是より先き藝、石兩方面の戰爭も亦頗る激烈にして、幕軍常に敗績し、數十里の外に退き、全く休戰の

體なれば、政府も今は慮る所なきを以て、鴻城、八幡の二隊を差遣し、以て我兵に應援せしめたり。乃ち十月四日を以て鴻城、八幡の兩隊に合するに、他の數隊を以てし、小倉口より新町に進み、數箇の敵壘を取り、又葛原の兵は太貫の敵の中曾禰に出る者を擊て之を走らしめ、五日又湯川、新町兩道より進み、敵を諸所に擊破り、七日予は福田、三好と德力に出で、其他の諸兵と合擊し、敵を數里に追退けたり。

數日の戰敵勢益退蹙するを以て、直に其根據香春を取らんが爲に、三道より進擊せんことを議し、卽ち一は奇兵隊を以て太貫口を虛擊し、一は奇兵の一部と八幡隊とを以て德力を攻め、一は鴻城隊をして敵の左翼を衝き、太閤道に向はしむべしとの戰略を定め、十日黎明期の如く三道より並進む。全軍の士氣益々振ひ、先を爭ひ勇進す。而して敵復抗すること能はず、恰も無人の境を過ぐるが如く、破竹の勢を以て直に龍が鼻の壘を取る。日暮に至り諸兵を要衝の地に配置し、以て天明を待つ。已にして敵より媾和の使を發し、德力口に來らしめ、進軍を止めんことを請ひたりしに、葛原口は未だ其事情を詳にせず、十三

日を以て四小隊を出し、太貫に向ひたるに敵の應ずる者なきを以て兵を止め、明早直に根據地を拔かんと思ひしに、其夜敵軍より葛原の民家に一の書を投せり。其文に曰く、

止戰御談判中の儀御承知可レ有レ之依て軍使差立及二御乞合一度存候御引受可レ被レ成哉否、御答相待候以上

十月十三日　　小倉先鋒軍事掛

長州御出張

御軍事御役人中樣

依て葛原先鋒より之を本營に報じたれば、十四日我より左の答書を遣せり。

止戰の儀に付御軍使被二差立一候段致二承知一候、上曾禰相應の場所に於て御相對可レ致候間明十五日朝五つ時御出張可レ被レ成候爲二御答一如レ此御座候以上

十月十四日　　長州先鋒士官各中

小倉御軍事掛樣

十五日予は報國隊品川省吾と倶に、上會禰村淨土寺に於て小倉の軍使に應接せり。其人々は野島要人及び佐々木五郎右衛門と呼べり。彼曰く、小笠原某の命を奉じて、媾和止戰を乞ふが爲に來れり、萬事唯命之れ從はんと。予之に答へて吾輩は先鋒の司令なれば、止戰媾和の事は、山口政府に陳請して命を待たんのみ。然れども貴藩已に止戰に一決せし上は、武器は不用たるべし。而して我藩に在ては、方に幕府と對戰し、勝敗未だ決せず、故に武器は我先鋒に預かる可きこと、又明日先鋒の兵をして行事に繰込ましむること、此兩條を約諾せられんことを望む。是れ先鋒司令の任務なればなりと述べたるに、彼皆之を承諾せり。

而して德力ロは前原之に應接せり。於レ是予は其翌日兵を行事に進め、悉く其武器を收めたり。二十日に至り木部峠太貫峠等要衝の地を我に渡し、一先づ先鋒だけ止戰の事に決したり。然るに小倉媾和の條件に付ては、屢々應接談判すと雖も、彼是の事情關聯して遲疑遷延兩日に渉れり。政府に於ては今日の勢小倉に對して、嚴正なる談判には及び難き仔細ありとて、十二月二十三日

御直目附役相原治人は君命を奉じて來り說諭する所ありしに、未だ幾くならずして小倉藩は封土を捨てゝ、肥後に退去せんと望みたれば、政府は之と媾和の議を成し、小倉の事は是を以て其平らぎを告げたり。小倉藩より媾和に付、我政府へ贈りたる書面は左の如し。

今般　天幕の御差圖を以て不ㇾ得ㇾ止事より此度の時體に及び婦女子農民塗炭の苦み不ㇾ忍ㇾ見國步艱難社稷危亡の地に立至り殆んど致二當惑一候隣國親睦を結候は古今の通義况今日の高義之れあるに於ては此末條理不二相立一儀は幾重にも遂二諫爭一出兵不ㇾ致覺悟罷在候

十二月二十八日　小笠原近江守花押

## 第二十四節　高杉晋作の終焉

第一編概說第十一章明治維新と下關一七〇頁參照

【高杉晋作】慶應二年秋冬の交より、高杉大に肺疾を患ひて、馬關の僑居に臥す。自から楣間に顏して㓁䠶處と曰ふ。諸友日々其病狀を問ひ、天下の爲に深く病を歎せり。これ彼が多年國の爲に心勞し、晝夜寢食を廢して苦行せし結果

に依る。 時の名醫長野昌英、李家文厚等自から倉公扁鵲を以て許すもの、いづれも高杉の國事を抛ち、杜レ門謝レ客專ら靜養せんことを戒めたり。 高杉褥上に起臥し、感慨の胸中に往來するもの無量なり。 病間屢々詩を賦す、以て心緒の纒綿を察し得べし。 後ち高杉は知友の忠告に依り、家を櫻山の麓に移して病を養ふ、之れを東行庵と爲す。 これ舊居に比して、地勢靜かに氣候暖に、頗ぶる療病に適するがためなり。

病中偶成五絶

膚如二秋草末一　肉脱骨瘦頻　思到無門地　胸間別有レ春
君寃何日雪　敵尚在二華城一　慷慨病牀上　藥爐發二怒聲一
計疎謗嗤集　密則更嘲訕　思涉世途苦　病居心却閒
咋宵能熟睡　今夜果難レ眠　病裏小安苦　環回尚聽レ天

櫻山七絶　時予移二家于櫻山下一

落花斜日恨無レ窮　自愧殘骸泣二晩風一　休レ怪移レ家華表下　暮朝欲レ拂二廟前紅一

松年生爲レ余移二栽梅樹于新築園一賦レ之以謝

厭レ病未レ能二門外歩一　爐邊只撿思レ花句　同村亦有二有心人一　爲レ我移栽梅一樹

山中偶成

賣レ刀買レ山住　閑臥獨怡々　多病雖レ辭レ客　寸心豈負レ時　作レ書書更拙　探レ句句成遲　恨我少年日　學レ兵不レ學レ詩

失題

剪二除荊棘一去　トレ宅在二林間一　松壓二樓欄一立　雲過二屋脊一還　高低岡續レ壑　屈曲路通レ山　養レ病得二其所一　身心相與閑

五律

去レ城纔一里　棲息好山中　豈肯學二高士一　只將レ養二病躬一　安眠幽夢結　獨坐百憂空　時揭二破窓一望　寒鴉點二晩風一

又

從レ爲二草庵主一　無二復俗塵侵一　不レ附二熱熏勢一　須レ安二身與一レ心　人生纔

百歳　病骨只孤衾　一穗秋燈底　益知書味深

兵馬の間櫛風沐雨の過勞、遂にこの重患を釀せり。四方の名士來て病を問ふもの、日夕絕ゆることなし。また諸兵士の神社に詣して、彼の爲に命を乞ふもの數百人の多きに及ぶ。野村望東は女丈夫なり。此際特に過般の救恩に報ゆべしと、親しく高杉の病褥に侍して看護怠らず、勉强湯藥を進めたり。高杉徐に苦藥を嘗め、筆紙を求めて、

おもしろきこともなき世に面白く

と書き付けたれば、望東も高杉病中の苦心を察し、看護の淚を拂ひ、直ちに下句を附添へたり。

すみなすものは心なりけり

高杉の病勢危篤に迫れるは、公私一般の痛惜する所なり。三月二十九日特に藩命を以て、彼の爲に一家を立てしめ、祿百石を賜ひ谷氏を稱せしむることゝなれり。高杉の病を癒治せんがために、醫者を勵まし藥劑を撰み、人力を盡し神佛に祈願して、專ら回春の期を待ちたるに、病勢は却つて刻一刻に砂時計の

落るが如く末期に迫りたり。天道是か非か世人の爲に此祈願の効果を與へず、神佛果して何の心かある。鳥歌ひ花笑ひ草木悉く天地の光榮を競へる盛時に於て、高杉は端然易簀して大往生を遂ぐるに至る。實に慶應三年丁卯の四月十四日にして、齡僅に二十九歲なり。夕陽沒して乾坤暗く山嶽崩れて谷澤震ふ、天下の人苟も高杉の名を聞くもの號泣以て之を弔せざるものなし。藩廳は主命に依り左文を具して、香花料を遺族に與へたり。

一金拾両　　　　谷潛藏跡

右潛藏事拔群の人才にて御奥所勤御用所等多年廉有御役相勤尙又攘夷以後止戰談判を初め内外共難澁の御用筋諸事都合能取計殊に去夏戰爭先御勝利の姿に相成候も畢竟御高運の致す所に有レ之候へ共潛藏事別て苦勞せしめ盡力不二一形一儀にも有レ之彼是深く御爲筋と相考へ此度御用に可二相立一者にて往々御賴母敷思召候處此度死去せしめ御殘念被二思召一候依レ之香花料として被レ就二御氣一候事

# 第三編　風土誌

## 第一章　神社

### 第一節　鎭守八幡宮

第一編概說第七章宗教の變遷九八＝一〇〇頁參照　　由緒＝古文書

【鎭守八幡宮緣起】當山八幡大菩薩は、宇佐分身の靈社、日本外朝西門の鎭守也。厥の根源を尋ぬるに、和州國大安寺行敎和尙、不思議の靈夢を蒙むり、淸和天皇の御宇貞觀元巳卯年、豐前國神馬城へ下向し、神前に七日の參籠を遂ぐ。然るに滿夜ヲの一天に三つの衣袂影向し給ふ。爰に神人自在に通じ、佛三世に通達し本誓疑なし。特に畏々懌々卽ち笈中に遷守し奉り、先づ當津の海を渉り、此處に數日滯留あり。爰に亦三五夜中ヲの一天に、奇特之御託宣あり。當初神功皇后三韓を攻め平げて歸朝し、其の業因止む無し。異敵必ず來朝すべく、亦吾此戸に迹を垂れ、金剛堅固之神力を以て忽ち攻伏し、日本の地へ渡すべからず云々。之に依て和尙自ら金剛經三部を書寫し、八幡三所を勸請し奉

るの靈社也。然るに後御宇多院之御宇、弘安年中太元老皇帝兵船數萬艘を指し渡し、既に此地へ漕ぎ着き競ひ來る。而も當社御戸自ら開き、尖玉海中へ飛び惡風を成して兵船悉く吹破られ、軍兵殘りなく沈水す。亦源平兩家此の海中に於て、船軍の日源氏既に劣軍なるの刻、大將當社に宿願し奉る。ていれば白旗となりて雲中天に下り、平家劣軍と成り悉く海に入り源氏勝を獲。誠に和漢兩度の强敵對治、最も諸神の御靈驗特に當社の神力新にして威光自在なる故也。玆に因り帝より神田並に當津上下の船積一所之荷物、勘合鳥目一百の內參錢を關役と爲し、當社の燈油料に之を寄附す。爾より以降青銅九拾七錢を以て一百と定む。誠に神明新なる社頭也。依て小緣起如件(譯)。

干時弘安五壬午二月吉辰日　沙門　敬白

【二十二社注式】阿彌陀寺八幡宮は朝家の式無し、依て年紀勘ふるを得ず、近代の勸請か。又龜山の末社也(譯)。

【諸社根元記】長門赤間關阿彌陀寺八幡宮

大御前三所 社壇巽方に向ふ 東 左 大帶姫 十五代神功皇后 中 八幡宮 十六代應仁天皇

西右仲哀天皇十四代若宮四所宇禮久禮

【長門國志】日本西門鎭守八幡宮國府西二里阿彌陀寺に鎭座

所祭神三坐中譽田天皇應仁左足仲彥天皇仲哀右大鷦鷯天皇仁德

今按ふに八幡三所と申は、上に云へる如く豐前國宇佐、山城國男山、筑前國箱崎、相摸國鶴岡と始め、諸國に祭る所は皆應仁、仁德、仲哀三帝を祭れりと云へるは訝し。今按ふに元は例の如く應仁、神功、玉依の三柱を祭けるに、後に仲哀、仁德二柱を配祀せられしが、何れの頃よりか女神二柱を廢し、男神三柱のみを祭り來れるならん。今里俗に此社を姨御樣と申すを考ふるに、これも上に云へるが如く、玉依姬は應仁天皇の后妃にて坐せども、神功皇后の御妹なれば、應仁天皇の爲には御母に當らせ給へば、姨御樣とは稱へ奉り來れるなり。又行教和尙貞觀元年に八幡宮を龜山に勸請せられ、更にまた同じやうに當社にも勸請せらるべき由なし。これも今按ふに龜山に八幡宮を已に勸請せらるれば、當社には妃御神玉依姬を勸請せられしものならむ。龜山に妃御神を祀られざるは、此社に勸請し置ける故なるべし。されば當社も例の如く中正殿は玉依

姫にて、左右應仁、神功の二柱を相殿配祀せられし故に、三所とは申せしならむ。今六月夏越、九月本祭に龜山の神輿四基（仲哀、神功、應仁、仁德）途中まで迎ひに出させ給ひて、當社へ七度半の使者を立させ給ひて、當社より神輿一基（玉依姫）龜山へ神幸ありて、種々の祭事行はる。凡兩度の祭禮には御領主の御代參を始め、諸御奉行諸御役人居多出張ありて、警固嚴重なり。さて當社を日本西門鎮守と稱へ奉るものは、日本は耶摩登と訓て大八洲の中の一洲、此國より東北陸奥までの域を云ふなり。西門は迩之乃登と訓むべし、仲哀紀に自二穴門一至向津野大濟爲東門以名護屋大濟爲西門とある西門是なり。上古は大日本洲より筑紫州に濟る所、本國に東西二所ありしと見えたり。其一所は豐西郡綾羅木村の海濱より、筑前國遠賀郡名籠屋崎西の濟場として、西門と云へりしに、中古以降は赤間關此神社の邊りより豐前國企救郡門司關を、西の濟場として西門と云へりしなるべし。鎮守は文德實錄云天安元年夏四月二十三日庚寅始置近江國相坂大石龍花等三所之關分配國司健兒等鎮守之とあり此に鎮守とあるも亦此意ならむ。其西門の濟場に鎮座ましますが故に、西門鎮守とは稱へ奉

りけるものなり。因云豊前國門司關に八幡宮あり、其神號を外朝西門鎭守と申す。外朝は筑紫州後日九州を云ふ。文德實錄に鎭西者是朕外朝也とのりこち給ひしより起れるならんか。西門は當社と同義にて、此方は日本西門、彼方は外朝西門なればなり。

阿彌陀寺境內に鎭座す西門鎭守八幡宮、古老相傳て舊は前田村に在りしが、後に今の地に移されたりと云へり。此神關門の鎭守にましませば、關津もと前田に在りし故、彼處に鎭座ましましけるに、後に關津を阿彌陀寺町に移されける故、此祠も今の地に移し祭られけるならむ。（中村德美）

【筑紫道記】鎭守の社の造りざまこまやかに、しかも風景を思へるにや、門司の松山ぞ向に見えて前に海水を眺む。（宗祇文明十一年）

【筑紫紀行】鎭守の宮に八幡を齋奉る。（吉田重房享和元年）

【阿彌陀寺傳記】然るに當關每年兩度御神事、龜山宮と當寺八幡と兩社の御神輿下合御幸あり。祭祀今に懈怠するなし。今度神輿之を取出し奉ると雖も、餝具足悉く燒失す（譯）。（永正十六年）

【鎭守八幡宮文書】正親町天皇綸旨

就長門國阿彌陀寺八幡宮同龜山八幡宮兩社祭禮近日對大宮司被成敕裁訖凡神事供奉乘輿之段未曾有事也然當時出世之上者乘輿不可有別義者也天氣如此盡之以狀

永祿五年五月二十五日　右中介

住持揚憲上人御房

廳宣　可早奉免御堂鎭守社神田參町事

右件神田以國內熊野田可引募之由可申請也豐東郡內以申請坪々早可奉免之狀可宜永承知依件行之以宣

建仁三年二月　日　大介藤原朝臣　花押

吉田御證文

阿彌陀寺八幡宮非龜山八幡宮之末社爲兩社之段證文一見訖次神幸次第兩社混亂之段未曾有也去々年既以先證裁判之上者永不可有相違今度兩社家共以爲同心然者向後不可有變易者也右神道之啓狀如件

神部局奉

天文十三年四月　日

神道長上卜部朝臣　花押

## 第二節　赤間宮（阿彌陀寺）

第一編概說第七章宗教の變遷九二—九五頁參照

由緒—紀行—先帝會—國寶—古文書

【赤間宮由緒記】壽永四年三月二十四日

安德天皇長門赤間關壇浦に崩御し給ひ、御遺骨を阿彌陀寺（蓋該寺は貞觀中和州大安寺和尙行敎の開基に係るならん或は國分寺を置かれし時より在りしと云ふ）の境內に奉葬す。其翌年長門國に敕し、御陵上に御影堂を建て、該寺を再興し敕願寺となし、尼命阿（元建禮門院の御乳母の女少將局）をして永く天皇の冥福を祈らしむ。爾後住職繼續五十世に及べり。當寺は朝廷の御崇敬殊に厚く、武家の尊崇頗る多し。從て綸旨判御類の傳ふるもの尠からず。其初古來より舊式の存するものを先帝會と稱し、陰曆三月二十四日執行す。後鳥羽天皇敕して該堂を建て、先帝の爲に法會を行はしめ給ひしを、其後該寺に於て綿々執行し來れり。當日赤間關伊崎町に居住する漁者の內中島組と

呼ぶ一派の者等、大紋を着し香花を手向け參詣することあり。其由緒を尋ぬるに往昔源平合戰遂に平氏長門國壇浦に於て滅亡の時、平氏の侍に中島四郎太夫と云へる者あり。逃れて彼地に潛伏し、丸木を鑿て船を造り、漁業を以て活計をなし、時々
安德天皇の御影前に拜禮せしより例式となり、今に其子孫繼續し必ず拜禮せり。同日稻荷町に居住する娼妓等も、亦官女に模擬せる裝ひにて、香花を手向け拜禮するの式あり。其由緒を聞くに、文治元年三月二十四日平氏壇浦に於て族滅の時に、建禮門院の官女海濱に遺棄せられ適從する所なく、終に同地に居住せる苫商（屋號を苫屋と稱せしを粫屋と改むと云ふ之れ稻荷町妓樓を起せし濫觴の由）の家に寄食す。然るに素より雲上に遊びし人にて、一も野人の業に從事せしむるの途なく、家主之れが所置に苦み、之れに敢て最寄の山野に咲る草木の花を手折て、此港に繫泊せる船舶に鬻て糊口の資に充しめしを、漸々其舟人に通じ、其惠與の資を得て活計を立るに至りしも、尙故君に事ふるの敬意を存し、時々御影前に詣で香花を手向しより、其流を汲むものの之に倣ふ。故に今に至るも猶其客より受くる金を

ば花代と唱へ、身は女郎と呼びて宮女に擬せりと云ふ。明治維新後阿彌陀寺を廢し、御影堂を天皇社と改稱し、第五十世舊住持瑞泉法印還俗し、大司盛親と稱す。先帝祭會を先帝祭に改め、一時女郎等拜禮の式中止せしもの舊式に復し、玉串を捧奉り參拜するに至り、木戸侯西下の際、該社に參拜せられ社殿の狹隘を歎じ計畫の志あり、未だ幾許ならず明治八年十月七日官幣中社に列し、地名に因り社號を赤間宮と改め給ふ。十月七日官社御發表の日を以て例祭日と定めらる。明治九年九月二十一日宮内卿德大寺實則　聖旨を奉じ、舊藩主毛利元德を經て、兩陛下の御製御歌各二首宛奉納あらせらる(下略)。

【壇浦史蹟】明治維新となりて諸國帝陵修理の擧ありしも、獨安德天皇御陵に至りては、傳説區々に分れ一定する處なかりしが、明治二十二年敕裁を仰ぎ、阿彌陀寺御陵の決定せらるゝや、御影堂遺跡は宮内省の所管となり、さらに御陵地域に編入せられ、二十五年に至りて御陵修理の工全く竣成し、敕使西下して奉告の典を擧げらる(中略)。昔時の御影堂は正面に天皇の御座を設け、左右に繪障子あり、而して御陵は玉座の下にありと云ふ。古來御影堂

前一碑を建つ。其文に曰く、

安德天皇之陵是其處也元曆二年歲次乙未三月二十四日投海崩獲尊骸於海底而葬焉（鳴瀨嘉貞）

佛閣神殿天皇御影堂致御祈禱精誠狀

【阿彌陀寺傳記】長州赤間關阿彌陀寺別當秀益謹言上早請蒙御恩裁造立當寺

右當寺者是彌陀法王之淨域安德天皇之禁裏也、地主者則宇佐分身之靈祠、龜山同體之尊神也、故於佛場構社壇、以法味資神威、既是佛神和光之勝地、天皇安座之梵閣也矣、抑當寺草創濫觴者去文治二年後鳥羽院御宇爲被弔先帝御菩提、仰國司被造進之、次本尊彌陀三尊者定朝作平相國淸盛公御持尊也、自攝州福原都、被奉下之云々、其時中興開山命阿尼者、建禮門院御乳母息女少將局是也、自爾以降相續而至第五代別當長全法印、迨星霜一百五年、彼本堂八幡宮並御廟院等悉朽損矣、長全之讓令寺務、自正應二年企再興之營、至于永仁二年甲午首尾六箇年中伽藍周備訖、厥殿塔廟院等所々繪圖在之、自其已來至去年永正十五年十二月十日二百二十五年爲類火、一寺中二十一箇所坊中共加之忽成灰燼了、纔三坊殘耳、寔可謂時刻到來、雖

然本尊並八幡御神體諸堂佛像安德天皇御眞影、同御供奉公卿之繪障子等大概奉取出之、但所燒失者顯密、聖教、二王等也、仍右靈像神體無佛閣宮殿、者可何處安置之哉、然令爲致此修造、馳聘十方而雖相勸有緣之道俗、一宇之伽藍輙難成就、又此尊體空交塊土、送年月令浸潤於雨露者靈神之祟定有之、又遠聞花洛達天聽者可被惱宸襟歟、自後鳥羽院至于先皇（後土御門院）御宇、被成下御代々綸旨、度々廳宣、又將軍家之御下知狀御當家御證判等數通在之、皆御歸敬尊崇之趣一同也、是併爲天皇之御靈場故歟、就中長州一二兩社龜山當寺此四箇所者無勝劣境地也、然當關每年兩度御神事龜山宮當寺八幡兩社之御神輿有合御幸、祭祀于今無懈怠矣、今度御神輿雖奉取出之、餝具足悉燒失、爲如何、所詮伽藍再興之願望偏以御裁許、遂其功者、法令神祭彌致禮奠之丹誠、奉祈御武運長久者、依和光之擁護御家門永繁昌、遙可及億載乎、令爲仰上裁粗言上如件

永正十六年三月　日　　阿彌陀寺別當上

進上陶安房守殿

【玉葉】建久二年閏十二月十四日崇德院並安德天皇等崩御之所建二一堂一可レ資二

彼御菩提、並亡命之士卒滅罪之勝因ニ事、可ㇾ申ニ沙汰ニ之由、仰ニ奏經ニ了卽退出了
同閏十二月二十二日定趣
一安德天皇御事
長門一堂事一同可ㇾ然、國忌山陵事同前、但可ㇾ依ニ崇德院例ニ、
依ㇾ不ㇾ擬ニ神社ニ、無ニ奉幣之沙汰ニ也
同閏十二月二十八日、又長門國可ㇾ建ニ一堂ニ之由可ニ宣下ニ者、皆任ニ御定ニ、
可ニ宣下ニ之由仰了、役夫工之外々事等餘奏請事等也
同廿九日兩宣下事讃州長門早可ニ仰下ニ、長門堂事、宣旨口宣奏覽了（藤原兼實）
【豐府志略】阿彌陀寺、眞言宗附八幡寺領五十九石三斗二升五合。赤間關阿彌陀寺町西の方山半に有、府中と距こと二里、開基河內國行敎和尙、貞觀元年己卯年草創也。和尙奇特成靈夢を蒙り、宇佐八幡を勸請し奉り、寺中に安置し鎭守とす。本尊は三尊の阿彌陀建禮門院の持尊佛、右は釋迦佛重盛の持尊佛成由、本堂の前に安德天皇の古廟有（中略）。昔日源平宮公卿諸將等の塚も有、詳成事は平家物語に見えたり。後鳥羽院の御宇、先帝を弔はれんが爲に、賴朝卿へ仰

せて當寺を造立せらる。其中興命阿は建禮門院の官女少將の局是也。爾より以來相續して、長全法印迄五代星霜一百五年也。其後永正年中失火の爲めに類燒し、一寺の中二十一箇所忽に灰燼と成、殘れる物とては天皇の御影八幡の神體、諸堂の佛像、公卿の畫像障子等也。安德天皇御影堂、御影像作不知、畫障子は狩野古法眼筆。

本堂本尊阿彌陀三體定朝作、淸盛持尊佛也。同左阿彌陀三體惠心作、建禮門院持尊佛。同右釋迦佛雲慶作、重盛持尊佛。護摩堂本尊不動弘法大師作。持佛堂本尊十一面觀音雲慶作、鎭守八幡一社本堂より北に有。

祇園一社同所　鐘樓一字同所

## 古跡

古塚　平家屬類墓所也、時代舊たる故苔付文字不分明。奥坊、西方、靑蓮坊、圓福坊、梅坊、今猶存す

薄墨松　天皇古廟の東南に有、豐前文字の關を掩故薄墨の松と云へり(中略)。足利尊氏の詠歌に

何れより名を顯さん薄墨の松漏る月の文字の夕ぐれ

夫よりして此松を薄墨松とは名附し也。（平井溫故 寶永七年）

【扶桑記勝】阿彌陀寺は照壽山と云、眞言宗なり（貝原篤信）

【和漢三才圖會】阿彌陀寺在二下關赤間一、安德天皇影像及平家一族遺物有之（寺島良安 正德二年）

【他所問答】阿彌陀寺はいか樣之寺に御座候哉

聖衆山無量壽院と號し、建禮門院之御乳母之息女少將局剃髮命阿彌と申、安德天皇八歲之御影持來此寺草創、夫より代々尼寺其後天臺宗、其至于今眞言宗之由承傳候。

【道ゆきぶり】其東に寺あり阿彌陀だうといふ。安德天皇このうらにかくれさせ給て、後に知盛の卿女の少將のあまとかやいひける人、こゝにのこりとゞまりて、平家の跡問けるを、のちにかの御菩提所になされて、安德天皇の御尊影おはします。本尊は清盛公のふく原の持佛堂の阿彌陀佛と申なり。又小松のおとゞの本尊とて、さか佛もたゝせたまひたり。このたび安德天皇の御事

いつかめにみえさせ給ふことの侍しほどにたび〳〵御菩提をとぶらひ奉り侍りき。いかなる世々の契にてか侍つらんとぞおぼえ侍る。門司の關はこの寺にむかひたり、そのつゞきに山ごりのおとて山寺ありと人のかたり侍し、いとえんなる所なり。

海をさへ隔てゝけりな山鳥の尾上の寺の入あひのこゑ（今川貞世 室町初世）

【筑紫道記】此の地の宿は阿彌陀寺といへり。後に山高く巖そばだちて落來る水潔よし。せき入るゝ砌のさま自からの境致にて、岩に生たる松の根ざしも物ふりて、水におほひ軒に繞り、御堂は星霜つもりて、繪皮ところ〳〵破れたるも中々憐れふかし。鎭守の社の造りざま細やかに、然も風景を思へるにや、門司の松山ぞ向ひに見えて、前に海水をながむ。次に安德天皇の御影堂を見侍れば、御かたちみづら二つに結び分けて、御粧さる事と見えて、紅の袴に笏を持ち給へり。御顏の匂ひあいきやうづき打笑みたまへる樣して唯其の代の御形と覺えて、なき世のかげは忘れ侍る事なり。あやしの身にも見奉るほど涙おさへ難し。次に平家の人々の影あり。新中納言知盛、修理太夫經盛、能登

守教經等なり。女房には大納言の佐の局を始めて四五人あり。中にも教經武勇の道すぐれたりけんも、ふしぎに覺えて、

あづさ弓八重の潮あひに消えぬ名もあはれはかなき跡のしら波

君の御事は其の哀れ言の葉に及びはべらでさし置きぬ。彼の二位の尼君の波の下に極樂侍りと教へ奉りけんも、悲しさ淺からずいつはりの言の葉に侍れど、唯心己身の心を思へば何れが淨土にあらざる、誰か佛體にあらざらん。此の詞ぞ誠の道には侍るべき。(宗祇文明十一年)

【高橋紹運記】三月二十六日(天正十五年)には赤間關へ御着有て阿彌陀寺を御一覽有、先帝女院を始奉り、平家の一門沈果給御影を御覽、秀吉公

浪の花散にし跡をことゝへば昔ながらにぬるゝ袖かな

古のその名計は有ながら姿は浪の春の海面　羽柴賴隆

名にしおふ長門の海を來てみればあはれを添る春の浦波　佐々陸奥成政

名ばかりは沈もはてずうたかたのあはれなるとの春の汐浪

山　名　前　香

と各讀阿彌陀寺に籠置同二十八日には渡海被成小倉津に御着

【九州道記】關渡に着て阿彌陀寺に參り侍るに其かたはらに寺有、所の人は内裏となん云ひ傳へ侍る。寺僧に案内して安德天皇御影其外平家一門之像共見侍ける。彼僧昔今の短冊など見せられしに、知たる人の歌どもありし程に、

もしほぐさかくたもとをもぬらす哉硯の海の波のなごりに（細川幽齋 天正十五年）

【九州のみちの記】もじの關にもなりぬさのみ船の内海の上も堪へがたくて、赤間關にあがりにけり。或寺に先帝のみたち、並一門の公卿殿上人、局内侍以下迄はかなき筆の跡にのみ寫しおきたり。世隔たりたる事と思へど、其時の心のうさ沈み給ひし有樣まで、數々に思ひ出られて悲しくおぼえければ、

所せく袖ぞぬれけるこの海のむかしをかけし波の名殘に（木下勝俊 天正十五年）

【九州下向記】十三日の朝一里ばかりを過ぎて、又舟にて關門へ着き給ひぬ。あくる日もこゝにとゞまり給へり。阿彌陀寺と云ふ寺に平家の一類入水の

所のしるしとて、其影ども堂にあり。安德天皇の尊形は木像にて、八歳の御わらはすがたまことにさりぬべきさまなり。それ〴〵一見の人々の短冊どもあり、其人まねにはあらねど、心のうちの手向ぐさに

　波けんよはひも八里のしほあひの浪は昔にかへる袖哉（天正十五年）

【日本行脚文集】かの平氏入水のむかしをみんとて松壽山阿彌陀寺にまうでうす墨の松のひまより見れば、筆海文島書軸をのべ、彩雲岩仙閣を見る、やゝこなたにむきて安德帝御影堂、まだいはけなきおほん像、其の外供奉の一門かぎりのすがたを、古法眼が筆にとゞめたり。むかしを今のあはれさ、泪もさらにとゞめがたし、後の山の麓にはその〳〵白玉の碑銘苔をかづき、しのゝ小草に眉を竝し陀羅を手向し、かつ豊臣殿下の艨艟、日和潮合を待たまふつれ〴〵に、諸大名におほせごとありて自詠自筆の百首の短冊侍し、住侶むかしをかたり給ふに云々、やがて二丈餘に狂言す記略。

　うす墨の松を生せる浮巣かな

陸には涼風潮の八百瀨は平家蟹

又御影にむかひ、よしや君かくうける世にかへらぬ浪の都こそ、ほゐの紫金宮なれど、かつはたのもしくて。

浪のそこの都は君が常世にて見るめばかりの形見成けり（大淀三千風元祿二年）

【ヒルドレス氏日本古今記】こゝには又阿彌陀寺あり、該寺は日本の年代記に著名なる、平氏と關係ある幼帝の神靈を祀る爲めに建立せらる。蓋し帝の乳母は平氏の滅亡に際し、敵の捕虜とならせらるゝを避くる爲め、帝を抱きてこの海峽に投じたりと傳へらる（譯）。（ケンペル元祿四年）

【長崎行役日記】阿彌陀寺あり寺僧出でゝ案內す。安德帝の陵の上に廟有りて、帝の木像を安置し、左右の障子に二位尼內侍、及び平家一族の像を畵く、古法眼元信の筆也。次の廟廡三面の壁紙金張附平家一代の盛衰合戰の始終を圖す、土佐光信が筆也。後の山岸に壇浦入水の人々の石塔あり、予感にたへず一律を作る。

謁二安德帝廟一

海邊入二臺寺一、帝廟自荒涼、戰國猶畫廊、幽燐飛二野徑一、靈鬼哭二沙場一、一自

失二龍劍一至レ今長斷腸、

客殿に入て寶物を見る。　後土御門並後奈良、正親町の御綸旨五通、鎌倉御教書二十三通、尊氏將軍の花押ある御教書二通、豐太閤の短冊、吉田卜部の證文、大內、毛利、吉川、小早川代々の書數十通、古筆の平家物語二十卷、數人の筆跡なり。　世に長門本阿彌陀寺本などいへるは此本なり。　安德帝の御劍海中より上たるとて銹付てぬけず、唐銅造りにて質素なるものなり。　上の莊嚴みな剝落ちたりとみゆ。　能登守敎經の太刀一振、其他は緣起に委し。　貞觀元年行敎和尙草創より九百餘年になる(下略)。(長久保赤水 明和四年)

【西遊雜記】壇浦は安德天皇入水し給ひし海上にて、阿彌陀寺と云ふ寺院塔陵有りて、御廟には帝の木像を安置し、左右の障子には二位の尼內侍、及び平家の一族の像を畫く、古法眼の筆と云ふ見事なる事也。　次の間は金の張付にて平家一代の盛衰合戰の始終を圖せり、土佐光信の筆にて是も見事也。　後の山々には壇浦にて入水有りし人々の墳墓ある也(下略)。(古川 辰)

【遊囊賸記】阿彌陀寺は幼主(安德帝)を始奉り平家一門の眞容に向ひ、懷古の淚滂

墨の松にかゝりて、文字の闕も見え分かぬ計りなり。

【筑紫紀行】是より東の方の山の手に、安德天皇の御舊跡と稱する聖衆山阿彌陀寺といふ寺あり。西山派の淨土宗にて、寺領は七十石なりといふ。本堂は草ぶきにて、阿彌陀如來を安置す。鎭守の宮に八幡宮を齋し奉る。別殿に安德天皇の御木像を座奉れり。襖には平家の一門の方々を一々に畫けり、又一方の襖には此天皇の御誕生より源平の合戰入水迄の事の狀を次々に畫けり。百文にて御像の開帳拜禮をゆるす。又此客殿並に寶物共拜見の料も百文なり。寶物は安德天皇の御太刀、眞爺の丸柄なり。能登殿の太刀白鞘にて、太刀には裏表に樋二筋づゝにて、表には梵字裏には劍の形を彫たり。歷代の公卿より奉納し給へりし短冊、是は事繁ければしるさず。たゞ豐太閤の御歌のみをしるす。

浪の花ちりにし跡を云々　　松

御代々の綸旨あまた、平家物語二十卷是等なり。本堂の前に自然石に彫たるはせを塚の碑あり。

暫くは花の上なる月夜かな　はせを　天明六年當津社中建之

と彫たり。(吉田重房享和元年)

【小春紀行】やどりに到らずして阿彌陀寺にゆかんとて、西南部町より右に曲り、東南部町を過ぎて、左に門あり聖衆山の額をかゝぐ(筆者未詳唯山の印あり)。右の山には八幡宮あり、左の門をいりて堂あり、秘密場といふ額あり、左にならびたてる堂に入りて安德天皇の御木像を拜す、左右の障子に廊の方大納言典侍、帥の典侍、治部卿の局、信基、知盛、敎盛、資盛、經盛、敎經の像あり。次の間(右の方)には天皇御誕生より御入水にいたるまで、平家の盛衰、源平の合戰のありさまを畫き、繪の上に繪ときの文あり(某宮所古書とみゆ○按緣起平家一族畫像狩野法眼元信筆、源平合戰繪圖は八張土佐將監光信筆とあり)。側の僧の手に竹とりて、一々に繪ときの事をのぶる聲あはれなり。毎年三月二十四日には法會ありといふ。六月晦日九月十五日は鎭守八幡宮の祭にて、神輿龜山にみゆきありとぞ。靈寶に安德天皇の御劍、能登守敎經の太刀といふものあり。

後土御門院綸旨二通

御奈良院綸旨一通

正親町院綸旨二通(中略)

又御羽織の紐並盃あり、當山懷古の詩歌數十首短冊に書きたるを一帖におしたるあり。人々の手もめづらし(中略)。此外あまたなれどあはたゞしければ書もとゞめず。羅浮子の詩(林道春七絕)などもありき。此寺は貞觀元年宇佐八幡此の地に跡をたれ給ひし時、行敎和尙の開基にして、元曆二年壇浦に平家の敗軍の後、文治二年後鳥羽院御再興あり。建禮門院の乳母帥の典侍の女少將の局の尼になりて、命阿尼といへるに命せられて、福原の都にのこし置き給ふ、天皇門院並平家の守本尊を遷し、永く敕願寺と定めさせ給ふ所となん。古は大寺なりしが、今はわづかなる跡をのこせり。山より見ゆる所々、遠くは豐前、筑前の山々、近くは內裏、干珠、滿珠等の島なり、前の海を硯の海といふ。我かつて如來山人の嚶鳴館集をよみしに、阿彌陀寺觀平氏西敗圖の詩あり。また保巳一檢校のために長門本平家物語をよみし事ありしが、今年はからずも此寺に來る事を得たり。(大田南畝)

【扈賀餘賞】阿彌陀寺に詣る、正堂に安德帝の像を安ず。香煙に薰せられ、木像眞黑にして雙眼の嵌珠瑩々として光あり。細に之を看れば緣衣紅裳襞積の間方に色を辨ずべし。左側に平氏一世の事を圖す、狩野元信の書く所なり。一喝食あり客を引き、圖に向ひ杖を擧げて指示し、審に平の亡ぶる所以、源の興る所以を演ず。予幼時平洲先生赤馬關七言長編を誦ず。今日喝食の指示する所に照すに、字々相應じ句々吻合す。竊に先生の奇才を難ず。右側に諸大臣の像を安ず。堂傍に一碑あり、帝の陵を表す。後山諸盛の墳を列ぬ。前は則ち柳浦の諸勝、來つて媚を廟廡に獻ず。予此の寺に遊ぶこと凡そ二度び、屢々什寶及び刀劍、器物を展ず、眞贋を辨ずる能はず、唯後土御門帝、御奈良帝、正親町帝の詔書、及び鎌倉室町等の文書奇古觀るべし。其の他平家物語一本印行本と異同あり。世に長門本と謂ひ、又は阿彌陀寺本と稱す。（川北溫山 文化八年）

【諸國圖會年中行事大成】三月二十五日先帝會、長門國赤間關阿彌陀寺に安德帝の祠あり(中略)。今明日下關稻荷町の遊女、各官女の體に粧ひ、阿彌陀寺に詣で、安德帝の祀を拜す。是を見んとて近郷及び泊船の旅客等群參す。傳へ云

ふ平家西海に亡びし時、官女多く下關、門司、赤間の湊にさまよひ、世渡る業を知らざれば、往來の旅人に身をまかせて、竟に遊びものと成ぬ。是等の人の遺風ならん歟。（作者未詳 文化三年）

【長崎行役日記】毎年三月二十四日安德帝の法會あり遠近の人夥しく群集すと云ふ。（長久保赤水 明和四年）

【長崎行役日記】嚴島の條　祭禮年に七十二度、市立年中に三度、就中六月十七日大祭禮なり（中略）。西國の大市は下關の阿彌陀寺の法會三月二十四日、豐後の濱の市八月十五日是を日本の三大市と云、中にも此宮島第一なりとぞ。（同人）

【廬寶見聞記】先年下關阿彌陀寺三月祭禮之節、所に見なれぬ老女參詣致し、硯紙を乞ふ歌二首相備へ立ち歸る院主不思議に存じ人を付候處見失ひ候由。

思ひきや老の浦波湊來てむかしの君の跡をとふとは

うす墨の松にむかしの言とへば涙にくもる門司の關守

右之歌目利所へ見せ候處二位尼手跡之由（享保十九年先帝五百十年に當る其時の事か）。（和智東郊 明和七年）

【山陽詩鈔】可レ憐兒女說二先皇一。幾隊紅粧幾辨香。簪笏滿レ前人不レ

見。金釵猶作二鷺鴒行一。

毎歲三月諸倡詣二阿彌陀寺一、稱二先帝會一。（賴山陽）

【國寶】　赤間宮

筆蹟　乙種　紙本墨書懷古詩歌詀（短冊八十八葉内四枚補寫）　一帖

明治三十九年四月十四日

書籍　丙種　紙本墨書平家物語（長門本）自一自廿　二十冊

明治三十九年四月十四日

【他所問答】長門本平家物語と申はいづれに有之候哉、

長門國赤間關阿彌陀寺所藏之古寫本にて、於今傳來仕候由に御座候。

【毛利十一代史】寛政六年九月二十日、赤間關阿彌陀寺本平家物語全部二十冊、

松平越中守希望あり謄寫して贈らる。（大田報助）

【懷古詩歌詀】

しづみにし長門の海をきて見れば涙のみこそまつうかびぬれ

道増

おも影はた地こそのこれうらなみのあはと消しはてはき世にしも

道澄

しづみしも面影はなほ殘りけりみもすそ川の末たえぬ世に

定之

世にたえぬ名をおもひてや消にけんあはれむかしの波のうたかた

實顯

水の泡のあはれきえにしいにしへもうかぶいかりの跡を見る哉

堯圓

さかならぬ君のうき名を留をき世にうらめしき春のうら波

義隆

おもへ世はひとつ港の舟なれどなみだの海にしづめるはうし

輝元

きくだにもかなしかりけり浦波の花のすがたと消はてし世は

秀元

とゞめをきてしづみははてぬ君がなを波のたよりにきくぞかなしき

秀　秋

波風もおさまらぬ代のいにしへをきゝつたふるにあはれもぞゝふ

秀　信

名にしおふ長門の海を來てみればあはれをそふる春の浦なみ

羽柴陸奥侍從

いにしへのその名ばかりはありながらすがたはなみの春の海つら

羽柴出羽侍從

みるからに袖こそぬるれうつし繪の跡にあはれをそふる浦波

驢　庵

あはれさを身にしら波にのこしなば淚をとゞめよもじの關守

長　諳

しづみけん身のいにしへもいとけなきおもかげうかふ春のうらなみ

由　巳

名をのこす長門の海を來てみればむかしにかへる春のゆふ浪
休　夢

世の中に名をのこしつゝ海つらの波にしづめるあとの春かせ
安成兵右衛門

春風の浪の玉もやしづみにしそのくろかみの名殘なるらん
吉　種

筆にたゞ昔の跡をうつしをきて名殘ばかりのかすむ海つら
宗　也

水そこに身をしづめしと聞しよりあはれにみゆるゆふ霞哉
新　榮

もしは草かくたもとをもぬらすかなすゞりのうみの浪の名殘に
玄　旨

君こゝの波に入しやわたつ海の宮古のうちは住よかるらん
玄　仍

いづる日もかぎりあればや西の海のそこのもくづに影うつるらむ
友　　詮

殘しをくおも影までも世を海のあとのしわざのみるめかなしき
正　　元

誰にみえん誰に見えんもなき跡にすがたをとむるもじの關守
法印古仙

磯の上ふるきあはれを今の世にとゞめてぞをく門司の關守
秀　　家

わたつ海の底にしづみし哀さを波にのこして有明の月
玄　　仲

あはれ名もとゞめをきける君が代のむかしをおもふ浦のかなしさ
玄　　陳

沈にき硯のうみのあはれ世にいつまでながすうき名なるらん
宗　　範

しづみしもしづむにあらじ今もその名はのこしをく文字の關守
玄　以

散うせし花の名殘の跡を見てむかしの春にぬるゝ袖かな
中務卿法印

いにしへのあはれおもへばよるの夢のさめてのこれる波の音かな
了　任

沈つる長門の海の浪のしたにいりぬる磯の草ならぬ身を
勝　俊

しづみけむその面かげも古へにあはれふりゆくわが泪かな
勝　茂

しづみにし水のあはれをとふ人にむかしことふる春のうら浪
三　松

名ばかりはしづみもはてずうたかたのあはれ長門の春の浦なみ
禪　高

君の名の長門の海のなみ風も氣ふのためとやとゞめをきけん

宗　　碩

うたかたのあはれ消にしいにしへの名殘長門の春のうら波

道　　派

いまもなほかきとゞめをくことの葉やむかしのまゝの門司の關守

雲の上にすむべき月のいかなれば波にしづみしかげとなりけん

直　　能

宮人のあはれを文字に書おきしすゞりの海やすみ染の袖

宗　　見

浦波のあはれをそへて五月雨もふりし涙の山ほとゝぎす

一　　貫

いやたかき雲井の月も底淸きみぎはにちかく影を見る哉

經　　晃

玉の緒のみじかゝりしも沈にし名をば長門の海に殘して
信　　　　　　　　　　澄
わたつみのふかさあさゝもしら波のそこはかとなく分しあはれさ
惟　　　　　　　　　　白
君にしも今もうらみの世かたりを關の名つらきもじにとゞめて
亮　　　　　　　　　　有
たづね來てむかしの跡を此浦の波のよるべに聞ぞかなしき
釋　　　　良　　　　　性
もしほ草かきもやられずむかしおもふすゞりの海はなみだのみして
肥州隱士蘇仙
うたかたのあはれきえにしいにしへのかへらぬ波にぬるゝ袖かな
雅　　　　　　　　　　綱
あとをかく世々にのこして見つるかな硯のうみのふかきおもいに
越前友梅

浮浪に沈みし月の御影かな　光久

水遠青山古聖蹤。千年靈魄脱幽宮。唯心淨土隨方是。自性彌陀當念通。
樓閣重々開寶綱。琅玕吊々起玆風。同遊未可催歸與。明日海船吾欲東。
清拙

安王晏駕有遺蹤。輪奐幾時成佛宮。兩岸接連船舶穩。一關宏開闢路交通。
峰巒秀聳出雲雨。海水平澄絶颶風。嘉運今摩清和後。照々德化滿天東。
龍山

風物眼前朝暮愁。寒潮頻拍赤城頭。佐巖奇石雲中寺。新月斜陽海上舟。
十萬義軍空寂々。三千劔客去悠々。英雄骨朽干戈地。相憶倚欄看白鷗。
絶海

到赤間關訪故蹤。城門應對海王宮。波沈寶劍蛟龍護。島壓明珠舟楫通。
樹色滿樓遙細雨。鐘聲隔岸又回風。瞻望頗覺皇都近。五色雲後日上東。
愚中

聞説平家漂蕩、船。曾沈海底魄歸泉。更令遺像莫遺恨。幾見興亡四百年。

靈三

萬年永合定朝廷。波底沈身在妙齡。恰似青雲天上月。一霄涵影入滄溟。

承兌

欲訪精靈海底幽。拜看遺像思悠々。可憐四百年前夢。水是雖流恨不流。

永哲

海底千尋葬聖躬。芳名今古幾忠功。能令天下施恩化。四百年來仰舜風。

惠雄

昔年聖壽祝無窮。西幸何圖再不東。只爲龍顏葬魚腹。潮頭望入浪花中。

玄蘇

千尋海底幾人亡。赫々聲名身後彰。遺像祇今如視古。一嗟相弔九回腸。

靈圭

昔立孤難平氏家。儲皇沒溺海西涯。至今猶駐龍顏色。殘月波晴玉有華。

宗入

西去京城數十程。沈身水底不沈名。可憐海上成泡沫。八歲春秋金闕榮。

靈　祭

天子蒙塵船幾艘。翠華千里影搖々。筑城捲土重來恨在西關不下潮。

羅　浮

空廢上林風雅遊。誰圖海底沒珠琉。龍顏沈處無由問。遺恨寒波流不留。

玄　方

涙痕滴盡硯之海。別恨寫成文字關。寂々皇后有誰訪。踈簾漏月照龍顏。

玄　節　拜　上

龍像　留護至尊。恭聞舊事惱心魂。世人來往情鐘處。一日沒蹤千古怨。

貞　昌

宋末臣誰張陸忱。龍魂竟向鼎湖沈。天皇昔日無窮涙。化作滄波萬丈深。

爲　善

安德天皇兜率壇。拜來今作舊時看。影前滴涙思千古。豪傑英雄碎鋏肝。

玄　碩

冠　飛沈西海陽。平家衰盛變須臾。精靈若又化精衛。塡盡扶桑硯滴無。

惠山圓且

源氏益榮平氏泯。戰場此地望莫其塵。龍影元是海宮在。誰道天皇沒水濱。

光璘

赤關繋艇暫過時。既感源平有盛衰。聞說宦臣殞身去。流波千古使人悲。

東阜永洪

多少幽魂無處尋。唯瞻遺像起傷心。昔年若不堪波底。何必聲名傳到今。

肥產慶順

鳳雛出洞落江潯。誤入鷄群傷旅心。千古水濱何處問。波頭空恨夕陽沈。

藤直隆

仰覩天皇八歲姿。沈身海底古今悲。年光四百春過久。洒淚長門花一枝。

洛西梵享

安危謾說戰圖中。徒挾幼君爭兩雄。龍駕不歸沈碧海。悲風千古入松風。

元策

寶劍沈沙帝業空。功名千古幾英雄。幼君何解干戈事。堪恨侍臣無變通。

祖　辰

樓外斷腸邊雁盡。松間轉目紫山多。諸公肉食終無策。却使君王死老婆。

原　欽

滄海揚波波拍天。天皇曾此漾樓船。江潮沒溺三千里。家國興亡四百年。

惠山　玄棟

天老地荒催萬愁。巍然遺廟赤城頭。波心風戰魚鱗陣。峰頂雲屯鶴翼謀。
褌尼抱忠宋陸氏。判官決勝漢留侯。丹青妙寫源平亂。壁上空看壽永秋。

玄　睦

遺像堂々五百年。潮聲月色淚潸然。誰知隨所皆爲主。自在徜徉海底天。

祖　綠

孤帆瓢々着赤間。青眸迎笑舊孱顏。盈顱想見夜半月。干滿互浮海上山。
安德遺蹤餘梵刹。明神靈境隔塵寰。三春風物到茲足。天啓畫圖門司關。

天龍　文禮　贊

滄海渺茫萬頃平。赤城曾認戰場名。興亡照見行宮目。開落偏憐古廟櫻。

旅客駐舟尋往事。遊僧携錫費吟情。百軍沈溺今何在。留與春潮拍々聲。

松　雨

蜀浪吳波戟漂爭。源軍遂北進天兵。君臣同日葬魚腹。愁殺幼皇翼未成。

圓　覺　性　琴

五百年前奈興衰。殘碑字蝕草離々。江天寂々白雲哭。春寺寥々黃鳥悲。
腸斷亦關故宮月。涙添硯海暮潮涯。繁華今日無人間。只有老松似舊時。

浪花僧月涙和南　拜草

龍馭西巡幸海頭。風雲慘憺滿神州。寶刀沈浪靈何在。戰血濺潮恨未休。
一旦戎衣離北闕。千年文物附東流。空留遺像紺園裏。落日啼鴉晤縮愁。

明倫館教授小倉貞　拜書

遷都名蹟枕西瀛。北地登臨慘客情。千載豪華歸硯海。一時叙藻賦皇京。
滄波忽自望中起。紫氣還從蹕處生。感極且吟松樹下。上方山色爲誰晴。

元　皓　拜

【赤間宮所藏文書】

後土御門天皇綸旨

長門國阿彌陀寺多年歸屬西山門流云々宜守四宗兼行之祖風可專一天安泰之精祈者天氣如此依執達如件

文明十一年三月十二日　　右中將　花押

善空上人御房

同天皇綸旨

長門國赤間關阿彌陀寺事久分西山之一派遠學東土之四宗云々寺領等事任代々綸旨度々廳宣等旨諸役免除者也早全領知殊抽聖運之懇祈可專佛法之紹隆者天氣如此悉此以狀

長享二年六月二十一日　　左小辨　花押

住持實正上人御房

御奈良天皇綸旨

長門國阿彌陀寺回祿之後未能造畢云々太不可然早企經營不日之落成奉祈聖靈增進之菩提兼又可合致國家安全之懇欵者天氣如此依執達如件

享祿二年十二月二十日　　右中將　花押

阿彌陀寺住持

正親町天皇綸旨

長門國赤間關阿彌陀寺異于他爲勅願寺久分西山一派遠學東土四宗云々寺領等之事任代々綸旨度々廳宣等旨諸役免除者也早全領知殊抽聖運之懇祈可専寺家再興者天氣如此悉之以狀

永祿五年五月二十五日　　右中將　花押

住持揚憲上人　御房

廳宣　　留守所

可早任先例致沙汰

阿彌陀寺免田十二町事

右件寺者建立年尙而量修永積因玆爲致國吏之祈禱先例所被去進也早任建仁寬喜兩度免判備寺用可停止國衙妨之狀所宣如件留守所宜承知依件用之以宣

天福元年十二月　日

大介源朝臣 花押

廳宣 留守所

奉寄進長門國赤間關阿彌陀寺燈油船十二艘事

右以關役船十二艘所宛行當時燈油也早爲彼役奉每夜御明可致天下泰平御祈禱仍所宣如件宜依行之以宣

弘安五年三月 日

大介藤原朝臣

長門國赤間關阿彌陀寺依異干他寺御綸旨並代々廳宣度々御敎書明白也殊更安德天皇就蒙靈夢御告新老母御影堂早可奉再興者寺領等任先規之證文可令安堵之狀如件

弘治二年三月二十四日 元就

揚憲大德

【龜屋所藏文書】禁制 赤間關阿彌陀寺

一於寺邊殺生事

一國衙使節入寺事
一於樓門内馬乘入事
右三箇條堅固加制止訖若有違犯之族者可處嚴科者也依下知如件
文明十五年八月二十四日　　從四位下多々良朝臣花押

## 第三節　龜山八幡宮

第一編概說第七章宗教の變遷九五＝九八頁參照

由緒＝紀行＝祭禮＝古文書

【龜山八幡宮由緒記】山口縣長門國下關市中之町鎭座　縣社　龜山八幡宮

一祭神　仲哀天皇　神功皇后　應仁天皇　仁德天皇

龜山八幡宮は元豐前宇佐八幡宮也。清和天皇貞觀巳卯冬十二月此地に奉祀す。初め天皇何氏をして宇佐八幡宮を山城男山に勸請せしむ。既にして神靈を奉じて海路を渡り、長門赤間關を經船を南泊岸龜山之麓に繫ぐ。其夜奉ずる所の神敕使に託して曰く、此山淸淨我最も諸を愛す。暫らく祭祀し奉り路を進むべき也と。敕使向つて此山を曉望するに、五雲峰を繞り白鳩群を爲

し、林風神妙の音を發し、已に神社の如し。是に於て敕使國主に命じて假殿を營ましめ、祭祀して拜する日ありて去る。後清和天皇亦長門に敕して、假殿の所に宮殿を建て、春秋常に祀らしむ。龜山は亦宇佐神地の名山、其他乾裂すれば則ち必ず龜甲の文を爲す。此地亦復神の好む所、假に以て龜山と稱す。其象嵯峨高平千尋斯石巖々以南海三面者商賈之家隔以宮叢椽章杞梓欝以森々四門開内宮殿臨遠廻廊長軒末神群常慶雲有祥氣長く王城國護の瑞を現ず鎭西の靈場にして、曠世不易の神祠也。累代の天子造營朱飾を加ふ、將軍の執政に至るも亦廢せず。足利家の衰ふるに及びて、天下瓜剖の如く、神祠の祀宮柱暫らく傾く。百有餘歳を經、永祿庚申春三月を以て大内義隆の領と成るや、築作を發し盡く其初に復す。毛利公家に至り亦數修補を加へらる、長府公又舊に從ひ修補を廢せらるゝなし(譯)。

【八幡宮本紀】長門龜山八幡は豐浦郡下關にあり。祭る所の神、中八幡、左は神功皇后、右は仲哀天皇なり。皇后と同殿に仁德帝をも祀奉る。清和天皇貞觀元年十二月、宇佐より石清水に勸請ありける時、行敎船を此所に繫ぐ。夜夢中

に神託有りて、こゝに勸請せりと云ふ。九月十五日祭あり、今神領八十石あり。(貝原好古 元祿二年)

【豐府志略】龜山八幡宮は赤間關神宮寺町の東海岸に臨み、東南に二門あり、南門は神宮寺町に向ひ、東門は海に臨めり。直下せば石階數十間にして下の石の鳥居あり、夫れより海中迄見ゆ。境外を眺望すれば筑紫の遠山、夕の雲、朝の霞、嶺々より出る日影に曇り無く、處々の風景眸を凝さしむ、南に向へり。例年祭禮は九月十四日より十五日迄樣々の神事行はる。中にも十五日は猿樂の音曲あり。抑當社は人皇五十六代淸和天皇の御宇貞觀元巳卯、釋行敎和尙に敕して宇佐八幡宮を山城國男山の峰に勸請の時、當津旅泊の夜新なる神託ありて、瑞光四方を照す。行敎和尙奇瑞に驚き、里人を催し當所に於て行宮を建立し、神託に任せ勸請し奉る。中殿應仁天皇、左神功皇后、右仲哀天皇、外に若宮神功皇后相殿にあり。若宮は後人勸請成る故時代不知。往古王代の時は神宮破壞する時は、將軍家に敕して修造せしむ。中古以來其威衰へ、或は亂世により絕て造營の事無し。時に大內義隆今の神殿、拜殿、樓門、廻廊等再興せらる。

其の時神領三百石寄附、元就公御時に至り神事料として二十石寄附、總而神寶數多緣起ありと云へども何の時にや紛失す。然れども勸請以來曆數考に九百年に及べり、再興以來百五十年也。（平井溫故寶永七年）

【和漢三才圖會】龜山八幡宮は同郡龜山に在り、祭神三座應仁天皇、神功皇后、仲哀天皇。淸和天皇の貞觀元年、沙門敎山城に遷し奉る時の行宮也。神宮寺、眞言、後土御門院文明年中建立（譯）。（寺島良安正德四年）

【二十二社注式、本朝諸社一覽、諸社根元記】長門國龜山八幡宮は三所、中間應仁、左神功、右仲哀、貞觀元年男山に奉ずるの時行敎和尙行宮を造りて之を勸請す（譯）。

【長門國誌】古老傳に此山もと赤間の海邊に離れたる島なり、其島に龜の如き巨岩あり、貞觀元年八幡宮を此島上に勸請ありし時、彼巨岩を中に築こめて、今の如く山と成す、故に龜山と號くと云へり。又傳へて古へ赤間に叢長者と云へる富人ありて、此山を築けりと云へり。彼富人の像今なほ阿彌陀寺中にあり。又云ふ赤間關は海陸咽喉の要津なり、若し外夷來り寇せん時、先づ此地に

して討ち拒ぐべし、故に八幡大神託して此地に鎮座し給ふ。敵國降伏の尊神なればなりと云へり(下略)。(中村德美 德川末世)

【續善隣國寶記】日本國防豐筑肆州太宇大內左京兆尹多々良朝臣義興書を

朝鮮國禮曹參判足下に奉ず、密かに承るに

殿下威海外に震ひ道天心に協ふ。僕異域に處ると雖も、同系之好を以てして、屛營之至りに任ずるなし。欽で惟みるに僕の西鄙赤間關に神廟あり、號して龜山と曰ふ。創草今に六百四十七年也。厥の神の靈驗、和光の影を日月に分つ。而して吾朝一方の鎭護也。然るに比年以來國の多故に依り、荒せず釘せず梁棟傾斜し柱礎摧朽し、觀る者嗟惜せざるなし。然らば則ち殿下扶助の力に依らずんば、爭か舊構の基址を延宏するを俾ん。旃に繇り信使安中西堂を差遣し、聊か寸誠を表はす。獻ずる所の菲瑣たる物件別幅に具す。

悉紬惟幸なり、仰ぎ望むらくば

綿紬一千疋、綿布一千疋、回使に付して以て壞宮再興の盤困を全うせしめよ。

ていれば實に息藻の悅、億兆無窮の賜也。龜の氣風雨を遮らず、龜の枡梁柱に中らず。庶幾くば僕の卑懷を察し前契諭す勿れ。餘寒料峭春風未だ能からず自ら珍嗇せよ(譯)。

永正三年二月十日

大内左京兆多々良義興

【戊子入明記】渡唐御船色々下行註文

(中略)

一十貫文　櫛田、宮崎、住吉臨時祭、赤間關八幡、門司、隼人、志賀、櫛田、宮崎、住吉、平戶七郞殿神功皇后各太刀一腰神樂に充て之れ在り(譯)。(淸啓應仁二年)

【道ゆきぶり】此關は北の山ぎはにちかく家とならびて、丘のやうなる山あり。かめやまとておとこ山の御神のたゝせたまひたり。(今川貞世室町初世)

【筑紫道記】龜山の八幡へ詣づ、苔の道石の橋をのぼりて見れば、あまたの人家海づらに連なり、大小の客船山蔭に浮べり。御社みやびやかにして、常磐木高う茂りあひ、夕露白く打靡くさま、昔赫奕姬の願ひけん、蓬萊の玉の枝に通ひぬ

べし。又爰にても、神主發句を乞ふ。辭びがたくて、

あきとほし龜の上なるみねの松（宗祇法師 文明十一年）

【名所方角抄】龜山と云ふ八幡これあり、地景無双の眺望なり。（年宗祇 法師）

【日本行脚文集】貞享元年五月、當所龜山八幡宮は宇佐より石清水へ神幸の神輿、掛石の緣起あり。宮閣赫々として景眺磐々たり記略。

龜の守神松風や常がほり。（大淀三千風 元祿二年）

【鶴臺先生遺稿】龜山に登覽すれば以て少しく羈愁を慰するに足る也。凡そ此邦名山勝地多く、浮屠或は神祠に屬す、誠に公の言の如く也。龜山より觀る所、東北は本州地にして陶、元山、巴巫の干滿珠島あり。東岸は則ち豐前州にして、文字關、隼人祠、新羅碕、百濟野場、柳浦、大里皆一矚に在り云々（譯）。（瀧鶴）

寶暦十三年當地に於て朝鮮信使に應答したるもの。

【筑紫紀行】阿彌陀寺町に龜山八幡とて所の氏神とする宮あり。海濱高岸の上に南の方海に向ひて御本社立せ給ふ。浪打際に石の鳥居あり、磴を登りて社前に至れば、拜殿、繪馬堂、能舞臺など次々に立てり。此あたりに立やすらひ

【下關二千年史】

て、海上を眺望すれば、向の方に豐前の山々一目に見渡されて、和布刈明神の御社杯も近く眼前に拜せられて、風景甚佳なり。（吉田重房享和元年）

【ルーサン氏日本海岸の役】元治元年八月、下關市中最も著名なるはカミハマユの寺なり。同寺は一方海に面し、一方は市街に面し、大なる石階を三箇所に設け、其の左右は何れも見事なる樹木を植ゑ、花崗石の門と燈籠は眼目の裝飾物たり。我輩は此の寺に上りて徘徊せしに、本堂の左右に二箇所の平地ありて、之れに砲門を据付たるの跡あり。蓋し數月前に其の砲を取除きたるものと見ゆ。前年キヱンシヤン號、ワイオミング號、及メヂユーサ號が下關前を通過せしとき、日本人は此の處より砲擊したり。（中原邦平譯）

【梅墩詩鈔】登二龜山神祠一

祠廟經二千歲一。松杉過二十圍一。疎花粧二古徑一。斜照轉二高扉一。山破二波心一立。帆摩二天腹一歸。我行無二緩急一。不二必向レ神祈一。（廣瀨旭莊）

【關港繁榮錄】四月卯の祭　十五日

六月三十日の御祓の神事あり。

八月五穀祭　御武運長久五穀成就の例祭として、九基の神輿を守護して市中御幸、八朔の佳節より、三日の間里民豐熟を祈賀し、晝夜の分ちなく糸竹鉦鼓の聲巷に轟き、或は練物、俄、稀有稀代の異體をなし、老若男女打混じ誠に其賑ひ近國に比類なし。是全く昇平の恩澤なるべし。

九月十四日　未明より

赤間關市中其町々の額を先とし、踊山、囃子山々は種々の造りものを高く擧げ裝ひ美麗をあらそふて氏神へ献供し、其後市中を巡行す。其賑ひ他邦にもよく知る處也。

十五日晩より市中の額を宮本に列し、神遷しの神樂ありて、九基の神輿東の石壇を下りて神幸あり。供奉して西の石壇より還御。終りて神事能をはじむ、尤も警固嚴重なり。附り此當り町の遊女御能拜。

十六日十四日に同じ。（西隅野人文久二年）

【龜山八幡宮文書】去二十九日御寄進之地伊倉名（土肥入道跡）事任同二十七日御奉書同日支配帳同二十八日御道行之旨莅所打渡一、二兩社龜山宮之狀如件

應永九年卯月五日　廣　慶　花押

一、二兩社龜山大宮司　殿

龜山爲神事料如先例八木二十石令寄附者也無相違之狀如件

六月　日　輝　元　花押

粟屋越後守元久　殿

龜山大宮司申分之儀重疊蒙仰候一、二兩社龜山之儀者別而令崇敬候之條聊以非分申付間敷候可御心安候併大宮司資にも有間敷候御分別之前候恐々謹言

七月八日　宰　相　秀　元　花押

長　・　元　樣

## 第四節　大國神社

【大國神社由緒記】東南部町鎭座　無格社

一祭神　大國主命

一由緒　當社は昔享和年中、出雲國杵築大社大國主神御分靈を、當町入江小右衛門居宅の屬地に勸請し、町內商業繁榮の守護神と崇敬し奉る。文政年中

當飯山の麓に小祠を營み每歳恒例之祭祀營繕等相修め安政五年當町共有地へ社殿造營。

【關港繁榮錄】大國神　祭日　甲子日

東南部町城山の麓に神祠在、例年十二月十三日より十七日迄諸品大安賣あり。（西隅野人）

## 第五節　惠美須神社

【由緒記】西南部町鎭座　無格社

一祭神　事代主命

一由緒　安政四年巳九月商賣繁榮町内守護の爲め勸請

【關港繁榮錄】惠美須神　祭日　正月十日 十一月三日

西南部町海岸に神祠在り例年十二月朔日より三日まで市店を開き諸品大安賣あり。（西隅野人）

## 第六節　菅原神社

【由緒記】西南部町鎭座　無格社

一祭神　菅原道眞卿

一由緒　當社は筑紫御下向之時、此曉詠山に御休息云々とあるに依り、正曆年中筑紫太宰府神社より勸請、舊藩主毛利家代々崇敬にして、西南部町の鎭守と齊き奉るものなり。

## 第七節　嚴島神社

第一編概説第七章宗教の變遷一〇〇頁參照

新地畔

【嚴島神社記錄帳】畏も抑も當社に鎭り坐す大神は天照日太神乃生れたる三柱乃女神にして、大神敎へて宣く、汝三神は宜しく道中に降り坐して天孫を助け奉り、天孫乃爲に所祭よと、大命乃任に筑紫國乃海邊中に天降鎭り坐す宗像乃大神を、後安藝國に移し奉れる伊都伎島の大神と稱言、其枝つ社を此處に齋し奉るは、昔平家の守護神と船の中に祀りしを、軍破れて磯邊に有りしを、此里

人に宮柱太知り奉れと神託ありしと。時に神光海上を照し香薫四方に滿ち渡りしとなん言ひ傳へ、文治元年社殿建立して、更に安藝國より勸請して今日に至る。社地古昔は長崎村と云ひしを、後海面を埋め新地と改むと云爾。

明治七年三月郷社に列せらる。

元祿十七乙未天九月十五日再建とあり。

元明七丁未天十一月吉辰日拜殿再建とあり

當宮社領田　五畝二十五歩高九斗四升三合

　右毛利家より社納の分

同上　一反一畝歩高三石八斗

　右長府毛利家より社納の分

右は明治五年まで社領なりしを、同年改正に引揚らる。

【下關御開作風土記】

嚴島神社（社領高九斗四升三合外に高三升、細川御領にて付居候事）往古此の社地は細川領にして、今浦、豐前田、伊崎、都而此の邊りの氏神なりしが、聊かの事の爭ひより、伊崎は鈴が森に當社

の神威を移し奉りて己が氏神となし、其後年移りて御本家御領となりしより、豐前田、今浦、新地、三所之氏神となりて、六月、九月、年々兩度、三町之役人打寄り祭禮儀式相調え來り候事。

此あたりの古傳に曰く、

文治年中に今浦、長崎村老夫の夢に、吾は嚴島姬の神也、早く祭るべし、かしこの磐之上にありと見奉り、怪しみ其處に行て見るに、磯邊に御鏡、太刀樣の物を恐れて取り上げ奉る、そこの山邊のちり相拂ひ淸めて大宮所と定め祭り、取敢ず松の荒木の御柱に萱の屋根など、假に御社を造り移し奉りしとなり。年重なる儘に造榮して今の御社とは相成候事。

又曰く、

此御神は源平大亂に平家沒落して後、富田、富成、刀禰、中島之家共伊崎浦に住祈念有之鎭守と定められ禮し四社の一つなりと申傳へ候事。

祭り九月十日より十一日、

但祭事式之儀者十日夜、社務神易立舞有之、御子手衆御出勤有之。

並に三町庄屋、年寄、畔頭等社參に而、御神酒頂戴、十一日神輿一體三町より各番にして、市中今浦、豐前田迄神幸有之、又々御手子衆御出勤、地下役人等警固仕り、夜に入り還あ御り。 神器に者鼻高、四神鉾、獅子頭、此獅子頭の儀は細川御領百姓八兵衛と申者、先年より御行列之内へ持廻り候、此料として氏子中より獅子の口と唱へ、錢五文、三文、亦者米三合、五合遣り候家もあり、三町とも繋に廻り候事。 尙十日、十一日兩日車踊仕來り候。 是も三町各番に仕候儀に付、年々寄り候得共、車踊には不仕候町も御座候事。

本社、拜殿、御供殿、神輿殿、給馬殿、

赤馬關稻荷町住
社人 市津主馬（天保十三年）

## 第八節　櫻山招魂社

第一編概説第七章宗教の變遷一〇一頁參照

新地畔

【櫻山招魂場碑銘】今上卽位之五年。車駕西巡抵二赤間關一特　敕二待

臣。就我奇兵隊招魂場弔之。賚以金幣有盡忠致死　朕追感殊深之語。嗚呼死者之榮可謂極矣。初我長藩主忠正公。首唱勤王。欲大有爲。文久癸亥設奇兵隊。遠邇傳聞。慷慨義烈之士。爭來應募。而高杉晋作實爲之經畫。明年甲子。與外艦戰于前田壇浦。以振起士氣。乙丑有繪堂大田之事。以定內訌。丙寅有門司田浦之役。以平小倉。戊辰春先天下兵。破東軍於畿甸。而越後會津諸役。皆建殊功。當是時奇兵隊之名高于天下矣。先是元治甲子正月同志相謀爲隊兵戰死者。築招魂場於櫻山。三條公以下五卿。去京在此者臨焉。翌年八月。祠宇告成。隊總管山內梅三郎。與予輩修祭儀。以落之。爾後每有戰死者。必加祭焉。支封長府侯亦勤王事。其藩士有報國隊。每與我隊戮力立功。其死者初祭於旭陵。後亦合祭於此。明治壬申。醵集金數千圓。乙亥官又賜金若干。並充祭費。春秋祭祀。萬世無廢。夫奇兵隊大率起於草莽市井間。而權貴紈袴子弟不與焉。其所稱爲先輩長者。皆出於

吉田松陰先生之門一。先生生二於幕府盛時一。而存二心王室一。以獎二勵子弟一。故其子弟興起。一以下明二大義一正中名分上爲二已任一。冒二百難一而不レ辭。榮二進死一而辱二退生一。生爲二國家干城一。死血二食於千歲一。以荷二天之寵一。雖レ曰二忠正公面命耳提之所レ致。然自レ非下隊兵其人著レ惡。有中甚二於死一者上。詎能至レ是哉。嗚呼何其壯也。頃某等議建二碑於場中一。以表二其功一。使二余銘レ之。余雖二不文一。亦嘗與二死者一。同二其隊伍一。終始如レ一。誼不レ可レ辭也。乃載レ筆作二之銘一。銘曰

王室式微　權臣跋扈　三百諸侯　兩端首鼠　獨我長公　必在二王所　奇兵成レ隊　赳々其武　視死如歸　臨戰忘レ身　國家中興
其命維新　輪奐祠宇　茲祭二其神一　寵光白レ天　萬古無泯

明治二十六年二月

陸軍大將從二位勳一等伯爵　山縣有朋　撰文

陸軍大將大勳位　熾仁親王　篆額

【高杉晉作】奇兵隊諸士は高杉の神靈を下關の櫻山の招魂場にも祀らんと計

盡せり。そは高杉生前に於て元治甲子の正月の頃、攘夷戰陣歿者の爲に墳塋を櫻山に設け、翌乙丑内訌戰終りて、八月祠宇を營築せり。同丙寅四境戰の捷決するや七月高杉は、死者の靈を此處に祭り、盛大なる儀式を行へり、當日高杉以下諸有志の吟詠する處左の如し。

おくれてもおくれてもまたおくれても誓ひしことをあに忘れめや　谷　東　行(高杉晋作)

あはれにも花と散りにし櫻山世には惜まぬ人なかりけり　山縣千東(有朋)

吾もまたいつかは花のさくら山ちりて此世に香をや殘さん　福田公明(俠平)

さくら山友のすみかとなりにけりあらくなふきぞ花の下風　白石資風(正一郎)

さくら山花のあたりは花に花はなよりはなにさき續きつゝ　鳥尾敏行(小彌太)

花見るもくるしかりける吾身かな先だつともを思ひ出でつゝ

時山養直（直八）

はらからと誓ひし人は先だちて花もろともに散る涙かな

滋野清彦（謙太郎）

花ちるもたまのありかの櫻山やまと心のにほひとぞなる

岡本豐嗣（三右衛門）

しきしまの道のありかを來て見れば木かげの人と花となりけり

大庭景明（傳七）

高杉は云へり我等同志の者は何時戰歿するや計り難し、皆互に豫め生墳を築くこそ妙策なれと、既に必死を期したる共同の墓地たりしに因り、此地の創意者たり。此隊の總督たりし高杉の神靈は必ず祀らざるべからずと、その遺愛物を埋めて分靈となし永く彼等と倶に招魂の塚と定めたり。（村田峰次郎）

## 第九節　嚴島神社

【棟札】

長州豐東郡伊崎浦嚴島大明神靈社一字上棟略記

伏以嚴島大明神、天照大神之孫沙竭羅龍王娘也平氏所恭敬之神也。昔在源平爭國交鋒、或屯于山或戰于海、勝敗無會、一旦平氏不利、從讃之八島到門司關、又竊隱乎此浦、其餘族集勸誌嚴島大明神於朔方、凡有志願必薦蘋藻以禱焉、今也五百餘歳之舊跡也雖然其神祠隔江渡水。有老少難詣之患、故當浦坤維有地後山前江、兩岸如削風濤嶮惡、衆水所匯、而謂之小瀬戸、受有浦長平之爲定者、年々倍少貨爲多。如滴水江河、于時又移廟堂於厥傍、遂操志而已、故大明神垂和光同塵力、鎭護國家豐饒、浦内安泰矣、伏願依茲白業天子萬歳、大樹康寧、縣君武運長久矣。祝言阿吽兩字歸一字阿者無稱也一字歸無字窮劫不壞。

貞享五龍集戊辰暦九月吉祥日

社司宮太夫　藤原恵安

嫡子市津氏玄往敬白

浦奉行　岡　太夫
庄屋　中島太郎右衛門尉爲定

## 第二章　寺院

### 第一節　極樂寺

阿彌陀寺町

【極樂寺記】(上略)。開祖道善始在俗時領赤間城幸勳武門姓源氏粟屋主計頭乃是也夙善之所薫意自崇佛乘眞宗念佛之一業最有所信入而毎圖逢眞善導永正丙子意發憤出城參詢諸方要果其願致山城州山科鄕詣實如上人之室大儀勸誡獲沐慈憫乃懽踊喟嘆敢志於脫白既而翌年丁丑春正月二十五日落髮染衣繼承法號上人賞其傳等不改道善之字特加堂號稱阿彌陀堂釋名道善師資契合之約詢可知矣因把蓮如上人之手書面向不背尊影所同筆六字聖號又自書六字併以爲之愼子模寫本願寺實如等之十四字於襟背賜與以爲受業之信道善拜接懷之

再建故土創建一寺宴坐念佛勤誓淨心襲三物以爲寶什令其永鎮基寺基(下略)。
【豐府志略】眞宗願海山極樂寺は赤間關阿彌陀寺町入口に有り開基は道善と云へり二世秀敬、三世空性、四世惠雲、五世性日、六世松岸本願寺より今に至る迄當寺の住侶是を沙汰す故に本尊名號等上人より是を給ふ。(平井溫故 寶永七年)

## 第二節　引接寺

外濱町淨土宗鎭西派

【豐府志略】引接寺(淨土宗)關龜山來迎院引接寺は人皇百七代正親町院御宇永祿三庚申年初秋忠譽上人一德和尙の開基也夫より以來百五年に及ぶ往昔は龜山の麓に有り故に關龜山と號引接來迎を安置する慶長三年に建立小早川隆景施主たる由棟札に名有り

【大日本名所圖錄】外濱町淨土宗關龜山引接寺

事由

一當山は永祿三年庚午の秋忠譽一德上人創建にして初め當土龜山の麓に創立せらる故に關龜山と號す慶長三年戊戌當山第三世中興來譽是生上人今

の地に移轉せらる小早川秀秋公の施主にして養父隆景公の靈を弔はんが爲なり藤堂佐渡守も亦隆景公菩提の爲め本堂の東隅に二重の寳塔を寄進せらる此塔は明治五年迄現存せしも修補する能はず大破に至るを以て當時三十二世得譽良瑞上人之を取り除けたり惜哉今は無之。

一安政六巳未年八月三日藩主毛利氏より寺格を定められ當山第三十一代穩譽實道上人は萬里小路道房卿の猶子にして宗務二功あり萬延二辛酉年正月華頂宮一品尊超法親王の準院家攝取光院となる又頗る勤王の志あり文久、慶應の頃藩主の命に依り國事に奔走せり其功に依て慶應三年丁卯六月二十五日永代毛利氏菩提寺同格祿二十石二人扶持を賜ふ。

一明治二十一年八月二十五日現住起譽量瑞宗制改格の功に依り永代紫衣の寺格及現住終身緋衣被着を管長より許容せらる。

一明治二十七年八月大詔煥發征清戰爭の起るや下關兵站部と爲り又同二十八年四月清國媾和使節來て媾和馬關定約の際は同使節李鴻章、李經芳一行の旅館とせらる、

一五重石古墳　一基
慶長三戊戌年八月小早川秀秋公養父隆景公の鬢髮を埋葬せられたるの古墳あり。

【伊藤氏由緒言傳控】引接寺之舊居豐前國文司が關の後ろ黑田村に有之候處永祿三年に龜山の下に引越し慶長三年今之地へ引移る。
右引接寺に而聞申候事

## 第三節　勝應寺

【豐府志略】佛國勝應寺(黃檗宗)は赤間關外濱町引接寺後に有り、貞應元年開基、其後年月を經て住僧無是以終に敗寺成、爰に大江輝元卿粟屋越後守元久を以て豐浦三郡の宰とす。故に當關に來て住居、天正年中筑前國聖福寺の龍呑和尙、上京せんと欲して當津に泊る、時に元久和尙に謁す。禪法に歸依し、信仰の餘り和尙を伴て當時舊跡に徘徊す、當宇の荒廢を傷み、輝元公に訟て禪寺を再興し宇を造營せり。和尙を以て中興開山とす。第三世雲海禪師、府御所山雲岩院に住すること數年、其後勝應寺に住す。隱元禪師來朝以來改て黃檗宗と

成る。貞享元年武陸に於て戯牛和尙に瑞聖寺に謁ひ、其道の成れるに依て、終に檗派の燈を傳へ、今に繁榮古代よりも勝れり。

## 第四節　敎法寺

裏町

【豐府志略】光園山敎法寺(眞宗)は、赤間關奥小路に有り。慶長六年八月順誓法師開基也。寺號、本尊等本願寺蓮如上人より賜ふ。二世正誓より祐哲、圓空、祐岸、萬隨に至る迄、六世の佛脈を傳ふ。(平井温故　寶永七年)

## 第五節　本行寺

裏町

【本行寺略緣起】往古は邊として知り難きも、今傳ふる所によれば、當寺は初め妙福寺と稱し、今の稻荷町邊に建立ありしが、其後彼地に町家屋敷追々增加したるにより、今の地に替地を仰付られたり。其時迄は未だ何等の末寺と云ふことなかりしが、元龜二年辛未五月京都本能寺の住職、伏見宮後妙莊嚴院殿の

御連枝、法親王日承上人當地へ下向弘法布教の砌、當寺の住職某日承和尙と宗旨の優劣對論を爲せしに、終に承師の勝滿に歸伏し、直に本末師弟の誓約を遂げ、宗規によりて名を日圓と授與せられ、能興兩本山の末寺となり、寺號をも本行寺と改め、爾來今日に至る迄、二十四代三百有餘年繼續せり。右の如く當山は伏見宮御連枝日承上人との因緣により、他山例なき安喜門の建立を許され、加之近年迄門衛を附するの特權をも許され、又伏見宮家より時々賜はりし寶物多し。

【豐府志略】本行寺(日蓮宗)は赤間關奥小路町に有、何れの時代誰入の草創成事を不知、百四十年來稻荷町の奥に有と也。元龜二年中興開山本業院日圓、時に今の奥小路に移し、本業院より當僧迄十一世、其間の住僧名號不詳。(平井温故 寶永七年)

## 第六節　法福寺

【高照山法福寺略記錄】當寺建立は天正年中の者にして、古來より禪宗にて、稻荷町の內に之れ有りて善福寺と申候。後に法福寺と改名致候由。本山は西京東福寺にて、國守元就公日賴寺御建立の時より、中本寺として末寺に被仰付

候。本尊は觀世音菩薩にて、聖德太子の御作なり。開山は眞如善叟和尙と申し候。文祿二年十二月十七日圓寂に相成候。元和年中御用地に付、長通に替地被仰付候。寺敷無高十間四方御免除、其後正保年中如何なる故か奥小路町只今の場所に移され候由に御座候。境內東西六十五間、南北六十六間半にて、石掛りに御座候。亦有る一說に依れば當山は古は有名なる所の觀音堂有之候由。此れに由て察し候へば、本尊聖觀世音菩薩の御木像は、千年前後の作と相見え候へば、或は其觀音堂に合併して、法福寺と改名致たる者かと思はれ候。別に後堂に石體地藏尊有之候。世の人後ろ向き地藏と今に稱し傳へ候、緣起有之候。亦山に火災鎭守妙見堂一棟有之候。建立の年曆相分り不申候へども、當寺建立の時の者かと思はれ候(下略)。

【豐府志略】高照山寶福寺(禪宗)は赤間關奥小路に有り、開山眞如善叟禪師、海門庵末派也。(平井溫故 寶永七年)

## 第七節　國分寺

第一編概說第七章宗教の變遷一〇一―一〇二頁參照

# 由緒

## 【長州府中國分寺古跡由緒書】

一當寺草創者、人皇四十五代聖武皇帝天平九年春三月、詔于行基法師撰每州府中之勝地擬建於七堂備滿之加藍、今至元祿十一戊寅年星霜推移既得九百六十三年

一山號淨瑠璃山、院號護國院、寺號金光明四天王護國之寺、又一國一分之寺、故國分寺云。

一開山行基菩薩天平勝寶元年二月二日示寂、今至元祿十一戊寅年通計九百五十年。

一本朝聖武皇帝天平勝寶八年五月二日崩御、今至元祿十一戊寅年通計九百四十一年。

一敕號金光明四天王護國之寺、此十字號有故儀哉、恭天王染震翰紺紙金字靑寫妙法華經金光明最勝王經而七級寶塔納之故名金光明又四天王在于須彌四州擁護欲界表護持佛法之儀而行基菩薩手自彫刻四天王之像安置諸國分寺

故四天王護國寺云々又撰華嚴天臺法相眞言宗兼學明德之僧二十八人爲常住居者伴侶五十口每月八日讃於金光明最勝王經半月今行於布薩說戒羯磨或月次講華嚴法華或講仁王般若或講論伽唯識或入眞言三昧地門祈願一天四海安穩泰平寶祚延長五穀成就萬民豐樂殊凝異國降伏之懇祈故爲鎭護國家之靈場也又天平十年秋七月納官租于國分寺各二萬束也是歲詔曰去年天下諸州營寺宇畫像經今玆風雨順序五穀豐稔靈如響佛事可崇自今每月六齊日令天下諸州停止漁獵殺生刺史加檢察焉

一光明皇后創建國分尼寺亦名法華滅罪之寺擧世呼法華寺納田一百畝詔曰二寺有缺量才補滿刺史加檢校亦天平十九年十一月敕國分寺塔婆僧坊皆令修備也復天平二十有一年秋七月太子卽位敕定諸寺莊田諸國國分寺各一萬畝和州國分寺四萬畝今東大寺是也諸州法華寺各四千畝等云

一往古諸國國分寺以東大寺爲本寺爲日本總國分寺故也國分寺事蹟者弘仁格延喜式等之諸書粗載之所傳聞也其餘證文等者東大寺之寶庫納之云

一人皇八十九代龜山院御宇西大寺之中興開山興正薩律法弘通之時代日本國

分寺之内以十九箇寺被寄附于西大寺爾來四百年來以西大寺爲本寺云當寺者十九箇寺外也

一金堂之本尊丈六藥師如來日光月光十二神將之像十行基菩薩手自作之其餘講堂之本尊觀音三體東金堂本尊釋迦之三尊西金堂本尊彌陀之三尊北圓堂本尊丈六彌勒之像寶堂本尊愛染明王寶塔二宇一宇安置于佛舍利與契經二王門之二金剛山門之二天聖德太子之像聖武皇帝之肖像行基菩薩之御影此外諸堂之本尊巍々靈驗是新

一當寺鎭守伊勢太神、宇佐八幡大菩薩、春日大明神、嚴島大明神、至後年花園院御宇以天滿天神爲添殿爲五社

一鎌倉將軍家尊氏將軍家之御時被成下御教書之趣云國分寺一室並總寺社故異國降伏祈禱抽丹誠每月卷數可執達云又以安養寺爲奥院總而國分寺境内表於都率内院在四十九院也

一就中以極樂寺爲國中諸末寺之沙汰所也

一法華寺之本尊觀世音三體本願光明皇后之御自持也法華寺中絕後安置於當

寺今當寺內東小堂之內安置之本尊三體是也

一人皇七十四代鳥羽院御宇御再興殊更有敕命運慶佛師諸堂之本尊至脇士等悉修覆之綸旨證文雖有之當時無住既度々數年之間此餘證文什寶等多失墜也

一當時廢興雖覃度々人皇八十九代龜山院御宇其後伏見院、花園院御宇興隆佛法之綸旨院宣等被成下其後人皇九十五代至後醍醐天皇御宇度々伽藍再興之綸旨被成下因茲爲當寺中興之本願也光嚴院、光明院御宇紹隆佛法之綸旨被成下爾降寛永年中從本院御所當寺先々住英雄被成下院宣綿々不絕于古今

一大內家代々國主以防長兩國分寺住持職爲戒師沙彌受戒行之特兩國分寺氷上山以三箇所爲祈願所故寺領所々被寄附建立及度々證文有之

一元就公藝州御在城之時御建立有之且弘治三年九月二十四日隆元公被成下御證文曰長門國分寺領所註文（中村御阿 封裡省之）事任去文正元年五月二十四日法泉寺殿明應七年九月十三日陵雲寺殿證判等有之寺家云寺領云守光例全執務

可抽丹誠等云々又永祿十年十月十五日元就公、輝元公被成下御證文之段大抵同前此外證文數通有之謂其先例者元弘四年中村郎阿封裏有之知行坪付檢注一紙目錄是也從大內家累代至御當家無轉換被寄附于當寺也其大概曰並田數二十町七反十步餘此內二町及法華寺々領也當時圍之末寺故御證文一紙有之此外畠十八箇所畝石員數無之又龜甲屋敷地三十六家分又一所二反園部知行分屋敷共此外國衙之內西光寺寄進地之受領之

一山野分　南限一大道　此限安養寺　東限山主社半分　東通西限田つら

一慶長年中秀元公此地御受領之砌當寺及破壞所元和九年癸亥歲復四月金堂一宇新御建立總門鐘樓門有御再興其金堂宇被加修補此時寺內現存于一室二室專勤方丈之寺務云

一承應年中光廣公寺領之御判物被成下且萬治四辛丑年綱元公護摩堂一宇庫裡一宇新御建立有之

一綸旨院宣御敎書國宣廳宣等之證文四十餘通大內家之證文御當家累代之證文其外每年頂戴之御書等及數十通也

一當時什寶佛像繪讃等弘法大師自作同自書運慶自作之本尊數體行基菩薩自作其外唐繪等尤什物帳被究記者也

一大將軍家綱公爲御守本尊紫銅御長二寸三歩大日如來之像入厨子御紋之嚢並御紋之水引一張御召之呉服安置於壇上可奉修御祈禱之旨每歲蒙下行無敢退轉也家綱公御自書鷄御紋之絹表具箱入黃金金五十両矢島殿以取次寛文元年頂戴之加之從御臺樣御召之呉服金銀等每年頂戴之從綱元公祈禱料八木六十俵充每年被下行因玆長日御祈禱之御札守矢島殿以取次雖献上之御臺樣御他界延寶年中矢島殿卒去以後失其便也雖然至于御當代今公方樣長日御祈禱無敢間斷至只今者白銀三枚充日府君累歲受納之正五九月御祈禱無怠慢抽赤心云

一愛宕大權現神體安置于當寺由來萬治年中武州愛宕山延福寺泊如僧正依夢想之告命大佛師作之也綱元公御幼君之故爲御守本尊武運長久被寄附當時先々住英雄和尙幸在武江而恭蒙綱元公之命安置于當寺爾以來於神前而可奉修武運長久御子孫繁榮之祈禱之旨爲供料八木年々被下行所也

一當寺者自開基之昔至歷代之今爲勅願所也因茲禁裡仙洞院御所中天下泰平中禁萬代風調雨順五穀成熟萬民快樂別而異國降伏御祈禱無怠轉朝暮抽丹誠今以每年卷數等頂戴之傳奏勸修寺大納言殿最住持更代之時節者歷奏聞遂參內等之舊記證文有之

一當寺爲古例每年元朝寅刻二之宮神殿寺中之僧侶盡參詣天下泰平御武運長久殊異國降伏之勤行凝丹誠祈其後大宮司相對各退出也

一諸國國分寺雖爲一國一寺大半及荒廢防長兩州國分寺至累世之今不及荒廢法儀堂塔存于軌則是偏當國牧守之膏澤焉就中從元就公至御當代之今佛法護持三大檀主因茲晝夜勤行無怠慢年々參內不斷于今古偏是國恩之所歸不可勝計矣

右證文記錄赴大概如此正五九月御祈禱於金堂藥師護摩供一七日夜或供養法於護摩堂愛染護摩供或不動護摩且於鎭守神前月次轉讀大般若心經會尤朔望御誕生日二十四日、二十八日於愛宕神前修法有之此外每日之時勤行年並之法會月並之修補四海靜謐風調雨順五穀豐饒特大壇那御武運長久御子孫繁榮萬

民快樂別而異國降伏之祈禱此外臨時祈禱抽丹誠勤修之就中正五九月御札守等逐献上來所也舊記之所載當時者敕願所殊爲鎭護國家之靈場也別可奉祈御意願云々

長州國分寺識

【豐府志略】國分寺　寺領五十五石六斗五升

國分寺は府中西北に有り、上古は境內の地廣大也と雖も、何の時代よりか伽藍再び修補なかりしより以來、境內漸く幅少にして、今は纔に寺中四境一町餘には不レ過、餘は皆俗家也、或は田畠と成れり。寺は南向にして、大門も又南の方に建り、何時の世に建たるにや、椽柱など古風に見へ、檐口破損し柱蟲喰ひ危く見え、東北西は竹林の間諸木相交り、寺中平地なるが故に風景不レ宜。抑々當寺草創は人皇四十五代聖武皇帝天平九年丁丑三月、行基法師に詔し於二府中一小七堂伽藍建立し給ひしより以來、今寶永七年迄星霜九百七十有五年也。總而聖武の御時、六十餘州の州每に國分寺建立し給へり。是皆行基開山たり。故に當國分寺は長州の一國分寺にて行基開山也。山を淨瑠璃院を護國と號し、寺を

金光明四天王護國寺と云、勅號有しより護國寺と云り。伽藍の古は華嚴、天臺、法相、眞言四宗兼學の僧二十八常住居者とし、僧五十八人一月の內諸經文の講解事無し。伽藍荒廢以來は寺務勤經して、經講の事を不ㇾ聞。往古諸州國分寺は東大寺を以て本寺とす、日本總國分寺たる故也、人皇八十九代龜山院の御宇、西大寺の中興開山興正菩薩律法弘通の時代、日本國分寺の內十九箇寺を以て西大寺に寄附せらる。然而より以來四百年西大寺を以て本寺とす(下略)。(平井溫故)

【大八洲雜誌】長門の國分寺はもと豐浦郡長府村の字逢坂の田中に在り、寺記ありと云ふ云々(由緒書の一部を載す)。按に右に記する寺領は毛利氏の分國になりてはしからず、八箇國分限帳に六十六石三斗六升と見えたり。明治二十三年赤間關市の大字東南部町に移れり。(近藤淸石)

【國寶】

國分寺

彫刻　甲種三等　木造不動明王立像　一軀

明治三十五年七月三十一日

繪畫　甲種二等　絹本着色安鎭曼荼羅圖　一幅

明治三十七年二月十八日

【國分寺文書】

後宇多院々宣

長門國分寺令知行當寺築垣四面内停止農業並殺生殊可專佛法興隆之由可被仰含寂遍者院宣如此仍執達如件

文保二年十月　日　　宣房

淨覺上人御房

伏見院々宣

長門國分寺申增圓並富成地頭伊與房同國守護被管大進房以下輩等狼籍事信空上人申狀(副寂遍狀見書)如此仔細見于狀候相可尋沙汰之由可被仰遣武家之旨院御氣色所候也仍言上如件　賴藤誠恐頓首謹言

六月二十三日　　太宰權帥賴藤

進上藤民部權大輔殿

伏見院々宣

長門國分寺之內魚肉酒宴等事奏聞之處以戒律淸淨之砌擬酒肉宴飮之場云々
罪業之因太不可然自今以後早可停止且以件料田永爲修正妙行之勤足宜抽御
願成就之誠精之由可有令相觸寂遍給之旨院御氣色所候也仍執達如件

十一月十九日 太宰權師賴藤

西大寺上人御房

後醍醐天皇綸旨

長門國分寺事被下朝園之綸旨所被召返也早終土木之殊功宜專佛法之興隆之
由可被下知寂遍者依天氣執達如件

正中二年正月二十二日 左小辨判

淨覺上人御房

同天皇綸旨

長門國分寺爲御祈願所殊可奉祈天長地久御願者天氣如此悉之以狀

元弘元年八月十三日 右衞門佐判

興津上人御房

光嚴天皇綸旨

長門國分寺宣致執務專興隆者天氣如此仍執達如件

元弘三年十一月三日　　左少將判

如惟上人御房

後圓融天皇綸旨

長門國分寺事號造營段錢二宮社違亂之條不可然早止其責可被全管領之由天氣所候也仍執達如件

應安六年十一月二十日　　右中辨省方

西大寺長老興泉上人御房

追申

寺領與行事任代々奉寄旨可爲沙汰甲乙人押領之所々已下事相尋在廳官人等悉可注進之由同被仰下候也

後小松天皇綸旨

禪譽上人申長門國分寺領武士等押妨事副具書如此仔細具狀候歟可被沙汰候

雜掌等下地之旨可被申武家之由天氣所候也
以此旨□□洩申給仍言上如件　知輔誠恐頓首謹言
二月十六日　左少辨平知輔上
進上民部大輔殿

關東御教書
異國降伏御祈事先々既被仰下畢周防、長門兩國國分寺一宮並爲宗寺社殊可抽丹精之由所被相觸且每日可被執達卷數之狀依仰執達如件
正應四年二月三日　陸奥守
相摸守
上總前司殿

將軍家御祈禱事近日殊可被致精誠也仍執達如件
文和二年九月二十七日　長門守花押
長門國分寺長老

從去六月二十六日　主上御惱之由候別而凝丹精可被奉祈候也仍執達如件

九月八日　　　　　　　　　　　　　　太宰大貳義隆

謹上　國分寺

當寺之儀令破壞之條諸方以勸進可有造營之由承知候雖然此表在陣中之儀者可有御待候以歸陣之上涯分可令助力候之條可被成其御心得候猶桂左衛門太夫可申候恐々謹言

十一月二十三日　　　　　　　　　　　　元就花押

國分寺

御回報

當寺末寺兩所之儀寺中江被引移之由令承知候猶從國君右堅三所可申候恐々謹言

十二月十八日　　　　　　　　　　　　輝元花押

國分寺

## 第八節　西谷寺

【寺院財産目錄】西谷寺。西南部町にあり、淨土宗鎭西派、開山忠譽上人、永祿の

初め京攝の化を戢め、來りて防長、豐筑の間に遊び、心光向岸圓應大乘の十數寺を創し、後當地に於て引接寺を開く。爰に堀立壹岐守なるもの、深く師の德に皈し形勝の地を献ず。師乃ち一宇を建立し、以て終焉の地とす、時に天正四年なりと云ふ。是卽ち西谷寺なり。其他の事跡詳ならず。

## 第九節　專念寺

第一編槪說第七章宗敎の變遷一〇三頁參照

【長樂山福生寺藥師如來略緣起】抑當山藥師如來の來由を尋ね奉るに、往昔八皇三十四代推古天皇十九年、百濟國璋明王の御子琳聖太子、和朝の聖德太子は救世觀世音の化身なりと慕ひ來り給ふ。斯て御對面ありしに聖德太子、琳聖の御手をとり給ひ、汝過去衡山の舊約を忘れず、今爰に來る事善哉々々とて、衡山の念禪師至りし事を語り、佛法弘通の物語りして曰、我日本はいまだ佛法ひろまらずして、西國は邊土遠國ゆへ汝くだりて佛法を弘むべしと有りければ、琳聖は命に應じ、周防の國あがたへ殿作りしてましましける。此時琳聖思召立れ、何卒防長兩國に靈地あらば一山を建立せばやと御巡行なりて、しばしば

當山の樣子を御覽ありて、誠に此地ならで一宇建立すべき地なしとて、則ち當山を開き給ひ、長樂山福生寺と名づけ、かけまくも天照太神の御作彌陀の尊像を安置し給ひける。 然る所同二十五年にあたりて、西國一統ゑきれひ流行し萬民の愁ひ大方ならざりしとかや、此事琳聖聞し召され急ぎ都に奏聞し給ひければ、帝聖德太子に敕命ありて、急ぎ此病を治めしむべしと有りければ、太子詔を受けつら〳〵思召樣は、是佛力にあらずんば速に治すべからず。 況や諸佛の中にも藥師如來は別而諸病悉除十二の大願あればと。 太子自ら藥師如來の尊像を、一刀三禮まし〳〵彫刻し給ひ、並に日光、月光の二脇士十二神將をも刻み給ひて檀上に安置し、東方に向ひ三七日の間御祈誓ありしに、不思議なるかな此尊像光明かくやくとして、本座を放れ給ひければ、太子も奇意の思ひをなし猶も恭敬怠り給はざりしが、折から西國一統ゑきれひ忽にやみぬと亦々奏聞ありければ、帝も御感なゝめならず、聖德太子も誠に善逝大悲の誓願空しからずと、渇仰の思ひにたへさせ給ひ、急ぎ琳聖を都に召され、太子件の靈驗を語り給ひ、琳聖に此尊像を授けて曰く、萬民の愁を除く尊像なれば、宍賢國に

いたりておんしゆく恭敬せらるべしとありければ、琳聖は歡喜のあまりに其後歸國したまひ、弥々當山を七堂伽藍となし、此藥師如來を中堂に安置し、御知行千石當國室津、同引島、周防國貞名村、豐前國規矩郡横代の郷、同國築城郡角田莊内正富等に於て御佛供料下し置かるゝなり。其後彌增繁昌して天臺宗の別山となりぬ。此頃近國大飢饉たるによつて、當山の法印藥師前に於て、護摩の煙をあげ、五穀を集め加持し、種子蒔の儀式ありければ、其年より豐年と成りにけるとかや。其時の百姓と號して今に五軒殘り、子孫を傳へて其宿老たるもの當代も、種子蒔の儀式を正月八日に勤む。かくて物換り星移りて弘長年中、遊行元祖一遍上人此國修行の折柄、當山は筑紫の靈場日本第二の本尊なればと、數日御業に就御化益ありしに、當山の法印顯長は天臺宗の博識たりしが、一遍上人は勢至菩薩の化身なるよし、新に藥師如來の靈夢を蒙りければ、本宗の天臺を捨て忽ち上人の御弟子となり、當山を上人へ奉りければ、上人隨身の弟子來阿といへる僧を殘して、本堂に彌陀如來を安置し、一心專念寺となづけ、中堂に藥師如來を安置して、福生寺とあらため給へり。今時宗に於ても尊覲

法親王の御墓所なれば、院家寺なり南朝の春宮の靈地ゆへ南門道場と號す。
此藥師如來の靈驗あげて數へがたし、今爰に略す。誠に諸病良藥横病横死七難九厄を除き、未來は東土の衆生を西方へ引導し給ふ。尊像一千餘回の星霜を經、今此室に安置す。是關の福生寺藥師如來也。

【遊行十二代尊觀法親王由緒書】後村上天皇皇孫遊行十二代尊觀法親王は、龜山院天皇第二之皇子、一品式部卿常盤井恒明親王第四之御子に而、後村上天皇に東宮在さず。是に依て恒明親王の御子を養子に在せられ、東宮とこそは定めさせ給ふ。然るに其節天下亂動之折柄、世を爲鎭が、皇子を遊行八代渡船上人に贈り、御弟子とこそは成せ給ふ。其後　後小松天皇御宇嘉慶元年二月二十六日、遊行上人を御相續在せられ、御年三十九歳遊行之間十四年、應永七庚辰年十月二十四日、長門國赤間關專念寺に而御入寂、是に依而

御廟所　御木像　御靈牌　御書

守護仕り來り候。此由緒にて後醍醐天皇御宸翰三社の神號一幅、元醍醐寺座主小野法務前大僧正弘眞同座主一品法親王凉勝同座主二品法親王果尊右相

傳り仕り來り候處、遊行十二代上人南朝門主に任じ給ふ所以により、應永三年丙子八月一日果尊親王より、尊觀親王江御授け給ふてより、本山淸淨光寺什寶に是有る所、當寺は尊觀法親王遺跡に依て、享保七壬寅年三月九日遊行上人より御寄附に相成候。當山第一之什寶に御座候、此外傳記等是れあり候得共、爰に大略仕候。

【豐府志略】專念寺は赤間關南部町に有り、誰人の開山なることを不知。寺內に影向石と云ふ岩有り。往昔菅相公筑紫へ左遷の時、此石に御腰を掛られしとて此名有る由。又寺內に古塚有り。遊行十二代尊觀親王の塚也と。卯の松殊に古りて、星霜三百餘年に成るよし。（平井温故 寶永七年）

【大日本地名辭書】遊行十二世上人は、相州藤澤道場の中興の名僧にして、一説に皇孫と曰へり。然れども其墓は藤澤にも傳ふ、尙疑ふべし。（吉田東伍）

【國寶】　　　　　　　　　　　　　　　　　　專　念　寺

彫刻　木造藥師如來立像　一軀

明治三十五年七月三十一日

【後醍醐帝尊影御添書】後醍醐天皇尊影者雖爲藤澤山重寶專念寺者爲尊觀法親王遺跡間令寄附者也

享保七壬寅年三月九日　遊行四十九世

赤間關專念寺

## 第十節　永福寺

第一編概説第七章宗教の變遷一〇四―一〇五頁參照

由緒‖桂庵‖遣明使‖巡見使‖保護建造物

【永福寺開創已來由緒書】

覺

一當山開山者京五山之上南禪寺第三世平田均禪寺と申候嘉暦年中之建立今年迄四百年之餘に相成申候南禪寺直末寺にて御座候

一開基名跡號之由緒聞傳言傳も無御座候

一中興義天禪師と申候今年迄八十年程に相成申候

一緣起棟札等無御座候

一當寺草創者後醍醐天皇嘉暦年中と申傳候其後二百餘年中絕仕歷代之牌名不分明候今存在之分

開山　平田均大禪師　伯霖說公座元　切岳德公座元

三友益公座元　義天理公座元　玉雲璉公座元

物然格公座元　現住　雪堂圓公座元

一古來之御判物御證文舊記什物等無住之時分紛失仕一通一物も無御座候

一抱之庵中山觀音と申候而一字町より可一町山之丘に有之是又證文無御座候

一古墓所一箇茂無之寺內外附在之墓所無之由緒勿論に候

一地下者觀音崎と申候四五十年已前者觀音門前浪打際に而候由今者町屋總町中に相續し大門之前下段より海際迄縱十三間橫五間空地有之已前より觀音向地にて御免除に御座候

一觀音堂桁行三間八寸梁行同斷外の間五尺四方二重屋根檜皮往古より從公儀葺替被仰付來候飛驒之工匠椽作と申傳候

棟札無御座候以上

右當寺由緒之趣前書之通に御座候

【豐府志略】回日山永福寺(禪宗)は赤間關南部町に有り、開山平田慈均禪師と號す。夫より以來三百六十年の禪刹也。佛殿は飛騨工匠造作、代々大内家より造營修補を加へらる。佛殿の本尊千手觀音雲慶作。鎭守荒神社。(平井過故寶永七年)

【永福寺開創已來由緒書】

一玄樹と申者防州山口之產、往古當寺に住持候。應仁二年公用を蒙り明に渡り、文明五年歸朝仕候。其後九州薩摩之城島陰寺開山と相成り申候。

【漢學紀源】僧桂庵字は玄樹後島陰と號す。本貫周防山口の人、考妣姓字を詳にせず。應永丁未(三十六年)を以て生る。永享七年甫めて九、乃ち洛に遊び、惟肖に南禪寺に師事す。此時に當り建仁寺に惟正、諱は明貞なる者あり。東福寺に景召諱は端棠なる者あり。皆不二、岐陽之徒弟にして、四書を講じ博識を以て稱せらる。故に又二老に就て內外の學を受く。嘉吉二年師年十六年にして、髮を削り僧となり始めて戒壇に登る、時に惟肖既に老ひ居を山中に構へ、

雙桂院と曰ふ。因つて師亦名字を取選すと云ふ。當時學を譚ずる者、衆く叩いて其の門に禀けざるは鮮なし。師最も螢雪を苦む。景徐、桂悟、蘭坡等と友とし善し。皆一時の名僧也。業成り歸りて長州に飛錫し、永福寺(赤間關に在り)を領す。愈々宋學を信じ、倪士毅の四書輯釋及び永樂所進大全等を讀む。以て其の精微を究めんと欲すと雖も、猶未だ先師(岐陽)點する所の四書、悉く註意に適せるや否やを知らず。是に於て慨然として眞學を求むるの志有り。時に會國朝遣明使を五山の僧に選み、惟肖等擇才の權を知る。乃ち知名の衲子八十餘人を徵して、諸を南禪寺に聚め、大梅々子と題して聲を鳴らす。一聲各詩を作りて以て其の材を鬪はしむ。時に師亦試場に就き、響に應じ之を賦して曰く、

大梅々子鐵團々　八十餘人下ㇾ嘴難　今日當ㇾ機百雜碎　那邊一核與二他看一

肖等大に感じ、乃ち師を擧ぐ。是に於て應仁元年師明に使し、入りて憲宗に見ゆ。宴賚特篤明年元旦早く大明宮に朝す。實に成化四年にして師年四十二、乃ち賀詩一句を作る(下略)(譯)。(伊知地季安)(日本教育資料にも桂庵の傳あり今省略に從ふ)

【日本儒學史】桂庵はひとり戰國の儒學史上に特記すべきのみならず、我邦に於てかつて輩出せし學者中最も傑偉なるものにして、上下二千餘年殆んど其匹を絶てり。（天隨久保）

【永福寺開創已來由緒書】拙寺裏庭者文明年中備中井山寶福寺雪舟禪師明より歸朝之砌り築被成候

【允澎入唐記】日本國寶德三年辛未十月二十六日遣唐專使允澎、綱司芳貞等京を辭す。

（中略）

十二月十一日長門國赤間關に到り永福寺に居る、寺前海を隔つる一里、乃ち豐前文字關也、文字又門司に作る。

壬申正月五日船筑前博多に到り妙樂寺に僦く。

（中略）

七月十四日晚蘆屋を發して日未だ晚ならずして長門國赤間關に到る、則ち吾日本享德三年甲戌七月十三日也。關吏曰く、二號今月五日先づ關に入る、三號

六日方に至り、七號船十一日岸に到る、九號船今方に來り了ると云々。綱司急遞符を將て歸朝を京師に告ぐ(譯)。

【永福寺肝要記錄】

一證據無之唐物商賣一切停止被仰付候御役入粟屋源右衛門手堅改被仰付候當關は廻津之儀に候へば寺社方共御領内之者は不及申他國遠近之旅人僧俗共往來手形無之者留置申間敷尤宿爲仕候共不審者勿論無左候共一宿爲仕候はゞ源右衛門迄早々可申出候

右被仰出之旨奉得其意候不審成者荷物等迄見當り申候はゞ早速可申出候尤無別條者たり共一宿爲仕候はゞ其段可申出候以上

享保八年子十二月二十一日　永福寺判

粟屋源右衛門殿

【永福寺肝要記錄】御用之儀有之候條明六日四つ時迄與兵衛宅江可被罷出候以上

寛政元年酉二月五日　弘中與兵衛

引接寺
専念寺
永福寺
板原九郎右衛門

右に付罷出候處此度御巡見御上使御用ひ宿先例之通り三箇寺へ被仰付候由被申渡候(巡見使は徳川幕府より諸國巡察の爲め遣したる使者)
一六月二十九日巡見上使御着尤七日より毛利伊織殿、同名形馬殿御出關下宿柳井、二川両家二十八日住持見廻玄關へ申置候事極樂寺へは田要殿御宿右同斷之事
一同晦日御上使御發駕被遊候事
一二十九日御用ひ宿御引受として河内彌五郎殿被罷越候晝時分盃取肴硯蓋酒冷素麵後段吸物に茶碗食差出し候事
一夜は六つ時下宿へ被引取候事夜食入不申候同晦日御立寄烏渡罷出候事茶菓子許差出候事

一提灯大門二張中門一張同斷

一七月朔日引接寺、專念寺兩寺同船に而御禮に罷出候事

寛政元酉七月

【毛利十一代史】寛政元年六月廿三日、諸國巡見の幕使、石尾七兵衛、花房千五郎、小濱小平太、我長防に來る。路石州より來、閏六月八日藝州に入る。(太田報助)

【保護建造物】　　永福寺

永福寺本堂(觀音堂)

明治三十六年四月十五日

【古美術行脚】永福寺本堂と功山寺佛殿とは唐樣で、圓覺寺舍利殿と殆ど同樣の構造手法を用ひ、室町時代としては最も初期のものである。(五百年前)(黑田鵬心)

## 第十一節　中山寺

丸山町　臨濟宗、南禪派

【中山寺略緣記】抑當寺奉二安置一十一面觀世音菩薩は、人皇四十五代帝聖武天皇之御師範行基菩薩、一刀三禮彫刻し給ふ靈像也。　歲霜遙に重て洛陽東山吉水

源空上人室に安置し給ひ、壽永二年之頃とかや、木曾冠者義仲都を攻めし時、平家の一門須磨一の谷へ落給。誠に急成時なれども、新中納言知盛公兼て上人之高德に歸伏し給し故、態と人を走せ別を告二上人一。依而源空上人此尊像を船中並に軍陣爲二守護一、知盛公爲レ贈給。徒是新中納言陣中奉レ守御尊敬不淺、誠大悲之守護にや、一の谷、八島、壇浦數度の戰皆顯二軍功一、誠に先帝當地爲レ落給時、知盛公引島へ構二陣所一、君を雖二守護一、平家之運盡きさせ給ひし故、佐甲佐渡守を召出され、此成尊像者都黑谷源空上人より船中爲二守護一予雖レ給、知盛今日黃泉に赴く、靈像雨露に朽給はん事を成難く、末世有像之大士なり。汝現當を可レ祈とて授給ふ。從夫佐甲佐渡守我屋奉二安置一朝夕尊重無限于時、天正十六年佐甲佐渡守五代之孫隼人忠爲。外には守守二仁儀一內に者三寶に歸依す」。或時持佛に座禪して、眼ともなく在し處、尊像現二空中一告白我在二此家一歲久し。從レ今汝一宇を建立せば、旅舟風波の難を救ひ萬民之愁を除かん。從レ是戊亥に當り山上に櫻あり、其地靈場なりと曰ふ。見れば枯れたる櫻一度に花を開く夢覺、忠爲信心不淺。知盛公之遺言先祖の傳語など思出し、未東雲望二此山一峰に紫雲靉靆堂り靈夢偏尊く

身の毛もよだち靈場なる事を知る。一字を建立して此の尊像を奉二安置一、猶平氏爲二追福一とて千體佛を造立し、同納二堂中一紫雲山中山寺と號す。一度も結緣の輩は如二順流船乘一諸願成就無レ疑者也依而云爾

于時天正十八年彌生之日

佐甲忠爲以舊記書之

## 第十二節　光明寺

【山口縣風土誌】光明寺西細江町　眞宗

大永年間本國豐浦郡幡生村に創建、享保年間今の地に移轉、山號玉象山開基正善もと山號無邊山。（近藤清石）

## 第十三節　東光寺

豐前田町　曹洞宗

【東光寺記錄】當寺は畏くも聖德太子十有五歲の御時、治國安民の爲め一刀三禮して誠意を籠められ彫刻し給ふ所の尊像にして、高雄文覺上人の持尊佛た

りし藥師如來を本尊と崇め奉る。往時新地町に在りて藥師堂と號せしが、貞享三年今の地に移轉し、寶永元年東光寺と改稱す。萩毛利家歷代の遙拜所となり、維持修繕等もかない至らざる事なかりしが、王政維新の大變に俄かに寺祿を失ひ、一時衰頽の不運に陷る。

川棚村妙青寺の末寺開山は妙青寺の九世萬思相秀禪師なり。

## 第十四節　勝安寺

【豐府志略】龍王山勝安寺眞宗は赤間關細江町西の方の山に有り。跡より六七間にして、南向に立てり。開山宗珍より專秀に至る迄四世天文年中本願寺より本尊を賜ふ。今安置する所是なり。（平井温故）

【山口縣風土誌】勝安寺豐前田町本區彥島に創建、元祿二年八月今の地に移轉。（近藤清石）

## 第十五節　海晏寺

【海晏寺寺籍財產明細帳】

一開創　慶安四卯年月日不詳、當寺中興覺道嶺壽建立。基外嶺雄之徒、文政年中類火に付原由不詳。
一本尊　阿彌陀如來
一開山　基外嶺雄和尚
傳來寶物
一阿彌陀如來　金箔木像坐體御丈一尺三寸五分右は上品上生の彌陀如來能登守敎經の守り本尊にて開扉佛文政年中類火に付傳承由緒不詳檀家の口碑也
一梵鐘　文政十亥九月再鑄口徑一尺七寸右は募主高橋九良右衛門、角九兵衛諸檀中

## 第十六節　三蓮寺

【大日本名所圖錄】長門國豐浦郡安岡の庄に於て、大内家の家臣内田主計頭と云者あり。主家滅亡の後毛利氏の末家に降る。二男二女を有せしが、末子は出家して名を宗須と呼び、淨土宗西山派の法脈を繼ぐ。然るに大友追討の際

内田主計は嫡子數馬と共に敵地に向はんとして、此地に病死しければ屍を假に當山に埋めけるが、數馬も次で敵地に戰死す。 依之天正八年末子宗須當山に一宇を建立して深心院と號し、亡父の菩提に擬せしが、後一百年を經て貞享年中豐浦郡岡枝村に三蓮寺と云へる小寺ありしを、當山に移して海光山深心院三蓮寺とは改めしなり。

# 第三章 舊蹟

## 第一節 長門浦

第一編概説第十章地名の變遷一一二五頁參照

【長門國志】長門浦。 長門舊作穴門豐府志に上古は此沖(壇浦をさす)より府中までの間を穴門浦と云へりとあり。 藻塩草、秋寢覺、物爾雅共にながとのうら長門とあり。(中村德美 德川末世)

【長門名所雜記】長門浦藻塩草云、長門浦、今按ずるに阿武松原より二十町ばかり北の方にあり。 長門浦(俗になかちの浦と云りちさ さ共音相通なれば誤來るにや)阿胡浦は比ひて有浦也、

安藝に同名あり。

【萬葉集】處女等之麻笥垂有續麻成長門之浦丹朝奈祇爾滿來塩之夕奈祇爾依來浪乃浪塩乃伊夜益舛爾彼浪乃伊夜敷布爾吾妹子爾戀乍來者阿胡乃海荒磯之於丹濱菜採海部處女等纓有領巾文光蟹手爾卷流玉毛湯良羅爾白栲乃袖振所見相思羅霜

反歌

阿胡乃海之荒磯之上乃小浪吾戀者息時毛無（二首作者不知）

【閑田耕筆】萬葉集第十三の長歌に處女女之云々といふ、長門のうらと安藝國なり、阿胡之海は住吉也といふ註あるを、長門人のいふ。阿胡は長門にまさしくあれば、長門の浦といふも他國にあらざるべしとなん。此長歌げに一意にて安藝より住吉までをはるかによめりとも見えす、只戀つゝくればにて、旅行體とは見ゆれども、長門一國にて足るべし。（伴蒿蹊）

【萬葉集代匠記、萬葉集略解、萬葉集古義】長門浦、安藝國（釋契沖、加藤千蔭、鹿持眞澄）

【夫木和歌抄】ながとのうら長門

長門の浦に朝なぎに滿ち來る潮の夕なぎに寄る波の浪塩の云々（よみ人知らず）

【堀川次郎百首】

風早き長門の浦の船よりも泊定めぬ我身也なり（大進）

## 第二節　壇浦

第一編概說第十章地名の變遷一二六頁參照
地名起原に關する諸說＝舊壇浦＝詠詩

【道ゆきぶり】此浦を壇のうらといふ事は、皇后のひとの國うちたまひし御時、祈のために壇をたてさせ給ひたりけるより、かく名付けるとかや申なり。此時の壇の石にて侍るとて、御社の前のみちの邊にしめ引まはしたる石あり。此御社はあなと豐浦の都の大內の跡にて侍るとかや。此時御船つくらせ給ひける木とて、ふなきの松などいふも侍るなるべし。（今川貞世室町初世）

【扶桑記勝】壇浦は赤間關の所、長門の方半里ばかりに前田と云ふ所是なりと云ふ。此浦を壇浦と云ふ事は、神功皇后のひとの國をうち給ひし時、御祈のために、壇をたてさせ給ひたりけるよりかく名付ける。其時の壇の石にて侍る

とて、御社の前の道の邊にしめ引まはしたる石有り。此御社は宍門豐浦の都の大内のあとにて侍るとかや。此時御船つくらせ給ひける木とて、舟木の松などいふも侍る。(貝原篤信)

【長門國志】五百壇も壇と同く國府二の宮の邊りより、赤間の壇浦迄の地名なり(中略)。(さるを今傳へて早鞆浦に五百段の石階ありて、毎年十二月晦日夜長門一の宮の神主と豐前早鞆の神主と、東西より彼五百段の石階を下りて、海底の和布を刈る、彼五百段の石階あるによりて、五百段浦と云ひ、又省きて段浦ともいふなどいへるは俗說なり、壇は祭壇之義なるものをや)。さて壇は神を祭る場を石を用ひて築たるを云なり(中略)。今黑門と云ふ所の濱上に巨岩あり、高さ五尺許方三尺許なづけて加賀美岩と云ふ。按此岩など古への壇石の一にもあらんか。加賀美は平賀美の訛なるべし。さて神功天神地祇を祭り給へり壇に、宮の邊りより波夜登毛浦まで五百箇所築かせ給ひしより、其間を五百壇とも又省きて壇とも地名に負せたるものなるべし(五百壇を省きて壇とのみいへりし故五百壇といふ名は自ら廢れたるなるべし)。故に此壇と云ふ地に在る濱を壇濱と云ひ、浦を壇浦と云ひ來

れるなるべし。（中村徳美）

【豐府志略】此沖より府中迄の間穴門浦と云へり。又壇浦とも云へり。其故は府中二の宮の沖潮洄の際に二の宮の三鳥居有り、夫より波夜止毛の明神迄五百壇石壇有故に、今に至る迄壇浦と云へり。櫻尾山麓成新漁人町を壇浦と云も此故也。（平井温故 寶永七年）

【古事記傳】扨次手に云はむは彼早鞆神社を和布刈社とも云て、年毎の十二月晦日の夜和布刈神事と云あり。其夜は常より殊に甚しく潮の干るを、彼社の神主海際の石階を五百段降て、底の和布を刈る。其同時に長門の一の宮の神主も松明を執て、北より同く五百段降りて相對ひ、丑時の降りに南北へ相去る。此に因て其浦を五百段浦と云、又略きて壇浦とも云なりと云り。（本居宣長 寛政十年）

【大日本地名辭書】壇浦の名義不詳、長府の市中にも壇之上と云ふ名あり、又壇濱あり。了俊紀行に長府の海を壇浦と云ふは、神功皇后此濱に壇をたて御祈ありし故と說くも信じ難し。軍團の團にて古へ豐浦の團此地にありて其海をも團と云へるにや、玉海に團浦に作る。又此海岸の上に火山と云ふもあり、

古への烽火の跡を傳ふ。豐浦圖の事、領部郷に其證見ゆ、本朝無題詩に此浦をたゞ壇と云ふ。（吉田東伍）

【豐府志略】壇浦は火山麓海部方傍町也、昔は壇浦と云ふ名許にして、民家とてもなかりしに、先大君綱元公の御時、赤間關阿彌陀寺町の漁家を此處に移さる。年月を歷するに從ひ、今は漁人繁榮にて、家々の經營の乏しからず、子孫安全の漁村と成るも此皆先君の餘澤なり。（平井温故）

【筑紫紀行】壇浦に到る、此處にも漁者の家二十軒ばかり濱邊に沿ひて立ち並べり。（吉田重房）

【小春紀行】海邊にいでゝ左の岨道をゆく右に人家あり、是壇浦なり、入口に小川あり、御裳濯川といふ。海ばたに小き岩あり、烏帽子岩といふ、みな後の人の名づけしなるべけれど、とにかくにも其代のさまは思やられてあはれなり。（太田南畝）

【馬關土產】その東一帶の海岸は之を古壇浦と稱す（御裳濯附近）（中略）。此處も以前は漁家繁榮して一の村落を爲したりしが、後文久年間瀕海防御の爲め、こ

## 舊壇浦

の地に礮臺を建設せんとて、その漁家も悉く今の壇浦町に移したりと云ふ。
（宮崎勇熊）

【甲子夜話】又隱邸の隣地に大道と云ふ僧の居りしが、此僧筑前秋月の人にて、元は黑田支侯の士なりし故に、或年上京せしとき長門の赤馬關に船がゝりせしに、まの當り見しとて語れるは、三月十八日のことなりし。船頭ども云ふには今日は何事をも申されな話しなど無用なりとて禁ずるゆゑ、如何なる譯やと問ひたれば、けふは平家滅亡の日故、若物語などすれば必ず災難ありと云ひたり。夫より見ゐたるに海上一面に霧かゝり朧なる中に、何か人の形多く現はれたり。これ平氏敗亡せし人の怨靈なりと云ふ。この怨靈人聲を聞けば、即その船を覆へすゆゑ、談話を禁ずと云ひ傳ふとぞ。昔より十七日、十八日の夜は、必ずこの禁あることなりと云ふ。又その十四日、十五日の頃より海上荒く潮まき抔ありて、彼邊りはものすごき有さまなり。これ某のみならず同藩の者も、彼地滯船のとき見し者多しと語れり。（松浦靜山）

【本朝無題詩】着二長門壇一即事　　釋　蓮　禪

浪驛涉ㇾ旬猶泛然。愁中有ㇾ興綴二詩篇一。隣船礎日引二麻布一。（類船之中有二一小坏一、以二疎布一、爲二單幕一、擬二朝日一避二殘暑一故有二此興一云）。里社祈ㇾ風供二木綿一。（遠岸有二一社一當州稱二二宮一、於二舟中一而遙拜指二社頭一而奉ㇾ使、是不日祈二順氣一）。夜憶二還郷一纔入ㇾ夢。晴望二孤島一小二於拳一。一尋二西府温泉地一。治ㇾ病逗留及二兩年一。

【周南先生文集】六宮粉黛良家子。三月觀花内苑春。誰識秋風西海路。錦衣狼藉赤關濱。詔旨空傳西土兵。羽林將校悉諸平。鑾輿王華無二消息一。愴海茫々風雨色。（山縣周南）

【鶴臺先生遺稿】忽聞豪傑起二山東一。廊廟無ㇾ人長策空。終使三翠華辭二鳳闕一。徒將二神器一鎖二龍宮一。紅裙漂ㇾ浪魂何在。金甲懷沙恨豈窮。欲下向二水濱一問中陳迹上。蕭々木葉下二西風一。（瀧鶴臺）

【續遠思樓詩】渺々連ㇾ天同洋水。俄然約束向二此裏一。長山豐山對ㇾ岸出。其間不ㇾ合一縷耳。險厄從來數用ㇾ師。源平故事世尤知。當町青史裁懷古詞。屋上架ㇾ屋貽二世嗤一。滄溟何啻銀河水。也不二爲ㇾ

入洗二惡詩一。我來彷徨日之夕。清波澹然凝二一碧一。側レ耳不レ聞鬼哭愁。唯聞沙禽鳴二磔磔一。顧我桑蓬志未レ遂。安能一作二觀光客一。京華浪遠在二何邊一。一目斷遙空數帆白。（廣瀨淡窓）

【山陽詩鈔】幾句之山如二龍尾一。蜿蜒曳レ海千餘里。直到二長門一伏復起。隔レ海豐山呼欲レ譍。帆檣林立北岸市。吾自二平安一來。行循二山勢一與レ之偕。驚看海門潮勢如二奔雷一。屈山與レ山相擊排。南望二豫山一青一髮。海水漸狹如二甕括一。想見九郎驅レ敵來。平氏如レ魚源氏獺。岸蹙水淺誰得レ脫。海鹿吹レ波鼓聲死。稗龍出沒狂瀾紫。敗鱗蔽レ海春風腥。蒼溟變作桃花水。獨有二介蟲喚二姓平一。沙際至レ今尙橫行。饕餮貂蟬雨一夢。唯見海山蒼蒼連二神京一。山日落海如レ墨。何物遮レ船夜啾唧。吾語二寃魂一且體レ哭。汝不レ聞鬼武之鬼亦不レ免レ餒。身後豚犬交相食。（鬼武源右大將小字）（賴山陽）

【星巖集】白檜何歷歷。維帝之所栽。上有二皇天下一。後土福生包二括世度一來。何物狡童亂二乾綱一。休運已去挽不レ回。山後先子海吞

吐。籠鵞西奔迷處所。貔貅力竭誰復支。空將安危問海虎。且見盃霧吹鋒鋩。腥氣滿地鼓聲殲。寶光黯澹出復沒。紫貝闕窈不容覘。嗟浮雲子嘆逝水。萬古銷沈只如此。隸金軍府亦丘墟。爲龍爲虎今誰是。幽寃惟有陶眞說。海風倒卷絃。欲折雲慘澹。子雨悽悽水鬼。啜泣一聲絕。（梁川星巖）

## 第三節　御裳濯川

第一編概說第十章地名の變遷一二八＝一二九頁參照

壇浦にある小川

【長門本平家物語】二位殿はこれを聞召し、鈍色の二衣に袴のそばとりてはさみ、八歳にならせ給ふ先帝を抱き奉り、我身に二所結び付け奉る。寶劍をば腰にさし、神璽をば脇にはさみて出で給ひければ、先帝是はいづくへぞと仰ありければ、彌陀の淨土へぞ我君とて、波の下にしづみ給ふとて、

今ぞしる身もすそ川の御ながれ波の下にもみやこありとは

【源平盛衰記】二位殿今は限と見はて給ひにければ、練色の二衣引纒ひ、白袴の

そば高く挾みて先帝を懷き奉り、帶にて我身に結び合せ進らせ、寶劍を腰にさし、神璽を脇に挾みて、艇に臨み給ふ。 先帝は八ツにぞ成らせ給ひける。 御年の程よりはねびさとしのほらせ給ひて、御形あでにうつくしく、御髮黑くふさやかにして、御背に懸け給へる御貌、類なくぞ見えさせ給ひける。 御心迷ひたる御氣色にて、こはいづこへ行くべきぞと仰せられけるこそ悲しけれ。 二位殿は兵共が御船に矢を進らせ給へば、別の御舟へ行幸なし進らせ候とて。

今ぞしる御裳濯川の流には浪の下にも都ありとは

と宣ひもはてず海に入り給ひければ、八條殿同じくつゞきて入り給ひにけり。

【長門國志】御裳濯川の流とは皇統を申奉るなり。 此の川を御裳濯川と云ひたりしより詠み給ひたるに非らず、此の御歌より後世川の名を云へるならん。

(中村德美 德川末世)

【讀史百話】みもすそ川とは此地にある川にはあらず、伊勢神宮の境内にある流れなり。 されば古歌にはしばしば、神宮の御流れを汲める天皇の御上などの緣語として用ひられたり。 例へば

後拾遺。君が代はつきじとぞ思ふ神風やみもすそ川の澄まんかぎりは

新續。古今。神風や御裳濯川の底すみて流れひさしき君が御代かな

など其外にも例多し。壇浦の戰に二位尼平時子は安德天皇を抱き奉り、

今ぞ知る御裳濯川の流れには

と一首の歌を詠じて海に投じたり。此の歌の心は御裳濯川の流れ、即ち一天萬乘の君の都が波の下にもあらうとは、今ぞ知ると云ふにあり。(喜田貞吉)

【筑紫紀行】關よりしばらくこなたにみもすそ川と云ふ川あり。此川にて關の人々洗濯をするに、町家のは垢落ず、遊女の衣服は垢よく落とぞ。(吉田重房享和元年)

## 第四節　火の山

第一編概說第十章地名の變遷一二七頁參照

【豐府志略】火山古(櫻尾とも云ふ)は前田御茶店より西成大山を云ふ。府內より一里有り。大內の侍和氣氏居すと云へり。其後同內相良氏在城せしと也。元就公の御時は坂新五左衛門と云ひし勇士を居城せしむ。今當山半上に相良丸坂殿丸と云ふ所有り郭の跡も殘れり。火の山と云ふは社說に十二月晦

日の夜、神事に長州一の宮社官と豐前隼人の社人と海底の和布を刈り天子へ奉り、文明神の供御に供ふと也。此神事の刻限京へ注進のため、此山の峰に狼煙を擧げ、是より山傳に京都迄達す。此狼火を叡覽有て、神事の調ふことを知せ給ふと也。一說には上古は異國より侵し來る事多し。故に若し異國船來る時は烽火を以て帝都に告ぐ。今の火の山も烽火を揚る山、の由、二說ともに口碑にして何時の時代よりの事成るにや所見無し。（平非温故）

【長門國誌】火山城墟國府の南西一里前田村に在り、上古烽燧を此山頭に置かれし故に號く。豐府志云ふ此山半上に相良丸、坂殿丸と云ふ處あり、今郭の跡遺れりとあり。又此山東の半腹に巨嵓あり高さ丈餘一人手これを撼す、千夫力も移すことあたはず、俗に釣嵓と云ふ。軍用に備ふと云ふは誤なり。此類の奇石和漢往々あり。

往年大內家臣和氣某居之、又大內家臣相良某居之（豐府志城跡考）文明元年大內新介教幸入道南榮據之（後太平記）永和四年八月三崎範龍在城、永祿四年九月德井田元及宍戶隆家據之（長門記陰德記）後坂新左衛門尉居（豐府志）（中略）。今按ふ

に豐前烽燧を前田の火の山に取り、宇部、岐波、秋穗と次で京師に達せしものなるべし。天智紀に三年是歳於對馬島、壹岐島、筑紫國等置防烽とあれば、此時に置かれけるにや。又類聚國史に和銅五年始置高見及大和國春日烽以通平城と云ふ事も見えたり。平城とは奈良の京なり、軍團烽燧みな軍防の事にあづかれば、因にこゝに贅して舊きを思ふのみ。又上に擧たる律令を按ふに諸國に心置かれけるものなるべし。（中村德美）

## 第五節　甲山

【長門國志】甲山城墟。火の山の南五町赤間城墟の北十町餘に在り今按ふ甲まさに兜に作るべし、此山形干兜に似たるを以て名く。此山小なりと雖も名高き故にや赤水輿地圖にも載せたり、觀應二年十一月厚東武直臣秋根太忠澄居之（城跡考長門記）永祿四年九月大友義鎭圍門司城之時小早川隆景陣之（陰德記、後太平記、西國太平記）（中村德美德川末世）

## 第六節　首塚

第一編概説第十章地名の變遷一二七頁參照

【豊府志略】頸塚は櫻尾山の東の麓大跡より西傍に有り、大友宗麟、立花彌十郎を籠置ける所に、毛利家より吉川元春、小早川隆景を兩大將として、大友與力、長野兵部が豐前三嶽の城を攻落し、同十二年直に立花城へ押寄せ、晝夜合戰に及ぶ。城兵防ぎ難く城中危き由聞えければ、大友入道宗麟後詰の援兵二萬八千、戶次入道道接等を侍大將として、毛利家を攻動す。中國勢は陣屋を城の如くに構へたれば、敵を面々の持口より弓、鐵砲思ふ樣に放ち手負死人多ければ、死人を踏み越へ懸りける、中にも先陣奈須乘掛數多の者を突臥せ彌勇んで進みけるが、鐵砲に打すくめられうつ伏に倒れ失にけり。中國勢是に力を得て突立ちければ、後詰の大勢一町許り引退く、夫より後數度の合戰、味方勝利を得る時も有り、或は敵陣競ふ時も有り、去る程に元就、輝元九州の合戰心許なく、今年三月下旬より赤間關に在陣し給ふ、處に諸手にて討取頸五百餘級赤間關に送り給へば、元就、輝元悦び給ふ事常ならず。其頸を埋めさせ給ひ上に塚を築かせられし故、今に至る迄其處を頸塚と云ふ。(平井溫故寶永七年)

## 第七節　燈籠堂

【豐府志略】燈籠堂は赤間關阿彌陀寺町の入口、西の方岸の上に有り、上古より常燈也。此沖は西海第一の海門也、故に晝と雖も往來の旅船潮の滿涸を考へざれば、或は灘上馳綴破損すること不尠。夜は殊更猶多し。王代は不知將軍家の御時よりは、諸國の運送船又は高價の客船、夜中此沖を通る時は、此燈を照星にし海路の難を避る。

## 第八節　關渡

【長門國志】赤間關津濟古への津濟、卽ち今の關所の下なるべし。今猶古へに據りたるにや。又古へは此津濟より向は豐前國企救郡門司關に渡されしに、後に彼處の關津を廢し、浦とし濟渡を大里浦小倉津に移し置る。

【長門國志】關渡赤間關より豐前の地に渡す大濟の渡場也。此處を漢籍の圖書編武備志などにも關渡と記せり、今渡濱と云ふ、外濱と作はあやまり也。又渡崎とも云ふ、堂崎と作はあやまり也。

【筑紫紀行】小倉に渡らんとて、表屋形の舟一艘を九百文にて借やとひ、巳刻過ぐる頃赤間關の宿を立出づ。海岸に舟番所ありて、船中の人數手形を合せ、見調て舟出を許す。

【毛利十一代史】享保五年七月二十六日、長崎奉行石河土佐守より赤間關番所改に關し、訊問書交付す。因て九月四日提出答書左の如し。

長州赤間關番所船改の儀前々の通他國入津の船爲相改候晝夜番船差廻無心許船有之候歟又は數日滯留仕候船をば相改積荷等少々に而も不審之儀御座候へば掛留會所へ注進逮吟味候且又新番所之儀は番船をば差出不申候へ共不審之船罷在候へば相改是又會所へ遂注進候尤近年沖買之惡船改之儀別而遂吟味候付右之外密に小船等差廻隨分氣を付積荷等不審之儀御座候へば遂僉議愈無心元樣子有之候へば召捕候樣に申付候

一右前々より有來候番所に番人として少給之侍一人足輕六人差置申候新番所には足輕四人差置申候

一浦究役にして少給之侍一人足輕二人差置之赤間關近邊之浦々差廻不審人

成旅人尤難船をも相改無心許樣子に候へば會所へ遂注進候
一赤間關より小倉渡海之儀は往來證文相改國中之儀は合印證文を以通路仕候
一赤間關に而船より上陸仕候旅人且又陸路罷通候旅人滯留仕候へば商賣之品宗門並往來之證文等相改五人組宿請證文を以相屆候上逗留致させ候但
一宿仕候旅人は馬借所に而往來證文相改一宿致させ候
一赤間關は城下相隔候場所に付爲頭人組頭格之者一人馬廻之者二人其外下役人差越置申候
右長門國赤間關に前々より有之候番所並新番所において船改之仕方且又右兩番所番人等之議先頃被成御尋之趣國へ申越候處委細之儀右之通申越候依之書付差上申候以上

九月四日　　　福間藤左衛門

御名

【西遊記】此處の渡海は潮の滿合たる時にのみわたる事なり、潮先には渡海な

し。予が赤間關にいたりし時は、渡の時刻を過つて便船一艘もなく云々。獵船をかり切りて渡り給はゞ、今半時が程は猶わたらるべしといふ。

【大內義隆記】大內道麒は明二月にしはらいして關の戸を歸れば國も治りて山口の悅は云々。

## 第九節　南部

第一編槪說第十章地名の變遷一三〇頁參照

【長門國志】額部鄕郡の東赤間關に在り、今南部と云ふ街あり、其地なり。南部の南字は假字にて、奈は奴加の約め奴加倍なり、額部は額田部の省書約言なり、額田部と云ふ地名諸國往々あり。其由緣を考るに、應仁天皇本紀曰、天皇以皇后高城入姬爲妃生額田大中彥皇子德美謹按に諸國に額田部と云ふ地名あるは、應仁天皇の皇子額田大中彥皇子の御名代として、額田部と云ふ民の部を定め置かせられける遺跡なり。和名抄に大和國平群郡、河內國河內郡、伊勢國桑名郡、朝明郡、三河國額田郡、上總國周准郡、美濃國池田郡、越前國足羽郡、加賀國江沼郡、備後國三鷄郡、筑前國早良郡等

に額田奴加多鄉あり皆元は額田部鄉と云けんを延喜民部省式に凡諸國部內郡等名並用二字必取嘉名とある御制ありてより、部字を省きて額田と作せられけるなり(中略)。さて彼皇子の御名代として、諸國に額田部を定められしと云ふ事は、物には見えざれども、古へ天皇及皇后皇子等の御名代として、定め置かせられける某部々々とある地名と等しければ、額田部は彼皇子の御名代として、定め置かれし遺跡とは思ひ定め得たり(中略)。

續日本紀聖武天皇本紀曰、天平十二年九月丁亥長門國豐浦郡少領外從八位上額田部直廣麿云々十三年閏三月乙卯朔日天皇臨朝授外正八位上額田部直廣麿外正五位下

同稱德天皇本紀曰、神護景雲元年戊申長門國豐浦團毅外正八位下額田部直塞守々々授從五位上任豐浦郡大領

(上略)。此額田部直も額田部は、此處の地名にて直は此處の君なれば、彼廣麿塞守等は皆此額田部鄉の君にてをはせしなり　額田鄉とは額田部鄉の略と云へる證なり。されば奴加多倍を約めて奴加倍と云ひ(加多の約め加なり)加倍

を又約めて奈倍と云ふ（奴加を約れば奈となり又奴加多を約めても奈となるなり）。
奈倍崎村額田部郷の後の名なり、奈倍崎に觀世音の立たせをはしますにより、後觀音崎とも云ふ。
道行布理曰、赤間關の西の端によりて、奈倍崎とやらむ云める村は柳浦の北に對ひたり。
今按に古へは今の阿彌陀寺街より西の端街迄を總て赤間關と云ふ也、額部は別郷也。西の端とは赤間關の西の端なるが故に、名づく彼紀行に西の端によりて奈倍崎とありて、赤間關と離れたる事知るべし。其間ひ入海なり。故に龜山祉の岸より奈部郷の東岸に橋を架して往還せり。元曆の頃までも橋なほありけるにや、阿彌陀寺障子其圖を給ひけり、彼紀行の頃には已に無かりしにや、さること見えず。
南倍街古は上に云へる如く、赤間關とは離れて別地なりしに、後世埋れて一つになり、赤間關に屬き市街の名となる、今南部町（東西に分つ）と云へり。
【日本地理志料】額部奴加倍按備中額部郷訓二奴加多倍一、上野有二額部郷一皆修二額

田部一也高山寺本訓云二加久无一或以レ音呼レ之耶、神代紀天津彥根命、額田部連祖也姓氏錄同、天平十二年紀豐浦郡領額田部廣麿、神護景雲元年紀、豐浦團毅額田部直塞守、皆其裔也、豐浦地名考云、赤間關有二南部町一、蓋額部之轉也、愚謂、赤間蓋軀門驛趾、故不レ取、按レ圖室津神田二郷間有二宇賀村一、宇賀與レ額音訓相近、其本郷村、卽郷司所レ居、亙二郷原、今倉、大內、湯玉、後濱、小串、杉谷、上畑、下畑、縣地諸邑一、蓋其域也。(村岡良弼)

【大日本地名辭書】額部郷和名抄、豐浦郡額部郷、訓奴加倍○高山寺には加久无と注し字音のまゝにも唱へしにや、蓋長府村及び豐東上村にあり神田郷の南とす。　續記神護景雲元年長門國豐浦團毅外正七位上額田部塞守、献錢百萬稻一萬束授外從五位上、住豐浦郡大額と見え有勢豪族の此に住みて國事にも任用せられしを知る。　之れより先き天平十三年の藤原廣嗣征伐の條にも、豐浦郡少領額田部廣麿、將精兵、先濟板櫃河と載す。　額田部を修めて額部としぬかべ及びがくむの唱へ起るも、本來は氏號より出でし地名也。(吉田東伍)

## 第十節　城山

【豐府志略】南部古城跡赤間關南部町の西御座敷東南の山也。

元就公の御時築かれし城跡也、長州、豐前領境なる故に、名高き武士を置かる。
栗屋越後と云ひし者此城に住せり。
秀元公朝鮮征伐の時は、秀吉公より田中助右衛門と云ひし者を入れ置しと也。

【長門國誌】南部山城墟國府の南二里、赤間關東南部町に在り。故に彼街一に城腰と云へり。上古城の三面皆海岸なりしが、後世埋れて民戸で今のごとく市街となると云へり。今山上處々礎石存せり。

永和四年八月渡邊武藏守鑑居之(長門記城跡考)弘治元年渡邊左衛太夫赤川左京進市川式部少輔同居之(陰徳記、西國太平記、後太平記)天正十五年增田右衛門尉長盛居之、戸次軍談、前文祿元年三月田中助右衛門尉居之後栗屋越後守元久居之(豐府志跡考)

## 第十一節 新地

第一編概説第九章地形の變遷一三〇頁參照

【風土注進案】豐浦郡吉田御宰判之内、今浦御開作當伊崎御開作之儀者、往古長府御領之内細川御内樣御知行所に而御座候處、長府御還府之後、享保年中萩御役所當地江御建調え被遊度、當郡檜原村之内きんごう村と申所と御變地に相

成、夫以來御藏入に相成、只今石屋之濱と藥師堂之邊りへ、其節早速御役所御建調え相成申候(其後寶曆年中當地市中に御被建相成候砌林八郎右衛門と申者御願之趣有之、右御役所より只今之御役所床へ引、其跡は酒造藏、町家等建調候事)尤其節は眞の御役所地面丈の事に付、右御役所近邊の海岸に而、漸高十六石許餘之田畑右きんごう村と御替地に相成、其餘一圓之入海にて、嚴島社前通りより今浦町迄濱一筋の繩手道有之、夫より西之方伊崎境迄一面の入海の處、享保十五年一應田方の御開作に相成、只今土手町と申所其節の御開作土手にて、樋番彼是漸小家七軒右土手江固屋懸仕居(今以土手屋敷七軒と御帳面に右の土手屋敷之儀地料銀許り相備居申候)其餘地方に御百姓一二軒も有之候趣相聞申候。然る處其後寶曆年中英雲院樣御代御思召有之田方御開作して、町屋敷に御取立被遊度御目論見有之、梅屋吉右衛門と申者江被仰付、寶曆十二年より御取懸り相成、明和五年成就仕、同十月成就御見分として、高間平七樣其外樣御出張被遊候。夫以來追年町家も建添はり、只今之通に相成候。元來今浦より多分の地面又は伊崎町並之儀に付、今浦御開作共新地共相唱來候事。

【風土注進案】

一竪横町數但竪は北長府御領大坪村境より南細川御領今浦町境迄凡八町、横は東今浦境小道より西淸末御領伊崎後地村迄凡六町。

一村內小名但市中之眞中北より南に流れ候入川有之、東を東新地と唱へ、西を西新地と唱へ、此入川潮之滿には小船の通路は自由に相成申候。潮の干には干上り候事、入川の中程に永代橋とて石の橋有り、此橋東西新地之通ひ猶伊崎北浦より之通り筋にて、晝夜人通りの絕間も無御座候事。

東新地　宮通　石屋之濱　寶町

西新地　戎町　土手町　艸の內

地方　岡の原　宮の後

【風土注進案】東西新地市中但市中之儀者往還筋□□□御座なく、格別產業迚も無之、多くは茶屋又は諸國廻船之小宿等仕候者許りにて御座候、尤細物、荒物、味噌、醬油、揚酒、白米、其外諸商ひ仕候者も數軒御座候得共、琁に渡世に相成候程の商人者至而無數御座候。專は右之通茶屋、小宿又者諸職人、日雇等に而、且々

當日之取渡り仕候者許りに而御座候事。

家數百四十一軒

質屋三軒　茶屋、諸國廻船小宿共に六十九軒　茶屋、女置家五軒　茶屋、揚

酒屋四軒（天保十三年）

## 第十二節　伊崎

第一編概説第十章地名の變遷一三一―一三二頁參照

【長門國志】伊崎、竹崎の西に對ひたる山の岬を云ふ後世漁民集り居住して、伊崎浦と云へり。今按に此處と引島の間、僅に開たる海門に差出たる岬なれば、開崎と云を約めて伊崎と云なり。伊は假字にて伊は山間の開たる處、また海門をも云ふ。阿岐と伊と通ふ例は、古事記なる伊豆能賣神を傳に、伊豆は汚を滌秡て清まりたる意にて、明津の約りたる言なり（阿伎は伊と約る）。大祓詞に所謂速開津咩に當ること更に明けし。又書紀に中筒男命を一書に赤土命とあるを此神に當る一の傳なり（那加豆知と阿伎豆と伊豆と皆通ふ）など委しくあらはれたり。伊崎の伊も赤間の赤も皆關の義なること明らけし、凡て伊また伊某と云ふ地

名は皆海門か湊かを云ふなり。

【清末領伊崎浦樣子書】

一伊崎浦名目の儀御尋被仰付古老の申傳も無御座候古平家當國に御落被成伊崎の後城山と申所を本城に被成此城下御いんの馬場笠懸の的被遊候射場に今御座候處平家の船隱れ所石垣等並月見の松と申場所に今御座候乾に阿彌陀今之海晏寺也酉方に地藏今の四福寺也東は藥師今は豐前田に有之北には嚴島大明神今伊崎萩領の社也四方に平家箇樣に勸請被成候其時平家瀨廻りを漁場網代に被成網と御引釣と垂海中より魚を取上關府に出し御座候時公家之御詞にてゆらん魚かわしんまいと被仰候夫に付今に到迄伊崎漁人は餘浦に違ひ魚かわしいまいと申言葉に魚賣申候平家御果被成候御墓石搭茶臼山に松二本御座候此處を平家の墓と申候然伊崎浦と申候儀は此時よりの名に御座候哉又は往古より年久敷來仕候名に御座候哉相知れ不申候右平家當所に被成御座趣は古き書物御座候に付有增由緖書付指上申候事

# 第十三節　硯の海

第一編概說第十章地名の變遷一三二＝一三三頁參照

【長門名所雜記】現海方角抄云、赤間關の方には一の宮、府中には二の宮とて皇后の宮有之、彼浦をば硯の海といふなり云々。

今按に硯海は、赤間の前なる海をいへり。

【豐府志略】豐前文字の關を掩ふ故、薄墨松と云へり（阿彌陀寺參照）。豐前と赤間關の間を硯の海と云ふも薄墨に縁也。

【長門國志】文政壬午の春、德美豐田郡の人中野景德が許に到りし時景德問ふ。或いへらく、赤間關に鈴振浦と云ふ地ありと、實にありや否。德美答へらく、有り、夫れは硯海の事なるべし、硯は假字にて、鈴振の約たる名なりといへれば、景德頷き抃ちて曰く、夫れなり夫れなり、是迄其地なる人どもにあまた問ひけれど、更に知る人なかりしに、とくも考へ得られたりとて、そゞろに喜びぬ。德美も年頃硯海と云ふ名義を考へ得ざりしに、かく景德が尋ねによりて、初て是を考へ得たり。鈴振と云ふ事大に由縁あり、凡て諸國及び關驛に、鈴契を給ひし

ことゝ上に擧げたるごとく、孝德紀及び律令等に見えたれば、此處にも必ず給ひけむことは疑なし。又厩牧令に水驛に置船とあれば、其船にて乘せ渡せし時、その鈴を振り鳴しける故に、其船を頓て鈴船ともいひけむ(中略)。さればこゝの長門關津にも、鈴船の繁く往來せし故に、其海畔を振鈴浦と云ひ、硯字を借りたるなり。硯字になづみて此海硯に似たる故名くと云ふ說は、俗のわざなり。扨赤間より一里西南に、伊崎浦てふ漁村あり。其村に鈴か社か社と云ふ祠あり、これも鈴振杜の省きたるにもあらん、又伊崎浦より四五町西に筋が濱と云ふ濱あり。今按ふに筋は假字にて、須儒布理の約ならむか。さればかの或か云ひけむ事、あながち誣たるにもあらざるにや。

【壽山續外集】門司或は文字と云ふ、國音の相通ずるを以て也。古より歌仙の留題、皆文字に托して言を爲す。其前江海環繞縈紆す、名づけて硯の海と云ふ者、亦言を文字に托する也(譯)。(法雲)

【下關御開作風土記】三方瀨戸にて中廣り、此海あたかも硯の海に似たれば、則名とす。又一說に伊崎之鈴が森といふ丘有之、此處よりの眺め、又格別なれば

鈴ふりの海と名付しを、中略して硯の海と申す共いふ。孰れ硯の海の古事委敷候由なれ共、不案内略□北通し打開け陽氣を請寒暑共に凌能所に御座候、尤も前にも申如く、市中に入川有之、大小便利能く、常は潮の滿干丈けにて、格別も御座候得共、八月頃の大潮時分、又は五月たの頃滿潮の時に、出水共餘分有之候節は、市中へ潮ぬまへ上り、地形低き家々へは、潮滿上り抔する事前々御座候事。

【西遊記】中國の九州と分れたる地は、長門の國と豐前國なり。赤馬關と内裏とさしむかいて、纔に一里の海をへだてたり。小倉へは筋違にて、三里なり。此處兩國の山迫りたれば海の幅狹く、さし潮引潮ともに、其潮先き甚だ急にして、誠に大河の如し。其故に此處の渡海は、潮の滿合たる時にのみわたるなり。潮先きには渡海なし、予が赤馬關にいたりし時は、渡りの時刻を過ぎて、便船一艘もなく、明日まで逗留すべしといふ。いたづらに時日を移さんも心なくて、纔なる海の面なれば、何とぞして渡るべき手だてやなきと、人に問ふに、獵船をかりて渡り給はゞ、今半時が程猶わたるべしといふ。さらばとていそぎ獵船をかり、予、僕と二人船頭二人、都合四人乘りて渡りぬ。初の程はさもなかりし

が、中流に到れば誠に大河の如く、逆卷く大波漲り落つ、常々手なれし船頭なれど、急流に押落されて、遙に筋違ひにこそ渡りぬ。 其水勢只川の如くにて、海のやうにあらず、小舟なれば木の葉の如くゆらめきて、座すべくもあらず。 僕はとく病み臥しぬ、予も急流の目ざましきにいと珍敷をもひて眺め居たりしが、あまりに强くゆられて、心地も常ならねば、面白き風景も眺めつくさず、辛うじて渡りぬ。 誠に潮の流るゝ事もすさまじきものなり。（橘南谿）

【江川殿七百首】果はまたいつかつきなん涙そう硯の海とをもふ心は

【九州道之記】もしほぐさからだもとをぬらすかなすゞりの海の波のなごりに （細川幽齋 天正十五年）

【日本歌謠類聚】硯の海

いく千代とちぎり逢ふ夜は鳥のねをうらみしこともいつしかに今日わかれゆく袖の露ぬるゝたもとは淸瀧の糸くりかへす苧環にしるしの筆のあとゝめてその玉章は薄墨の常石堅石にくれなゐのむらさき山にはひまとふえにしゆかりはのこれどももし秋風や吹かぬかとこゝろは文字の關路

なるすゞりの海に打ちむかひ千里をかけて雁かね乃たよりを松の言のは
やかりのたよりを松のことのは

## 第十四節　早鞆瀬戸（附和布刈神事）

第一編概說第十章地名の變遷一三三＝一三五頁參照

【長門國志】速門は速潮門の略なるべし、速潮門を速門と云ふは、速水河を速河と云ひ、速水瀨を速瀨と云ふ例なり（中略）。速門を隼人と作るも假字なり。

【赤縣太古傳】按ふに此處を速鞆としも言ふは、速は字の如く、鞆は假字にて、巴の義なり、其は巴とは都て海河の渦卷く所を云ふ詞にて、出雲風土記に國形如二繪鞆一とあるも、其の地のイまい繪にかける◉に、似たる由なるを思ふべし。（斯て鞆をトモと云ふは、其形巴に似たるの故の名にして末なり。然るに巴の字をトモヱと訓みて、鞆を繪がける形に似たる故の訓と思ふは違へり。巴字說文に蟲也或日食也象蛇形と云ひ、徐說に按に博物志巴蛇呑レ象と云へど、地名に巴州、巴郡など云ふも有りて、水流曲折三面如二巴字一と云へる義に依りて、トモヱは訓ならむ）。（平田篤胤）

【豐前志】重春云ふ此傳記の說、祭神は彥火々出見命なるに、隼人之所ニ以名レ地亦在レ此と云へるは、齟齬る說なり。此は火闌降命なるを誤みて、彥火々出身命とは云へるにや。然るに社號は人耳に在りて、稱べきやうなければ、猶古傳のままに書けるもの成るべし。若し然らばハヤトモは元ハヤヒトなるを訛りたるにこそ。且つ火闌降命は海幸ある神なるが、除夜に和布を刈る事も、亦海幸の一なるに合へるをも思へ。西田直養翁の速吸門考には「神代紀一書に伊弉諾尊追ニ伊弉冊尊所在處一（中略）乃所レ唾之神號曰ニ速玉之男一（中略）此既不レ詳、故欲レ濯ニ除其穢惡一、乃、往見ニ粟門及速吸門一、然此二門潮既太急、故還ニ向於橘之小門一、而拂濯也とあるをもておもへば、早鞆社は元はハヤタマノヲノ社にもあらむか。右は此の御神を祭りしもの成るべし」とあれど、云はれたりとも思はれず。此は必火闌降命なるべくぞ所思ゆる。（渡邊重春）

【太宰管內志】早鞆神社緣起に隼人の祖神を祭る社ある所なれば、隼人といふもよし見えたり。（伊藤常足）

【道ゆきぶり】はやともの浦に行ほどに、向の山は豐前國門司の關のうへのみ

ねなりけり。　海の面は八町とかやいふめり。　しほのみちひのほどは宇治の早瀬よりも、猶をちたぎりためり。

【筑紫道記】かくて赤間關早鞆のわたりに到る。　潮のゆきかひ、矢の如くにして、音に聞えしに替らず。　二つの迫門を隔てゝ、向ひは豐前の國なり、其のあひだ十餘町と見ゆ。

【萬葉集】帥大伴卿遙思芳野離宮作歌一首

隼人乃湍門乃盤母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里

【古史傳】西田直養が考の內萬葉集卷六、帥大伴卿遙思二芳野離宮一作歌に云々とあるを、略解にははや人の枕詞を、やがて薩摩として詠めり、和名鈔に薩摩出水郡勢度あり、これかと云はれたれど、此歌の前に筑前なる香椎浦の歌を出し、また後におなじ國なる次田の温泉の歌あり。　いともかけはなれたる薩摩がたの事を、此歌のつゞきに擧ぐべくも非ず、此はまつたく此の速戸の湍門の事なるべし。　むかしは隼人と書けるを、近きころ今の速戸とは改まりたる也。（平田篤胤）

【太宰管内志】萬葉集六卷に云々とあり。隼人は波也比等とよむべし、名義は隼人祖とある火闌降命に由有て、負せたるなどにや。和布刈神社に火闌降命を祭る事、和漢三才圖會或說に見えたり。さて此隼人迫門と云ふは、萬葉集三卷に隼人乃薩摩乃迫門ともある處にて、薩摩國出水郡黑迫門の事なるべく思はるゝに因て、薩摩志上卷に引出たるを、又能く思ふに此處に隼人神社と云ふもあり。又ふるき物に此處を隼人の迫門と云へる事も見え、其上處のさまも歌の趣にいとよく叶ひて甚だ親し。されば彼歌をこゝとかしこと二處に擧げて、後の考へをまつになむ。

【萬葉集略解】はやびとの枕詞を、やがて薩摩としてよめり。和名抄、薩摩出水郡、勢度有り、是が薩摩は太宰の所部の國なれば、行て見られし也。（加藤千蔭）

【萬葉集古義】隼人往古は薩摩は國名にはあらず、隼人國といひしなり。薩摩は隼人國の內の地名なりしが、後に廣がりて國名となれるなり、本居氏古事記傳に、續記を引て委しく論へり。卷三に隼人乃薩摩乃迫門云々。（鹿持眞澄）

附　和布刈神事

【道ゆきぶり】しはすの晦日はこのはやともの浦の潮、さながらに干つゝわだつみの底もあらはになり侍る時、おきの石にわかめの侍るを、一ふさ神主かりとりて歸れば、やがて潮みちき侍るとぞ。此わかめをとりて神供にそなへ侍る事、むかしよりいまだ絶へ侍らずとなん。もし其比まで此ところに侍らば、行するゑの物語にもし侍てまし。

【名所方角抄】門司、今は豐前なり。一里の海上潮あひ漲る所なり、早友と云ふなり。明神は門司の地に有レ之。毎年十二月晦日の夜半に、和布を刈る、海邉に社人分け入るなり。

【本朝神社考】按每歳除夜夜半必俟二潮濤之退一而神官一人、乘レ炬火一、刈二海底之和布一奠レ神也、非レ言下依二神官之レ海而潮之退上也。（林羅山）

【和漢三才圖會】每年除夜子刻許、海水乾、於レ是、神職以二炬明一入二海中一刈二和布一、翌元朝備二神前一、謂二之和布刈神事一。（寺島良安 正德四年）

【擡尻】早鞆和布刈、豐前國門司早鞆明神の宮前は、底深き海なり。寶堂に鋒劍あり、社人此劍を胸に當て、每年正月元日丑時に海底に入れば、潮開海底に階有

て、社人こゝに立つて、和布一鎌刈て、後ろさまに階を上り歸る。潮滿來る事忽ち也。若し二鎌刈れば、溺れて難に逢ふなり。早鞆明神は龍王の眷族、神功皇后三韓を退治の時出現し、舟を守護し船軍し給ふ神といへり。（天野信景）

【諸國里人談】豐前國門司關早鞆明神の宮前は海なり。これに石の階あり、常に二十階ほどは水中に見えて、その先はしらず。毎年十二月晦日の子の過ぎ丑の刻の間に、社人宮殿の寶劍を胸にあてゝ、石階をくだりて海中に入る。その時潮左右へ颯つとひらけゝり、海底の和布を一鎌かりて歸るなり、誤つて二鎌かれば、潮に溺るゝの難あり。此時は社頭、民家の燈火、海上掛り船の火、ことごとく是を消すなり。其刻限の前半時ばかり、浪大きに立つて海荒し、海底に入らんずるとおもふころ、しばらく浪しづまりて、又前のごとく半時が程は海あるゝなり。元朝件の和布を神前に備ふ、又帝都へも奉なり、これを和布刈の神事と云ふ。（菊岡沾涼延享三年）

【西遊雜記】文字が關早友明神は世に和布刈の神社とも號し、除夜長州住吉の社人、寅の刻に海濱に衣かけ、烏帽子かけの岩に裝束をかけ、松明を以て海底に

入る、此時潮左右より分れて平地をゆくが如し。 和布を刈つて元朝神前に供ふ、是を和布刈の神事と稱して、世に名高き祭にて不思議の事としむかしより諸板にしるしある事也（中略）。 社人海中に入るを見し人は、忽ち目枯つぶるといひならはし此邊の民家は除夜四つ時ころまでは門戸を閉ぢて門へ出る者は一人もなしと古人物語せし也。（古川辰）

【古事記傳】彼早鞆神社を和布刈社とも云ひて、年毎の十二月晦日の夜、和布刈神事と云あり。 其夜は常より殊に甚しく潮の干るを、彼社の神主海際の石階を五百段降りて、底の和布を刈る。 其同時に長門の一宮の神主も松明を執て北より同じく五百段降りて相對ひ、丑時のくだりに南北へ相去る。（本居宣長寛政十年）

【隼人祠略記】（前略）。 出二鳥居一則海有二石磴一達二海底一、雖二虛潮之日一而不レ見二其所一レ窮除夜刈二和布一之時、蓋自二此石磴一下云々（中略）。 三大祭和布刈祭十二月晦夜四更、祝衣冠帶劍、携レ鎌擧レ炬、下二石磴一、入レ海刈二和布一、以歸、終夜有二祝事一、鷄且以二和布一奠二神前一、既而撤レ之、以献二于邦主一云々（下略）。

【豐前志】和布刈神事の事は、世に高く聞えたる事なれど、詳細く記せるものな

ければ、いかなる景況なるらむ、きかまほしと思ひ渡りつるに、此のほど我學兄川江直種が、明治十年の頃其社の祠官となりしかば、詳かに知りたるよし語れり。其景況を問へるに答へけらく、其社の舊神官大森信英といへるが、その頃祠掌なりき。直種は祠官なれば、其神事をも仕へ奉るべき事には侍れど、古より神秘とせるわざなれば、猶ほ信英に仕へ奉らすることぞ、よかんめれとて、強に信英に仕へ奉らしめき。(古より大森氏のさはる事ある時は、同村なる甲宗八幡宮の神官大神氏の代りて、仕へ奉る例也、かれ大神氏には其神秘を傳へたり)。さて古式のまに〱、七日の間忌みこもりしけるが、其間に女竹を伐りて割りて、日に乾して、長さ一間半許り、大さ二握ばかりに結びつがねて、炬火の料となし、草履をもみづから作りけり。さて除夜の半ごろに至りては、和布刈の神事の火を見てはあしかりとて、下關を始めて長門豐前の浦々は、家毎に戸を閉ぢて外に出づるものなく、海上はきらめく星の外は火光一だに見えず、寔に墨を流せるが如し。この時烏帽子狩衣にさしぬきを着て裾を高くからげて、かの草履をはきて、左手に鎌と桶とを携へ、右手に炬火を持つて、石階を下りゆきぬ。

此の鎌桶は古くより傳へ來りし物なりとぞ。直種は廻廊に在りて、其火を打ち守りけるに、いつしか影も見えずなむなれる。そも〳〵其石階は十階ばかり有りて、それより下は砂礫まじりの濱にて、潮の甚しく滿つる時は、石階の中央ばかりも隱れ、干る時は其濱二三間ばかり顯るゝ地なり。さるを其火の瞬間に失せぬるぞ、まづいと〳〵奇しかりき。かくて二十分許りありて返り來りしに、炬火の長さ一尺餘になりて、草履は潮に濡れてほと〳〵損ねたるを、直ちに引き割りて海に投げすて、炬火をも燒き盡して、手洗ひ嗽きてかの和布を神前に奉るなり。さて社務所に返りて後、俗に潮の壁の如くに双方に立ちわかるゝよし云ふ事なるが、さる事ありやと問ひしに答へけるやう、左樣にもおぼえ侍らず、その神事仕へ奉るほどは、他心も出でず、ひたすらに畏み〳〵つゝ、かの石階を下りゆくに、おのづから道ありて、其の道を行くこと凡そ一町半許りと覺ゆるに、左右は潮のたぎり流るゝありて、さながら瀑布の懸れるが如し。その瀑泉の如くなる處の巖に、和布の生ひたるを刈るなり。たゞし和布の生ふる所二處ありて、此の方の巖に生ひざれば、彼方の巖には必ず生ひてあるな

りと、答へしよし語れり。そも〳〵和布といふものは、海底ならではおひぬものなるを、かく刈りとりて歸るは、いとも奇しとも奇しき事ならずや。(渡邊重春)

# 第四章　人物

## 第一節　伊藤好義齋

第一編概說第六章學問敎育の變遷八四頁參照

【續近世叢語】室鳩巢伊東好義齋を稱して曰く、獨行の君子と。

伊藤好義齋、名は儀、字は邦達、其の先は安藝の人、祖道樹より家を長門赤間邑に徙す。遂に長門の人と爲る。父直信四男を生む、好義齋は其の第二子也。好義齋生れて異質あり、鄕曲の間に生長すると雖も、未だ嘗て里巷之語に習はず、幼時より鄙俚之事を聞けば輙ち之を厭惡す。年十五六歲兄を助けて家事を幹す、常に兄弟之窮を憂念し、爲めに其の家を經理す、各賑はすに財を以てし空匱に至らず、妹の爲めに婿を擇み、資送を具辨して之を嫁す、尺寸以て私蓄する無し、故を以て宗族皆其の義を稱す。好義齋始めて書を讀むを知り、聖賢の道

あるを聞きてより、心に之を慕ふ。然れども窮郷下邑の師とすべき者なし。年三十許り西の方京師に之き、諸儒の門に遊ぶ。日夜志を學に篤くす。是時伊藤仁齋一家言を建て程朱を非議す、號して古學と曰ひ、一時を風靡す。好義齋仁齋に從ふて學ぶ年あり、既にして其の説に疑ふあり、遂に程朱に歸す。其の學詞章を尚ばず、務めて實行に敦くす。元祿中父歿す、乃ち長門を去つて江戸に之く、遂に留り居る。來り學ぶ者あれば、必ず誨ふるに孝悌忠信を以てす。初め松平大和侯禮を厚ふして之を聘し、委ぬるに師儒の職を以てす。未だ幾ならずして疾を以て辭し免せらる。其後土屋但馬侯の師賓と爲り、常に侯の左右に在り。書を講じ事を論ずる必ず直言して顏を犯す。義苟くも合はざれば啓沃して多と爲す。後數年老病を以て祿を辭し白金別邸に老ゆ、侯尙吏をして廩米を以て之に給せしむ。會人家火あり其宅に延燒す、松平周防侯之を聞き迎へて鐵砲洲の別邸に居らしめ、養子澹齋を召して之に月俸を與へ、以て養に供す。亦好義齋の行事を崇ぶ也。享保十三年歿す、年七十一、子皆夭す。侄澹齋を以て後と爲す。門人私に恭節先生と諡す(譯)。(角田簡 弘化二年)

## 第二節　三輪東皐

第一編概説第六章學問教育の變遷八四—八六頁參照

【東皐三輪先生之碑】翁諱義全字精一花名次郎左衛門號東皐本姓平井氏父曰玄琳業醫家于前筑之東鄙母某氏方娠父歿是以母氏來依于外族赤馬關某家而生翁自幼精敏好學善書年甫二十關之富人三輪賢克者請養爲嗣以其女妻之因更姓三輪賢克頗多技能爲鄉人所器重至翁亦益著稱壯年後婁遭時不利財産耗衰至乃其妻炊烟屢然翁志益固勤學不懈蚤夜以專日與亡兄獨嘯庵諸子相往來各言其志時又往萩府接見華陽鶴臺諸老講究護園之學不日業就矣乃去遊攝泉間下帷講授生徒名聲藉藉以儒鳴時予髫齡從亡兄同在午攝及親見其□□□年浩然而歸隱關門之側則里鄉黨多傾意推服業者無慮三百有餘人意至復興其故家晚年患痺□弟子將養亡何病益劇以寛政乙卯八月二十一日終不起矣享年七十有一葬于邑廣巖寺先塋次翁爲人沈深有幹事才醫撰合垢不屑人之臧否其學無常師一遵護園之敎博涉經史諸子百家書如詩文則非其所長然學之所蘊間有可觀者蓋其志大也而半居□心孳々誨而不倦是其有所安而泊如者邪固非世

之儒生務修外貌好立奇說撣掞摭撦以媒名利者類也且也赤關之爲繁華海西無比乃俗之奢而侈遊蕩爲常莫有悅先王孔子之道者是以百年來赤關之產而名儒者伊藤恭節父子之後唯有翁而已嗚呼如翁豈易得乎惜乎材不盡其用也天歿其門人思慕不已共議立碑謁予勒厥事予也識翁之矣不可以不文固辭也乃蒙之役若夫妻子存歿則具于門人所狀故不載銘曰

邈焉洙泗兮　將務玆泝　段道護園兮　且暮馳騖　辨析是非兮　證鄉今故
處窮不窮兮　納汚不汚　內實抱玲兮　外或尾泩　唱業江南兮　人推雅裕
歸臥鄉關兮　家受敎渝　絕思紆青兮　終身守素　遺謦攸存兮　子弟攸慕
樹石山阿兮　永世以固

寬政丙辰秋八月　　長府後學小田泰撰

【譯】翁諱は義全、字精一、花名次郎左衛門、東皐と號す。本姓は平井氏、父を玄琳と曰ふ。醫を業とし、前筑の東鄙に家む。母某氏娠に方り父歿す。是を以て母氏來て外族赤馬關の某家に依りて生む。翁幼より精敏學を好み書を善くす。年甫めて二十、關之富人三輪賢克なる者請ふて養ひ、嗣と爲して

其女を以て之に嫁はす、因て姓を三輪と改む。賢克頗る多技能く郷人の貴重する所と爲る、翁に至り亦益々著稱せらる。壯年の後時の不利に憂遭して財産耗衰し、乃ち其の妻屡屡を炊ぐに至る。然れども翁の志益々固く勤學懈らず、蚤夜以て日を專らにす。亡兄獨嘯庵諸子と相往來し、各其志を言ふ。時に又萩府に往き華陽、鶴臺諸老に接見して、護園之學を講究す、不日にして業就る。乃ち去て攝泉の間に遊び、帷を下して生徒に講授す。名聲藉々儒を以て鳴る。時に予髫齡亡兄に從ひ、同じく攝に在り。親しく其□□及ぶ□□年浩然として歸りて關門の側に隱る。則ち里鄉黨多く意を傾けて推服す。業ぶ者無慮三百有餘人、竟に其の故家を復興するに至る。晩年痺□を患ひ弟子將に亡を養はんとす、何病益々劇しく、寛政乙卯八月廿一日を以て終に起たず、享年七十有一、邑の廣巖寺先塋の次に葬る。翁人と爲り沈深事を幹するの才あり、合垢を醫撰し、人之臧否を屑とせず、其學常師なし、一に護園之敎に遵ひ、博く經史諸子百家の書に涉り、詩文の如きは其の長ずる所に非ず。然れども學の蘊する所、間々覩るべき者あるは蓋し其の志大

なれば也。而して半居□心孳々誨へて倦まざるは、是其の安ずる所ありて泊如たる者か。固より世之儒生の務めて外貌を修め、好んで奇説を立て、撑挨挺挏以て名利を婪るの類に非ざる也。且や赤關の繁華たる海西無比、乃ち俗之奢にして侈なる遊蕩常と爲し、先王孔子之道を悅ぶ者有るなし。是を以て百年來、赤關之產にして名儒たる者伊藤恭節父子之後唯翁あるのみ。嗚呼翁の如き豈得易からんや、惜いかな、材其の用を盡さゞるに天殁するや、其の門人思慕已まず、共に議して碑碣を立て、予厥事を勒す。予や翁を識る久し、不文を以て固辭すべからざる也(下略)。(小田泰)

## 第三節　永富獨嘯庵

第一編概說第六章學問敎育の變遷八六―八八頁參照

【近世叢語】永富獨嘯庵、名は鳳、字は朝陽、長門豐浦の人、原姓藤原、出でゝ赤馬關永富氏に養はる、因つて其の姓を冐す。義父醫を業とし香月牛山に學び、東垣氏の說を主とす。獨嘯庵生れて逸才あり、年十三にして萩に遊び、井上氏に從ふて醫を學ぶ、又經術を山縣周南に受く。其の明年去つて江戶に如き、遍ねく

時師を參攻す。而も時醫一に利慾に顛冥し、佞給容悅を取り人に益なきを見るや、悶然として醫方を厭弃するの心あり、年十七西の方赤馬關に歸る。復周南の門に遊び、益々醫を厭ふの心あり、常に儒業を講ず。既にして京師に香川秀庵、山脇東洋なる者ありて古醫方を倡ふと聞き、乃ち復た京師に入る。一度東洋を見るや甚だ悅び、以て歸する所を得たりと爲す。因つて留學一年、汗下の方を受け、大に張仲景の學を受く。年二十一山脇仲陶と同じく越前に如き、奥村良竹に就て吐方を受く。京に歸りて諸を東洋に授け赤馬關に歸る。是に於て獨嘯庵始めて汗吐下三方を全備し、其の術大に進む。而も心之を屑とせざる也。甚だ經世の術を喜び、凡そ事の經世に關する者は、意を潛め心を盡さゞるなし。以爲らく凡そ身に藏する所、苟くも以て時務を濟ふ可くんば則ち足る。夫れ一道一藝を以て名とする如きは、我の爲すを屑うせざる也と。而も家に恒產なく貧窶給せず、故に醫を以て業と爲す。其の言に曰く、道を學ぶは志也、醫を行ふは業也、志を以て業を廢せず、業の爲めに志を棄てず、志勉めざる可らず、業精しからざる可らず、古之人道を抱いて耕漁の間に隱るゝ者あ

り、乃ち其の天下を憂ふるの心を以て、耒耜利ならざるの心となし、其の人民を思ふの情を以て、網罟密ならざるの情を思ふ、居々然として耕し、得々然として漁る、然れども豈曾て一日も天下を忘れんや、故に夫の風雲の會に乘じて其の績を顯はし、水魚の遇を得て其の功を成す者と、其の蹟異なりと雖も、其志は則ち同じ、夫子言はずや己を知るなきを患へず、知るべき爲めに求むる也と、夫れ事歷せざる所に迂にして、知らざる所に昧し、之を已に徵して以て自ら信ずる者に非ずんば、焉んぞ之を人に施して能く成すを得んや、獨嘯庵人となり英特沈毅、汎く人物に接し、務めて事情を察す。其の行ふ所倜儻奇偉、每に人の意表に出づ。而して平素多病形尫弱婦女子の如し。年二十九病に因つて家を離れ、漫遊將て養ふ。西肥筑を經東藝備を過ぎ、來つて大阪に客たり。其の閒沈痼癈滯の病を診する、勝て數ふべからず。諸々之く所の國、人々爭ふて之を延く。而も久しく一國に居るを欲せず、蓋し其の志彼に在りて、此に在らざるを以て也。諸侯數々辟すれども應せず。嘗て囊語五編を撰みて專ら經世の事を論じ、以て醫の其の本色にあらざるを見はす。自ら言ふ平生見る所、要は斯

の五編に過ぎず、四方を漫遊して諸を事實に徵する十有餘年、然る後諸を筆札に載せ、以て囊底に藏す、卽ち吾精神の寓する所、己を欺かざる者也と。　又漫遊雜記、吐方考、葆光秘錄、徽瘡口訣等の書を著はす。　年三十五大阪に客死す（諱）。（角田簡文政五年）

【續先哲叢談】永富獨嘯庵、名は鳳、字は朝陽、獨嘯庵と號す、通稱は昌安、後に鳳介と改む、長門の人。

嘯庵本姓は藤原氏、赤馬關永富友庵なる者の爲めに養はれて、其の家に嗣子となる。　後萩府に至りて山縣周南に師事す。　晝夜孳々として讀書を廢せず、群籍を蒐獵す。　人に陪從するも或は其の精しからざるを疑へば圍繞以て問ひ、之と論對す猶ほ丸を坂上に投ずるが如し。　是に於て同門の士皆矚目せざる者なし。　周南大に之を奇とし、常に曰く蘐園の餘響鳳能く獨り嗣ぐと。　其の賞譽する所かくの如し。

嘯庵二十歲の時平安に遊び、其の鄕人栗文仲なる者に依つて、始めて山脇東洋に謁す。　東洋能く鑑識あり、一見乃ち其の蔽世の才氣を眉宇の間に獲て、其の

小數を以て敎ふ可からざるを知る。　輙ち謂つて曰く、洛之繁富以て四方の風を觀るべく、山川佳麗以て達人の志を養ふべし、子若し余に意あらば、何ぞ必ずしも醫事を之れ爲さんと、塾中に寓す。　嘯庵醫を以て居ると雖も、既にして其の技を厭ひ、時輩を嘲哂し、益々六經を研尋し、小節を修めず、時に東洋譽して曰く、汝能く知る所に非ざる也、復た言ふ勿れと、益々之を優遇す。

山東洋嘗て嘯庵に謂つて曰く、漢魏以來數百千年彼海外の國割據試擧げ以て豪傑の爪牙を逞ふすべく、誰か敢て拘々として方伎を守らん、宜なる哉其離倫超絕の士志を濟世に留むる者なきや、今幸に張長沙書あり。　其人知る可らずと雖も周漢遺術備はり存す、今古の醫其の條理を知りて之を施す者なく、元无の民養榮益氣の說に死する一日に非ず。　吾子蹤を醫卜に溷らすは心に快なる者か生靈を夭札に救ひ、之をして天年を終へしむるは其功良宰輔と同じ、寧ろ吾志を佐けて二千年の沈滯を闡明せんか、吾子唯之を擇べ。　嘯庵之を聞きて、益々其の言行時流に異なるに服し、始めて節を屈して志を醫術に專らにすと云ふ。

嘯庵東洋の一言より志業に感激し、終身の趣向始めて定まる鋭意憤勵群籍を研究し、自ら處方を試み以て痼疾を挫摧し之を專務となす。

嘯庵長崎の人飛島翰なる者と、東洋の塾に相知る。交誼益々密、之と製糖の事を談ず。翰曰く、鄕里に長慶なる者あり、尤も其の製に精し、嘗て之を華人に受く、嘯庵人をして之を召さしむ、兄某と同じく就いて之が製造の法を學ぶ。後以て尾州侯に說き、乃ち之を名古屋に始造せしむ。其の精華製に踰え、傳播漸く博し、大に利倍を得て其の地に裨益す。之に依つて藥肆、糖店俄かに富める者あり、其製今に至つて之を沿用すと云ふ。

嘯庵糖を尾州に始造してより其の製をなす者既に多し、兄某鄕に歸り之を長の萩府に製す。是より先き四方に流布す、官乃ち其の或は姦に出づるを疑ふ。寶曆六年丙子有司三員を長に下し、其の製を按檢す。長大に騷愴す、藩の官吏以爲らく藩に利ならずとし、急に兄某を錮す。又嘯庵を召して相與に之を幽囚す。一日有司其の製を檢覈す、嘯庵乃ち其の法を悉くし之を賍す、極めて民間を利益するの事數條を言ふ。有司其の言を默視し、大に精練世に便あるに

駭き、直に之を政府に奏す。　政府以て世の珍を產すると爲し、官命ありて囚を免せらる、後白銀を賞賜せられ、且つ關東、山陽諸州をして、其の法を頒ち之を製造せしむ。

嘯庵囚中に在る六十五日、嘗て警吏に言つて曰く、識る事姦ならずして將に自ら殃を生ぜんとす、疆場事なくんば乃ち士君子の幸也。　警吏其の罪に非ざるを憐み、之を頒隊す。　嘯庵筆墨を請ふて一編を著論す、抱道論と曰ふ。　後又四編を繼ぎて嚢語と曰ふ。　抱道論は嚢語中道術第三是也、嘯庵常に曰く、吾の平生見る所此の五編に過ぎず。

嘯庵東洋の門に學び、既に能く死生を決して痼疾を摧く、來りて治を乞ふ者日に數十百人、之を試驗するに得る所の汗下の方を以てす。　後越前の奧村良筑吐方に精しきを聞き、東洋の男仲陶と同じく往いて見る。　悉く其の法を受けて歸り、之を東洋に授く。　東洋大に汗下吐の三法始めて備はるを喜ぶ。　其の技益々習熟し、天下治すべからざるの病なきを知る。　嘗て嘯庵に謂つて曰く、黃梅八千衆僅かに一六祖あり、方外と雖も人を得るの難其れ斯の如し、而も況

んや吾道に於てをや。

嘯庵遊を好み足跡諸州に遍し。一歳の中京に居る半ばにして大阪、伏見、奈良、荻府、長崎、岐阜、江戸、名古屋に屢々相往來する、此に五六年、後浪華に僑居し、薙髪して獨嘯庵と曰ふ。醫たるの志始めて定り、經史を講說するを罷む。其の業吉益東洞と雁行し、名聲遠邇に喧傳すと云ふ。

吉益東洞山東に長ずる三歳、嘯庵に長ずる三十一歳、其の藝州より平安に來る時、東洋其の人となりを推轂し、其の業を顯揚す。後東洞古醫方を以て一時を風靡す。其の論著する所東洋と大同小異、常に東洋を稱して曰く、我醫方之れを今の儒流に譬へば、東洋は伊藤仁齋なり、衆に先ちて其の端を啓く、吾業は敢へて物徂徠に讓らず、隱として一敵國の如き者は永富氏の子が、吾死せば則ち我醫術應に此の人を以て、海內の冠冕とすべし、其の稱譽する所かくの如し。嘯庵浪華に僑居せる時、人屢々祿仕を進む、皆之を辭す、後其の煩に堪えざるを以て、一聯句を壁上に書し、羈絆すべからざるを示す。其の聯に曰く、生涯拚潦倒世事甘浮沈

嘯庵明和元年より痰喘を患ひ病に寢ぬ。然れども未だ嘗て其の業を廢せず、義母妻孥鄉里より來りて、其の病を看る居ること五閱月、病少しく瘉ゆ、之をして鄉に還らしめ、自ら優遊養衛す。而も復た起つべからざるを知り、遺書を門人某等に附託す。遂に三年丙戌三月五日を以て浪華の僑居に歿す、時に年三十五。門人相議して城南藏鷺庵に葬る。著はす所吐方考、漫遊雜記、甲乙編囊語、葆光秘錄等あり(譯)。(東條耕 文政十二年)

【漫遊雜記囊語二書序】漫遊雜記、囊語二書は亡叔父獨嘯庵先生の著はす所、雜記は則ち其の漫遊の間、醫事を雜記する者也。囊語の如きは則ち然らず、僅々たる小冊子と雖も、經世に關す。其の平生の志蓋し此にあり。先生嘗て人に與ふるの書に曰く、某平生見る所要は此の五編に過ぎず。嘗て四方に漫遊して諸を事實に徵する者十有餘年、然る後之を筆札に載せ、以つて囊底に藏す、卽ち吾精神の寓する所、己を欺かざる者也と(中略)。上は經史百家天文曆數より下孫吳の術老佛の教に至り、凡そ事の經世に關する者、意を潛め心を盡さざるなし。而して列國の地理、風俗、諸侯の政務得失、方土の產貨、民庶の生業、人才の

長短、姦徒の巧僞等皆躬驗目睹其の情實を悉くす、其の天下を周遊する是れが爲めのみ、嚢語の書以て見るべし。嗚呼其の心を是に用ふる勤めたりと謂はざるべからず（中略）。先生平日詩若くは文を屬するも、未だ嘗て稿を留めず、皆門人の集録する所なり。先生簀を易ふるの際門人に命じて、悉く之を焚棄せしめ留むる所此の二書と吐方考とのみ（下略）。（藤元幹）

## 第四節　永富龜山

第一編概説第六章學問教育の變遷八八頁參照

【近世叢語】獨嘯庵子あり、名は友時、生れて九年なり。遺命して筑前龜井道載に託し、長ずるに及び儒を以て五島侯に仕ふると云ふ（譯）。（角田簡文政五年）

【先哲叢談】嘯庵の妻其の義父友庵の女二男を生む、伯名は友字は充國龜山と號す。通稱は數馬五島侯に文學たり。後致仕して江戸に講説す、享和元年辛酉六月十五日歳四十五にして歿す。先君子默齋先生之と善し、其才學頗る父の風あり（譯）。（東條耕）

## 第五節　廣江殿峰

第一編概說第六章學問教育の變遷八八頁参照

【山陽遺稿】赤間關は西道の咽喉に當り、海陸商旅輻輳する所なり。而して廣江翁獨り文雅を以て名を海内に知らる。凡そ橐囊して東西に行く者、一藝を挾むより以上、翁に客たらざるなし。翁家甚だ富まず、而も好んで人を推奬し、其の窮困を卹む。予意ふ翁は風流自ら喜ぶ者のみと。西遊に及び、往來翁の家を主とす。然る後吾向つて翁の爲人に淺きを知る也、翁汎く衆を容れ、而も其の中鑒別する所あり。自ら奉ずる朴素、性酒を飲まず、日粗布蔽膝を著く、奴僕を雜へて事を理し、暇あれば輙ち客と對して談笑揮洒す。客之に安んじて留滯し、動もすれば旬月を經、而も其の妻子亦之を厭はざる也。吾聞く翁嘗て孝を以て其の藩の旌賞を蒙むると、事享保癸亥に在り。盖し其の仰事俯育一に誠實を本とし各條理あり、施して朋友に及ぶ新舊なし、皆その歡心を得。世學浮躁實なく、文と事と二途となし、事を好むを以て務を廢し、產を敗るに至る。翁の風を聞き、以て警めとすべし。予翁と別れて三年、而して翁の卦を得、實に

文政壬午九月六日、享年六十七、邑の興禪寺に葬る。　翁諱は爲盛、字は文龍、殿峰と號す、通稱吉右衛門、三男あり長を禎と爲し、中を侑となし、皆先死す。　季鐘二女長中野氏に適き、以て家に在り。　鐘嘗て予に從つて遊ぶ、今嗣と爲る。　書を以て來り請ふて曰く、先子在るの時每に言ふ、吾眼閱する所天下に遍し、而して晩に賴先生を得、則ち先生宜しく其の墓に銘すべしと。　翁書を善くし、從ひ學ぶ者多し。　又善く印を刻む。　公卿侯伯時に其の篆彫を徵す、世知る者多し、故に著さず。　其の最も大にして、知るに及ばざる者を著るす(下略)(譯)。(賴山陽)

原文及び山陽の直筆は載せて口繪にあり、侑文人と下關の條を參照せよ。

【廣江系譜】享和三癸亥年老母孝養之事達上聞賞之新免苗字避大字改廣江氏好文事善篆刻及書其名聞海內四方之文人訪來者不斷文化元甲子年奉幣使四辻大納言公說卿下向於旅館御目見被仰付依命刻御印奉呈此時太守君より御目見御免之御書被下此御書有家。

## 第六節　小田海僊

第一編概說第六章學問敎育の變遷八九頁參照

【防長人物誌】小田海僊、名は王瀛、字は巨海、通稱は良平、號を以て行はる、長門國豐浦郡赤間關の人なり。初め畫を吳春に學び南豐と號す、後ち舊習をすて專ら元人の法に傚ひ號を百谷とす、更に今の號に改む。善畫を以て當世に聞ゆ。宗藩の士雇となり俸を賜ふ、京師に居る。歷代名臣奏議の善本を得て、飜刻す功を終へずして安政三年死す。享年七十八。（近藤清石）

【扶桑名畫傳】嬴姓しれず、小田氏、名は嬴、字は巨海或は海僊百谷と號す。長門の產、平安に來り住す。初め月溪に學び、後元人の畫格に傚ひて、山水、人物、花鳥をよくし、殊に臨摸に長ず、文化頃の人なるべし。（堀直格 黑川春村）

【扶桑畫人傳】小田氏、名は嬴、字は巨海、百谷、又海僊と號す、通稱良平と云ふ、長州の人なり。京師に出で月溪に畫法を修學して大に進む、後ち元明の古蹟を追慕して、畫法を一變す。畫く所山水、人物、花鳥、獸魚ともに設色に巧なり。又水墨を以て大に風韻奇骨あり、世に稱賞す。終に一大名家となる、殊に臨摸に巧なり。文久二年閏八月二十四日歿す、七十八歲、明治十六年迄二十二年。（古筆了仲）

【近世繪畫史】去つて京都における畫界の景况を察せよ、四條岸の二派頗る跋

屈して他地方に盛んなりし文人畫もこゝには一時に勢を得ること能はざりきといへども、年を經るに從ふて漸く力を伸べ、維新の頃に至りては盛衰全く處を代ふるに至りぬ。 文化以降維新の際まで京にありて最も名ありし文人畫家を、浦上春琴、中林竹洞、小田海僊、貫名海屋、日村對山、中西耕石とす(中略)。 小田海僊、名は贏、字は巨海、百谷と號し、後ち海僊と改む。 長門の人年二十二にして京都に遊び、呉春の門に入りて四條派中の錚々たるものなりき。 海僊また賴山陽と親し、嘗てその畫を山陽に示す、山陽曰く、巧緻鮮麗寫生の技を極む、惜しいかな、作家に識見なく筆墨に氣韻なしと。 海僊これより轉じて元明名家の遺蹟を臨模し、かつ學問を勵みて惰らず。 また山陽と共に九州に遊ぶこと五年、かくてその技大いに熟し、名聲頗る揚る。 文久二年七十八歲にして歿す。 その畫を刻せるもの海僊畫譜、離騷九歌圖等あり(中略)。 海僊はもと四條派より入りて文人畫に移れるもの、故にその筆練熟してまた遒頸なりといへども、蘊蓄の妙味なし(中略)。 その門に中西耕石出でたり。(藤岡作太郎)

【賴山陽】此の頃鹿兒島に赤間關の人小田海僊が來て居た。 海仙は初め京

都の松村吳春が門に入り、四條派の畫を學び大に得る所あり、後ち漢畫の古法を愛し元明の諸家に出入し、別に一機軸を出した畫家である。當時長崎は元明の古畫の多く舶載せらるゝ所で、畫家は皆こゝに遊ぶを常とする。海僊もまた往遊の念を抱くこと久しかつたが、家貧にして家に妻あり、己の外に賴る所なきを棄てゝ去るに忍びず、心を苦しめて居るを其妻之を知り、自ら針工となり自活し、海僊に薦めて西遊の途に就かしめた。海僊は初め長崎に赴き、更に九州諸國を漫遊して山水を探り、古畫を臨模すること七年、技大に進みて京に歸れば、妻篋底より數十金を出し、良人の志を遂げ歸つて家を成すに方り、先づ必要なのは此物であらうと、朝夕の費を節して貯へ置いたと云ふ、海僊泣いて喜んだ事がある。この海僊が鹿兒島に來たのは、琉球を介して漢畫の此處に來るを臨模せん爲めであつた、時に山陽また此處に來つたので、互に相往來して肝膽相照して物語つた。海僊は初め南豐と號し、後百谷と改め晩に海僊と稱へた。(坂本箕山)

## 第七節　白石正一郎

第一編概說第十一章明治維新之下關一七〇頁參照

【勤王烈士傳】白石正一郎、名は資風、父を卯平資陽といひ、其先作之進資之なる者、もと豐前の人なるが、長門に渡り赤間關に住す。正一郎に至る迄八世、世々商を以て業と爲す。安政、文久以降海內多事なるに當り、草莽憂國の士爭つて東西に奔走す。赤間關は中國咽喉の地たるを以て、有志皆此地を過ぎざるは無し。過ぐれば必ず此家に投ずるに、正一郎よく之を遇し、常に金を散じて其急を救ひしかば、一商賈にして天下奇傑の士に交はり、白石正一郎の姓名天下に聞へ、人皆之を賴みとせり。高杉晉作の奇兵隊を募るや、正一郎與つて大に力あり。正一郎事に處する敏捷にして、よく機宜に適ひしかば、藩主大に之を感じ、文久三年特に士の列に擧げられ、是より愈々心を朝廷に盡せしが、明治十三年八月三十一日病を以て家に沒す、享年六十九なりける。明治二十四年十二月十七日特旨を以て正五位を贈らる。(白石鐵次郎)

【長州政變】中山侍從忠光卿と申すは忠憤慷慨の御方に在しけるが、今回長州に於て先づ攘夷の義旗擧れりと聞き、奮然起つて自ら其先鋒たらんと欲し、京

都を脱走して赤間關に來り、四月二日(文久三年)攘夷の總奉行、　利能登及宮城彦介、楢崎八十槌、土屋矢之助、小山寛平の諸氏を隨へ、正一郎が許に入來相成ける。　かくて侍從は日々正一郎が許に在つて、諸有志と共に攘夷の軍議に心を碎き給ひける(中略)。　五月八日中山侍從には、俄に久留米に赴かるゝ事となり、弟大庭傳七外六人御供にて、正一郎が許を御發駕、筑前へ向け御渡航あらせられける。

高杉晉作は故あつて內に屏居しけるが、今正に赤間關に於て攘夷の義軍起りけるに、彼の兵甲鋭利にして我軍常に苦戰の中に在りと聞き、鐵鞭一揮馬を跳らして、赤間關の埠頭に出でしは、同じ六月六日の夜なりき(文久三年)。　斯て高杉は卽夜正一郎が許に身を投じ、先づ同志の人々を會し、長江大河の辯を以て論じける樣云々、正一郎始め滿座孰れも其說を賛しけるにぞ高杉は翌八日正一郎宅の大座敷に靈壇を設けて、自ら天神地祇を祭り、同志の人々と共に爰に創めて奇兵隊を設立せり。　後年奇兵隊が機に臨み變に應じて、如何に活潑々地の動作を爲せしかは、我近世史を讀む者恐らく之を知らざる無かるべし、嗚

呼此の奇兵隊なるものは、實に文久三年六月八日を以て赤間關なる白石正一郎が邸宅に於て、生れ出でたるものなりと知るべし。

七月三日竹崎町なる清末藩御用邸より御召に依り正一郎罷出でけるに、在番飯田彈藏より左の通り達し相成りき。

右萩表より御所望被成度段御達しに付則御達しの通りに申附候事

白石正一郎

七月三日

別紙の通りに付早々山口表に可罷出候事

七月三日

正一郎は右御書附を拜受し、歸宅の上其頃滯在中なる高杉晋作に協議に及びけるに、明日直に山口に赴く事然るべしと高杉申けるにぞ、其仕度最中、又もや清末藩御用邸より急々藩主召され候との事申來るに、正一郎、廉作兩人打連れ御前に罷出けるに、二の間に於て拜謁被仰付御直に左の御褒詞を賜りたり。

勤王の儀兼々神妙に存じ罷在る處猶又近日山口へ大殿樣被爲召候に付罷

出候はゞ忠義可相勵候事

兩人は御前を拜辭し、正一郎は翌四日赤間關を發し、五日の夕刻山口に到着したるに、五つ時(今の八時)俄かに御用の旨申來り、假御用所三文字屋に罷出たるに、中村誠一より左の御書附を讀み渡されたり。

覺

一御扶持方二人高にして十七石

一米三石二斗

白石正一郎

右兼而尊王攘夷の正義を辨知し心得宜敷に付去春御用達被仰付段々御用に相立候趣も有之猶又此度夷船打拂方に付晝夜心配迷苦勞候に付格別之筋を以て前書之通御扶持被下三十人通りに被召抱御譜代に被仰付候事

長州征伐の當時に於て、薩長兩藩の諸有志間には、早已に見る所を同ふし、暗々裏に氣脈を通じ、一大飛躍を他日に試みんとする事とはなりぬ。去れば十月二十五日(慶應二年)に至り、薩摩の黒田嘉右衛門等藩主の命を奉じて山口に來

り、國家の前途に就て協議に及びけるを以て、山口にても十一月十五日木戸準一郎、河北一を薩摩に赴かしめ、更に畫策する所ありき。當時土州の石川誠之助(中岡愼太郎)薩摩の伊集院直右衛門、肥前の渡邊昇等は亦赤間關に在り、朝夕正一郎の許に出入し、高杉晋作と共に薩長同盟策を講じけるが、木戸準一郎は十二月十五日の夜半薩摩よりの歸途なりとて、正一郎が許に來り、主客燭を剪て、大に彼我兩藩同盟提携の事をも策しける。(大庭景陽)

## 第八節 白石廉作

第一編概說第十一章明治維新と下關一七一頁參照

【勤王烈士傳】白石廉作名は資敏、長藩の管內なる赤間關の豪商卯兵衛の六男なり、兄を正一郎と云ふ、亦有志の人なり、安政年中廉作商ひのすじもて薩摩に往き、引續きて六たびまで往來し、其後文久元年かしこの國主に封文をさゝげ、天下の形勢を論じけるに、斜ならず感賞し、是に因つて糧米四萬石を早船數十艘に積出させ、緩急の用に備へしめ、其上廉作兄弟用達を申付けらる。二年國主の父島津久光上京のをり、廉作兄弟家産を傾けて其の費用をたすけ、三年長

藩に於て攘夷の沙汰あり、中山忠光是を聞き、內々下向し廉作が家を旅館とせられければ、いたく喜び力を盡す事大方ならず。米國軍艦來襲の時廉作兄弟久坂義助が船に合ひ乘して烈しく是を砲擊し、其後數度の戰に出會はずといふ事なし。高杉晋作命をうけて、赤間關に來りて奇兵隊を編み立つるに、廉作さきがけて其隊に入りしかば、人々是を見て我も〱と來り集り、其勢次第に彌や增し、武名を四方に轟かすに至れり。かゝる事にや費しけん、さしも富饒なりし家產もほと〱盡きはてたれど、露心にかけず。藩主其功を賞美し、之を士籍に進む。同じ年の冬廉作、河上彌一郎と同心し、澤宣嘉に附したがひに但馬に到りて兵を擧げしに、味方利を失ひければ、一味の人と諸共に自ら首刎ねて果たりけり。年三十六なりしと云ふ。明治二十四年十二月十七日、特旨を以て正五位を贈らる。(白石鐵次郎)

【長州政變】文久三年九月二十八日、平野次郎奇兵隊の陣屋に來り、正一郎、廉作に向ひ、中山侍從大和五條に擧兵の景況、並に三但州邊の形勢を說話する頗る詳かなりき。去る程に萩藩當路の有志は、兎角に因循論を稱ふるもの多きに

ぞ、七卿は勿論奇兵隊有志の激昂するもの少なからず、十月二日に至り川上彌一(南八郞)同志と共に澤宣嘉卿を奉じて三田尻を脱走し、而して義兵を三但州に擧げんと欲し、此事を正一郞に密議しけるに、正一郞頗る之を賛し、內々廉作に相話し、正一郞自身卿の御供して脫走せんと荷物を相集め、後事を書き認めなどして問屋口と云へる船場に到れば、卿を乘せ參らせし舟は已に纜を解きて漕ぎ行こと一町許りなるにぞ、正一郞は埠頭に立つて大聲に呼で曰く、白石正一郞なり、其舟止めて乘るを得せしめよと。舟中人あり亦呼で曰く、弟廉作爰にあり、一家にして二人相乘を許さず、兄幸に國家の爲に盡せと。正一郞は切歯稍久ふして蕭々と奇兵隊の陣屋に歸れば、廉作の遺書あり、其文に曰く、

今夜以義脫奔仕候後々の事爲

國家御盡力可被下候事　　十月二日従問屋口

一弟荷物は柳行李二つ山本幸兵衛寢間に置申候並に小道具蒲團類は高橋貫介へ預け置申候間御取寄可被下候

一短刀今日研屋へ持ち參り置申候白木正吉と申人へ御賴可被下候

一檜は大庭傳七の分に付可然御始末可被下候
一井石へ酒代御拂可被下候凡そ二貫文許りと申居候
一木村文太郎樣へ御賴申上候梅曆十二冊原田篤三郎へ御返し可被下候但し初冊一卷伊藤三省へ貸し有之候

廉作

正一郎樣

去る程に廉作は同志平野次郎、南八郎（川上彌一郎ち故山田顯義伯の兄）を始め戶原卯橋等と共に澤主水正殿（宣嘉）を奉じ、十月上旬を以て但馬なる生野の銀山に義兵を擧げしが、幕府の代官川上伊太郎より此變を姬路に告げ鎭撫の兵を乞ひたるに依り、數日ならずして酒井雅樂頭の兵は近國諸藩の兵と共に押寄せたりければ衆寡敵せず、義兵は力を極めて奮闘に及びけるも、時運未だ到らざりけん、勝利を得るに由なく、廉作は同志十二人と共に妙見山に駈け上り、一同芝生の上に坐して從容屠腹して死せり、行年爰に三十六歲なりと云ふ。此の間に大將澤主水殿及び平野次郎には辛ふじて重圍の中を遁れ出でたるも、平野は竟に

同國豐川にて捕へられ、京都に護送せらるゝに至れり。正一郎は十一月十日奇兵隊の陣屋に於て久留米の淵上郁太郎より廉作の大義に死せし顛末を傳承し骨肉の情流石に忍び難く、翌十一日を以て當時奇兵隊の總管たる赤根武人、瀧彌太郎の諸氏と共に廉作の神靈を祭りける。

廉作始め詩を恒遠頼母(遠帆樓主人)に學び、文章を吉村重助(秋陽と號す安藝の碩儒)に學ぶ、遺稿今見るべきもの多し。(大庭景陽)

# 補訂

本文を印刷し終りて一讀すれば誤見脫漏少なくない。由つてその重なるものについて云つて置く。

二六頁五行に新地會所の設けがあつたと記してあるが、あれは伊崎會所と訂正したい。毛利氏の古文書には大抵伊崎會所と書いてあり、又新地と云ふ名稱は、寶曆の開作以後のもので、設立當初より存したるにあらざるに見るも、しか信ぜらるゝのである。

三四頁十一行に「鎭守八幡宮緣起に當津上下の船積一所の荷物、鳥目一百の内參錢を關役と爲し云々」は取り消す。

尙大內時代には同氏が支那貿易の鍵を握つて居たれば、下關は或は其有力なる商港ではなかつたかとも思はれるが、別に確證がないから本文には略した。

四七頁以下の壇ノ浦海戰の條に、三種神器の始末について述べなかつたのは大なる落度。寶劍神璽は二位の尼が安德帝を抱きて、入水の際に携へ、後神璽は

海に浮んだが寶劍は途に失せた。鏡は船中に置かれてあつた。戰後寶劍搜索の爲め使を立てられたが矢張り分らず、已むを得ず晝御座劍を以て之に代へらる。尤も是等は模造の三種神器なること云ふ迄もない。

六六頁五行以下に「而して四百年前の戊子入明記、名所方角抄に竈門を上の關と記すも、當地は赤間關として下の關とせず、下の關の名あるは陰德記を以て初見とするを見れば、最初上の關の名が出來、後之に倣ひて下の關の名稱を生ずるに至りしものであらう」と記してあるが、初めの方の文句が誤解を招き易いから再言する。實は竈門は俗に上の關と云ふと載すれども、赤間關の所には俗に下の關と云ふとは記してないことを指したものである。

七一頁六行に「否或は同寺がその宿泊所であつたかも知れぬ、それは近世の例に見るも、同寺が當地の大寺として貴顯紳士の宿に當てられて居たからである」是れは全部削る。

政治若しくは經濟の變遷の條で、萩會所の越荷方について記すことを忘れたが、あれは五〇九＝五一二頁を參照せられたい。

人物として當地には尙獨旨、櫛堂岑麿の二人が出でた、獨旨は神宮司町に生れ大工屋藤右衛門と云ひしが、後僧となり黄檗宗本山の三十五世の管長となつて居る。併しそれ以上の研究は編者に於て歩を進めて居らぬ。岑麿は廣江殿峰の後で、山名氏に養子に行つて居る。俳偕の宗匠として天下に交友多く、櫛堂と稱するは櫛屋を本職として居たからである。弘化四年二月二十五日死す。

本文所々に谷川之淸とあるは士淸の誤。

太宰管內志を明治時代の作とせるは天保十三年の誤、豐前志は文久三年の誤。

一〇四頁二行に本堂(觀音堂)を五百年前の建築物とせるが、そは外廓全部ではなく、中の柱と天井とに少し殘つて居るに過ぎないから斷つて置く。

五五二頁龜屋の條に次の古文書を挿入する。

一御手前樣御先祖より持あみ之座所御抱へ被成近年浦人一人に御預け被成候然所に私共釣之獵ばかりにて者冬に成すきわひ無之付而達而御斷申上候付而あみ之座浦中江御預け被成下段生々世々忝次第に奉存候然上者肴

等不絶進上可申候近所之御自由船等御用等之時萬事手つかへ不申様に似相之御用可承候私共仕様惡敷御氣に相不申時者何時茂あみ御取もどし餘仁如先例御持上被成候共御うらみに存申間敷候此あみ座の儀者御先祖より有來候座に候へば浦の有かぎりは取そだて中絶不仕様に可仕候爲後年墨付仕進上申處如件

延寶二年甲寅正月十二日

庄三郎

外三十六名

龜屋次右衛門殿

下關二千年史　終

大正四年十月二日印刷
大正四年十月七日發行

下關二千年史奥附

著作權所有

著作兼發行者　下關市奥小路町四拾五番地　重山禎介

印刷者　下關市王司町百四拾七番地　藤田光之進

印刷所　下關市王司町百四拾七番地　瞬報社

發行所　下關市西南部町專念寺内　關門史談會

PURCHASED FOR THE

*UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY*

FROM THE

*CANADA COUNCIL SPECIAL GRANT*

FOR
Far Eastern 68

# 正誤表

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| 口繪 | 壇浦海戰圖 | 狩野元信 | 土佐光信 |
| 目次 | 緒言 | 對照 | 對象 |
| 三、 | 六、 | 特種的 | 特殊的 |
| 五、 | 一、 | 同 | 同 |
| 一〇、 | 一三、 | 數百艘 | 二百艘 |
| 一四、 | 六、 | 隊長 | その主腦 |
| 一九、 | 一一、 | 阿彌陀寺領 | 阿彌陀領 |
| 二二、 | 六、 | 申叔丹 | 申叔舟 |
| 二八、 | 五、 | 海晏寺 | 長泉寺、妙蓮寺 |
| 三二、 | 一〇、 | 阿彌陀寺領 | 阿彌陀領 |
| 六六、 | 一、 | 海泊 | 舟泊 |
| 六七、 | 八、 | こし | こー |
| 九〇、 | 八、 | 文久二年 | 安政三年 |
| 九七、 | 四、 | 朝鮮國王 | 朝鮮國 |
| 九七、 | 五、 | 陛下 | 貴國 |
| 一〇六、 | 八、 | 海泊 | 舟泊 |
| 一一二、 | 一一、 | 近世に於て | 戰國時代に於て既に |
| 一四五、 | 九、 | セラシス | セラミス |

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03141 8924